

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 6日

案件名	第3期障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について										
所管	健康福祉	局	福祉	部	障害政策	課	担当者		内線		
概要	第3期障害者計画(計画期間:平成30年度～平成35年度)、第5期障害福祉計画(計画期間:平成30年度～平成32年度)及び第1期障害児福祉計画(計画期間:平成30年度～平成32年度)を策定するもの。策定に当たっては、3つの計画を一体的に策定し、市民に分かりやすいものとするため、「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」と総称する。										
審議内容(論点)	第3期障害者計画(案)、第5期障害福祉計画(案)及び第1期障害児福祉計画(案)について										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策8 障害者の自立支援と社会参加 施策9 障害児の支援							
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	24日	政策調整会議	平成29年	11月	6日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	9日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期		平成30年3月	定例会議	報道への情報提供		資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等			調整項目			調整状況		
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等			内容						
	H29.2.15	相模原市障害者施策推進協議会			次期障害者計画等の策定について						
	H29.3.3	関係課長会議			次期障害者計画に係る策定体制等について						
	H29.4.28	障害児者福祉団体長会議			次期障害者計画等の目標等について						
	H29.5.10	相模原市障害者計画等検討会議 ワーキンググループ			次期障害者計画等の目標等について						
	H29.6.6	相模原市障害者施策推進協議会			次期障害者計画等の目標等について						
	H29.7.3	相模原市障害者計画等検討会議			第3期障害者計画等の策定について						
	H29.7.5	相模原市障害者施策推進協議会			計画(素案)の諮問及び次期障害者計画等の目標等について						
	H29.8.10	相模原市障害者計画等検討会議 ワーキンググループ			第3期相模原市障害者計画の施策体系等について						
	H29.8.28	相模原市障害者施策推進協議会			計画の素案について						
	H29.9.29	相模原市障害者施策推進協議会			計画の素案について						
	H29.10.3	相模原市障害者自立支援協議会			計画の素案について意見交換						
	H29.10.10	障害児者福祉団体長会議			計画の素案について意見交換						
H29.10.13	相模原市障害者計画等検討会議			計画の策定について							
H29.10.18	相模原市障害者施策推進協議会			計画の素案について							
H29.10.23	相模原市障害者施策推進協議会			答申							
備考											
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (政策会議)										
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】 計画期間について、地域福祉計画等、他の計画との調整がとれないのか。 期間について、障害者計画については法令等での定めはないが、障害福祉計画等については計画期間が定められており、この期間と合わせている。 相模原市障害者福祉計画という名称は、庁外組織の意見を聴いて決定していると承知しているが、この計画は「福祉」に限ったものではないため、その点を考慮して名称を決めるべきである。 承知した。 人口の将来推計については現在推計を行っているところであり、他の計画と同様、留意が必要である。</p> <p>【政策調整会議】 計画内の各編の見出しが各計画名称になっているが、内容を分かりやすいものとするため、見出しの表記を工夫をしても良いのではないか。 意見を踏まえ検討する。</p>										

## 事案の具体的な内容

- (1) 各計画の位置付け等
- ア 障害者計画  
障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画として、障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めるもの。第2期障害者福祉計画基本計画（H22～32）及び中期実施計画（H27～29）を策定。基本計画については計画期間が残存しているが、障害者施策の変化への対応等のため、見直しを行い第3期計画を策定する。
- イ 障害福祉計画  
障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、障害のある人の地域生活への移行に関する数値目標及び今後必要となる障害福祉サービス等の見込量等を定めるもの。第4期障害福祉計画（H27～29）を策定。平成30年度を始期とする第5期計画を策定する。
- ウ 障害児福祉計画  
平成28年の児童福祉法の一部改正により、これまで障害福祉計画に定めるよう努めることとされていた障害児通所支援等の整備等について、法定計画として新たに障害児福祉計画として定めることとされたものであり、第1期計画を策定する。
- (2) 各計画の計画期間
- ア 第3期障害者計画 H30～H35の6年間
- イ 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 H30～H32の3年間
- (3) 経過
- 平成29年 2月～10月 市障害者施策推進協議会（6回）  
3月 関係課長会議  
4月～10月 障害児者福祉団体長会議にて意見交換（2回）  
5月～8月 障害者計画等検討会議ワーキンググループ（2回）  
7月～10月 障害者計画等検討会議（2回）  
10月 市障害者自立支援協議会との意見交換  
平成29年10月23日市障害者施策推進協議会から答申
- (4) 計画の構成
- 第1編 計画の策定に当たって
- 第1章 計画の概要
- 第2章 計画の基本的な考え方
- 第3章 障害のある人の状況
- 第2編 分野別施策の基本的方向
- 第1章 相互に「理解し尊重する」
- 第2章 地域で安心して「暮らす」
- 第3章 共に「学ぶ」
- 第4章 自分らしく「働く」
- 第5章 いきいきと「活動する」
- 第3編 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等
- 第1章 平成32年度の成果目標
- 第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策
- 第3章 障害児支援の見込量と確保のための方策
- 第4章 発達障害のある人の支援
- 第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策
- (5) 事業費経費・財源（平成30年度）
- 障害者施策推進協議会運営費 委員報酬：958千円 会場使用料：14千円
- (6) 事業実施の効果（策定の趣旨）
- 「共にささえあい生きる社会」の実現を目標とし、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進するもの。
- (7) 今後のスケジュール
- 平成29年12月 議会への情報提供（部会）  
パブリックコメントの実施（12月中旬から1月中旬）
- 平成30年 2月 神奈川県へ意見照会 障害福祉計画及び障害児福祉計画  
3月 計画策定  
議会への報告（定例会議） 障害者計画のみ

共にささえあい生きる社会  
さがみはら障害者プラン

(案)

相模原市



# 目次

第1編 計画の策定に当たって	
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 他の計画との関係	6
5 計画の進行管理	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 目標	8
2 基本理念	8
3 重点的な取組事項	9
4 計画の体系	14
第3章 障害のある人の状況	16
1 障害のある人の数	16
2 身体障害のある人の状況	17
3 知的障害のある人の状況	18
4 精神障害のある人の状況	19
5 難病のある人の状況	20
6 障害福祉サービス支給決定者数の推移	21
7 障害児支援支給決定者数の推移	22
第2編 分野別施策の基本的方向	
第1章 相互に「理解し尊重する」	25
基本施策1 共生社会の実現に向けて	25
基本施策2 権利擁護の推進	31
基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援	35
第2章 地域で安心して「暮らす」	38
基本施策1 相談体制の充実	38
基本施策2 福祉サービス基盤の充実	43
基本施策3 保健医療サービス	51
基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成	55
基本施策5 精神保健福祉施策の充実	57
基本施策6 療育体制の整備	61
基本施策7 バリアフリーのまちづくり	66

基本施策8	住まいづくり	70
基本施策9	防犯・防災対策の推進	73
第3章	共に「学ぶ」	77
基本施策1	乳幼児における保育・教育	77
基本施策2	学齢期における支援	80
第4章	自分らしく「働く」	84
基本施策1	就労の支援	84
基本施策2	就労の機会の確保	87
基本施策3	職業訓練及びリハビリテーションの充実	90
第5章	いきいきと「活動する」	92
基本施策1	スポーツ・レクリエーションの支援	92
基本施策2	文化活動への支援	96
基本施策3	生涯学習機会の充実	98

### 第3編 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

第1章	平成32年度の成果目標	103
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	103
2	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	105
3	地域生活支援拠点等の整備	107
4	福祉施設から一般就労への移行等	108
5	障害児支援の提供体制の整備等	110
第2章	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	112
1	訪問系サービスの見込量	112
2	日中活動系サービスの見込量	114
3	居住系サービスの見込量	117
4	相談支援の見込量	119
第3章	障害児支援の見込量と確保のための方策	120
1	障害児通所支援の見込量	120
2	障害児入所支援の見込量	122
3	障害児相談支援等の見込量	123
第4章	発達障害のある人の支援	124
第5章	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	125
1	理解促進研修・啓発事業	125
2	自発的活動支援事業	125
3	相談支援事業	125
4	成年後見制度利用支援事業	125
5	成年後見制度法人後見支援事業	125

6	意思疎通支援事業.....	125
7	日常生活用具給付等事業.....	126
8	手話奉仕員養成研修事業.....	126
9	移動支援事業.....	126
10	地域活動支援センター事業.....	126
11	障害児等療育支援事業.....	126
12	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業.....	126
13	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業.....	126

## 資料編

1	計画の策定体制.....	133
2	計画の策定経過.....	134
3	相模原市障害者施策推進協議会条例.....	135
4	相模原市障害者施策推進協議会委員名簿.....	137
5	用語の解説.....	138





# 第1編

## 計画の策定に当たって



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく市町村障害者計画として、平成10年3月に平成10年度から平成22年度までを計画期間とする「相模原市障害者福祉計画」を、平成22年3月に平成22年度から平成32年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を策定するとともに、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」の推進のため、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画前期実施計画」及び平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画中期実施計画」を策定し、障害のある人を主体とした施策を総合的に推進し、福祉、保健、医療、教育、雇用、まちづくりなどの諸施策との連携を図り、誰もが安心して快適に生活できる地域社会づくりのための施策を進めてきました。

この間、国においては、障害者の権利に関する条約の批准に当たり、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）などの関係法令が整備されました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、障害者が自らの望む生活を地域で送ることができるよう、福祉サービス等の支援の充実が図られており、平成30年4月に施行される障害者総合支援法等の一部改正により、障害者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

一方で、平成28年7月に、本市緑区に所在する神奈川県立津久井やまゆり園において、大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、障害のある人への、一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって引き起こされたものと考えられており、改めて、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

こうした障害者施策の動向に的確に対応し、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、基本的な施策の方向性を継承しつつ、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を見直し、「第3期相模原市障害者計画」を策定するとともに、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定することとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「第3期相模原市障害者計画」、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」の3つの法定計画で構成しており、各計画の位置付け等は次のとおりです。

### (1) 第3期相模原市障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (2) 第5期相模原市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### (3) 第1期相模原市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、本市の障害児のサービス提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

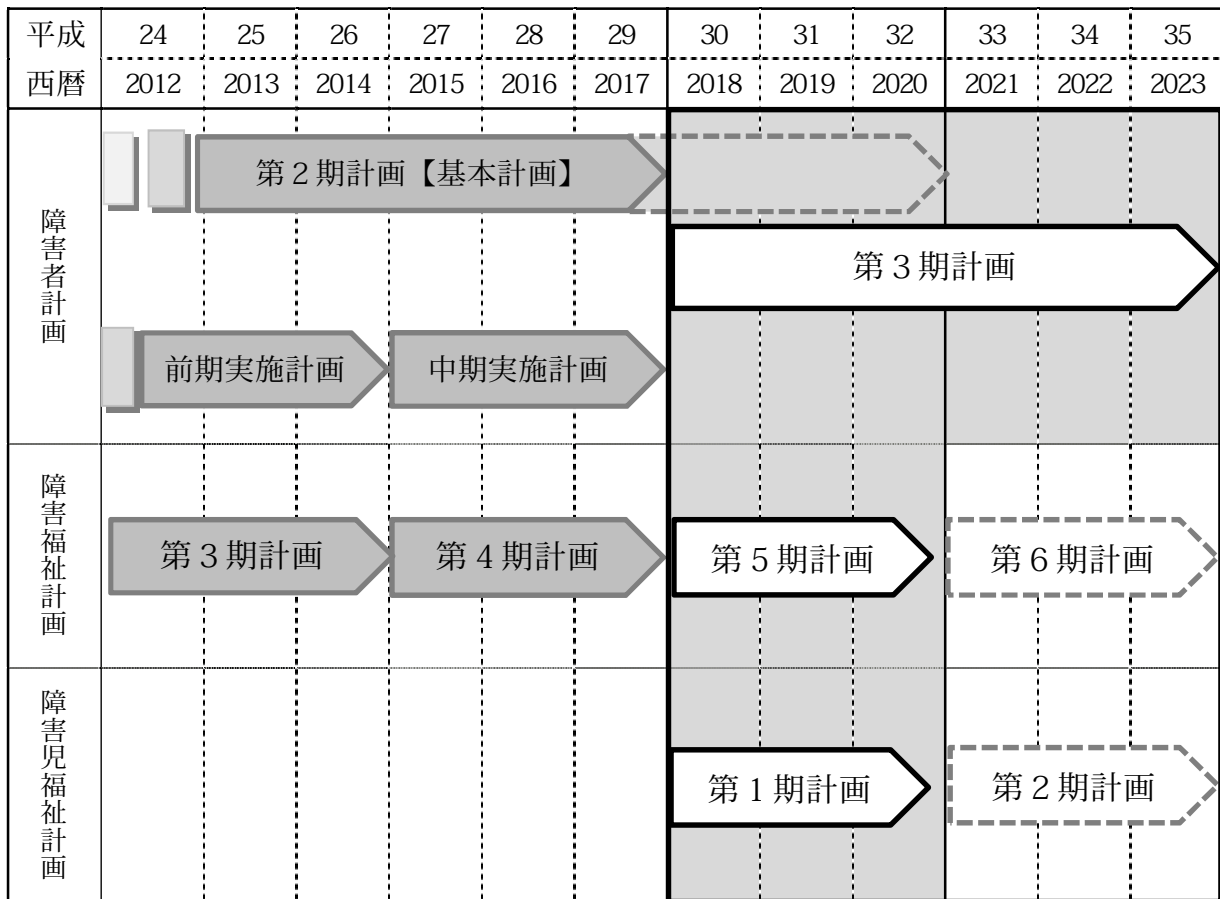
児童福祉法

〔市町村障害児福祉計画〕

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

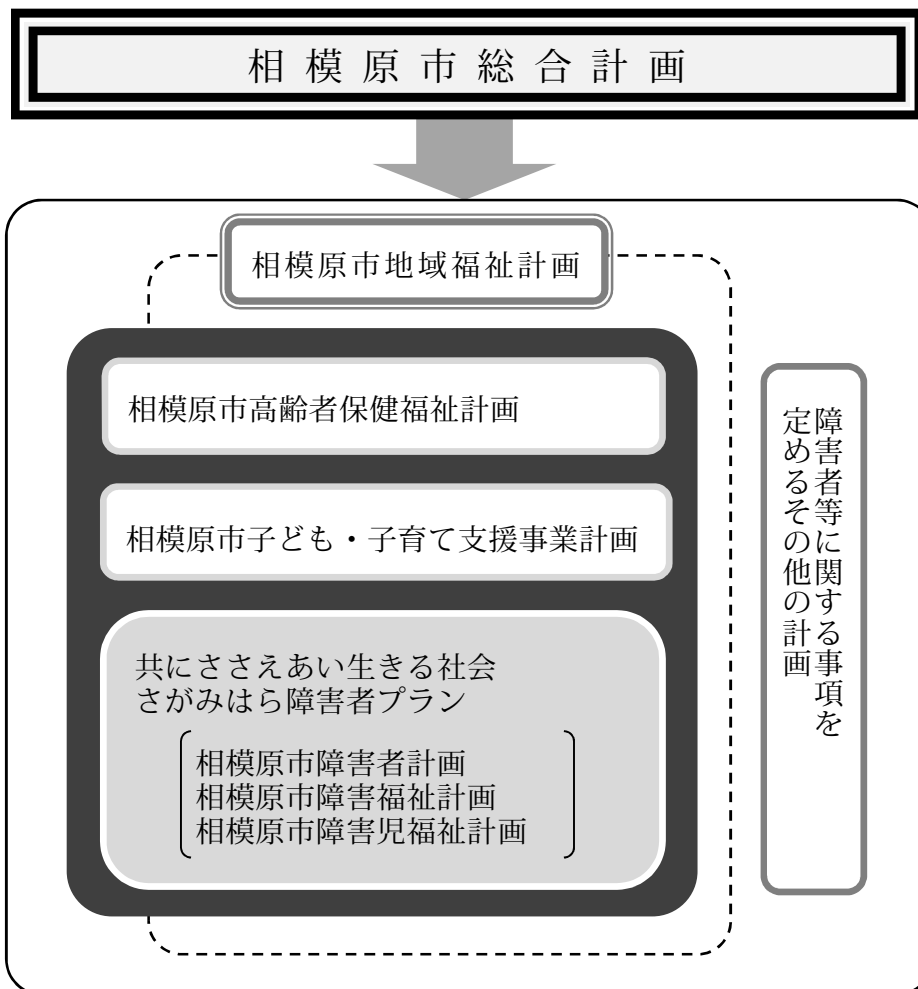
### 3 計画の期間

「第3期相模原市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



#### 4 他の計画との関係

計画は、本計画の上位計画である「相模原市総合計画」、その部門別計画で関連のある「相模原市地域福祉計画」・「相模原市高齢者保健福祉計画」・「相模原市子ども・子育て支援事業計画」その他の法律の規定による計画であって障害者等に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものとしします。



※相模原市地域福祉計画とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定める法定計画です。

※相模原市高齢者保健福祉計画とは、高齢者がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「介護保険事業計画」を一体とした法定計画です。

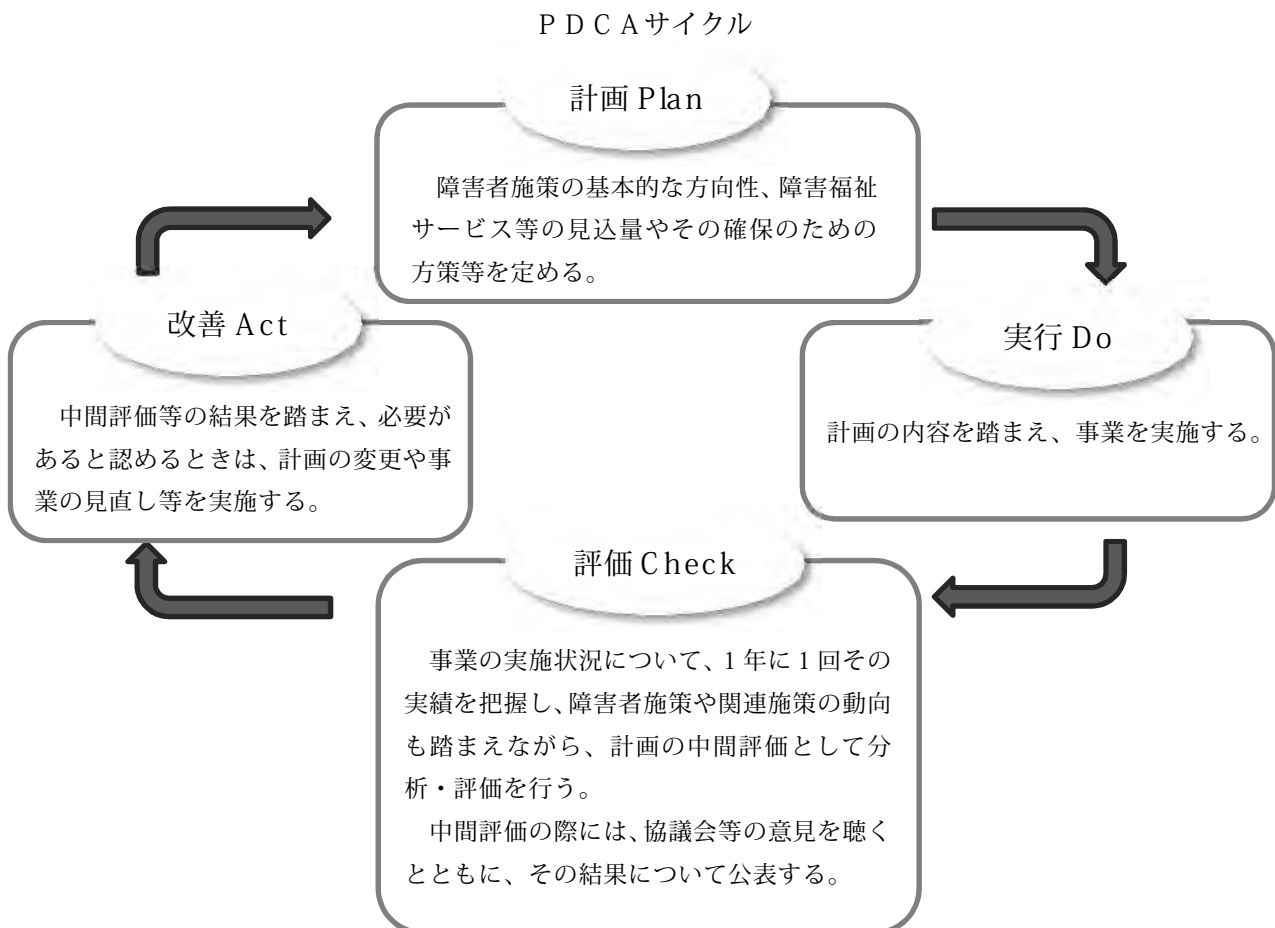
※相模原市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、安心して子どもを産み育てられるまち、将来を担う子どもの成長と若者が社会的に自立し活躍できるまちを目指し、教育・保育の量の見込みや提供体制等を定める法定計画です。

## 5 計画の進行管理

本計画の進捗状況の確認・評価は、「相模原市障害者施策推進協議会」において行います。

また、本計画を円滑に進めるために、計画推進に関わる庁内の部局、障害者団体、関係機関などとの連携を図ります。

計画の実施に当たっては、P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組を推進するとともに、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 目標

障害者基本法や障害者総合支援法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進することを趣旨として定められています。

この趣旨に鑑み、本計画においては、『共にささえあい 生きる社会』の実現を目標とし、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

### 2 基本理念

本計画の目標を達成するため、障害のある人に関する施策の基本として、以下の4つを基本理念とします。

#### (1) 共生社会の推進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

#### (2) 障害を理由とした差別の解消

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が生活を送る上で制約となっている社会的障壁の除去のため実施される合理的配慮の提供を促進します。

#### (3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉え、その意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援や、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### (4) 障害特性等に配慮した支援

障害のある人の支援に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等、個別の状況に応じて支援の必要性は多様であるという前提に立ち、支援を行います。



### 3 重点的な取組事項

本市における課題等を踏まえ、以下の5つの事項について重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

#### 指標

指標①：一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」の割合の合計	35.0%	19.5%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

#### 【設定理由】

障害等に関する理解促進の取組により、障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合の増加を目指します。

指標②：障害者週間に開催する障害等の理解促進を目的としたイベントの来場者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
来場者数の合計	700人	332人

#### 【設定理由】

広く市民に対して、障害等に関する理解促進を行うため、障害者週間に開催するイベントの来場者数の増加を目指します。

## (2) 重度の障害のある人の地域生活の支援

重度の障害のある人が地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めていきます。

## 指 標

指標①：親や親族などが病気などで一緒に生活できなくなった場合、介助してくれる人がいないなど、様々な状況から、施設で生活したい、病院に入院したいと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「介助してくれる人がいないから」の割合	13.0%	26.7%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

## 【設定期由】

地域生活のための支援の充実により、介助してくれる人がいないことを理由に施設入所等を希望すると回答した人の減少を目指します。

指標②：重度の障害がある人への支援を行った場合に算定可能な加算を算定している市内の短期入所事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
加算を算定している市内短期入所事業所の割合	68.0%	45.5%

## 【設定期由】

研修の充実などにより、重度の障害がある人の支援が可能な短期入所事業所の増加を目指します。

## (3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めていきます。

## 指 標

指標①：市内の障害福祉サービス事業所等のうち、職員が不足していると回答した事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成29年度
「大変不足している」「不足している」「やや不足している」の割合の合計	43.0%	62.3%

※平成29年度の数値は「相模原市障害福祉サービス事業所等の経営及び従事者の労働状況等に関する実態調査報告書」によるもの

## 【設定理由】

福祉人材の確保の取組の推進により、職員が不足していると回答した障害福祉サービス事業所等の割合の減少を目指します。

指標②：福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
研修の受講者年間延べ人数	2,000人	1,587人

## 【設定理由】

多様な障害特性に応じた支援などに関する研修の充実により、研修を受講した障害福祉サービス等従事者数の増加を目指します。

## (4) 障害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めていきます。

## 指 標

指標①：今の生活で特に困っていることはないと回答した障害のある児童の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「特に困っていることはない」と回答した割合	58.0%	44.4%

※平成28年度の数值は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

## 【設定理由】

関係機関が連携して必要な情報の提供や支援を実施することにより、今の生活で困りごとが特にないと回答した人の割合の増加を目指します。

指標②：M a p（支援シート）を活用している小・中学校の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
M a pを活用している割合	100%	92.7%

## 【設定理由】

障害のある児童のライフステージに応じた継続的な支援を推進するため、M a p（支援シート）を活用している小・中学校の割合の増加を目指します。

## (5) 障害のある人の就労環境の充実

障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を促進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の更なる向上を進めていきます。

## 指 標

指標①：現在特に何もしていない理由として、仕事をする自信がないためと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「仕事をする自信がないため」と回答した人の割合	13.0%	18.7%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

## 【設定理由】

就労の支援や、就労後の支援の実施による就労環境の充実により、仕事をする自信がないため特に何もしていないと回答した人の割合の減少を目指します。

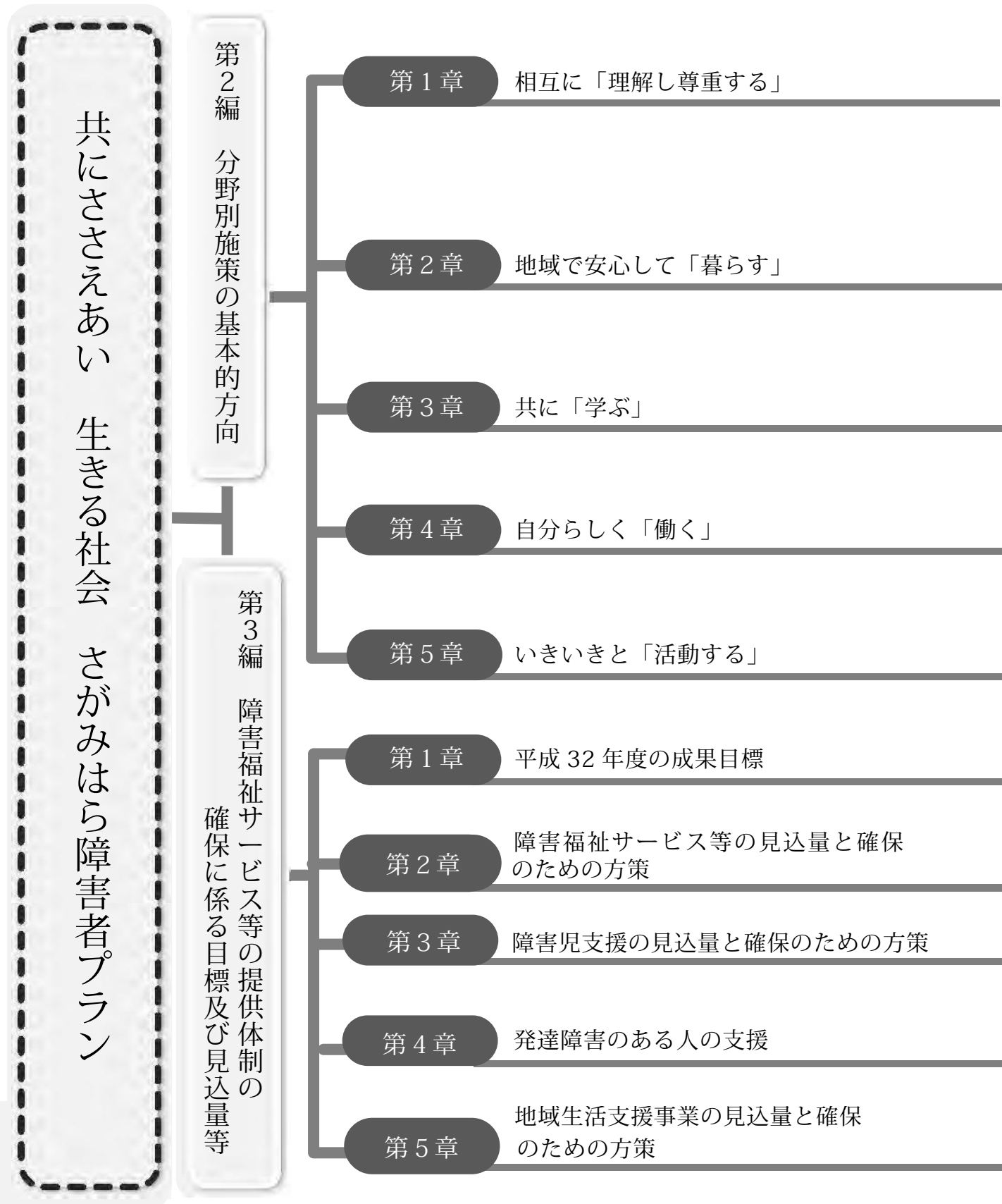
指標②：市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

項目	平成35年度 (目標)	平成27年度
就労継続支援B型事業所の工賃月額	全国平均月額	相模原市平均工賃月額： 13,265円 全国平均工賃月額： 15,033円

## 【設定理由】

官公需の積極的な推進や工賃向上に向けた取組への支援により、就労継続支援B型事業所の工賃の向上を目指します。

4 計画の体系



## 基本施策

- 基本施策1 共生社会の実現に向けて
- 基本施策2 権利擁護の推進
- 基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

- |       |               |       |              |
|-------|---------------|-------|--------------|
| 基本施策1 | 相談体制の充実       | 基本施策6 | 療育体制の整備      |
| 基本施策2 | 福祉サービス基盤の充実   | 基本施策7 | バリアフリーのまちづくり |
| 基本施策3 | 保健医療サービス      | 基本施策8 | 住まいづくり       |
| 基本施策4 | 福祉人材の確保・定着・育成 | 基本施策9 | 防犯・防災対策の推進   |
| 基本施策5 | 精神保健福祉施策の充実   |       |              |

- 基本施策1 乳幼児における保育・教育
- 基本施策2 学齢期における支援

- 基本施策1 就労の支援
- 基本施策2 就労の機会の確保
- 基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

- 基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援
- 基本施策2 文化活動への支援
- 基本施策3 生涯学習機会の充実

# 第3章 障害のある人の状況

## 1 障害のある人の数

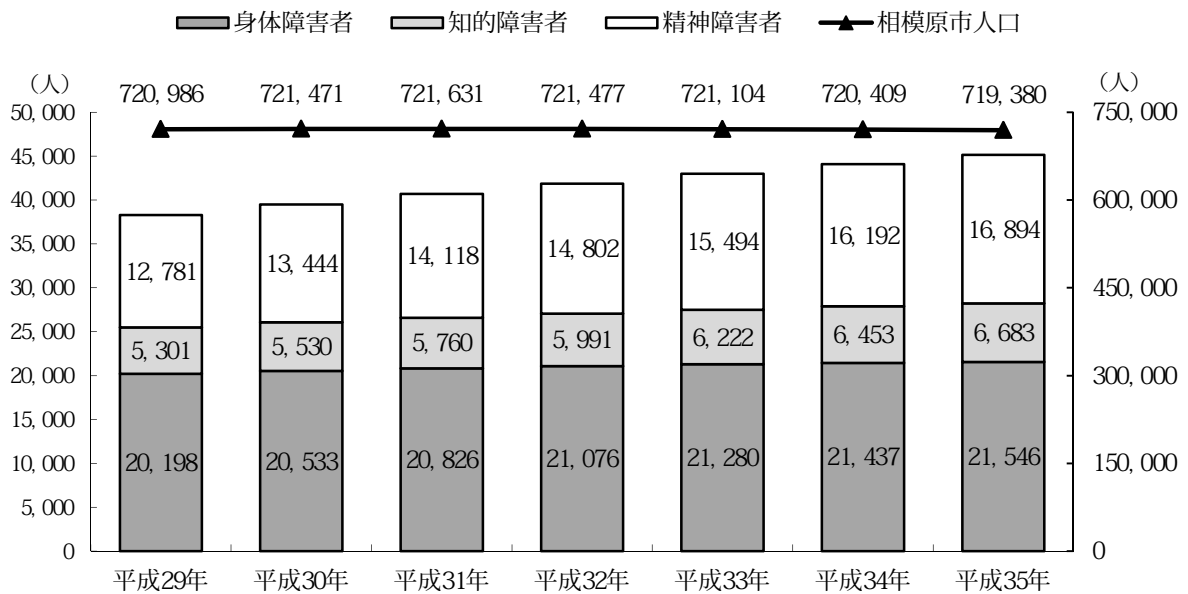
障害者手帳等所持者数は、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに増加傾向となっており、総人口に対する割合は、平成29年現在5.3%（38,280人）が平成35年では6.3%（45,123人）まで増加すると推計しています。

図表 3-1 人口と各障害者手帳所持者の推計

各年4月1日現在、単位：人、%

区分	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
総人口	720,986	721,471	721,631	721,477	721,104	720,409	719,380
身体障害者	人数	20,198	20,533	20,826	21,076	21,280	21,437
	割合(%)	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0
知的障害者	人数	5,301	5,530	5,760	5,991	6,222	6,453
	割合(%)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
精神障害者*	人数	12,781	13,444	14,118	14,802	15,494	16,192
	割合(%)	1.8	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
障害者計	人数	38,280	39,507	40,704	41,869	42,996	44,082
	割合(%)	5.3	5.5	5.6	5.8	6.0	6.1

※精神障害者数は、各年3月31日現在で、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者を含む。





## 2 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29年4月1日現在、20,198人で障害種類別で見ると肢体不自由が10,408人(51.6%)、内部障害が6,561人(32.5%)で8割強を占めています。

また、等級別では1級が7,609人で全体の37.7%を占めています。

図表 3-2 身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

平成29年4月1日現在、単位：人、%

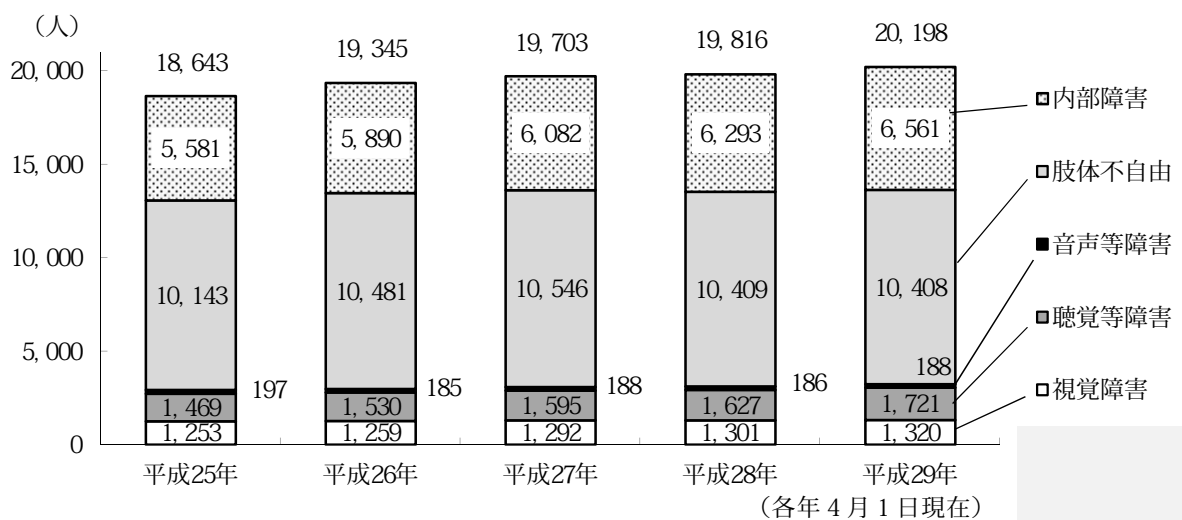
区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	内訳	
							18歳未満	18歳以上
人数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561	429	19,769
構成比(%)	100.0	6.5	8.5	0.9	51.6	32.5	2.1	97.9

図表 3-3 身体障害者手帳所持者数（障害種類別・等級別）

平成29年4月1日現在、単位：人

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561
1級	7,609	380	42	9	2,429	4,749
2級	3,192	421	486	13	2,180	92
3級	2,636	120	213	95	1,724	484
4級	4,509	77	386	71	2,739	1,236
5級	1,067	218	5		844	
6級	1,185	104	589		492	

図表 3-4 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）



### 3 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29年4月1日現在、5,301人となっています。等級別では、B2(軽度)が2,018人で最も多く、全体の38.0%を占めています。

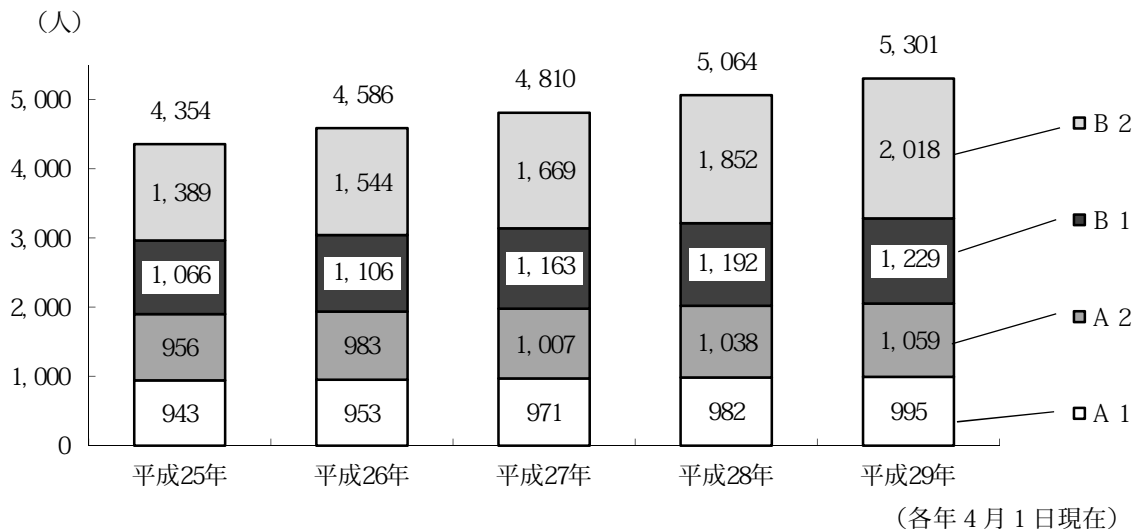
また、障害児(18歳未満)は、1,624人で全体の30.6%を占めています。

図表3-5 療育手帳所持者数(等級別)

平成29年4月1日現在、単位：人、%

区分		総数	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)
人数		5,301	995	1,059	1,229	2,018
構成比(%)		100.0	18.8	20.0	23.2	38.0
内 訳	18歳未満	1,624	218	239	283	884
	18歳以上	3,677	777	820	946	1,134

図表3-6 療育手帳所持者数の推移(等級別)



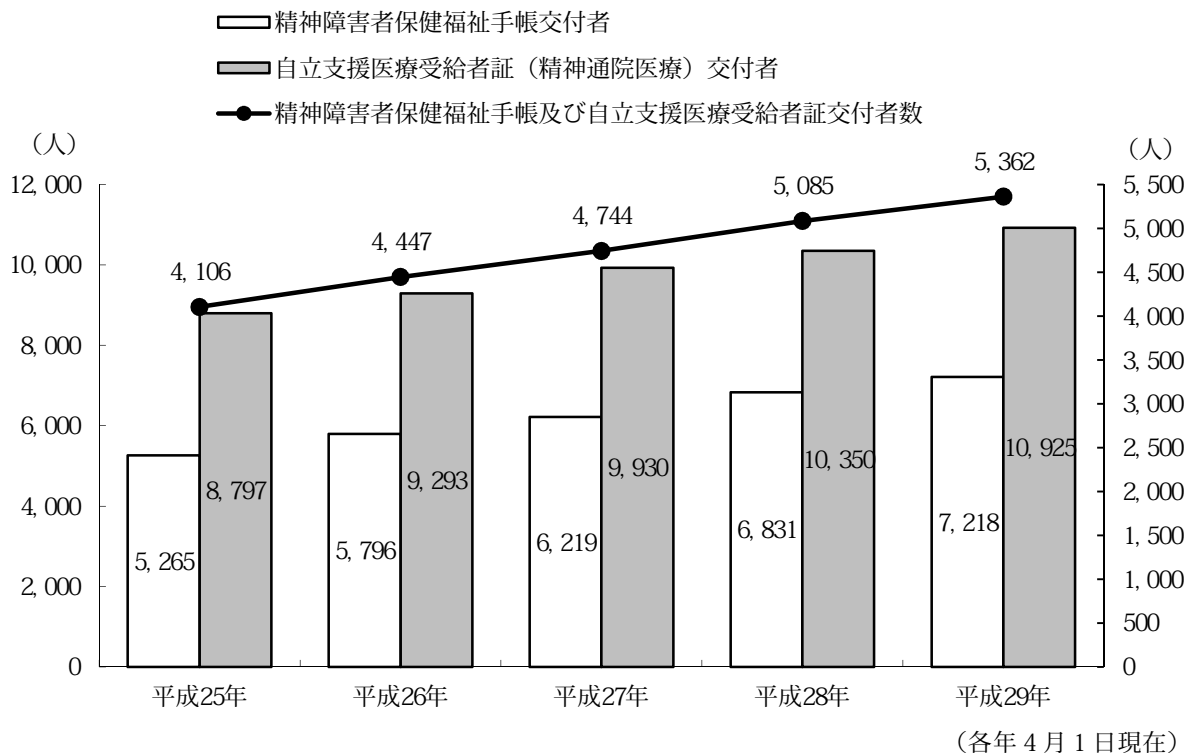
## 4 精神障害のある人の状況

平成29年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は7,218人、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は10,925人となっており、ともに増加傾向にあります。

図表 3-7 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数の推移  
各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳交付者数	5,265	5,796	6,219	6,831	7,218
自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数	8,797	9,293	9,930	10,350	10,925
精神障害者数	9,956 (4,106)	10,642 (4,447)	11,405 (4,744)	12,096 (5,085)	12,781 (5,362)

※（ ）内は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数



## 5 難病のある人の状況

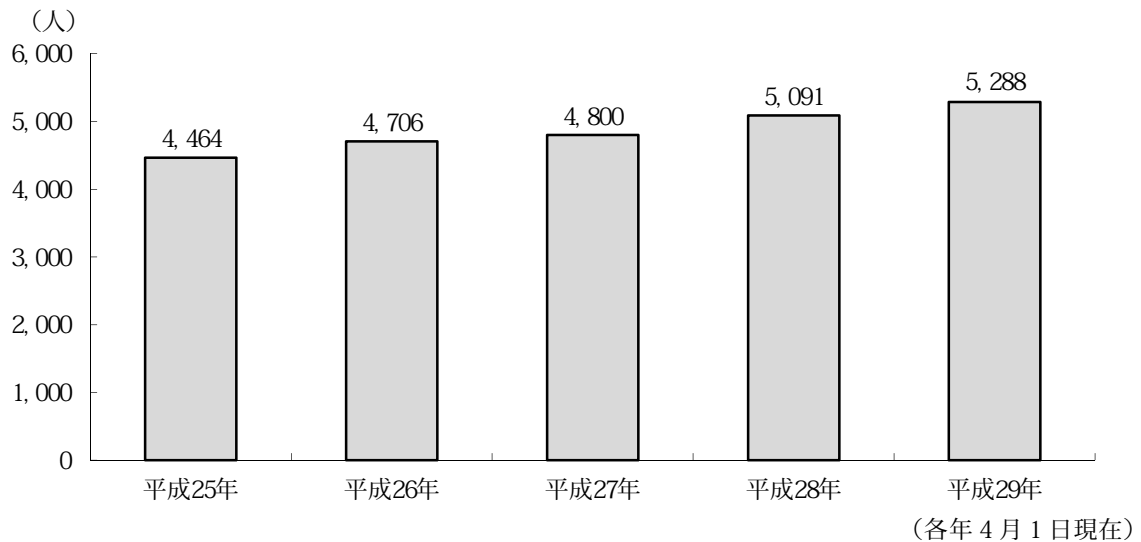
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数は、平成29年3月31日現在、5,288人となっています。

図表3-8 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数	4,464	4,706	4,800	5,091	5,288

※平成25年、平成26年は特定疾患医療受給者証交付者数



## 6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

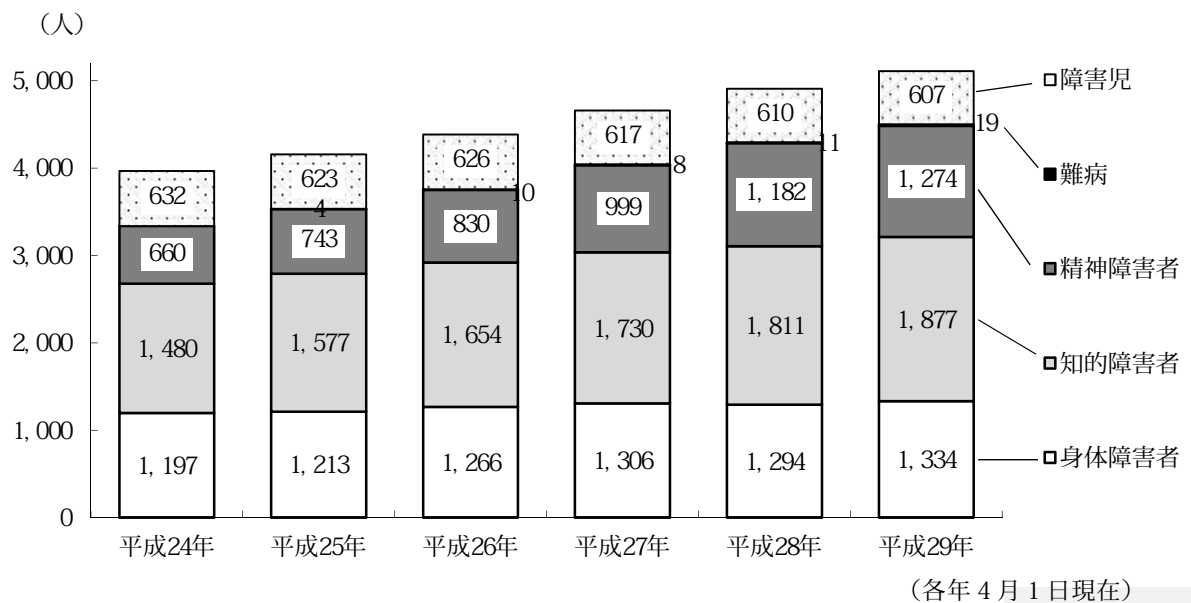
障害福祉サービス支給決定者数は、平成29年4月1日現在、5,111人と増加傾向で推移し、前年に対する増加率は4.1%となっています。

特に精神障害のある人の増加が顕著となっています。

図表3-9 障害福祉サービス支給決定者数の推移

各年4月1日現在、単位：人、%

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者	人数	1,197	1,213	1,266	1,306	1,294	1,334
	増加率(%)	10.1	1.3	4.4	3.2	△1.0	3.1
知的障害者	人数	1,480	1,577	1,654	1,730	1,811	1,877
	増加率(%)	5.2	6.6	4.9	4.6	4.7	3.6
精神障害者	人数	660	743	830	999	1,182	1,274
	増加率(%)	25.2	12.6	11.7	20.4	18.3	7.8
難病	人数		4	10	8	11	19
	増加率(%)		—	150.0	△20.0	37.5	72.7
障害児	人数	632	623	626	617	610	607
	増加率(%)	—	△1.4	0.5	△1.4	△1.1	△0.5
合計	人数	3,969	4,160	4,386	4,660	4,908	5,111
	増加率(%)	0.3	4.8	5.4	6.2	5.3	4.1



## 7 障害児支援支給決定者数の推移

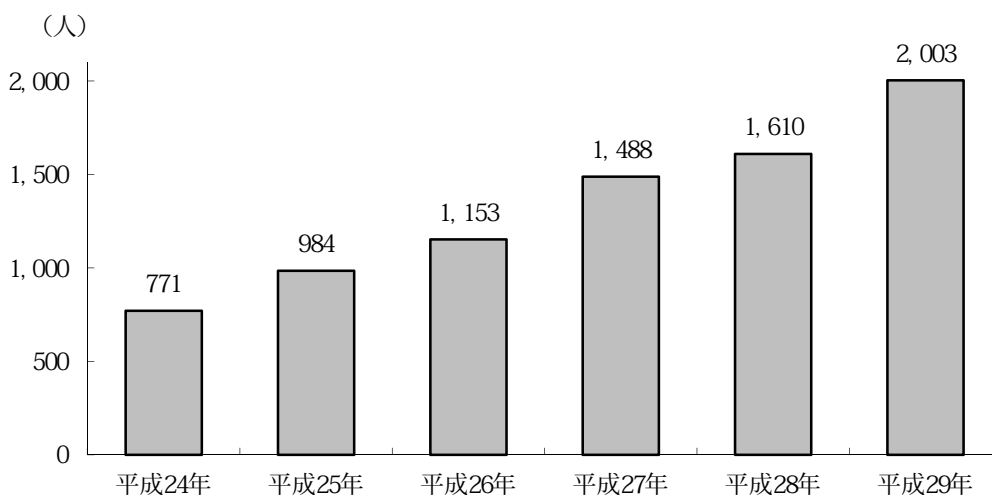
障害児支援支給決定者数の推移は、平成29年4月1日現在、2,003人と増加傾向で推移し、前年に対する増加率は24.4%となっています。

図表 3-10 障害児支援支給決定者数の推移

単位：人、%

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人数	771	984	1,153	1,488	1,610	2,003
増加率(%)	—	27.6	17.2	29.1	8.2	24.4

※人数は各年4月1日現在の障害児支援（通所・入所）支給決定実人数（措置を含む。）



(各年4月1日現在)

## 第2編

# 分野別施策の基本的方向





# 第1章 相互に「理解し尊重する」

## 基本施策1 共生社会の実現に向けて

～障害への理解を深めるために～

### 現状と課題

- 障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、一人ひとりがお互いを尊重し、共に支え合うことが必要です。
- 障害のある人の社会参加の場づくりのためには、障害及び障害のある人に対する理解が一層深まる必要があります。
- 障害及び障害のある人への理解を深めるためには、幼少期からの人権及び福祉に関する教育が重要です。
- 障害のある人が一人の個人として尊重され、自分らしく社会に参加し、地域で当たり前のように生活できる社会を実現するため、人権施策を推進していく必要があります。

障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できるように地域の理解を進めていくために、特に力を入れるべきこと

単位:%

区分	有効回答数 (件)	の活 の発 行を 伝 え る 病 気 の パ ン フ レ ッ ト 生	障 害 や 病 気 の あ る 人 の 生	障 害 者 の 開 催 作 品 展 や イ ベ ン ト	機 会 を 増 やす こ と と 交 流 の	学 校 や 地 域 な ど に 暮 ら す こ と に	学 校 や 地 域 な ど に 暮 ら す こ と に	報 や 病 気 に 関 する 学 習 の 教 育 や 障 害 情 報	演 し 知 識 の 体 験 の 開 催	障 害 や 病 気 に 関 する 啓 蒙 の 講 座	障 害 者 の 就 業 の 促 進	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	1,679	14.1	6.1	17.3	17.7	21.6	25.4	27.8	3.8	12.2	22.9			
身体障害者	408	17.2	5.4	15.0	12.0	15.9	24.5	22.5	2.5	16.4	26.5			
知的障害者	372	12.9	8.1	23.4	25.5	26.3	23.1	29.3	4.8	8.1	20.4			
精神障害者	355	11.0	7.0	9.9	14.4	18.0	26.8	31.5	6.2	14.4	21.7			
難病患者	437	15.3	4.6	19.2	17.8	24.0	29.1	25.9	2.1	10.3	23.8			
発達障害者	78	12.8	5.1	23.1	26.9	34.6	17.9	41.0	1.3	7.7	19.2			
高次脳機能障害者	29	10.3	6.9	20.7	10.3	13.8	17.2	31.0	10.3	17.2	13.8			

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

### (1) 障害のある人への理解を促進します

障害の有無にかかわらず安全で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害及び障害のある人に関する理解啓発を進めます。

### (2) 人権・福祉に関する教育を推進します

幼少期からの人権教育や福祉教育、福祉体験講座などを通じて、思いやりや助け合いの心を育み、相手の立場になって共感することのできるような人権や福祉に関する取組を進めます。

### (3) 情報バリアフリーを推進します

障害のある人が必要な情報を得られるよう、利用しやすい情報提供を進めます。

### (4) 人権施策を推進します

個人の尊厳が保障され、誰もが安心して心豊かに市民生活を送れるよう、「相模原市人権施策推進指針」に基づき、あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映し、人権尊重を基調とした市政を推進します。

## 具体的な取組

1-1 (1) 障害のある人への理解を促進します	
取組内容	主な関連事業
1) 障害に関する理解・啓発の促進	
① 障害に対する理解促進のために、12月3日から9日までの「障害者週間」に開催等します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者週間のつどいの開催</li> <li>○体験作文、ポスター募集等の関連事業の実施</li> <li>○ほかほかふれあいフェスタの開催支援</li> </ul>
② 発達障害について、社会全体の理解を広める啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害支援センターにおける関係機関や地域住民への研修・啓発</li> <li>○発達障害啓発講演会の開催</li> <li>○4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」における図書館への発達障害啓発コーナーの設置や横断幕の掲示等の啓発事業の実施</li> </ul>

③	12月4日から10日までの「人権週間」に合わせ、人権が尊重される社会に向けて啓発活動を行います。	○人権週間における街頭啓発、横断幕等の掲示、イベント等での啓発事業の実施
④	「共にささえあい生きる社会」をキャッチフレーズとした啓発活動や、障害に関するマークの普及啓発などを通じて、広く市民に対して、障害に関する理解促進を行います。	○キャッチフレーズを活用した啓発活動の実施 ○障害に関するマーク等の周知啓発 ○障害への理解を進める情報発信サイトの管理運営
2) 広報活動、講演会などの充実		
⑤	広報さがみはら、ホームページなどを有効に活用し、障害に関する理解促進及び啓発を推進します。	○広報さがみはらの録音版・点字版の作成・配布とテキスト版の作成・配信 ○広報さがみはら、ホームページに障害に対する理解の促進及び啓発につながる記事の掲載
⑥	人権尊重意識の普及・高揚を図る活動を通して、障害のある人に対する理解を促進します。	○人権啓発講演会の開催 ○人権パネル展の開催
3) 交流活動などの推進		
⑦	障害の理解の促進及び市民との交流を図る活動を支援します。	○相模原市障害者作品展の開催 ○相模原地区障害児・者作品写真展の開催支援 ○高次脳機能障害講演会の開催 ○民生委員・児童委員、ボランティアなどへの啓発資料の配布及び研修の実施
⑧	障害のある人及び障害福祉団体による様々な作品発表並びにボランティア体験会などの実施により、市民と障害のある方が共に交流し、障害及びボランティアについての理解を深める活動を支援します。	○ほかほかふれあいフェスタの開催支援【再掲】

4) 人権・福祉研修などの充実		
⑨	障害施策推進のための情報共有と意識啓発のための研修を実施し、障害に対する理解を促進します。	○体験型研修などの職員の福祉研修の実施 ○障害福祉従事者、障害者及び家族並びに市民を対象とした地域の福祉力向上等を目指した研修の実施
⑩	福祉、保健、医療の関係機関の職員など従事者の技術向上のための研修をキャリアパスに基づき実施し、人材の育成を推進します。	○教育研修事業の実施
⑪	障害福祉サービス事業所職員などの市内の福祉従事者に向けた体験的な研修の実施と情報提供により、人材の育成を支援します。	○福祉従事者向け体験研修の実施
⑫	障害福祉等の制度やケアの方法等に関する研修を実施し、福祉・介護サービスの質の向上等を図ります。	○医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修の実施
⑬	専門性の向上及び障害に対する理解を促進するため、関係機関と連携を取りながら、積極的に研修を行います。	○教職員・職員への研修の実施 ○支援教育コーディネーター研修の実施 ○支援保育コーディネーター研修の実施
⑭	人権尊重の理念や人権課題への理解を深めるため、人権研修を実施します。	○職員等への人権研修の実施

## 1-1 (2) 人権・福祉に関する教育を推進します

取組内容		主な関連事業
1) 幼少期からの人権・福祉教育の推進		
①	認定こども園、保育所、幼稚園で乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に成長することを目指す機会を充実します。	○認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
②	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において地域の中で共に学び、共に育つ機会を充実します。また、児童発達支援センターとの交流保育を実施します。	○認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、児童発達支援センターにおける交流保育・教育の推進
2) 地域における福祉教育などの推進		
③	全小・中学校を人権・福祉教育実践校として人権・福祉教育を推進します。	○人権・福祉教育の推進 ○人権・福祉教育活動展の実施 ○人権教育指導資料集の活用紹介

## 1-1 (2) 人権・福祉に関する教育を推進します

④	市社会福祉協議会による福祉教育の推進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校福祉教育活動推進事業の実施</li> <li>○みんないいひと体験講座の開催</li> <li>○「福祉のしごとと魅力発信」高校等キャリア教育推進事業の開催</li> </ul>
---	---------------------------	---

## 1-1 (3) 情報バリアフリーを推進します

取組内容		主な関連事業
1) 情報提供の充実		
①	広報さがみはら及びホームページを活用し、障害及び障害のある人に対する理解の促進及び啓発を推進します。また、必要な福祉情報の提供を行います。	○障害及び障害のある人に対する理解の促進
②	障害のある人の生活に必要な情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「福祉のしおり」の作成・配布</li> <li>○「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布</li> </ul>
③	ボランティア、福祉活動などの福祉情報の提供を促進します。	○社協さがみはら「みんないいひと」による福祉情報の提供の支援
2) 情報保障の充実		
④	視覚障害のある人のための情報保障を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市が発行する刊行物への音声コードの積極的な採用</li> <li>○「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布【再掲】</li> <li>○投票所で使用する候補者氏名一覧の点字版の作成</li> <li>○「選挙のお知らせ」の録音版・点字版の作成・配布</li> <li>○「候補者のお知らせ」の録音版の作成・配布</li> </ul>
⑤	聴覚障害及び音声・言語障害のある人のための情報保障を充実するとともに、様々なコミュニケーション手法の普及活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者・要約筆記者派遣の実施</li> <li>○手話通訳者設置事業の実施</li> <li>○手話通訳者・要約筆記者等養成講座の実施</li> <li>○盲ろう者向け通訳・介助員派遣・養成事業の実施</li> <li>○遠隔手話通訳サービスの導入</li> <li>○中途失聴・難聴者のための意思疎通支援事業の実施</li> </ul>

⑥	障害の特性に応じた情報提供サービス等を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○視覚障害者情報センターにおける点字・録音図書の出し納</li> <li>○各図書館における図書資料、点字・録音図書、視聴覚資料などの貸出し</li> <li>○ボランティアによる図書の対面朗読の実施</li> <li>○点訳・録音ボランティアの養成講座の実施</li> <li>○障害のある人に配慮したホームページ利用の調査・研究</li> <li>○全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業の実施</li> </ul>
⑦	障害のある人に配慮した情報提供を行うよう、市民及び事業者に対して、啓発を行います。	○障害のある人に配慮した情報提供の啓発

## 1-1 (4) 人権施策を推進します

	取組内容	関連事業
①	人権施策推進指針に基づき、あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映し、人権尊重を基調とした市政運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権施策審議会の開催</li> <li>○人権施策推進指針の改定</li> </ul>

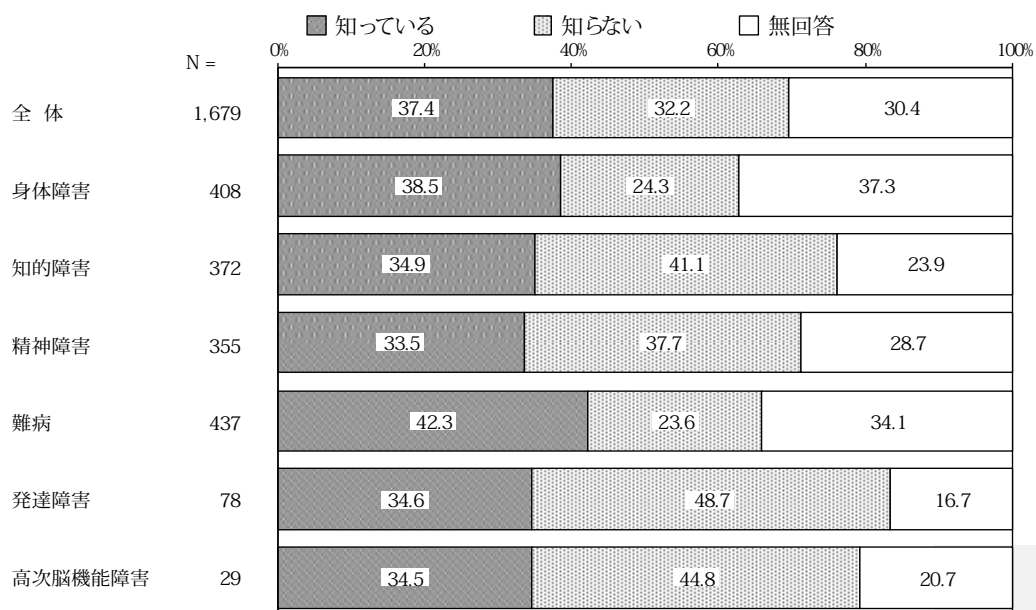
## 基本施策2 権利擁護の推進

～障害のある人の権利を守るために～

## 現状と課題

- 障害のある人が多様な選択肢及び情報の中から自らの意思により選択し、地域及び施設で主体的に生活を送るためには、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、権利擁護が必要です。
- 障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、専門的な相談や援助を受けられるような権利を擁護する取組が必要です。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の趣旨を踏まえ、障害のある人を社会全体で支えるための重要な手段である成年後見制度の利用を促進する取組を行う必要があります。
- 障害のある人への虐待を防止し、自立や社会参加を進めるため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の趣旨等に関する普及啓発を行うことが必要です。
- 障害のある人の活動や社会参加を制約する社会的障壁の除去を進めるため、広く障害者差別解消法の趣旨等に関する普及啓発を行うことが必要です。

## 成年後見制度の認知



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

### (1) 権利擁護を推進します

地域での取組、施設などが行う福祉サービスに関して障害のある人の視点から点検し改善する活動、人権を守る視点からの相談、それに基づく権利を守る活動など、個人のプライバシーに配慮しながら障害のある人一人ひとりの権利を擁護する取組を進めます。

### (2) 成年後見制度を推進します

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障害のある人が、地域で安心して生活ができるよう関係機関と連携し、市民後見人の養成や活動の支援など、後見人を確保するための取組を進めます。

### (3) 障害のある人への虐待防止を推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な場面での虐待を想定し、虐待防止につなげる体系づくりを推進します。

### (4) 障害を理由とする差別の解消を推進します

障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供に関する普及啓発を推進します。

### (5) 障害のある人への消費者被害の防止を推進します

障害のある人の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を推進します。

## 具体的な取組

1-2 (1) 権利擁護を推進します	
取組内容	主な関連事業
① 障害のある人の権利擁護に当たり、支援するだけでなく、障害のある人の意見を反映できる体制の整備を推進します。	○障害者施策推進協議会の開催
② 障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談、援助を行います。	○日常生活自立支援事業の実施 ○(仮称)権利擁護センターの設置運営の支援



1-2 (2) 成年後見制度を推進します	
取組内容	主な関連事業
1) 成年後見制度の普及啓発	
① 成年後見制度の利用促進のため、制度の周知を推進します。	○成年後見制度の周知の推進 ○公開講座や無料相談会の開催 ○高齢者支援センターによる普及啓発
② 市内の相談支援事業者などに成年後見制度に関する研修を実施し、制度に対する理解を深め、制度を必要とする相談者への利用説明を行う体制を整備し、利用促進につなげます。	○成年後見制度利用研修会等の実施
2) 成年後見制度の利用支援	
③ 知的障害、精神障害などにより財産管理及び契約などの法律行為を自分で判断することが困難な場合に、後見人などの援助が受けられるよう、審判申立てや後見活動に対する支援を行います。	○成年後見制度利用支援事業の実施
④ 日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度による法人後見の実施などを支援します。	○成年後見事業の実施の支援
3) 利用促進に向けた環境づくり	
⑤ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえた取組を行います。	○成年後見制度利用促進基本計画の策定
⑥ 制度を円滑に運用するため、専門家団体との連携を図ります。	○関係団体とのネットワークの構築
⑦ 成年後見制度の利用促進に必要となる、身近な地域に暮らし、利用者を支援することができる人材を育成するための研修及び活動の支援を実施します。	○市民後見人制度の推進

## 1-2 (3) 障害のある人への虐待防止を推進します

取組内容		主な関連事業
①	障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関等により構成されるネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催</li> <li>○障害者虐待防止事業の実施</li> <li>○障害者権利擁護・虐待防止研修の実施</li> <li>○要保護児童対策地域協議会の開催</li> </ul>

## 1-2 (4) 障害を理由とする差別の解消を推進します

取組内容		主な関連事業
①	障害を理由とする差別の防止や相談に関する体制を整備するとともに、啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施</li> <li>○障害者に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発</li> <li>○障害者差別解消支援地域協議会の開催</li> <li>○市職員による職員対応要領に基づく対応</li> </ul>

## 1-2 (5) 障害のある人への消費者被害の防止を推進します

取組内容		主な関連事業
①	市ホームページや消費生活情報紙「すばいす」、パンフレット等による消費生活情報の発信をするとともに、地域における消費者啓発の充実を図ります。 また、消費生活センター及び相談事業の周知並びに相談員の人材育成を行うことで、消費者被害の拡大防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活情報の充実</li> <li>○消費者教育及び啓発・学習機会の提供</li> <li>○消費生活相談窓口の充実</li> </ul>
②	地域主体との連携により、見守りを必要とする障害のある人の消費者被害の早期発見と相談対応の実施を行います。また、見守りに携わる関係機関等への積極的な情報提供による消費者被害の防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動の推進</li> </ul>

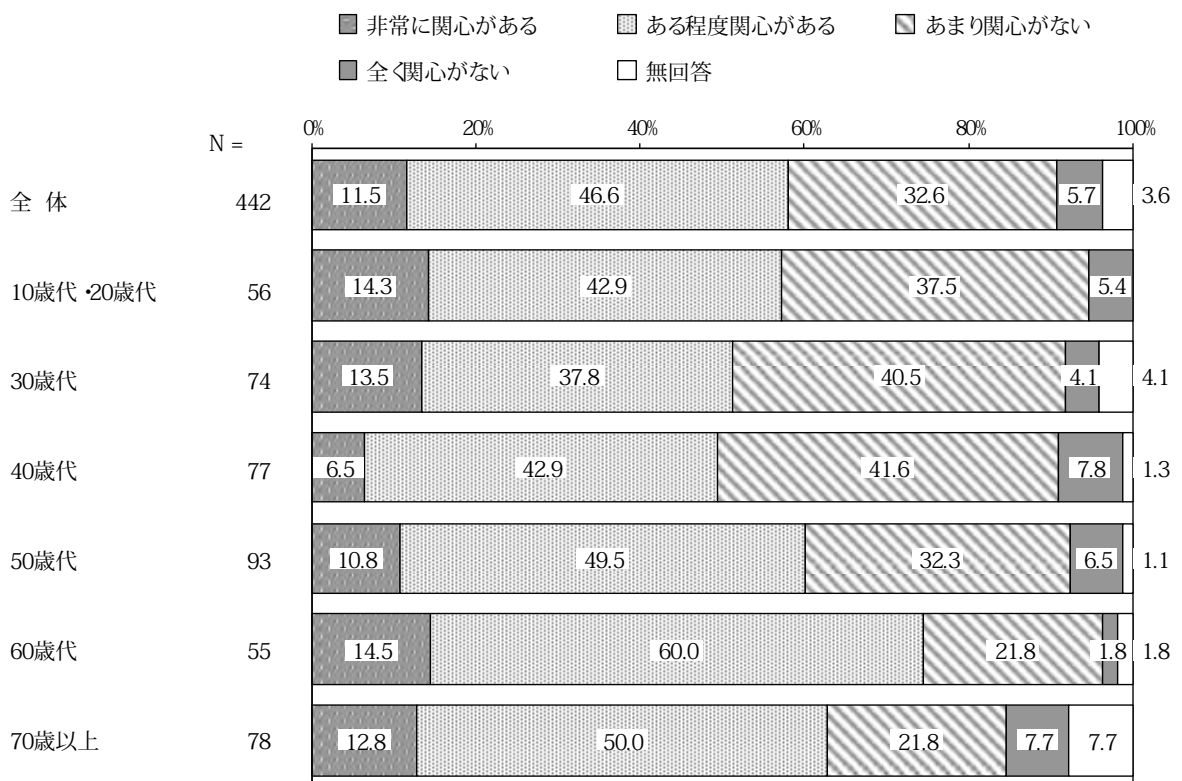
基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

～地域社会に参加しやすい環境づくりをめざして～

現状と課題

- 障害者団体による自主的活動に対して、障害のある人の社会参加を促進する視点とエンパワーメントの視点からの支援が必要です。
- ボランティア活動への関心を高めるとともに、参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 地域福祉や障害福祉の推進に当たっては、中核的役割を担う福祉団体などと協調して進める必要があります。
- 障害者団体及びボランティアの「自主性」・「自立性」を尊重し、行政と民間との役割分担を明確にした上で、その活動を支援する必要があります。

福祉に関するボランティア活動への関心



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（一般市民調査）



### 施策の方向性

#### (1) 障害者団体への支援を実施します

障害者団体等が行う障害等への理解を深める活動や、当事者の視点を生かした取組に対して支援します。

#### (2) 福祉団体への支援を実施します

地域福祉や障害福祉の推進の中核的役割を担う福祉団体に対して支援します。

#### (3) ボランティア活動への支援を実施します

ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に興味がある人に対して、情報や場を提供します。また、福祉団体と連携して、点訳・音声訳・手話・要約筆記ができる人などを養成し、障害のある人のニーズに合ったボランティア活動ができるよう支援します。

### 具体的な取組

#### 1-3 (1) 障害者団体への支援を実施します

取組内容		主な関連事業
①	障害者団体の活動に係る経費の負担軽減を図り、福祉増進の一助とするための支援を行うとともに、支援内容の在り方について検討します。	○障害者福祉団体の活動支援 ○当事者団体等福祉活動助成
②	障害者団体等との協働により、当事者の視点を生かした取組の充実を図ります。	○障害者団体等の活力を生かした事業の検討・実施
③	障害者団体の活動の活性化を図るため、各団体の活動内容の市民への周知について支援します。	○社協さがみはら「みんないいひと」に障害者団体の活動等を掲載

#### 1-3 (2) 福祉団体への支援を実施します

取組内容		主な関連事業
①	地域福祉推進の中核的組織である市社会福祉協議会の運営を支援します。	○市社会福祉協議会の運営支援
②	障害福祉推進の中核的組織である市社会福祉事業団の運営を支援します。	○市社会福祉事業団の運営支援

1-3 (3) ボランティア活動への支援を実施します	
取組内容	主な関連事業
1) ボランティア活動の支援	
① ボランティアの育成、組織運営、事業などへの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営への支援</li> <li>○いるかバンク（ボランティア登録制度）の運営（登録者への情報提供及び活動機会の充実）への支援</li> <li>○ボランティア育成セミナーの開催</li> <li>○ボランティアグループへの助成</li> <li>○地域活動・市民活動ボランティア認定制度の推進</li> </ul>
② ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート保険を活用し、市民が安心して活動できる環境をつくります。	○ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート補償制度の実施
2) ボランティア活動を行う人の養成	
③ ボランティア活動への参加を希望している人のために、ボランティア活動に関する基礎知識等を学ぶための養成講座の開催を支援します。（市社会福祉協議会による相模原ボランティア協会への支援）	○ボランティア養成講座の開催支援

## 第2章 地域で安心して「暮らす」

### 基本施策1 相談体制の充実

～気軽な相談から専門的な相談まで～

#### 現状と課題

- 福祉、保健、医療、教育、雇用など、様々な分野で実施されている、障害のある人への支援に関して、これらの施策の連携を図るため、相談体制の更なる充実と民間と行政の連携により障害のある人を支援する仕組みの整備が必要です。
- 障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行えるよう、相談の実施等による支援を行うことが必要です。また、障害のある人に関する様々な施策の情報を適切に提供できるよう、提供方法などの充実を図ることが必要です。
- 近年は、障害のある子と要介護の親がいる世帯、障害のある親とひきこもり状態の子の世帯など複合化・複雑化した悩みを抱える世帯への支援が課題となっており、課題の解消に向けては、包括的な支援体制の整備が必要です。

必要なときに気軽に相談するために必要だと思うこと

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
電話やファックスでの相談が充実していること	17.0	16.4	12.6	18.6	19.5	20.5	17.2
電子メールでの相談ができること	13.0	7.1	11.0	17.2	14.9	26.9	6.9
職員が自宅などに訪問して、相談にのってくれること	19.4	18.4	19.9	22.0	17.4	20.5	20.7
休日や夜間も相談できること	21.0	16.2	21.0	26.5	20.8	24.4	13.8
専門的な相談ができること	25.0	21.1	22.8	26.8	28.1	34.6	13.8
どこで、どんな相談ができるか分かりやすくすること	39.3	33.1	40.3	37.7	43.9	51.3	31.0
身近なところで相談できること	31.0	24.5	37.9	33.8	27.9	42.3	17.2
プライバシーが守られる相談場所があること	26.1	16.9	27.7	33.8	27.2	24.4	27.6
定期的に相談できる仕組みがあること	24.2	15.4	34.7	25.4	19.5	39.7	31.0
その他	3.9	3.7	3.8	6.2	1.1	7.7	10.3
無回答	17.7	27.0	17.5	13.8	15.3	6.4	6.9

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

## (1) 相談体制の充実を図ります

障害のある人及びその家族が抱える様々な相談や疑問、悩みに応じることができるよう、関係機関と調整を図ることなどにより、相談窓口の機能を充実します。

また、専門性を要する相談について、精神保健福祉センター、障害者更生相談所、児童相談所、陽光園などに専門的知識を有する職員を配置し、必要な支援の提供に努めます。

相談の実施に当たっては、障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行うための取組を進めます。

## (2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します

地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について、関係機関との情報共有や連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備を進めます。

## (3) 地域で支え合う仕組みをつくります

行政及び相談支援事業者をはじめ、民生委員・児童委員、障害福祉相談員、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近で相談できる環境の整備を進めます。

## (4) 情報提供の充実を図ります

福祉に関する各種制度の活用を進めるためには、必要な情報を必要な人に提供することが第一歩となるため、福祉に関する様々な情報を収集し、障害のある人のニーズや特性に応じて提供できるよう、分かりやすい情報提供の実施などを推進します。

## 具体的な取組

2-1 (1) 相談体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 何でも気軽に相談できる相談体制の充実	
① 市の相談窓口の連携を強化し、相談者の様々なニーズに合った気軽に相談できる体制を充実します。	○障害の特性に適応した相談・サービス提供の実施
② 研修の実施などにより障害福祉相談員の技術向上を図り、障害のある人が相談しやすい環境を推進します。	○障害福祉相談員による相談事業の実施 ○障害福祉相談員研修会の開催
③ 社会生活上必要な心構え及び生活能力の修得に関する相談支援を実施します。また、障害のある人が対等な立場で話を聞き合う環境を提供するとともに、障害のある人自身がカウンセラーになるためのピアカウンセラーの養成を行います。	○障害者支援センター松が丘園における相談業務の実施 ○当事者ミーティング事業の実施 ○障害者地域活動支援センター I 型でのピアカウンセラーの養成及びカウンセリングの実施
④ 障害のある人が身近な場所で障害福祉サービスの利用などに関する相談ができるよう、指定相談支援事業者への支援を行います。	○指定相談支援事業者への支援 ○相談支援従事者への研修の実施
⑤ 精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、相談支援等を行う障害者地域活動支援センターの運営を支援します。	○障害者地域活動支援センター I 型の運営
⑥ ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を検討・実施します。	○関係機関の連携による相談支援
⑦ 高齢者保健福祉計画に基づく各種サービスの情報提供及び相談業務との連携を図ります。また、制度の移行などによるサービス提供を円滑に実施します。	○高齢者支援センター（地域包括支援センター）における情報提供及び相談業務の実施



2) 専門性のある相談体制の充実		
⑧	関係機関との連携による地域生活支援の充実のための相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育技術支援</li> <li>○専門的療育相談、指導</li> <li>○障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業の実施</li> <li>○基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施</li> <li>○障害者相談支援キーテーションにおける相談支援の実施</li> </ul>
⑨	専門性のある相談を行うために、必要な機関に専門的な知識を有する職員を適正に配置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センター</li> <li>○障害者更生相談所</li> <li>○児童相談所</li> <li>○陽光園</li> </ul>
⑩	発達障害のある人の相談支援、普及啓発などを行うため、発達障害者地域支援マネージャーなどの専門的な職員を配置し、発達障害支援センターを運営します。 発達障害のある人の地域支援体制を充実させるため、発達障害支援ネットワーク会議を発展させ、発達障害者支援地域協議会を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害相談・支援の実施（Map（支援シート）の作成など）</li> <li>○発達障害者支援地域協議会の設置・開催</li> <li>○発達障害支援センターによる関係機関への助言</li> </ul>
⑪	障害の特性などを考慮した人材の確保やネットワークの構築により、専門的な相談に応じる体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高次脳機能障害者支援ネットワーク連絡会の開催</li> <li>○重症心身障害児者ネットワークへの参加</li> </ul>
⑫	障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行うための取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの利用等に係る意思決定等について検討・実施</li> </ul>

## 2-1 (2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します

	取組内容	主な関連事業
①	民間と行政の関係者で構成する障害者自立支援協議会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報共有等を図るとともに、相談支援の仕組みづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者自立支援協議会の開催</li> <li>○障害のある児童の障害福祉サービスへの円滑な移行等へ向けた検討</li> </ul>
②	地域共生社会の実現に向けて、関係機関の連携を更に深めながら、包括的な支援体制の構築を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者支援センター、地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所などの関係機関の連携</li> </ul>

## 2-1 (3) 地域で支え合う仕組みをつくります

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人が安心して身近で相談できる環境を整備するため、地域で暮らす人々の障害及び障害のある人に対する理解を促進します。	○民生委員・児童委員、ボランティアなどへの啓発資料の配布及び研修の実施【再掲】
②	地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整する専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを市社会福祉協議会と連携して配置し、地域の福祉課題解決を図るための仕組みづくりに取り組みます。	○コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

## 2-1 (4) 情報提供の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人が悩みなどを相談できるよう、必要となる情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。 作成に当たっては、録音版・点字版など障害特性に応じた情報提供の充実を図ります。	○「福祉のしおり」の作成・配布【再掲】 ○「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布【再掲】
②	情報技術を積極的に活用し、障害のある人のニーズに合わせた福祉情報等の提供を推進します。	○ホームページ・マイ広報さがみはら（スマートフォンアプリ）の活用 ○安全・安心メールの送信

## 基本施策2 福祉サービス基盤の充実

～自己選択の機会の確保のために～

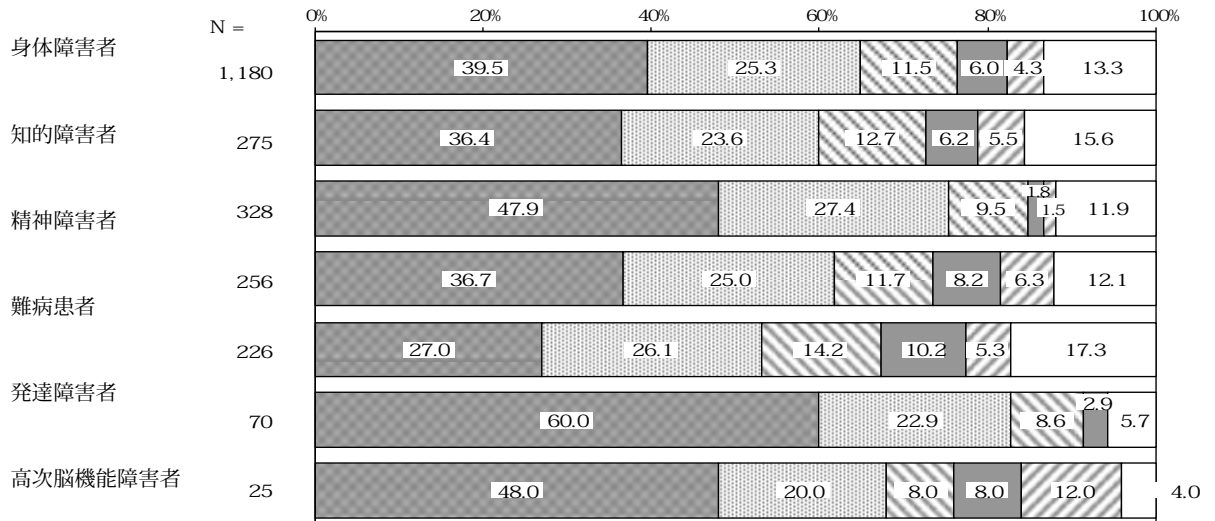
## 現状と課題

- 福祉サービスの提供に際しては、障害のある人の権利を尊重する視点から、自分の意思で各種福祉サービスを選択し、ライフスタイルを決定するという「自己決定と自己選択」を尊重することが必要です。
- 住み慣れた地域で、快適な生活を送るためには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など各種福祉サービスの充実が重要です。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を充実し、障害のある人の生活全体を支えるサービス提供体制を整えることが必要です。
- 高齢の障害のある人などが、制度の縦割りを超えて柔軟に必要なサービスを受けられるよう、共生型サービスに関する取組の推進が重要です。
- 家庭内において介助の役割を担う家族の介護負担を軽減するため、介護を社会的に担っていくという視点で福祉サービスを充実することが必要です。
- 地域での生活を進めるためには「生活の場」の確保、社会参加を進めるための取組、適切な情報提供などが必要です。
- 補装具、日常生活用具などの「福祉用具」は、障害のある人の「自立と社会参加」を促進するとともに、介助者の負担軽減にも有効であることから、その活用を進めることが必要です。

主な介護者・介助者の状態

- 健康である
- ▨ 病気ではないが疲れがみ
- ▨ 病気がちであるが、とくに介護・介助に支障はない
- 病気があり、療養中などで介護・介助に支障がある
- ▨ 高齢により、介護・介助に支障がある
- 無回答

全体



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、共生型サービスの枠組みなどを活用しつつ、地域におけるサービス基盤を整備するとともに、重度の障害があっても、必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービス事業所などとも連携して取り組みます。

(2) 家族支援の充実を図ります

学齢期の障害のある児童の放課後の受入れや家族負担が大きい送迎支援などについて関係機関と連携し、充実を図ります。また、介助者の休息（レスパイト）などのため、身近な場所で施設の利用ができるよう支援を充実します。

### (3) 生活の場の充実を図ります

障害のある人が地域で自立して生活するため、共同生活援助(グループホーム)の確保に努め、地域生活の移行を促進します。また、日常動作に介助が必要な方、単身生活に不安のある方などに対し、状況に応じた生活の場が提供できるよう、ニーズに合った福祉サービスを充実します。

### (4) 地域活動支援センターの充実を図ります

障害のある人の活動の場である地域活動支援センターについては、障害のある人などのニーズを把握するとともに、利用者の生活の質の向上に配慮しながら、生活を支える場として運営することができるよう支援を進めます。

### (5) 障害福祉サービス事業者などの充実を図ります

障害のある人の地域での自立した生活を支援するという基本姿勢を踏まえ、生活支援機能、各種訓練機能などが充実するよう、運営等に対する支援を進めます。

### (6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります

障害の種類及び程度に応じ、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの選択及び障害福祉サービス事業者間の柔軟な移行が可能となるよう、市内の障害福祉サービス事業者のネットワークの充実を図ります。

### (7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります

障害のある人の身体状況及び生活に適した福祉用具の積極的な活用を促進するため、日常生活用具などの給付事業に取り組むとともに、福祉用具に関する情報提供及び相談を行う体制を充実します。

## 具体的な取組

2-2 (1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 在宅福祉サービスなどの充実	
① 在宅での安心した生活に必要な訪問サービスを充実します。	○居宅介護（ホームヘルプサービス） ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○障害児者入浴サービス ○居宅訪問型児童発達支援 ○重症心身障害児（者）訪問看護支援事業
② 障害のある人のニーズに合わせた日中活動のためのサービスを充実します。	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練、生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型、B型） ○就労定着支援 ○療養介護
③ 居宅での介助が困難な場合、障害のある人が一時的に福祉施設を利用して介助サービスを受ける事業を充実します。	○短期入所 ○日中短期入所事業
④ 障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人、矯正施設等を退所する障害のある人の地域への移行・定着に関する支援を充実します。	○地域移行支援 ○地域定着支援
⑤ 高齢の障害のある人が柔軟に必要なサービスを受けられるよう、共生型サービスに関する取組を進めます。	○福祉サービス事業者への周知
⑥ 難病のある人が専門的な医療を受けながら、療養生活の質の向上を図り、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、難病患者地域支援対策推進事業を実施します。	○難病講演会（医療相談会）の実施 ○訪問相談事業の実施 ○患者会支援 ○難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施 ○難病対策地域協議会の設置・開催
2) 自立生活への支援	
⑦ 障害のある人の地域生活を支援する拠点等の運営を支援します。	○地域生活支援拠点等の運営支援

⑧	障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動、生産活動の機会の提供及び地域との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うサービスを充実します。	○地域活動支援センターⅢ型の運営支援
⑨	障害のある人が社会に参加していく力を身に着け、地域で自分らしい生活を送るため、障害者自立生活支援事業を実施します。	○障害者自立生活支援事業の実施
⑩	自立した生活を支援するために必要となる各種手帳を発行します。	○身体障害者手帳の発行 ○療育手帳の発行 ○精神障害者保健福祉手帳の発行
⑪	各種手当などを給付します。	○特別児童扶養手当 ○児童扶養手当 ○特別障害者手当等 ○市重度障害者等福祉手当 ○在日外国人障害者等福祉給付金 ○障害者扶養共済制度
3) 社会参加支援の充実		
⑫	障害のある人の社会参加の促進を図るため、移動支援を充実します。	○移動支援事業（ガイドヘルプサービス） ○身体障害者福祉車両等運行事業の実施 ○自動車燃料費の助成 ○福祉タクシー利用料の助成 ○自動車運転訓練費の助成 ○自動車改造費の助成 ○障害者施設通所交通費の助成 ○ことばの道案内提供事業の実施
4) 民間福祉サービスとの連携		
⑬	障害、高齢などのために、日常生活を営む上で援助が必要な世帯に、市民の参加と協力により、会員方式で実施する有料家事援助・介助サービスを支援します。	○ふれあいサービスの実施支援
⑭	障害者支援センター松が丘園において障害福祉サービス事業者の職員を対象にした研修など、障害福祉サービスの向上を目的として、障害福祉サービス事業者への支援を行います。	○福祉研修センター事業の実施

## 2-2 (2) 家族支援の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 一時預かりの充実		
①	障害のある人の家族の休息（レスパイト）のため、医療的なケアを要する人の利用拡大など、身近な地域で障害のある人を一時的に預かる事業を充実します。	○日中短期入所事業の実施【再掲】 ○障害者一時ケア事業の実施 ○要医療ケア障害児在宅支援事業の実施 ○難病患者一時入院事業の実施
2) 放課後対策の充実		
②	障害のある児童の放課後及び夏休みなどの支援を充実します。	○日中短期入所事業の実施【再掲】 ○障害者一時ケア事業の実施【再掲】
3) 送迎支援などの実施		
③	既存の支援制度の対象になっていない人の送迎について、ニーズを把握・検討します。	○障害のある人の通学、通所などに必要となる移動手段の確保の検討

## 2-2 (3) 生活の場の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 共同生活援助（グループホーム）の利用の促進		
①	障害のある人が地域での生活に円滑に移行するために、グループホームを利用した支援を促進します。	○共同生活援助事業家賃助成 ○共同生活援助事業への支援 ○体験宿泊の実施
2) 福祉、保健・医療サービスの充実		
②	障害のある人のニーズに応じ、生活を支える福祉サービスの充実を図ります。	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援 ○地域定着支援【再掲】

## 2-2 (4) 地域活動支援センターの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 地域活動支援センターの運営		
①	精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援等を行う障害者地域活動支援センターの運営を支援します。【再掲】	○障害者地域活動支援センター I 型の運営【再掲】



②	地域活動支援センターの運営を支援します。	○地域活動支援センターⅢ型の運営支援【再掲】
2) 地域活動支援センターの機能の拡充		
③	地域活動支援センターの機能・体制を充実・強化するために必要となる人件費を助成します。	○地域活動支援センター機能強化事業の実施

## 2-2 (5) 障害福祉サービス事業者などの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 障害福祉サービス事業者などへの支援		
①	障害のある人の地域生活の充実を図るため、障害福祉サービス事業者などへの支援を行います。	○障害福祉サービス事業者などへの運営支援
2) 障害福祉サービス事業者などの機能の充実		
②	障害のある人に質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業者への支援を進めます。	○民間障害福祉施設等運営費の助成 ○障害福祉施設の運営支援
③	施設の安全・安心の実現に向け、老朽化した施設の建て替えなど障害福祉施設の整備を促進します。	○老朽化した障害福祉施設の整備

## 2-2 (6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 障害福祉ネットワークの整備		
①	民間と行政の関係者で構成する障害者自立支援協議会において、地域の障害福祉に関する地域生活支援システムの構築を検討します。	○障害者自立支援協議会の開催【再掲】
②	発達障害者の地域支援体制を充実するため、発達障害支援ネットワーク会議を発展し、発達障害者支援地域協議会を設置します。	○発達障害者支援地域協議会の設置・開催【再掲】

## 2-2 (7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	身体障害のある人の補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。	○補装具費の支給
②	障害のある人の日常生活を支援するため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。	○障害児者日常生活用具の給付
③	身体又は知的に障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成します。	○障害児訓練器具等購入費助成事業の実施
④	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成します。	○軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施
⑤	福祉用具に関する相談を推進します。	○補装具更生相談（肢体、聴覚）の実施

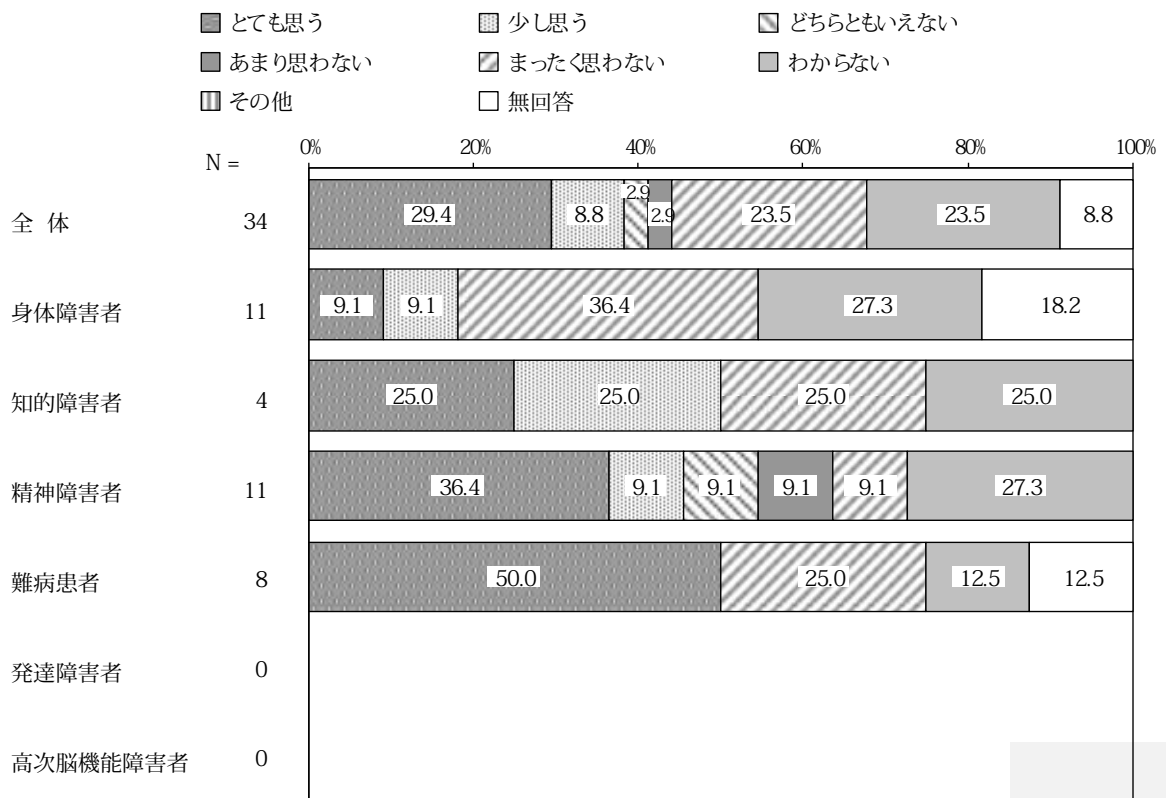
基本施策3 保健医療サービス

～地域での保健・医療～

現状と課題

- 障害について初期の段階から、保健・医療に関する悩み、疑問などを相談できる体制が必要です。
- 定期的医学管理を必要とする障害のある人及び通院が困難な障害のある人に対応するため、医療供給体制の充実が必要です。
- 障害のある人の自立した生活のため、リハビリテーションを充実することが必要です。
- 健康増進施策、安全管理施策などの充実が必要です。
- 保健医療サービスの充実には、国・県・市、医師会などの関係機関の協力と連携が必要です。

現在入院している病院を退院して地域で生活したいと思うか



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

### (1) 健康増進施策の充実を図ります

市民の生涯にわたる、こころと体の健康づくりを進めるため、各種保健サービスを提供し、地域保健の向上を図ります。また、疾病の予防、健康の保持・増進のための相談などを進めます。

### (2) リハビリテーションの充実を図ります

理学療法、作業療法、言語療法などのリハビリテーションの充実を図ります。

### (3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります

安心して医療サービスが受けられるよう、医療費助成などを実施するとともに、医療への多様なニーズに対応するなど、身近な地域における医療体制の充実を図ります。

## 具体的な取組

### 2-3 (1) 健康増進施策の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 地域保健の向上		
①	市民の安全を守るため、様々な健康危機管理事案に対応する健康危機管理体制の整備を推進します。	○健康危機管理体制の充実
2) 相談事業等の充実		
②	生活習慣病の予防、健康の保持・増進を目的とした健康教育事業や健康相談事業を実施します。	○生活習慣病予防のための健康教育、健康相談の実施
③	健康の保持・増進、心身機能の低下防止を目的として、保健師、管理栄養士など専門職による訪問事業を実施します。	○専門職による訪問事業の実施
④	国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・生活習慣改善を目的として、特定健康診査・特定保健指導等を実施します。	○特定健康診査・特定保健指導等の実施

	3) 疾病予防などの取組	
⑤	個人及び集団における重篤な疾患の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期予防接種等を実施します。	○疾病の発生及び蔓延を防止するための予防接種事業等の充実 ○予防接種法に基づく定期予防接種の実施

## 2-3 (2) リハビリテーションの充実を図ります

	取組内容	主な関連事業
	1) リハビリテーションの充実	
①	地域で参加できる施設リハビリテーションを充実します。	○自立訓練（機能訓練）【再掲】

## 2-3 (3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります

	取組内容	主な関連事業
	1) 医療費の助成等の実施	
①	小児慢性特定疾病のある児童などへ医療費等を支援します。	○小児慢性特定疾病児童手帳の交付 ○小児慢性特定疾病医療給付 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 ○小児慢性特定疾病児の相談支援 ○未熟児養育医療給付
②	心身の障害状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な自立支援医療費を支給します。	○自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）
③	医療と常時介護を要する人に対し、医療費を支給します。	○療養介護医療 ○肢体不自由児通所医療 ○障害児入所医療
④	健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。	○重度障害者医療費の助成 ○ひとり親家庭等医療費の助成 ○小児医療費の助成
⑤	指定難病のある人に対し、医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部助成をするとともに、療養生活の支援をします。	○特定医療費（指定難病）医療給付 ○在宅人工呼吸器使用患者支援事業

	2) 多様なニーズに対応する医療サービスの充実	
⑥	訪問看護等を実施している機関との連携及び質の向上を図ります。	○訪問看護研修会の開催 ○訪問看護等連絡会議の開催 ○重症心身障害児(者)看護研修事業の実施
⑦	障害のある人の歯と口腔の健康づくりを促進します。	○障害者歯科診療事業の実施
⑧	重症心身障害児が安心して在宅生活を継続できるよう、退院から在宅医療や療育、家族の休息(レスパイト)等の支援を一体的に受けられるよう支援します。	○要医療ケア障害児在宅支援事業の実施【再掲】
	3) 救急医療体制の確保	
⑨	休日・夜間における、充実した救急医療体制の確保を図ります。	○救急医療情報センター運営事業の実施 ○急病診療事業の実施 ○地域医療協力事業の実施
⑩	精神科救急医療体制について、神奈川県、横浜市、川崎市と協調し、実施します。	○4縣市協調システムによる精神科救急医療体制の推進 ○精神科救急医療調整会議の開催

## 基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成

～障害特性等に配慮したサービスの提供のために～

### 現状と課題

- 障害のある人の重度化・高齢化や支援ニーズの多様化に対応するため、福祉人材の確保が課題となっています。
- 障害のある人に安定した質の高いサービスを提供するためには、福祉サービス従事者の働きやすい環境の整備やサポート体制の充実が重要です。
- 障害の特性等は多様であり、質の高い福祉サービスの提供に当たっては、これらの障害特性等に配慮した支援が必要です。



### 施策の方向性

#### (1) 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます

障害のある人の生活を支える、福祉サービス従事者の確保に取り組みます。

#### (2) 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます

保健師、理学療法士、作業療法士、精神保健に関わる人材などをはじめとして、福祉、保健・医療、教育、雇用など、生活の様々な場面で障害のある人への福祉サービスの提供に関わる専門性を持つ人材の育成とその職場環境の整備の支援により、定着を進めます。

## 具体的な取組

## 2-4 (1) 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます

取組内容		主な関連事業
①	福祉人材の確保のため、市民・学生等への啓発を目的とした説明会や就職相談会を開催します。	○多様な人材確保に向けた福祉と介護の仕事に関する就職相談会の開催 ○多様な人材の参入・参画に向けた啓発 ○人材確保に向けた新たな支援策の検討
②	聴覚障害のある人などの社会参加の促進を図るために、手話通訳者・要約筆記者養成講座を実施します。【再掲】	○手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施【再掲】

## 2-4 (2) 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます

取組内容		主な関連事業
①	障害福祉サービス事業所職員など、市内の福祉従事者に向けた研修の実施と情報提供により、人材の定着・育成を支援します。	○障害福祉サービス事業所職員などに向けた、人材育成のための研修の実施と情報提供 ○障害福祉サービス事業所職員などに向けた、メンタルヘルス研修の実施 ○人材の定着・育成に向けた新たな支援策の検討
②	地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整する、専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを市社会福祉協議会と連携して配置し、地域の福祉課題解決を図るための仕組みづくりに取り組みます。	○コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援【再掲】
③	ソーシャルワークの担い手としての相談支援従事者等の人材養成に努めます。	○相談支援従事者研修体系に基づく研修の実施【再掲】
④	ケースワーカーの研修などを充実し、人材の養成を図ります。	○新任職員研修の実施 ○補装具専門研修の実施
⑤	障害福祉等の制度やケアの方法等に関する研修を実施し、福祉・介護サービスの質の向上を図ります。	○医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修の実施【再掲】



## 基本施策5 精神保健福祉施策の充実

## ～地域での精神保健福祉～

## 現状と課題

- 精神障害のある人の社会参加を進めるためには、市民の障害に対する理解を深めることが重要です。
- 精神障害のある人に対する福祉、保健・医療サービスなどについては、障害福祉サービス事業者、医療機関などと連携しながら、充実を図ることが必要です。

## 今後、地域で生活していくために必要なこと

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	14	2	2	6	4	—	—
病気が良くなること	57.1	—	—	66.7	100.0	—	—
家族の許可や協力	64.3	100.0	50.0	50.0	75.0	—	—
主治医の許可や協力	50.0	—	50.0	50.0	75.0	—	—
退院後の住まいの場	21.4	—	—	50.0	—	—	—
困った時に相談できる人	50.0	—	100.0	50.0	50.0	—	—
退院を手伝ってくれる人	50.0	50.0	50.0	66.7	25.0	—	—
地域生活の練習ができる場所	21.4	—	50.0	33.3	—	—	—
家事や手続きを手伝ってくれる人	57.1	50.0	—	83.3	50.0	—	—
生活費などの経済的な保障	57.1	—	50.0	83.3	50.0	—	—
夜間・休日でも診てくれる医療機関	28.6	50.0	—	16.7	50.0	—	—
同じ障害や病気をもつ人との交流	21.4	—	50.0	16.7	25.0	—	—
生きがいや趣味	35.7	100.0	—	33.3	25.0	—	—
その他	0.0	—	—	0.0	—	—	—
無回答	0.0	—	—	0.0	—	—	—

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)



### 施策の方向性

#### (1) 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります

精神疾患での入院から退院、その後の地域生活など精神障害のある人を支援するため、切れ目のない相談体制や精神保健福祉に係るサービスの充実を図るとともに、精神疾患等に対する理解を深めるための普及啓発を推進します。

#### (2) 精神保健福祉センターによる支援を推進します

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談支援、関係機関に対する技術指導・援助などの事業を実施し、各区での精神保健福祉相談の充実が図られるよう、支援を進めます。

### 具体的な取組

2-5 (1) 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 精神保健福祉相談の充実	
① 市の相談窓口の連携を強化し、相談者の様々なニーズにあった気軽に相談できる体制を整備します。【再掲】	○障害の特性に適応した相談・サービス提供の実施【再掲】
2) 普及啓発の推進	
② 市民の精神保健福祉に関する正しい知識や対応について理解を深めるとともに、市民のメンタルヘルス意識向上と地域への普及啓発を促進します。	○普及啓発事業の実施 ○家族教室の実施

③	自殺対策基本法に基づく自殺総合対策事業を積極的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺対策協議会の開催</li> <li>○自殺対策の普及啓発 (講演会の開催、街頭キャンペーンの実施等)</li> <li>○ゲートキーパー研修の実施</li> <li>○医療機関との連携による未遂者支援の実施</li> <li>○自死遺族の集いの開催</li> <li>○自殺予防専門電話</li> <li>○地域自殺対策ハイリスク地域ネットワーク会議への出席</li> </ul>
3) 地域生活の支援		
④	退院可能な精神障害のある人の地域移行を進めるため、精神科病院に設置されている「退院後生活環境相談員」及び「医療保護入院者退院支援委員会」等と連携を図り、円滑な地域生活への移行支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害のある人の地域移行を進めるための保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・開催</li> <li>○措置入院者等の退院後支援の充実</li> </ul>
⑤	精神障害のある人やその家族などが、互いに助け合いながら、共通の問題に対処していくことを目的とした集まりを支援するとともに、それを支援する団体等を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織育成事業の実施</li> </ul>
4) 社会参加支援の充実		
⑥	地域で生活する精神障害のある人の生きづらさを軽減するため、心理教育等のセミナーを行い、その人らしい生き方の実現を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心理教育セミナーの開催</li> <li>○ライフプランセミナーの開催</li> <li>○エンパワメント講演会の開催</li> </ul>

## 2-5 (2) 精神保健福祉センターによる支援を推進します

取組内容		主な関連事業
①	こころの健康に関する悩み、困りごとなどの相談ができる専用電話を開設し、こころの健康づくりなどに関する相談を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こころの電話相談事業の実施</li> </ul>
②	こころの健康・精神疾患・社会復帰に関する相談、アルコール・薬物関連問題、思春期・社会的ひきこもりなどの相談に応じられる専門的な支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思春期・ひきこもり特定相談の実施</li> <li>○アルコール・薬物特定相談の実施</li> <li>○セカンドオピニオン外来の実施</li> <li>○不安・強迫性障害相談事業の実施</li> </ul>

③	福祉、保健・医療等の関係機関との連携を図りながら、精神障害のある人に対しての相談支援や対応が困難な事例に係る相談及び事業実施への技術的な助言を行うなど、専門的な支援を充実します。	○地域支援事業の実施
④	精神障害のある人の人権に配慮しながら、その適正な医療の提供及び保護のため、精神科病院に入院している精神障害のある人の処遇などについて、専門的な審査を行います。	○精神医療審査会の開催
⑤	こころの健康の増進、精神障害のある人の支援などについての諸資料の収集整備・調査研究を行い、精神保健福祉に関する資料及び情報の提供を充実します。	○調査研究事業の実施
⑥	ひきこもりに悩む人を対象として相談や家族教室等の支援を実施します。	○（仮称）ひきこもり地域支援センターの設置による支援の実施

## 基本施策6 療育体制の整備

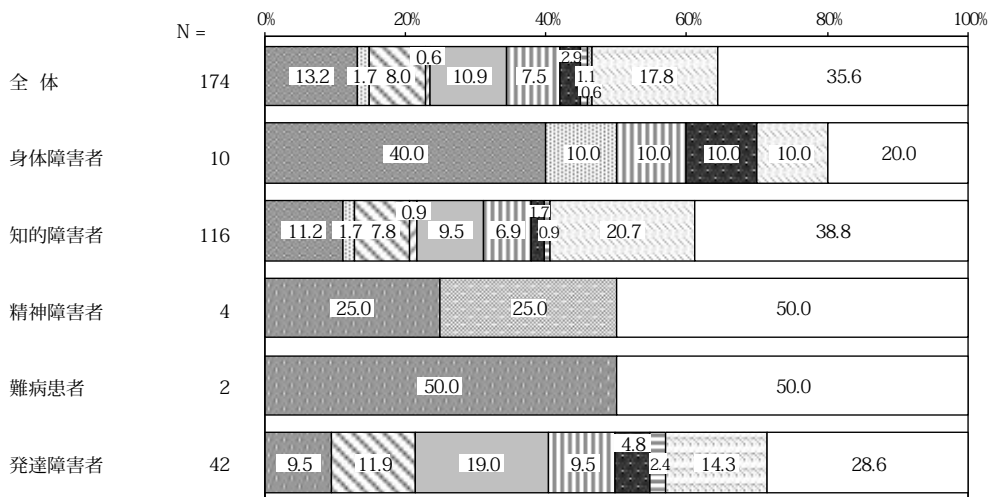
## ～乳幼児期・学齢期までの支援～

## 現状と課題

- 乳幼児健康診査の受診率を上げるとともに、気軽に相談できる窓口の体制を整え、発達に応じた療育を早期から提供することが必要です。
- 障害のある児童の発達を切れ目なく支援するため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が必要です。
- 障害のある児童が個々の持つ可能性を伸ばし安定した生活を送るために、保護者が療育について気軽に相談できる環境の充実が必要です。
- 障害のある児童の療育体制や、家族に対する相談支援体制の充実、障害に関する理解、仲間同士のネットワークづくりなどの保護者支援が必要です。
- 障害のある児童一人ひとりの状態及び特徴に合わせた療育を行うため、保護者と療育に携わる機関が情報を共有できるような仕組みづくりが必要です。
- 障害のある児童の支援の基盤として、相談機関、療育機関、教育機関、医療機関などのサービスの充実が必要です。
- 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備が必要です。
- 療育に関するニーズは増加・多様化しており、支援が必要なときに適切につながるよう、初期療育の支援体制の充実が必要です。
- 療育センターは、長期間の運営により、施設・設備の老朽化が進行しているため、障害児者の利用施設にふさわしい施設・設備を整備することが求められています。

学校（学園）生活をする上での困りごと

- 家族の負担が大きい
- トイレや階段などの設備が不十分
- 教師・職員の理解が得にくい
- その他
- 交通手段が限られ通園・通所が不便
- 介護・介助が不十分
- 児童・生徒の理解が得にくい
- 特に問題はない
- 授業が難しい
- 友だちができてにくい
- 希望する学校・学級に入れない
- 無回答



平成28年度障害者相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 発育などの相談体制の充実を図ります

妊娠・出産の機会を捉え、子どもが産まれた全ての家庭に保健師等が訪問し、早い時期から子育ての支援を開始します。気軽に相談できる窓口や、身近な地域のサロンを紹介するとともに、乳幼児健康診査や各種健康教育等を通じて、栄養・歯科・心理などあらゆる側面から子育ての支援を展開します。また、その子の状況に応じて、気づきの段階から療育の窓口と連携をとり、療育相談につなげます。

(2) 療育体制の充実を図ります

障害のある児童とその家族が地域で安定した生活ができるよう、療育センター再整備基本計画に基づき、療育ニーズの増加、多様化への対応や初期療育の充実を図るとともに、市全体の療育推進を図る総括的な機関の設置や、各区療育相談窓口の機能強化など身近な地域で充実した支援が受けられる体制づくりに取り組みます。また、療育相談機関、児童相談所、医療機関、幼稚園・保育所・学校など、様々な機関が連携し、多面的に検討・調整するなど、支援の充実に取り組みます。

## 具体的な取組

2-6 (1) 発育などの相談体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 出生前からの相談の充実	
①	<p>育児についての不安及び悩みを軽減するため、様々な機会を捉えた相談支援事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健相談の実施</li> <li>○母と子の栄養相談</li> <li>○地域における健康相談（ふれあい親子サロン）の実施</li> </ul>
2) 相談及び健康診査の充実	
②	<p>各種乳幼児健康診査や育児相談を実施し、子どもの発達を確認しつつ、親が感じている不安や悩みの相談に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦健康診査の実施</li> <li>○妊婦歯科健康診査の実施</li> <li>○新生児聴覚検査の推進</li> <li>○乳幼児健康診査の実施</li> <li>○乳幼児精密健康診査の実施</li> <li>○乳幼児経過検診</li> <li>○う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査の実施</li> <li>○個別心理相談（おやこひだまり相談室）の実施</li> <li>○乳幼児健康診査の事後指導教室（ことり教室）の実施</li> <li>○低出生体重児・乳児等サロン（ぴよぴよサロン）の実施</li> <li>○母子訪問指導事業の実施</li> <li>○療育機関での療育相談の実施</li> <li>○認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校での日常的見守りの実施</li> </ul>

3) 保護者の支援		
③	家庭訪問を実施し、家族の背景を聞きながら、個別性を重視した支援を検討し、提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施</li> <li>○母子訪問指導事業の実施【再掲】</li> <li>○在宅療養者等訪問口腔衛生指導の実施</li> </ul>
④	健康教育を実施し、妊娠や出産、子育てに関する情報提供や育児手技を学ぶとともに、親同士の情報交換の場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母親父親教室の開催</li> <li>○妊婦歯科教室の開催</li> <li>○離乳食講習会の開催</li> <li>○むし歯予防教室の開催</li> <li>○幼児の良い食習慣普及啓発事業の実施</li> <li>○多胎児教室（ビーンズクラブ）の開催</li> <li>○育児支援教室（ママの休み時間）の開催</li> </ul>

## 2-6 (2) 療育体制の充実を図ります

取 組 内 容		主 な 関 連 事 業
1) 相談及び支援の充実		
①	福祉、保健・医療、教育などの関係機関と連携した、発達・障害に関わる相談など総合的かつ専門的な支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育相談・児童発達支援事業</li> <li>○個別療育の実施</li> <li>○リハビリテーションの実施</li> <li>○医療相談</li> <li>○就学相談・就学移行支援 （Map（支援シート）の周知）</li> <li>○支援者向け又は市民向け講座</li> <li>○巡回相談</li> <li>○発達障害者支援地域協議会の設置・開催【再掲】</li> <li>○支援教育ネットワーク協議会の開催</li> </ul>
2) 障害児通所支援の充実		
②	支援や療育が必要な児童に対し、日常的な活動を通して基本的な生活習慣の自立や社会性の向上を目指して障害特性に応じた支援を実施するとともに、保護者などの家庭における療育技術の修得を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援</li> <li>○医療型児童発達支援</li> <li>○放課後等デイサービス</li> <li>○居宅訪問型児童発達支援【再掲】</li> <li>○保育所等訪問支援【再掲】</li> </ul>
3) 障害のある児童のための施設への運営支援		
③	各区の福祉型児童発達支援センターの運営を支援します。	○福祉型児童発達支援センターへの運営支援



	4) 障害児の療育・支援施設の整備	
④	<p>保健、医療、福祉、教育等の包括的な支援の提供体制を整備するなど、地域での共生社会の実現に向け、療育センター再整備基本計画に基づく取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育センター再整備に向けた取組</li> <li>○診療機能を含めた療育内容の見直しと充実</li> <li>○療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置</li> <li>○地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化</li> </ul>
⑤	<p>環境上の理由により社会生活への適応に困難を有する児童等を支援するための入所施設等の整備について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様なニーズに対応した施設の整備の検討</li> </ul>
	5) 専門性のある相談体制の整備	
⑥	<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置やコーディネーターを配置します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケア児支援のための協議の場の設置</li> <li>○医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置</li> </ul>
	6) 保護者の支援	
⑦	<p>保護者が障害に対する理解を深め、児童の特性に合わせた育児を安心して行えるよう、講座の開催や、障害のある児童が楽しめる玩具や専門図書の貸し出しを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や親子向け講座の実施</li> <li>○おもちゃライブラリーの運営</li> </ul>

## 基本施策7 バリアフリーのまちづくり

～障害のある人もない人も住みやすいまちづくり～

## 現状と課題

- 障害のある人の社会参加を支えるため、誰もが安心して快適に生活できるよう、建築物、道路、公園などにおける福祉的配慮に優れたまちづくりを進める必要があります。
- 障害のある人の移動の円滑化を図るため、公共交通機関をはじめ、各種移動手段を整備・確保する必要があります。
- 障害のある人もない人も生活しやすいまちづくりのためには、施設及び設備の整備だけでなく、福祉のまちづくりに関する市民の理解が重要です。
- 福祉のまちづくりには、障害のある人などの自由な利用を妨げる障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方とともに、初めから誰でも使えるように整備するという「ユニバーサルデザイン」の考え方が必要です。

## 外出しやすくなるために、希望するもの

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
外出時の介助者の支援	15.7	16.4	26.1	10.1	10.1	11.5	34.5
歩道や点字ブロックなど道路などのバリアフリー	5.8	10.3	2.2	2.0	7.8	5.1	10.3
建物の中のバリアフリー(トイレ・エレベーター・自動ドアの設置など)	15.3	29.2	4.0	4.5	22.2	2.6	27.6
わかりやすい案内表示の設置(道路や建物の中)	16.1	15.9	21.2	11.5	13.7	28.2	13.8
緊急時に相談できる施設の案内(地図など)	14.7	10.3	20.4	15.8	10.3	26.9	20.7
交通機関の職員の協力	10.2	10.5	17.2	6.5	6.2	15.4	10.3
交通費の助成	26.8	21.6	23.4	37.7	24.5	32.1	31.0
市民の理解や協力	17.0	10.3	33.3	17.5	8.0	25.6	10.3
安く安心して利用できる障害のある方専用の施設	14.5	11.8	20.4	15.2	9.8	20.5	20.7
その他	6.1	5.4	4.3	7.3	6.2	9.0	13.8
無回答	30.6	34.6	23.9	30.7	36.4	15.4	13.8

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)



## 施策の方向性

## (1) 総合的な推進を図ります

誰もが安心して快適に生活できるまちづくりのため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）」などに基づき、建築物、道路、公園、公共交通機関などにおける物理的障壁を除去するとともに、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

## (2) 公共的建築物における配慮を推進します

不特定多数の方が利用する建築物については、車を降りてから施設に入るまでに段差がないなどの福祉的配慮に優れた駐車場、トイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を進めます。

## (3) 道路、交通手段などの整備を推進します

鉄道駅、バス停留所から公共的施設に至る歩道などにおける段差解消、駅のホームドア等の転落防止設備の導入、障害のある人の利用に配慮した車両の整備の促進などと合わせて障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を図ります。

## (4) 公園などの整備を推進します

都市公園については、地形形状に配慮しながら出入口や園路の段差解消、スロープ、休憩施設、障害のある人が利用できるトイレの設置などの整備を進めます。

## 具体的な取組

## 2-7 (1) 総合的な推進を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 市基本指針などに基づく福祉のまちづくりの推進		
①	相模原市ユニバーサルデザイン基本指針やバリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などを踏まえたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相模原市ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進</li> <li>○市施設へのバリアフリーアドバイザーの派遣、カラーバリアフリーに関する相談の紹介</li> <li>○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例による事前協議等の実施</li> <li>○市職員を対象としたユニバーサルデザイン研修の実施</li> <li>○バリアフリー基本構想推進連絡会議の開催</li> </ul>
2) 街における情報提供の充実		
②	障害のある人の意見を尊重し、街において受けることができる情報提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーマップの作成</li> <li>○案内板の設置など</li> </ul>

## 2-7 (2) 公共的建築物における配慮を推進します

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人や高齢者などのため、投票所の出入口へ仮設スロープの設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投票所の出入口への仮設スロープの設置</li> </ul>

## 2-7 (3) 道路、交通手段などの整備を推進します

取組内容		主な関連事業
1) 歩道などの整備		
①	車いすの通行、視覚障害のある人に配慮した歩道整備などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の段差解消、傾斜の改善</li> <li>○視覚障害者誘導用ブロックの設置及び補修</li> </ul>
2) 人にやさしい道に関する啓発の推進		
②	障害のある人が安心して通行できるよう、道路上の不法占用物件の撤去及び是正指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄及び放置車両のパトロール</li> <li>○放置自転車等の移動の実施</li> </ul>

3) 公共交通機関の施設整備		
③	公共交通機関などのバリアフリー化の推進を図ります。	○エレベーター等の整備支援 ○駅ホームドア等の導入促進 ○ノンステップバスの導入促進
④	相模原市総合都市交通計画、相模原市バス交通基本計画の推進など、公共交通体系の整備に努めます	○相模原市総合都市交通計画、相模原市バス交通基本計画の推進など、公共交通体系の整備

## 2-7 (4) 公園などの整備を推進します

取組内容		主な関連事業
1) 都市公園の整備		
①	多くの人々が利用する都市公園において、障害のある人の利用が進むよう、段差の解消、スロープ・手すりの設置、オストメイト対応トイレの設置など、バリアフリー化を推進します。	○公園におけるバリアフリー化の推進
2) 地域の広場の整備の啓発		
②	身近な地域につくられる広場の整備において、障害のある人の利用などに配慮がされるよう、自治会などへ障害のある人に対する理解の促進を図ります。	○障害のある人に配慮した広場の整備についての啓発

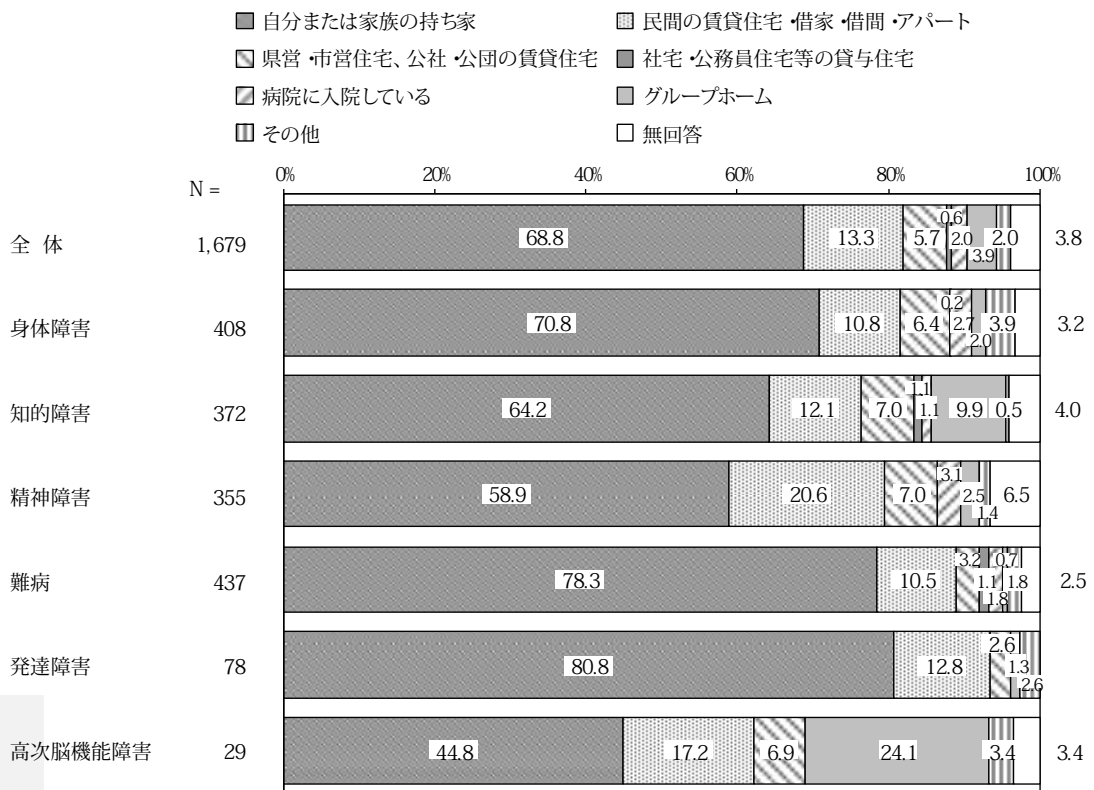
基本施策8 住まいづくり

～安心して暮らせる住まい～

現状と課題

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の改正を踏まえ、障害のある人が暮らしやすく整備された住宅の確保及び供給を更に促進するとともに、入居のための支援体制を整備することが必要です。
- 障害のある人が単独で入居することができる住宅など様々なニーズに対応できるよう、市営住宅の整備を進めることが必要です。
- 個々の障害の状況に対応した住宅改造のための施策を充実することが必要です。
- 活動する場などを含めた、生活に関わる周辺的环境に配慮した住まいの整備を進めることが必要です。

現在の生活拠点



平成 28 年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



### 施策の方向性

- (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います  
障害のある人の暮らしやすい住まいづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
- (2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します  
障害の状況に配慮した住宅の確保及び供給のため、支援団体等による居住支援の取組を推進します。
- (3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します  
市営住宅の建設及び建て替えの際、障害のある人に向けた住宅整備を推進するとともに、市営住宅の入居者選考に当たり、障害のある人がいる世帯については、優先入居の取扱いを行います。
- (4) 住宅改善の促進を図ります  
住宅を障害の状況に応じて改善するため、相談などの支援策を充実します。

### 具体的な取組

#### 2-8 (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います

取組内容		主な関連事業
①	相模原市ユニバーサルデザイン基本指針などを踏まえ、障害のある人・高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりを推進します。	○障害のある人や高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりの推進

#### 2-8 (2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人の世帯、高齢者世帯などの入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供、居住支援などを行います。	○あんしん賃貸支援事業の実施 ○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進 ○居住支援協議会等による入居支援

## 2-8 (3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します

取組内容		主な関連事業
①	市営住宅の建設及び建て替えに当たり、障害のある人に向けた住宅整備を推進します。	○障害のある人に向けた住宅整備 ○バリアフリー仕様の住宅整備
②	市営住宅の入居者選考に当たり、障害のある人がある世帯については、障害の種別などに応じた優先入居の取扱いを行います。	○市営住宅の入居者選考における優先入居の取扱いの実施

## 2-8 (4) 住宅改善の促進を図ります

取組内容		主な関連事業
①	浴室、玄関、台所などを暮らしやすいように改善するための相談を受け、改善に要する費用を助成します。	○住宅設備改善費の助成
②	障害のある人の世帯などを対象として、障害のある人本人のために必要となる住居の改築・補修への支援を行います。	○生活福祉資金の貸付



## 基本施策9 防犯・防災対策の推進

## ～災害等に備えて～

## 現状と課題

- 障害のある人などを地震、風水害などの災害から守るため、地域などでの防災のためのネットワークづくりが必要です。
- 災害時に、障害の特性に応じた適切な救援活動を行うなど、市民、関係団体、ボランティアなどと連携を図り、効果的な災害時における対策を行うことが必要です。
- 災害時における、障害のある人などの災害時要援護者への対応については、相模原市地域防災計画に基づき、取組を進めることが必要です。
- 犯罪から障害のある人などを守るため、防犯意識の啓発等を図ることが必要です。
- 障害のある人が利用する施設については、必要な安全確保を行うことと、地域と一体となった開かれた施設であることの両立を図ることが重要です。

## 災害発生時の不安

単位 :%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
避難先での薬や医療体制	37.5	38.2	18.5	44.8	52.2	10.3	34.5
自分だけで動けない	20.7	24.5	26.3	13.5	18.8	15.4	24.1
家族との連絡方法	24.1	14.7	38.2	22.8	20.1	35.9	17.2
トイレや入浴設備	22.1	27.5	14.0	19.4	27.2	12.8	31.0
避難場所までの移動手段の確保	10.0	13.0	9.4	5.6	11.9	10.3	—
水や食事の確保	28.5	26.2	28.8	27.9	30.7	30.8	24.1
寝る場所の確保	20.1	20.3	16.9	21.7	22.9	14.1	10.3
詳細な情報の入手	9.4	9.3	9.4	7.3	11.2	10.3	6.9
頼れる人がそばにいない	8.1	5.4	9.1	14.1	3.2	14.1	17.2
避難場所がわからない	5.8	3.7	10.5	7.3	3.0	2.6	10.3
その他	4.1	3.2	6.2	5.6	0.7	12.8	—
特に不安を感じることはない	5.4	5.1	7.5	4.5	3.4	6.4	17.2
無回答	16.7	17.9	15.6	18.0	15.6	16.7	17.2

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)



### 施策の方向性

#### (1) 防災ネットワークなどの整備を推進します

市民、ボランティア組織、警察、消防本部などの関係機関の連携の下、災害時にボランティアの迅速な支援が行えるよう、民間福祉団体を中心とした防災ボランティアの育成及びネットワークづくりを促進します。

#### (2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります

災害時に障害のある人に必要な支援や配慮が提供できるよう、防災知識の普及啓発を進めます。また、様々な障害の状況に対応して、迅速かつ適切な情報提供を行うことのできるシステムの充実を図ります。

#### (3) 防犯対策の充実を図ります

障害のある人が犯罪の被害者とならないよう、防犯に関する取組を進めるとともに、ひばり放送や安全・安心メールの配信などにより、防犯に関する情報提供を行います。

また、障害のある人が安心して施設を利用できるよう、安全確保に向けた取組を支援します。

### 具体的な取組

#### 2-9 (1) 防災ネットワークなどの整備を推進します

取組内容		主な関連事業
	1) 防災ネットワークの整備	
①	災害時要援護者の所在把握を行うために、日常の見守り等の地域活動をいかした地域の防災ネットワークづくりを支援し、地域における災害時要援護者の避難支援の体制づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災訓練における災害時要援護者避難支援訓練への職員派遣</li> <li>○災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発</li> </ul>

	2) 障害福祉サービス事業者などの防災ネットワークの整備	
②	障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所との防災ネットワークの連携強化を図るとともに、福祉避難所の増設に向けて、障害福祉サービス事業者等と調整を進めます。	○障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所との防災ネットワークの連携強化
	3) 防災ボランティアネットワークの整備	
③	災害ボランティアとして、発災後の生活支援活動を行うため、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアセンターの運営支援方法などの学習、市内自治会などの地域防災訓練で実施される災害時要援護者支援訓練への職員の派遣協力などの支援を行います。	○防災ボランティア推進事業の支援
	4) 災害時要援護者の把握	
④	災害時要援護者の把握について、災害時要援護者名簿を作成するとともに、地域における災害時要援護者の支援体制づくりを支援します。	○災害時要援護者名簿の各区役所等への配備 ○各区役所、まちづくりセンターと連携し、各地域の取組を支援

## 2-9 (2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります

	取組内容	主な関連事業
	1) 防災ガイドブックなどによる啓発	
①	平常時から、災害に対して十分に備え、災害時の適切な避難行動を把握してもらうことを目的に作成している防災ガイドブックなどを用いて、障害のある人への防災知識の普及啓発を推進します。	○防災ガイドブックによる普及・啓発
	2) 情報通信システムの充実	
②	情報システムや通信機器などを活用した災害対策を推進します。	○情報システムを活用した情報共有及び配信体制の充実 ○防災行政用同報無線（ひばり放送）やデジタル地域防災無線などの情報伝達体制の充実

3) 災害時対策の推進	
③	災害時において、障害のある人への配慮に基づく支援対策を推進します。 ○障害特性に応じた避難施設の設置 ○コミュニケーション手段の確保
④	関係機関が連携し、障害のある人の生活、健康などの相談体制を整備します。 ○災害発生時における相談窓口の設置
4) 災害時必要物資の供給	
⑤	災害時要援護者が避難生活で必要となる備品を計画的に備蓄します。 ○必要となる備品等の検討及び備蓄
5) 災害時医療救護体制の整備	
⑥	医療関係団体等と協力し、災害発生時の医療救護体制を整備します。 救護所用医薬品等を計画的に備蓄し、供給体制を整備します。 ○災害時医療救護検討会の開催 ○救護所訓練の実施 ○救護所用医薬品等の整備

## 2-9 (3) 防犯対策の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	地域における防犯意識の啓発のため、各種防犯啓発活動及び防犯思想の普及活動を行っている団体への支援を行うとともに、学校や地域団体等への防犯講習会や通信機器などによる防犯関連情報の提供を実施します。	○地域防犯団体への支援 ○防犯講習会の実施 ○防災行政用同報無線（ひばり放送）や安全・安心メール等による防犯関連情報の提供
②	障害者支援施設等に防犯対策の取組を支援します。	○施設の防犯に関する研修の実施 ○チェックリストを活用した取組の支援

# 第3章 共に「学ぶ」

## 基本施策1 乳幼児における保育・教育

### ～早期の取組の推進～

#### 現状と課題

- 障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、乳幼児期から、共に学び共に育つ機会を確保することが必要です。
- 個人の持つ可能性を伸ばし、将来社会で自立して生活することを目的に、一人ひとりの状況に応じた保育・教育を展開することが必要です。

#### 長期休業中や放課後の活動についての希望

区分	有効回答数 (件)	単位:%											
		地域の同世代の子どもたちと遊びたい	放課後児童クラブを利用したい	障害児通所支援事業所を利用したい	映画や買物などに大人の付き添い(ガイドヘルパー・ボランティアなど)が行きたい	家で遊びたい	習い事や塾に行きたい	地域のスポーツ活動に参加したい	旅行やキャンプに参加したい	ショートステイを利用したい	その他	特になし	無回答
全体	187	31.0	14.4	29.4	18.7	34.8	15.5	9.1	13.9	5.9	3.2	9.6	11.8
身体障害者	12	33.3	16.7	8.3	8.3	33.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7
知的障害者	119	28.6	15.1	31.9	21.0	32.8	13.4	10.9	16.0	7.6	2.5	11.8	9.2
精神障害者	5	20.0	20.0	-	-	40.0	-	20.0	20.0	-	-	-	20.0
難病患者	3	33.3	-	66.7	33.3	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-
発達障害者	48	37.5	12.5	29.2	16.7	37.5	25.0	4.2	8.3	2.1	4.2	6.3	16.7
高次脳機能障害者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)



## 施策の方向性

### (1) 保育・教育環境の充実を図ります

認定こども園、保育所及び幼稚園において、障害のある児童の受け入れのための人的資源、施設及び設備を充実し、一人ひとりに応じた保育・教育に取り組めます。

### (2) 研修の充実及び理解の促進に努めます

教職員・職員の専門性向上のための研修を行うとともに、障害に対する理解を促進するための研修も積極的に行います。

### (3) 支援保育などの充実を図ります

協力し合う社会づくりのために、乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に学び共に成長することを目指す統合保育及び交流保育・教育を進めます。

### (4) 相談・情報提供などの充実を図ります

保護者が早期から障害のある児童に関する相談ができる機会及び保護者同士の交流を持つことができるよう、育児相談の実施、育児情報の提供及び周囲の人への理解を促進します。

### (5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら子ども応援プラン）

#### との連携

乳幼児期の保育・教育の推進に当たっては、「相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら 子ども応援プラン）」との連携を図りながら取り組めます。

## 具体的な取組

### 3-1 (1) 保育・教育環境の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	認定こども園、保育所、幼稚園で乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に成長することを目指す機会を充実します。	○認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施【再掲】

②	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において地域の中で共に学び、共に育つ機会を充実します。また、児童発達支援センターとの交流保育を実施します。	○認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、児童発達支援センターにおける交流保育・教育の推進【再掲】
③	支援保育技術などの研究・改善の実施、他の保育所等への助言などを行います。	○支援保育研究保育所の拡充

## 3-1 (2) 研修の充実及び理解の促進に努めます

取組内容		主な関連事業
①	専門性の向上及び障害に対する理解を促進するため、関係機関と連携を取りながら、積極的に研修を行います。【再掲】	○教職員・職員への研修の実施【再掲】 ○支援保育コーディネーター研修の実施【再掲】

## 3-1 (3) 支援保育などの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	集団生活において支援を必要とする児童の成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達状況に合わせた支援保育、交流保育を行います。【再掲】	○支援保育事業の実施【再掲】

## 3-1 (4) 相談・情報提供などの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	障害に対する早期対応及び周辺への理解促進のため、乳幼児期における育児情報の提供及び相談事業を充実します。	○育児情報の提供及び育児相談への対応

## 3-1 (5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら子ども応援プラン）との連携

取組内容		主な関連事業
①	相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携を図り、ライフステージの変化に円滑に対応します。	○相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携

## 基本施策2 学齢期における支援

## ～一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実～

## 現状と課題

- 平成19年に特殊教育から特別支援教育への転換が図られてから10年が経過し、その間、国においてインクルーシブ教育システムの構築に向けての基本的方向性が示されるなど、インクルージョンの理念や考え方が社会全体に浸透してきています。
- 近年、各学校では児童・生徒の教育的ニーズが多様化し、支援を必要とする児童・生徒は増加しています。
- 現在の状況に対応するためには、支援を必要とする児童・生徒への周囲の理解、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、福祉・医療等の関係機関等とのより充実した連携が必要です。
- 児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを丁寧に見極め、共有し、成長過程に応じた指導や支援に継続して取り組める体制を構築していく必要があります。
- 効果的で一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を居住地域に用意し、共に学び共に育つインクルージョンの理念の下、児童・生徒が持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服することができるよう取組を進めていく必要があります。



## 施策の方向性

## (1) 支援教育の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズによって、様々な学び方があります。通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくりを行うとともに、特別支援学級において、個に応じた支援を充実させていきます。

## (2) 支援体制の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うため、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等と専門性を生かした連携を進めていきます。



## (3) 教育環境の充実を図ります

児童・生徒の学びを充実させるための教育環境の整備をしていきます。更に、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校時の送迎を含めた支援体制の構築をめざします。

## 具体的な取組

3-2 (1) 支援教育の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 通常の学級における支援の充実	
① 一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導を充実します。	○研修や巡回相談による指導力向上の取組
② 保護者、学校、各機関が使用するための個別の指導計画の作成と活用を推進します。	○個別の指導計画の作成と活用の推進 ○Map（支援シート）の活用と周知
③ ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくりに関する研修を充実します。	○全ての児童・生徒に分かりやすい学級づくりや授業づくり
④ 日本語巡回指導講師派遣・日本語指導等協力者派遣を充実します。	○日本語指導等が必要な外国籍の児童・生徒等への支援の実施
⑤ 青少年相談センターにおける来所・電話相談、学校出張相談や相談指導教室を充実します。	○相談事業の充実や件数の増加への対応
⑥ 特別支援学級や特別支援学校との「交流及び共同学習」を推進します。	○居住地交流の試みなどの取組例の周知
⑦ 支援教育指導員による巡回相談を充実します。	○支援教育指導員の配置拡充の検討
2) 特別支援学級における支援の充実	
⑧ 効果的な個別の指導計画を作成するための支援をします。	○個別のニーズに応じた指導計画の作成方法の周知
⑨ 保護者、学校、各機関が使用するための個別の指導計画の作成と活用を推進します。	○Map（支援シート）の活用と周知【再掲】
⑩ 様々な教育的ニーズに応えられる研修を充実します。	○専門性を高める研修の実施
⑪ 特別支援学校と連携したキャリア教育を推進します。	○将来に向けた就学・就労の支援

3-2 (2) 支援体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 支援教育の体制整備	
① 就学前から卒業後に向けた円滑な連携の強化を図ります。	○教育・医療・福祉・就労等の関係機関による横断的な取組
② 認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校等の連携の強化を図ります。	○幼・保・小・中連携表の活用
③ 就学相談や就学移行支援の活用を推進します。	○就学相談における各機関の連携の在り方の検討や就学移行支援の推進
2) 校内支援体制の構築	
④ 総合学習センター等における支援教育に係る研修を充実します。	○支援教育に係る研修の実施
⑤ 支援教育コーディネーターの研修等を充実します。	○支援教育コーディネーターの研修体制の充実 ○支援保育コーディネーターとの連携の推進
⑥ 支援教育コーディネーターが関係者や外部機関と連携を図るための支援を充実します。	○支援教育コーディネーターが校内支援体制の中心的役割を担うための支援
3) 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実	
⑦ 専門家による教育的対応についての検討や支援体制、各関係機関の連携を図るとともに、合理的配慮の提供について協議します。	○支援を必要とする児童・生徒への教育的配慮や対応についての助言 ○学校への具体的な支援の在り方、医療機関等との具体的な連携の在り方、医療的ケアの在り方について協議

3-2 (3) 教育環境の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 施設・設備の充実	
① 特別支援学級を整備します。	○教育的ニーズに応じた特別支援学級の設置
② 一人ひとりの教育的ニーズに合わせた通級指導教室を設置します。	○通級指導教室（サポートルーム）の設置
③ 学校からの要望に基づいた環境整備を推進します。	○学校施設のバリアフリー化の推進 ○肢体不自由特別支援学級設置校への環境整備
2) 人的支援の充実	
④ 支援教育指導員の配置拡充を検討します。	○巡回相談のニーズへの対応方法について検討
⑤ 支援教育支援員の効果の検証と適切な配置をします。	○適切な配置の在り方についての検討
⑥ 学校支援ボランティア制度を効果的に活用します。	○学校支援ボランティア制度の活用と周知
⑦ 臨時介助員を適切に配置します。	○学校の状況に応じた適切な配置
⑧ 校内支援体制構築のための人的支援を充実します。	○専任化のための適切な人的配置の検討
3) 登下校の送迎・放課後支援の充実	
⑨ 関係機関と連携した送迎サービスの更なる周知を図るとともに、送迎支援に係る課題整理と対応策を検討します。	○既存サービスの活用と送迎支援の課題やニーズの対応への検討
⑩ 支援が必要な児童が過ごしやすい児童クラブ内の環境改善を推進します。	○児童クラブ内の環境改善の推進
⑪ 研修による児童育成指導員等の資質向上に取り組みます。	○児童育成指導員等の資質向上のための研修の実施

## 第4章 自分らしく「働く」

### 基本施策1 就労の支援

#### ～就労への理解と環境の整備～

#### 現状と課題

- 障害のある人への合理的配慮の提供や法定雇用率の算定基礎への精神障害のある人の追加などを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の改正などを踏まえ、障害のある人の就労に向けた取組を更に進める必要があります。
- 障害者雇用の場の広がりに合わせて個々の状況に適した就労を進めるためには、様々な機会を捉えた相談体制の整備並びに障害のある人の就労を支援する人材の確保及び充実が必要です。
- 障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害への理解促進、職場定着支援などの就労支援体制の充実、新たな職場づくりなどが必要です。
- 就労促進施策、多様なニーズに対応する新たな雇用形態の検討などについて、国、県、事業者などと連携して取り組む必要があります。

#### 障害があることで、仕事をする上で不安や不満を感じること

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	330	62	63	55	135	15	—
身体的・精神的に仕事がつい	22.1	21.0	12.7	38.2	21.5	13.3	—
収入が少ない	30.6	32.3	25.4	61.8	21.5	13.3	—
通勤が大変	14.5	19.4	11.1	18.2	11.1	26.7	—
仕事が難しい	4.8	4.8	6.3	7.3	3.0	6.7	—
自分に合った仕事がない	7.3	6.5	9.5	10.9	4.4	13.3	—
職場での身分が不安定	10.6	8.1	12.7	16.4	8.9	6.7	—
昇給や昇進が平等ではない	7.6	11.3	7.9	12.7	4.4	—	—
障害者用の設備が十分ではない	3.9	8.1	3.2	3.6	2.2	6.7	—
差別・偏見・疎外感を感じる	8.5	8.1	14.3	12.7	5.2	—	—
職場の人間関係が難しい	16.1	12.9	27.0	23.6	8.1	26.7	—
自分のペースで仕事ができない	9.1	8.1	9.5	14.5	5.9	20.0	—
雇用主の障害に対する理解が低い	7.9	11.3	6.3	14.5	5.2	—	—
職場での障害に対する理解が低い	11.5	6.5	14.3	20.0	10.4	—	—
その他	6.4	11.3	3.2	5.5	5.2	13.3	—
特になし	33.9	35.5	31.7	16.4	42.2	26.7	—
無回答	4.8	3.2	7.9	3.6	5.2	—	—

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

### (1) 就労支援の取組の充実を図ります

障害のある人の就労支援の活性化を図るため、雇用・福祉・教育・医療の一層の連携強化を図るとともに、ハローワークを中心とした関係機関とのチーム支援やジョブコーチなどの人的支援の充実を図ります。

### (2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります

障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害のある人の雇用への理解促進について企業などに働きかけるとともに、働きやすい施設・設備とするための改善などへの支援を行います。

## 具体的な取組

4-1 (1) 就労支援の取組の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 雇用促進のための取組の推進	
① 福祉、保健・医療、教育などの関係機関と連携した、就労促進を目的とする総合的かつ専門的な支援を行います。	○就労支援ネットワーク会議の開催
② 障害のある人の市職員としての雇用などを推進します。	○身体障害のある人の正規採用 ○精神障害のある人の正規採用に向けた検討 ○障害のある人の市非常勤職員の採用 ○知的障害、精神障害のある人の非常勤以外の職へのステップアップの支援
③ 指定管理者の募集要項や評価基準の中に、障害のある人の雇用に関する項目を設け、雇用の創出につなげます。	○指定管理者の募集要項や評価基準への障害のある人の雇用に関する項目の設定
④ 神奈川県障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催を支援し、広く障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の雇用の促進を図ります。	○広報さがみはらなどによる大会の開催周知及び後援
⑤ 障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供など普及啓発に取り組みます。	○障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発【再掲】

	2) 職業相談などの充実	
⑥	障害のある人の職業能力に応じた就労支援を行います。	○無料職業紹介事業の実施
⑦	障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、ハローワークと共催で、職業相談などを実施し、障害のある人の就職活動を支援します。	○県央障害者就職面接会の実施 ○ハローワークで実施するワンストップサービスへの職員派遣
	3) 職場定着などの支援	
⑧	障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成を充実します。	○障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成の充実 ○就労定着支援【再掲】

## 4-1 (2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります

	取組内容	主な関連事業
	1) 企業などへの理解促進	
①	障害者雇用支援月間などを通じ、法定雇用率などについて啓発します。	○広報さがみはらなどによる周知・啓発
②	障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供など普及啓発に取り組みます。	○障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発【再掲】
③	神奈川県障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催を支援し、広く障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の雇用の促進を図ります。	○広報さがみはらなどによる大会の開催周知及び後援【再掲】
	2) 就労環境の整備などへの支援	
④	障害のある人の雇用促進に寄与すると認められる施設及び設備の改善に要する費用を支援します。	○ハローワーク等との連携による、障害者雇用促進に係る事業所訪問等 ○障害者雇用特例子会社設立に係る支援
⑤	法定雇用率未達成企業等への支援を行い、障害のある人の雇用拡大を促進します。	○ハローワーク等との連携による、障害者雇用促進に係る事業所訪問等 ○障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の助成
⑥	障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成を充実します。	○ジョブコーチ等の派遣及び養成の充実【再掲】 ○ハローワーク等との連携による、しごとサポーターの養成の促進

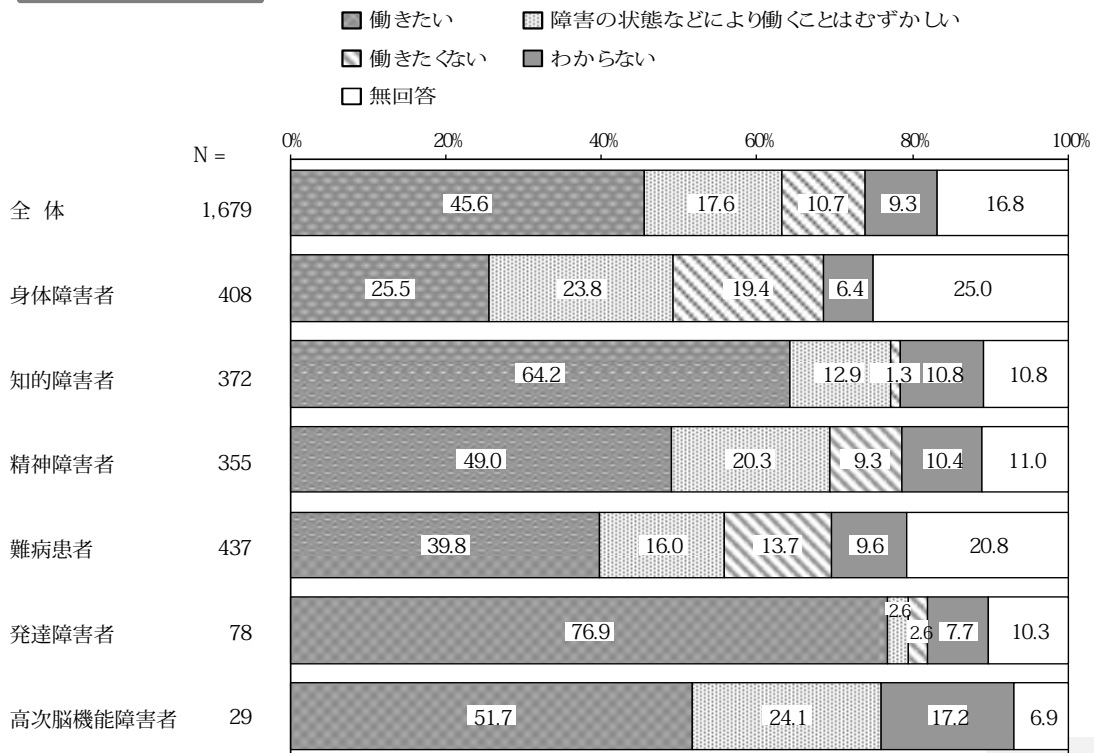
基本施策2 就労の機会の確保

～多様な就労の機会の充実～

現状と課題

- 一般企業への就労に困難が伴う障害のある人が就労の一形態として選択できるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。
- ハローワークと連携して、障害のある人個々の職業能力の開発への支援を充実するとともに、企業への啓発や障害者雇用の際の各種支援等に取り組み、障害のある人、企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていくことが必要です。
- 障害者就労施設で就労する障害のある人などの自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）が施行されるなど、障害者就労施設等の受注の機会の確保に関する取組の推進が必要です。

今後の就労希望



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

### (1) 福祉的就労の充実を図ります

一般企業への就労だけでなく、障害のある人のニーズ等に応じ、就労の場を選択することができるよう、障害福祉サービス事業者などの福祉的就労の場の充実を図るとともに、就労継続支援事業所などの工賃向上の支援、官公需の積極的な活用を推進します。

### (2) 企業などへの就労支援を促進します

障害者支援センター松が丘園、障害福祉サービス事業者などが中心となって行っている職場開拓などにより、障害のある人の一般企業への就労を促進します。

## 具体的な取組

### 4-2 (1) 福祉的就労の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
1) 福祉的就労の場の充実		
①	障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進に関する調達方針に基づき、市が障害者就労施設等などへの発注を積極的に進め、福祉的就労の場の充実を図るなど、障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図ります。	○市の調達実績の向上に向けた取組 ○民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組 ○受注調整窓口機能の充実
2) 一般就労への移行の促進		
②	一般就労に必要な知識・能力を養成し、 適性にあった職場に就労、定着を図るための支援を行います。	○就労移行支援事業の実施 【一般就労移行支援プログラム】 【就労準備プログラム】
③	就労の機会などを通じ、生産活動に係る 知識や能力の向上を図るための支援を行います。	○就労移行支援事業の実施 【能力向上プログラム】 【自立促進プログラム】
④	ハローワークと県・市などが連携し、一 般就労に向けた実習先企業の情報の共有化を図ります。	○ハローワークと県・市などが連携し、一般就 労に向けた実習先企業の情報の共有化
⑤	福祉的就労から一般就労への支援体制 を充実します。	○就労移行支援事業所と就労継続支援事業所と の連携体制の構築



	3) 工賃向上の支援	
⑥	就労継続支援事業所等の工賃の向上を支援します。	○障害者優先調達推進会議の開催 ○市の調達実績の向上に向けた取組【再掲】 ○民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組【再掲】

## 4-2 (2) 企業などへの就労支援を促進します

取組内容		主な関連事業
	1) 就労支援の充実	
①	障害者支援センター松が丘園で実施している就労を支援する事業を充実します。	○障害者就労援助事業の実施 ○相模原圏障害者雇用連絡会議の開催
	2) 職場定着などの支援	
②	ジョブコーチの派遣や定期的な巡回訪問など、就労を支援する事業者による職場定着及び中途退職者への支援を充実します。	○障害者就労援助事業の実施【企業訪問】 【職場実習】 ○就労定着支援【再掲】

## 基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

～就労への一貫した対応～

## 現状と課題

- 就労に向けた相談、職業訓練などを福祉、教育、雇用などの関係機関の連携により実施することが必要です。
- 軽度障害のある人に対して、就労に向けて障害を軽減化するためには、リハビリテーションによる支援が必要です。

## 希望する職種

単位 :%

区分	(有効 件数) 回答数	事務 の 仕事	仕 販 売 ・ 接 客 の 仕事	製 造 の 仕事	仕 農 林 水 産 関 係 の 仕事	関 係 の 仕 事 ユ ー タ ー	教 育 ・ 医 療 ・ 福 祉 の 仕 事	清 掃 の 仕 事	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	766	24.4	17.5	23.9	4.6	14.5	13.7	8.9	11.4	20.0	6.5
身体障害者	104	29.8	15.4	15.4	5.8	13.5	9.6	7.7	13.5	13.5	9.6
知的障害者	239	9.6	17.6	33.1	5.4	6.7	3.3	11.3	10.5	29.7	7.1
精神障害者	174	28.2	14.9	17.8	4.0	18.4	20.7	12.1	13.2	18.4	6.9
難病患者	174	38.5	21.8	20.1	2.9	15.5	24.7	2.3	8.6	8.0	5.2
発達障害者	60	23.3	16.7	28.3	5.0	30.0	10.0	8.3	13.3	28.3	1.7
高次脳機能障害者	15	20.0	13.3	33.3	6.7	26.7	13.3	20.0	13.3	33.3	6.7

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



## 施策の方向性

## (1) 職業訓練などの充実を図ります

専門施設、企業内における訓練などが障害のある人の就労にとって有効であることから、福祉、雇用などの関係機関が連携して、就職を希望する障害のある人の就労前訓練、能力開発のための訓練、技能習得のための訓練、生活面の指導と連携した訓練などを進めます。

## 具体的な取組

4-3 (1) 職業訓練などの充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 就労のための訓練の充実	
① ハローワークなどの就労支援機関が連携して、就労のための各種訓練等を実施します。	○就労援助セミナーの開催 ○職場体験講座の開催
② 全国障害者技能競技大会などの出場者に対し、奨励金の贈呈などの支援を行います	○全国障害者技能競技大会などの出場者に対する奨励金の贈呈
2) 職場適応のための訓練の充実	
③ 就労の場への定着を促進するための支援を充実します。	○ジョブスキルトレーニングの実施 ○フォローアッププログラムの実施

## 第5章 いきいきと「活動する」

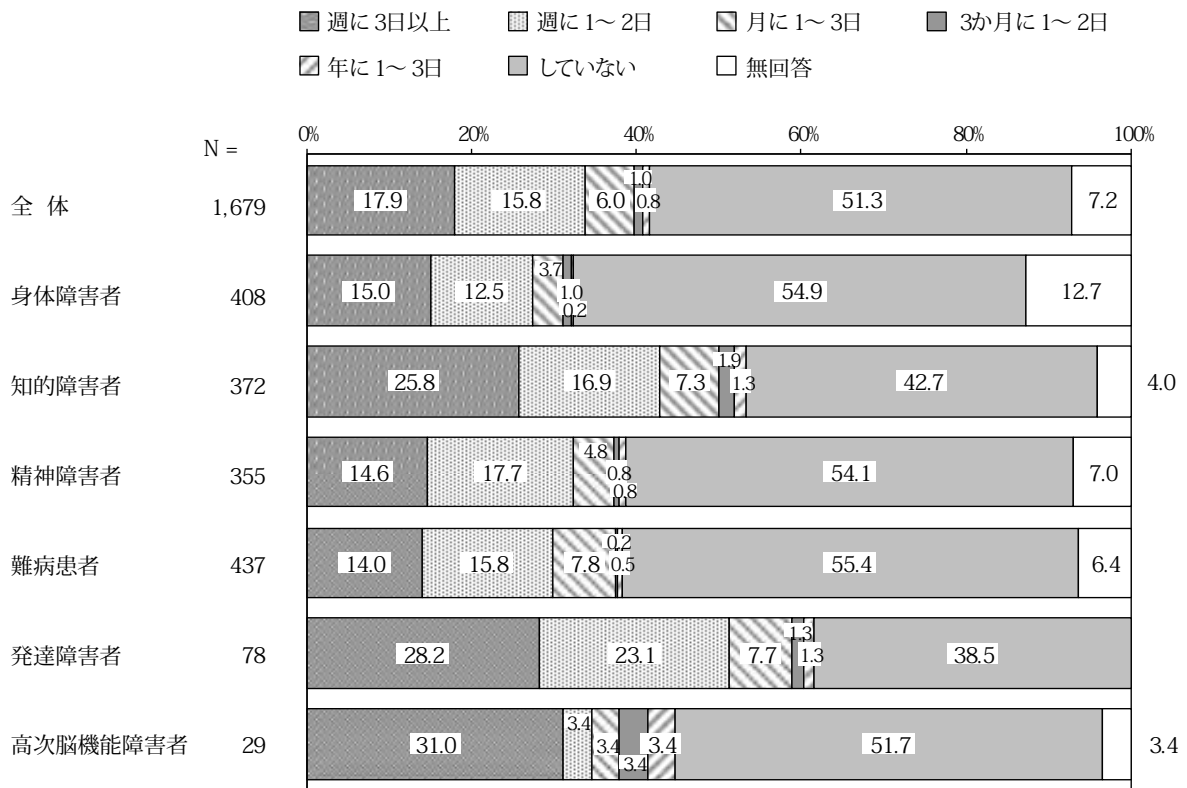
### 基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援

#### ～障害者スポーツの普及啓発～

#### 現状と課題

- スポーツ・レクリエーションへの参加は、社会参加を進める観点から多様な場、機会の提供などの充実が必要です。
- 障害のある人が行うスポーツは、リハビリテーション及び社会啓発の要素が強調されてきましたが、これに加えて、生活の質の向上を目的に、一人ひとりの障害の状況に合わせて、個人の意思で自由に選択し、自由に楽しむことができる生涯スポーツとしての位置付けも求められます。
- ボランティアの参加を積極的に求めるなど、障害のある人もない人も共に参加する機会を増やし、スポーツ・レクリエーションを通じ、お互いの理解を深めることも必要です。
- スポーツ・レクリエーションの充実には、障害のある人の状況に適切に対応できる場の確保と参加者への支援が必要です。
- スポーツ大会などへの参加者の減少、高齢化が進んでおり、より多くの人に参加できるよう、ニーズの把握及び支援が必要です。
- 2020年東京パラリンピック開催を契機として、パラスポーツなどの紹介を通じて、障害者スポーツに対する認知度や関心を高めるための普及啓発活動が必要です。

スポーツをしているか（ウォーキングやラジオ体操を含む）



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）

➡ 施策の方向性

(1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります

技術及び能力にかかわらず楽しむことのできる障害者スポーツ・レクリエーションや障害のある人の参加に配慮した各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション教室の開催を促進するとともに、障害者スポーツの普及啓発に取り組みます。

(2) 指導者の養成を促進します

障害のある人のために工夫されたスポーツ・レクリエーションについて、障害のある人の状況に合わせて適切に指導することのできる、専門性を持ったリーダーの養成などを関係機関と連携して進めます。

## 具体的な取組

5-1 (1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります		
取組内容		主な関連事業
1) スポーツ・レクリエーションの環境づくり		
①	社会参加の推進を図るため、全国障害者スポーツ大会に、市選手団を派遣し、全国から集まる選手との交流を行います。	○全国障害者スポーツ大会への選手団派遣
②	パラスポーツを身近に感じてもらい、認知度や関心の向上を図ります。	○パラスポーツ体験会の実施
③	2020年東京パラリンピック開催を契機として、パラスポーツの紹介などを通じて、障害者スポーツに対する理解の促進などに取り組みます。	○障害者スポーツに対する理解の促進
④	スポーツを通じて、健康の増進及び社会参加の支援を図るため、身近な場所での障害のある人のニーズに合った教室、講座、大会の開催の推進及び支援を行います。	○障害者スポーツ講座の開催 ○県との共催によるスポーツ大会の開催など
⑤	障害のある人を対象としたレクリエーションの機会を充実します。	○障害者ふれあい文化講座の開催 ○障害者レクリエーションイベントの実施
⑥	市内の福祉団体などが研修会、社会見学などの行事に使用するバスを提供することにより、社会参加の促進を図ります。	○福祉バス提供事業
⑦	身近な地域で開催される運動会などに、障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、自治会などへ障害に対する理解の促進を図ります。	○自治会などへの障害に対する理解啓発
⑧	友好都市などとの交流を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。	○障害者余暇活動支援事業の実施

2) スポーツ・レクリエーション団体などへの支援	
⑨	<p>障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、スポーツ指導者、ボランティア及び手話通訳者の派遣などの支援を行います。</p> <p>○障害者スポーツ大会等への手話通訳者を派遣</p>
⑩	<p>国際大会などに出場する選手に対し、奨励金の贈呈などにより支援を行います。</p> <p>○国際大会出場者へ奨励金の贈呈</p>

5-1 (2) 指導者の養成を促進します	
取組内容	主な関連事業
①	<p>スポーツ指導者などに対し、障害に対応する技術・知識修得のための研修への参加などを支援します。</p> <p>○障害者指導者フライングディスク養成講習会などへの後援</p>

## 基本施策2 文化活動への支援

～より豊かな暮らしのために～

## 現状と課題

- 潤いのある豊かな暮らしを送るために、誰もが気軽に文化に親しむ機会を充実させることが必要です。
- 障害のある人の文化活動への参加を進めるため、個人の選択に配慮した内容の充実、介助者の派遣などの支援が必要です。
- 文化活動を通じて社会参加を進めるため、障害のある人自らが行う文化活動への支援が必要です。

## 休日や時間があるときの実際の過ごし方

単位:%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
趣味や学習活動	24.5	20.6	26.9	23.9	23.8	41.0	20.7
スポーツ	5.3	5.6	8.3	4.2	3.7	5.1	—
ボランティア活動	1.6	2.0	0.8	1.4	2.3	—	3.4
家族と過ごす	38.9	32.6	49.5	31.5	38.7	59.0	31.0
友人・知人と会う	11.1	11.5	8.9	9.9	14.2	9.0	6.9
演劇や映画の鑑賞	4.3	4.7	5.1	3.7	3.9	5.1	—
買い物や食事に行く	32.5	30.1	40.1	26.8	32.7	34.6	27.6
読書	10.1	11.0	3.8	13.8	10.3	19.2	3.4
旅行	4.3	5.6	4.3	2.8	5.0	2.6	—
家でくつろぐ	49.9	42.9	53.2	52.1	51.7	47.4	55.2
地域の行事に参加する	2.0	1.5	2.4	0.8	2.7	2.6	6.9
近所の散歩	17.9	24.8	14.8	14.1	16.2	15.4	37.9
その他	8.2	9.3	7.5	9.9	5.9	7.7	17.2
特に何もしない	3.8	4.4	1.3	6.8	3.9	—	—
無回答	9.1	11.5	7.8	8.5	8.9	6.4	6.9

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)





## 施策の方向性

### (1) 参加機会などの充実を図ります

障害のある人の文化活動や地域コミュニティ活動への参加が促進されるよう、障害の状況に配慮した施設の整備など関係機関と連携して取り組みます。

### (2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

障害のある人が主体となる文化活動は、社会参加を促進し、共に生きる社会づくりに有効であることから、障害のある人及び障害者団体による自主的文化活動を支援します。

## 具体的な取組

### 5-2 (1) 参加機会などの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人の参加を目的とした講座の開催及び参加に配慮した各種文化活動を充実します。	○目の不自由な人のパソコン体験講座
②	身近な地域での文化活動を支援するため、各公民館や総合学習センターなどの活用を促進します。	○各公民館や総合学習センターなどの活用を促進

### 5-2 (2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

取組内容		主な関連事業
①	障害のある人の作品展などの開催に向け、市広報での案内などの支援を行います。	○さがみハート展の開催支援 ○さがみスクラム写真展の開催支援 ○相模原市障害者作品展の開催【再掲】 ○相模原地区障害児・者作品写真展の開催支援【再掲】

## 基本施策3 生涯学習機会の充実

## ～生涯を通じて学習する機会の充実～

## 現状と課題

- 障害のある人の生活にゆとりと潤いを持たせるため、社会の様々な場において、個人の希望にあった学習が進められるよう、支援することが必要です。
- 障害のある人の「社会参加の促進」及び市民の「障害への理解の促進」という観点から、地域での自主的活動を支援することが必要です。



## 施策の方向性

## (1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります

障害のある人が必要な時に自分の希望する学習の機会が得られるよう、機会の充実及び情報提供に努めるとともに、開催場所、開催時間の配慮などの支援に努めます。

## (2) 資料などの提供の充実を図ります

生涯学習に必要な資料及び情報の提供のため、図書館などの機能を充実します。

## 具体的な取組

## 5-3 (1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	学習の機会や情報提供の充実を図ります。	○各公民館等における各種講座・教室の開催

## 5-3 (2) 資料などの提供の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
①	図書資料、点字・録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供を充実します。	○図書資料、録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供の充実 ○視覚障害者情報センターにおける点字・録音図書の貸出しなど【再掲】
②	生涯学習情報システムによる全市的な学習機会、サークル、人材などの情報提供を実施します。	○生涯学習情報システムによる全市的な学習機会、サークル、人材などの情報提供を実施



## 第3編

障害福祉サービス等の  
提供体制の確保に係る  
目標及び見込量等



## 第1章 平成32年度の成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
①入所施設からの 地域移行	51人	5人	9.8%
②施設入所者数	407人	386人	105.4%

#### 【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。施設入所者数については、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

なお、平成29年度末において、第4期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標とする。

#### 【本市の考え方】

地域移行者数については、第4期障害福祉計画の目標達成は見込めませんが、これまでの実績及び現状から、未達成分の割合を平成32年度の目標値に加えることは困難であるため、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数（386人）の9%である35人と定めます。

施設入所者数については、国の基本指針で定められている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数（386人）の2%である8人を削減するものとし、378人として設定します。

表 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	386 人	
【目標①】 平成 32 年度末までの地域生活移行者数 (B)	35 人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域移行する人の目標
新たな入所施設利用者数 (C)	27 人	平成 32 年度までに新たに入所施設利用が必要な人の見込数
【目標②】 (D) 平成 32 年度末の施設入所者数	378 人	平成 29 年度末の施設入所者見込数 (A - B + C)
施設入所者の削減数 (E)	8 人	削減見込数 (A - D)



## 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### (1) 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場

#### 【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

#### 【本市の考え方】

既存の相模原市地域移行推進連絡会議の構成員の見直しなどにより、平成32年度末までに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

表 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの関係者による協議の場	設置	

(2) 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既に、障害者自立支援協議会を設置していることから、引き続き、障害者自立支援協議会における取組を推進していきます。

表 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
協議会やその専門部会などの関係者による協議の場	協議会の取組を推進	

### 3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### 【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### 【本市の考え方】

平成29年度に設置した地域生活支援拠点等につき、その運営状況等を検証し、より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討していきます。

表 地域生活支援拠点等整備に関する目標

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	1箇所	運営状況等の検証結果に基づき、複数箇所の設置を検討

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

表 福祉施設から一般就労への移行等【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
①一般就労移行者数	129人	113人	87.6%
②就労移行支援事業 利用者数	302人	205人	67.9%
③就労移行率が3割 以上の事業所割合 (事業所数)	50% (9事業所)	31.3% (5事業所)	62.6% (55.6%)

#### 【目標設定に関する国の基本指針】

- ① 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値  
平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- ② 就労移行支援事業の利用者数の目標値  
就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- ③ 事業所ごとの就労移行率に係る目標値  
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上とすることを目指す。
- ④ 就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率の目標値  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

#### 【本市の考え方】

国の基本指針に示されている割合に基づき、一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績(113人)の1.5倍である170人と、就労移行率が3割移行である就労移行支援事業所の割合を50%と、就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率を80%と設定します。

また、就労移行支援事業の利用者数については、増加していくものと推測し、平成28年度末の利用者数(205人)の2割増である246人と設定します。

表 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

項目	目標	備考
平成28年度の一般就労移行者数	113人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標①】 平成32年度の一般就労移行者数	170人	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

項目	目標	備考
平成28年度の就労移行支援利用者数	205人	平成28年度に就労移行支援事業を利用した人の数
【目標②】 平成32年度の就労移行支援事業利用者数	246人	平成32年度に就労移行支援事業を利用する人の数

項目	目標	備考
平成28年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	31.3%	平成28年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合
【目標③】 平成32年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	50%	平成32年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	目標	備考
【目標④】 各年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度の就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援していきます。

### (1) 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

#### 【目標設定に関する国の基本指針】

- ① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### 【本市の考え方】

- ① 既に各区に児童発達支援センターを設置していることから、引き続き、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターの運営を支援します。
- ② 既に各区の児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施していることから、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進を図ります。

表 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標	備考
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	3箇所	
平成32年度末時点における保育所等訪問支援の利用体制の構築	利用促進	

## (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

## 【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

## 【本市の考え方】

現在、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所ありますが、引き続きサービス提供事業者の参入を促進することにより、3箇所の確保を図ります。

表 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

項目	目標	備考
平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	

## (3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

## 【目標設定に関する国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

## 【本市の考え方】

平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。

表 医療的ケア児支援のための協議の場

項目	目標	備考
平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置	

## 第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

---

### 1 訪問系サービスの見込量

#### (1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。

#### (3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。

#### (4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の援護、危険回避のための援護などの支援を行います。

#### (5) 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。



表 訪問系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
①居宅介護	人/月	862	879	908	942	975	1,009
	時間/月	27,247	27,227	29,056	30,144	31,200	32,288
②重度訪問介護	人/月	26	29	30	32	34	36
	時間/月	9,877	11,587	12,000	12,800	13,600	14,400
③同行援護	人/月	120	124	125	127	128	129
	時間/月	2,946	3,164	3,250	3,302	3,328	3,354
④行動援護	人/月	20	22	22	23	24	25
	時間/月	633	690	704	736	768	800
⑤重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス 計	人/月	1,028	1,054	1,085	1,124	1,161	1,199
	時間/月	40,703	42,667	45,010	46,982	48,896	50,842

※各年度の実績・見込量は、3月サービス提供分の数値

### 【見込量】

利用者数は、一年当たり居宅介護33.5人、重度訪問介護2人、同行援護0.5人、行動援護1人程度増加すると見込んでいます。一人当たりの利用量は、これまでの実績を踏まえ、居宅介護32時間、重度訪問介護400時間、同行援護26時間、行動援護32時間と見込んでいます。

### 【見込量の確保のための方策】

訪問系サービスについては、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていきます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保、定着、育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

## 2 日中活動系サービスの見込量

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

### (2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害のある人に対し、身体的リハビリテーションを行います。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等の必要がある障害のある人に対し、日常生活能力を向上するための支援等を行います。

### (4) 就労移行支援

一般企業への就労又は在宅就労等が見込まれる障害のある人のうち、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。

### (5) 就労継続支援（A型）

一般企業等における就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

### (6) 就労継続支援（B型）

一般企業等における就労が困難な障害のある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援又は就労継続支援A型の利用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

### (7) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害のある人に対し、就労の継続を図ることができるよう、事業所や家族等との連絡調整等を行います。

## (8) 療養介護

医療を要する障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

## (9) 短期入所（福祉型・医療型）

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害者支援施設等への短期間の入所により、必要な介護等を行います。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	1,512	1,548	1,571	1,588	1,604	1,621
	人日/月	27,970	28,867	27,493	27,790	28,070	28,368
自立訓練 (機能訓練)	人/月	6	5	6	6	6	6
	人日/月	103	96	97	97	97	97
自立訓練 (生活訓練)	人/月	42	43	47	47	47	47
	人日/月	778	753	893	893	893	893
就労移行支援	人/月	217	205	219	228	237	246
	人日/月	3,542	3,446	3,570	3,716	3,863	4,010
就労継続支援 (A型)	人/月	131	158	167	167	167	167
	人日/月	2,509	3,102	3,177	3,177	3,177	3,177
就労継続支援 (B型)	人/月	894	953	994	1,013	1,033	1,053
	人日/月	14,925	15,963	15,601	15,909	16,217	16,525
就労定着支援	人日/月				142	156	170
療養介護	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	72	83	92	92	92	92
短期入所	人/月	376	272	291	304	317	330
	人日/月	2,012	1,274	2,066	2,159	2,251	2,343

※人日/月：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量  
(例えば20人が平均して15日利用すると、サービス量は300人日/月)

**【見込量】**

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）、短期入所の利用者数は、増加すると見込み、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、療養介護については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである就労定着支援については、サービスを利用して一般就労へ移行する人が利用するものと見込んでいます。

また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、生活介護 17.5日、自立訓練（生活訓練）19日、就労移行支援 16.3日、就労継続支援（A型）19日、就労継続支援（B型）15.7日と見込んでいます。

**【見込量の確保のための方策】**

日中活動系サービスについては、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所でサービス利用の増加を見込んでいるため、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を働きかけていきます。特に、短期入所事業については、利用者ニーズを充足するため、提供体制の充実を図ります。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

### 3 居住系サービスの見込量

#### (1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

#### (2) 共同生活援助（グループホーム）

介護を要する障害のある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

#### (3) 施設入所支援

障害者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

表 居住系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人/月				19	19	19
共同生活援助	箇所	124	131	138	145	152	161
	人/月	604	636	687	722	757	802
施設入所支援	箇所	8	8	8	8	8	8
	人/月	406	386	384	382	380	378

#### 【見込量】

利用者数は、共同生活援助（グループホーム）は、平成30年度以降も増加すると見込み、施設入所支援は、地域生活への移行者数を踏まえて見込んでいます。新たなサービスである自立生活援助については、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）の一部が実施するものと見込んでいます。

**【見込量の確保のための方策】**

共同生活援助（グループホーム）については、入居に係る家賃を助成することにより、施設や病院からの地域移行、親からの自立を支援します。

施設入所支援については、地域生活への移行により、必要なサービス量は減少するものと見込んでおりますが、今後も、広域的な対応などにより、適切なサービスの支給に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

## 4 相談支援の見込量

### (1) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

### (2) 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人及び保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。

### (3) 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人や施設・病院から退所・退院した障害のある人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

表 相談支援サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	箇所	35	42	44	45	46	47
	人/月	386	430	490	520	550	580
地域移行支援	箇所	17	20	21	22	23	24
	人/年	7	9	9	9	9	9
地域定着支援	箇所	13	15	16	17	18	19
	人/年	5	5	5	5	5	5

#### 【見込量】

利用者数は、計画相談支援は、平成30年度以降も増加すると見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援は、ほぼ横ばいになると見込んでいますが、今後の地域生活への移行の促進状況により、利用者数の増加も考えられます。

#### 【見込量の確保のための方策】

計画相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

## 第3章 障害児支援の見込量と確保のための方策

### 1 障害児通所支援の見込量

#### (1) 児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### (2) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に対し、学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設への通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### (3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### (4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。



表 障害児通所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	359	467	516	547	578	609
	人日/月	2,300	3,432	3,199	3,391	3,584	3,776
放課後等デイサービス	人/月	910	1,089	1,134	1,204	1,274	1,344
	人日/月	11,133	9,158	12,928	13,726	14,524	15,322
保育所等訪問支援	人/月	10	13	17	22	28	36
	人日/月	10	14	17	22	28	36
医療型児童発達支援	人/月	28	29	30	30	30	30
	人日/月	329	339	360	360	360	360
居宅訪問型児童発達支援	人/月				2	2	2
	人日/月				24	24	24

## 【見込量】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、増加すると見込み、医療型児童発達支援については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである居宅訪問型児童発達支援については、サービスの対象が重症心身障害児等であることを踏まえ、利用者数を見込んでいます。

また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、児童発達支援6.2日、放課後等デイサービス11.4日、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援12日と見込んでいます

## 【見込量の確保のための方策】

障害のある児童の支援の体制を整備するため、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童に対する支援の強化を図ります。

また、サービスの拡充等を図っていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

## 2 障害児入所支援の見込量

### (1) 福祉型障害児入所支援

障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

### (2) 医療型障害児入所支援

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

表 障害児入所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児 入所支援	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	47	46	45	45	45	45
医療型障害児 入所支援	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	13	5	10	10	10	10

#### 【見込量】

新規施設の開設予定がないため、利用児童数はほぼ横ばいと見込んでいます。

### 3 障害児相談支援等の見込量

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。また、医療的ケア児の支援について、関連分野の支援をコーディネートします。

表 障害児相談支援等の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	箇所	12	18	20	22	24	26
	人/月	100	168	188	208	228	248
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人				1	1	1

#### 【見込量】

障害児通所支援の利用児童数などを踏まえて見込んでいます。

#### 【見込量の確保のための方策】

障害児相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

## 第4章 発達障害のある人の支援

発達障害のある人やその家族への専門的な相談に対応するとともに、発達障害に関する普及啓発を促進します。

また、発達障害のある人の地域支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を設置し、及び開催します。

表 発達障害者等に対する支援の見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年				0	0	2
発達障害支援センターによる相談支援	件/年	1,123	1,294	1,300	1,400	810	860
発達障害支援センターの関係機関への助言	件/年				88	88	88
発達障害支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年				52	52	52

※発達障害支援センターによる相談支援については、平成31年度以降、学齢期の初回相談を子育て支援センターへ移行予定。なお、学齢期の初回相談を含めた相談支援の見込件数は、平成31年度は1,500件、平成32年度は1,600件

### 【見込量】

発達障害者支援地域協議会の開催回数については、国から示されている年2回の開催を見込んでいます。

### 【見込量の確保のための方策】

既存の発達障害支援ネットワーク会議の充実により、発達障害者支援地域協議会を設置します。

## 第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

---

### 1 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

### 2 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

### 3 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

### 4 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人、又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

### 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

### 6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

## 7 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

## 9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児者について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

## 10 地域活動支援センター事業

### (1) 地域活動支援センターⅠ型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

### (2) 地域活動支援センターⅢ型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施します。

## 11 障害児等療育支援事業

身体や知的に障害のある在宅の児童に対し、療育指導や相談等の支援を行います。

## 12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

## 13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者について、市域を越える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体などの会議や研修への派遣、専門性の高い分野で市では対応できない場合の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

表 地域生活支援事業の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	9	10	11	12	13
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	1,117	1,347	1,440	1,539	1,645	1,759
手話通訳者設置事業	箇所	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	件/年	12,203	13,432	13,976	14,547	15,140	15,763
介護・訓練支援用具	件/年	82	97	114	135	159	188
自立生活支援用具	件/年	132	129	129	129	129	129
在宅療養等支援用具	件/年	87	84	88	93	97	102
情報・意思疎通支援用具	件/年	141	112	114	117	119	121
排せつ管理支援用具	件/年	11,717	12,976	13,495	14,035	14,596	15,180
住宅改修費	件/年	44	34	36	38	40	43
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	28	29	31	33	36

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	1,190	1,269	1,340	1,410	1,480	1,550
	時間/年	151,180	169,511	181,990	190,350	199,800	209,250
地域活動支援センター	箇所	14	14	14	13	13	13
	人/月	305	299	305	290	290	290
地域活動支援センターⅠ型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人/月	120	120	120	120	120	120
地域活動支援センターⅢ型	箇所	10	10	10	9	9	9
	人/月	185	179	185	170	170	170
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	手話0 要約13	手話1 要約4	手話2 要約7	手話2 要約9	手話3 要約9	手話4 要約9
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	21	21	22	30	30	30
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	128	103	133	142	152	162
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	139	186	157	157	157	157



**【見込量】**

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障害のある人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施します。

**【見込量の確保のための方策】**

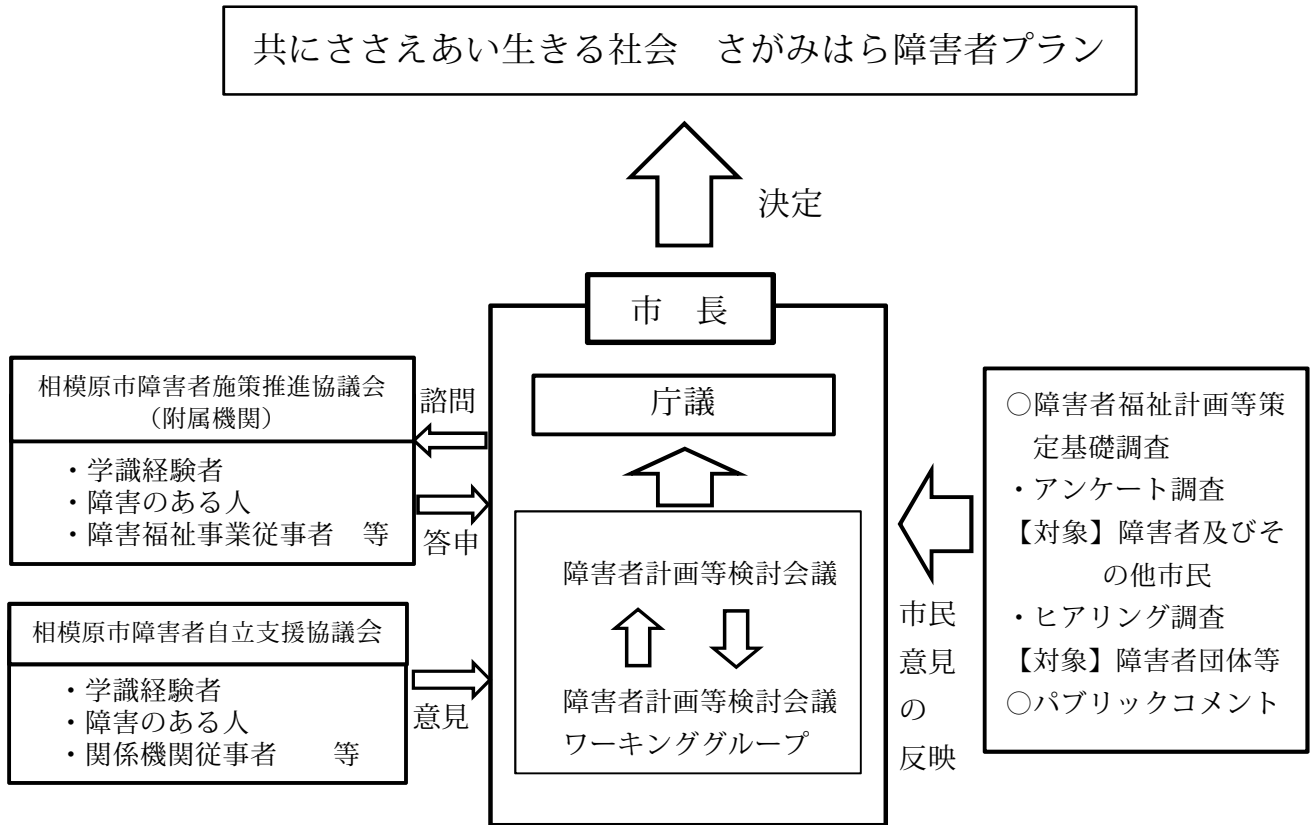
- 相談支援事業については、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーステーションを中心として、総合的・専門的な支援に取り組みます。
- 成年後見制度については、制度の普及啓発のほか、市民後見人養成研修等による体制の整備を図ります。
- 障害のある人の更なる社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保に努めます。
- 障害福祉サービス事業等の従事者の確保・定着・育成に合わせ、移動支援事業等の従事者の確保等を図ります。
- 地域活動支援センターについては、障害のある人の地域における交流の場としての機能も有することに鑑み、体制の確保に努めます。
- 地域生活支援事業の各事業について、必要とする障害のある人が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。



# 資料編



## 1 計画の策定体制



## 2 計画の策定経過

年月日	会議名など	主な審議内容など
平成28年 10月28日	相模原市障害者施策推進協議会	○相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査について（アンケート調査の対象者・調査内容等）
平成29年 1月～3月	障害者福祉計画等策定基礎調査	○アンケート・ヒアリング調査の実施 ○調査結果の分析
平成29年 2月15日	相模原市障害者施策推進協議会	○相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査について ○次期障害者福祉計画等の策定について
平成29年 4月28日	相模原市障害児者福祉団体長会議	○第2期相模原市障害者福祉計画の見直し等について
平成29年 6月6日	相模原市障害者施策推進協議会	○第2期相模原市障害者福祉計画の見直し等について ○相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査について ○次期障害者計画等の目標等について
平成29年 7月5日	相模原市障害者施策推進協議会	○第3期相模原市障害者計画、相模原市第5期障害福祉計画及び相模原市第1期障害児福祉計画の諮問 ○第3期障害者計画等について
平成29年 8月28日	相模原市障害者施策推進協議会	○第3期障害者計画等について
平成29年 9月29日	相模原市障害者施策推進協議会	○第3期障害者計画等について
平成29年 10月3日	相模原市障害者自立支援協議会	○第3期障害者計画等について
平成29年 10月10日	相模原市障害児者福祉団体長会議	○第3期障害者計画等について
平成29年 10月18日	相模原市障害者施策推進協議会	○第3期障害者計画等について ○答申案について
平成29年 10月23日	相模原市障害者施策推進協議会	○第3期相模原市障害者計画、相模原市第5期障害福祉計画及び相模原市第1期障害児福祉計画の答申

### 3 相模原市障害者施策推進協議会条例

○相模原市障害者施策推進協議会条例

平成21年12月22日条例第59号

改正

平成23年8月5日条例第20号

平成24年5月21日条例第60号

相模原市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の住民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者施策推進事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成23年8月5日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月21日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 4 相模原市障害者施策推進協議会委員名簿

相模原市障害者施策推進協議会委員名簿  
 (任期 平成29年1月1日から平成30年12月31日まで)

No.	委員名	所属等	備考
1	岩澤 佳代子 (~平成29.3.31) 三橋 幸彦 (平成29.4.1~)	神奈川県立相模原養護学校 校長	
2	大石 真弥	みどり会(相模原市精神障害者家族会) 副会長	
3	小野 明子	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 副会長	
4	木村 古津恵	相模原市聴覚障害者協会 副会長	
5	後藤 眞理子	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会 理事	
6	末広 多親子	神奈川県弁護士会相模原支部	
7	鈴木 敏彦	和泉短期大学 教授	会長
8	高橋 誠司	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 常務理事	
9	高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 常務理事	
10	土屋 敦 (~平成29.7.31) 佐藤 聡一郎 (平成29.8.1~)	一般社団法人相模原市医師会 理事	
11	堤 道子	相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事	
12	中島 博幸	相模原市障害福祉事業所協会 会長	会長職務代理者
13	長瀬 久	公募委員	
14	榛澤 昌高	あしたば会(相模原市精神障がい者仲間の会) 運営委員	
15	松田 真生	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	
16	光井 裕人 (平成29.2.1~)	公募委員	
17	望月 陽子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	
18	八代 義男	相模原市視覚障害者協会 会長	
19	柳田 進一 (~平成29.3.31) 渡辺 雅治 (平成29.4.1~)	相模原公共職業安定所 所長	
20	吉原 キミ子	相模原市肢体障害者協会 会長	

(50音順 敬称略)

## 5 用語の解説

### あ行

#### アクセシビリティ

機会、制度、施設などに対する個人や社会の関係や利用のしやすさ、しにくさの程度。サービス情報の入手、サービス利用までの物理的な障壁、サービス入手までの時間的距離、サービスの量及び質、サービスの受益可能性、サービス料などが、その指標として挙げられている。

#### アビリンピック

能力という意味の「アビリティ」と「オリンピック」を合わせた言葉。障害のある人の技能向上や社会活動への参加を促すことなどを目標に洋裁や機械組み立てなどの職業技能を競い合う。

#### インクルージョン

インクルージョンとは、「包み込む」という意味を持ち、「包括」「包含」などと訳される。

#### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

#### エンパワーメント

社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。

### か行

#### 共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

## 高次脳機能障害

高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情を含めた精神（心情）機能を総称し、病気や事故によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態。

## 高齢者支援センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、市町村が設置している高齢者の相談窓口で、相模原市では、愛称を「高齢者支援センター」とし、29 か所の日常生活圏域に設置している。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職種を配置し、介護・福祉・医療・虐待防止などの必要な支援、援助を行っている。

## コミュニティソーシャルワーカー

地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整を行うとともに、公民協働で困りごとの解決を図るための仕組みづくり等を行う専門職。

## さ行

### 災害時要援護者

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難するなどの行動をとるのに支援を必要とする乳幼児、高齢者、障害のある人など。災害対策基本法第8条の要配慮者と同義。また、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10の避難行動要支援者名簿と同義である。

### 児童発達支援センター

障害のある未就学の子どものための通所施設の一つで、家庭から地域の児童発達支援センターに通いながら療育や生活の自立のための支援を受けることができる。

### 手話通訳者

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い相互のコミュニケーションを仲介する人。

### 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約。この条約では、障害のある人の尊厳、自律（自ら選択する自由を含む。）及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則としている。

### 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消に関する法律。国や自治体、民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害のある人が壁を感じずに生活できるよう、負担が過重でない場合は、「合理的配慮」を提供することを国や自治体に義務付けている。

### 障害者虐待防止法

障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

### 障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等に関する法律。障害のある人の雇用機会を広げ、障害のある人が自立できる社会を築くことを目的とし、職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障害者の雇用の促進について定めている。

### 障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。障害のある人の自立の促進のため、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

### 障害者週間

12月3日から12月9日まで。障害のある人への関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進する。

### 情報バリアフリー

障害のある人を含む全ての人々が社会のIT化による利益を享受できることを目的に行う様々な方策のこと。

### ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称で、障害のある人が一般の職場で就労するに当たり、障害のある人やその家族、事業主に対して障害のある人の職場適応に向けたきめ細かな支援を行うため、専門的知識や技術を持った人材。訪問型、企業在籍型などがある。

## 人権週間

12月4日から12月10日まで。1948年に国際連合で採択された世界人権宣言の趣旨と重要性、人権尊重思想の啓発活動を行う。最終日の12月10日は「世界人権デー」。

## 成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所によって選任された成年後見人が代理して行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。

判断能力に障害を有していても、自己決定能力がないとみなすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にある。

## ソーシャルワーカー

一定の組織的、体系的な教育と訓練を受け、社会福祉活動に携わる専門家をソーシャル・ワーカーというが、ソーシャル・ワーカーはその対象分野により職種が異なる。現在、社会福祉法で定められている社会福祉主事は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などに定められた各福祉職任用の基礎資格となっている。

## た行

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的・継続的に提供するための仕組みや体制。利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供や、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目ないサービスの提供を行う。

### 地域活動支援センター

障害のある人を対象とする通所施設の1つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与し、障害のある人の自立した生活を支援する場。

## な行

### 難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

## 認定こども園

就学前の子どもを、保護者の就労の有無によらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設。

## は行

### 発達障害者支援法

発達障害のある人に対する支援を定めた法律。この法律は、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関して国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害のある人への学校教育における支援・就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害のある人を支援する民間団体への支援などを図ることにより、発達障害のある人の自立及び社会参加に資することを目的としている。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方。

### ピアカウンセラー

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

### PDCAサイクル

PDCA サイクルは、行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。従来、PDCA サイクルの考え方は、公共分野において事業の円滑を推進するために取り入れられていた。

## ま行

### Map（支援シート）

相談者と市発達障害支援センターが協働して策定する個別の支援計画。ここでいう個別の支援計画とは、「相談者が地域で安心して生活を送るための支援方法等を定めたもので、本人の属性に関する情報、生活支援の内容を書面に記載する冊子形式のもの」であり、市発達障害支援センター独自の支援ツールである。

### メンタルヘルス

精神面における健康のこと。心の健康ともいう。身体の健康だけでなく、ストレスへの対処や悩みの軽減、柔軟な思考などにより、こころの健康を保持、増進することの大切さが注目されている。

## や行

### 要約筆記者

難聴、聴覚障害のある人への情報保障手段の1つで、話されている内容を要約し、文字として伝える要約筆記作業に従事する通訳者のこと。

### ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

## ら行

### ライフステージ

入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

### リハビリテーション

障害のある人々を身体的、心理的、社会的、職業的、又は経済的に、各人それぞれの最大限にまで回復させることをいう。

### レスパイト

「小休止」の意味で、乳幼児や障害のある人、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設へのショートステイや自宅への介護人派遣などがある。





共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

---

発行 平成 年 月

編集 相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

住所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

TEL 042-707-7055 FAX 042-759-4395

電子メール shougai-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

がいようばん  
【概要版】

とも い しゃかい  
共にささえあい生きる社会

しょうがいしゃ  
さがみはら障害者プラン

あん  
(案)

さがみはらし  
相模原市



# けいかく さくてい あ 計画の策定に当たって

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

平成30年4月に施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の一部改正により、障害者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などのほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

こうした障害者施策の動向に的確に対応し、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、基本的な施策の方向性を継承しつつ、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を見直し、「第3期相模原市障害者計画」を策定するとともに、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定することとします。

### (2) 計画の位置付け

#### 1) 第3期相模原市障害者計画

障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

#### 2) 第5期相模原市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。）に即して、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を、総合的かつ計画的に図るためのものです。

#### 3) 第1期相模原市障害児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して本市の障害児のサービス提供体制の確保等を、総合的かつ計画的に図るためのものです。

### (3) 計画の期間

「第3期相模原市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 目標

本計画においては、『共にささえあい 生きる社会』の実現を目標とし、市民と一体となって障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

### (2) 基本理念

#### 1) 共生社会の推進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

#### 2) 障害を理由とした差別の解消

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が生活を送る上で制約となっている社会的障壁の除去のため実施される合理的配慮の提供を促進します。

#### 3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉え、その意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援や、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### 4) 障害特性等に配慮した支援

障害のある人の支援に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等、個別の状況に応じて支援の必要性は多様であるという前提に立ち支援を行います。

(3) 重点的な取組事項

1)

共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

指標

指標①：一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」の割合の合計	35.0%	19.5%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

障害等に関する理解促進の取組により、障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合の増加を目指します。

指標②：障害者週間に開催する障害等の理解促進を目的としたイベントの来場者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
来場者数の合計	700人	332人

【設定理由】

広く市民に対して、障害等に関する理解促進を行うため、障害者週間に開催するイベントの来場者数の増加を目指します。

## 2)

じゅうど しょうがい ひと ちいきせいかつ しえん  
 重度の障害のある人の地域生活の支援

じゅうど しょうがい ひと ちいきせいかつ おく しょうがいとくせいとう おう しえん  
 重度の障害のある人が地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じ支援の  
 じゅうじつ はか ほんにん いし ぞんちよう しえん ていきよう とりくみ すす  
 充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めていきま  
 す。

しひょう  
 指標

しひょう おや しんぞく びょうき いっしょ せいかつ ばあい かいじょ ひと  
 指標①：親や親族などが病気などで一緒に生活できなくなった場合、介助してくれる人  
 さまさま じょうきよう しせつ せいかつ びょういん にゅういん  
 がいないなど、様々な状況から、施設で生活したい、病院に入院したいと  
 かいとう ひと わりあい  
 回答した人の割合

こうもく 項目	へいせい ねんど 平成35年度 もくひょう (目標)	へいせい ねんど 平成28年度
かいじょ ひと 「介助してくれる人がいないから」の割合	13.0%	26.7%

へいせい ねんど すうち さがみほらししょうがいしゅふくしけいかくとうさくていき そちようさほうこくしょ  
 ※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

せっていりゆう  
 【設定理由】

ちいきせいかつ しえん じゅうじつ かいじょ ひと りゆう しせつ  
 地域生活のための支援の充実により、介助してくれる人がいないことを理由に施設  
 にゅうしょとう きぼう かいとう ひと げんしょう めざ  
 入所等を希望すると回答した人の減少を目指します。

しひょう じゅうど しょうがい ひと しえん おこな ばあい さんていかのう かさん さんてい  
 指標②：重度の障害がある人への支援を行った場合に算定可能な加算を算定している  
 しない たんきにゅうしょじぎょうしょ わりあい  
 市内の短期入所事業所の割合

こうもく 項目	へいせい ねんど 平成35年度 もくひょう (目標)	へいせい ねんど 平成28年度
かさん さんてい 加算を算定している市内短期入所事業所の わりあい 割合	68.0%	45.5%

せっていりゆう  
 【設定理由】

けんしゅう じゅうじつ じゅうど しょうがい ひと しえん かのう たんきにゅうしょじぎょうしょ ぞうか  
 研修の充実などにより、重度の障害がある人の支援が可能な短期入所事業所の増加  
 めざ  
 を目指します。

3)

福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めていきます。

指標

指標①：市内の障害福祉サービス事業所等のうち、職員が不足していると回答した事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成29年度
「大変不足している」「不足している」「やや不足している」の割合の合計	43.0%	62.3%

※平成29年度の数値は「相模原市障害福祉サービス事業所等の経営及び従事者の労働状況等に関する実態調査報告書」によるもの

【設定理由】

福祉人材の確保の取組の推進により、職員が不足していると回答した障害福祉サービス事業所等の割合の減少を目指します。

指標②：福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
研修の受講者年間延べ人数	2,000人	1,587人

【設定理由】

多様な障害特性に応じた支援などに関する研修の充実により、研修を受講した障害福祉サービス等従事者の増加を目指します。



## 4)

しょうがい じどう いっかん しえん  
障 害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めていきます。

しひょう  
指標

しひょう いま せいかつ とく こま かいどう しょうがい じどう わりあい  
指標①：今の生活で特に困っていることはないと回答した障害のある児童の割合

こうもく 項目	へいせい ねんど 平成35年度 もくひょう (目標)	へいせい ねんど 平成28年度
とく こま 「特に困っていることはない」と回答した わりあい 割合	58.0%	44.4%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

せっていりゆう  
【設定理由】

かんけいきかん れんけい ひつよう じょうほう ていきょう しえん じっし いま せいかつ こま  
関係機関が連携して必要な情報の提供や支援を実施することにより、今の生活で困りごと  
とく かいどう ひと わりあい ぞうか めざ  
が特にないと回答した人の割合の増加を目指します。

しひょう かつよう しょう ちゅうがっこう わりあい  
指標②：Mapを活用している小・中学校の割合

こうもく 項目	へいせい ねんど 平成35年度 もくひょう (目標)	へいせい ねんど 平成28年度
Map かつよう を活用している わりあい 割合	100%	92.7%

せっていりゆう  
【設定理由】

しょうがい じどう おう けいぞくてき しえん すいしん かつよう  
障害のある児童のライフステージに応じた継続的な支援を推進するため、Mapを活用し  
しょう ちゅうがっこう わりあい ぞうか めざ  
ている小・中学校の割合の増加を目指します。

## 5)

## 障害のある人の就労環境の充実

障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を促進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の更なる向上を進めていきます。

しひょう  
指標

指標①：現在特に何もしていない理由として、仕事をする自信がないためと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「仕事をする自信がないため」と回答した人の割合	13.0%	18.7%

※平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

## 【設定理由】

就労の支援や、就労後の支援の実施による就労環境の充実により、仕事をする自信がないため特に何もしていないと回答した人の割合の減少を目指します。

指標②：市内の就労継続支援B型事業所の工賃月額

項目	平成35年度 (目標)	平成27年度
就労継続支援B型事業所の工賃月額	ぜんこくへいきんげつがく 全国平均月額	さがみほらしこうちんげつがく 相模原市工賃月額： 13,265円 ぜんこくへいきんこうちんげつがく 全国平均工賃月額： 15,033円

## 【設定理由】

官公需の積極的な推進や工賃向上に向けた取組への支援により、就労継続支援B型事業所の工賃の向上を目指します。

4 計画の体系

目指す姿

共にささあえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

第2編 分野別施策の基本的方向

第3編 障害福祉サービス等の確保に係る目標及び見込量等

第1章

相互に「理解し尊重する」

第2章

地域で安心して「暮らす」

第3章

共に「学ぶ」

第4章

自分らしく「働く」

第5章

いきいきと「活動する」

第1章

平成32年度の成果目標

第2章

障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第3章

障害児支援の見込量と確保のための方策

第4章

発達障害のある人の支援

第5章

地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

## 基本施策

基本施策 1 共生社会の実現に向けて

基本施策 2 権利擁護の推進

基本施策 3 障害者団体などの地域での活動の支援

基本施策 1 相談体制の充実

基本施策 2 福祉サービス基盤の充実

基本施策 3 保健医療サービス

基本施策 4 福祉人材の確保・定着・育成

基本施策 5 精神保健福祉施策の充実

基本施策 6 療育体制の整備

基本施策 7 バリアフリーのまちづくり

基本施策 8 すまいづくり

基本施策 9 防犯・防災対策の推進

基本施策 1 乳幼児における保育・教育

基本施策 2 学齢期における支援

基本施策 1 就労の支援

基本施策 2 就労の機会の確保

基本施策 3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

基本施策 1 スポーツ・レクリエーションの支援

基本施策 2 文化活動への支援

基本施策 3 生涯学習機会の充実

### しょうがい ひと じょうきょう 3 障害のある人の状況

#### (1) しょうがい ひと かず 障害のある人の数

図表 3-1 じんこう かくしょうがいしやてちようしよじしや すいけい  
人口と各障害者手帳所持者の推計

かくねん がつ にちげんざい たんにん にん  
各年 4月 1日現在、単位：人、%

くぶん 区分	へいせい ねん 平成29年	へいせい ねん 平成30年	へいせい ねん 平成31年	へいせい ねん 平成32年	へいせい ねん 平成33年	へいせい ねん 平成34年	へいせい ねん 平成35年
そうじんこう 総人口	720,986	721,471	721,631	721,477	721,104	720,409	719,380
しんたいしょうがいしや 身体障害者	にんずう 人数	20,198	20,533	20,826	21,076	21,280	21,546
	わりあい 割合(%)	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0
ちてきしょうがいしや 知的障害者	にんずう 人数	5,301	5,530	5,760	5,991	6,222	6,453
	わりあい 割合(%)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
せいしんしょうがいしや※ 精神障害者※	にんずう 人数	12,781	13,444	14,118	14,802	15,494	16,192
	わりあい 割合(%)	1.8	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2
しょうがいしやけい 障害者計	にんずう 人数	38,280	39,507	40,704	41,869	42,996	44,082
	わりあい 割合(%)	5.3	5.5	5.6	5.8	6.0	6.1

※せいしんしょうがいしやすうは各年 3月 31日現在で、じりつしえんいりようじゆきゆうしやしょう せいしんつういんいりよう こうふしや ふく  
精神障害者数は各年 3月 31日現在で、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者を含む。

#### (2) しんたいしょうがい ひと じょうきょう 身体障害のある人の状況

図表 3-2 しんたいしょうがいしやてちようしよじしやすう しょうがいしゆるいべつ  
身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

へいせい ねん がつ にちげんざい たんにん にん  
平成29年 4月 1日現在、単位：人、%

くぶん 区分	そうすう 総数	しかく 視覚 しょうがい 障害	ちようかくとう 聴覚等 しょうがい 障害	おんせいとう 音声等 しょうがい 障害	したい 肢体 ふじゆう 不自由	ないぶ 内部 しょうがい 障害	うちわけ 内訳	
							さいみまん 18歳未満	さいいじよう 18歳以上
にんずう 人数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561	429	19,769
こうせいひ 構成比(%)	100.0	6.5	8.5	0.9	51.5	32.5	2.1	97.9

#### (3) ちてきしょうがい ひと じょうきょう 知的障害のある人の状況

図表 3-5 りよういくてちようしよじしやすう とうきゆうべつ  
療育手帳所持者数（等級別）

へいせい ねん がつ にちげんざい たんにん にん  
平成29年 4月 1日現在、単位：人、%

くぶん 区分	そうすう 総数	A 1 さいじゆうど (最重度)	A 2 じゆうど (重度)	B 1 ちゆうど (中度)	B 2 けいど (軽度)
にんずう 人数	5,301	995	1,059	1,229	2,018
こうせいひ 構成比(%)	100.0	18.8	20.0	23.2	38.0
うちわけ 内訳	さいみまん 18歳未満	1,624	218	239	283
	さいいじよう 18歳以上	3,677	777	820	1,134

(4) 精神障害のある人の状況

図表 3-7 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳交付者数	5,265	5,796	6,219	6,831	7,218
自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数	8,797	9,293	9,930	10,350	10,925
精神障害者数	9,956 (4,106)	10,642 (4,447)	11,405 (4,744)	12,096 (5,085)	12,781 (5,362)

※（ ）内は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

(5) 難病のある人の状況

図表 3-8 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数	4,464	4,706	4,800	5,091	5,288

※平成25年、平成26年は特定疾患医療受給者証交付者数

# ぶんやべつしさく きほんてきほうこう 分野別施策の基本的方向

そうご りかい そんちょう

## 1 相互に「理解し尊重する」

基本施策1 共生社会の実現に向けて  
～障害への理解を深めるために～

### 施策の方向性と主な関連事業

- 障害のある人への理解を促進します
  - 障害者週間のつどいの開催 ○キャッチフレーズを活用した啓発活動の実施
- 人権・福祉に関する教育を推進します
  - 認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
- 情報バリアフリーを推進します
  - 「福祉のしおり」の作成・配布 ○手話通訳者・要約筆記者派遣の実施
- 人権施策を推進します
  - 人権施策審議会の開催

基本施策2 権利擁護の推進  
～障害のある人の権利を守るために～

### 施策の方向性と主な関連事業

- 権利擁護を推進します
  - 日常生活自立支援事業の実施 ○(仮称)権利擁護センターの設置運営の支援
- 成年後見制度を推進します
  - 成年後見制度の周知の推進 ○成年後見制度利用促進基本計画の策定
- 障害のある人への虐待防止を推進します
  - 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催
- 障害を理由とする差別の解消を推進します
  - 障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施
- 障害のある人への消費者被害の防止を推進します
  - 消費生活情報の充実 ○見守り活動の推進

基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

～地域社会に参加しやすい環境づくりをめざして～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 障害者団体への支援を実施します

- 障害者福祉団体の活動支援

(2) 福祉団体への支援を実施します

- 市社会福祉事業団の運営支援
- 市社会福祉協議会の運営支援

(3) ボランティア活動への支援を実施します

- 地域活動・市民活動ボランティア認定制度の推進

## 2 地域で安心して「暮らす」

基本施策1 相談体制の充実

～気軽な相談から専門的な相談まで～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 相談体制の充実を図ります

- 障害の特性に応じた相談・サービス提供の実施
- 関係機関の連携による相談支援

(2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します

- 障害者自立支援協議会の開催

(3) 地域で支え合う仕組みをつくります

- コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

(4) 情報提供の充実を図ります

- ホームページ・マイ広報さがみはら（スマートフォンアプリ）の活用



基本施策2 福祉サービス基盤の充実

～自己選択の機会の確保のために～

施策の方向性と主な関連事業

- (1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります
  - 居宅介護（ホームヘルプサービス）
  - 地域生活支援拠点等の運営支援
- (2) 家族支援の充実を図ります
  - 日中短期入所事業の実施
  - 要医療ケア障害児在宅支援事業の実施
- (3) 生活の場の充実を図ります
  - 共同生活援助事業家賃助成
  - 自立生活援助
- (4) 地域活動支援センターの充実を図ります
  - 地域活動支援センター機能強化事業の実施
- (5) 障害福祉サービス事業者などの充実を図ります
  - 障害福祉サービス事業者などへの運営支援
- (6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります
  - 障害者自立支援協議会の開催
- (7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります
  - 補装具費の支給
  - 障害児者日常生活用具の給付

基本施策3 保健医療サービス

～地域での保健・医療～

施策の方向性と主な関連事業

- (1) 健康増進施策の充実を図ります
  - 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期予防接種の充実
- (2) リハビリテーションの充実を図ります
  - 自立訓練（機能訓練）
- (3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります
  - 自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）
  - 重度障害者医療費の助成

基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成  
～障害特性等に配慮したサービスの提供のために～



施策の方向性と主な関連事業

- 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます
  - 多様な人材確保に向けた福祉と介護の仕事に関する就職相談会の開催
- 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます
  - 障害福祉サービス事業所職員などに向けた、人材育成のための研修の実施と情報提供

基本施策5 精神保健福祉施策の充実  
～地域での精神保健福祉～



施策の方向性と主な関連事業

- 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります
  - 家族教室の実施
  - 措置入院者等の退院後支援の充実
- 精神保健福祉センターによる支援を推進します
  - (仮称)ひきこもり地域支援センターの設置による支援の実施

基本施策6 療育体制の整備  
～乳幼児期・学齢期までの支援～



施策の方向性と主な関連事業

- 発育などの相談体制の充実を図ります
  - 母子保健相談の実施
  - 乳幼児健康診査の実施
- 療育体制の充実を図ります
  - 福祉型児童発達支援センターへの運営支援
  - 支援教育ネットワーク協議会の開催

## 基本施策7 バリアフリーのまちづくり

～障害のある人もない人も住みやすいまちづくり～



施策の方向性と主な関連事業

### (1) 総合的な推進を図ります

○相模原市ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進

### (2) 公共的建築物における配慮を推進します

○投票所の出入口への仮設スロープの設置

### (3) 道路、交通手段などの整備を推進します

○視覚障害者誘導用ブロックの設置及び補修 ○駅ホームドア等の導入促進

### (4) 公園などの整備を推進します

○公園におけるバリアフリー化の推進

## 基本施策8 住まいづくり

～安心して暮らせる住まい～



施策の方向性と主な関連事業

### (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います

○障害のある人や高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりの推進

### (2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します

○あんしん賃貸支援事業の実施 ○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進

### (3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します

○市営住宅の入居者選考における優先入居の取扱いの実施

### (4) 住宅改善の促進を図ります

○住宅設備改善費の助成 ○生活福祉資金の貸付

基本施策9 防犯・防災対策の推進  
～災害等に備えて～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 防災ネットワークなどの整備を推進します  
○災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発 ○防災ボランティア推進事業の支援
- (2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります  
○障害特性に応じた避難施設の設置 ○災害発生時における相談窓口の設置
- (3) 防犯対策の充実を図ります  
○地域防犯団体への支援 ○施設の防犯に関する研修の実施

3 ともに「学ぶ」

基本施策1 乳幼児における保育・教育  
～早期の取組の推進～



施策の方向性と主な関連事業

- (1) 保育・教育環境の充実を図ります  
○認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
- (2) 研修の充実及び理解の促進に努めます  
○支援保育コーディネーター研修の実施
- (3) 支援保育などの充実を図ります  
○支援保育事業の実施
- (4) 相談・情報提供などの充実を図ります  
○育児情報の提供及び育児相談への対応
- (5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら子ども応援プラン）との連携  
○相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携

基本施策2 学齢期における支援

～一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 支援教育の充実を図ります

- Ma p (支援シート) の活用と周知
- 専門性を高める研修の実施

(2) 支援体制の充実を図ります

- 教育・医療・福祉・就労等の関係機関による横断的な取組

(3) 教育環境の充実を図ります

- 学校施設のバリアフリー化の推進
- 学校支援ボランティア制度の活用と周知

4 自分らしく「働く」

基本施策1 就労の支援

～就労への理解と環境の整備～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 就労支援の取組の充実を図ります

- 就労支援ネットワーク会議の開催
- 県央障害者就職面接会の実施

(2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります。

- 広報さがみはらなどによる周知・啓発

基本施策2 就労の機会の確保

～多様な就労の機会の充実～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 福祉的就労の充実を図ります

- 民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組
- 障害者優先調達推進会議の開催

(2) 企業などへの就労支援を促進します

- 障害者就労援助事業の実施
- 相模原圏障害者雇用連絡会議の開催

基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実  
～就労への一貫した対応～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 職業訓練などの充実を図ります

- 就労援助セミナーの開催 ○ジョブスキルトレーニングの実施

かつどう

5 いきいきと「活動する」

基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援  
～障害者スポーツの普及啓発～



施策の方向性と主な関連事業

(1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります

- 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣 ○パラスポーツ体験会の実施

(2) 指導者の養成を促進します

- 障害者指導者フライングディスク養成講習会などへの後援

基本施策2 文化活動への支援  
～より豊かな暮らしのために～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 参加機会などの充実を図ります

- 各公民館や総合学習センターなどの活用を促進

(2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

- さがみハート展の開催支援 ○相模原市障害者作品展の開催

基本施策3 生涯学習機会の充実

～生涯を通じて学習する機会の充実～



施策の方向性と主な関連事業

(1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります

○各公民館等における各種講座・教室の開催

(2) 資料などの提供の充実を図ります

○図書資料、録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供の充実

# しょうがいふくし とう ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう 障 害 福 祉 サービス 等 の 提 供 体 制 の 確 保 に 係 る 目 標 およ みこみりょうとう 及 び 見 込 量 等

へいせい ねんど せい かもくひょう

## 1 平成32年度の成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行【第4期の進捗状況】

	へいせい ねんどまつ 平成29年度末 の目標	へいせい ねんどまつ 平成28年度末 の実績	へいせい ねんどまつ 平成28年度末 の進捗率
① 入所施設からの地域移行	51人	5人	9.8%
② 施設入所者数	407人	386人	105.4%

### 【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。施設入所者数については、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

なお、平成29年度末において、第4期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標とする。

### 【本市の考え方】

地域移行者数については、第4期障害福祉計画の目標達成は見込めませんが、これまでの実績及び現状から、未達成分の割合を平成32年度の目標値に加えることは困難であるため、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数（386人）の9%である35人と定めます。

施設入所者数については、国の基本指針で定められている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数（386人）の2%である8人を削減するものとし、378人として設定します



ひょう 表 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

こうもく 項目	すうち 数値	びこう 備考
へいせい ねん どまつ じてん にゆうしよしやすう 平成28年度末時点の入所者数 (A)	386人	
もくひょう 【目標①】 へいせい ねん どまつ ちいきせいかつ いこうしやすう 平成32年度末までの地域生活移行者数 (B)	35人	へいせい ねん どまつ (A)のうち、平成32年度末までに ちいきいこう ひと もくひょう 地域移行する人の目標
あら にゆうしよ しせつりようしやすう 新たな入所施設利用者数 (C)	27人	へいせい ねん ど あら にゆうしよ し 平成32年度までに新たに入所施 せつりよう ひつよう ひと みこみすう 設利用が必要な人の見込数
もくひょう 【目標②】(D) へいせい ねん どまつ しせつにゆうしよしやすう 平成32年度末の施設入所者数	378人	へいせい ねん どまつ しせつにゆうしよしや みこみ 平成29年度末の施設入所者見込 すう 数 (A - B + C)
しせつにゆうしよしや さくげんすう 施設入所者の削減数 (E)	8人	さくげん みこみすう 削減見込数 (A - D)

(2) せいしんしょうがいしや たいおう ちいきほうかつ こうちく  
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいしんしょうがいしや ちいき いちいん あんしん じぶん ちく せいしん  
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神  
しょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく すす  
障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

1) せいしんしょうがいしやちいきいこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎかい せいしんしょうがい ひと しえん きょうぎ ぼ  
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場

もくひょうせってい かん くに きほんししん  
【目標設定に関する国の基本指針】

へいせい ねん どまつ すべ けんいき せいしんしょうがいしやちいきいこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎかい ほけん  
平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、  
いりょう ふくしかんけいしや きょうぎ ぼ せっち きほん  
医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

ほんし かんが かつ  
【本市の考え方】

きそん さがみはらしちいきいこうすいしんれんらくかいぎ こうせいいん みなお へいせい ねん どまつ  
既存の相模原市地域移行推進連絡会議の構成員の見直しなどにより、平成32年度末までに  
せいしんしょうがいしやちいきいこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎかい ほけん いりょう ふくしかんけいしや きょうぎ ぼ  
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を  
せっち  
設置します。

ひょう 表 せいしんしょうがいしやちいきいこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎかい せいしんしょうがい ひと しえん きょうぎ ぼ  
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場の  
せっち かん  
設置に関する目標

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
せいしんしょうがいしや ちいきいこう ちいきていちゃくすいしんきょうぎ 精神障害者地域移行・地域定着推進協議 かい かんけいしや きょうぎ ぼ 会などの関係者による協議の場	せっち 設置	

2) 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既に、障害者自立支援協議会を設置していることから、引き続き、障害者自立支援協議会における取組を推進していきます。

表 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
協議会やその専門部会などの関係者による協議の場	協議会の取組を推進	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の考え方】

平成29年度に設置した地域生活支援拠点等につき、その運営状況等を検証し、より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討していきます。

表 地域生活支援拠点等整備に関する目標

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	1箇所	運営状況等の検証結果に基づき、複数箇所を設置を検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

表 福祉施設から一般就労への移行等【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
① 一般就労移行者数	129人	113人	87.6%
② 就労移行支援事業利用者数	302人	205人	67.9%
③ 就労移行率が3割以上の事業所 割合（事業所数）	50% (9事業所)	31.3% (5事業所)	62.6% (55.6%)

【目標設定に関する国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値  
平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- 就労移行支援事業の利用者数の目標値  
就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- 事業所ごとの就労移行率に係る目標値  
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合を、全体の5割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率の目標値  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国の基本指針に示されている割合に基づき、一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績（113人）の1.5倍である170人と、就労移行率が3割移行である就労移行支援事業所の割合を50%と、就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率を80%と設定します。

また、就労移行支援事業の利用者数については、増加していくものと推測し、平成28年度末の利用者数（205人）の2割増である246人と設定します。

ひょう ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう かん もくひょう  
 表 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
へいせい ねん ど いっぱんしゅうろう いこうしやすう 平成28年度の一般就労移行者数	113人	へいせい ねん ど ふくししせつ たいしよ いっぱん 平成28年度に福祉施設を退所し、一般 しゅうろう ひと かず 就労した人の数
もくひょう 【目標①】 へいせい ねん ど いっぱんしゅうろう いこうしやすう 平成32年度の一般就労移行者数	170人	へいせい ねん ど ふくししせつ たいしよ いっぱん 平成32年度に福祉施設を退所し、一般 しゅうろう ひと かず 就労する人の数

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんりようしやすう 平成28年度の就労移行支援利用者数	205人	へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんじぎょう 平成28年度に就労移行支援事業を りよう ひと かず 利用した人の数
もくひょう 【目標②】 へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんじぎょうりよう 平成32年度の就労移行支援事業利用 しやすう 者数	246人	へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんじぎょう 平成32年度に就労移行支援事業を りよう ひと かず 利用する人の数

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
へいせい ねん ど しゅうろう いこうりつ わりいじょう 平成28年度の就労移行率が3割以上 じぎょうしよすう わりあい の事業所数の割合	31.3%	へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんじぎょうしよ 平成28年度の就労移行支援事業所 のうち、就労移行率が3割以上 のじぎょうしよ わりあい の事業所の割合
もくひょう 【目標③】 へいせい ねん ど しゅうろう いこうりつ わりいじょう 平成32年度の就労移行率が3割以上 じぎょうしよすう わりあい の事業所数の割合	50%	へいせい ねん ど しゅうろう いこうし えんじぎょうしよ 平成32年度の就労移行支援事業所 のうち、就労移行率が3割以上 のじぎょうしよ わりあい の事業所の割合

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
もくひょう 【目標④】 かくねん ど しゅうろうていちゃくし えん し えんかい 各年度の就労定着支援による支援開 し ねんご しよくばていちゃくりつ 始1年後の職場定着率	80%	かくねん ど しゅうろうていちゃくし えんじぎょうかいしじ 各年度の就労定着支援事業開始時 てん ねんご しよくばていちゃくりつ 点から1年後の職場定着率

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援していきます。

1) 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

【目標設定に関する国の基本指針】

- ①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【本市の考え方】

- ①既に各区に児童発達支援センターを設置していることから、引き続き、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターの運営を支援します。
- ②既に各区の児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施していることから、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進を図ります。

表 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標	備考
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	3箇所	
平成32年度末時点における保育所等訪問支援の利用体制の構築	利用促進	

2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

ほんし かんが かた  
【本市の考え方】

げんざい しない おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよおよ ほうかごとう  
現在、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ  
サービス事業所が1箇所ありますが、引き続きサービス提供事業者の参入を促進することに  
より、3箇所の確保を図ります。

ひょう おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん じどうはったつしえんじぎょうしよおよ ほうかごとう じぎょうしよ  
表 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
へいせい ねんどまつじてん おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん 平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業 所の確保	かしよ 3箇所	

ほけん いりょう しょうがいふくし ほういく きょういくとう かんけいきかん れんけい はか きょうぎ ば  
3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

もくひょうせってい かん くに きほんしんしん  
【目標設定に関する国の基本指針】

いりょうてき じ できせつ しえん う へいせい ねんどまつ かくとどうふけん かくけんいき  
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域  
及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため  
の協議の場を設けることを基本とする。

ほんし かんが かた  
【本市の考え方】

へいせい ねんどまつ いりょうてき じしえん きょうぎ ば せっち  
平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。

ひょう いりょうてきけ あ じしえん きょうぎ ば  
表 医療的ケア児支援のための協議の場

こうもく 項目	もくひょう 目標	びこう 備考
へいせい ねんどまつ ぼけん いりょう しょうがいふくし ほういく 平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	せっち 設置	

しょうがいふくし                      どう   みこみりょう    かくほ                      ほうさく

## 2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

ほうもんけい                      みこみりょう

### (1) 訪問系サービスの見込量

ひょう    ほうもんけい                      じっせき    みこみりょう  
表    訪問系サービスの実績と見込量

	たんい 単位	だい 4 期実績			だい 5 期見込量		
		ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度 (見込み)	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
きょたくかいご ① 居宅介護	にん つき 人/月	862	879	908	942	975	1,009
	じかん つき 時間/月	27,247	27,227	29,056	30,144	31,200	32,288
じゅうどうほうもんかいご ② 重度訪問介護	にん つき 人/月	26	29	30	32	34	36
	じかん つき 時間/月	9,877	11,587	12,000	12,800	13,600	14,400
どうこうえんご ③ 同行援護	にん つき 人/月	120	124	125	127	128	129
	じかん つき 時間/月	2,946	3,164	3,250	3,302	3,328	3,354
こうどうえんご ④ 行動援護	にん つき 人/月	20	22	22	23	24	25
	じかん つき 時間/月	633	690	704	736	768	800
じゅうどししょうがいしゃどう ほうかつしえん ⑤ 重度障害者等 包括支援	にん つき 人/月	0	0	0	0	0	0
	じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0	0
ほうもんけい    けい 訪問系サービス計	にん つき 人/月	1,028	1,054	1,085	1,124	1,161	1,199
	じかん つき 時間/月	40,703	42,667	45,010	46,982	48,896	50,842

※各年度の実績・見込量は、3月サービス提供分の数値

みこみりょう

#### 【見込量】

りょうしゃすう    ねん あ    きょたくかいご    にん    じゅうどうほうもんかいご    にん    どうこうえんご    にん    こうどうえんご    にんていど  
利用者数は、一年当たり居宅介護33.5人、重度訪問介護2人、同行援護0.5人、行動援護1人程度  
ぞうか    みこ   ひとりあ    りょうりょう    じっせき    ふ    きょたくかいご    じかん  
増加すると見込んでいます。一人当たりの利用量は、これまでの実績を踏まえ、居宅介護32時間、  
じゅうどうほうもんかいご    じかん    どうこうえんご    じかん    こうどうえんご    じかん    みこ  
重度訪問介護400時間、同行援護26時間、行動援護32時間と見込んでいます。

みこみりょう    かくほ                      ほうさく

#### 【見込量の確保のための方策】

ほうもんけい                      りょう    ぞうか    みこ                      ていきょうじぎょうしゃ    たい  
訪問系サービスについては、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対  
し、サービスの拡充等を働きかけていきます。また、サービスの拡充や質の向上のためには、  
ふくしじんざい    かくほ    ていちゃく    いくせい    じゅうよう                      しゅうしょくぞうだんかい    けんしゅう    じゅうじつ    つと  
福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

にっちゅうかつどうけい みこみりょう  
 (2) 日中活動系サービスの見込量

ひょう にっちゅうかつどうけい じっせき みこみりょう  
 表 日中活動系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	1,512	1,548	1,571	1,588	1,604	1,621
	人日/月	27,970	28,867	27,493	27,790	28,070	28,368
自立訓練 (機能訓練)	人/月	6	5	6	6	6	6
	人日/月	103	96	97	97	97	97
自立訓練 (生活訓練)	人/月	42	43	47	47	47	47
	人日/月	778	753	893	893	893	893
就労移行支援	人/月	217	205	219	228	237	246
	人日/月	3,542	3,446	3,570	3,716	3,863	4,010
就労継続支援 (A型)	人/月	131	158	167	167	167	167
	人日/月	2,509	3,102	3,177	3,177	3,177	3,177
就労継続支援 (B型)	人/月	894	953	994	1,013	1,033	1,053
	人日/月	14,925	15,963	15,601	15,909	16,217	16,525
就労定着支援	人日/月				142	156	170
療養介護	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	72	83	92	92	92	92
短期入所	人/月	376	272	291	304	317	330
	人日/月	2,012	1,274	2,066	2,159	2,251	2,343

みこみりょう  
**【見込量】**

生活介護、就労移行支援、就労継続支援(B型)、短期入所の利用者数は、増加すると見込み、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(A型)、療養介護については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである就労定着支援については、サービスを利用して一般就労へ移行する人が利用するものと見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、生活介護17.5日、自立訓練(生活訓練)19日、就労移行支援16.3日、就労継続支援(A型)19日、就労継続支援(B型)15.7日と見込んでいます。

みこみりょう かくほ ほうさく  
**【見込量の確保のための方策】**

日中活動系サービスについては、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(B型)、就労定着支援、短期入所でサービス利用の増加を見込んでいるため、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設をはたらきかけていきます。特に、短期入所事業については、利用者ニーズを充たしていないと考えられるため、提供体制の充実を図ります。また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。



(3) 居住系サービスの見込量

表 居住系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人/月				19	19	19
共同生活援助	箇所	124	131	138	145	152	161
	人/月	604	636	687	722	757	802
施設入所支援	箇所	8	8	8	8	8	8
	人/月	406	386	384	382	380	378

【見込量】

利用者数は、共同生活援助（グループホーム）は、平成30年度以降も増加すると見込み、施設入所支援は、地域生活への移行者数を踏まえて見込んでいます。新たなサービスである自立生活援助については、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）の一部が実施するものと見込んでいます

【見込量の確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、入居に係る家賃を助成することにより、施設や病院からの地域移行、親からの自立を支援します。

施設入所支援については、地域生活への移行により、必要なサービス量は減少するものと見込んでおりますが、今後も、広域的な対応などにより、適切なサービスの支給に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

(4) 相談支援の見込量

表 相談支援サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	箇所	35	42	44	45	46	47
	人/月	386	430	490	520	550	580
地域移行支援	箇所	17	20	21	22	23	24
	人/月	7	9	9	9	9	9
地域定着支援	箇所	13	15	16	17	18	19
	人/月	5	5	5	5	5	5

みこみりよう  
【見込量】

利用者数の計画相談支援は、平成30年度以降も増加すると見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援は、ほぼ横ばいになると見込んでいますが、今後の地域生活への移行の促進状況により、利用者数の増加も考えられます。

みこみりよう かくほ ほうさく  
【見込量の確保のための方策】

計画相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

しょうがいじしえん みこみりよう かくほ ほうさく  
3 障害児支援の見込量と確保のための方策

しょうがいじつうしよしえん みこみりよう  
(1) 障害児通所支援の見込量

ひょう しょうがいじつうしよしえん じっせき みこみりよう  
表 障害児通所支援の実績と見込量

	たんい 単位	だい 4 期実績			だい 5 期見込量		
		ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度 (見込み)	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	にん つき 人/月	359	467	516	547	578	609
	にんにち つき 人日/月	2,300	3,432	3,199	3,391	3,584	3,776
ほうかごとう 放課後等デイサービス	にん つき 人/月	910	1,089	1,134	1,204	1,274	1,344
	にんにち つき 人日/月	11,133	9,158	12,928	13,726	14,524	15,322
ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にん つき 人/月	10	13	17	22	28	36
	にんにち つき 人日/月	10	14	17	22	28	36
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	にん つき 人/月	28	29	30	30	30	30
	にんにち つき 人日/月	329	339	360	360	360	360
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	にん つき 人/月				2	2	2
	にんにち つき 人日/月				24	24	24

みこみりよう  
【見込量】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、増加すると見込み、医療型児童発達支援については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである居宅訪問型児童発達支援については、サービスの対象が重症心身障害児等であることを踏まえ、利用者数を見込んでいます。また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、児童発達支援6.2日、放課後等デイサービス11.4日、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援12日と見込んでいます。

みこみりよう かくほ ほうさく  
**【見込量の確保のための方策】**

しょうがい じどう しえん たいせい せいび じゅうしょうしんしんしょうがい いらりょうてき ひつよう  
 障害のある児童の支援の体制を整備するため、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする  
 じどう たい しえん きょうか ほか かくじゅうなど ほか けんしゅう  
 児童に対する支援の強化を図ります。また、サービスの拡充等を図っていくとともに、研修の  
 じっしとう しつ こうじょう ほか  
 実施等による質の向上を図ります。

しょうがいにゆうしよしえん みこみりよう  
**(2) 障害児入所支援の見込量**

ふくしがたしょうがいにゆうしよしえん  
**1) 福祉型障害児入所支援**

しょうがいにゆうしよせつ にゆうしよとう しょうがい じどう たい ほご にちじょうせいかつ しどうおよ どりつ  
 障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立  
 じかつ ひつよう ちしきぎのう ふよ おこな  
 自活に必要な知識技能の付与を行います。

いらりょうがたしょうがいにゆうしよしえん  
**2) 医療型障害児入所支援**

しょうがいにゆうしよせつまた していらりょうきかん にゆうしよとう しょうがい じどう たい ほご にちじょう  
 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常  
 せいかつ しどうおよ どりつじかつ ひつよう ちしきぎのう ふよおよ ちりょう おこな  
 生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

ひょう しょうがいにゆうしよしえん じっせき みこみりよう  
 表 障害児入所支援の実績と見込量

	たんい 単位	だい 4 期実績			だい 5 期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
ふくしがたしょうがいにゆうしよしえん 福祉型障害児入所支援	かしよ 箇所	1	1	1	1	1	1
	にん/つき 人/月	47	46	45	45	45	45
いらりょうがたしょうがいにゆうしよしえん 医療型障害児入所支援	かしよ 箇所	2	2	2	2	2	2
	にん/つき 人/月	13	5	10	10	10	10

みこみりよう  
**【見込量】**

しんきしせつ かいせつよてい りりょうじどうすう ほか よこ みこ  
 新規施設の開設予定がないため、利用児童数はほぼ横ばいと見込んでいます。

しょうがいにゆうしよしえん みこみりよう  
**(3) 障害児相談支援等の見込量**

ひょう しょうがいにゆうしよしえん じっせき みこみりよう  
 表 障害児相談支援等の実績と見込量

	たんい 単位	だい 4 期実績			だい 5 期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
しょうがい じ そうだん し えん 障害児相談支援	かしよ 箇所	12	18	20	22	24	26
	にん/つき 人/月	100	168	188	208	228	248
いらりょうてき じ たい かんれんぶん 医療的ケア児に対する関連分 や しえん ちようせい 野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	にん 人				1	1	1

みこみりよう  
【見込量】

しょうがいじつうしよしえん りようじどうすう ふ みこ  
障害児通所支援の利用児童数などを踏まえて見込んでいます。

みこみりよう かくほ ほうさく  
【見込量の確保のための方策】

しょうがいじそうだんしえん こんご りようしゃ ぞうか みこ ていきようじぎょうしゃ たい  
障害児相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

はったつしょうがい ひと しえん  
4 発達障害のある人の支援

はったつしょうがい ひと かぞく せんもんてき そうだん たいおう はったつしょうがい かん ふきゅう  
発達障害のある人やその家族への専門的な相談に対応するとともに、発達障害に関する普及啓発を促進します。

また、発達障害のある人の地域支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を設置し、及び開催します。

ひょう はったつしょうがいしゃどう たい しえん みこみりよう  
表 発達障害者等に対する支援の見込量

	たんい 単位	だい 4 期実績			だい 5 期見込量		
		ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度 みこ (見込み)	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
はったつしょうがいしゃ しえん ちいききょうぎ 発達障害者支援地域協議 かい かいさい 会の開催	かい ねん 回/年				0	0	2
はったつしょうがいしゃ しえん 発達障害者支援センター そうだんしえん による相談支援	けん ねん 件/年	1, 123	1, 294	1, 300	1, 400	810	860
はったつしょうがいしゃ しえん 発達障害者支援センター かんけいきかん じよげん の関係機関への助言	けん ねん 件/年				88	88	88
はったつしょうがいしゃ しえん 発達障害者支援センター がいぶきかん ちいきじゅうみん の外部機関や地域住民へ けんしゅう けいはつ の研修、啓発	かい ねん 回/年				52	52	52

みこみりよう  
【見込量】

はったつしょうがいしゃ しえん ちいききょうぎかい かいさいかいすう くに しめ ねん かい かいさい みこ  
発達障害者支援地域協議会の開催回数については、国から示されている年2回の開催を見込んでいます。

みこみりよう かくほ ほうさく  
【見込量の確保のための方策】

きぞん はったつしょうがいしえん かいぎ じゅうじつ はったつしょうがいしゃ しえん ちいききょうぎかい せっち  
既存の発達障害支援ネットワーク会議の充実により、発達障害者支援地域協議会を設置します。

## 5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

ひょう ちいきせいかつしえんじぎょう じっせき みこみりょう  
表 地域生活支援事業の実績と見込量

	たんい 単位	だい きじつせき 第4期実績			だい きみこみりょう 第5期見込量		
		ねんど 27年度	ねんど 28年度	ねんど 29年度 (見込み)	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
り かいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	うむ 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	うむ 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業							
しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうきかん 障害者相談支援事業基幹 相談支援センター	かしょ 箇所 うむ 有無	1	1	1	1	1	1
そうだんしえんききのうきょうかじぎょう 相談支援機能強化事業	うむ 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	にんねん 人/年	6	9	10	11	12	13
せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえん 成年後見制度法人後見支援 事業	うむ 有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業							
しゅわつうやくしゃようやくひつきしゃは 手話通訳者・要約筆記者派 遣事業	けんねん 件/年	1,117	1,347	1,440	1,539	1,645	1,759
しゅわつうやくしゃせつちじぎょう 手話通訳者設置事業	かしょ 箇所	3	3	3	3	3	3
にちじょうせいかつようぐきゅうぶとうじぎょう 日常生活用具給付等事業							
かいごくうれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	けんねん 件/年	82	97	114	135	159	188
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	けんねん 件/年	132	129	129	129	129	129
ざいたくりようようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	けんねん 件/年	87	84	88	93	97	102
じょうほういしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	けんねん 件/年	141	112	114	117	119	121
はいかんりしえんようぐ 排せつ管理支援用具	けんねん 件/年	11,717	12,976	13,495	14,035	14,596	15,180
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費	けんねん 件/年	44	34	36	38	40	43
しゅわほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	にんねん 人/年	29	28	29	31	33	36

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	1,190	1,269	1,340	1,410	1,480	1,550
	時間/年	151,180	169,511	181,990	190,350	199,800	209,250
地域活動支援センター	箇所	14	14	14	13	13	13
	人/月	305	299	305	290	290	290
地域活動支援センターⅠ型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人/月	120	120	120	120	120	120
地域活動支援センターⅢ型	箇所	10	10	10	9	9	9
	人/月	185	179	185	170	170	170
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	手話0 要約13	手話1 要約4	手話2 要約7	手話2 要約9	手話3 要約9	手話4 要約9
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	21	21	22	30	30	30
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	128	103	133	142	152	162
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	139	186	157	157	157	157

みこみりよう

【見込量】

障害のある人が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障害のある人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施します。

みこみりよう

【見込量の確保のための方策】

- 相談支援事業については、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーステーションを中心として、総合的・専門的な支援に取り組みます。
- 成年後見制度については、制度の普及啓発のほか、市民後見人養成研修等による体制の整備を図ります。
- 障害のある人の更なる社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保に努めます。

- 障害福祉サービス事業等の従事者の確保・定着・育成に合わせ、移動支援事業等の従事者の確保等を図ります。
- 地域活動支援センターについては、障害のある人の地域における交流の場としての機能も有することに鑑み、体制の確保に努めます。
- 地域生活支援事業の各事業について、必要とする障害のある人が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。

とも い しゃかい しょうがいしゃ がいようばん  
共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン (概要版)

---

はっ こう へいせい ねん がつ  
発 行 平成 年 月

へん しゅう さがみはらし けんこうふくしきょく ふくしふ しょうがいせいさくか  
編 集 相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

じゅう しょ さがみはらしちゅうおうくちゅうおう  
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

TEL 042-707-7055 FAX 042-759-4395

でんし  
電子メール shougai-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp



## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 6日

案件名	「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」の策定について										
所管	健康福祉	局	福祉	部	精神保健福祉	課	担当者		内線		
概要	自殺対策基本法第13条及び相模原市自殺対策基本条例第9条に基づき、「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」の策定について諮るもの。 (現計画の計画期間:平成26年度～29年度)										
審議内容(論点)	第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画(案)について										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	施策10 健康づくりの推進 精神保健相談事業								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	26日	政策調整会議	平成29年	11月	6日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	9日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整	庁内関係各課		取組状況、計画案に対する意見等				各課意見等の集約			
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等				内容					
	H29.2.2	関係課長会議				検討体制とスケジュールについて					
	H29.8.21	自殺総合対策に係る庁内会議				第2次行動計画素案等について					
H29.9.13	相模原市自殺対策協議会				第2次行動計画に係る諮問						
H29.10.18	相模原市自殺対策協議会				第2次行動計画に係る答申案について						
H29.10.20	相模原市自殺対策協議会答申				第2次行動計画に係る答申						
備考											
政策調整会議の結果等	原案を	上部庁議へ付議する。				(政策会議)					
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 「性的マイノリティ」については、「性的少数者」との表現が適切でないか。確認し、修正を検討する。(調整後、国や県の表現に即しそのままの表現となった)</p> <p>【政策調整会議】 座間市で自殺願望のある若者が被害者となった殺人事件が起きたが、事件を受けて対策等について計画に盛り込む必要が生じる可能性があるが、どのように考えているか。 大綱の見直し等がある場合は、状況に応じて柔軟に対応したい。また、SOSの出し方教育の推進など、子ども・若者対策については、今回充実しているところであるが、事件の動向を踏まえ、高校への出前講座についても積極的に取組を進めていきたい。</p>										

## 事案の具体的な内容

### 1 計画策定の経緯等

#### (1) 経緯

- 平成25年4月 相模原市自殺対策基本条例の施行(議員提案)  
相模原市自殺対策協議会の設置
- 平成26年2月 自殺総合対策の推進のための行動計画の策定(計画期間:平成26年度~29年度)
- 平成28年4月 自殺対策基本法の改正(都道府県及び市町村に計画策定の義務付け)
- 平成29年7月 自殺総合対策大綱の見直し

#### (2) 検討体制

市自殺対策協議会や関係団体からの意見を聴取した上で、「市自殺総合対策に係る庁内会議」の意見をもとに改定案をとりまとめ、「市自殺対策協議会」への諮問・答申を経て、第2次行動計画を策定する。

### 2 計画の概要

#### (1) 計画の基本的考え方

##### ア 策定趣旨

国、県及び市の行政と関係団体や市民が一丸となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」、自殺対策を総合的に推進するために策定するもの

##### イ 現計画策定後の変化への対応

本市における自殺の状況や法令改正、社会情勢等の変化を踏まえた計画とする。

##### ウ 市民実態調査の結果の反映

平成29年6月~7月に実施した「こころの健康に関するアンケート調査」により、自殺の背景、自殺に関する意識等を把握し、計画に反映させる。

#### (2) 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条及び相模原市自殺対策基本条例第9条に基づき、「自殺総合対策の推進にかかる行動計画」として、自殺総合対策の基本方針、重点施策の方向性を定めるもので、国の自殺総合対策大綱及び県の(仮称)かながわ自殺対策計画の趣旨を踏まえつつ、「新・相模原市総合計画」や「相模原市保健医療計画」などと整合を保つものとしている。

#### (3) 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間(自殺総合対策大綱や関連計画との整合)

### 3 事業経費等

平成30年度~「自殺総合対策事業」等

内訳:相模原市自殺対策協議会委員報酬(303千円/年)等

### 4 事業実施の効果(計画改定の趣旨)

行動計画については、本市における自殺の実態や、国における自殺総合対策大綱の見直し、県における自殺対策計画の策定等を踏まえて、行動計画の必要な改定を行い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進するもの。

### 5 今後の予定

- |        |         |             |
|--------|---------|-------------|
| 平成29年度 | 10月~11月 | 庁議          |
|        | 12月     | 市議会民生部会     |
|        | 12月~1月  | パブリックコメント実施 |
|        | 3月      | 計画の改定       |

# 第2次相模原市自殺総合対策の 推進のための行動計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない  
社会の実現を目指して～

相 模 原 市

# 目 次

## 第 1 章 計画の策定に当たって

1-1	計画の趣旨	1
1-2	基本認識	1
1-3	計画の位置付け	2
1-4	計画の期間	2

## 第 2 章 現状と課題等

2-1	相模原市における自殺の現状	
(1)	統計から見た現状	3
(2)	「こころの健康に関するアンケート調査」結果の概要	13
2-2	統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題	34
2-3	第 1 次計画の評価	35

## 第 3 章 基本方針

39

## 第 4 章 重点施策

4-1	自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究	40
4-2	自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	42
4-3	自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保 及び育成	46
4-4	心の健康づくりのための相談体制の整備・充実	50
4-5	適切な精神科医療が受けられる体制の充実	55
4-6	自殺防止のための社会的取組の強化	57
4-7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化	73
4-8	自死遺族等関係者に対する支援	75
4-9	自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化	77
4-10	自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進	79
4-11	自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化	80

## 第 5 章 数値目標等

5-1	数値目標	82
5-2	評価指標	82

## コラム

<厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い> .....	3
<自殺予防の十箇条> .....	41
<「命の門番」 ゲートキーパーって何?> .....	49
<遺された人々への支援（自死遺族支援）について> .....	76
<民間団体との自殺対策事業における協力協定> .....	78



## 第1章 計画の策定に当たって

### 1-1 計画の趣旨

警察庁の統計によれば、全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える深刻な状況が続いておりましたが、平成18年の自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の制定以後、国や地方公共団体、関係団体、民間団体等が様々な取組を進めたことにより、平成24年以降は5年連続で3万人を下回っています。

本市においても、平成19年以降、毎年150人前後の多くの命が自殺によって失われておりましたが、平成24年以降は120人ほどに減少し、平成28年には92人となりました。しかし、依然として、毎年多くの方が自殺によって亡くなっている状況にあります。

自殺者の多くは、病気などの健康問題、倒産、失職による借金などの経済・生活問題、長時間労働や職場環境などの勤務問題や家庭問題など、複合的な要因を抱え、それらの問題によって心理的に追いつめられた結果、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。したがって、自殺を考えている人が発する何らかのサインに周囲の人が気づき、その過程のどこかで適切な支援を行うことができれば「自殺はその多くは防ぐことができる。」という認識を持つ必要があります。

この基本的な認識を市民の皆様と共有し、ご協力を得て、本市における自殺の実態や実情に応じた施策を展開していく必要があります。

自殺対策においては、個人的な問題の解決を支援するだけでなく、どれだけ追い詰められた状況にあっても、そこから生き続ける道を選択できる社会の仕組みをつくることが重要であり、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組んでいかなければなりません。

自殺に対する偏見をなくすことや悩みは相談してもよいという意識の醸成、声を掛け合える地域づくりなどを実現するために、長期的かつ継続的な取組が必要です。

この計画は、関係機関等で組織する相模原市自殺対策協議会のご意見等を基に、行政、関係団体、市民等が一丸となり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進するために、策定したものです。

### 1-2 基本認識

自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画（仮称）及び相模原市自殺対策基本条例（平成25年相模原市条例第25号）を踏まえ、次の項目を基本認識とします。

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ

病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

(2) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的取組により自殺を防ぐことが可能です。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援を行うことにより自殺を防ぐことが可能です。

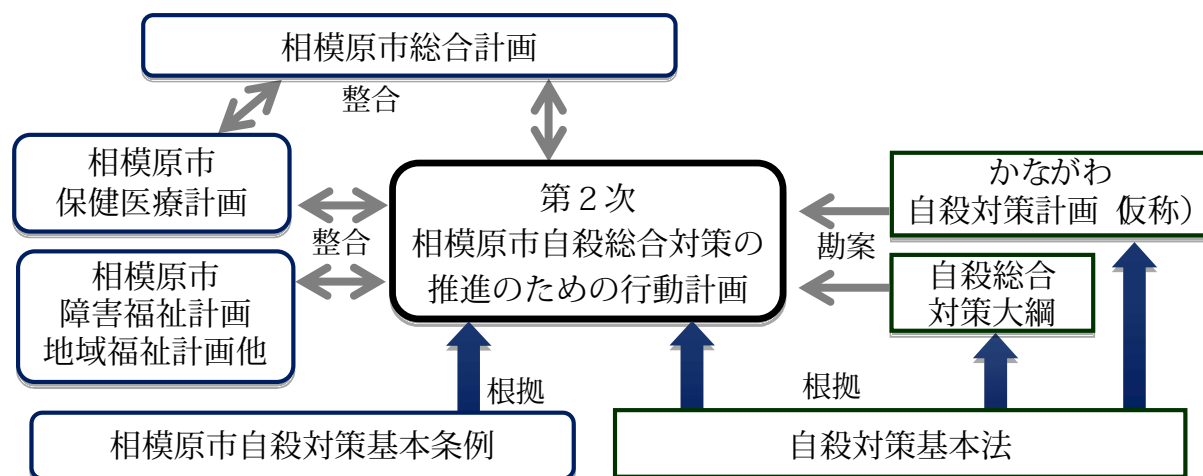
(3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いと言われています。

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良など、自殺の危険を示すサインを発していることが多いと言われています。

しかし、家族や職場の同僚など、身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外の人がいかに自殺のサインに気づき、自殺予防につなげていくかが課題です。

### 1-3 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項及び相模原市自殺対策基本条例第9条に基づく計画とし、自殺総合対策大綱及びかながわ自殺対策計画（仮称）の趣旨を踏まえつつ、相模原市総合計画や相模原市保健医療計画などと整合を図り、策定するものとします。



### 1-4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



## 第2章 現状と課題等

### 2-1 相模原市における自殺の現状

#### (1) 統計から見た現状

自殺統計については、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく集計データの提供を受け、集計・分析を行ったものです。

- I 自殺者数・自殺死亡率の推移
- II 自殺者の年代別・男女別状況
- III 自殺者の職業別状況
- IV 自殺の原因・動機別状況
- V 自殺未遂歴の状況

#### I 自殺者数・自殺死亡率の推移

平成28年の相模原市内の自殺者数は、前年から30人減少し、92人となっています。

自殺死亡率は、前年から4.1ポイント減少しており、全国や神奈川県と比較しても減少しています(表1、図1)。

表1. 自殺者数・自殺死亡率の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
相模原市自殺者数(人)	120	128	123	122	92
相模原市自殺死亡率	16.7	17.8	17.0	16.9	12.8
神奈川県自殺者数(人)	1,644	1,558	1,422	1,382	1,213
神奈川県自殺死亡率	18.1	17.2	15.7	15.2	13.3
全国自殺者数(人)	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897
全国自殺死亡率	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3

※ 自殺死亡率とは、10月1日現在の人口10万人当たりの自殺者数

※ 全国の自殺者数及び自殺死亡率は、平成29年3月発表の厚生労働省資料から抜粋

#### <厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い>

##### 1 調査対象の違い

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口(日本における外国人も含む。)を対象としており、本計画では警察庁の自殺統計を基にした数値を記載しています。

##### 2 調査時点の違い

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点(正確には認知)で計上しています。

##### 3 事務手続上(訂正報告)の違い

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺又は事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

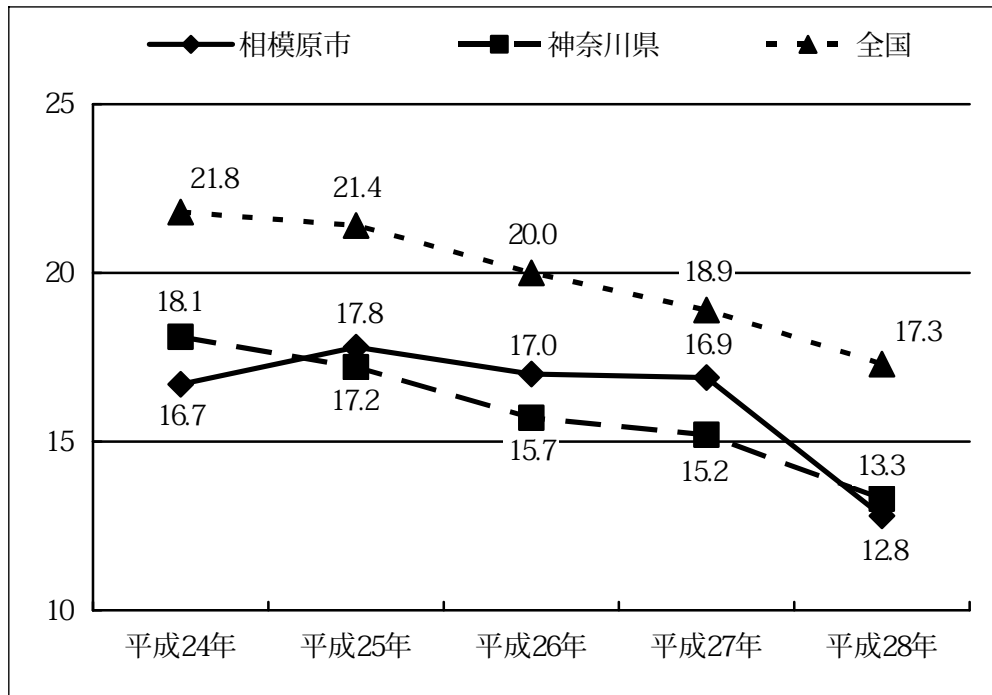


図1. 相模原市・神奈川県・全国の自殺死亡率の推移

## II 自殺者の年代別・男女別状況

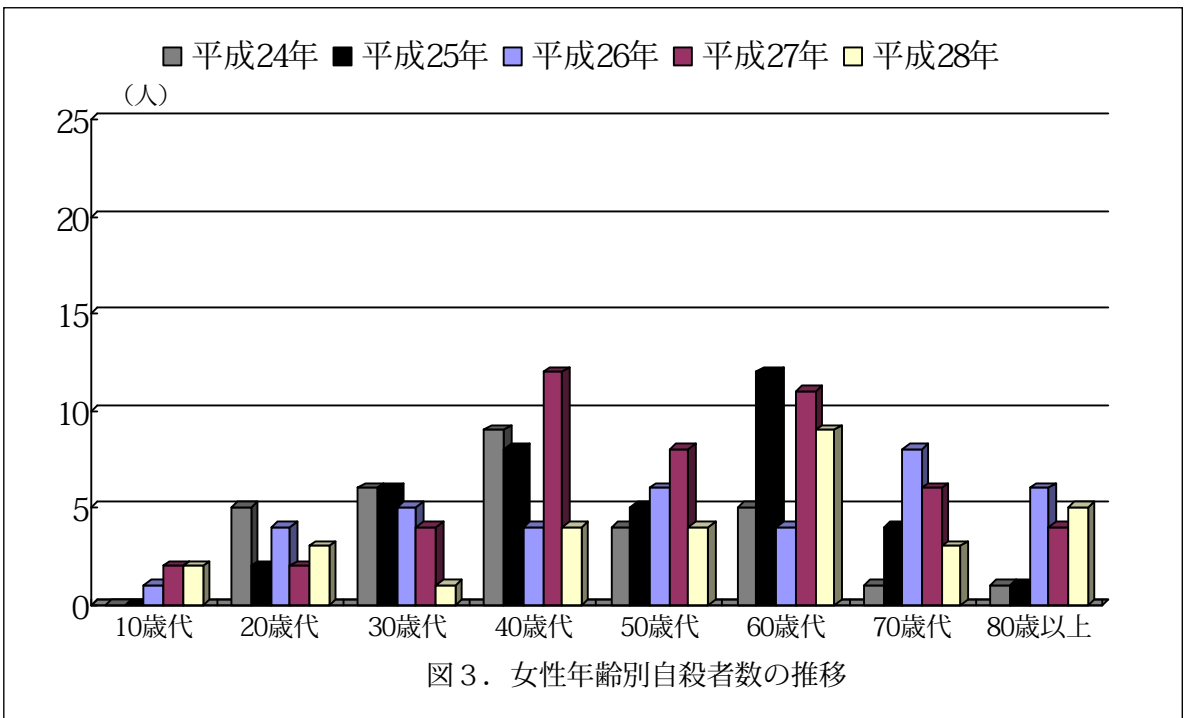
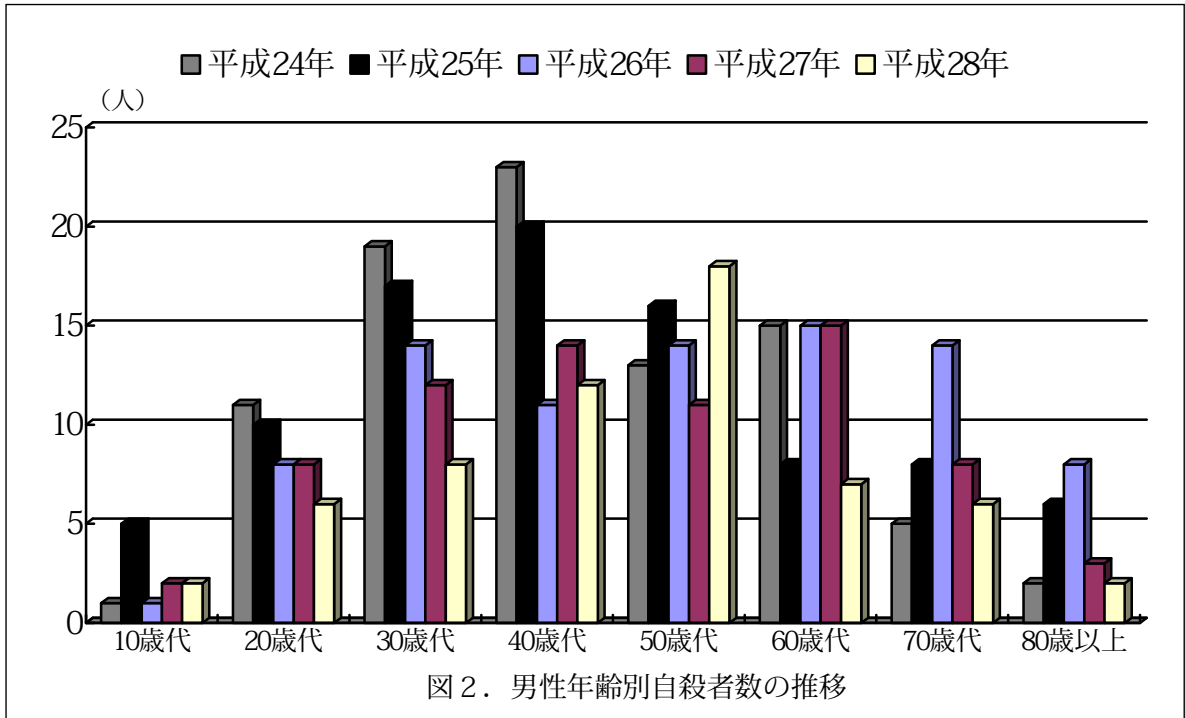
平成28年の年代別自殺者数は、50歳代が22人で全体の23.9%と最も多くなっています（表2）。男女別自殺者数の割合は、男性が66.3%を占めています（表3）。男性は50歳代が18人と最も多く、女性は60歳代が9人と最も多くなっています（図2、図3）。年代別男女別自殺者の割合は、20歳代から50歳代まで及び70歳代で男性が60%以上を占めており、女性においては、60歳代と80歳代で男性を上回っています（図4）。

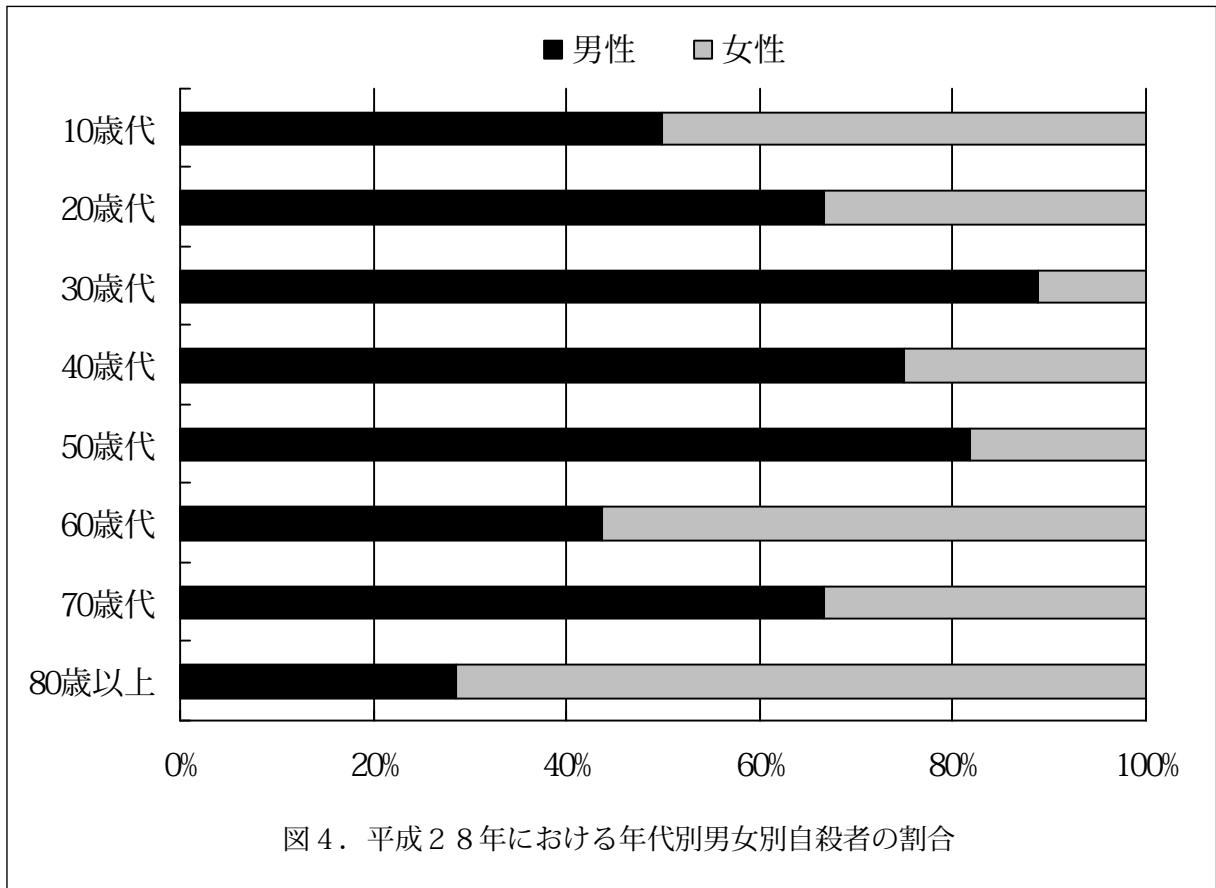
表2. 年代別自殺者数と割合

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)
10～19歳	1	0.8	5	3.9	2	1.6	4	3.3	4	4.3
20～29歳	16	13.3	12	9.4	12	9.8	10	8.2	9	9.8
30～39歳	25	20.8	23	17.9	19	15.4	16	13.1	9	9.8
40～49歳	32	26.7	28	21.9	15	12.2	26	21.3	16	17.4
50～59歳	17	14.2	21	16.4	20	16.3	19	15.6	22	23.9
60～69歳	20	16.7	20	15.6	19	15.4	26	21.3	16	17.4
70～79歳	6	5.0	12	9.4	22	17.9	14	11.5	9	9.8
80歳以上	3	2.5	7	5.5	14	11.4	7	5.7	7	7.6
総計	120	100.0	128	100.0	123	100.0	122	100.0	92	100.0

表3. 男女別自殺者数と割合

	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)
男性	89	74.2	90	70.3	85	69.1	73	59.8	61	66.3
女性	31	25.8	38	29.7	38	30.9	49	40.2	31	33.7
総計	120	100.0	128	100.0	123	100.0	122	100.0	92	100.0



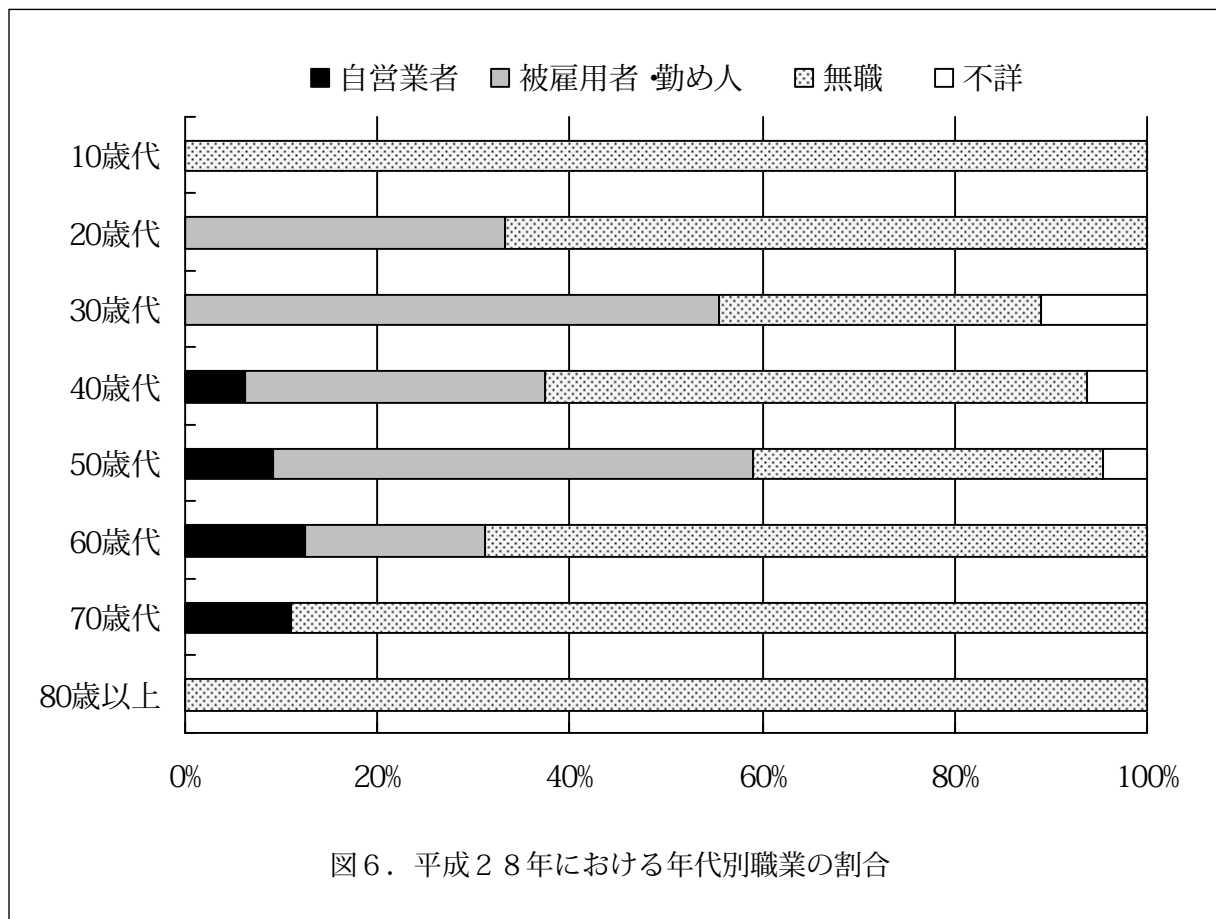
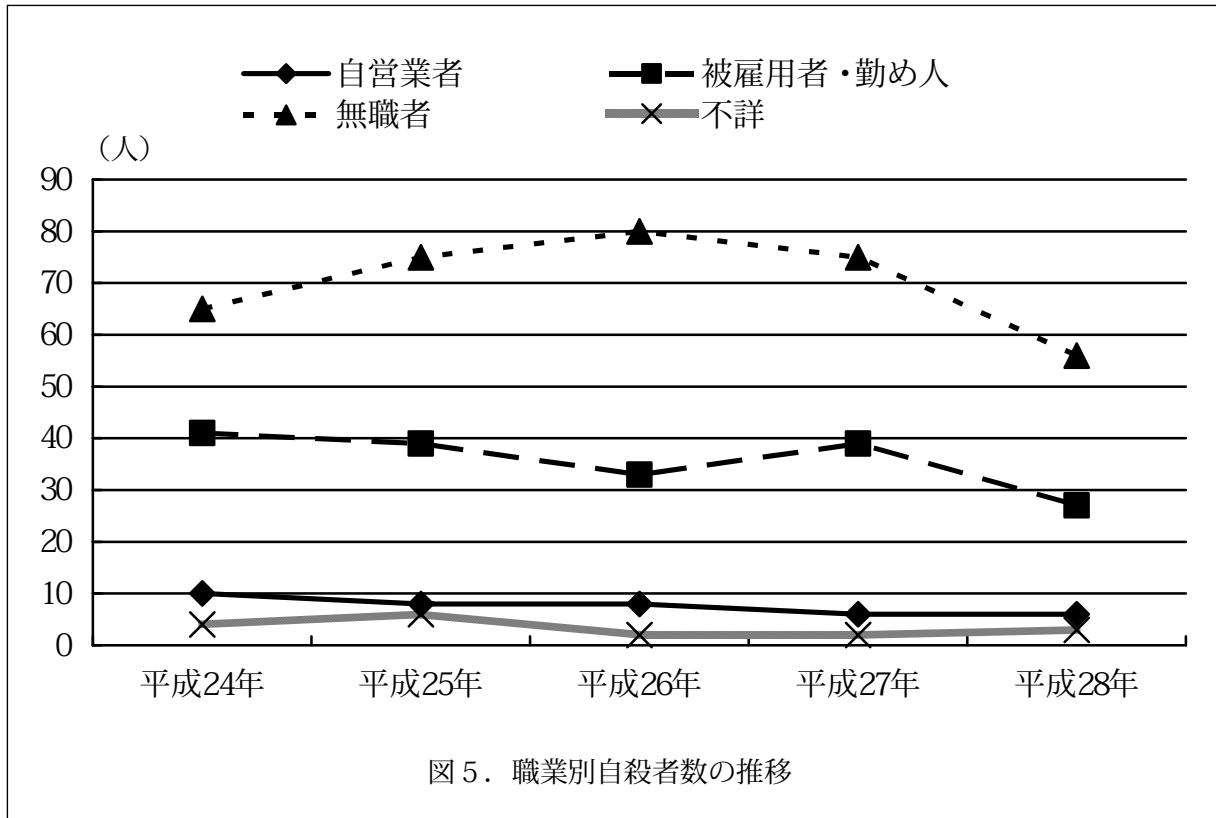


### Ⅲ 自殺者の職業別状況

平成28年の自殺者の職業別状況は、無職者が56人で全体の60.9%を占めています(表4, 図5)。年代別に、無職者を除いた職業別の割合を見ると、30歳代及び50歳代の自殺者における被雇用者・勤め人が占める割合が高くなっています(図6)。なお、無職者には学生、主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者、浮浪者、その他無職者が含まれます。

表4. 職業別自殺者数と割合

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)	自殺者数	割合 (%)
自営業者	10	8.3	8	6.2	8	6.5	6	4.9	6	6.5
被雇用者・勤め人	41	34.2	39	30.5	33	26.8	39	32.0	27	29.3
無職者	65	54.2	75	58.6	80	65.0	75	61.5	56	60.9
不詳	4	3.3	6	4.7	2	1.6	2	1.6	3	3.3
総計	120	100.0	128	100.0	123	100.0	122	100.0	92	100.0



#### IV 自殺の原因・動機別状況

平成28年の原因・動機別の自殺者の割合は、「不詳」を除くと「健康問題」31.5%、「家庭問題」11.1%、「経済・生活問題」7.4%の順で高くなっています（表5、図7、図8）。

年代別では、「不詳」を除くと、「健康問題」が30歳代と50歳代以外の年代で第1位となっています（表6）。職業別では、「不詳」を除くと、自営業者、被雇用者・勤め人、無職者いずれにおいても「健康問題」が第1位の割合を占めています（図9）。無職者のうち、学生では「家庭問題」が、主婦、年金・雇用保険等生活者及びその他の無職者では「健康問題」が多く、失業者では原因・動機の全てが「経済・生活問題」となっています（図10）。

原因・動機の判断材料としては、遺書が35.1%を占めていますが、自殺者の40.4%が原因・動機の判断材料を残していません（表7）。

表5. 原因・動機別自殺者数と割合

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	計上数	割合(%)	計上数	割合(%)	計上数	割合(%)	計上数	割合(%)	計上数	割合(%)
家庭問題	21	14.1	20	12.3	12	8.1	13	8.3	12	11.1
健康問題	41	27.5	41	25.1	53	35.8	45	28.7	34	31.5
経済・生活問題	17	11.4	19	11.7	14	9.5	22	14.0	8	7.4
勤務問題	14	9.4	13	8.0	3	2.0	14	8.9	7	6.5
男女問題	7	4.7	3	1.8	3	2.0	2	1.3	2	1.9
学校問題	1	0.7	1	0.6	1	0.7	2	1.3	1	0.9
その他	7	4.7	12	7.4	6	4.1	9	5.7	6	5.6
不詳	41	27.5	54	33.1	56	37.8	50	31.8	38	35.1
総計	149	100.0	163	100.0	148	100.0	157	100.0	108	100.0

※ 原因・動機は3つ以内の複数を計上することが可能であり、割合については計上数に基づき算出(母数割)

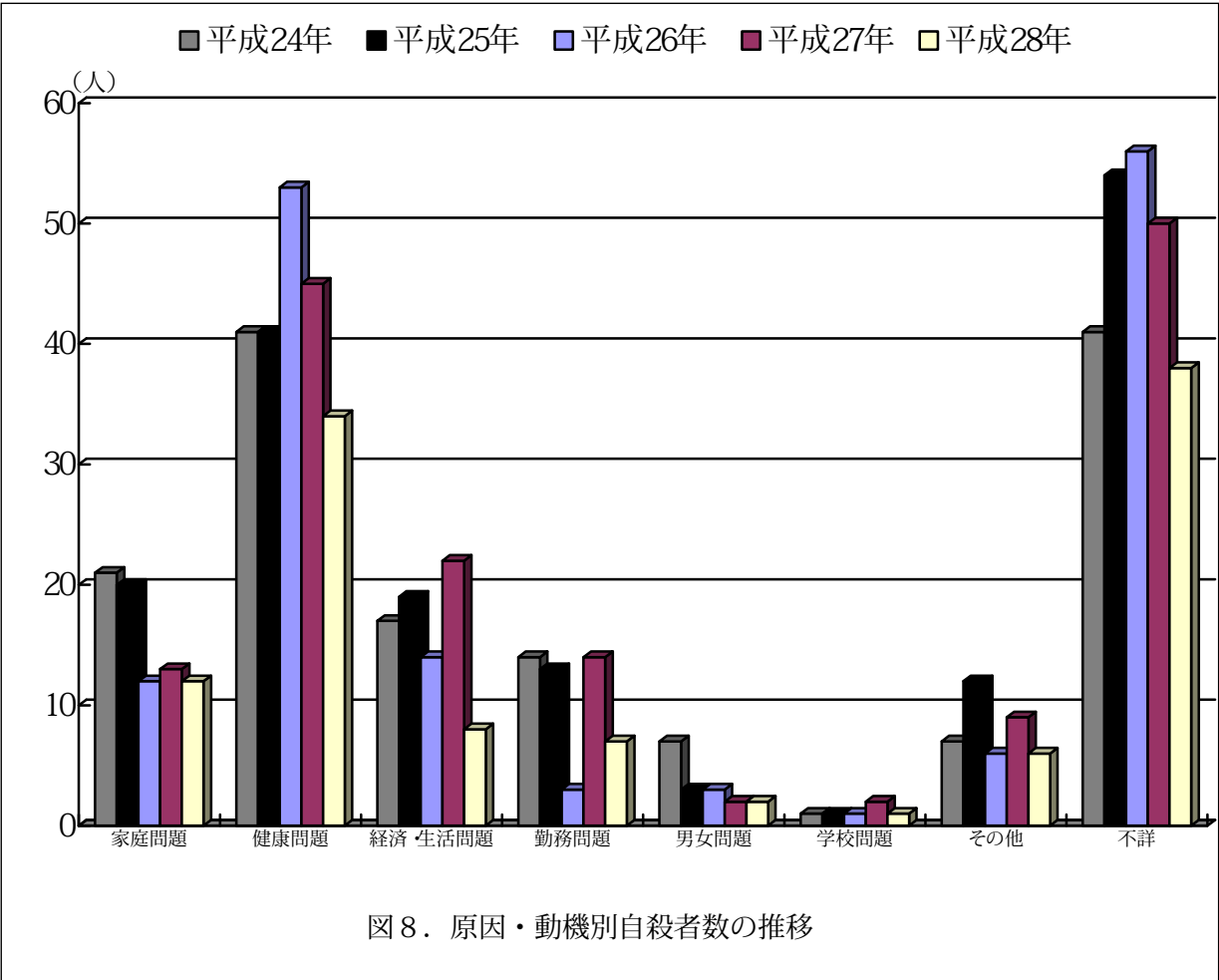
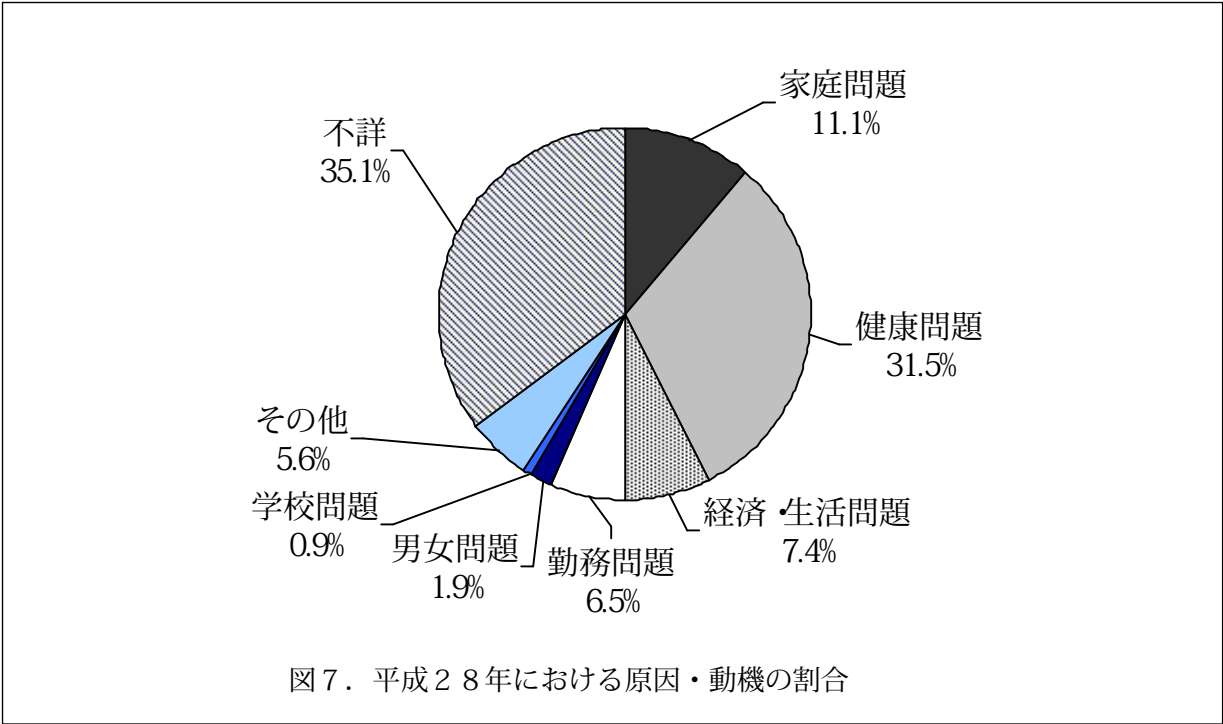


表6. 平成28年における年代別の原因順位

	第1位		第2位		第3位	
	原因	割合(%)	原因	割合(%)	原因	割合(%)
20歳代以下	健康問題	23.5	家庭問題	17.7	男女問題	11.8
30歳代	勤務問題	33.3	健康問題	25.0	家庭問題	8.3
					経済・生活問題	
					その他	
40歳代	健康問題	17.6	家庭問題	11.8		
50歳代	経済・生活問題	26.9	健康問題	23.1	家庭問題	7.7
					勤務問題	
60歳代	健康問題	52.6	家庭問題	15.8	その他	10.5
70歳代	健康問題	50.0	その他	10.0		
80歳以上	健康問題	42.9	家庭問題	14.3		
全年代	健康問題	31.5	家庭問題	11.1	経済・生活問題	7.4

※ 順位は不詳を除く。

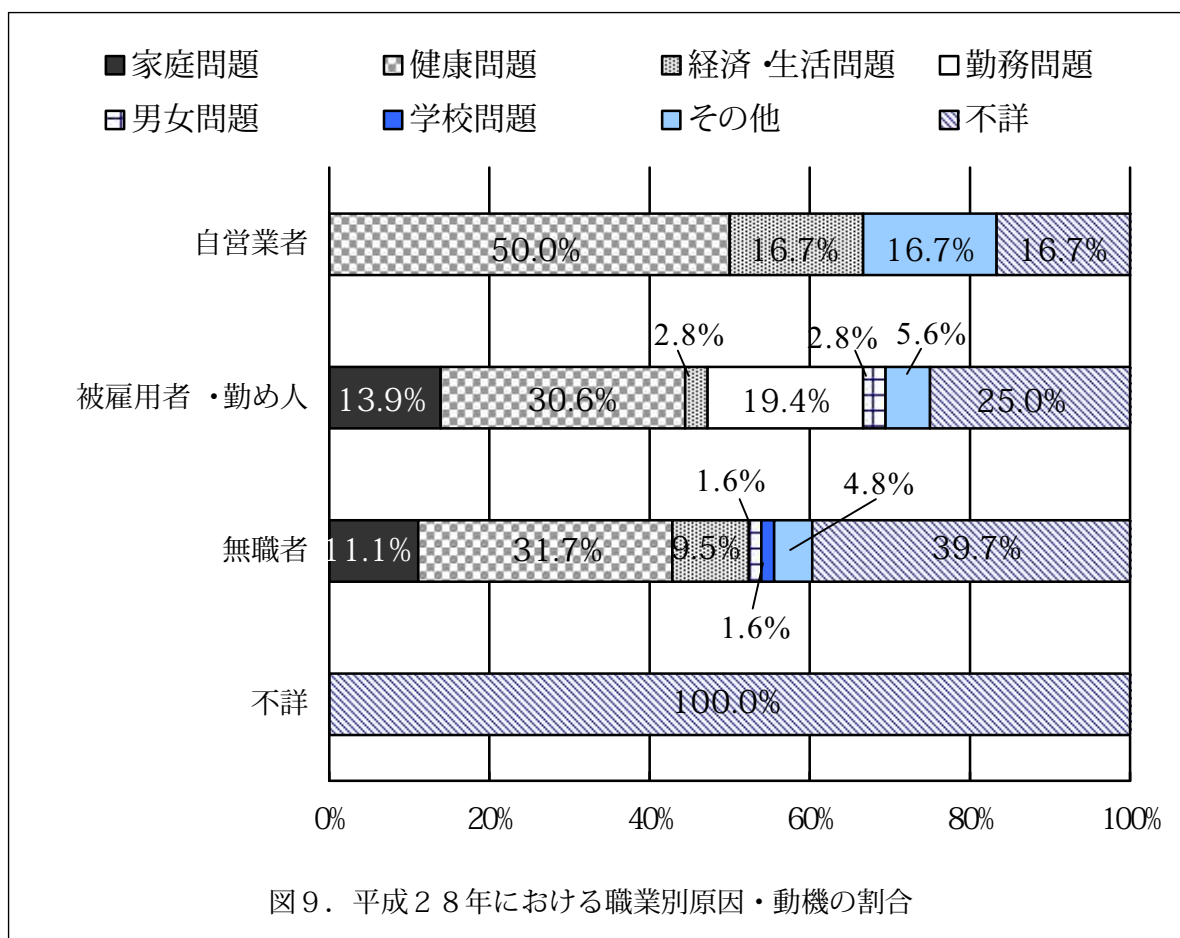


図9. 平成28年における職業別原因・動機の割合



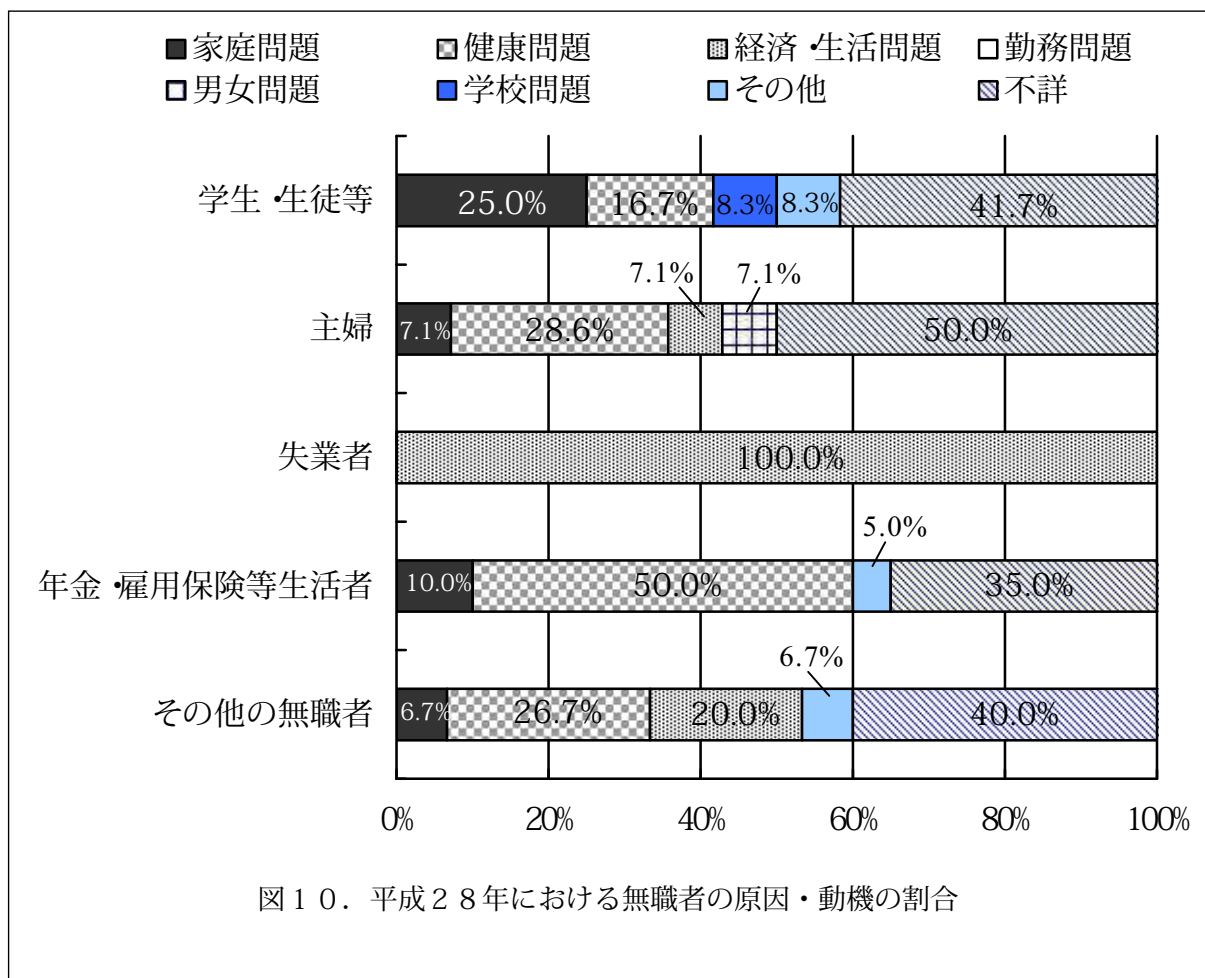


表7. 原因・動機の判断材料

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	計上数	割合 (%)	計上数	割合 (%)	計上数	割合 (%)	計上数	割合 (%)	計上数	割合 (%)
遺書	55	43.7	47	35.6	47	37.3	43	33.9	33	35.1
自殺サイト・メール等書き込み	10	7.9	6	4.6	2	1.6	8	6.3	3	3.2
その他の生前の言動	20	15.9	25	18.9	21	16.7	26	20.5	20	21.3
該当なし	41	32.5	54	40.9	56	44.4	50	39.4	38	40.4
総計	126	100.0	132	100.0	126	100.0	127	100.0	94	100.0

※ 原因・動機の判断材料は、複数を計上することが可能であり、割合については計上数に基づき算出(母数割)

## V 自殺未遂歴の状況

平成28年の自殺者の16.3%に自殺未遂歴があり、男性では16.4%、女性では16.1%となっています(表8)。

表8. 自殺未遂歴の状況

		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
		自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)
未遂歴あり	男性	14	15.7	19	21.1	8	9.4	17	23.3	10	16.4
	女性	11	35.5	14	36.8	17	44.7	15	30.6	5	16.1
	総計	25	20.8	33	25.8	25	20.3	32	26.2	15	16.3
未遂歴なし	男性	48	53.9	50	55.6	57	67.1	47	64.4	39	63.9
	女性	16	51.6	18	47.4	18	47.4	29	59.2	21	67.7
	総計	64	53.4	68	53.1	75	61.0	76	62.3	60	65.2
不詳	男性	27	30.3	21	23.3	20	23.5	9	12.3	12	19.7
	女性	4	12.9	6	15.8	3	7.9	5	10.2	5	16.1
	総計	31	25.8	27	21.1	23	18.7	14	11.5	17	18.5

## (2) 「こころの健康に関するアンケート調査」結果の概要

### ア 調査の目的

本市における自殺総合対策の推進に当たり、市民の自殺の背景となり得る悩みやストレス、自殺に関する意識等を把握し、平成26年2月に策定した相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（以下「第1次計画」という。）に対する評価及び第2次計画策定に資することを目的として実施しました。

### イ 調査対象、方法等

#### (ア) 対象・方法

対象：相模原市在住の20歳以上の男女（外国人を含む。）

方法：郵送配布、郵送回収

#### (イ) 調査時期

平成29年6月～7月

#### (ウ) アンケート配布数と回収状況

配布数：3,000枚

有効回収枚数：1,295枚（有効回収率：43.2%）

### ウ 調査結果（14ページから33ページまで）

<集計結果を見る上での注意事項>

- グラフのnは、回答者数のことであり、回答は全てnを基数とした百分率で表し、小数点第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- 回答の比率は、その質問の回答者数を基数として算出しています。複数回答が可能な質問は回答の比率の合計が100%を超える場合があります。
- 集計結果のグラフは、コンピューター入力の都合上、回答の選択肢の言葉を短縮して表現している場合があります。
- 文中の[ ]内の百分率は平成24年度調査の結果です。新たな質問など、平成24年度調査の結果と比較できないものについては、平成24年度調査の結果を記載していません。
- 「問」の質問文は、質問趣旨に影響がない範囲で、調査票の質問文を編集したものです。

## I 悩みと相談行動に関する状況について

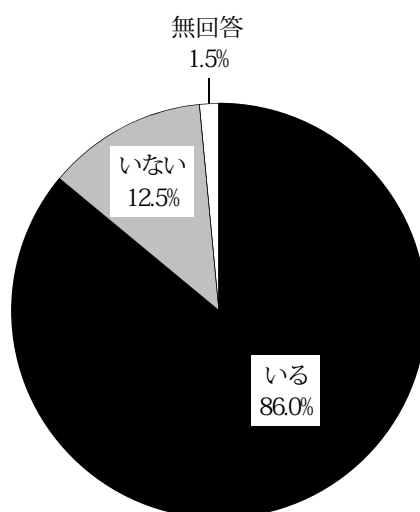
### ① 不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる相手の有無について

不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人、耳を傾けてくれる人がいるか尋ねたところ、「いる」が86.0%[87.8%]と8割半ばを占めています。一方、「いない」は12.5%[11.1%]となっています。なお、前回調査結果（平成24年度）との比較では、大きな変化は見られませんでした。

男女別では、男性79.9%[82.3%]、女性91.1%[92.4%]が「いる」と回答しています。

問) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人、耳を傾けてくれる人はいますか。

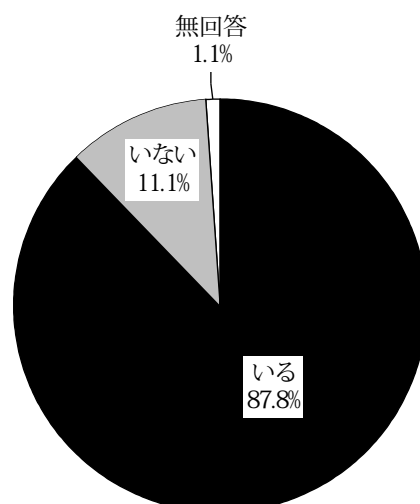
n=1,295



【平成24年度調査の結果】

問) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人、耳を傾けてくれる人はいますか。

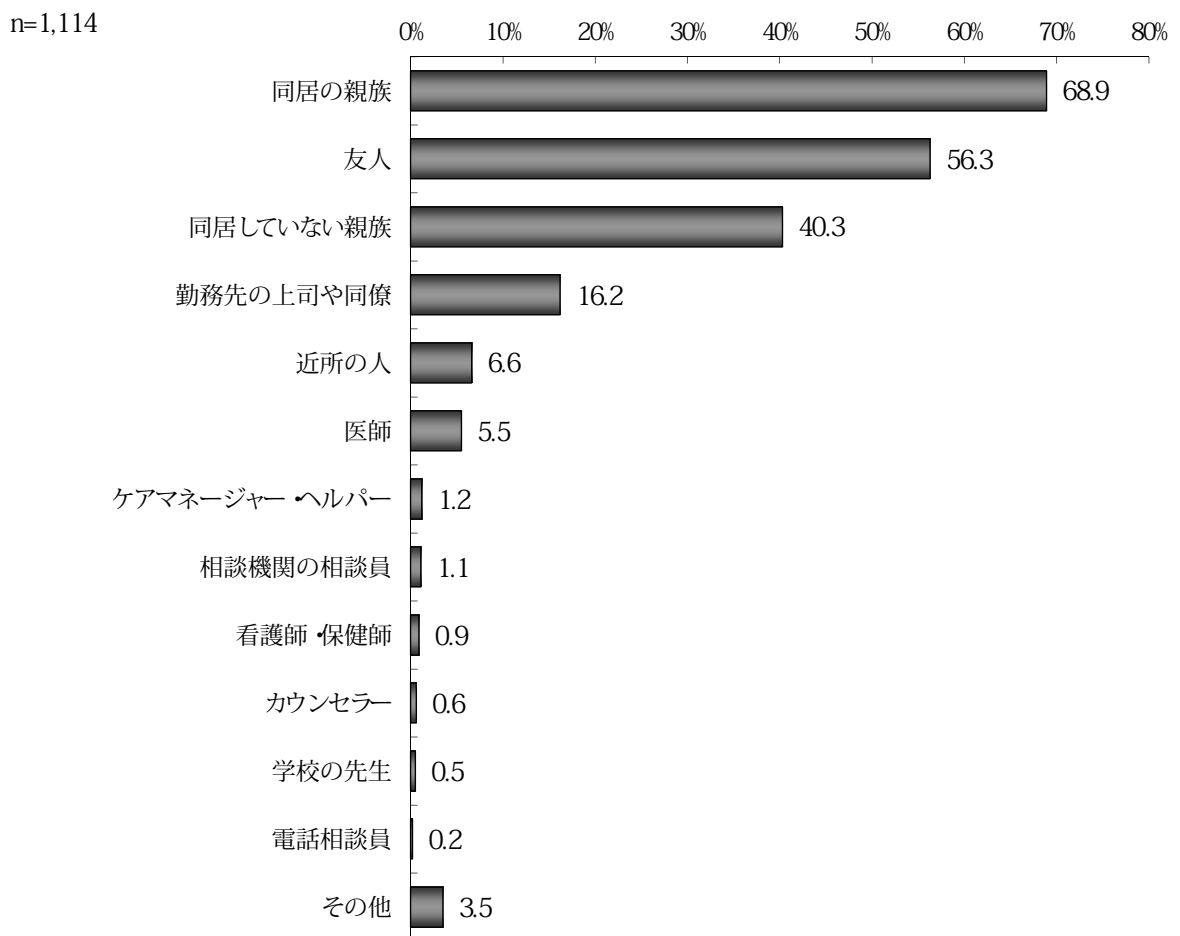
n=1,362



② 不満や悩みを受け止めてくれる人について

不満や悩み等を受け止めてくれる人は誰かを尋ねたところ、「同居の親族」が68.9%と最も高くなっています。次いで、「友人」が56.3%、「同居していない親族」が40.3%と続いています。

問) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止めてくれる人、耳を傾けてくれる人が「いる」とお答えになった方にお尋ねします。それはどなたですか。(複数回答可)

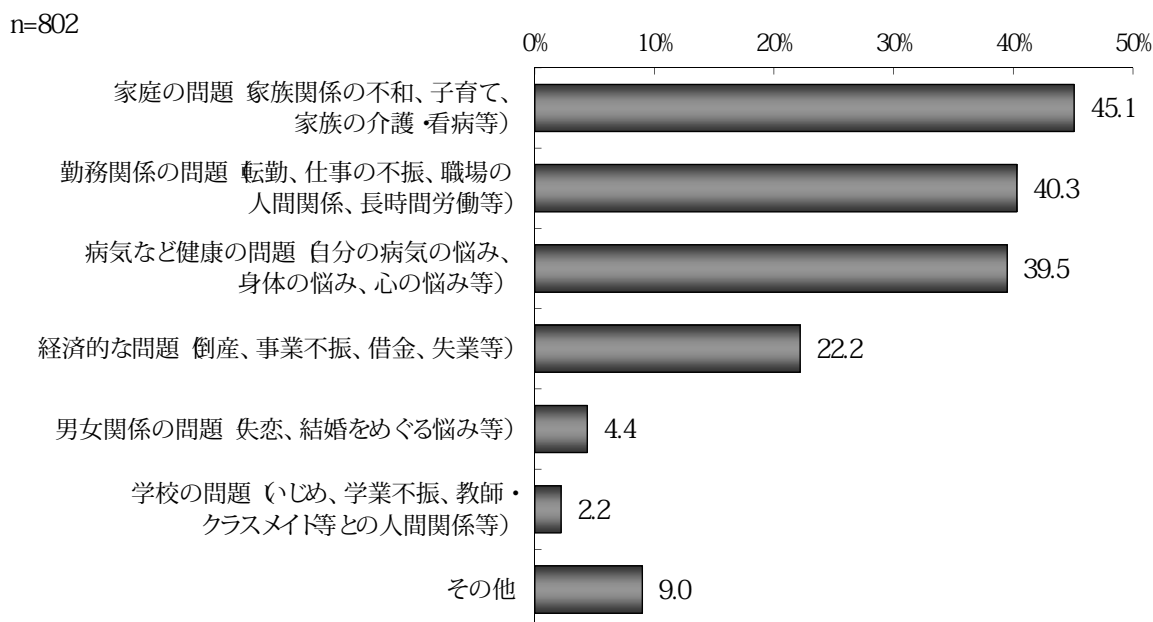
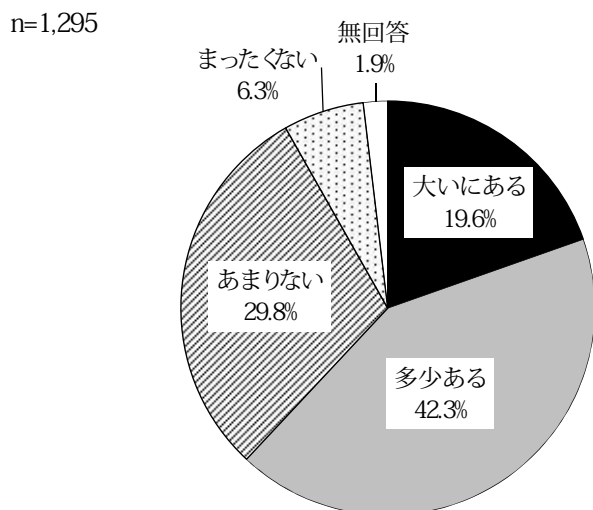


③ 最近1カ月間でのストレス、悩み等の有無とその原因について

最近1カ月間でのストレス等の有無については、「多少ある」が42.3%と最も高く、「大いにある」19.6%を合わせた『ある(計)』は61.9%[61.4%]となっています。一方、「あまりない」29.8%と「まったくない」6.3%を合わせた『ない(計)』は36.1%[37.3%]となっています。

悩みやストレス等の原因については、「家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)」が45.1%[43.9%]と最も高く、次いで「勤務関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)」が40.3%[39.8%]となっています。以下、「病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)」39.5%、[34.6%]「経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業等)」22.2%[24.6%]と続いています。

問) この1カ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。また、「大いにある」「多少ある」とお答えになった方にお尋ねします。それは、どのような事柄が原因ですか。(複数回答可)

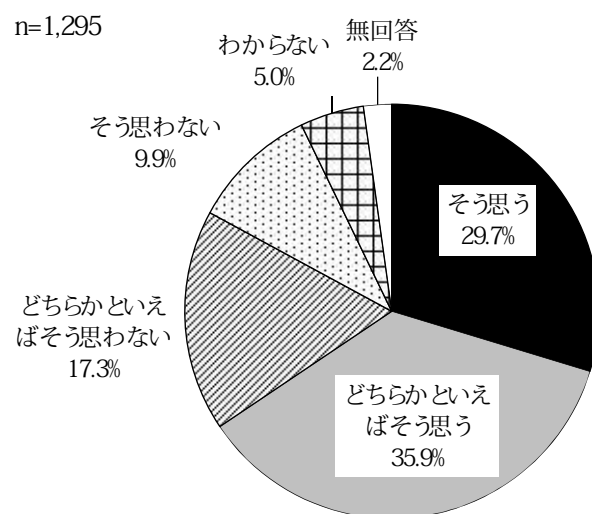


④ 悩みやストレスを誰かに相談することについて

悩みやストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたり相談したいと思うかを尋ねたところ、「そう思う」29.7%と「どちらかといえばそう思う」35.9%を合わせた『思う（計）』が65.6%[68.6%]となっています。一方、「どちらかといえばそう思わない」17.3%と「そう思わない」9.9%を合わせた『思わない（計）』は、27.2%[23.8%]となっています。

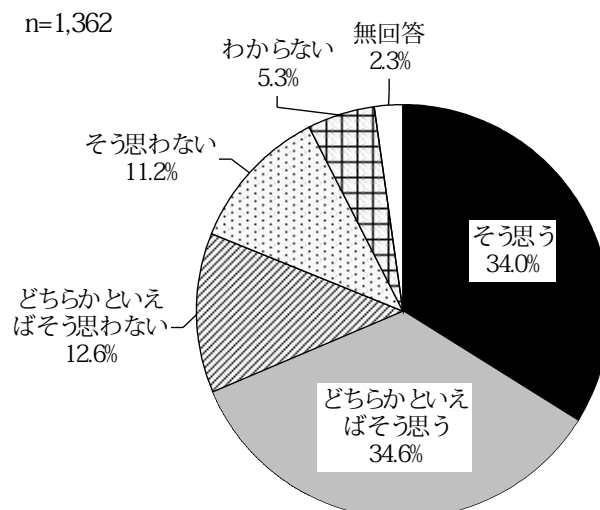
前回調査結果（平成24年度）と比較すると、『思わない（計）』がやや増加しています。

問) あなたは悩みやストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたり、相談したいと思いませんか。



【平成24年度調査の結果】

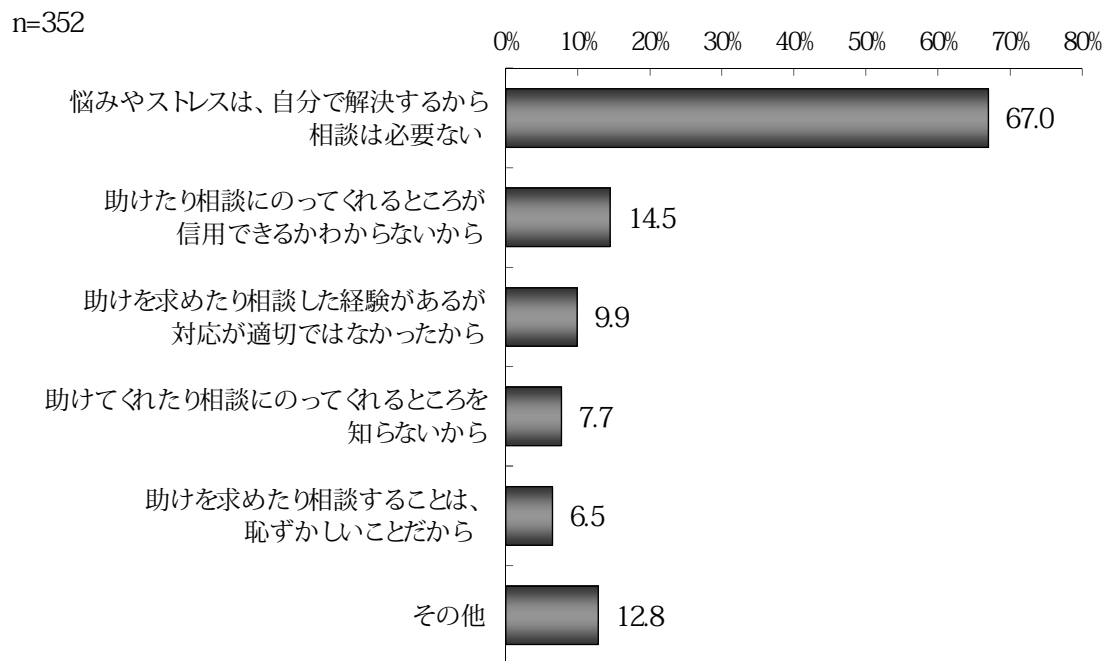
問) あなたは悩みやストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたり、相談したいと思いませんか。



⑤ 相談したいと思わない理由について

相談したいと思わない理由については、「悩みやストレスは、自分で解決するから相談は必要ない」が67.0%で特に高くなっています。次いで、「助けたり相談にのってくれるところが信用できるかわからないから」が14.5%、「助けを求めたり相談した経験があるが、その対応が適切ではなかったから」が9.9%となっています。

問) 悩みやストレスを感じた時に誰かに助けを求めたり、相談したりしたいと「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した方にお尋ねします。それはどのような理由からですか。(複数回答可)

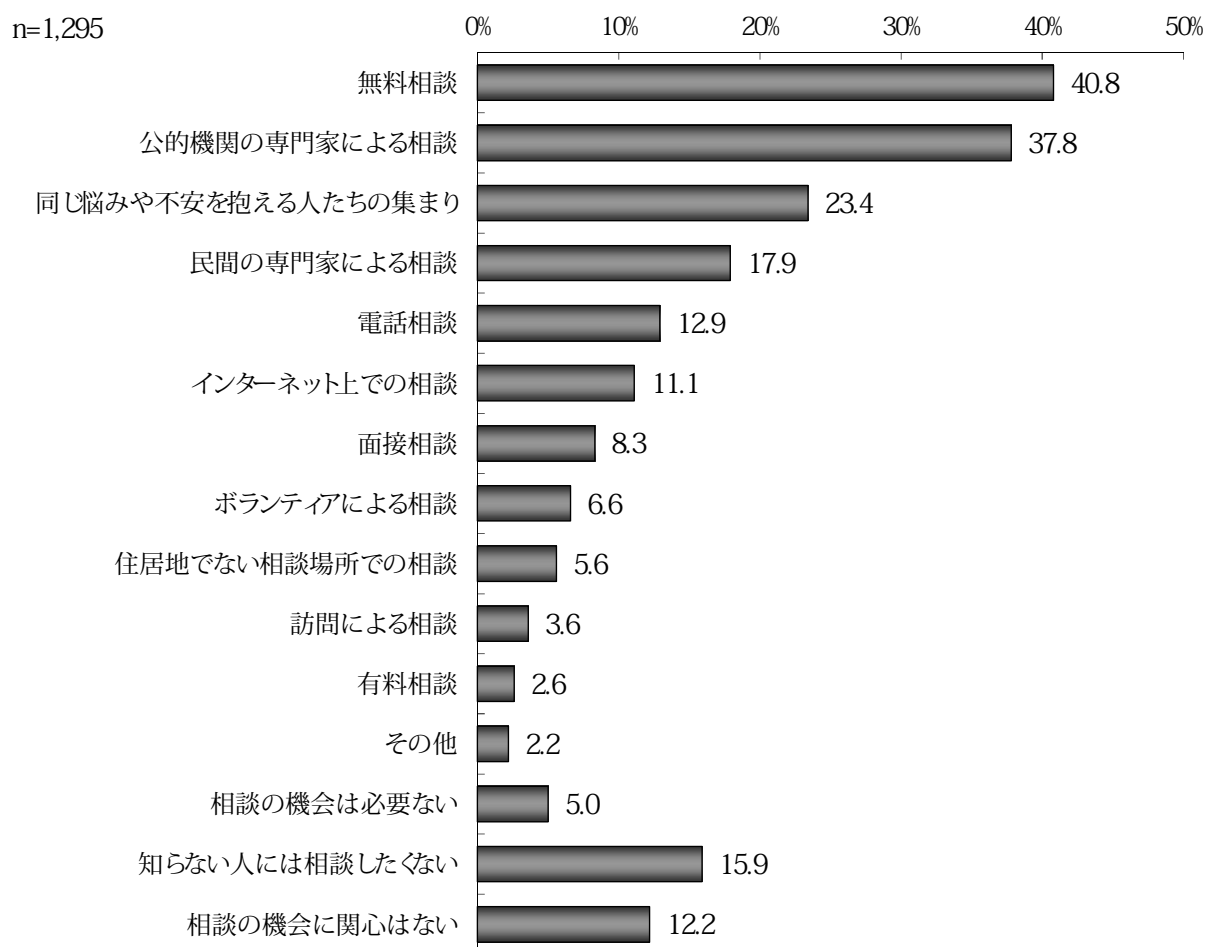




⑥ どのような相談の機会があればよいと思うかについて

どのような相談の機会があればよいと思うかを尋ねたところ、「無料相談」40.8%[40.9%]が4割を超え最も高く、次いで「公的機関の専門家による相談」が37.8%[38.7%]で続いています。以下、「同じ悩みや不安を抱える人たちの集まり」23.4%(25.3%)、「民間の専門家による相談」17.9%[18.2%]、「電話相談」12.9%[16.5%]の順となっています。

問) どのような相談の機会があればよいと思いますか。(複数回答可)



⑦ 大きな精神的ストレスを抱えた時、かかりつけの医療機関への相談について

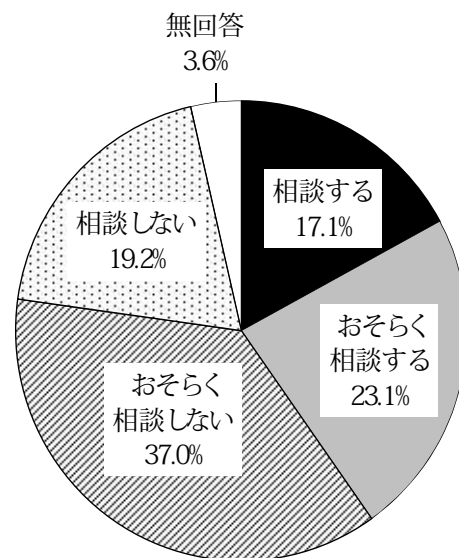
大きな精神的ストレスを抱えた時、かかりつけの医療機関に相談するか尋ねたところ、「相談する」17.1%と「おそらく相談する」23.1%を合わせた『相談する(計)』は40.2%[43.0%]となっています。一方、「おそらく相談しない」37.0%と「相談しない」19.2%を合わせた『相談しない(計)』は56.2%[54.7%]となっており、『相談する(計)』を上回っています。

かかりつけの医療機関が「ない」と回答した人は20.5%[23.0%]でした。

かかりつけの医療機関については、「内科」が49.1%[46.0%]で最も高く、次いで「歯科」が39.1%[38.0%]となっています。以下、「眼科」19.1%[18.5%]、「整形外科」14.0%[14.6%]が1割台で続いています。

問) もし、大きな精神的ストレスを抱えてしまったら、かかりつけの医療機関の医師に相談しますか。

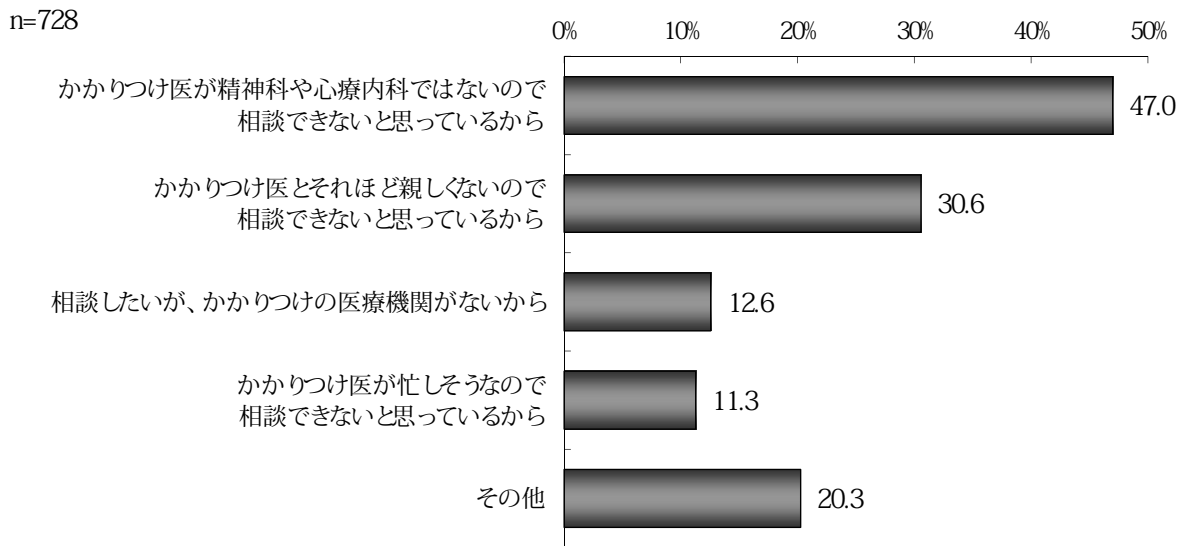
n=1,295



⑧ かかりつけの医療機関に相談しない理由について

かかりつけの医療機関に相談しない理由については、「かかりつけ医が精神科や心療内科ではないので相談できないと思っているから」が47.0%[45.0%]で最も高くなっています。次いで、「かかりつけ医とそれほど親しくないので相談できないと思っているから」30.6%[29.1%]、「相談したいが、かかりつけの医療機関がないから」12.6%[16.5%]、「かかりつけ医が忙しそうなので相談できないと思っているから」11.3%[11.9%]の順となっています。

問) 「相談しない」「おそらく相談しない」と答えた方にお尋ねします。それはどのような理由からですか。(複数回答可)

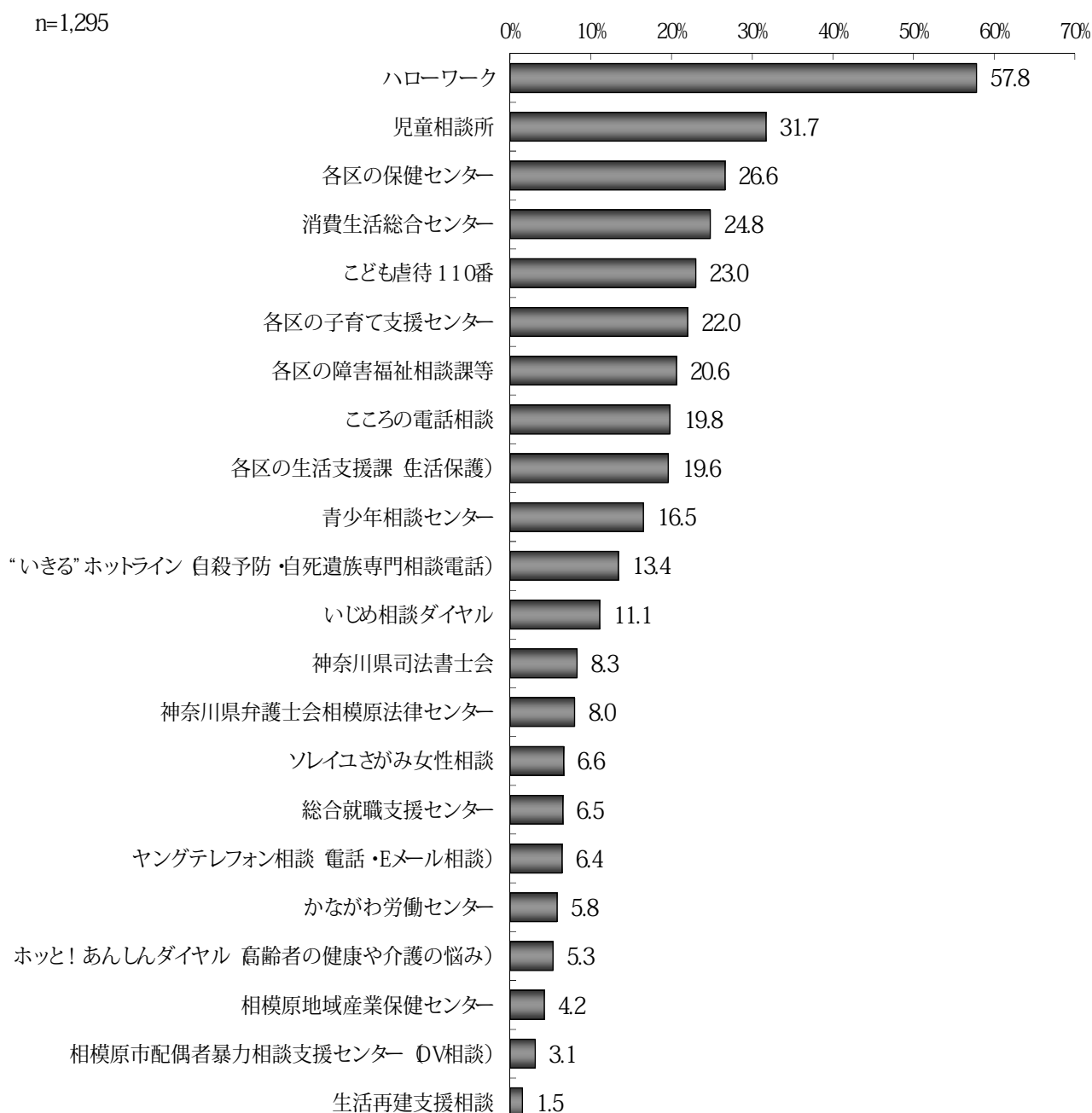


⑨ 市内の相談機関・窓口等の認知度について

知っている市内の相談機関・窓口等については、「ハローワーク」57.8%が6割近くで最も高くなっています。次いで、「児童相談所」31.7%が3割台、「各区の保健センター」26.6%、「消費生活総合センター」24.8%、「こども虐待110番」23.0%、「各区の子育て支援センター」22.0%、「各区の障害福祉相談課等」20.6%が2割台となっています。

男女別で見ると、「児童相談所」「各区の保健センター」「こども虐待110番」「各区の子育て支援センター」「こころの電話相談」「各区の生活支援課（生活保護）」「青少年相談センター」など多くの項目で男性に比べ女性の認知度の方が高くなっています。

問) 次の市内の相談機関や窓口等をご存知ですか。（複数回答可）



## II 自殺に関する考え方について

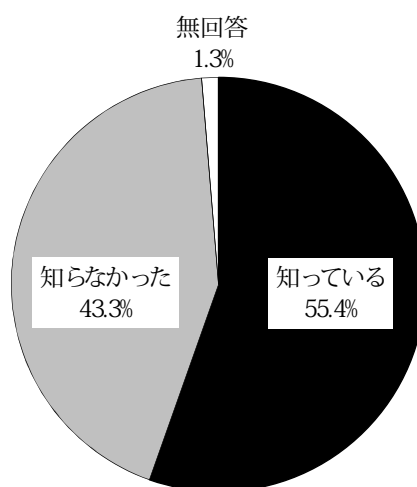
### ① 自殺者数の認知度について

毎年多くの方が自殺によって亡くなっていることについては、「知っている」が55.4% [74.7%]、「知らなかった」が43.3% [24.0%]となっています。

前回調査結果（平成24年度）と比較すると、「知っている」が減少しています。

問) 我が国では毎年2万人を超える方が自殺で亡くなっており、これは交通事故で亡くなった方の5～6倍の数となります。このように多くの方が自殺によって亡くなっていることを知っていますか。

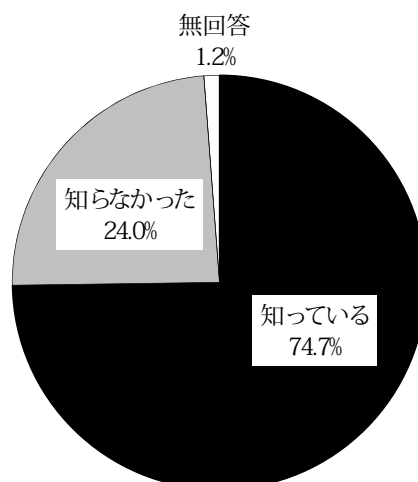
n=1,295



### 【平成24年度調査の結果】

問) 我が国では、自殺で亡くなった方の数は平成10年以降毎年3万人を超える水準となっており、交通事故で亡くなった方の数と比べて約4～6倍となっています。あなたは、毎年このように多くの方が自殺によって亡くなっていることを知っていますか。

n=1,362

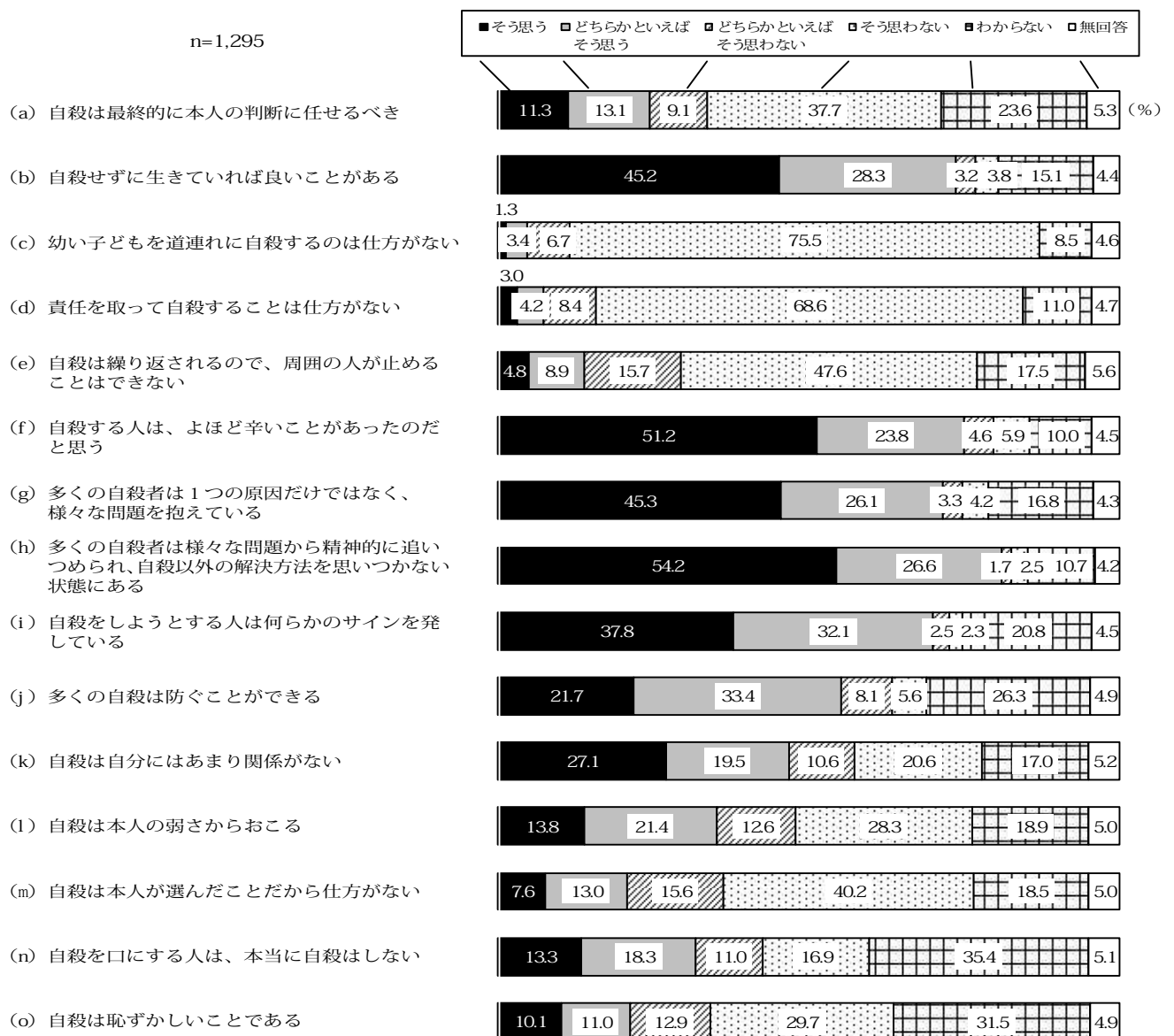


## ② 自殺に関する意見について

自殺に関する意見について、それぞれ「そう思うか」「思わないか」を尋ねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『思う（計）』は、「多くの自殺者は様々な問題から精神的に追いつめられ、自殺以外の解決方法を思いつかない状態にある」が80.8%[79.1%]と最も高くなっています。次いで、「自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う」が75.0%[74.1%]、「自殺せずに生きていれば良いことがある」が73.5%[76.9%]、「多くの自殺者は1つの原因だけではなく、様々な問題を抱えている」が71.4%[71.0%]と7割台で続いています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた『思わない（計）』は、「幼い子どもを道連れに自殺するのは仕方がない」が82.2%[83.7%]と最も高くなっています。次いで、「責任を取って自殺することは仕方がない」が77.0%[77.6%]、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」が63.3%[64.5%]、「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」55.8%[58.0%]が続いています。

問) 「自殺」についてどのように思いますか。

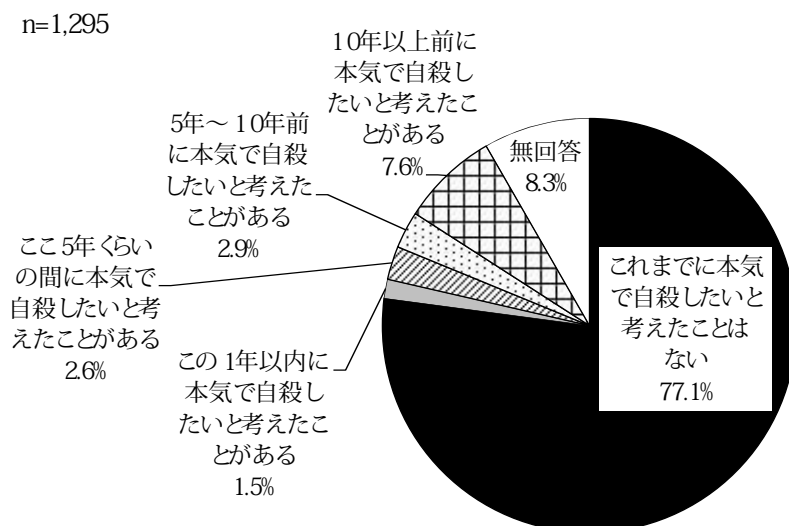


③ 「本気で自殺したい」と考えたことについて

本気で自殺したいと考えたことがあるか尋ねたところ、「これまでに本気で自殺したいと考えたことはない」は、77.1%[75.1%]となっています。一方、「この1年以内に本気で自殺したいと考えたことがある」1.5%[1.8%]、「ここ5年くらいの間に本気で自殺したいと考えたことがある」2.6%[3.4%]、「5年～10年前に本気で自殺したいと考えたことがある」2.9%[2.8%]、「10年以上前に本気で自殺したいと考えたことがある」7.6%[8.1%]を合わせた『本気で自殺したいと考えたことがある（計）』は、14.6%[16.1%]となっています。

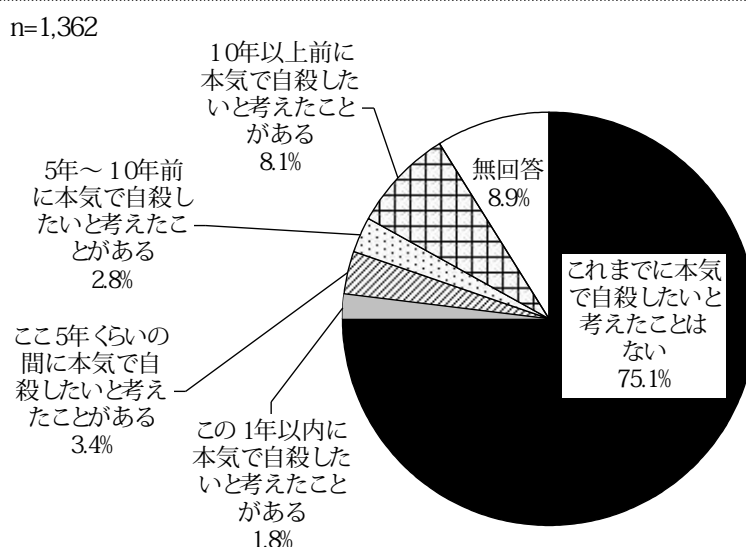
前回調査結果（平成24年度）との比較では、「これまでに本気で自殺したいと考えたことはない」が若干増加しているものの、全体の傾向に大きな変化は見られません。

問) これまでに「本気で自殺したい」と考えたことはありますか。



【平成24年度調査の結果】

問) これまでに「本気で自殺したい」と考えたことはありますか。



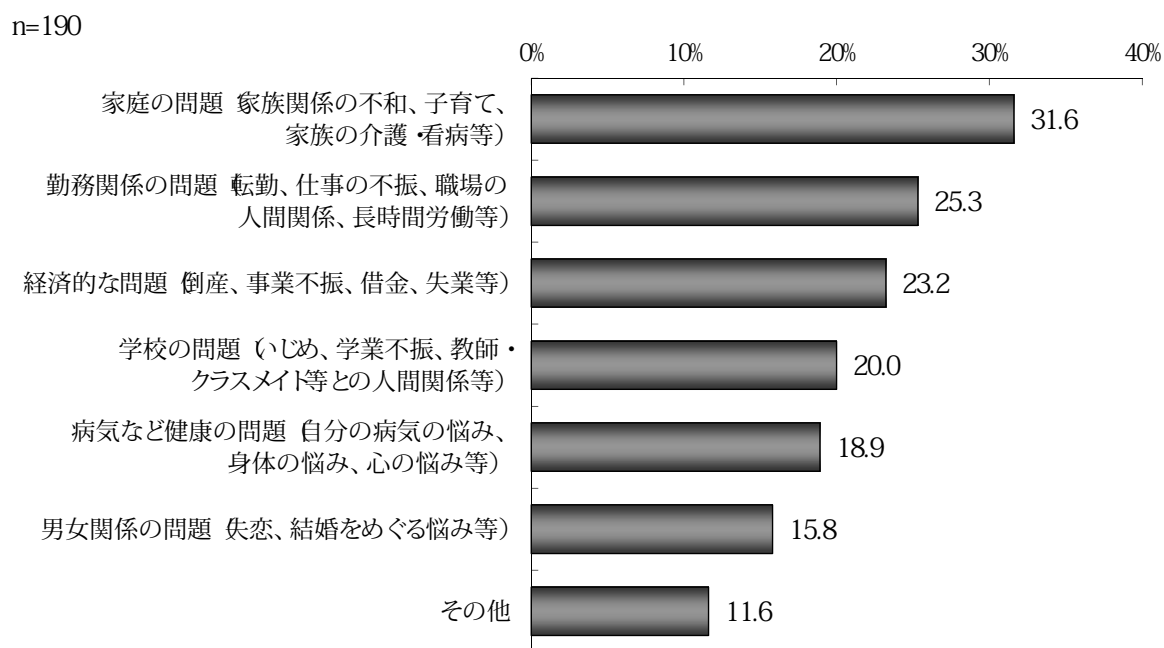
#### ④ 自殺を考えた理由について

自殺を考えた理由や原因については、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」が31.6%[36.2%]と3割を超え最も高くなっています。次いで、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」25.3%[22.9%]、「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業等）」23.2%[23.9%]、「学校の問題（いじめ、学業不振、教師・クラスメイト等との人間関係等）」20.0%[18.3%]が続いています。

男女別で見ると、女性では、「家庭の問題」「学校の問題」「男女関係の問題」、男性では「勤務関係の問題」「経済的な問題」の割合が高くなっています。

年代別で見ると、「家庭の問題」は50歳代で47.1%、「勤務関係の問題」は40歳代で38.1%、「経済的な問題」は70歳代以上で33.3%と、それぞれ最も高くなっています。

問) 「本気で自殺したい」と考えたことのある人にお尋ねします。そのように考えた理由や原因は、どのようなことでしたか。（複数回答可）



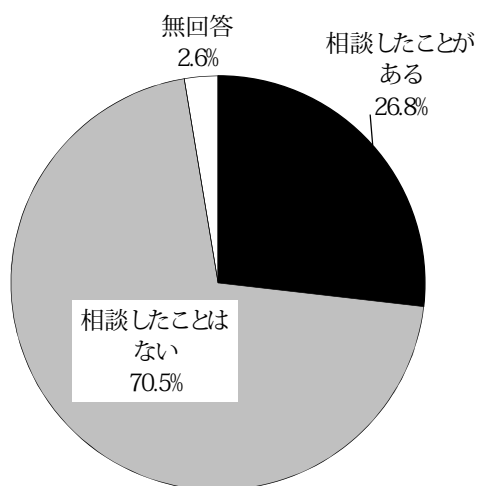


⑤ 自殺を考えたときに相談したかどうかについて

自殺を考えたときに誰かに相談したか尋ねたところ、「相談したことはない」70.5% [56.4%]が、「相談したことがある」26.8% [40.8%]を上回っています。前回調査結果（平成24年度）と比較すると、「相談したことがある」が減少しています。

問) 「本気で自殺したい」と考えたとき、誰かに相談しましたか。

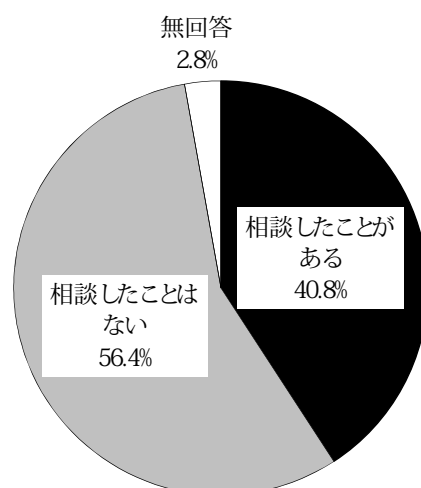
n=190



【平成24年度調査の結果】

問) 「本気で自殺したい」と考えたとき、誰かに相談しましたか。

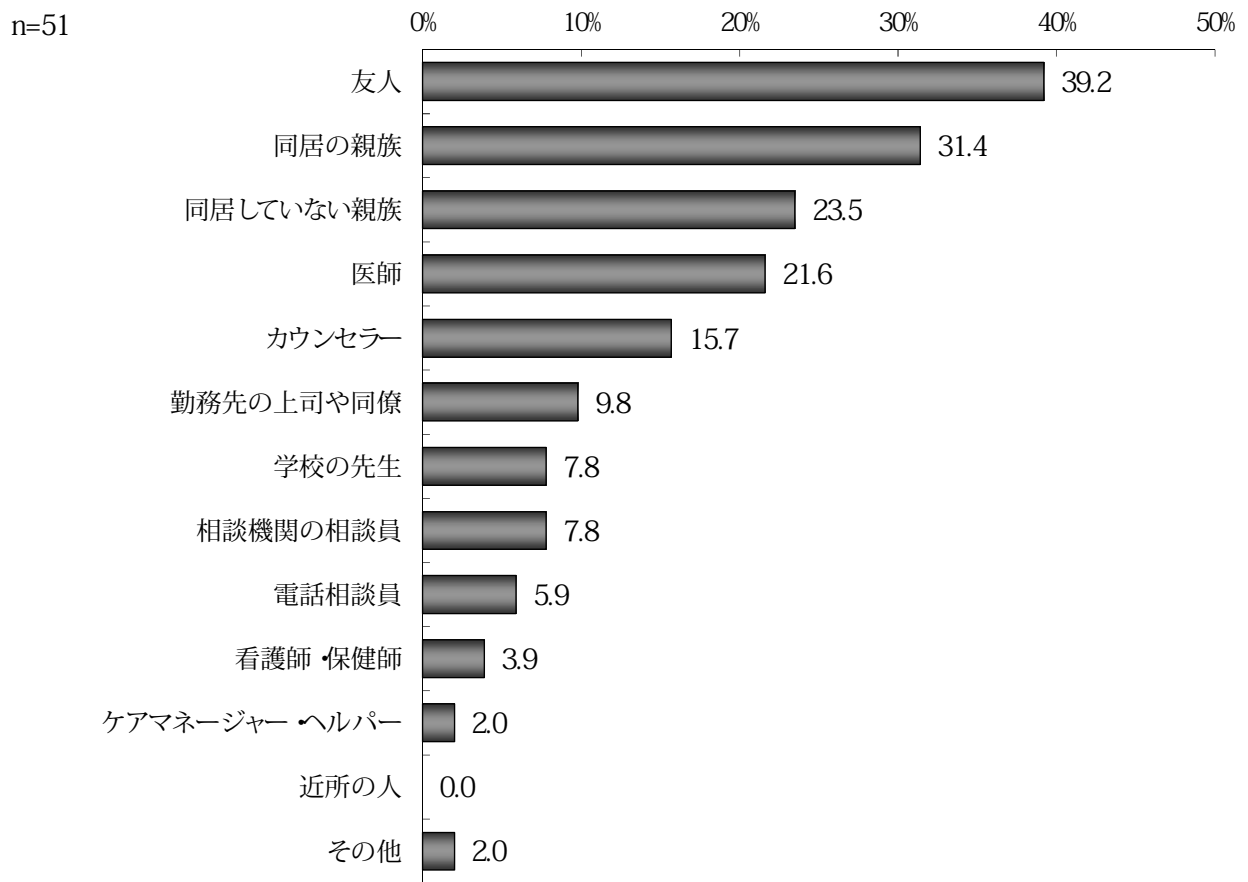
n=218



⑥ 自殺を考えたときの相談相手について

自殺を考えたときの相談相手については、「友人」39.2%[40.4%]が約4割で最も高くなっています。次いで、「同居の親族」31.4%[39.3%]、「同居していない親族」23.5%[30.3%]、「医師」21.6%[21.3%]、「カウンセラー」15.7%[11.2%]、「勤務先の上司や同僚」9.8%[10.1%]と続いています。

問) 「本気で自殺したい」と考えたとき、「相談したことがある」と回答した方にお尋ねします。相談した相手は誰ですか。(複数回答可)

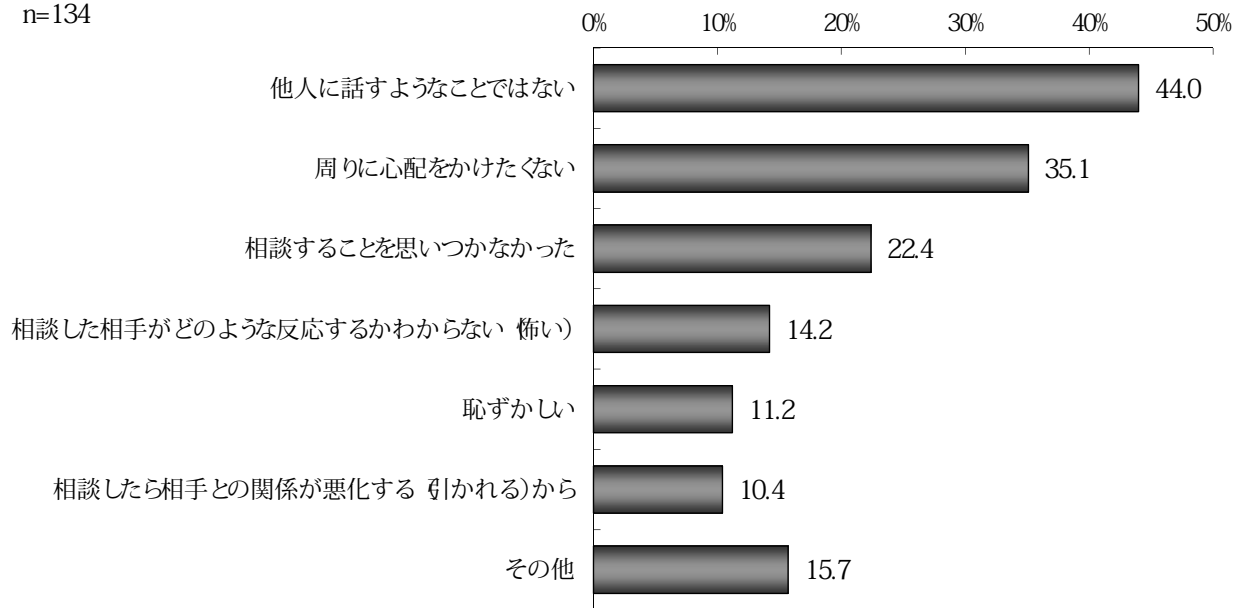


⑦ 自殺を考えたとき、相談しなかった理由について

自殺を考えたとき誰かに相談しなかった人にその理由を尋ねたところ、「他人に話すようなことではない」が44.0%と4割を超え最も高くなっています。次いで、「周りに心配をかけたくない」35.1%、「相談することを思いつかなかった」22.4%の順で続いています。

問) 「本気で自殺したい」と考えたとき、「相談したことはない」と回答した方にお尋ねします。相談しない理由は、どのようなことですか。(複数回答可)

n=134

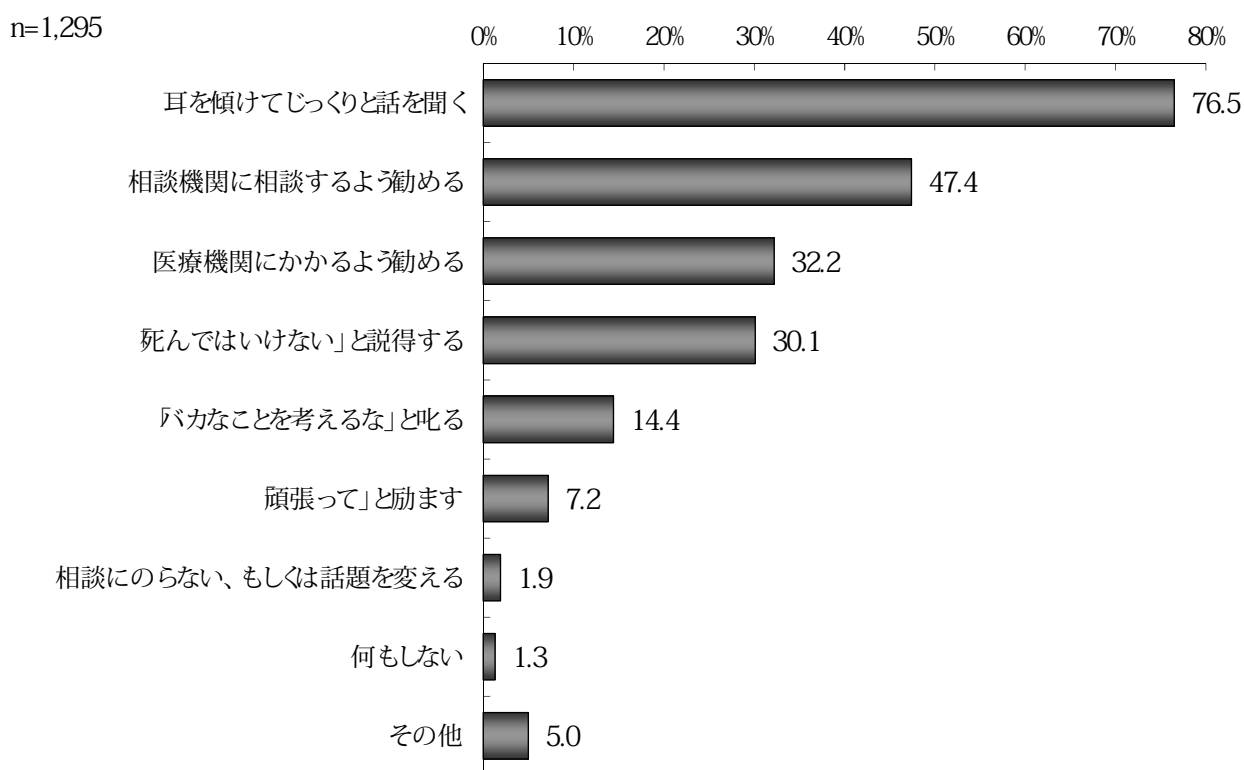


⑧ 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応

身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応については、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が76.5%[77.4%]と最も高くなっています。次いで、「相談機関に相談するよう勧める」47.4%[42.5%]、「医療機関にかかるよう勧める」32.2%[30.8%]、「死んではいけない」と説得する」30.1%[31.7%]と続いています。

問) もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どのように対応しますか。

(複数回答可)

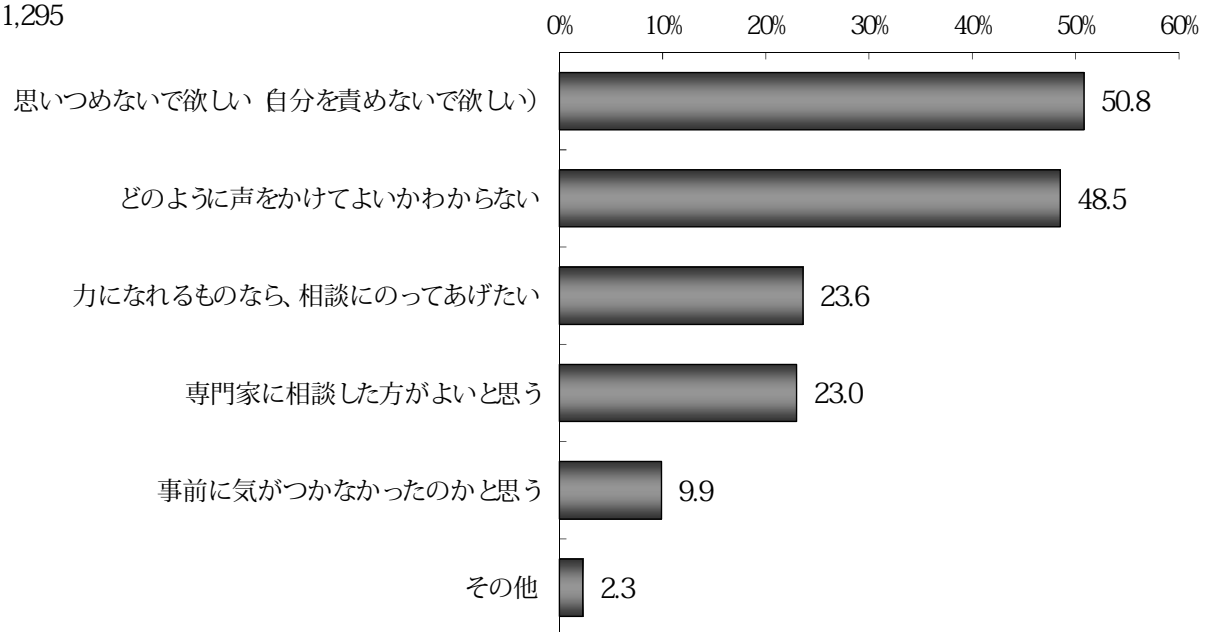


⑨ 遺族についてどのように思うか

身近な人を自殺で亡くした遺族については、「思いつめないで欲しい（自分を責めないで欲しい）」が50.8%[52.7%]と最も高く、次いで「どのように声をかけてよいかわからない」が48.5%[48.0%]となっています。以下、「力になれるものなら、相談にのってあげたい」23.6%[28.6%]、「専門家に相談した方がよいと思う」23.0%[20.6%]、「事前に気がつかなかったのかと思う」9.9%[13.4%]の順で続いています。

問) 身近な人を自殺で亡くした遺族の方について、どのように考えますか。（複数回答可）

n=1,295

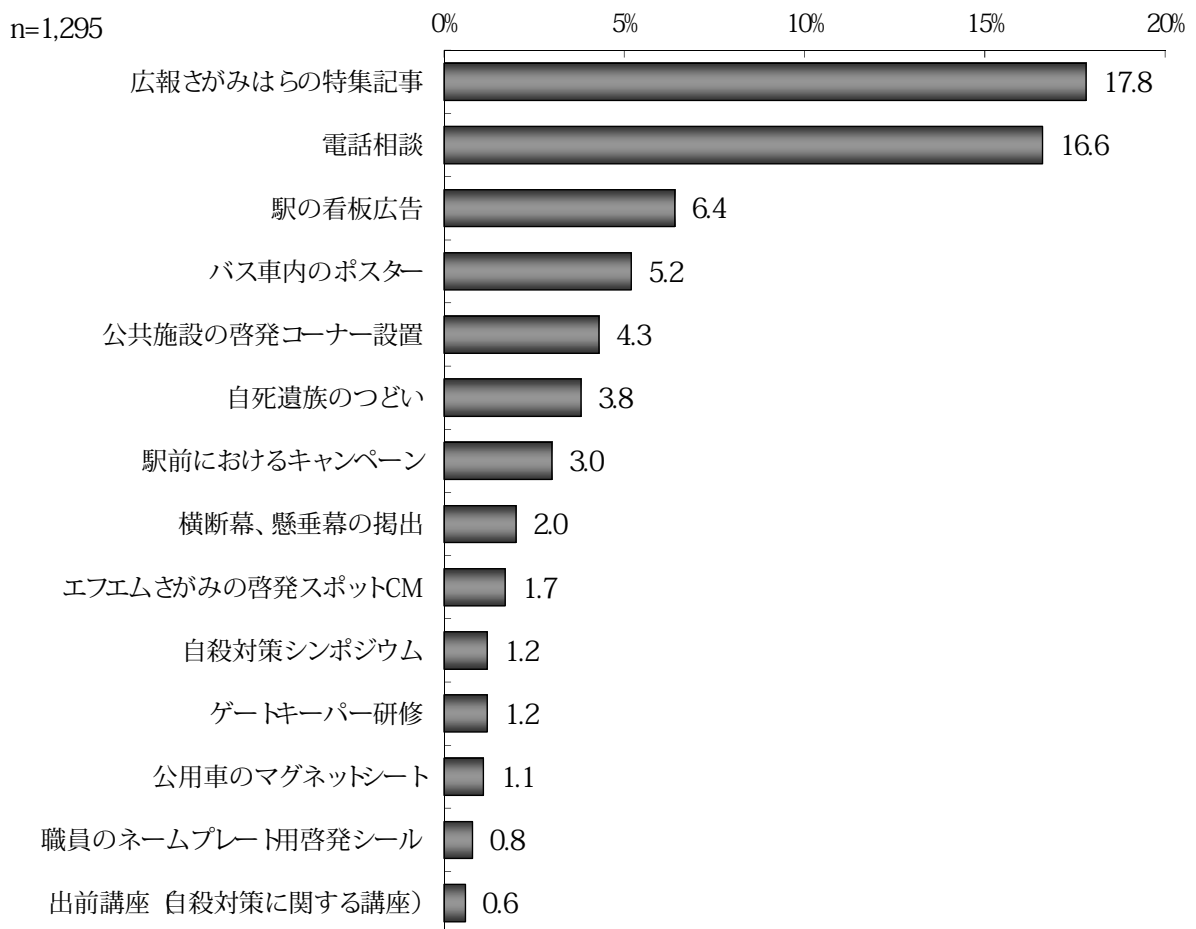


⑩ 市の自殺対策事業の認知度について

本市が行っている自殺対策事業の認知度については、「広報さがみはらの特集記事」が17.8%[29.2%]、「電話相談」が16.6%[13.1%]と高くなっています。次いで、「駅の看板広告」6.4%[7.2%]、「バス車内のポスター」5.2%[7.7%]、「公共施設の啓発コーナー設置」4.3%[4.1%]の順で続いています。

問) 相模原市が行っている自殺対策事業の中で、知っているものがありますか。

(複数回答可)



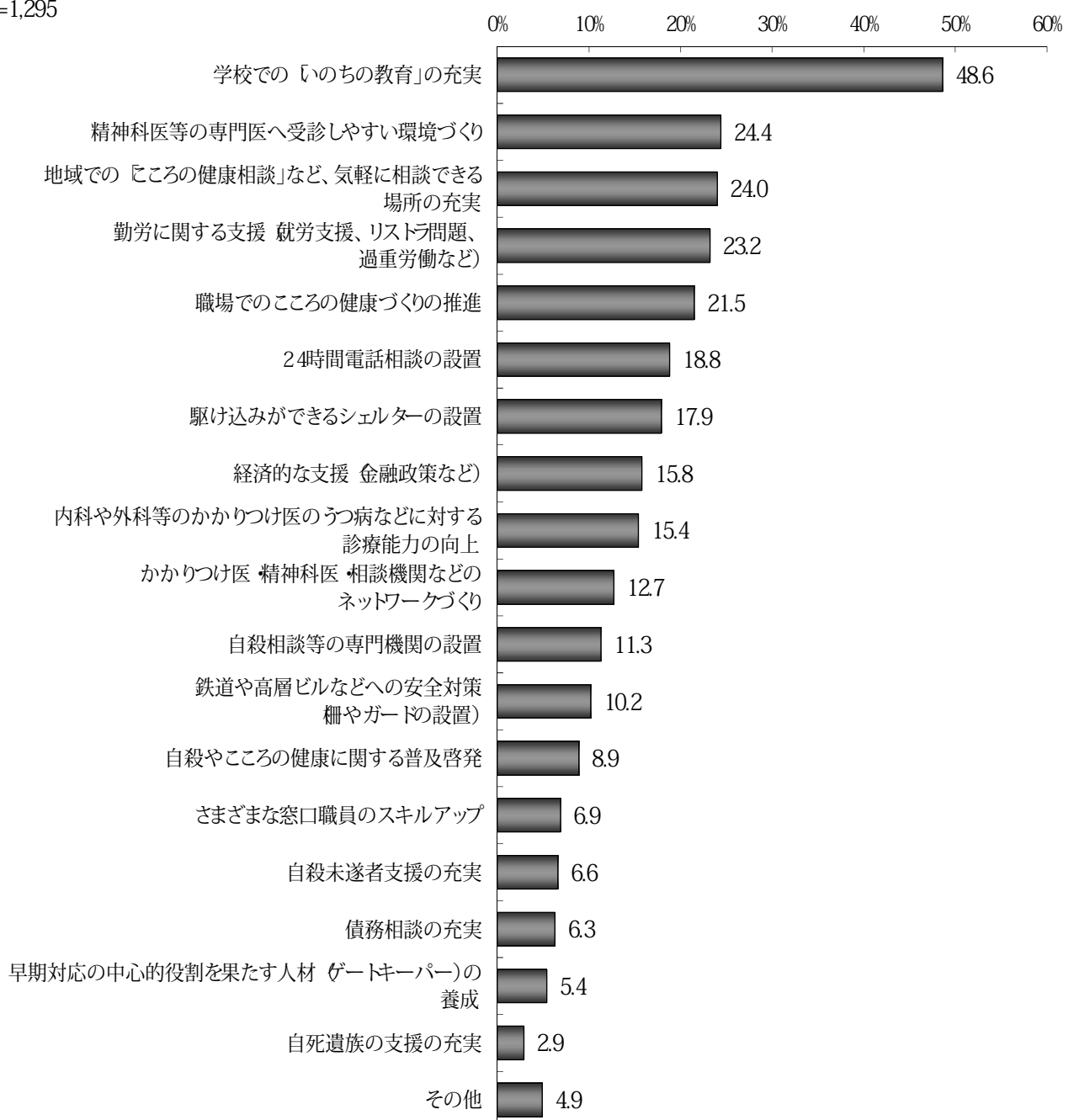
⑪ 自殺減少のために重要だと思うものについて

自殺を減少させるために重要だと思うことについては、「学校での「いのちの教育」の充実」が48.6%[53.0%]と最も高くなっています。次いで、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」24.4%[20.7%]が続き、以下、「地域での「こころの健康相談」など、気軽に相談できる場所の充実」24.0%[20.2%]、「勤労に関する支援（就労支援、リストラ問題、過重労働など）」23.2%[22.0%]、「職場でのこころの健康づくりの推進」21.5%[20.0%]の順となっています。

問) 自殺を減少させるために重要だと思うものは何だと思いますか。

(特に重要だと思うものを3つまで回答)

n=1,295



## 2-2 統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題

### ◎ 本市の自殺の現状（平成28年）

- 自殺者数の推移
  - ・前年から30人減の92人です。
  - ・自殺死亡率も4.1ポイント減少しました。
- 性・年齢別の状況
  - ・男性は女性の約2倍です。
  - ・男性は50歳代が最も多くなっています。
  - ・女性は60歳代が最も多くなっています。
  - ・年代別では中高年男性が多くなっています。
- 職業別の状況
  - ・無職者が6割です。
  - ・30歳代と50歳代は被雇用者・勤め人の割合が高くなっています。
  - ・無職者は前年から19人減の56人です。
  - 〔※ 無職者には学生、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者等を含みます。〕
- 原因・動機別の状況
  - ・自殺原因は、「健康問題」、「家庭問題」、「経済・生活問題」の順に多くなっています。
  - ・世代別の原因では、30歳代と50歳代を除く年代で「健康問題」が第1位です。
  - ・30歳代の自殺原因は「勤務問題」が、50歳代では「経済・生活問題」が最も多くなっています。
- 未遂歴の状況
  - ・自殺者のうち、自殺未遂歴が有る人は、2割弱です。

### ◎ こころの健康に関するアンケート調査（平成29年度）

- ◇悩みと相談行動
  - ・86.0%の人が「悩みを受け止めてくれる人がいる」と答えているものの、27.2%の人が「相談したくない」と考えています。
  - ・相談場所を調べる場合、36.7%の人が「市役所に問い合わせる」と答えています。
  - ・相談機関では、「ハローワーク」、「児童相談所」、「保健センター」の順に認知度が高くなっています。
- ◇自殺に関する考え方
  - ・55.4%の人が全国の自殺者数が毎年2万人以上であることを知っています。
  - ・悩みやストレスがある人は61.9%で、その原因は「家庭問題」、「勤務問題」、「健康問題」の順に多くなっています。
  - ・自殺について、46.6%の人が「自分に関係がない」と、35.2%の人が「本人の弱さから起こる」と考えています。
  - ・14.6%の人が「本気で自殺を考えたことがある」と答えていますが、そのうち70.5%の人が相談をしていません。
  - ・身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、「相談機関」に相談するよう勧める割合は47.4%です。
  - ・自殺減少のために重要と思う取組については、「学校での「いのちの教育」の充実」、「精神科医等へ受診しやすい環境づくり」、「気軽に相談できる場所の充実」の順に多くなっています。

### ◎ 統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題

- 1 自殺の危険度の高い対象者や集団への対策の必要性  
自殺者数の最も多い中高年齢層、無職者（学生、主婦、失業者等）や自殺未遂者等への対策が特に必要です。
- 2 早期対応の人材の育成  
自殺に追い込まれる前に地域の様々な窓口にアクセスし、適切な支援にたどり着けるようにするためのゲートキーパー養成の取組を推進することが必要です。
- 3 相談窓口の周知の必要性  
様々な悩みや困りごとについて市や関係機関に相談窓口があることを周知するとともに、相談しやすい体制づくりに努めることが必要です。
- 4 自殺予防に資する教育の必要性  
学校での「いのちの教育」の充実等、若年層への自殺予防に資する教育の取組が必要です。



## 2-3 第1次計画の評価

### (1) 第1次計画の概要

第1次計画は、自殺対策基本法、国の自殺総合対策大綱及びかながわ自殺総合対策指針の趣旨を踏まえつつ、平成25年4月に施行された相模原市自殺対策基本条例に基づく計画とし、「新・相模原市総合計画」や「相模原市保健医療計画」などと整合を保つものとなりました。

第1次計画の期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間です。

### (2) 数値目標の状況

第1次計画においては、平成29年の自殺者数を平成17年の自殺者数と比較して20%以上減少させ、104人以下とすることを目標として設定していました。

平成28年の自殺者数は92人となり、第1次計画の数値目標を下回っている状況にあります。

	平成17年	平成29年目標 (減少率)	平成28年 (減少率)
自殺者数	130人	104人以下 (△20.0%)	92人 (△29.2%)
自殺死亡率	19.9	14.2以下 (△28.6%)	12.8 (△35.7%)

※ 自殺死亡率とは、10月1日現在の人口10万人当たりの自殺者数

### (3) 評価指標による評価

#### ア 評価指標の設定

第1次計画による自殺総合対策の達成状況を多角的に評価するため、相模原市自殺対策協議会において、平成28年1月20日に次の評価指標を設定しました。

評価指標は、市民が悩みやストレスを感じた時に援助を求めることができ、その援助希求行動を受け止め、相談に応じることができる環境をつくること、が、「生きやすい地域」につながるとの認識に基づいています。

#### ① 市民意識調査（定性的指標）

普及啓発活動等を通じて、自殺に関する理解を深め、つらい時に相談するという意識の醸成について評価します。

- 悩みやストレスを感じた時の相談行動について
- 自殺に関する考え方について
- 相談機関や窓口の認知度について

② ゲートキーパー養成数（定量的指標）

相談を受け止めることができる人材を育成し、自殺を考えている人を支えることができる環境をつくります。

平成25年度の養成数を起点とし、平成31年度末までに4,000人のゲートキーパーを養成するため、平成29年度末までに3,300人の養成を目標とします。

③ 自殺者数・自殺死亡率（定量的指標）

第1次計画の数値目標に基づき、本市自殺総合対策の全般的な効果を評価します。

イ 評価指標による評価

① 市民アンケート調査（定性的指標）

○悩みやストレスを感じた時の相談行動について

60%以上の方が、悩みやストレスを感じた時に助けを求め、相談をしたいと考えています。その割合は、平成24年度の調査と比べてあまり変化はありません。

一方、自殺をしたいと考えた時に相談をしなかった人は、10ポイント以上増え、70.5%となっています。

「自殺したい」とリスクが高まっている状態であっても相談をしない理由について、「他人に話すようなことではない」が44.0%、「周りに心配をかけたくない」が35.1%、「相談することを思いつかなかった」が22.4%となっています。

○自殺に関する考え方について

平成24年度の調査と比べ、自殺について、「自分にはあまり関係がない」と考える人が2.6ポイント、「本人の弱さからおこる」と考える人が4.4ポイント、それぞれ減少しています。

○相談機関や窓口の認知度について

相談機関や窓口の認知度は、ハローワーク、児童相談所を除いて30%を下回っています。認知度が10%に満たない相談窓口等が複数あります。平成24年度の調査と質問内容や選択肢が変わり、単純な比較はできませんが、「各区の障害福祉相談課等」の認知度は10ポイント以上低くなっています。

○まとめ

自殺をしたいと考えた時に相談をしなかった人が増えていることから、「相談したい」との意識を実際の援助希求行動に結び付けるための情報発信が必要です。

自殺に関する考え方については、自殺に対する市民の理解が高まっていますが、継続的な啓発活動が求められています。

また、相談機関や窓口についての市民の認知度が低い傾向が見られることから、相談窓口等に関する周知の充実が必要です。

○悩みと相談行動及び自殺に関する考え方について（こころの健康に関するアンケート調査）

	平成24年	平成29年
悩みやストレスを感じた時に、誰かに助けを求めたり、相談したいと思う人の割合	68.6%	65.6%
過去10年間で本気で自殺を考えたことのある人の割合	16.1%	14.7%
自殺をしたいと考えた時に相談しなかった人の割合	56.4%	70.5%
自殺は自分にはあまり関係がないと考える人の割合	49.2%	46.6%
自殺は本人の弱さからおこると考える人の割合	39.6%	35.2%

○市内の相談機関・窓口等の認知度（こころの健康に関するアンケート調査）

相談機関・窓口	平成24年	平成29年
各区の障害福祉相談課等	32.5%	20.6%
こころの電話相談	—	19.8%
“いきる”ホットライン（自殺予防・自死遺族専門相談電話）	—	13.4%
各区の保健センター	—	26.6%
各区の子育て支援センター	—	22.0%
児童相談所	—	31.7%
こども虐待110番	—	23.0%
青少年相談センター	—	16.5%
ヤングテレフォン相談（電話・Eメール相談）	—	6.4%
いじめ相談ダイヤル	—	11.1%
ソレイユさがみ女性相談	—	6.6%
相模原市配偶者暴力相談支援センター（DV相談）	—	3.1%
消費生活総合センター	—	24.8%
神奈川県司法書士会	—	8.3%
生活再建支援相談	—	1.5%
神奈川県弁護士会相模原法律センター	—	8.0%
ホッと！あんしんダイヤル（高齢者の健康や介護の悩み）	—	5.3%
相模原地域産業保健センター	—	4.2%
かながわ労働センター	—	5.8%
ハローワーク	—	57.8%
総合就職支援センター	—	6.5%
各区の生活支援課（生活保護）	—	19.6%

## ② ゲートキーパー養成数（定量的指標）

ゲートキーパー養成累計数は、平成29年9月30日までの実績で3,461人となり、平成29年度末までの目標数3,300人を達成している状況にあります。

ゲートキーパー養成数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標数	1,500人	2,200人	2,800人	3,300人
年度内養成数	694人	627人	898人	442人
養成累計数	1,494人	2,121人	3,019人	3,461人

※ 平成29年9月30日現在

## ③ 自殺者数・自殺死亡率（定量的指標）

「(2) 数値目標の状況」(35ページ)にあるとおり、平成28年の自殺者数・自殺死亡率は数値目標を下回っている状況です。

しかし、自殺は個人の自由な意思による選択ではなく、様々な要因によって追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれた人々、一人ひとり进行えば、数値目標の達成をもって取組を止めることはできません。

市民一人ひとりが自殺への理解を深め、支え合い、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、取組を強化し、継続していく必要があります。

誰もが、いつ、どのような悩みや困難を抱えたとしても、自殺に追い込まれることなく、必要な相談と支援につながる事ができる社会を目指します。

### 第3章 基本方針

自殺総合対策大綱、かながわ自殺対策計画（仮称）及び相模原市自殺対策基本条例の基本的な考え方を踏まえ、6つの基本方針を定めます。

- 1 社会的要因も踏まえ総合的に取り組みます（重点施策4-4・4-5・4-6に関連）  
自殺が、病気や家庭問題等の個人的要因だけでなく、失業、倒産、多重債務、長時間労働等、様々な社会的要因によることを踏まえ、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から実態に即して総合的に取り組みます。  
個人においても、社会においても、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やす取組を進めます。
- 2 市民一人ひとりが自殺対策の主役となるよう普及啓発に取り組みます（重点施策4-2に関連）  
市民一人ひとりが自殺を考えている人のサインに早く気づき、話に耳を傾け、個々の問題に応じた支援につなぎ、見守っていくことにより、一人ひとりが自殺対策の主役となるよう普及啓発に取り組みます。  
自殺は「誰にでも起こり得る」という認識を醸成するとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進します。
- 3 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に実施します（重点施策4-3・4-6・4-7・4-8に関連）  
対人支援、地域連携、社会制度の各レベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に施策を推進します。  
事前対応、自殺発生時の危機対応、事後対応といった段階ごと、全ての市民又は自殺リスクの高い集団、個人等、対象ごとの対策を効果的に実施します。  
さらに、自殺の事前対応の更に前の段階での取組を推進します。
- 4 地域の実情に即した施策を推進します（重点施策4-1・4-10に関連）  
市民が共に支え合う地域づくりの促進という観点から、地域における自殺の実態や実情に即した施策を推進します。
- 5 関係機関等との相互の密接な連携の下に実施します（重点施策4-9・4-11に関連）  
行政や各主体の様々な社会資源を把握した上で、市、国、神奈川県、近隣自治体、医療機関、学校、民間団体、企業、市民等との相互の密接な連携を図り、取組を進めます。関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。
- 6 施策の評価・検証を行いながら、中・長期的視点に立って、継続的に進めます（重点施策4-6に関連）  
関係機関・団体の取組の実施状況やその成果等を分析し、中・長期的視点に立って継続的に進めます。

## 第4章 重点施策

本市の自殺を取り巻く現状と課題に対応した目標を定め、その実現に向け、11の重点施策を定めます。

### 4-1 自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究

#### 【目的及び内容】

- ・ 自殺者や遺族等のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握し、地域の実情に即したきめ細やかな施策を立案するため、自殺の実態を解明する調査・研究を進め、得られた結果や知見を市民や関係団体等に提供します。
- ・ 自殺を取り巻く諸課題への効果的な対策や先進的な取組について、情報収集し、自殺総合対策に活用します。

#### 【重点目標】

- ・ 地域における自殺の実態を分析し、調査・研究の結果を共有し、広く自殺総合対策にいかします。

#### 【行動目標】

##### ○市民及び関係団体の行動目標

- ・ 自殺の実態を知り、自殺に関する理解を深めます。
- ・ 自殺に関する知識を得て、自殺対策に係る行動や事業にいかします。
- ・ 関係団体は、行っている事業の効果や課題を把握し、事業にいかします。

##### ○市の行動目標

- ・ 自殺の実態の調査、研究、分析結果に基づき、地域の実情に沿った効果的な自殺総合対策を展開していきます。
- ・ 自殺の実態の分析を更に進めるため、情報収集並びに調査・研究の結果の整理及び提供を進めていきます。

#### 【今後の取組】

##### <市の取組>

##### ①既存資料の利活用の推進

##### ○人口動態統計及び警察庁自殺統計の活用

概 要	対 象	担当課
人口動態統計及び警察庁自殺統計を活用し、自殺に関する実態及び本市における傾向等を把握します。	市民	精神保健福祉課、精神保健福祉センター

## ②自殺対策に関する情報提供の充実

### ○自殺の現状等の情報提供体制の充実

概 要	対 象	担当課
自殺の実態、調査・研究によって得られた結果等を自殺対策協議会、研修会、広報紙、市ホームページ等を通じて情報提供を行います。	市民 関係団体	精神保健福祉課、精神保健福祉センター

## ③自殺未遂者の支援方策についての調査の推進

### ○自殺未遂者の実態把握

概 要	対 象	担当課
自殺未遂者等に対する支援体制の充実につなげるため、市内救急病院等との連携による未遂者支援を通して実態把握を行います。	市民	精神保健福祉課、精神保健福祉センター

## <自殺予防の十箇条>

- 1 うつ病の症状に気をつける
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるものを失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂に及ぶ

資料：「職場における自殺の予防と対応」厚生労働省

(中央労働災害防止協会・労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会編)

上記のようなサインが数多く見られる時は、自殺の危機が迫っています。

悩みを抱えている人は、混乱して自ら助けを求めることが難しくなることもあります。

このような状況だからこそ、周囲にいる人が自殺の危険を示すサインを出している人に気づいて適切に関わる必要があります。

## 4-2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

### 【目的及び内容】

- ・ 自殺に追い込まれることは「誰にでも起こりうる危機」であること、自分の周りに自殺を考えている人がいるかもしれないことを理解して、自殺を考えている人が発するサインに気づき、声を掛け、話を聴き、必要に応じて相談窓口や専門家へつなぎ、見守っていくことが重要です。

### 【重点目標】

- ・ 自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした普及啓発を実施します。
- ・ 自殺総合対策に関する普及啓発や自殺に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・ 相談機関や窓口についての周知の充実を図ります。

### 【行動目標】

#### ○市民の行動目標

- ・ 家族や周りの人の変化に気づいて、声を掛け、見守り、必要に応じ専門家につなげましょう。

#### ○市の行動目標

- ・ 啓発事業の実施により、自殺の危険を示すサインや気づいた時の対処の方法等について、市民の理解を促進していきます。
- ・ 自殺問題や精神疾患に対しての偏見をなくし、周囲の人の正しい理解が得られるよう、市民を対象とした講演会・研修会を継続して開催し、うつ病をはじめとした精神疾患についての正しい知識の普及を図ります。
- ・ 普及啓発を更に進めるため、効果的な方法や対象を検討し、実施します。

### 【今後の取組】

#### <市の取組>

#### ①自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施

##### ○自殺対策に関する普及啓発

概 要	対 象	担当課
自殺対策を周知するため、各種リーフレットの配布、スポーツ団体の協力による街頭キャンペーン、FMラジオ放送等、メンタルヘルスに関する情報提供において、うつ病や自殺のサイン等に関する知識の普及啓発を行います。	市民	精神保健福祉課、精神保健福祉センター、各障害福祉相談課等



②児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施

○いのちの授業

概 要	対 象	担当課
様々な場面において、夢や希望を持って生きることの大切さや人を思いやる心を育む、いのちの大切さを学ぶ教育の充実を図ります。	児童・生徒	学校教育課

○市内小・中学校への男女共同参画意識啓発出前事業

概 要	対 象	担当課
自分らしくいきいきと生きることができる男女共同参画社会について講話を行い、人権や職業選択の自由への理解を深めます。	小中学生、保護者、教職員	人権・男女共同参画課（男女共同参画推進センター）

○人権啓発

概 要	対 象	担当課
人権の花運動、人権啓発講演会、人権啓発パネル展等を実施します。	市民、小中学生	人権・男女共同参画課（相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会）

③うつ病についての普及啓発の推進

○うつ病家族教室

概 要	対 象	担当課
うつ病に対する正しい理解を基礎として、家族として知っておきたい対応や日常生活の過ごし方、家族自身の心の健康を保つための工夫等について学びます。	うつ病患者の家族	各障害福祉相談課

○精神疾患に関する知識の普及啓発

概 要	対 象	担当課
うつ病等の精神疾患や自殺に関する正しい知識の普及を図るため、各種研修会や講演会等を開催します。	市民及び関係機関職員	精神保健福祉センター、各障害福祉相談課

④自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

○精神保健に関する普及啓発

概 要	対 象	担当課
市民の精神保健福祉への理解を促進し、精神疾患への理解を深めながら適切な対応が取れるよう、リーフレットの配布、各種イベントにおける啓発コーナーの設置、メンタルヘルスや適正飲酒に関する出前講座や市民向け講演会等を実施します。	市民	精神保健福祉センター、各障害福祉相談課等

○啓発講座等の実施

概 要	対 象	担当課
ジェンダー（社会的・文化的性差）、セクハラ、DVなどに関する啓発のビデオ等の上映、DV防止講座、傾聴講座等を実施します。	市民	人権・男女共同参画課（男女共同参画推進センター）

○自殺対策特設サイト「リブチャンネル」の運営

概 要	対 象	担当課
自殺対策の啓発や、相談窓口等、自殺に関連する情報提供を目的とした特設サイトを運営します。	市民	精神保健福祉センター

○職員、支援者等を対象とした精神障害に関する研修会

概 要	対 象	担当課
精神保健福祉への理解を促進し、精神疾患への理解を深めながら適切な対応が取れるよう、職員や支援者等を対象に研修会を開催します。	市職員、支援者	精神保健福祉センター、各障害福祉相談課等

<関係機関の取組>

①自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした啓発事業の実施

○自殺予防対策に関する普及啓発

概 要	対 象	関係機関
自殺対策に取り組む諸団体の相談窓口を知らせるポスターを、駅や電車内に掲出します。 「自殺対策強化月間」を中心に啓発ポスターを各駅に掲示します。 この他、自殺対策を趣旨とする啓発活動を市や関係団体と協力して行います。	駅を利用する客	鉄道事業者

②児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

○人権啓発

概 要	対 象	担当課
人権教室、全国中学生人権作文コンテスト等を実施します。	市民、小中学生	相模原人権擁護委員協議会

○子どもの人権SOSミニレター

概 要	対 象	関係機関
全ての小中学校（中等教育学校及び特別支援学校を含む。）の児童・生徒に対し、「子どもの人権SOSミニレター」を配布します。 児童・生徒から送付されたミニレターに対し、人権擁護委員又は法務局職員が手紙又は電話により返答します。	児童・生徒	横浜地方法務局相模原支局（相模原人権擁護委員協議会）

③自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

○自殺対策ネットワークづくりに関する全国協議会

概 要	対 象	関係機関
弁護士会及び地方自治体への自殺対策に関するアンケート結果報告、自死遺族支援に関する各地弁護士会からの報告・意見交換、若者の自殺対策を中心にしたパネルディスカッションを実施します。	自殺対策に関わる全国の弁護士	神奈川県弁護士会

### 4-3 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

#### 【目的及び内容】

- ・ 自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声を掛け、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成し、確保します。
- ・ 自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を支援する支援者へのケアや研修を行います。

#### 【重点目標】

- ・ ゲートキーパーの養成や支援者、市職員・教職員等に対する研修及び普及啓発を行います。
- ・ 学校と連携した自殺対策教育を推進します。
- ・ 支援者等の資質の向上や心のケアを推進します。

#### 【行動目標】

##### ○市民の行動目標

- ・ ゲートキーパーの役割を理解し、自殺のサインに気づき、適切な対応を取れるようになりましょう。

##### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 地域の要請に応じながら、ゲートキーパー養成研修を幅広く実施できる体制を目指します。併せて、自らの心のケアの大切さについて普及します。
- ・ 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を継続して実施し、かかりつけの医師と精神科医師の連携によるうつ病等精神疾患の早期発見・早期対応が図れる体制づくりを目指します。

#### 【今後の取組】

##### <市の取組>

##### ①様々な分野でのゲートキーパーの養成（支援者支援）

##### ○ゲートキーパー研修（市民や介護支援専門員、民生委員・児童委員等）

概要	対象	担当課
自殺を考えるほど悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人である「ゲートキーパー」の養成を行います。	市民及び関係機関職員	精神保健福祉センター

②かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

○かかりつけ医うつ病対応力向上研修

概 要	対 象	担当課
うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術や、精神科等の専門の医師との連携方法等を習得するため、医師及び医療関係職員を対象に研修を実施します。	医師、医療関係職員	精神保健福祉課、精神保健福祉センター

③支援者に対する研修等の実施

○自殺対策・自殺未遂者支援に関する職員研修

概 要	対象	担当課
市職員の階層研修等において、「自殺の危険性がある人に接する機会がある」という意識付けを図る研修を実施します。 深刻な自殺の現状や自殺対策の必要性を理解し、自殺を考えるほど悩んでいる人たちに対して適切に介入するための知識を習得する研修を実施します。 また、自殺未遂者支援に従事する市職員を対象に、自殺の危険度が高い人への自殺未遂者支援の実践に関する研修を実施します。	市職員	精神保健福祉センター、職員課職員研修所

○自殺対策に関する出前講座（教職員等対象）

概 要	対象	担当課
学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等や自らの心のケアの大切さの普及啓発を図るため、教職員等を対象とした出前講座を開催します。	教職員等	精神保健福祉センター

○児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修（教職員等対象）

概 要	対象	担当課
児童・生徒の自傷行為への理解を深めるとともに、学校における速やかで適切な対応を学ぶことにより、自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、教職員等を対象とした研修を実施します。	教職員等	総合学習センター、精神保健福祉センター

○児童虐待対応担当者連絡会

概 要	対 象	担当課
児童虐待に関して早期発見、早期対応、早期解決を図るために、学校における組織的な取組の研究や、各機関との連携を図るため、小中学校の担当者連絡会を開催します。	教職員	学校教育課

○教職員研修

概 要	対 象	担当課
児童・生徒に対する教育相談の基本的な考え方、悩みを抱える思春期の現状と対応、いじめの未然防止に向けての組織対応、子どもへの向き合い方について研修を実施します。	教職員	総合学習センター

○児童・生徒指導研修講座

概 要	対 象	担当課
生徒指導上の諸問題やいじめ等の問題への対応について講師を招いて研修を実施します。	教職員	総合学習センター、学校教育課

○性的マイノリティに関する理解の促進

概 要	対 象	担当課
人権・福祉教育担当者会や学校を会場とした教職員向け人権研修、初任者研修や新採用幼稚園教諭研修等において、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（文部科学省）や「性的マイノリティについて理解する」（神奈川県）の内容を周知することによって、人権感覚を磨き、悩みや不安を抱える子どもの良き理解者となるように努めます。	小中学校教職員、幼稚園教諭、保育士	学校教育課

<関係機関の取組>

①様々な分野でのゲートキーパーの養成

○学術研修会

概 要	対 象	関係機関
薬剤師という専門職に対して、「気づき」などができるよう、自殺予防に対する対応能力の向上を図るための研修会を開催します。	薬剤師	相模原市薬剤師会

○研修会の実施

概 要	対 象	関係機関
司法書士には自殺対策におけるゲートキーパーの役割を求められていることから、若年層の自死対策として大学生の抱える問題、生活の根幹である労働現場でのメンタルヘルスをテーマとしてクライアントとの関係性づくりや各問題を理解する研修会を開催します。	県司法書士会 会員	神奈川県司法書士会

○研修及び相談会への会員派遣

概 要	対 象	関係機関
関係機関等が主催する研修会や相談会の、講師や相談員として会員を派遣します。	関係機関及び関係団体	神奈川県司法書士会

○相談会への会員派遣

概 要	対 象	関係機関
関係機関等が主催する相談会の相談員として会員を派遣します。	関係機関及び関係団体	神奈川県精神保健福祉士協会

②かかりつけ医等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

○かかりつけ医うつ病対応力向上研修

概 要	対 象	関係機関
市民にとって身近な「かかりつけ医」や「産業医」がうつ病診療の知識・技術、精神科専門医との連携方法等を理解し、早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るための研修会（精神保健福祉センター主催）に、神奈川県精神科病院協会、神奈川県精神神経科診療所協会とともに協力します。	医師	相模原市医師会

### <「命の門番」 ゲートキーパーって何？>

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。ゲートキーパーは直訳すると「門番」。自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」という意味です。

**【ゲートキーパーの役割】**

気づき：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声を掛ける

傾 聴：本人の気持ちを尊重し、話に耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいか分からない」、「どのように解決したらよいか分からない」等の状況に陥ることがあるので、そのような時には周囲の人々が気づいて声を掛けるなどのゲートキーパーの活動が必要となります。

家族や仲間、身近な人が悩んでいることに気づいたら、勇気を出して声を掛けてみませんか。

#### 4-4 心の健康づくりのための相談体制の整備・充実

##### 【目的及び内容】

- ・ 自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進のため、相談体制の整備・充実を図ります。

##### 【重点目標】

- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ・ 地域や学校における心の健康づくりのための相談体制の整備・充実を図ります。
- ・ 大規模災害等における被災者の心のケア等の推進を図ります。

##### 【行動目標】

###### ○市民の行動目標

- ・ 各種講演会・研修会等へ参加し、ストレスを上手にコントロールしましょう。

###### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 様々な分野における心の健康問題に関する相談機能を充実させるとともに、地域保健福祉分野、産業保健分野、教育機関、医療機関、法律機関、民間団体などが互いに連携し、地域における心の健康づくり推進体制の充実を図ります。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

###### ○働く人の健康づくり地域・職域連携事業

概 要	対 象	担当課
職域の大会や各種イベント等において関係機関と連携し、働き盛り層のメンタルヘルスケア支援（普及啓発活動等）を実施します。	市内在住・在勤の働き盛り層の人	健康増進課

###### ○ストレス講演会

概 要	対 象	担当課
働く人の健康づくり地域・職域推進連絡会としてストレス講演会を実施します。相模原地域産業保健センターとの共催により、働く人のメンタルヘルス相談を実施します。	市内在住・在勤の働き盛り層の人	中央保健センター



○市職員研修（メンタルヘルス研修）

概 要	対 象	担当課
<p>所属長を対象としたラインケア研修や受講希望者対象のメンタルケア研修などを実施し、メンタルヘルスの不調防止策や対応策についての能力向上を目的に研修を行います。</p> <p>また、産業カウンセラーにより、職場環境改善に向けた取組方法などの助言指導を行います。</p>	市職員	職員厚生課

○教職員研修

概 要	対 象	担当課
<p>ストレスの状態とその対処法、健康の自己管理能力を高めるための認知行動療法、教職員の健康管理やその対処法などについて研修を行います。</p>	教職員	総合学習センター

②地域における心の健康づくり推進体制の整備

○子育てセミナー

概 要	対 象	担当課
<p>子育てを一人で悩む保護者に向けて、仲間づくりの場をつくり、学習テーマに沿った講義や講習、話し合いを通して子育ての不安やストレスの解消を図ります。</p>	公民館区内の女性	各公民館

○こんにちは赤ちゃん事業

概 要	対 象	担当課
<p>生後4か月までの乳児がいる家庭に対して全戸訪問を行います。産後うつや早期発見に努め、産婦やその家族に適切な支援を行います。</p>	生後4か月までの乳児を育児中の家庭	各子育て支援センター

○ママの休み時間

概 要	対 象	担当課
<p>育児不安や育児ストレスの軽減を図るために、同じ思いの仲間との出会いや語りの場を提供します。</p>	育児不安が強い母親	こども家庭課

○性感染症予防対策事業

概 要	対 象	担当課
<p>患者・感染者及びその家族や感染に不安を持つ人に対して電話や面接での随時相談に加え、H I V（エイズ）・性感染症について、無料・匿名で相談及び抗体検査を実施します。</p>	患者・感染者及びその家族や感染に不安を持つ人	疾病対策課

○肝炎対策事業

概 要	対 象	担当課
手術や出産による多量出血の経験があるなど、肝炎ウイルス感染に不安を持つ人に対して、電話や面接での随時相談に加え、無料でB型・C型肝炎ウイルス検査を実施します。	肝炎ウイルス感染に不安を持つ人	疾病対策課

○がんピアサポート事業

概 要	対 象	担当課
がん体験者が自らの体験をもとに、がん患者や家族の不安や悩みを軽減し、及び解消していきます。	がん患者本人及びがん患者の家族	健康増進課

③学校における心の健康づくり推進体制の整備

○青少年教育相談事業

概 要	対 象	担当課
市内公立小中学校へ青少年教育カウンセラーを配置し、及び家庭環境に起因すると考えられる問題等に福祉的側面から支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、相談に対応します。	児童・生徒とその保護者	青少年相談センター
青少年に関する不登校、登校しぶり、交友関係、いじめなどの悩みについて、青少年本人やその保護者からの来所・電話相談、Eメール相談に対応します。	19歳以下の青少年とその保護者	

④災害時支援啓発リーフレットの配布

○災害時支援啓発リーフレットの配布

概 要	対 象	担当課
災害によるストレスと心のケアに関する普及啓発及び相談先の周知を図るため、災害時支援啓発リーフレットを作成し、及び配布します。	市民	精神保健福祉センター

<関係機関の取組>

①職場におけるメンタルヘルス対策の推進

○働く人のストレスとメンタルヘルス対策

概 要	対 象	関係機関
会報により、職場におけるメンタルヘルス対策等の情報提供を行います。 働く人のストレスとメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	市内中小・小規模事業 経営者及び担当者等	相模原商工会議所

○職場におけるメンタルヘルスケア対策

概 要	対 象	関係機関
<p>各事業者に対し、次の取組を行います。</p> <p>(1)メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進</li> <li>・パワーハラスメント対策の推進</li> </ul> <p>(2)ストレスへの気づきと対応の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスチェック等の取組の推進</li> <li>・事業場内での相談体制の整備に向けた取組の推進</li> </ul> <p>(3)取組方法の分からない事業場への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に取組が進んでいない小規模事業場に対する支援の強化</li> </ul> <p>(4)職場復帰対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス不調者の職場復帰支援への支援措置に関する情報提供や指導</li> </ul>	相模原市内の事業者及び事業場で働く労働者	相模原労働基準監督署

○過重労働対策

概 要	対 象	関係機関
<p>健康管理の徹底により労働者の健康リスクの低減を図ります。</p> <p>定期健康診断の適切な実施や有所見者に対する事後処置として、医師からの意見聴取、長時間労働者に対する医師による面接指導等、事業者の取組を推進します。</p>	相模原市内の事業者及び事業場で働く労働者	相模原労働基準監督署

○「過労死等ゼロ」緊急対策に基づくメンタルヘルス対策

概 要	対 象	関係機関
<p>メンタルヘルス対策に係る企業本社への特別指導を行います。パワーハラスメント防止に向けた周知啓発を徹底します。ハイリスクな人を見逃さない取組を徹底します。</p>	相模原市内の事業者及び事業場で働く労働者	相模原労働基準監督署

○メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

概 要	対 象	関係機関
<p>メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが、中小規模事業場の要望に応じて訪問し、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく「心の健康づくり計画」の策定、休業や職場復帰支援に関する事業場内の仕組み（職場復帰支援プログラム）づくり等について助言するほか、「管理監督者向けメンタルヘルス教育」及び「若年労働者向けメンタルヘルス教育（就労して間もない若年層の自殺予防対策を含む。）」を行います。</p>	事業者等（メンタルヘルス教育については、管理監督者等及び若年労働者が対象）	神奈川産業保健総合支援センター

○メンタルヘルス不調に関する相談

概 要	対 象	関係機関
メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師又は保健師が相談に応じ、助言又は保健指導をします。	労働者	神奈川産業保健総合支援センター

○長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導

概 要	対 象	関係機関
時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックにおいて高ストレスであると診断された労働者に対し、医師が面接指導を行います。	労働者	神奈川産業保健総合支援センター

○個別訪問による産業保健指導の実施

概 要	対 象	関係機関
医師、保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、作業環境管理、メンタルヘルス対策等の健康管理状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。	事業者	神奈川産業保健総合支援センター

○労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む。）に係る相談

概 要	対 象	関係機関
労働者のメンタルヘルスに係る相談に応じ、助言を行います。 ストレスチェックの結果、高ストレス者に対して面接相談をします。	事業主、労働者（従業員50名未満の事業所が対象）	相模原地域産業保健センター

○リーフレット等の配布

概 要	対 象	関係機関
相模原地域産業保健センター紹介リーフレット、健康管理、メンタルヘルス支援の啓発パンフレット等を配布し、周知・啓発をします。	事業主、労働者、市民	相模原地域産業保健センター

## 4-5 適切な精神科医療が受けられる体制の充実

### 【目的及び内容】

- ・ うつ病等の自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実させます。
- ・ 医療、保健、福祉をはじめ、関連分野の連携を高め、適切な支援を受けられるようにします。

### 【重点目標】

- ・ 精神疾患の早期発見、早期受診の取組や精神科救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 地域の医療、保健、福祉等の施策の連携を進めるため、関係機関等による情報共有、連携等の強化を図ります。
- ・ 精神科病院の退院後に適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、支援体制の整備と連携を進めます。

### 【行動目標】

#### ○市民の行動目標

- ・ 精神科医療に対する偏見をなくし、相談機関には早めに相談しましょう。

#### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 本人や周囲に対して、各人が抱える心の健康問題の状況やうつ病についての正しい理解を進めるとともに、精神科以外の医療機関との連携を強化しながら精神疾患の相談体制を整備していきます。

### 【今後の取組】

#### <市の取組>

#### ①精神疾患に対する対策の推進

##### ○精神疾患に関する当事者やその家族等への相談・支援の充実

概 要	対 象	担当課
アルコール・薬物家族教室、薬物再乱用防止教室、ひきこもり相談会、セカンドオピニオン外来、専門外来相談、精神保健相談、家族教室等の事業を通し、当事者及び家族等に対する支援を実施します。	当事者、家族、支援者等	精神保健福祉センター、各障害福祉相談課

##### ○4 区市協調による神奈川県精神科救急医療体制の充実

概 要	対 象	担当課
緊急に医療が必要な精神疾患患者に対し、医療及び保護を迅速かつ的確に行うため、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の協調による精神科救急医療体制により、受入医療機関を確保します。	市民	精神保健福祉課

②うつ病の受診率の向上

○短期集中予防サービス（訪問型閉じこもり、認知、うつ予防支援）

概 要	対 象	担当課
閉じこもり、認知、うつ傾向のある高齢者を対象に、早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、3か月間の短期で集中的に実施するサービスを行います。	高齢者	各高齢者相談課

③かかりつけ医等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上（再掲）

○かかりつけ医うつ病対応力向上研修

概 要	対 象	担当課
うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術や、精神科等の専門の医師との連携方法を習得するため、医師及び医療関係職員を対象に研修を実施します。	医師、医療関係職員	精神保健福祉センター

④精神科病院の退院後の支援の充実

○措置入院者等の退院後支援の充実

概 要	対 象	担当課
措置入院者等が退院後に医療等の継続的な支援を受けられるよう、支援体制の整備、情報の一元化等、支援の充実を行います。	措置入院者等	精神保健福祉課等

○精神科病院入院者の地域移行支援等の充実

概 要	対 象	担当課
精神科病院から退院しようとする人が地域で安心して生活できるよう、地域移行・地域定着支援の充実を図ります。	入院者等	精神保健福祉課等

<関係機関の取組>

①かかりつけ医等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上（再掲）

○かかりつけ医うつ病対応力向上研修

概 要	対 象	関係機関
市民にとって身近な「かかりつけ医」や「産業医」がうつ病診療の知識・技術、精神科専門医との連携方法を理解し、早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るための研修会（精神保健福祉センター主催）に、神奈川県精神科病院協会、神奈川県精神神経科診療所協会とともに協力します。	医師	相模原市医師会

## 4-6 自殺防止のための社会的取組の強化

### 【目的及び内容】

- ・ 失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺の防止を図ります。
- ・ 日本における自殺者数は減少傾向ですが、若年層の自殺者数は依然として多い状況にあることから、子ども・若者の特性を踏まえ、成長と発達段階に応じた自殺対策を講じます。
- ・ 自殺に関する普及啓発にとどまらず、子ども自身が悩みや困難を抱えた場合に援助希求行動を取れるようになるなど、自らの生きる力を伸ばすことができる教育を充実させます。
- ・ 子どもが健やかな環境で育つことができるよう、妊娠期から子どもの親と家庭に必要な支援をします。
- ・ 労働環境を改善するため、関係機関や企業、労働組合等と連携して、長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策やハラスメント対策の推進を図ります。

### 【重点目標】

- ・ 相談窓口等の情報を分かりやすく提供します。
- ・ 生活困窮や子育て等に関する専門相談体制の拡充を図ります。
- ・ 地域における各相談窓口間の連携による総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・ 若い世代を対象とした自殺対策や相談窓口の啓発活動を推進します。
- ・ 学校における自殺予防教育を推進します。
- ・ 関係機関や企業、労働組合等と連携して、労働者に係る自殺対策を推進します。
- ・ 危険な場所に対する環境整備の充実を促進します。
- ・ ひきこもり支援や依存症対策との連携により、相談支援体制の充実を図ります。

### 【行動目標】

#### ○市民の行動目標

- ・ 相談窓口の情報を知り、専門機関に相談しましょう。

#### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 相談者の状況に応じ、一つの相談窓口では解決できない問題など、複雑で多様に関係している要因に対し、各相談窓口間の連携による総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・ 地域における相談体制の充実及び相談窓口情報等について、分かりやすい発信を行います。
- ・ 自殺対策の啓発や関連する情報の提供を目的とした情報発信のため、相模原市ホームページや各団体のホームページの充実を促進します。

【今後の取組】

＜市の取組＞

①地域における各種相談体制の充実

○自殺予防・自死遺族専門電話相談

概 要	対 象	担当課
日曜日の夜間に、電話相談窓口を設置し、自殺に追い込まれそうな人、大切な家族等を自殺で亡くした遺族、不安・孤独・絶望に悩んでいる人などからの相談に対応します。	市民	精神保健福祉センター

○こころの電話相談事業

概 要	対 象	担当課
様々な心の健康に関する悩みや困りごとを抱えている市民に対して、夜間、気軽に相談できる手段を提供するとともに、市民の精神的課題や心の健康に関する正しい知識を提供し、精神的な不安の解消等を図ります。	市民、市内に本人が在住する家族等	精神保健福祉センター

○精神保健福祉相談

概 要	対 象	担当課
死にたい、生きていても仕方がない、消えてしまいたい等、本人からの自殺関連の相談や自死遺族からの相談には保健師や社会福祉職が対応し、精神疾患に関する相談には精神科嘱託医が対応します。	本人、家族等	各障害福祉相談課等

○専門相談事業

概 要	対 象	担当課
アルコール、薬物等の依存やひきこもりに関する相談に対応します。	市民	精神保健福祉センター

○（仮称）ひきこもり地域支援センターの設置による支援の充実

概 要	対 象	担当課
ひきこもりの問題を有する人について相談に応じ、精神医学的な助言指導を行います。	ひきこもり状態の人やその家族等	精神保健福祉センター

○ソレイユさがみ女性相談

概 要	対 象	担当課
夫婦、家族、男女、人間関係の問題や就労等、生活上の様々な悩みについての相談をソレイユさがみ女性相談室で実施します。女性相談の後に専門相談が必要な人には、弁護士(女性)による「女性のための法律相談」、臨床心理士(女性)による「女性のための心の相談」を実施します。	女性	人権・男女共同参画課



○DV相談事業

概 要	対 象	担当課
相模原市配偶者暴力相談支援センター相談専用電話で、配偶者やパートナーからの暴力についての相談に対応します。	配偶者等からの暴力に悩む人	人権・男女共同参画課

○犯罪被害者等相談窓口

概 要	対 象	担当課
犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族等が、平穏な日常生活を取り戻すため、警察本部から出向している職員等が相談に対応するほか、各種支援窓口等の情報提供を行います。	市内在住で、殺人、傷害、性犯罪、交通事故等の犯罪被害により心身に被害を受けた人やその家族又は遺族	交通・地域安全課

○高齢者介護家族電話相談事業

概 要	対 象	担当課
「ホッと！あんしんダイヤル」の愛称で電話相談窓口を設置し、市内に住む高齢者や介護家族の健康・介護等の日々の悩みについて、看護師、ケアマネージャー、心理カウンセラー等が24時間365日相談に対応します。	市内に住む60歳以上の高齢者及びその介護者等	中央高齢者相談課

○高齢者保健福祉に関する相談対応

概 要	対 象	担当課
高齢者、家族及びその関係者からの制度利用手続、問合せ、相談目的での来所、電話等相談に随時対応します。	高齢者、家族及びその関係者	各高齢者相談課

○養護（虐待）・障害・非行・育成相談

概 要	対 象	担当課
子どもに関する様々な相談に対応するとともに、それぞれの相談内容の問題解決に必要な援助を行います。	18歳未満の子ども、保護者等	児童相談所

○難病患者地域支援対策推進事業（訪問相談事業）

概 要	対 象	担当課
重症難病患者及び家族等の精神的負担の軽減、患者・家族の社会的な生活の質（QOL）の向上を図るために訪問指導等を実施します。	難病で療養している市民	各保健センター

○障害に関する総合的窓口

概 要	対 象	担当課
障害のある人や家族及びその関係者から、各種福祉制度の申請、相談等の総合的窓口として、情報提供や必要な支援を行います。	市民	各障害福祉相談課等

○発達障害に関する相談支援の充実

概 要	対 象	担当課
発達障害のある人や家族などに対し、日常生活や学校、職場における発達障害に関する相談に対応し、必要な情報提供や助言、支援を行います。 市民や支援者を対象とした、普及啓発、研修等を実施し、発達障害への理解を深めます。	市内在住の障害児者本人と家族等、支援者、市民	陽光園（発達障害支援センター）、各子育て支援センター

○医療安全相談窓口

概 要	対 象	担当課
患者やその家族と医療機関等との信頼関係の構築を支援するため、医療安全相談窓口を設置し、市民の医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場で専任の相談員（臨床経験を有する看護師）が電話で相談に対応します。	市民	地域保健課

○成人健康相談、母子保健相談

概 要	対 象	担当課
心身の健康に関する相談に関して、保健師が電話や面接で必要な助言・指導を実施します（成人健康相談）。	成人市民	各保健センター
妊娠や出産、子育てや思春期の相談に関して、保健師が電話や面接で助言・指導を実施します（母子保健相談）。	乳幼児の保護者、思春期の子ども等	各子育て支援センター

○市民相談

概 要	対 象	担当課
日常生活上の悩みごとなどの市民相談、弁護士による法律相談、人権擁護委員による人権相談のほか、税務相談、登記相談、労働相談、交通事故相談、外国人相談などの各種相談業務を行い、様々な相談に対応します。 ※ 労働相談及び外国人相談は中央区のみ実施	市民	各区役所区政策課

○納税相談体制の充実

概 要	対 象	担当課
市民が納付する市税に関する相談に対応し、必要な情報提供や助言、支援を行います。	市民	債権対策課、納税課、緑市税事務所、南市税事務所

○子どもとその家庭についての総合相談

概 要	対 象	担当課
電話や来所などによる育児やしつけなど子育てについての様々な相談等に対応します。また、相談の内容に応じて関係機関を案内します。	市民	各子育て支援センター

○こども家庭相談員の配置

概 要	対 象	担当課
女性の様々な悩みごと、子育て支援、福祉資金の貸付け、就業などの生活一般について、母子（父子）家庭の自立のための相談に関して、必要な助言や指導を行います。	ひとり親家庭の人	こども家庭課

○相模原市・子ども若者支援協議会

概 要	対 象	担当課
不登校や引きこもり、発達障害や経済的な問題など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立支援を図るため、福祉、保健・医療、教育、雇用、矯正・更生保護の様々な分野から構成される各機関の支援が、効果的かつ円滑に実施されるよう、連携を強化します。	市民	こども・若者支援課

○さがみはら子どもの権利相談室

概 要	対 象	担当課
子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、傾聴や子ども自身の解決を支援するとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、是正の要請等を行います。	市民	こども・若者支援課

②失業者等に対する相談窓口の充実等

○総合就職支援センター

概 要	対 象	担当課
市就職支援センターやさがみはら若者サポートステーションが連携をして、カウンセリングや助言、他の支援機関への誘導を行い、主に生活・就労支援を実施し、自立・就労に導きます。	原則として市内在住で、就労を希望している人	雇用政策課

③経営者に対する相談事業の充実

○経営者等の相談窓口及び支援体制の充実

概 要	対 象	担当課
産業振興財団、商工会議所及び商工会等と連携し、様々な経営課題の解決に向けたサポートを行います。	市内の中小企業者等	産業政策課

④法的問題解決のための情報提供の充実

○パンフレットなどの配架

概 要	対 象	担当課
消費生活総合センター、北消費生活センター及び南消費生活センターの窓口にも多重債務、借金返済、法テラス、“いきる”ホットラインなどのパンフレットを配架します。	市民	消費生活総合センター

⑤インターネット上の自殺関連情報対策の推進

○ネットパトロール

概 要	対 象	担当課
学校裏サイトや問題のあるSNS及びプロフィールサイト等の検索や監視、削除依頼等の業務を行い、早急な対応が必要な場合、すぐに学校に連絡するとともに、保護者や教職員を対象としたネットパトロールだよりを毎月発行します。	市立小中学校	総合学習センター

⑥介護者への支援の充実

○高齢者支援センター運営事業

概 要	対 象	担当課
各高齢者支援センターへの運営支援を行い、高齢者の地域における相談支援体制の充実を図り、養護者による高齢者虐待が発生した場合には、高齢者虐待防止法及び養護者による高齢者虐待防止マニュアルに基づき、担当課及び関係機関が連携し支援を実施します。	市民	地域包括ケア推進課、各高齢者相談課

○難病患者一時入院事業

概 要	対 象	担当課
介護者の介護疲れを癒すことを目的に、在宅療養している難病患者が、一時的に市が指定する医療機関に入院することができる事業を実施します。	特定医療費（指定難病）医療受給者証を持っている人で、常時医療機器を使用するなど医学的管理の必要のある人	疾病対策課

○泣いて笑って映画まつり（子育て・介護支援事業）

概 要	対 象	担当課
介護・子育ての疲れを、映画を見て泣いて笑ったりすることで、リフレッシュするひとときとし、ゆとりと潤いのある時間を過ごしてもらうために、映画鑑賞会を実施します。	市民	人権・男女共同参画課（男女共同参画推進センター）

⑦子どもの自殺の予防

○いじめ相談ダイヤルの設置

概 要	対 象	担当課
教育委員会学校教育課内で児童・生徒、保護者、市民等からいじめに関する電話相談に対応します。	市民（児童・生徒、保護者等）	学校教育課

○SOSの出し方に関する教育の推進

概 要	対 象	担当課
小学5年生・中学1年生を対象に自殺予防教育用啓発リーフレット「かけがえのないあなたへ」を活用し、SOSの出し方等に関する教育を推進いたします。	小中学生	学校教育課

○教育委員会内関係各課による情報共有ならびに学校支援

概 要	対 象	担当課
「注意を要する児童・生徒の報告票」等で把握した児童・生徒の状況や学校の対応について情報共有し、学校支援の充実に努めます。	小中学生、小中学校	学校教育課

⑧児童虐待への支援の充実

○児童虐待の防止

概 要	対 象	担当課
要保護児童の早期発見、早期対応を図るため「相模原市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施します。	要保護児童等とその家族	こども家庭課、各子育て支援センター、児童相談所

○学校安全教育推進事業

概 要	対 象	担当課
子どもたちに対し、暴力からの身の守り方だけでなく、自分や友だちに権利があること、お互いを大切にすることを教えることができる教育を実施します。	新採用教職員及び各小学校低学年児童	学校教育課

⑨生活困窮者への支援の充実

○生活困窮者自立支援事業

概 要	対 象	担当課
生活保護に至る前の段階で、生活に困窮する人への自立支援を推進するため、福祉事務所に自立支援相談員とキャリアカウンセラーを配置し、相談者の個々の状況に寄り添いながら、就労に向けた支援のほか、子どもの学習支援、社会的な居場所の提供などを行います。	生活困窮世帯	各生活支援課

○住居確保給付金

概 要	対 象	担当課
離職により住居喪失又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、家賃に充てるための費用を有期で支給し、就労による自立を促進します。	離職により住居喪失又はそのおそれが高い生活困窮者等	各生活支援課

○生活保護

概 要	対 象	担当課
憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	生活に困窮し、最低限度の生活が維持できない人	各生活支援課

○自立支援プログラム（健康管理プログラム）

概 要	対 象	担当課
心身の健康を損ないつつあり、社会生活とのつながりが乏しいと考えられる精神疾患がある生活保護受給者に対し、看護師が通院支援・相談・傾聴等の支援を行います。	生活保護受給者のうち、アセスメントにより支援が必要と判断された人	各生活支援課

○自立支援プログラム（債務整理プログラム）

概 要	対 象	担当課
債務を抱えている生活保護受給者に対し、専門機関と連携して債務解消のための助言や相談等を行うことにより債務の解消を図るとともに、債務超過に至った原因を把握し、債務整理後における必要な支援策を検討し適切な指導や助言を行います。	生活保護受給者のうち、アセスメントにより支援が必要と判断された人	各生活支援課

○生活保護受給者等就労自立促進事業

概 要	対 象	担当課
神奈川労働局との緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより、生活保護受給者等の就職による経済的自立、住居確保給付金受給者等の早期就職の実現を図ります。	生活保護受給者等	各生活支援課

○多重債務に関する相談

概 要	対 象	担当課
神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会と連携し、毎週木曜日に多重債務に関する相談に対応します。	市民	消費生活総合センター

⑩高齢者等への支援の充実

○ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業

概 要	対 象	担当課
介護保険サービス等を利用されていない人など、主に生活状況を把握できていない高齢者宅を訪問し、相談に対応して必要なサービス等につなげ、地域の福祉情報の提供を行います。	市内に住む70歳以上のひとり暮らし等で、民生委員等が訪問対象とした人	各高齢者相談課

○ひとり暮らし高齢者等給食サービス

概 要	対 象	担当課
在宅のひとり暮らし高齢者などの健康管理・孤独感の解消、安否確認等を目的に週4日給食を配食します。	ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦等の高齢者のみの世帯	各高齢者相談課、各保健福祉課

⑪子育て支援の充実

○支援が必要な妊婦の早期発見、支援等

概 要	対 象	担当課
妊娠届出の際に保健師が面接し、妊婦の体調や気持ち、サポート体制等について聞き取り、必要な支援を提供します。医療機関と連携し、安全な出産と育児について支援を行います。	妊婦とその家族	各子育て支援センター

○子育て短期支援事業

概 要	対 象	担当課
保護者の疾病その他の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、乳児院、母子生活支援施設等において一定期間、子どもの養育等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上を図ります。	0歳から18歳未満の子ども	こども家庭課

○一時保育事業

概 要	対 象	担当課
保護者の疾病や冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要となった場合に、保育所等において子どもを一時的に預かる一時保育を実施します。	保育が必要な乳幼児とその保護者	保育課

○子育て広場事業

概 要	対 象	担当課
いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換をしたり学んだりすることのできる場を提供することにより、子育ての不安を解消するとともに、地域で支え合う子育て力の向上を図ります。	乳幼児とその保護者、妊娠中の人とその家族	こども・若者支援課、保育課、こども家庭課



○母子父子自立支援プログラム策定事業

概 要	対 象	担当課
児童扶養手当受給者の自立を促進するため、対象者の生活状況・ニーズに応じ、個々の自立支援計画書を策定し、就職支援センター、ハローワーク等との連携を図りながら継続的な自立就労支援を行います。	児童扶養手当受給者	こども家庭課

○母子家庭等就業・自立支援事業

概 要	対 象	担当課
母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や離転職に関するセミナーを行います。	母子家庭の母等	こども家庭課

○母子家庭等就業・自立支援事業

概 要	対 象	担当課
ひとり親家庭の親等の修学などの自立促進や病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の生活の安定に努めます。	ひとり親家庭の親等	こども家庭課

○ひとり親家庭生活向上事業

概 要	対 象	担当課
ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、育児、健康づくり等の生活支援講習会、生活相談を実施します。	ひとり親家庭の親等	こども家庭課

○ファミリーサポートセンター事業

概 要	対 象	担当課
安心とゆとりを持って子育てができるように「子育ての手助けを受けたい人（利用会員）」と「子育ての手助けを行いたい人（援助会員）」を結びつけて子育ての相互援助活動を応援する、会員制の組織で、子どもの預かりや送迎などの援助活動を行います。	利用会員：生後0ヵ月から小学校6年生以下(障害児は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもがいる人 援助会員：心身ともに健康な20歳以上の人	こども家庭課

○泣いて笑って映画まつり（子育て・介護支援事業）【再掲】

概 要	対 象	担当課
介護・子育ての疲れを、映画を見て泣いて笑ったりすることで、リフレッシュするひとときとし、ゆとりと潤いのある時間を過ごしてもらうために、映画鑑賞会を実施します。	市民	人権・男女共同参画課（男女共同参画推進センター）

⑫危険な場所に対する環境整備の充実

○市施設の環境整備

概 要	対 象	担当課
市公共施設の屋上等へのフェンスの設置や、閉庁時間帯は部外者が立ち入らないような措置を講じます。	来庁者等	市施設の管理者

○市営住宅の環境整備

概 要	対 象	担当課
市営住宅において、屋上など危険な場所への立ち入りを防止するため、定期的な巡回を行い、施錠などの確認を行います。	市民	市営住宅課

<関係機関の取組>

①地域における各種相談体制の充実

○自殺予防いのちの電話

概 要	対 象	関係機関
フリーダイヤルによる「自殺予防いのちの電話」を実施します。	市民	いのちの電話（横浜いのちの電話）

○女性の権利110番

概 要	対 象	関係機関
女性に対する暴力（DV、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。	女性全般	神奈川県弁護士会

○人権相談

概 要	対 象	関係機関
みんなの人権110番、こどもの人権110番、女性の人権ホットライン、インターネット人権相談を実施します。	市民	法務省、相模原人権擁護委員協議会

○無料相談会の実施

概 要	対 象	関係機関
社会保険労務士による労務無料相談会を開催します。 職場環境（メンタルヘルス対策）について無料で相談に対応します。	市内中小・小規模事業経営者及び担当者等	相模原商工会議所

○雇用対策の推進

概 要	対 象	関係機関
ハローワーク、相模原市総合就職支援センター及びジョブスポットを拠点とした生活困窮者及び若年層に対する就労支援を一体的に実施します。また専門家（臨床心理士）による就職活動の不安軽減のためのアドバイス、カウンセリングを実施します。	市民（求職活動を行う人）	相模原公共職業安定所

○ワーク・ライフ・バランスの推進

概 要	対 象	関係機関
労働時間・割増賃金等に関する労働基準関係法令の履行確保、長時間にわたる時間外労働の削減、長時間・過重労働による健康障害防止等、事業者の取組の推進を図ります。	市内の事業者及び事業場で働く労働者	相模原労働基準監督署

②高齢者等への支援の充実

○ふれあいサービス

概 要	対 象	関係機関
高齢者・障害者・傷病者等の自立を支援するため、会員方式で実施する有料の家事援助・介助サービスで、買い物、掃除、通院介助、傾聴などを行います。	高齢者、障害者、傷病者、ひとり親家庭	相模原市社会福祉協議会

○日常生活自立支援事業

概 要	対 象	関係機関
利用者に対し福祉サービスについての情報提供や助言、福祉サービスの利用手続の代行や日常生活に必要な預貯金の出し入れなどを行います。	障害者及び65歳以上の高齢者で、意思表示等を本人のみで適切に行うことが困難な人	相模原市社会福祉協議会

○日常的な見守り訪問活動

概 要	対 象	関係機関
民生委員が見守り訪問活動を行う中で、要支援者の自殺したくなるほどの深い悩みや相談等を傾聴しながら、適切な関係機関につなげていきます。	担当地区内の要支援者	相模原市民生委員児童委員協議会

○友愛活動の推進

概 要	対 象	関係機関
在宅の寝たきりの高齢者、一人暮らしの虚弱な高齢者を対象に、孤独感を解消し精神的な潤いを与え、共に安心して楽しい生活が送れるよう、友愛訪問活動を実施します。	市老連に加入する人及び加入が見込まれる者で、在宅で寝たきりの人等	相模原市老人クラブ連合会

③生活困窮者への支援の充実

○生活資金一時貸付事業

概 要	対 象	関係機関
一時的に生活が困窮し、他からの借入れが困難な低所得世帯（生活保護受給世帯を除く。）に対し、担当民生委員の助言・援助の下に、独立自活が可能と認められる世帯に対し、無利子で生活を維持するのに必要最小限の額の貸付けを行います。	低所得者世帯等	相模原市社会福祉協議会

○生活福祉資金貸付事業

概 要	対 象	関係機関
失業などにより生活の維持が困難になった世帯へ総合支援資金、緊急小口資金などの貸付けを実施します。また、低所得世帯・障害者の世帯に対し、担当民生委員の援助指導の下で教育支援資金や技能習得資金等の貸付けを実施します。	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等	相模原市社会福祉協議会

○日常生活自立支援事業

概 要	対 象	関係機関
判断能力が不十分な高齢者や障害者障との「契約」により、福祉サービスの利用手続きや預貯金通帳から生活費の払戻し、公共料金の支払等を支援し、定期性預金等の預かりを行います。	日常生活を営むために必要な情報の入手や理解、意思表示を適切に行うことが困難な高齢者や障害者	相模原市社会福祉協議会

④法的問題解決のための情報提供の充実

○全国一斉労働相談ホットライン

概 要	対 象	関係機関
派遣切り、解雇、労災、パワハラ等の労働問題についてのアドバイスを行うことを目的として、ホットラインを実施します。	労働者全般	神奈川県弁護士会

○全国一斉高齢者のための無料電話相談

概 要	対 象	関係機関
家族からの虐待、借金、財産管理などについて無料電話相談を実施します。	高齢者全般	神奈川県弁護士会

○暮らしとこころの相談会

概 要	対 象	関係機関
弁護士・精神保健福祉士・臨床心理士による予約制の面談で、法律問題にとどまらず、心に関わる問題にもワンストップで相談に対応します。 一部相談会は神奈川県地域自殺対策緊急強化交付金事業として実施します。	市民	神奈川県弁護士会

○多重債務等の無料電話法律相談

概 要	対 象	関係機関
多重債務等の借金に関する法律問題について、司法書士が随時相談に対応します。	市民	神奈川県司法書士会

○労働問題の無料電話法律相談

概 要	対 象	関係機関
賃金未払い、不当解雇、サービス残業等の労働に関する法律問題について、司法書士が随時相談に対応します。	市民	神奈川県司法書士会

○法制度に関する情報提供

概 要	対 象	関係機関
法制度や専門の相談機関・団体等に関する情報を、電話又は面談により無料で提供します。	市民	法テラス神奈川 (日本司法支援センター)

○民事法律扶助

概 要	対 象	関係機関
経済的に余裕がない人が法的トラブルに会った時に、無料で法律相談に対応し、必要な場合、弁護士・司法書士を紹介し、弁護士・司法書士費用の立替えを行います。	市民	法テラス神奈川 (日本司法支援センター)

○被害者支援

概 要	対 象	関係機関
犯罪などの被害に遭った人に弁護士を紹介するなどのサポートを行います。	市民	法テラス神奈川 (日本司法支援センター)

⑤失業者等に対する相談窓口の充実

○雇用対策の推進【再掲】

概 要	対 象	関係機関
ハローワーク及び相模原市総合就職支援センターを拠点とした生活困窮者及び若年層に対する就労支援を一体的に実施します。また、専門家（臨床心理士）を配置し、就職活動の不安軽減のため、アドバイスし、カウンセリングを実施します。	市民（求職活動を行う人）	相模原市公共職業安定所

⑥子育て支援の充実

○妊婦健診における相談

概 要	対 象	担当課
妊婦健診における問題となる事例について、関係機関との連携を図ります。	妊婦、関係機関等	医療機関

○子育ておしゃべりサロン

概 要	対 象	関係機関
子育て中の親同士の積極的な交流の中から、子育て・家庭・地域等での人間関係に関する悩みやストレス等を話し合う場を提供します。	満1歳までの乳児がいる親で子育てが初めての人	人権・男女共同参画課（男女共同参画推進センター）

⑦危険な場所に対する環境整備の充実

○青色照明の試験設置

概 要	対 象	関係機関
駅のホームや踏切に鎮静効果が期待されている青色照明を設置します。	鉄道利用者、周辺住民	鉄道事業者

○ホームドアの設置

概 要	対 象	関係機関
駅のホームにホームドアを設置します。	鉄道利用者	鉄道事業者

○安全・安心パトロール

概 要	対 象	関係機関
駅構内のパトロールを実施します。鉄道人身事故発生傾向の多い日を分析し、重点的に行います。	鉄道利用者	鉄道事業者

#### 4-7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化

##### 【目的及び内容】

- ・ 自殺未遂者は、自殺の危険性が非常に高いと言われており、再度の自殺企図を防ぐための取組を強化します。

##### 【重点目標】

- ・ 自殺未遂者支援の充実とその人材育成を図ります。
- ・ 救急医療機関における自殺未遂者等の支援を進めます。
- ・ 学校、職場等での事後対応の促進を図ります。

##### 【行動目標】

###### ○市民の行動目標

- ・ 自殺未遂者に対して、温かく見守り、優しく声を掛けましょう。

###### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 自殺未遂者の支援を推進するため、精神科医療機関や警察、消防などの関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 自殺未遂者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ○自殺未遂者への「相談機関周知用カード」の配布

概 要	対 象	担当課
自殺未遂者の自殺に至った原因の解決を図ることが、再度の自殺企図を防止し、自殺者を減少させることに有効であるため、自殺未遂者の応対をした救急隊が、必要に応じて、相談機関周知用カードを配布し、自殺者の減少を図ります。	自殺未遂者とその家族等	救急課

###### ○医師や保健師・社会福祉職による訪問支援事業

概 要	対 象	担当課
複雑困難等の事例に対して、医師や保健師・社会福祉職の多職種による訪問等の支援を行うことにより、精神科医療や精神保健福祉に関する課題の解決を図ります。	市民	精神保健福祉センター

○医療機関との連携による自殺未遂者支援

概 要	対 象	担当課
市内3次救命救急センターと連携し、医療機関から地域へつなぎ、退院後の支援を行うことにより、自殺未遂者が再び自殺を企てることを防止します。	市内3次救命救急センターに自殺未遂で搬送された市民のうち、支援の同意が得られた人	精神保健福祉センター

<関係機関の取組>

○ベッドサイド法律相談の実施

概 要	対 象	関係機関
自死問題対策及び市民の法的アクセスに寄与することを目的として、入院中であっても法律相談を受けられるよう、司法書士を入院先へ派遣する「出張法律相談」を行います。法律のみでは解決できない問題は、関係機関と連携して支援します。	医療関係者、患者（自殺未遂者）及びその親族	神奈川県司法書士会



#### 4-8 自死遺族等関係者に対する支援

##### 【目的及び内容】

- ・ 大切な人を自死で亡くした人、遺族に対するケアを行うとともに、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

##### 【重点目標】

- ・ 遺族の自助グループ等の運営に対する支援を行います。
- ・ 学校、職場等での事後対応の促進を図ります。
- ・ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等を行います。
- ・ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上を進めます。

##### 【行動目標】

###### ○市民の行動目標

- ・ 遺族が置かれている様々な状況や心情を理解し、温かく寄り添いましょう。
- ・ 自殺に対する誤解や偏見をなくしましょう。

###### ○市及び関係機関の行動目標

- ・ 自死遺族等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ○当事者団体や家族会との連携

概 要	対 象	担当課
地域における精神保健福祉の向上を図るため、当事者会、家族会等の地域住民による組織的活動に対して、運営への助言、情報提供等、側面的な支援を行います。	当事者会、家族会、事業者等	精神保健福祉センター

###### ○自死遺族のつどい（さがみはら わかち合いの会）の実施

概 要	対 象	担当課
大切な人を自死によって亡くした人を対象に、安心して胸の内を分かち合う場とする、わかち合いの会を実施します。	大切な人を自死で亡くした人	精神保健福祉センター

<関係機関の取組>

○遺族支援

概 要	対 象	関係機関
本市や他都市で実施される「遺族の集い」の運営支援やシンポジウムの実施などを行います。	自死遺族	全国自死遺族総合支援センター
「大切な人を亡くした子どもとその家族（保護者）のつどい」を実施します。	遺児等とその保護者	

○研修会・ワークショップなどの実施

概 要	対 象	関係機関
ワークショップ「自死遺族支援～自死（自殺）への偏見に取り組む」や遺族支援スタッフ養成研修「死別の悲しみに寄り添う」を実施します。	自殺対策・遺族支援に関わるスタッフ	全国自死遺族総合支援センター

○自死遺族ホットライン

概 要	対 象	関係機関
身近な人を自死（自殺）で亡くした人を対象に20分間、無料で相談を受けます。	自死遺族	神奈川県弁護士会

のこ  
<遺された人々への支援（自死遺族支援）について>

一人の自殺が、周囲にいた少なくとも5～10人の人達に深刻な影響を与えるとされており、遺された人への支援は、重点的に取り組む自殺対策の一つとされています。

時が経つことが遺された人の心の傷を癒してくれるといった考えが根強く残っていますが、実際には十数年経っても心の傷が癒えない人が多いものです。また、自殺が生じた直後には比較的平静に見えた人が、後になって深刻な苦痛に襲われるといった場合もあります。

ご遺族の悲しみのプロセスは様々ですので、思い込みに基づいた声掛けや支援を行うのではなく、あくまでもご遺族の気持ちに寄り添うことが大切です。

そして、「自死遺族の集い」など同じ境遇に置かれた人達が語り合う場が支えになったという声を多く聞きますので、そのような場や相談窓口の情報をさりげなくお知らせすることも支援の一つとなります。

【「自死」という表現について】

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」という捉え方が一般的となっています。そのような中、亡くなった人々の死に至らざるを得なかった過程を考え、相模原市では、遺族支援の分野においては「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

また、「自死遺族」支援を提供する範囲は、親子、配偶者、兄弟姉妹だけに限定するものではなく、友人、恋人、同僚なども含む「自殺した人と近い関係にあった人」です。

#### 4-9 自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化

##### 【目的及び内容】

- ・ 民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を支援しており、市の自殺総合対策において、このような民間団体の活動を明確に位置付けたり、市と協定を締結すること等により、団体の育成及び連携の強化を図ります。

##### 【重点目標】

- ・ 民間団体の育成や人材育成に対する支援と地域での連携の強化を図ります。
- ・ 民間団体の相談事業に対する支援を進めます。

##### 【行動目標】

###### ○市民の行動目標

- ・ 自殺対策の取組を知り、協力しましょう。

###### ○市及び関係団体の行動目標

- ・ 各地区のまちづくり会議等と連携し、自殺対策に関する支援窓口・制度などの情報提供を行います。
- ・ 普及啓発の効果的な実施や、自殺対策に関する取組状況等の周知のため、様々なメディアを用いて情報の提供を行い、マスメディアとの連携を図ります。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ○民生委員児童委員協議会との連携強化

概 要	対 象	担当課
自殺の危険性がある市民に適切に対応できるよう、各地区の民生委員児童委員協議会と連携し、ゲートキーパー研修への講師派遣など、情報の共有・連携の強化を図ります。	民生委員児童委員	精神保健福祉センター

###### ○相模原市子ども・若者支援協議会（再掲）

概 要	対 象	担当課
不登校や引きこもり、発達障害や経済的な問題など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立支援を図るため、福祉、保健・医療、教育、雇用、矯正・更生保護の様々な分野から構成される各機関の支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、連携を強化します。	庁内関係機関のほか、民間支援機関・団体	こども・若者支援課

○民間団体との協力協定事業

概 要	対 象	担当課
民間団体との自殺対策事業に関する協力協定の締結を推進していきます。	スポーツ団体、環境衛生団体	精神保健福祉課、精神保健福祉センター

○一般市民関係団体等を対象にした研修会等の実施

概 要	対 象	担当課
自殺対策の必要性を理解し、自殺を考えるほど悩んでいる人たちに対して適切に対応するための知識を習得する研修会の開催や講師派遣など、情報の共有・連携の強化を図ります。	民間支援機関、関係団体	精神保健福祉センター

### <民間団体との自殺対策事業における協力協定>

相模原市は、次の民間団体との間で、市が実施する自殺対策事業への協力に関する「自殺対策事業における協力に関する協定」を締結しています。

この協定は、関係団体の関係者に対し、ゲートキーパーとしての役割を担っていただくとともに、自殺対策街頭キャンペーンへの参加など、自殺対策の実施に関して市と連携を強化し、積極的に取組を進めることを目的とするものです。

○ スポーツ団体

(1) 参加団体

- ・ S. C. 相模原 (サッカー)
- ・ ノジマ相模原ライズ (アメリカンフットボール)
- ・ ブレッサ相模原 (サッカー)
- ・ 三菱重工相模原ダイナボアーズ (ラグビー)

(2) 協定締結日

平成23年2月7日

○ 環境衛生団体

(1) 参加団体

- ・ 神奈川県理容生活衛生同業組合相模原南支部
- ・ 神奈川県理容生活衛生同業組合さがみ原支部
- ・ 神奈川県美容業生活衛生同業組合相模原支部
- ・ 神奈川県クリーニング生活衛生同業組合相模原南支部
- ・ 神奈川県クリーニング生活衛生同業組合相模原北支部

(2) 協定締結日

平成26年2月20日

#### 4-10 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進

##### 【目的及び内容】

- ・ 自殺対策総合策の推進には市民の協力が不可欠で、広報・啓発活動等を通して広く参加を募りますが、10歳代後半から30歳代までの世代において死亡原因の第1位が自殺となっていることを考慮し、特に若い世代の参画を求めるものです。

##### 【重点目標】

- ・ 若い世代を対象とした自殺対策の啓発活動やメンタルヘルス対策を推進します。
- ・ 各種団体等との連携による啓発活動を実施します。

##### 【行動目標】

###### ○市民の行動目標

- ・ 啓発事業に、積極的に参加しましょう。

###### ○市の行動目標

- ・ 若年層向けの普及啓発事業の充実に努めます。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ○スポーツ団体との協力協定による街頭キャンペーン等の普及啓発

概 要	対 象	担当課
自殺予防対策を周知するため、スポーツ団体との協力協定に基づく街頭キャンペーン等の普及啓発事業を行います。	市民	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター

###### ○大学等との連携による自殺対策の啓発活動やメンタルヘルス対策

概 要	対 象	担当課
市と民間団体が協働して若者向けのメンタルヘルス対策として、若者の就職活動などのストレスを低減させ、自信を深める事業などを実施します。	市民	精神保健福祉課

#### 4-1-1 自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化

##### 【目的及び内容】

- ・ 自殺総合対策を推進するに当たり、地域の自殺の状況を分析し、その結果に基づく必要な対策を計画的に実施する際に、その効果をより高めるため、近隣自治体との連携を強化します。

##### 【重点目標】

- ・ 近隣自治体との連携を強化します。
- ・ 近隣自治体との連携による啓発活動を推進します。

##### 【行動目標】

###### ○市の行動目標

- ・ 自殺対策をより効果的に実施するため、近隣自治体との広域的な連携を更に強化します。

##### 【今後の取組】

###### <市の取組>

###### ○かながわ自殺対策会議

概 要	対 象	担当課
神奈川県内の様々な関係機関や民間団体、行政機関で自殺対策を多角的に検討し、連携して総合的な自殺対策を推進します。	—	精神保健福祉課

###### ○地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議

概 要	対 象	担当課
県山間部での課題と対応策の共有・検討を行うため、神奈川県、厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村、警察、消防及び民間団体と連携します。	—	精神保健福祉課、 精神保健福祉センター

###### ○4縣市協調による街頭キャンペーンの実施

概 要	対 象	担当課
9月10日の世界自殺予防デーに合わせ、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4縣市協調により市内主要駅にて自殺対策の普及啓発を目的とした街頭キャンペーンを実施します。	市民等（通行者）	精神保健福祉センター

○町田市との合同による普及啓発キャンペーンの実施

概 要	対 象	担当課
生活圏や通勤圏が隣接する町田市と合同で、自殺対策の普及啓発を目的とした街頭キャンペーンを町田駅周辺において実施します。	市民等 (通行者)	精神保健福祉センター

○自死遺族支援事業担当課連絡会議

概 要	対 象	担当課
近隣自治体の自死遺族支援担当及び自死遺族支援団体において、それぞれの機関がよりよい自死遺族支援事業を行うため、情報交換や課題の検討を行う連絡会議を実施します。	—	精神保健福祉センター

## 第5章 数値目標等

### 5-1 数値目標

自殺総合対策大綱では、平成38年までに自殺死亡률을平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。

また、かながわ自殺対策計画（仮称）では、平成34年度までに、平成28年の自殺死亡률을15%以上減少させ、12.4以下とすることを目標としています。

これらの目標値を踏まえ、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、本市においては、平成34年の自殺者数を90人以下、自殺死亡률을12.5以下とすることを目標とします。

	平成27年	平成34年目標（減少率）	（参考） 平成38年目標（減少率）
自殺者数	122人	90人以下（△26%）	85人以下（△30%）
自殺死亡률	16.9	12.5以下（△26%）	11.8以下（△30%）

※ 自殺死亡률とは、10月1日現在の人口10万人当たりの自殺者数

### 5-2 評価指標

悩みを抱えた人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげることができる人材として、平成34年度までに累計で4,900人以上のゲートキーパーを養成します。

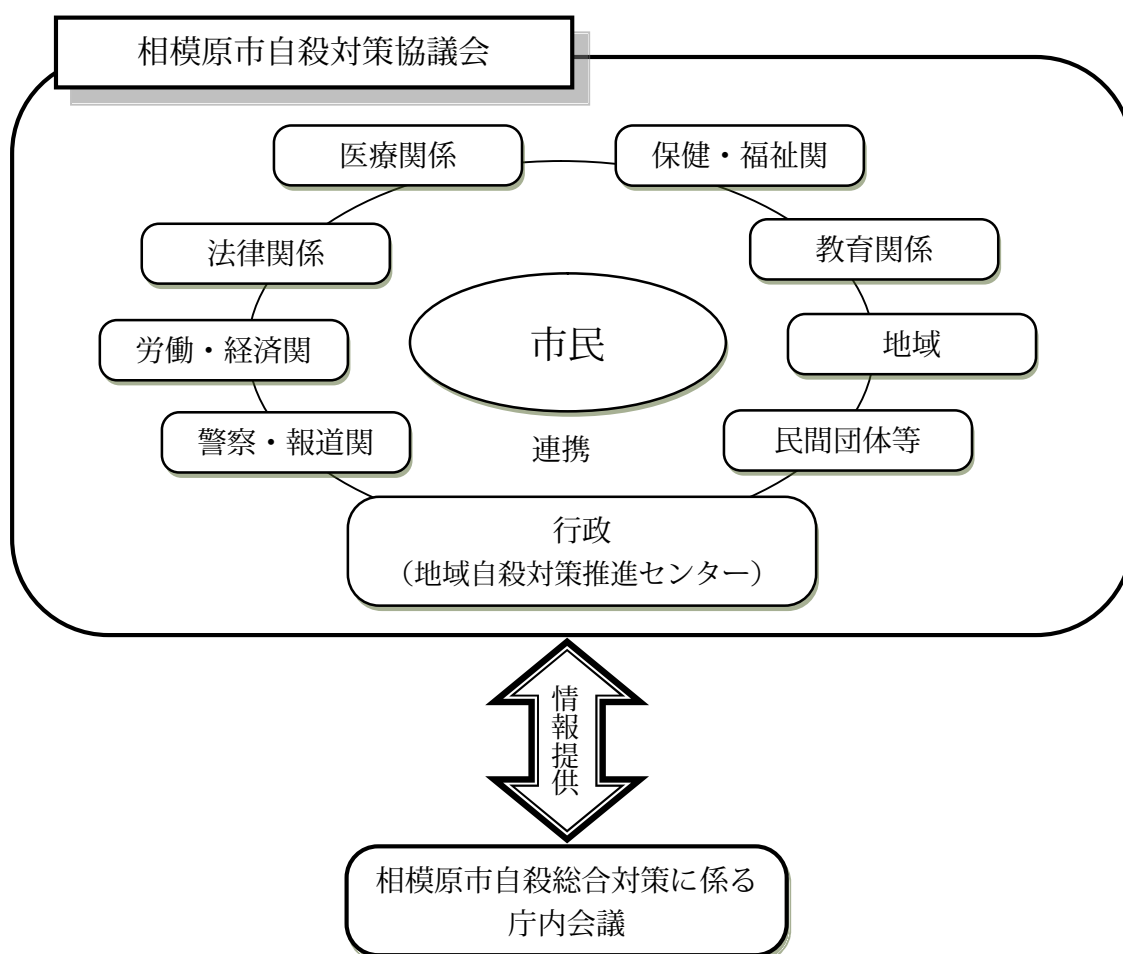


## 第6章 相模原市自殺総合対策推進体制

自殺総合対策については、市民の理解と協力の下、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・団体が連携し、それぞれの立場から着実に取組を進める必要があります。

本市では、計画の着実な推進のため、相模原市自殺対策協議会が計画の進行管理を行うとともに、同協議会を中心に関係機関・団体が連携して自殺総合対策を推進していきます。

なお、本市では、自殺及び自殺対策の実態把握や情報提供、人材育成等を行うとともに、関係機関・団体との連携の中核を担う組織として、地域自殺対策推進センターを設置し、総合的な推進体制の強化を図っています。



## 第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画

発行日 平成30年3月（予定）

発行 相模原市

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話042-754-1111（代表）

編集 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉課

# 第2次相模原市自殺総合対策の 推進のための行動計画（案）

## 【概要版】

～誰も自殺に追い込まれることのない  
社会の実現を目指して～

相模原市

# 目 次

1 計画の策定に当たって		
(1) 計画の趣旨	.....	1
(2) 基本認識	.....	1
(3) 計画の位置付け	.....	2
(4) 行動計画の期間	.....	2
2 現状と課題等		
(1) 相模原市における自殺の現状	.....	2
ア 自殺者数・自殺死亡率の推移		
イ 自殺者の年代別・男女別状況		
ウ 自殺者の職業別状況		
エ 自殺の原因・動機別状況		
(2) 「こころの健康に関するアンケート調査」結果の概要	.....	4
(3) 統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題	.....	5
(4) 第1次計画の評価	.....	5
3 基本方針		6
4 重点施策		7
5 数値目標等		
(1) 数値目標	.....	9
(2) 評価指標	.....	9
6 相模原市自殺総合対策推進体制		9

## 1 計画の策定に当たって

### (1) 計画の趣旨

警察庁の統計によれば、全国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える深刻な状況が続いておりましたが、平成18年の自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の制定以後、国や地方公共団体、関係団体、民間団体等が様々な取組を進めたことにより、平成24年以降は5年連続で3万人を下回っています。

本市においても、平成19年以降、毎年150人前後の多くの命が自殺によって失われておりましたが、平成24年以降は年間120人ほどに減少し、平成28年には92人となりました。しかし、依然として、毎年多くの方が自殺によって亡くなっている状況にあります。

自殺者の多くは、病気などの健康問題、倒産、失職による借金などの経済・生活問題、長時間労働や職場環境などの勤務問題や家庭問題など、複合的な要因を抱え、それらの問題によって心理的に追いつめられた結果、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。したがって、自殺を考えている人が発する何らかのサインに周囲の人が気づき、その過程のどこかで適切な支援を行うことができれば「自殺はその多くは防ぐことができる。」という認識を持つ必要があります。

この基本的な認識を市民の皆様と共有し、ご協力を得て、本市における自殺の実態や実情に応じた施策を展開していく必要があります。

自殺対策においては、個人的な問題の解決を支援するだけでなく、どれだけ追い詰められた状況にあっても、そこから生き続ける道を選択できる社会の仕組みをつくることが重要であり、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組んでいかなければなりません。

自殺に対する偏見をなくすことや悩みは相談してもよいという意識の醸成、声を掛け合える地域づくりなどを実現するために、長期的かつ継続的な取組が必要です。

この計画は、関係機関等で組織する相模原市自殺対策協議会のご意見等を基に、行政、関係団体、市民等が一丸となり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進するために、策定したものです。

### (2) 基本認識

ア 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。

イ 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。

ウ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いと言われています。

(3) 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項及び相模原市自殺対策基本条例第9条に基づく計画とし、自殺総合対策大綱及びかながわ自殺対策計画（仮称）の趣旨を踏まえつつ、相模原市総合計画や相模原市保健医療計画などと整合を図り、策定するものとします。

(4) 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

2 現状と課題等

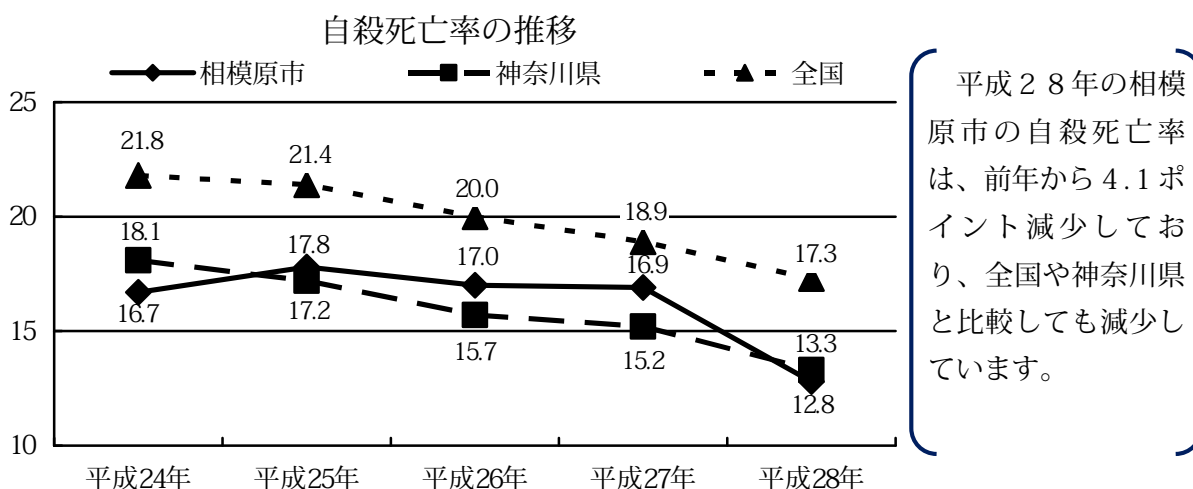
(1) 相模原市における自殺の現状

ア 自殺者数・自殺死亡率の推移

相模原市内の自殺者数は、近年120人程度で推移していましたが、平成28年は92人となっています。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
相模原市自殺者数（人）	120	128	123	122	92
相模原市自殺死亡率	16.7	17.8	17.0	16.9	12.8
神奈川県自殺者数（人）	1,644	1,558	1,422	1,382	1,213
神奈川県自殺死亡率	18.1	17.2	15.7	15.2	13.3
全国自殺者数（人）	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897
全国自殺死亡率	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3

※自殺死亡率：10月1日現在の人口10万人当たりの自殺者数

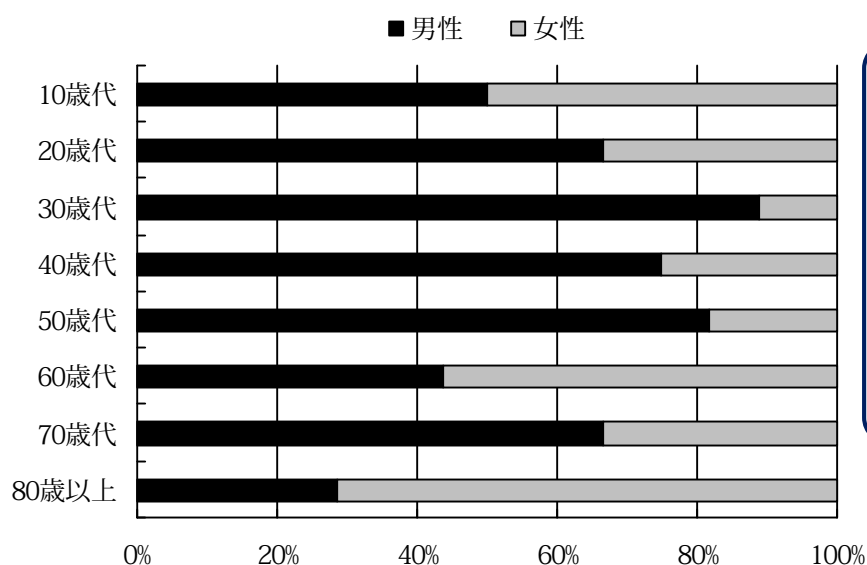


イ 自殺者の年代別・男女別状況  
 (ア) 年代別自殺者数と割合

平成28年の年代別自殺者数は、50歳代が22人で全体の23.9%と最も多くなっています。

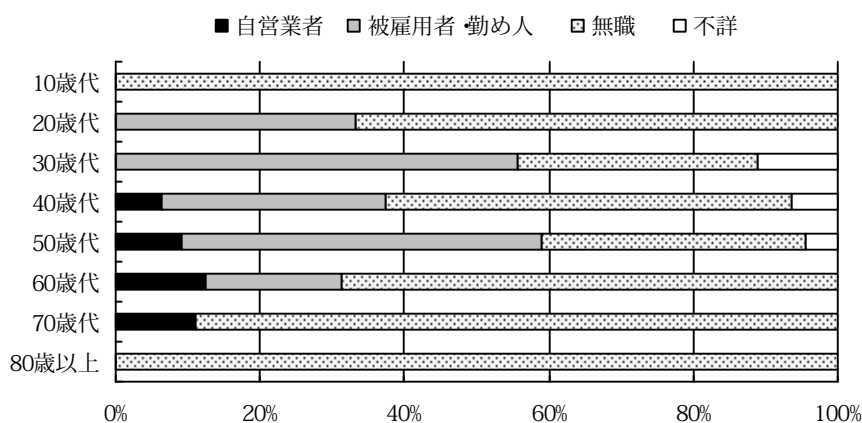
	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)	自殺者数	割合(%)
10～19歳	1	0.8	5	3.9	2	1.6	4	3.3	4	4.3
20～29歳	16	13.3	12	9.4	12	9.8	10	8.2	9	9.8
30～39歳	25	20.8	23	17.9	19	15.4	16	13.1	9	9.8
40～49歳	32	26.7	28	21.9	15	12.2	26	21.3	16	17.4
50～59歳	17	14.2	21	16.4	20	16.3	19	15.6	22	23.9
60～69歳	20	16.7	20	15.6	19	15.4	26	21.3	16	17.4
70～79歳	6	5.0	12	9.4	22	17.9	14	11.5	9	9.8
80歳以上	3	2.5	7	5.5	14	11.4	7	5.7	7	7.6
総計	120	100.0	128	100.0	123	100.0	122	100.0	92	100.0

(イ) 年代別・男女別自殺者の割合 (平成28年)



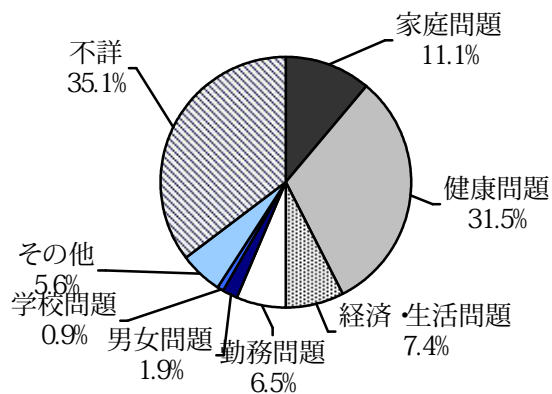
平成28年の年代別男女別自殺者の割合は、20歳代から50歳代まで及び70歳代で男性が60%以上を占めています。女性においては、60歳代と80歳代で男性を上回っています。

ウ 自殺者の職業別状況 (平成28年)



平成28年の自殺者の職業別状況は、無職者を除いた職業を年代別に見ると、30歳代及び50歳代で被雇用者・勤め人の割合が高くなっています。  
 ※無職者には学生、主婦、失業者、利子・配当・家賃等生活者、年金・雇用保険等生活者等が含まれます。

## エ 自殺の原因・動機別状況（平成28年）



平成28年の原因・動機別の自殺者の割合は、「不詳」を除くと、「健康問題」31.5%、「家庭問題」11.1%、「経済・生活問題」7.4%の順となっています。

## (2) 「こころの健康に関するアンケート調査」結果の概要 (平成29年6月～7月相模原市実施)

### ◇悩みと相談行動

- ・ 86.0%の人が「悩みを受け止めてくれる人がいる」と答えているものの、27.2%の人が「相談したくない」と考えています。
- ・ 相談場所を調べる場合、36.7%の人が「市役所に問い合わせる」と答えています。
- ・ 相談機関では、「ハローワーク」、「児童相談所」、「保健センター」の順に認知度が高くなっています。

### ◇自殺に関する考え方

- ・ 55.4%の人が全国の自殺者数が2万人以上であることを知っています。
- ・ 悩みやストレスがある人は61.9%で、その原因は「家庭問題」、「勤務問題」、「健康問題」の順に多くなっています。
- ・ 自殺について、46.6%の人が「自分に関係がない」と、35.2%の人が「本人の弱さから起こる」と考えています。
- ・ 14.6%の人が「本気で自殺を考えたことがある」と答えていますが、そのうち70.5%の人が相談をしていません。
- ・ 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、「相談機関」に相談するよう勧める割合は47.4%です。
- ・ 自殺減少のために重要と思う取組については、「学校での「いのちの教育」の充実」、「精神科医等へ受診しやすい環境づくり」、「気軽に相談できる場所の充実」の順に多くなっています。



### (3) 統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題

- ア 自殺の危険度の高い対象者や集団への対策の必要性  
自殺者数の最も多い中高年齢層、無職者（学生、主婦、失業者等）や自殺未遂者等への対策が特に必要です。
- イ 早期対応の人材の育成  
自殺に追い込まれる前に地域の様々な窓口にアクセスし、適切な支援にたどり着けるようにするためのゲートキーパー養成の取組を推進することが必要です。
- ウ 相談窓口の周知の必要性  
様々な悩みや困りごとについて市や関係機関に相談窓口があることを周知するとともに、相談しやすい体制づくりに努めることが必要です。
- エ 自殺予防に資する教育の必要性  
学校での「いのちの教育」の充実等、若年層への自殺予防に資する教育の取組が必要です。

### (4) 第1次計画の評価

#### ア 第1次計画の概要

平成26年2月に策定した相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（以下「第1次計画」という。）は、自殺対策基本法、国の自殺総合対策大綱及びかながわ自殺総合対策指針の趣旨を踏まえつつ、平成25年4月に施行された相模原市自殺対策基本条例に基づく計画とし、「新・相模原市総合計画」や「相模原市保健医療計画」などと整合を保つものとなりました。

第1次計画の期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間です。

#### イ 数値目標の状況

平成28年の自殺者数は92人となり、数値目標を下回っている状況にあります。

	平成17年	平成29年目標（減少率）	平成28年（減少率）
自殺者数	130人	104人以下（△20.0%）	92人（△29.2%）
自殺死亡率	19.9	14.2以下（△28.6%）	12.8（△35.7%）

#### ウ 評価指標による評価

##### (ア) 市民意識調査（定性的指標）

自殺をしたいと考えた時に相談をしなかった人が増えていることから、「相談したい」との意識を実際の援助希求行動に結び付けるための情報発信が必要です。

自殺に関する考え方については、自殺に対する市民の理解が高まっていますが、継続的な啓発活動が求められています。

また、相談機関や窓口についての市民の認知度が低い傾向が見られることから、相談窓口等に関する周知の充実が必要です。

##### (イ) ゲートキーパー養成数（定量的指標）

ゲートキーパー養成累計数は、平成29年9月30日までの実績で3,461人となり、平成29年度末までの目標数3,300人を達成している状況にあります。

##### (ウ) 自殺者数・自殺死亡率（定量的指標）

「イ 数値目標の状況」のとおり

### 3 基本方針

- (1) 社会的要因も踏まえ総合的に取り組みます（重点施策（4）（5）（6）に関連）  
自殺が、病気や家庭問題等の個人的要因だけでなく、失業、倒産、多重債務、長時間労働等、様々な社会的要因によることを踏まえ、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から実態に即して総合的に取り組みます。  
個人においても、社会においても、生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）を増やす取組を進めます。
- (2) 市民一人ひとりが自殺対策の主演となるよう普及・啓発に取り組みます（重点施策（2）に関連）  
市民一人ひとりが自殺を考えている人のサインに早く気づき、話に耳を傾け、個々の問題に応じた支援につなぎ、見守っていくことにより、一人ひとりが自殺対策の主演となるよう普及啓発に取り組みます。  
自殺は「誰にでも起こり得る」という認識を醸成するとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進します。
- (3) 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に実施します（重点施策（3）（6）（7）（8）に関連）  
対人支援、地域連携、社会制度の各レベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に施策を推進します。  
事前対応、自殺発生時の危機対応、事後対応といった段階ごと、全ての市民又は自殺リスクの高い集団、個人等、対象ごとの対策を効果的に実施します。  
さらに、自殺の事前対応の更に前の段階での取組を推進します。
- (4) 地域の実情に即した施策を推進します（重点施策（1）（10）に関連）  
市民が共に支え合う地域づくりの促進という観点から地域における自殺の実態や実情に即した施策を推進します。
- (5) 関係機関等との相互の密接な連携の下に実施します（重点施策（9）（11）に関連）  
行政や各主体の様々な社会資源を把握した上で、市、国、神奈川県、近隣自治体、医療機関、学校、民間団体、企業、市民等との相互の密接な連携を図り、取組を進めます。  
関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。
- (6) 施策の評価・検証を行いながら、中・長期的視点に立って、継続的に進めません（重点施策（6）に関連）  
関係機関・団体の取組の実施状況やその成果等を分析し、中・長期的視点に立って継続的に進めます。

## 4 重点施策

### (1) 自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究

#### 【重点目標】

- ・地域における自殺の実態を分析し、調査・研究の結果を共有し、広く自殺総合対策にいかします。

### (2) 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

#### 【重点目標】

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間を中心とした普及啓発を実施します。
- ・自殺総合対策に関する普及啓発や自殺に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・相談機関や窓口についての周知の充実を図ります。

### (3) 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成

#### 【重点目標】

- ・ゲートキーパーの養成や支援者、市職員・教職員等に対する研修及び普及啓発を行います。
- ・学校と連携した自殺対策教育を推進します。
- ・支援者等の資質の向上や心のケアを推進します。

### (4) 心の健康づくりのための相談体制の整備・充実

#### 【重点目標】

- ・職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ・地域や学校における心の健康づくりのための相談体制の整備・充実を図ります。
- ・大規模災害等における被災者の心のケア等の推進を図ります。

### (5) 適切な精神科医療が受けられる体制の充実

#### 【重点目標】

- ・精神疾患の早期発見、早期受診の取組や精神科救急医療体制の充実を図ります。
- ・地域の医療、保健、福祉等の施策の連携を進めるため、関係機関等による情報共有、連携等の強化を図ります。
- ・精神科病院の退院後に適切な医療・福祉サービスが受けられるよう、支援体制の整備と連携を進めます。

## (6) 自殺防止のための社会的取組の強化

### 【重点目標】

- ・相談窓口等の情報を分かりやすく提供します。
- ・生活困窮や子育て等に関する専門相談体制の拡充を図ります。
- ・地域における各相談窓口間の連携による総合的な相談体制の充実を図ります。
- ・若い世代を対象とした自殺対策や相談窓口の啓発活動を推進します。
- ・学校における自殺予防教育を推進します。
- ・関係機関や企業、労働組合等と連携して、労働者に係る自殺対策を推進します。
- ・危険な場所に対する環境整備の充実を促進します。
- ・ひきこもり支援や依存症対策との連携により、相談支援体制の充実を図ります。

## (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化

### 【重点目標】

- ・自殺未遂者支援の充実とその人材育成を図ります。
- ・救急医療機関における自殺未遂者等の支援を進めます。
- ・学校、職場等での事後対応の促進を図ります。

## (8) 自死遺族等関係者に対する支援

### 【重点目標】

- ・遺族の自助グループ等の運営に対する支援を行います。
- ・学校、職場等での事後対応の促進を図ります。
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等を行います。
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上を進めます。

## (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化

### 【重点目標】

- ・民間団体の育成や人材育成に対する支援と地域での連携の強化を図ります。
- ・民間団体の相談事業に対する支援を進めます。

## (10) 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進

### 【重点目標】

- ・若い世代を対象とした自殺対策の啓発活動やメンタルヘルス対策を推進します。
- ・各種団体等との連携による啓発活動を実施します。

## (11) 自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化

### 【重点目標】

- ・近隣自治体との連携を強化します。
- ・近隣自治体との連携による啓発活動を推進します。

## 5 数値目標等

### (1) 数値目標

平成34年の自殺者数を90人以下、自殺死亡率を12.5以下とすることを目標とします。

	平成27年	平成34年目標(減少率)
自殺者数	122人	90人以下(△26%)
自殺死亡率	16.9	12.5以下(△26%)

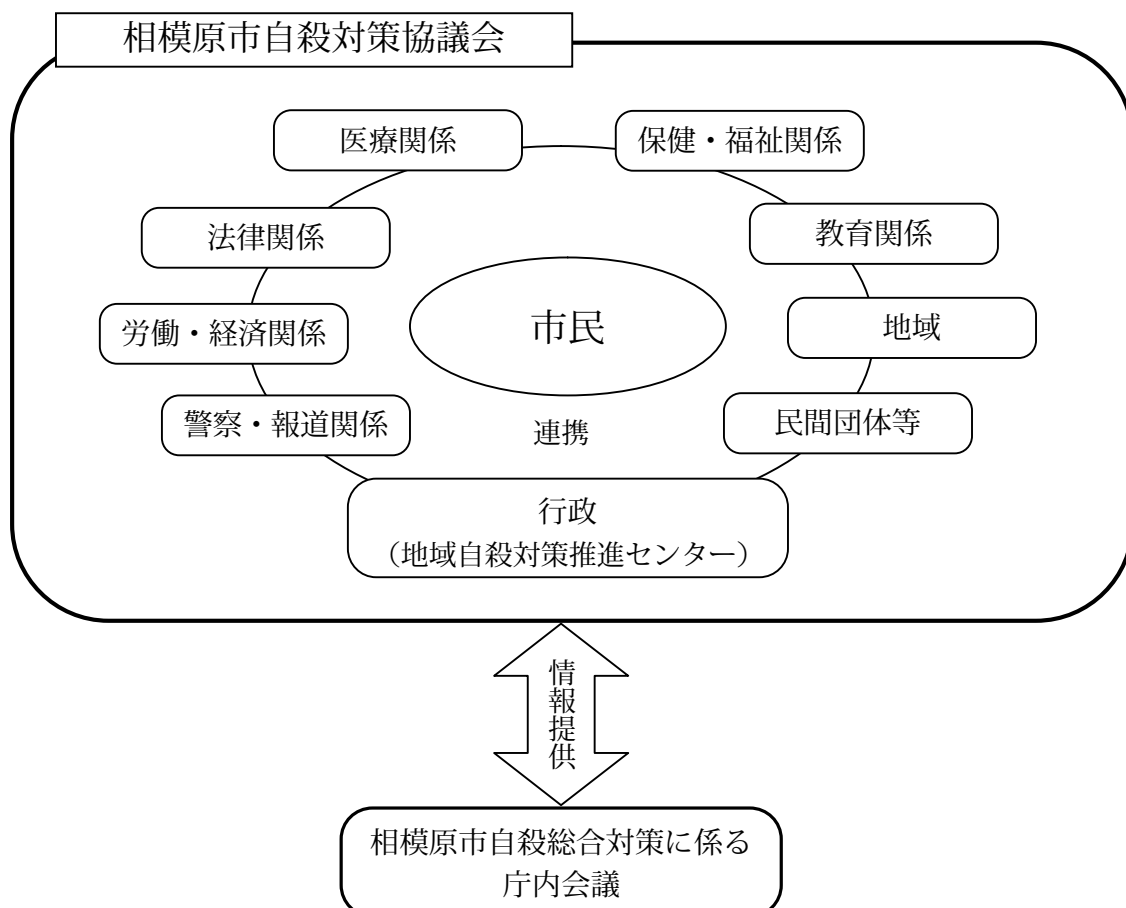
※自殺死亡率：10月1日現在の人口10万人当たりの自殺者数

### (2) 評価指標

悩みを抱えた人に声を掛け、必要な支援につなぐことができる人材として、平成34年度までに累計で4,900人以上のゲートキーパーを養成します。

## 6 相模原市自殺総合対策推進体制

計画の着実な推進のため、相模原市自殺対策協議会が計画の進行管理を行うとともに、同協議会を中心に関係機関・団体が連携して自殺総合対策を推進していきます。



第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画  
【概要版】

発行日 平成30年3月（予定）  
発行 相模原市  
〒252-5277  
神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042-754-1111（代表）  
編集 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉課

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 6日

案件名	第7期高齢者保健福祉計画の策定について										
所管	健康福祉	局区	保険高齢	部	高齢政策 地域包括ケア推進 介護保険	課	担当者		内線		
概要	<p>高齢者保健福祉計画は、市総合計画に掲げる施策を達成するための部門別計画として、老人福祉法に基づく、「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年間を計画期間として策定する法定計画である。</p> <p>第6期計画の計画期間が平成29年度までであることから、平成30年度から32年度までを計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画を策定するもの。</p>										
審議内容(論点)	第7期相模原市高齢者保健福祉計画(案)について										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び 実施計画事業名	施策7 高齢者を支える地域ケア体制の推進								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	20日	政策調整会議	平成29年	11月	6日			
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	9日			
日程等 調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成30年3月	定例会議	報道への情報提供		資料提供		
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし						
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況				
			神奈川県高齢福祉課		施設整備量、介護保険料		調整中				
			庁内関係各課・機関との調整		他計画との調和・整合		調整済				
	打合せ・会議の経過										
		月日	会議名等			内容					
		H29.1.25	関係課長会議			第7期高齢者保健福祉計画の策定体制について					
	H29.4～10	社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会			第7期高齢者保健福祉計画(素案)の諮問、答申等(4回)						
	H29.4～7	高齢者保健福祉計画検討会議			第7期高齢者保健福祉計画(素案)について(2回)						
	H29.4～7	高齢者保健福祉計画検討ワーキング			第7期高齢者保健福祉計画(素案)について(2回)						
	H29.1～10	保険高齢部内調整会議			第7期高齢者保健福祉計画(素案)について(35回)						
備考	介護保険事業量及び介護保険料については、報酬等が明らかになった時点で庁議に諮り、平成30年3月議会に条例改正議案を上程する										
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)				
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】  (仮称)在宅医療・介護連携支援センターについて、現在想定している機能はどかが担っているのか。また、センターの設置に当たって、センターの体制をどう考えているか。  相談支援については、市医師会が地域ケア連携室で行い、その他の研修等の事業は、市が医師会に委託して実施している。設置するセンターについては、新たな組織ということではなく、必要な機能を業務委託での対応を考えている。  (仮称)介護人材支援センターについて、障害・保育等を含めて事業を行うのか。  福祉人材全般については、福祉人材センターを国が設置し、県社会福祉協議会が運営しているが、横浜が拠点となり、本市に十分な効果が期待できないため、本市で設置することで、地域に根ざしたきめ細やかな対応が必要である。また、福祉人材センターの介護以外の人材に対する取組については、それぞれの分野で体制や取組が異なっている現状がある。このため、介護人材に関し、先行してセンターを設置することとなるが、センターの運営の中で障害や保育などの関係機関・団体と連携していく。</p> <p>【政策調整会議】  75歳以上や認知症の方が増加する一方、自立支援、介護予防・重度化防止の推進に取り組んでいくとのことだが、在宅・施設のサービス提供量が適切に見込まれているのか。  特別養護老人ホーム等の入所施設について、自立支援、介護予防・重度化防止推進の効果を踏まえ、平成37年度を見据えた必要な整備量を見込んでいく。  計画の策定に当たっては、新規事業の検討と合わせて既存事業の見直しを行うなど、財政面について検討しているか。事業の必要性や費用対効果を踏まえ、既存事業の見直しを含め、検討を行っている。</p>										

## 事案の具体的な内容

### (1) 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、市総合計画に掲げる施策を達成するための部門別計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして、3年間を期間として策定する法定計画である。

また、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「高齢者居住安定確保計画」及び健康増進法に基づく「保健医療計画」等との調和を図るとともに、神奈川県保健医療計画等の関連計画と整合した計画とするもの。

### (2) 計画の期間

平成30年度から32年度までの3年間

### (3) 経過

平成27年 11月 介護職員等に対する就労意識調査

平成28年 12月 高齢者等実態調査

平成29年 1月 関係課長会議

4月～10月 社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会(4回)

4月～7月 高齢者保健福祉計画検討会議(2回)

4月～7月 高齢者保健福祉計画検討ワーキング(2回)

5月～9月 地域ケア会議地域づくり部会(各日常生活圏域ごと複数回)

7月～9月 地域ケア推進会議(2回)

6月～9月 介護保険制度に係る実務者会議(5回)

8月 在宅医療・介護連携推進会議

平成29年10月10日 社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会から答申

### (4) 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的方向

第4章 基本目標と施策

基本目標1 地域包括ケアシステムの構築

基本目標2 認知症施策の推進

基本目標3 介護サービス基盤の充実

基本目標4 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

第5章 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性

第6章 介護保険事業量及び介護保険料

第7章 計画の推進に向けて

### (5) 事業費経費・財源(平成30年度)

内訳:社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会委員報酬(605千円)

介護職員等に対する就労意識調査(3,300千円)

### (6) 事業実施の効果(策定の趣旨)

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、高齢者がいきいきと充実した生活をおくることができるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって施策を推進するもの。

### (7) 今後のスケジュール

平成29年10月 庁議(計画案)

12月 議会への情報提供(部会)

パブリックコメント実施(12月中旬から1月中旬)

平成30年 3月 計画策定

第6章 介護保険事業量及び介護保険料については、報酬等が明らかになった時点(平成30年1月下旬)で庁議に諮り、3月議会に条例改正議案を上程する。



第7期 相模原市  
高齡者保健福祉計画  
(案)

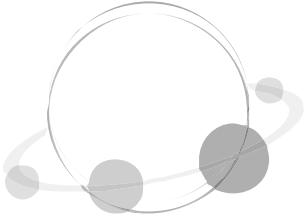
相 模 原 市



# 目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の位置付け	3
2 計画期間	4
3 計画の策定体制	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	7
1 高齢者の現状	9
（1）人口の動向	9
（2）介護保険第1号被保険者数の動向	11
（3）要支援・要介護認定者数の動向	12
（4）介護保険サービスの利用状況	13
（5）介護保険サービス事業所数の現況	14
（6）介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況と事業者（実施団体）の現況	15
2 将来人口等	16
（1）人口の動向	16
（2）介護保険第1号被保険者数の将来推計	18
（3）要支援・要介護認定者数の将来推計	19
（4）認知症高齢者数の将来推計	20
3 高齢者等実態調査などの結果の概要	21
（1）高齢者等実態調査	21
（2）介護職員等に対する就労意識調査	23
第3章 計画の基本的方向	25
1 基本理念	27
2 基本的な考え方	28
3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて【重点取組事項】	30
4 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて【重点取組事項】	32
第4章 基本目標と施策	33
1 施策の体系	35
2 基本目標と施策	38
基本目標1 <b>地域包括ケアシステムの構築</b>	38
方針1 在宅医療・介護連携の推進	38
方針2 介護予防・生活支援等の推進	41
方針3 高齢者の暮らしを支える体制の充実	46
方針4 高齢者の居住安定に係る施策の推進	54
基本目標2 <b>認知症施策の推進</b>	56
方針1 当事者の視点に立った普及啓発と支援	56
方針2 適時・適切な医療・介護等の提供	58
基本目標3 <b>介護サービス基盤の充実</b>	60
方針1 介護人材の確保・定着・育成	60
方針2 介護サービスの質の向上	64

方針 3 介護サービス基盤の適切な整備	67
基本目標 4 <b>高齢者の社会参加と生きがいの推進</b>	74
方針 1 高齢者の社会参加の推進	74
方針 2 高齢者の生きがいの推進	76
第 5 章 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性	79
1 日常生活圏域	81
2 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性	85
第 6 章 介護保険事業量及び介護保険料	115
第 7 章 計画の推進に向けて	119
1 計画の推進に向けて	121
( 1 ) 情報開示	121
( 2 ) 計画の推進と進行管理	121
2 目標達成に向けた指標	123
基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築	123
基本目標 2 認知症施策の推進	125
基本目標 3 介護サービス基盤の充実	126
基本目標 4 高齢者の社会参加と生きがいの推進	127
資料編	129
1 計画策定の経過	131
2 高齢者等実態調査の結果(抜粋)	143
3 介護職員等に対する就労意識調査の結果(抜粋)	172
4 用語解説	185



## 第 1 章

# 計画策定の趣旨



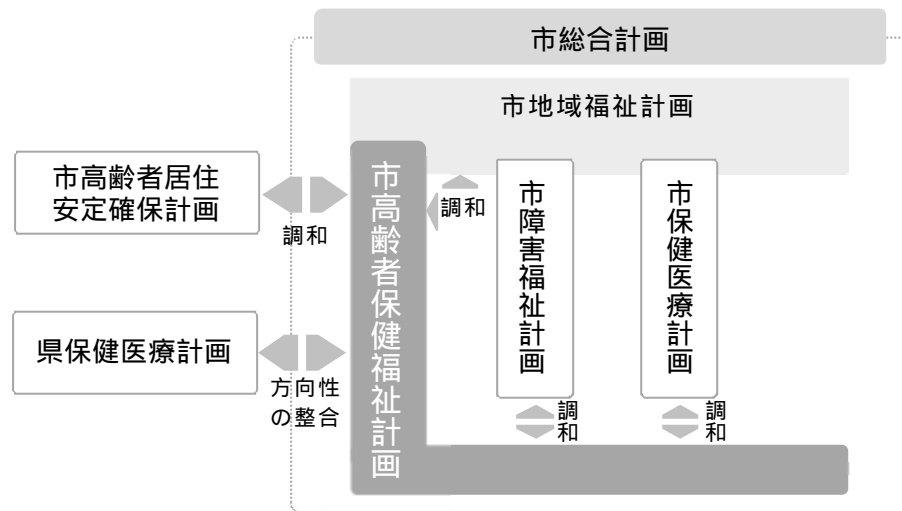
# 1 計画の位置付け

相模原市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、高齢者がいきいきと充実した生活をおくることができるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体とした計画です。

本計画は、「相模原市総合計画」の部門別計画として、「相模原市総合計画」に掲げる施策を達成するための計画とします。

また、「相模原市地域福祉計画」、「相模原市障害福祉計画」、「相模原市高齢者居住安定確保計画」及び「相模原市保健医療計画」等と調和を図るとともに、「神奈川県保健医療計画」と整合のとれたものとします。

関連計画との関係



相模原市地域福祉計画とは、社会福祉法に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定める法定計画です。

相模原市障害福祉計画とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、指定障害福祉サービス等の見込量などを定める法定計画です。

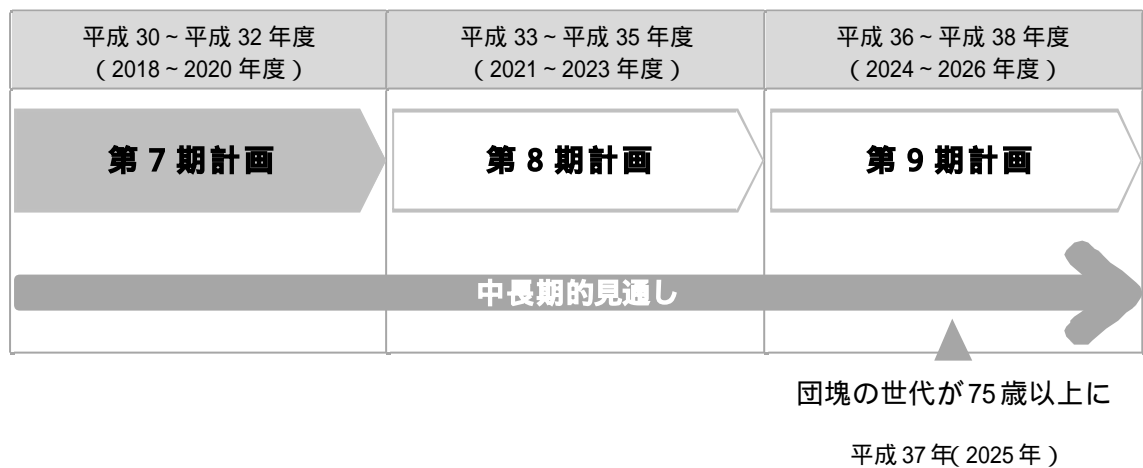
相模原市高齢者居住安定確保計画とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定により、国が定めた基本方針に基づき、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができる環境を整備し、高齢者の居住の安定確保に向けた取組を定める計画です。

相模原市保健医療計画とは、健康増進法に定められている市町村健康増進計画であるとともに、保健と密接に関連する医療分野も含めた保健医療分野の総合的な計画として、市民自らが健康状態を自覚し、積極的に健康の増進を図り、生活習慣病の予防に取り組むこと、さらに、そうした市民の取組を地域社会全体が支えていくための施策の方向性を定める計画です。

神奈川県保健医療計画とは、医療法に基づき、国が定めた「医療計画作成指針」に即して、神奈川県における医療提供体制の確保を図る計画です。神奈川県保健医療計画については、神奈川県地域医療構想も含まれます。

## 2 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間を計画期間とし、昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）までに生まれたいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の高齢者（後期高齢者）となる平成 37 年（2025 年）を見据えた計画とします。



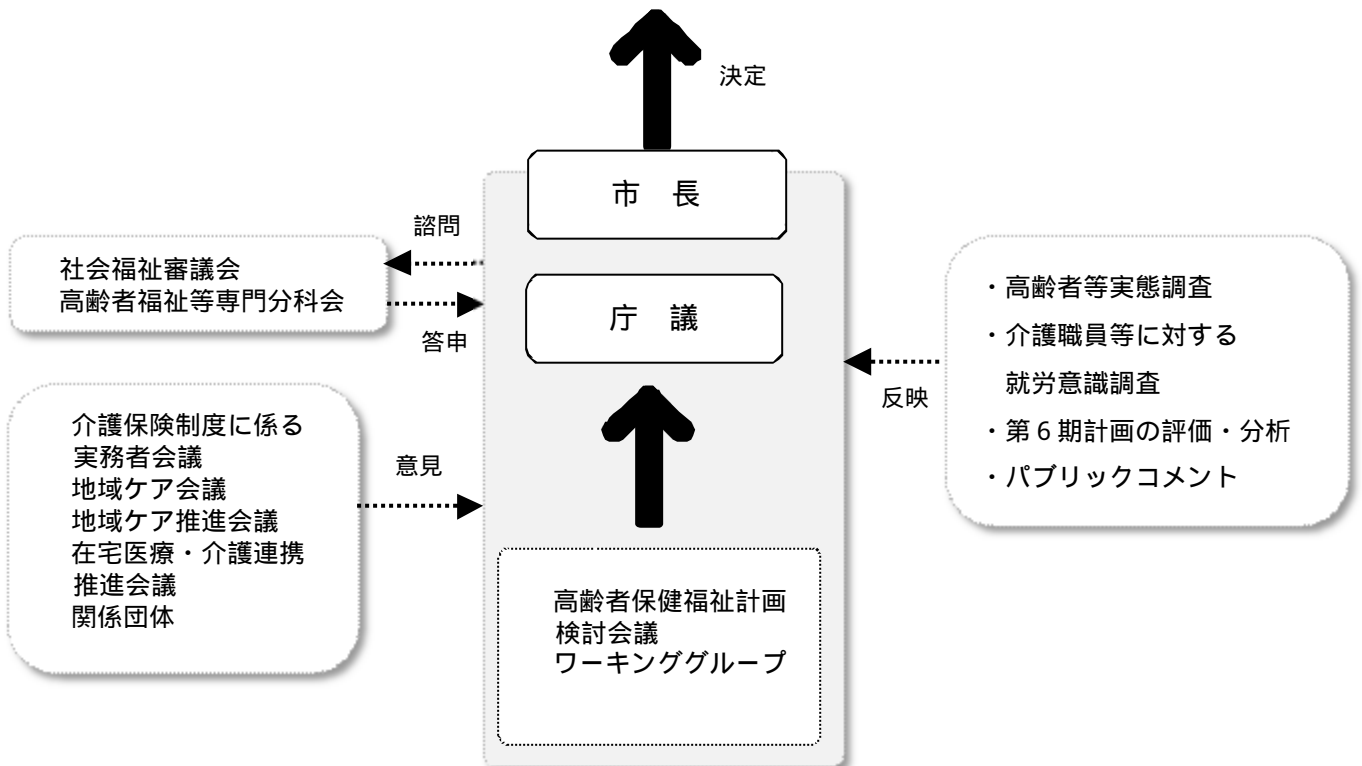


### 3 計画の策定体制

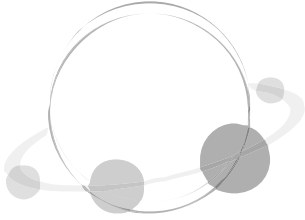
本計画の策定に当たっては、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する市の附属機関の「社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会」への諮問・答申を経るとともに、医療・介護に携わる実務者で構成する「介護保険制度に係る実務者会議」や29の日常生活圏域ごとの「地域ケア会議」などから意見を聴きながら、関係各課、機関の長で構成する「高齢者保健福祉計画検討会議」などで検討を進め、高齢者等実態調査及びパブリックコメントなどを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めました。

第7期相模原市高齢者保健福祉計画の策定体制について

#### 第7期相模原市高齢者保健福祉計画







第 2 章 高齡者を取り巻く  
現状と課題



平成30年の推計人口は、H30.1.1のデータを記載します。

# 1 高齢者の現状

## (1) 人口の動向

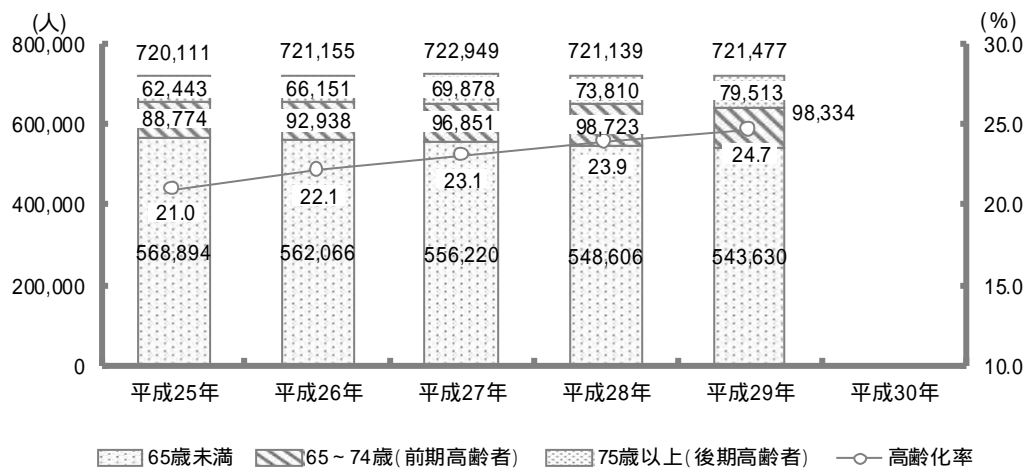
### ア 人口の推移

平成29年の推計人口は、721,477人であり、平成25年と比べ、1,366人の増加となっています。

平成29年の65歳以上の高齢者人口は、177,847人で、総人口に対する高齢者人口の割合である高齢化率は、平成25年と比べ、3.7ポイント増加しています。

平成25年から平成30年までにける人口の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	720,111	721,155	722,949	721,139	721,477	
40～64歳	247,305	247,234	246,833	245,956	245,978	
65～74歳 (前期高齢者)	88,774	92,938	96,851	98,723	98,334	
75歳以上 (後期高齢者)	62,443	66,151	69,878	73,810	79,513	
40歳以上 計	398,522	406,323	413,562	418,489	423,825	
65歳以上 計 (高齢者人口)	151,217	159,089	166,729	172,533	177,847	
高齢化率(%)	21.0	22.1	23.1	23.9	24.7	



資料：各年1月1日現在推計人口

## イ 年齢3区分人口の推移

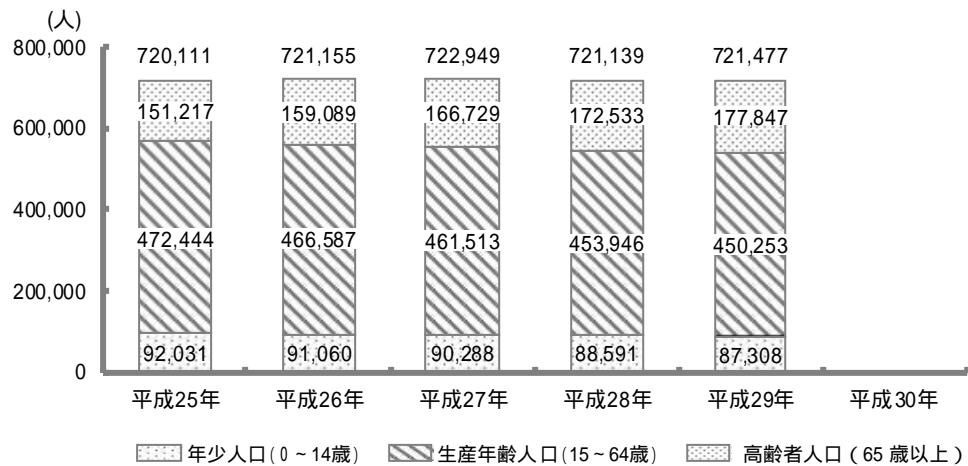
総人口を年齢3区分別に見ると、平成29年の15歳未満の年少人口は87,308人、15歳から64歳までの生産年齢人口は450,253人で、平成25年と比較すると、年少人口は0.7ポイント、生産年齢人口は3.2ポイントの減少となっています。

一方、平成29年の高齢者人口は、177,847人で、平成25年と比較すると、3.7ポイントの増加となっています。

平成25年から平成30年までにける年齢3区分人口の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口	720,111	721,155	722,949	721,139	721,477	
年少人口 (0～14歳)	92,031	91,060	90,288	88,591	87,308	
構成比(%)	12.8	12.6	12.5	12.3	12.1	
生産年齢人口 (15歳～64歳)	472,444	466,587	461,513	453,946	450,253	
構成比(%)	65.6	64.7	63.8	62.9	62.4	
65歳以上 計 (高齢者人口)	151,217	159,089	166,729	172,533	177,847	
構成比(%)	21.0	22.1	23.1	23.9	24.7	

総人口については年齢不詳が含まれているため、年齢3区分別の合計と一致しない。  
本計画においては百分率(%)の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。  
したがって、百分率(%)を足し合わせて100%にならない場合があります。



資料：各年1月1日現在推計人口

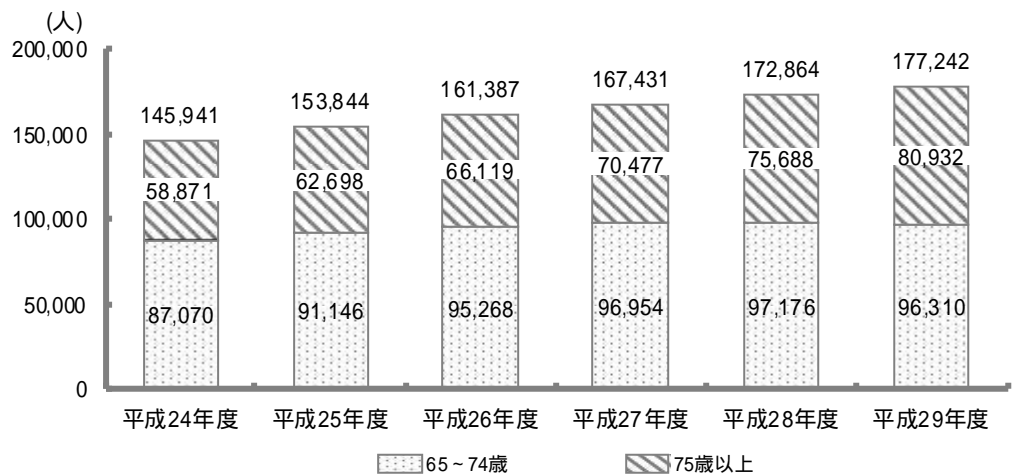
## (2) 介護保険第1号被保険者数の動向

平成29年度の第1号被保険者(65歳以上)数は、177,242人であり、平成24年度と比べ、31,301人の増加となっています。

平成24年度から平成29年度までにおける介護保険第1号被保険者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者	145,941	153,844	161,387	167,431	172,864	177,242
65歳～74歳	87,070	91,146	95,268	96,954	97,176	96,310
75歳以上	58,871	62,698	66,119	70,477	75,688	80,932

第1号被保険者数については住所地特例の被保険者が含まれるため、高齢者人口と一致しません。



資料：介護保険事業状況報告(月報)(各年度9月実績)

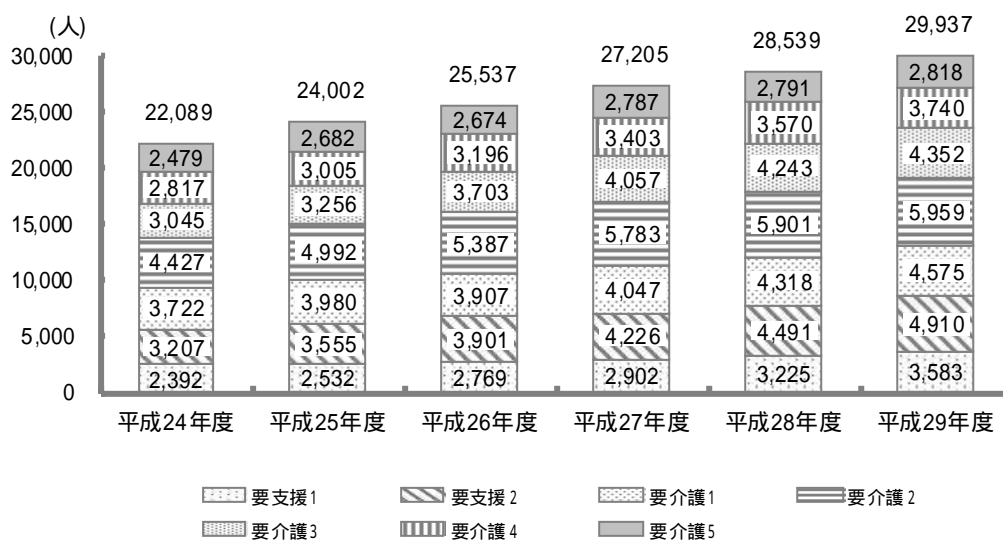
### (3) 要支援・要介護認定者数の動向

平成 29 年度の要支援・要介護認定者数は、29,937 人であり、平成 24 年度と比べ、7,848 人増加となっています。

平成 24 年度から平成 29 年度までにおける要支援・要介護認定者数の内訳

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1	2,392	2,532	2,769	2,902	3,225	3,583
要支援 2	3,207	3,555	3,901	4,226	4,491	4,910
要介護 1	3,722	3,980	3,907	4,047	4,318	4,575
要介護 2	4,427	4,992	5,387	5,783	5,901	5,959
要介護 3	3,045	3,256	3,703	4,057	4,243	4,352
要介護 4	2,817	3,005	3,196	3,403	3,570	3,740
要介護 5	2,479	2,682	2,674	2,787	2,791	2,818
要支援・要介護認定者数	22,089	24,002	25,537	27,205	28,539	29,937

要支援・要介護認定者数については、第 2 号被保険者(40 歳から 64 歳まで)を含みます。



資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年度 9 月実績）



平成29年度の利用状況は、H29.9の集計がまとまり次第、掲載します。

#### (4) 介護保険サービスの利用状況

平成28年度の介護保険サービス利用者数は、25,591人であり、平成24年度と比べ、7,678人の増加となっています。

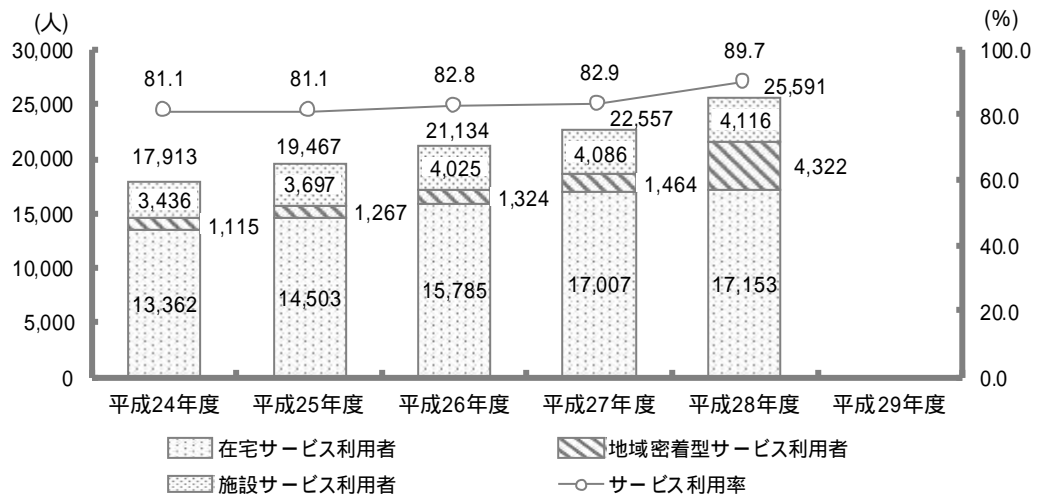
平成24年度から平成29年度までにおける介護保険サービスの利用状況内訳

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要介護・要支援認定者		22,089	24,002	25,537	27,205	28,539	29,937
介護保険サービス利用者	介護保険サービス利用者	17,913	19,467	21,134	22,557	25,591	
	在宅サービス利用者	13,362	14,503	15,785	17,007	17,153	
	地域密着型サービス利用者	1,115	1,267	1,324	1,464	4,322	
	施設サービス利用者	3,436	3,697	4,025	4,086	4,116	
	介護老人福祉施設	2,078	2,329	2,652	2,710	2,723	
	介護老人保健施設	1,036	1,080	1,079	1,069	1,063	
	介護療養型医療施設	332	304	306	315	336	

介護保険サービス利用者は、在宅サービス利用者、地域密着型サービス利用者及び施設サービス利用者の合計であり、介護保険サービスの利用延べ人数です。

在宅サービス利用者及び地域密着型サービス利用者には、予防給付利用者を含みます。

同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとに利用者数を計上しているため、合計が一致しない場合があります。



資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年度9月実績）

## (5) 介護保険サービス事業所数の現況

平成24年度から平成29年度までにおける介護保険サービス事業所数内訳

(か所)

介護保険サービスの種類	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問介護	121	132	143	149	156	155
訪問入浴介護	13	14	11	9	9	9
訪問看護	114	116	122	117	122	125
訪問リハビリテーション	36	34	35	33	33	36
居宅療養管理指導(3)	569	591	600	537	549	589
通所介護(4)	138	161	180	202	80	85
地域密着型通所介護(4)					133	132
通所リハビリテーション	16	17	17	17	17	16
短期入所生活介護	32	35	39	41	42	44
短期入所療養介護	17	17	17	17	18	19
特定施設入居者生活介護	26	27	30	32	33	36
福祉用具貸与	32	33	33	34	35	37
特定福祉用具販売	37	36	36	37	37	38
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	2	2	2
夜間対応型訪問介護	1	1	1	2	1	1
認知症対応型通所介護	12	13	16	17	15	12
小規模多機能型居宅介護	10	12	15	18	24	26
認知症対応型共同生活介護	48	52	56	59	62	65
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1
居宅介護支援	154	158	169	186	197	201
介護福祉施設サービス	30	33	39	41	41	42
介護保健施設サービス	11	12	12	12	12	13
介護療養施設サービス	8	8	8	8	8	8

1 各年度4月1日現在の事業所数

2 基準該当事業所及びみなし指定事業所を含み、休止事業所を含みません。

3 居宅療養管理指導については、保険医療機関・保険薬局がみなし指定を受けています。

4 通所介護については、平成28年度の制度改正により、利用定員19人以上の通所介護と利用定員18人以下の地域密着型通所介護に区分されました。

## ( 6 ) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況と事業者（実施団体）の現況

平成 28 年度から実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」といいます。)には、要支援 1・2 の人や市内の高齢者支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が対象となる「介護予防・生活支援サービス事業」があり、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、地域住民などによる多様なサービスを行っています。

本市では、総合事業のうち、平成 28 年 4 月に現行相当サービス、短期集中予防サービスなどを開始し、平成 28 年 11 月に基準緩和サービス及び住民主体サービスを開始しています。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況内訳

(人)

区分	現行相当	基準緩和	住民主体	短期集中
訪問型	1,560	13	5	2
通所型	2,587	5	41	22

平成 29 年 9 月実績

### 介護予防・日常生活支援総合事業の事業者（実施団体）数内訳

(か所)

区分	現行相当	基準緩和	住民主体
訪問型	146	14	3
通所型	194	17	12

平成 29 年 4 月 1 日現在

現行相当とは、指定事業者による、平成 27 年度以前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスです。

基準緩和とは、指定事業者による、平成 27 年度以前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護よりも人員などの基準を緩和し、生活援助に特化した訪問型サービスや短時間の通所型サービスです。

住民主体とは、住民団体やボランティア団体等による、定期的で継続的に居宅外や居宅内で生活支援を行うサービスや、身近な地域での定期的な通いの場での軽体操などのサービスです。

短期集中とは、集中的な支援により短期間（3 か月程度）で生活機能の改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービスです。

このほか、総合事業には、65 歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

将来推計人口は、2010年の国勢調査に基づく推計を掲載しておりますが、2015年の国勢調査に基づく推計人口が明らかになった段階で、修正します。

## 2 将来人口等

### (1) 人口の動向

#### ア 将来人口

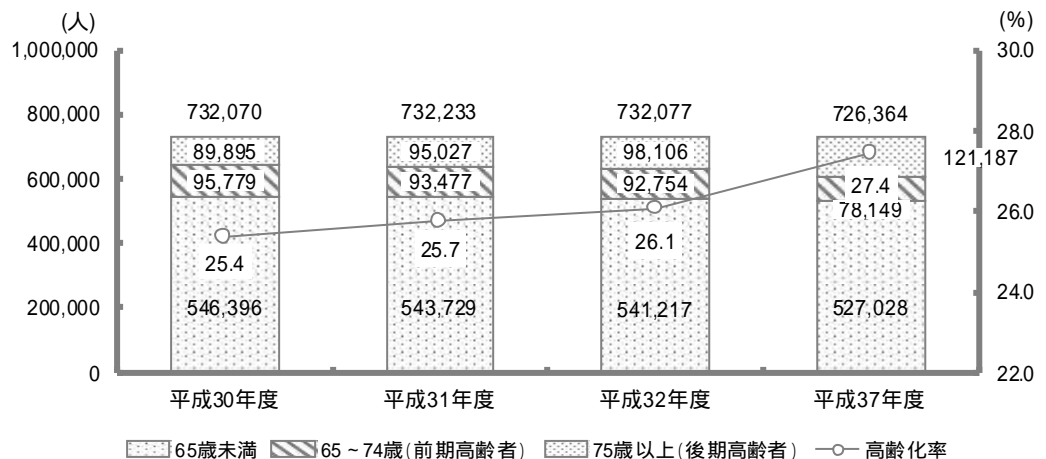
平成30年度以降の総人口は平成31年度をピークに減少し、平成32年度には732,077人になると見込まれます。高齢化率は、平成32年度に26.1%となり、平成29年度(24.7%)から1.4ポイントの増加が見込まれます。

さらに、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度になると、高齢者人口は、199,336人、高齢化率も27.4%となることが推計されています。

また、平成37年度には総人口及び65歳以上74歳以下の人口が減少し、75歳以上の人口は増加すると推計されます。このような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合は、今後更に増加すると考えられます。

平成30年度から平成37年度までにおける将来人口推計

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	732,070	732,233	732,077	726,364
40～64歳	251,387	252,781	254,079	257,647
65～74歳 (前期高齢者)	95,779	93,477	92,754	78,149
75歳以上 (後期高齢者)	89,895	95,027	98,106	121,187
40歳以上 計	437,061	441,285	444,939	456,983
65歳以上 計 (高齢者人口)	185,674	188,504	190,860	199,336
高齢化率(%)	25.4	25.7	26.1	27.4



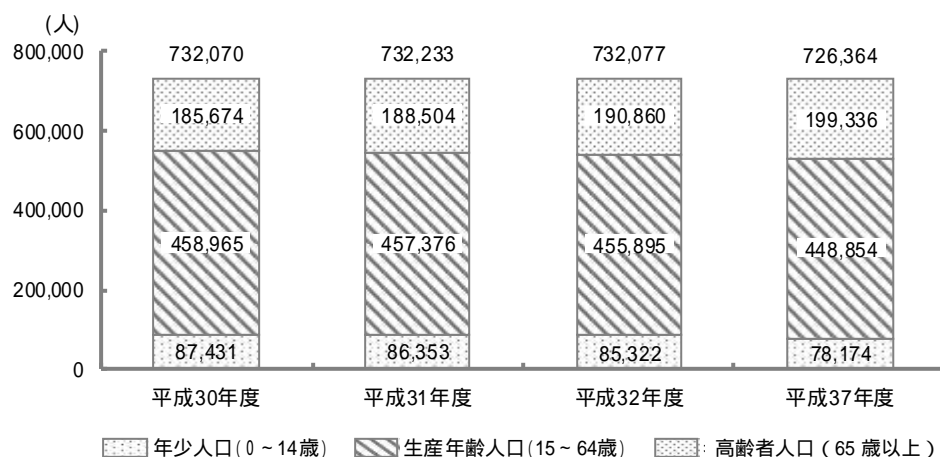
資料：都市みらい研究所発表資料

## イ 年齢3区分別将来推計人口

平成30年度以降の総人口を年齢3区分別に見ると、平成32年度における年少人口は、85,322人（総人口の11.7%）、生産年齢人口は455,895人（同62.3%）、高齢者人口は190,860人（同26.1%）となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少し、高齢者人口は毎年増加していき、平成37年度には約3.6人に1人が高齢者となる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける年齢3区分将来推計人口

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	732,070	732,233	732,077	726,364
年少人口 (0～14歳)	87,431	86,353	85,322	78,174
構成比(%)	11.9	11.8	11.7	10.8
生産年齢人口 (15歳～64歳)	458,965	457,376	455,895	448,854
構成比(%)	62.7	62.5	62.3	61.8
65歳以上計 (高齢者人口)	185,674	188,504	190,860	199,336
構成比(%)	25.4	25.7	26.1	27.4



資料：都市みらい研究所発表資料

2015年の国勢調査に基づく推計人口により推計を行います。

## (2) 介護保険第1号被保険者数の将来推計

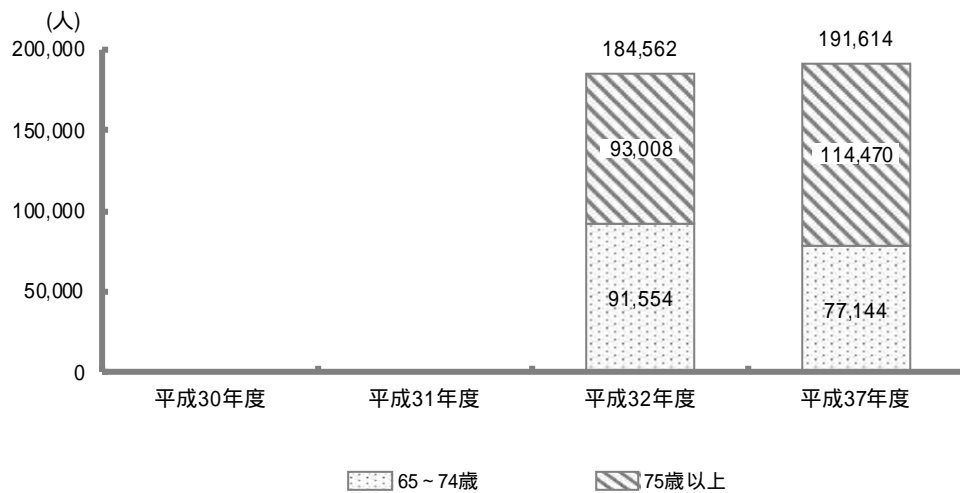
第1号被保険者(65歳以上)数は、平成32年度には184,562人、平成37年度には191,614人になる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける介護保険第1号被保険者数の詳細推計

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者				184,562	191,614
	65歳～74歳			91,554	77,144
	75歳以上			93,008	114,470

第1号被保険者数については、65歳以上の住民基本台帳の登録者数を基本に、住所地特例者数を考慮し、推計しています。

第1号被保険者数については、住所地特例の被保険者が含まれるため、高齢者人口と一致しません。



資料：介護保険課作成資料

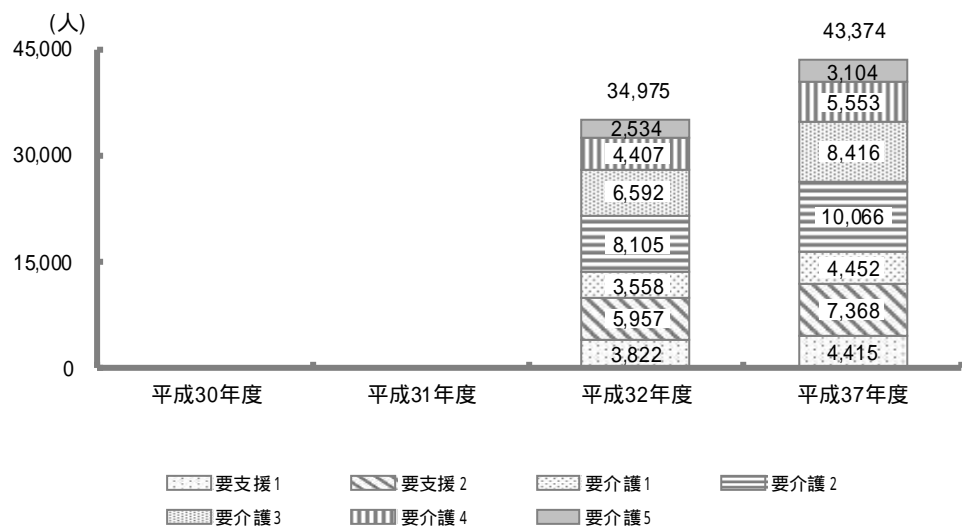
2015年の国勢調査に基づく推計人口により推計を行います。

### (3) 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は、平成32年度には34,975人、平成37年度には43,374人になる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける要支援・要介護認定者数の将来推計

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1			3,822	4,415
要支援2			5,957	7,368
要介護1			3,558	4,452
要介護2			8,105	10,066
要介護3			6,592	8,416
要介護4			4,407	5,553
要介護5			2,534	3,104
要支援・要介護認定者数			34,975	43,374



資料：介護保険課作成資料

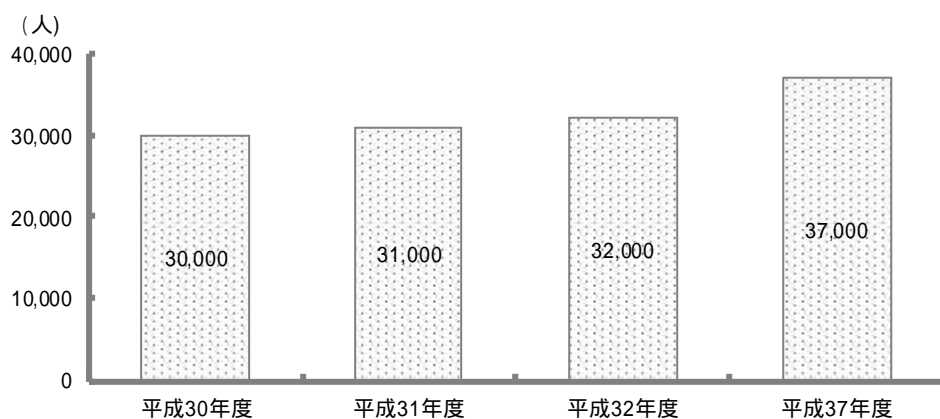
## (4) 認知症高齢者数の将来推計

認知症高齢者数については、75歳以上人口の増加などにより、平成32年度には約32,000人、平成37年度には約37,000人になる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける認知症高齢者数の将来推計

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症高齢者数	30,000	31,000	32,000	37,000

第6期相模原市高齢者保健福祉計画においては、平成22年度に厚生労働省が設定した「認知症高齢者の日常生活自立度」以上の出現率に基づく将来推計により記載していましたが、本計画では、国が平成27年1月に公表した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」により新たな推計値が示されたことから、これに基づき、本市の認知症高齢者数の将来推計を行っています。



資料：地域包括ケア推進課作成資料



### 3 高齢者等実態調査などの結果の概要

#### (1) 高齢者等実態調査

##### ア 調査の概要

###### (ア) 調査の目的

この調査は、本計画を策定するに当たり、高齢者等の実態及びニーズ把握を行うことにより、今後、取り組むべき高齢者施策の方向性を定める基礎資料とするため、実施したものです。

###### (イ) 調査の種類

次の3種類の調査を行いました。

調査名	調査対象
高齢者一般調査	市内在住で65歳以上の方(要支援・要介護認定者を除く。)(無作為抽出)
高齢者介護予防調査	市内在住で65歳以上の介護予防対象の方(無作為抽出)
介護保険認定者調査	市内在住で要介護1～5の方(施設入所者を除く。)(無作為抽出)

###### (ウ) 調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

調査期間：平成28年12月12日～平成28年12月28日

###### < 回収状況 >

調査名	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
高齢者一般調査	10,000件	7,290件	72.9%	7,289件
高齢者介護予防調査	3,000件	2,279件	76.0%	2,278件
介護保険認定者調査	7,000件	4,499件	64.3%	4,054件

高齢者一般調査及び高齢者介護予防調査の「有効回答数」は、「回収数」から白紙回答のものを除いた数です。

介護保険認定者調査の「有効回答数」は、「回収数」から「調査不能(入院、施設入所等)」及び白紙回答のものを除いた数です。

## イ 調査結果から見られる傾向等

- ・高齡者一般調査、高齡者介護予防調査における「外出する際の移動手段」の設問では、どちらの調査においても、「徒歩」の回答が最も多く、次いで、高齡者一般調査では「電車」、「自動車（自分で運転）」、「自転車」、高齡者介護予防調査では、「自動車（人に乗せてもらう）」、「タクシー」、「路線バス（乗合タクシー含む）」の結果となっています。
- ・「地域づくりへの参加者としての参加」の設問では、「参加したい」の回答が、高齡者一般調査では 67.0%、高齡者介護予防調査では 51.6%となっています。
- ・「高齡者支援センターの認知状況」の設問では、高齡者一般調査においては、「知っている」が 36.0%、「知らない」の回答が 37.1%、高齡者介護予防調査では、それぞれ 65.6%、13.0%、介護保険認定者調査では 53.6%、21.0%となっています。
- ・「今後、介護を受けたい場所」の設問では、いずれの調査においても、「自宅や家族の家で介護を受けたい」の回答が最も多く、高齡者一般調査では、29.9%、高齡者介護予防調査では 35.8%、介護保険認定者調査では 63.5%となっています。
- ・「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の設問では、いずれの調査においても、「配食」、「掃除・洗濯」、「移送サービス」、「買い物」が上位の回答となっています。
- ・高齡者一般調査、高齡者介護予防調査における「本市が優先して取り組むべき高齡者施策」の設問では、「在宅生活のための訪問介護・通所介護などのサービスの充実」、「特別養護老人ホーム・グループホーム等の施設整備」、「往診や訪問看護などの在宅医療の充実」、「介護予防サービスの充実」が上位を占めています。
- ・介護保険認定者調査における「主な介護者が行っている介護等」の設問では、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」の順となっています。
- ・介護保険認定者調査における「主な介護者が不安に感じる介護等」の設問では、「認知症状への対応」が最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」、「入浴、洗身」、「食事の準備（調理等）」の順となっています。

## ( 2 ) 介護職員等に対する就労意識調査

### ア 調査の概要

#### (ア) 調査の目的

この調査は、介護職場で実際に勤務されている介護職員に個別調査を行い、就労状況を把握することによって課題を探り、介護職に従事する人材の確保・定着を図るための今後の施策を検討する基礎資料とするため、実施したものです。

#### (イ) 調査対象者

市内の介護保険サービス事業に関わる事業所に就労する介護職員

#### (ウ) 調査方法と回収状況

調査方法：市内の介護事業所宛てに調査票を郵送の上、事業所の管理者から介護職員に調査票を配布し、介護職員から郵送で返送してもらい、回収しました。

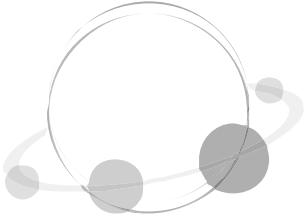
調査期間：平成 27 年 10 月 30 日～平成 27 年 11 月 20 日

#### < 回収状況 >

調査対象数	有効回答数	有効回答率
3,009人	1,282件	42.6%

## イ 調査結果から見られる傾向等

- ・「50歳以上」が33.4%と最も多く、次いで「40歳代」の27.8%と続き、40歳以上の方が全体の6割以上を占めています。また、男女の比率では、おおむね3：7で女性の方が多く、男性は「30歳代」、女性は「50歳以上」が最も多くなっています。
- ・最終学歴は、「高等学校（福祉関係以外）」が41.3%と最も多い。一方で、「高等学校（福祉関係）」、「大学・大学院（福祉関係）」がいずれも3.7%と最も少ない。
- ・「現在、働いている施設・事業所での勤続年数」の回答については、「1年以上3年未満」が27.6%で最も多く、次いで「5年以上10年未満」が19.6%、「3年以上5年未満」が17.3%となっています。
- ・「介護職を目指した理由」の回答については、「働きがいのある仕事だと思ったから」が39.1%で最も多く、次いで「自分に合っていると思ったから」が36.5%、「今後もニーズが高まる仕事だから」が33.5%となっています。
- ・不満、悩みや苦勞は、「人手が不足している」が62.4%と最も多く、次いで「給料等の収入が少ない」が43.2%、「有給休暇が取りにくい」が32.8%と続いています。
- ・「介護職員としての仕事の継続意欲」の回答については、「はい」が59.8%、「どちらともいえない」が33.6%、「いいえ」が4.9%となっています。
- ・「介護職員を増やすために必要なこと」の回答については、「給与面の改善」が87.2%、「介護職のイメージアップ」が48.7%、「介護に関する普及啓発」が23.9%となっています。
- ・施設・事業所が主催した研修は、「参加」が72.2%、「不参加」が24.7%となっています。
- ・施設・事業所以外の場所での研修は、「参加」が50.0%、「不参加」が48.0%とあまり差はありません。



## 第 3 章 計画の基本的方向



## 1 基本理念

本計画では、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して生活をおくることができる社会を目指し、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」を基本理念とします。

### 【基本理念】

いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成

### 【基本理念に基づく目指す姿】

- 1 本計画が目指す「高齢社会」では、高齢者誰もが、等しく人としての権利が尊重され、自らが求める生活を実現できることが最大限尊重されます。
- 2 高齢者一人ひとりが、ふさわしい福祉（介護）サービスや医療サービスなど心身の状況や生活環境に応じた支援が受けられ、安心して暮らせる社会を目指します。
- 3 高齢者一人ひとりが、家族や友人、親しい仲間、そして隣近所の人たちと心が通い合い、生きがいをもって生活できる社会を目指します。
- 4 高齢者一人ひとりが、地域社会の一員として尊敬され、そして豊富な経験や持てる知識を生かし、参加することができる社会を目指します。
- 5 長生きをして良かったと誇りを持って実感できる高齢社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、考え、行動するまちづくりを進めます。

## 2 基本的な考え方

介護保険制度の創設以来、本市は、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」を基本理念として、高齢者福祉の施策を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運用に努めてきました。

本市では、全国と比べると高齢化は遅れて進行していますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、「複数の疾病にかかりやすい」、「介護が必要になりやすい」、「認知症になりやすい」などの特徴がある75歳以上の高齢者人口が急速に増加します。この傾向は、都市部における今後の高齢化の進行の典型であり、本市では、この傾向が顕著に現れています。

最近のライフスタイルの変化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況にあり、さらに、長寿命化などにより、認知症の人をはじめとする介護が必要な高齢者や介護が必要となるおそれがある人が増加しています。一方で、健康寿命の延伸により従来の高齢者像にとらわれない活力ある高齢者による様々な活動も活発になっています。

こうした中、本市では、平成37年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

具体的には、第5期高齢者保健福祉計画期間（平成24年度から平成26年度まで）には、高齢者支援センターの増設、ひとり暮らし高齢者等見守り体制の整備、地域ケアサポート医の配置、特別養護老人ホームの整備などに取り組み、第6期高齢者保健福祉計画期間（平成27年度から平成29年度まで）には、更なる取組として、総合事業の推進、地域ケア会議の充実、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置などに取り組みできました。

これらの取組は、地域住民の皆様や医療機関、介護サービス事業者、関係団体の御尽力をいただきながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、一定の成果を挙げてきたところですが、総合事業の推進や医療・介護連携の強化など、地域の様々な資源や人材と協働しながら、更にその充実・強化を図っていく必要があります。また、今般の介護保険法の改正では、自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、保険者の取組を評価することとなっています。

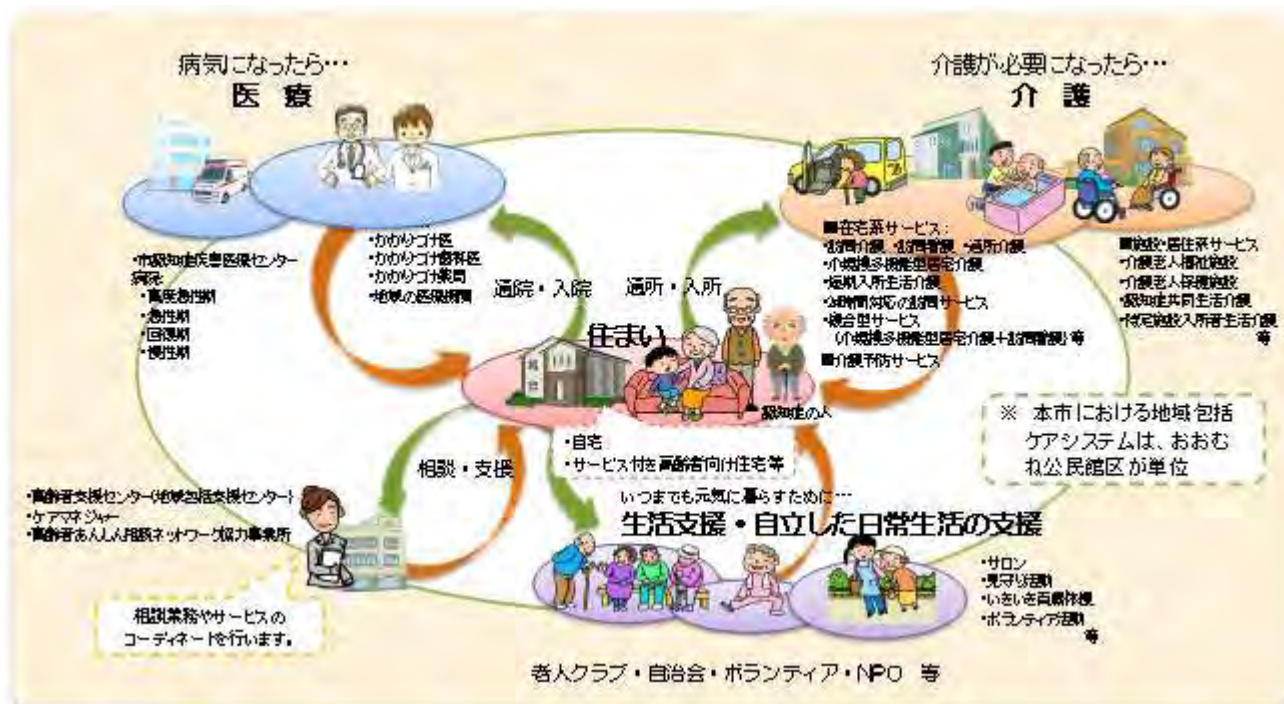


このため、本計画では、平成37年を見据え、自立支援、介護予防・重度化防止に向けて取り組みながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を施策の中心に据えて取組を進めるとともに、介護人材の確保・定着・育成や介護サービスの適切な提供体制づくりなどを推進します。

また、近年は、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子どもと要介護の親がいる世帯など、複合的な悩みを抱える個人や世帯への支援が課題となっており、地域のつながりの希薄化による「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

このようなことから、地域と協働し、支え合いながら暮らしていくことができるよう「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく中で、地域の住民が抱える多様かつ複合的な課題の解消に向け、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などとの連携を更に進めながら、包括的な支援体制の構築を進めてまいります。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて【重点取組事項】

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、更なる具体的な取組を進める必要があることから、本市の実情に的確に対応しつつ、次の事項に重点的に取り組みます。

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の中でも特に75歳以上の後期高齢者は、「慢性疾患や複数の疾病にかかりやすい」、「介護が必要になりやすい」などの特徴があります。医療や介護が必要な高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

このため、関係機関等と連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。

#### (2) 暮らしを支える体制の充実

住み慣れた地域での安心した日常生活を支えるため、適切かつ効果的に「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供できる体制の充実を図ります。

また、高齢者支援センターが開催する地域ケア会議を通じて、地域の様々な関係者の連携により、地域課題の把握や分析を行い、地域のネットワークの強化を図るとともに、地域の担い手の発掘・育成等や地域の見守り活動などを推進し、ボランティア、NPOや社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う多様な主体による、ともに支え合う地域づくりに向けて支援体制を充実します。

### ( 3 ) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、市高齢者居住安定確保計画と調和を図り、高齢者のニーズに応じた住まいの適切な整備を促進するとともに、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住まいの安定的な確保を図ります。

### ( 4 ) 認知症施策の推進

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点に立ち、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。

### ( 5 ) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、介護サービスの基盤整備と合わせて、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図るとともに、定着促進に向けた資質向上と働きやすい職場づくりへの取組を推進します。

また、地域のボランティアをはじめ、住民主体サービスの担い手などの人材を発掘するとともに、介護予防サポーターや認知症サポーター等の養成・スキルアップを図ります。

## 4 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて【重点取組事項】

高齢者がいきいきと自立した日常生活をおくることができるように、介護が必要でない人も、介護が必要な人も、その人の状態が維持向上する取組が重要です。このため、従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない自発的な取組や多様なサービスの提供を推進するとともに、専門性の高いケアマネジメント等を充実するほか、介護サービスの質の向上を促進します。

### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止に関する普及啓発

自立支援、介護予防・重度化防止に関する市の取組等の普及啓発を図ります。

また、自立支援、介護予防・重度化防止に資するための介護サービス事業所への支援とともに、研修、説明会、勉強会等を通じて地域で目指すべき方向性の共有に関する取組を推進します。

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

自らが生活機能の維持向上に努め、セルフケアを継続し、自立した日常生活をおくることができるよう、身近な地域における介護予防の活動を促進するとともに、住民主体によるサービスや事業者による人員等の基準を緩和したサービスの実施などの要支援者等に合った多様なサービスを提供することにより、総合事業の充実を図ります。

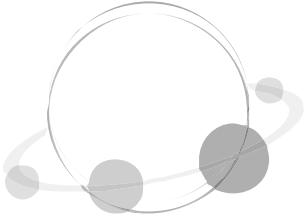
### (3) ケアプラン点検と専門性の高いケアマネジメントの充実

ケアプランが「自立支援」に資する適切なものとなるよう介護支援専門員等とともに検証・確認しながら、介護支援専門員等の「気づき」を促すケアプラン点検を実施します。

また、適切かつ効果的なアセスメント及び専門性の高いケアマネジメントの実施を促進することにより、生活の質の向上を支援します。

### (4) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者への指導・助言等を行うとともに、介護従事者等への研修を通じたスキルアップなどを図ることにより、介護サービスの質の向上を促進します。



## 第 4 章

# 基本目標と施策



# 1 施策の体系

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標に基づき施策を推進します。

## 【基本理念】

いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成

### 基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築

- 【方針1】在宅医療・介護連携の推進
- 【方針2】介護予防・生活支援等の推進
- 【方針3】高齢者の暮らしを支える体制の充実
- 【方針4】高齢者の居住安定に係る施策の推進

### 基本目標 2 認知症施策の推進

- 【方針1】当事者の視点に立った普及啓発と支援
- 【方針2】適時・適切な医療・介護等の提供

### 基本目標 3 介護サービス基盤の充実

- 【方針1】介護人材の確保・定着・育成
- 【方針2】介護サービスの質の向上
- 【方針3】介護サービス基盤の適切な整備

### 基本目標 4 高齢者の社会参加と生きがいの推進

- 【方針1】高齢者の社会参加の推進
- 【方針2】高齢者の生きがいの推進

いきいきと充実した生活をおくることのできる高齢社会の形成

基本目標 1  
地域包括ケアシステム  
の構築

【方針 1】在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【方針 2】介護予防・生活支援等の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）  
の充実

(2) 一般介護予防事業（総合事業）の推進

(3) 地域における担い手の確保・育成・支援

(4) 健康づくりと疾病予防・対策の推進

【方針 3】高齢者の暮らしを支える体制の充実

(1) 高齢者支援センターの機能の充実

(2) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実

(3) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進

(4) 地域における見守りのネットワークづくり  
の推進

(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実

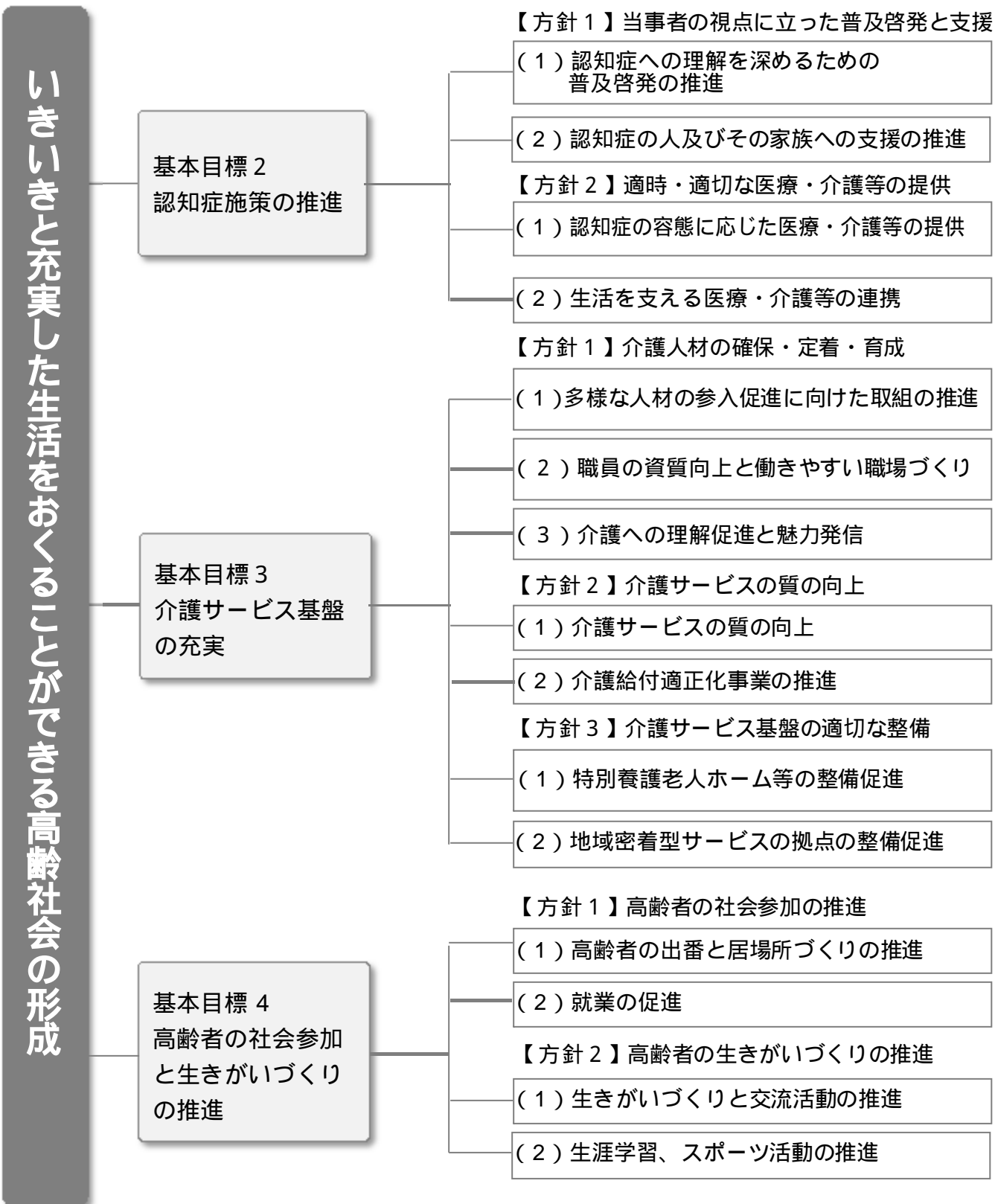
【方針 4】高齢者の居住安定に係る施策の推進

(1) 高齢者向けの住まいづくりの推進

(2) 高齢者等が安全・安心に暮らし、参加できる  
まちづくりの推進

(3) 災害時の支援体制の充実





## 2 基本目標と施策

基本目標

### 1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

#### 方針 1 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの様々な局面で、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。

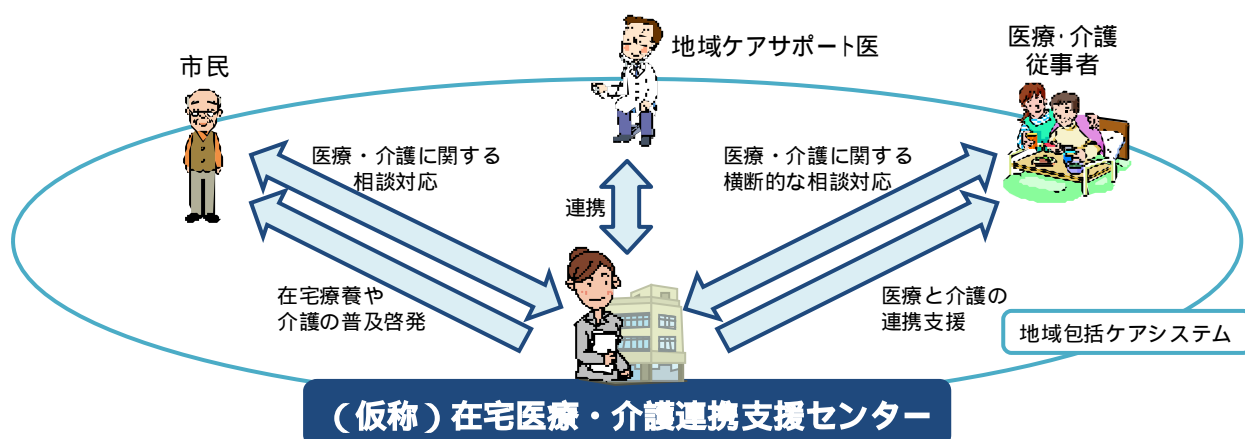
##### 〔施策の方向(1) 在宅医療・介護連携の推進〕

- ・市民や従事者からの医療や介護に関する相談への支援や情報提供、多職種の連携づくりの中核的な役割を担う「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の設置を検討します。
- ・現在、療養・介護が必要かどうかにかかわらず、市民やその家族が在宅医療・介護について理解し、考える契機となるように、市民への普及啓発を行います。
- ・医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による「顔の見える」関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどについて推進します。

基本的な取組	取組内容
在宅医療・介護連携に関する相談支援	<p>市民や医療・介護従事者からの相談への支援などの中核的な役割を担う（仮称）在宅医療・介護連携支援センターの設置の検討</p> <p>高齢者・介護家族電話相談事業（ホッと！あんしんダイヤル）や高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業による介護家族等からの相談への支援</p> <p>医療安全相談窓口による市民からの相談への支援</p> <p>在宅ケア連携室による市民や医療・介護従事者からの相談への支援の促進</p> <p>地域ケアサポート医による介護支援専門員及び高齢者支援センター職員等への医療的助言等</p> <p>高齢者支援センターによる介護支援専門員への支援</p>
市民への普及啓発	<p>在宅医療・介護連携市民講演会の開催</p> <p>本市ホームページを活用した在宅医療・介護連携に係る好取組及び施策の実施状況などの情報提供</p> <p>介護イメージアップ事業（さがみはら介護の日大会）を通じた介護の普及啓発</p> <p>終末期等への不安を抱える本人や家族に対する情報発信等の検討</p>
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	<p>医療・介護従事者による在宅医療・介護連携推進会議の開催</p> <p>医療・介護連携推進事業における医療・介護従事者との意見交換の実施</p>
地域の医療・介護の資源の把握と情報提供	<p>医師の比較的対応しやすい時間や連絡方法等を一覧表にするとともに、介護支援専門員等の名簿を作成し、相互の連絡を促進する「あんしんリンク（相模原市版ケアマネタイム）」の推進</p> <p>高齢者のための各種サービス内容をわかりやすく紹介した「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」の発行</p> <p>地域の医療機関・介護サービス事業所等を記載した高齢者支援センター地域情報誌の作成・配布</p> <p>地域包括ケア支援システムによる医療機関・介護サービス事業所等の一元的な情報提供の促進</p> <p>介護情報サービスかながわによる介護サービス事業所の情報提供の促進</p> <p>介護情報サービスかながわによる短期入所生活介護事業所における空床状況の情報提供の促進</p> <p>在宅療養支援診療所等の情報提供</p>

基本的な取組	取組内容
医療・介護関係者の研修	<p>医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修や多職種研修会の開催</p> <p>介護支援専門員と高齢者支援センター職員間で情報交換等を行う、高齢者支援センター・居宅介護支援事業所交流会の開催</p> <p>介護職員等に対する喀痰吸引等研修の実施</p> <p>認知症の人を支援している医療・介護従事者の連携を図るための研修の実施</p> <p>関係団体及び本市などによる医療・介護従事者を対象とする研修の市ホームページにおける周知</p>
医療・介護関係者の情報共有の支援	<p>支え手帳（認知症地域連携パス）の普及促進</p> <p>支え手帳や保険証、受診券、お薬手帳、検査結果などの資料を一つに保管・持参できる（仮称）在宅療養連携手帳の普及促進</p> <p>在宅ケア連携事業の促進</p> <p>緊急の入院・受診時において、医療に関する本人の意思表示を含めた医療機関の情報伝達方法や、医療機関と施設間における連携方法の検討</p>
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	<p>地域ケアサポート医や在宅ケア連携室を通じた医療・介護従事者の連携の促進</p> <p>認知症初期集中支援チームによる認知症が疑われる人及び認知症の人並びにその家族への支援体制の構築</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備促進</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所の整備促進</p> <p>医療関係団体による相模原口腔保健センターを活用した寝たきり高齢者等への歯科診療の実施に向けた検討</p>
在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	<p>介護保険施策などについて情報交換を行う町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議の開催</p> <p>他の市町村との連携に向けた検討</p>

（仮称）在宅医療・介護連携支援センターのイメージ



## 方針 2 介護予防・生活支援等の推進

住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、総合事業等の一層の充実を図り、高齢者の居場所づくりや社会参加等を促進します。

### 〔施策の方向(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実〕

- ・ 地域の実情や利用者の多様なニーズを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図るため、身近な場所で状態像に合った適切な介護予防・生活支援サービスを推進します。
- ・ 住民主体サービス等については、高齢者支援センターと生活支援コーディネーターの連携により、日常生活圏域ごとに、サービスの充実を図ります。
- ・ 基準緩和サービス事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。
- ・ 介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。
- ・ 高齢者の状態像を的確かつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。

基本的な取組	取組内容
訪問型、通所型、その他の生活支援サービスの創設と提供	<p>訪問型サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護員等による生活援助などの実施促進</li> <li>・ 住民主体等による生活支援の実施促進</li> <li>・ 集中的な支援による運動機能の維持向上や口腔機能の向上等のプログラムの提供</li> <li>・ NPO、民間事業者等による移動支援の検討</li> </ul> <p>通所型サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等による生活機能向上のための機能訓練、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等の実施促進</li> <li>・ 住民主体による体操、運動等の活動など、地域の資源を活用した多様で自主的な通いの場の提供促進</li> <li>・ 集中的な支援による運動機能の維持向上や口腔機能の向上等のプログラムの提供</li> </ul> <p>その他の生活支援サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養改善や見守りを目的とした配食サービスの実施</li> <li>・ 高齢者を対象とする見守りサービスの検討</li> </ul>

基本的な取組	取組内容
介護予防ケアマネジメントの充実	<p>高齢者支援センターによる適切かつ効果的なアセスメント及び介護予防ケアマネジメントの実施</p> <p>専門職（理学療法士/作業療法士/言語聴覚士/歯科衛生士/栄養士等）による対象者の状態に応じた相談の実施</p> <p>多職種（医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士等）の助言を得ながら介護予防・自立支援に向けた目標設定や支援を判断する会議の開催</p>
サービスの質の確保・向上に向けた取組	<p>サービス事業者等に対する指導・監督の実施</p> <p>介護予防・生活支援サービス及び一般介護予防事業の評価・検証、必要に応じた見直し</p>

〔施策の方向(2) 一般介護予防事業（総合事業）の推進〕

- ・身体能力等を維持向上させることができるよう、すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図るとともに、介護予防活動の主体的な取組や参加を促進します。
- ・リハビリテーション専門職等の知見を活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることにより、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことによって、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。
- ・専門関係団体等との連携や地域資源を活用することにより、一般介護予防事業の推進や住民自身が運営する通いの場の利用を促進します。
- ・介護支援ボランティア事業の充実や介護予防サポーターの育成・支援を行います。

基本的な取組	取組内容
介護予防の推進と普及啓発	<p>高齢者支援センターの活動や民生委員・児童委員のひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業等による支援を要する対象者の把握</p> <p>専門関係団体や外部専門家との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市医師会、市歯科医師会、市栄養士会、健康づくり普及員連絡会等と連携した介護予防事業の推進</li> </ul> <p>介護予防に資する知識の普及啓発と、地域において気軽に参加できる一般介護予防事業の実施</p> <p>介護保険法において目的等に掲げられている自立支援、介護予防・重度化防止についての普及啓発</p> <p>介護予防・生活支援サービス及び一般介護予防事業の評価と検証、必要に応じた見直し（再掲）</p>
リハビリテーション専門職等の知見を活用した自立支援に資する取組の推進	<p>いきいき百歳体操の推進</p> <p>リハビリテーション専門職等を活用した通いの場等への支援</p> <p>リハビリテーション専門職の地域ケア会議への参画</p> <p>専門職（理学療法士/作業療法士/言語聴覚士/歯科衛生士/栄養士等）による対象者の状態に応じた相談の実施（再掲）</p>
高齢者の出番と居場所、通いの場づくりの促進	<p>住民主体による多様な通いの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の出番と居場所づくり（サロン等）など、社会参加を促す取組の実施</li> <li>・各高齢者支援センター等による地域の資源を活用した多様な通いの場の創出</li> <li>・地域の様々な団体との連携や地域の人材と協働した介護予防の推進</li> <li>・民間施設等を活用した介護予防教室等の充実</li> </ul> <p>高齢者福祉施設等の地域交流スペースや介護予防拠点など、多様な活動の場の創出</p>
自らが介護予防に取り組む事業への参加促進	<p>ボランティア等の人材育成の充実を図るための介護予防サポーターの養成・活動支援</p> <p>ボランティアセンターとの連携による介護支援ボランティア（さがみはら・ふれあいハートポイント）事業の充実</p>

〔施策の方向(3) 地域における担い手の確保・育成・支援〕

- ・住民主体サービスの担い手の発掘・育成を支援し、高齢者の介護予防・生活支援に関するサービスの拡充を図り、地域で活動する機会や役割を担うことで、自立支援につながるよう、介護予防、生活支援、社会参加が一体となった取組を推進します。

基本的な取組	取組内容
担い手の育成と活動支援	第2層生活支援コーディネーターによる地域活動に興味がある人材の発掘と確保 住民主体サービスの担い手の養成 介護予防サポーターの養成・活動支援（再掲） いきいき百歳体操リーダーの養成・活動支援 地域活動の担い手のマッチングの推進



〔施策の方向(4) 健康づくりと疾病予防・対策の推進〕

- ・健康づくりに関する情報提供を充実するとともに、市民の健康づくりに関する意識の高揚につながる施策の実施に努め、健康づくり活動を支援するリーダーの育成を図り、健康増進を推進するとともに、健診受診率向上のための普及啓発や早期発見・早期治療のための各種健診事業の充実を図ります。
- ・生活習慣病に対する予防として、食生活の改善や日常生活に運動の習慣を取り入れるなどの一次予防に重点を置いた保健サービスを行うとともに、疾病や予防に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、疾病予防・対策の充実を図ります。

基本的な取組	取組内容
健康づくりに関する情報提供	広報さがみはら、ウェルネス通信、市ホームページ等による情報提供
健康づくりに関する意識の醸成・高揚と地域に根ざした健康づくりの推進	さがみはら市民健康づくり会議をはじめとした健康づくり関係団体との連携による「市民健康づくり推進月間」や「健康フェスタ」等の普及啓発事業を通じた健康への意識醸成・高揚と健康づくり活動の促進
健康づくり活動を支援するリーダーの育成	健康づくり普及員や食生活改善推進員、健康づくり関係団体の育成・支援
健診体制の充実	健診受診率向上のための普及啓発及び保健指導の充実 ・国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導、後期高齢者医療制度加入者の健康診査、医療保険未加入者の健康診査及び保健指導、各種がん検診並びに成人歯科健康診査の実施
生活習慣病予防の充実	生活習慣病予防事業の充実 ・健康教育事業、健康相談事業、訪問指導事業の実施 ・歯科健康相談の実施 ・各種健診の要保健師指導対象者への保健師・栄養士等による個別支援
感染症予防、難病対策の充実	感染症予防、難病対策に関する普及啓発及び相談支援 ・結核等感染症の早期発見・発症予防及び治療支援、予防接種法に基づく高齢者インフルエンザ予防接種等の推進と予防に対する知識の普及啓発及び難病法に基づく医療費助成、難病患者地域支援対策推進事業の実施

### 方針 3 高齢者の暮らしを支える体制の充実

高齢者の様々なニーズに対応するため、高齢者支援センターの機能と後方支援の充実を図るとともに、ボランティアや成年後見制度などの地域全体で高齢者を支える体制づくりを行います。

#### 〔施策の方向（1）高齢者支援センターの機能の充実〕

- ・ 高齢者支援センターが地域包括ケアシステムの構築のための地域の中核的な機関としてより一層の役割を担い、高齢者一人ひとりの状態やニーズなどに応じた医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を適切かつ効果的に提供できる運営体制の充実を図ります。
- ・ 市が、基幹的高齢者支援センターとしての機能を担い、各地区の高齢者支援センターの後方支援や総合調整を行い、効率的・効果的な運営と連携を推進するとともに、地域ケア推進会議を開催し、多くの地域で共通する課題等の解決に向けて検討します。

基本的な取組	取組内容
高齢者支援センターを中心とした総合相談体制の充実	高齢者支援センターの認知度の向上 高齢者支援センターによる介護支援専門員への支援(再掲) 高齢者支援センター業務にかかる情報の公表(情報の見える化)の推進 高齢者支援センターによる適切かつ効果的なアセスメント及び介護予防ケアマネジメントの実施(再掲) 情報システムを活用した総合相談業務等の実施 高齢者支援センター、市の保健福祉相談窓口、市社会福祉協議会、高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業所等によるサービス情報の提供 高齢者・介護家族電話相談事業(ホッと!あんしんダイヤル)や高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業による介護家族等からの相談への支援(再掲) 高齢者支援センターによる家族介護教室の開催 高齢者支援センターの出張相談等の実施 介護家族等がより相談しやすい仕組みづくりの検討 高齢者支援センターの地区中心部への移転の推進と地域交流スペースの設置の促進

基本的な取組	取組内容
基幹的機能による高齢者支援センターの後方支援・総合調整	高齢者支援センター間の連携強化と効率的・効果的な運営の推進 高齢者人口の増加等に伴う業務量や役割の変化に応じた適切な職員の配置 高齢者支援センターの職員研修の充実による質の向上 ・職種別の専門研修、新任・現任・センター長などの階層別研修の実施 高齢者支援センターの基幹的機能を担い、運営法人に対する助言及び指導を実施 地域包括支援センター運営協議会によるセンターの活動の評価・検証 全国で統一して用いる評価指標及び第三者評価等の実施によるPDCAサイクルの確立 公募による高齢者支援センターを運営する法人の選定 介護予防ケアマネジメントの質の向上のための介護予防サービス・支援計画書の点検 市域での施策を協議する地域ケア推進会議による広域的政策課題の解決に向けた検討
地域との連携による地域の支援体制づくりの推進	地域の関係団体との連携 地域住民の活動支援 生活支援コーディネーターとの連携及び地域ケア会議地域づくり部会の運営 各高齢者支援センター等による地域の資源を活用した多様な通いの場の創出（再掲） 地域子育て支援拠点や障害者相談支援事業所などの関係機関との連携

〔施策の方向(2)地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実〕

- ・地域ケア会議を通じ個別事例等の検討から地域課題を抽出し、課題に対する地域資源の開発を推進します。
- ・地域の様々な関係者と連携し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、全市的な高齢者施策の展開へつなげていきます。

基本的な取組	取組内容
多職種連携による地域課題の把握	多職種連携による地域ケア会議個別事例検討部会を通じた高齢者の生活の質を高める取組の推進と地域課題の把握
地域ケア会議を通じた地域のネットワークの取組の推進	地域ケア会議地域づくり部会による地域課題に対する検討と地域資源の開発 生活支援コーディネーターと高齢者支援センターを中心とした地域の関係者の情報交換・意見交換の促進 日常生活圏域における「今後の地域での活動や取組」を効果的に推進するための支援方策の検討 市域での施策を協議する地域ケア推進会議による広域的政策課題の解決に向けた検討（再掲）

〔施策の方向(3) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進〕

- ・ 地域の実情を踏まえ、利用者の多様なニーズに応え、住み慣れた地域での自立した日常生活を支えるため、ボランティアやNPO、社会福祉法人等の多様な主体によるサービス提供の支援を行うとともに、生活支援サービスを提供するボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化を促進します。
- ・ 生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や地域の担い手などの地域資源とニーズのマッチングにより生活支援を充実します。
- ・ 高齢者の生活を支えるため、生活支援情報等を効果的に発信します。
- ・ 地域の住民が抱える介護と育児や障害などの多様かつ複合的な課題について、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などの連携体制の構築に向けた検討を進めます。

基本的な取組	取組内容
多様な主体による活動の促進	<p>地域の様々な社会的資源（フォーマル、インフォーマル）による支援体制（自助・互助・共助・公助）の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等へのボランティアの活用や企業等との連携による買物支援の検討</li> <li>・ 公共交通等の利用が不便な高齢者等に対する移動支援策の検討及びモデル事業の実施</li> </ul> <p>生活支援コーディネーターと高齢者支援センターを中心とした地域の関係者の情報交換・意見交換の促進（再掲）</p> <p>地域の団体間の情報共有の促進</p> <p>地域活動の好事例などの収集・共有化</p> <p>地域子育て支援拠点や障害者相談支援事業所などの関係機関との連携（再掲）</p>
ボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進	<p>地域の関係者への活動支援及び地域のボランティアグループ、NPO等の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」活動の促進</li> <li>・ 老人クラブによる友愛活動等の促進</li> <li>・ 市社会福祉協議会(ボランティアセンター)やボランティアグループ、NPO、さがみはら市民活動サポートセンターによる市民活動等への支援</li> <li>・ 介護予防サポーターの養成・活動支援(再掲)</li> </ul> <p>民生委員・児童委員やボランティアなどの地域活動や地区社会福祉協議会による福祉コミュニティ形成事業などの取組への支援</p> <p>地域活動デビューのための支援</p>

基本的な取組	取組内容
生活支援コーディネーターによる生活支援の充実	<p>各地区の生活支援コーディネーターによる地域ニーズの把握と地域資源のマッチングによる生活支援の充実</p> <p>ボランティアなどの地域における担い手の発掘育成</p> <p>住民主体サービス実施団体の育成</p> <p>地域資源の活用・ネットワーク化の推進による活動場所や交流拠点の確保</p>
生活支援情報等の効果的な発信	<p>高齢者支援センター、市の保健福祉相談窓口、市社会福祉協議会、高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業所等によるサービス情報の提供（再掲）</p> <p>広報さがみはら、市ホームページへの掲載や情報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報さがみはらや市ホームページへの掲載</li> <li>・ 地域の医療機関・介護サービス事業所等を記載した高齢者支援センターの地域情報誌の作成・発行（再掲）</li> <li>・ 高齢者のための各種サービス内容をわかりやすく紹介した「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」の発行（再掲）</li> </ul> <p>民間事業者等と連携した情報発信の検討</p>

〔施策の方向(4) 地域における見守りのネットワークづくりの推進〕

- ・地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進や民間事業者等による見守り活動を促進するなど、地域の関係者による重層的な見守り体制のネットワークづくりを推進します。

基本的な取組	取組内容
地域の団体や民生委員・児童委員による見守り活動の推進	<p>地域の関係者による地域の実情に応じた見守り体制の構築のための方策の検討</p> <p>高齢者支援センターの電話等による見守り活動の実施</p> <p>地域の関係者への活動支援及び地域のボランティアグループ、NPO等の活動促進（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」活動の促進（再掲）</li> <li>・老人クラブによる友愛活動等の促進（再掲）</li> <li>・市社会福祉協議会(ボランティアセンター)やボランティアグループ、NPO、さがみはら市民活動サポートセンターによる市民活動等への支援（再掲）</li> </ul> <p>民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業の実施</p> <p>高齢者支援センターや民生委員・児童委員、自治会など、地域における多様な主体との連携による消費者被害の未然防止及び早期発見の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域主体との連携により、見守りを必要とする高齢者等における消費者被害の早期発見と相談対応の実施</li> <li>・見守りに携わる関係機関等への積極的な情報提供による消費者被害の防止</li> </ul>
民間事業者等を含めた重層的な見守り体制の整備	<p>民間事業者等による見守り活動の促進</p> <p>民間事業者等と市・地域の連携による見守り活動の充実</p>

〔施策の方向(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実〕

- ・ 高齢者が尊厳をもって生活をおくることができるよう、高齢者の虐待防止に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進を図ります。
- ・ 成年後見制度についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度の利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。
- ・ 高齢者の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を推進します。

基本的な取組	取組内容
<p>高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進</p>	<p>高齢者虐待防止に関する普及啓発                      高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催を通じた関係機関のネットワークの構築                      関係機関や専門家との連携による個別ケースへの対応                      高齢者支援センターを中心とした困難事例へのアプローチ                      ・ 高齢者支援センターによる介護支援専門員への支援(再掲)                      ・ 関係機関と連携した介護家族等への支援                      高齢者虐待に関する研修等の充実                      ・ 民生委員・児童委員への普及啓発の実施                      ・ 介護支援専門員等への普及啓発の実施                      ・ 介護従事者への研修の実施                      ・ 介護サービス事業所へ的高齢者虐待防止に係る指導の実施                      (仮称)権利擁護センターとの連携                      高齢者虐待等の早期把握及び適切な対応への支援                      ・ 高齢者支援センターの活動や、高齢者・介護家族電話相談事業(ホッと!あんしんダイヤル)や高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業、民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業等からの把握及び適切な対応への支援</p>



基本的な取組	取組内容
成年後見制度利用支援の推進	成年後見制度利用促進基本計画の策定 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりの推進 成年後見制度の普及啓発の推進 ・ 専門家団体等と連携した市民公開講座・相談会の開催 ・ 高齢者支援センター等による継続的な普及啓発 成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 市社会福祉協議会等と連携した支援の充実 ・ 制度の利用が困難な人への支援の実施
市民後見人制度の推進	市民後見人制度の推進に向けた取組 ・ 市民後見人の育成に向けた研修の実施 ・ 市民後見人の活動に対する支援 ・ 専門関係団体やNPOとの連携 (仮称)権利擁護センターとの連携(再掲)
消費者被害の防止	消費生活情報の充実 ・ 市ホームページや消費生活情報紙「すばいす」、パンフレット等による消費生活情報の発信 消費者教育及び啓発・学習機会の提供 ・ 地域における消費者啓発の充実 ・ 消費生活学習事業の実施 消費生活相談窓口の充実 ・ 消費生活センターにおける相談事業の周知 ・ 消費生活センターの機能強化 ・ 相談員の人材育成

## 方針 4 高齢者の居住安定に係る施策の推進

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要となってきました。こうしたことから、高齢者居住安定確保計画と調和を図り、高齢者の住まいの安定的な確保を行います。

### 〔施策の方向(1) 高齢者向けの住まいづくりの推進〕

- ・ 高齢者が安心して暮らせるように、住宅施策と介護保険・高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの確保など、高齢者居住安定確保のための施策の推進を図ります。
- ・ 高齢者が重度な要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活をおくることができるように、住まいの改修等を促進します。

基本的な取組	取組内容
高齢者居住安定確保のための施策の推進	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備促進 特定施設（介護付き有料老人ホーム等）の整備促進 軽費老人ホーム及び養護老人ホームの安定的な運営への支援 サービス付き高齢者向け住宅の供給促進と適正な管理 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進 高齢者の市営住宅への入居の円滑化 市営住宅に居住する高齢者の低層階入居の斡旋 あじさい住宅等への生活援助員の派遣等 市営住宅集会所の活用 居住支援協議会等による入居支援 高齢者向け住まい探し相談会の開催 あんしん賃貸支援事業による入居支援 不動産業者等への地域包括ケアの普及・啓発 終身建物賃貸借制度の運用・普及 高齢者の住宅資産を活用した居住の安定確保 高齢者向け住まいの情報提供の充実と普及啓発
住まいのバリアフリー化の推進	住宅改修相談の実施 住宅のバリアフリー化及び耐震化の促進 市営住宅のバリアフリー化の推進 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に沿ったバリアフリー化の推進

〔施策の方向(2) 高齢者等が安全・安心に暮らし、参加できるまちづくりの推進〕

- ・ 高齢者等が安全かつ快適に暮らすことができる社会に向け、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、まちづくりを進めます。
- ・ 増加する高齢者に関わる事故を防止するため、交通安全の普及啓発を行います。また、犯罪被害を防止するため、防犯の意識啓発を図ります。

基本的な取組	取組内容
ユニバーサルデザインの推進	相模原市ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進 バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進 高齢者等の乗降に優しいノンステップバス車両の導入の促進 身近な公園整備や公園のバリアフリー化など、安全で快適な生活環境の確保の推進
交通安全の普及啓発	自動車・自転車運転等の高齢者向けの交通安全教室の開催 交通安全キャンペーン等による啓発活動の推進
防犯の意識啓発	振り込め詐欺や空き巣対策等の高齢者向けの防犯講習会の開催 防犯キャンペーン等による防犯啓発活動の推進

〔施策の方向(3) 災害時の支援体制の充実〕

- ・ 災害時における高齢者等の要援護者に対する支援体制の充実を図ります。

基本的な取組	取組内容
災害時要援護者の避難支援対策の充実	地域における災害時要援護者避難支援体制づくりの促進 介護施設等との連携による福祉避難所の充実

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、社会全体として認知症への理解を深め、認知症の人の意思が尊重される、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりに取り組みます。また、早期発見・診断・対応をしていくための体制強化など、医療・介護などをはじめとした地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

### 方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援

普及啓発や支援について、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進します。

#### 〔施策の方向(1)認知症への理解を深めるための普及啓発の推進〕

- ・誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近なものであること、認知症の人が出来ることを生かして、希望や生きがいを持って暮らしていることについての普及啓発等を通じて、地域住民への理解を深めていきます。
- ・「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイトの養成・活動を支援し、認知症の人やその家族の「応援者」である認知症サポーターを増やしていきます。また、様々な場面で認知症サポーターが活躍できるよう、活動を支援します。

基本的な取組	取組内容
認知症の人の視点に立った普及啓発	地域ケア会議個別事例検討部会における認知症についての事例検討による認知症に関する理解の促進 認知症に関する知識や初期に対応することの有効性についての理解を促進 ・地域の人が集まる場（いきいき百歳体操など）での周知 ・回覧、チラシ配布などによる普及啓発 本人の参加による啓発活動の実施 市民向け講演会の実施
認知症サポーターの養成と活動支援	キャラバン・メイト連絡会と連携した認知症サポーターの養成 キャラバン・メイトの養成・活動支援 認知症サポーターの活動支援に向けた、認知症の人とその家族のニーズの調査及び活動のマッチングの検討

〔施策の方向(2)認知症の人及びその家族への支援の推進〕

- ・認知症の人が有する力を最大限に生かしながら生活できるように支援を行うとともに、家族介護者の心身のリフレッシュを図り、認知症の人やその家族、地域住民や専門職が相互に情報を共有し、理解し合うための交流事業を推進します。
- ・若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくりなど、若年性認知症の特性に配慮した地域生活の支援に努めます。
- ・認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステムの周知と協力体制を推進するとともに、行方不明のおそれがある高齢者の事前登録を進めます。また、認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の周知や利用促進を行います。

基本的な取組	取組内容
認知症の人及びその家族への支援	認知症の人と家族の居場所づくり、交流する場の資源の把握や開発の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェの普及促進</li> <li>・家族への支援</li> </ul> 認知症に関する相談支援体制の再構築 介護家族支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・介護家族電話相談事業（ホッと！あんしんダイヤル）や高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業による介護家族等からの相談への支援（再掲）</li> <li>・高齢者支援センターによる家族介護教室の開催（再掲）</li> </ul> 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備促進（再掲） 関係機関と連携した若年性認知症に係る支援
安全・安心な地域の体制整備	認知症高齢者・障害者等徘徊検索サービスの普及及び認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステムによる連携の推進 成年後見制度の普及啓発の推進（再掲） 成年後見制度利用支援事業の推進（再掲）

## 方針 2 適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の容態の変化に応じて、適時・適切な医療・介護等の提供ができる仕組みの実現を目指します。

### 〔施策の方向(1) 認知症の容態に応じた医療・介護等の提供〕

- ・本人や家族が認知症の疑いや心配を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるように普及啓発を図ります。
- ・認知症の早期診断・早期対応のための体制の整備・強化に取り組みます。
- ・認知症の人の容態の変化に応じて、適時・適切に、その容態に最もふさわしい医療・介護等が提供される仕組みの構築に取り組みます。

基本的な取組	取組内容
認知症発症予防の推進	住民が主体的に運営している通いの場や認知症サポーター養成講座等を活用した発症予防、相談先等の普及啓発 認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）の活用の促進 高齢者支援センターによる地域型認知症予防教室の開催
早期受診・早期対応のための体制整備	地域の連携の核となる市認知症疾患医療センターの運営 認知症サポート医の養成 認知症に関する相談支援体制の再構築（再掲） 医療従事者向けの研修の実施 ・かかりつけ医向けの研修の実施 ・歯科医師や薬剤師向けの研修の実施 認知症初期集中支援チームによる集中的な初期支援の実施 簡易チェックシート等を活用した早期発見
容態に応じた医療・介護の提供	市認知症疾患医療センターによる鑑別診断や専門医療相談 認知症急性期及び安定期受入協力病院連携事業の実施 病院に勤務している医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施

〔施策の方向(2)生活を支える医療・介護等の連携〕

- ・ 認知症の人やその家族に対し、サービスが切れ目なく提供されるよう、情報連携ツールなどを活用し、医療・介護関係者の連携を推進します。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、かかりつけ医等の医療との連携も含めた認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。

基本的な取組	取組内容
連携促進ツールの普及促進	認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）の活用の促進（再掲） 支え手帳（認知症地域連携パス）の普及促進（再掲） 支え手帳や保険証、受診券、お薬手帳、検査結果などの資料を一つに保管・持参できる（仮称）在宅療養連携手帳の普及促進（再掲） 認知症地域支援推進員の活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人及びその家族への支援</li> <li>・ 関係機関との連携の推進</li> <li>・ 医療機関や介護サービス事業所への研修会等の実施の推進</li> </ul>
地域のネットワーク体制の整備強化	かかりつけ医等医療関係者や介護関係者との連携強化 市認知症疾患医療センターを中心とした関係機関との連携の推進 在宅療養支援診療所等の情報提供（再掲） 認知症サポート医の養成（再掲）

## 介護サービス基盤の充実

高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の着実な実施や介護サービスの質の向上を図るとともに、平成37年(2025年)を見据えた適切なサービス量を確保します。

### 方針1 介護人材の確保・定着・育成

今後の増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に確保するため、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を推進します。

#### 〔施策の方向(1) 多様な人材の参入促進に向けた取組の推進〕

- ・人材の確保・定着・育成の取組を推進するため、一元的な機能を持つ「(仮称)介護人材センター」の設置を検討します。
- ・新たに介護職を目指す人を始め、他の分野に従事する人や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護への関心を広く喚起していくことで就業機会の創出を図ります。
- ・公共職業安定所や市就職支援センターなどの関係機関等と連携した就業の支援を図ります。
- ・市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携による多様な人材の就業に向けた働きかけや高齢者等の参入・参画の促進を図ります。

基本的な取組	取組内容
多様な人材の参入促進に向けた取組の推進	(仮称)介護人材センターの設置の検討 多様な人材確保に向けた福祉と介護の仕事に関する就職相談会の開催など就業機会の創出 キャリアコンサルタント等と連携した就職相談・就労支援 関係団体等との連携・支援 ・就業に向けた働きかけ ・高齢者等の参画や地域との交流の場の創出 将来の介護人材の確保・育成に向けた中高生への介護に関する啓発 多様な人材の参入・参画促進に向けた介護に関する啓発 シルバー人材センター会員の拡充と事業の活性化 生活支援サービスによる就業機会の拡充と地域貢献の促進 人材の確保に向けた新たな支援策の検討





〔施策の方向(2)職員の資質向上と働きやすい職場づくり〕

- ・キャリア形成の仕組みづくりや従事者の資質の向上が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制づくりや職場内及び外部の研修の受講機会等の確保など、施設長や従事者への研修等の充実を図ります。
- ・従事者のストレス緩和などの心の健康の保持増進に向けたメンタルヘルス対策等の推進を支援するとともに、労働環境の改善等に向けた支援等を行っていくことにより、一人ひとりの従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備に努めます。

基本的な取組	取組内容
職員の資質の向上と働きやすい職場づくり	(仮称)介護人材センターの設置の検討(再掲) 介護職員等のキャリアアップに対する支援 介護職員等に対する <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修の実施(再掲) 認知症の人の介護に関する研修の実施 ユニットケアの質の向上を図るための研修の実施 訪問介護員向けの研修の実施 介護職員等研修事業への支援 新任介護職員等を応援し、職員同士が交流できる場の提供 介護職員等の勤続表彰の実施 介護施設等従事者に向けたメンタルヘルスや高齢者虐待防止等に関する研修の実施 介護支援専門員に対するケアマネジメント研修の実施 事業所の意欲向上につながる支援 介護ロボット等の最新技術の活用を含めた労働環境改善に向けた支援 人材の定着・育成に向けた新たな支援策の検討

〔施策の方向(3)介護への理解促進と魅力発信〕

- ・働きがいや魅力のある職場として、介護の仕事を広く発信します。
- ・成長段階に応じて介護サービスの意義や重要性について理解と体験ができるように働きかけを行うことで、就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、介護の理解促進を図ります。
- ・新たな人材として期待される多様な人材の参入・参画の促進を図ります。

基本的な取組	取組内容
介護への理解促進と魅力発信	(仮称)介護人材センターの設置の検討(再掲) 将来の介護人材の確保・育成に向けた中高生への介護に関する啓発(再掲) 多様な人材の参入・参画促進に向けた介護に関する啓発(再掲) 関係団体等との連携・支援 ・介護イメージアップ事業による支援 ・地域との交流の場の創出 教育委員会が行う、中学生職場体験支援事業への協力 介護の魅力を発信するための新たな施策の検討

## 方針 2 介護サービスの質の向上

一人ひとりの状態に応じて、効果的な介護サービスを受けられるように、介護サービスの質の向上を促進します。

### 〔施策の方向(1) 介護サービスの質の向上〕

- ・各種チラシ・パンフレットなどによる介護保険制度に関する周知を充実するとともに、介護サービスの情報公表や自己評価、第三者評価を促進し、市民にとって分かりやすい仕組みづくりに努めます。
- ・介護サービス事業者への指導・助言や介護従事者等への研修を通じ、職場環境と介護サービスの質の向上を促進します。

基本的な取組	取組内容
介護保険に関する情報等の提供	<p>介護保険制度の普及啓発            介護保険運営状況等の情報の公表・利活用            介護サービス事業者向け情報の充実            介護サービス事業者に係る介護サービス情報公表システムの運用及び活用            医師の比較的对応しやすい時間や連絡方法等を一覧表にするとともに、介護支援専門員等の名簿を作成し、相互の連絡を促進する「あんしんリンク(相模原市版ケアマネタイム)」の推進(再掲)            高齢者のための各種サービス内容をわかりやすく紹介した「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」の発行(再掲)            地域の医療機関・介護サービス事業所等を記載した高齢者支援センター地域情報誌の作成・配布(再掲)            地域包括ケア支援システムによる医療機関・介護サービス事業所等の一元的な情報提供の促進(再掲)            介護情報サービスかながわによる介護サービス事業所の情報提供の促進(再掲)            介護情報サービスかながわによる短期入所生活介護事業所における空床状況の情報提供の促進(再掲)            在宅療養支援診療所等の情報提供(再掲)            高齢の障害のある人が柔軟に必要なサービスが受けられるよう、共生型サービスに関する取組の推進            介護サービスに対する利用者等からの意見及び要望の受付</p>

基本的な取組	取組内容
介護サービスの質の向上	<p>介護サービス事業者への的確な指導・監督の実施</p> <p>介護相談員派遣事業の充実</p> <p>介護職員等に対する喀痰吸引等研修の実施（再掲）</p> <p>認知症の人の介護に関する研修の実施（再掲）</p> <p>ユニットケアの質の向上を図るための研修の実施（再掲）</p> <p>訪問介護員向けの研修の実施（再掲）</p> <p>介護施設等従事者に向けた高齢者虐待防止等に関する研修の実施（再掲）</p> <p>ケアマネジメント基本方針の策定</p> <p>介護支援専門員に対するケアマネジメント研修の実施（再掲）</p> <p>介護職員等のキャリアアップに対する支援（再掲）</p> <p>事業所の意欲向上につながる支援（再掲）</p> <p>医師又はリハビリテーション専門職を講師として、事業所・施設職員等に対し、自立支援・重度化防止に資する研修の実施の検討</p> <p>自立支援・重度化防止に資する機能訓練等を実施している事業所・施設等を他の事業所・施設等が視察・意見交換を行う機会の設定の検討</p> <p>医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修や多職種研修会の開催（再掲）</p> <p>介護支援専門員と高齢者支援センター職員間で情報交換等を行う、高齢者支援センター・居宅介護支援事業所交流会の開催（再掲）</p>

〔施策の方向(2) 介護給付適正化事業の推進〕

- ・ 自立支援や重度化防止に資するよう、要介護認定の一層の適正化を図るとともにケアプラン点検を実施するなど介護給付適正化事業を更に推進します。

基本的な取組	取組内容
介護給付適正化事業の推進	<p>要介護認定に関する取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任・現任の認定調査員への研修の実施</li> <li>・ 介護認定審査会委員への事例検討事業の実施</li> <li>・ 認定調査票のチェック事業の実施</li> <li>・ 要介護認定の各種データの分析・検証</li> </ul> <p>ケアプラン点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援・重度化防止に資するケアプラン点検の実施</li> <li>・ ケアプラン点検の結果を踏まえた、介護支援専門員や居宅介護支援事業所等への効果的な情報のフィードバック</li> </ul> <p>住宅改修等の点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士やリハビリテーション専門職等による住宅改修の点検の実施</li> <li>・ 住宅改修に係る研修会の開催</li> <li>・ リハビリテーション専門職等による福祉用具貸与に関する点検の実施</li> </ul> <p>国民健康保険団体連合会と連携した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦覧点検・医療情報との突合による請求等の適正化</li> <li>・ 効果的な介護給付費通知の発送</li> <li>・ 介護給付適正化システムの活用</li> </ul>

### 方針 3 介護サービス基盤の適切な整備

現行の整備状況を踏まえつつ、平成 37 年（2025 年）を見据え、高齢者が安心して介護サービスを受けることができるように、必要な施設等の整備を促進し、安定的な介護サービスの供給体制を確保します。

#### 〔施策の方向(1) 特別養護老人ホーム等の整備促進〕

- ・ 今後、居宅サービスや在宅福祉サービス等を利用しても、身体の状態や家族の状況等により在宅での生活を継続することが困難な高齢者等の増加に対応するため、特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）等の今後の需要を精査したうえで、計画的に整備を促進して、引き続き待機者の解消を図ります。
- ・ 特別養護老人ホームについては、要介護 3、4 及び 5 の中重度待機者の解消を目指し、整備を促進します。

基本的な取組	取組内容
特別養護老人ホームの整備促進	特別養護老人ホームへの入所を 1 年以内に希望している在宅の要介護 3、4 及び 5 の中重度待機者を解消するため、今後の需要を精査した計画的な整備 介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体サービスの活動の場等として活用できる介護予防拠点の併設 医療的ケアを重視した施設の整備促進 ホテルコスト（居住費）等の低廉な料金設定の施設の整備促進 短期入所生活介護事業所の一部を特別養護老人ホームに転換することによるベッド数の確保の検討
特別養護老人ホームの居住環境の向上	特別養護老人ホームにおける多床室の居住環境の向上に向けた取組
特定施設の整備促進	特定施設（介護付き有料老人ホーム等）の整備促進（再掲）

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設）

常に介護が必要で在宅での生活が困難な人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行う施設です（地域密着型介護老人福祉施設は、定員 29 人以下となっています。）

整備実績・目標

（床）

区分	第 6 期実績			第 7 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年度末整備数	3,016	3,156	3,156	3,185	3,224	3,314
増床数	0	140	0	29	39	90

特定施設（介護付有料老人ホーム等）

入居する要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行い、能力に応じて自立した日常生活をおくることができるようにサービスを提供する施設です。

整備実績・目標

（床）

区分	第 6 期実績			第 7 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年度末整備数	1,990	2,126	2,193	2,193	2,293	2,293
増床数	133	136	67	0	100	0

平成 29 年度の実績は、見込み

第 7 期計画期間における地域密着型特定施設の整備数は見込みません。



〔施策の方向(2) 地域密着型サービスの拠点の整備促進〕

- ・日常生活圏域ごとの整備状況や利用者ニーズを踏まえ、中重度の要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、複数のサービスを組み合わせ提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所といった地域密着型サービスの拠点を整備するとともに、地域密着型サービスを利用しやすい環境づくりを行います。

基本的な取組	取組内容
地域密着型サービスの拠点整備の促進	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備促進（再掲） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備促進（再掲） 小規模多機能型居宅介護事業所の未整備圏域の解消 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所の整備促進（再掲） 地域密着型サービスの普及促進と充実に向けた方策の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</li> </ul>

認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された人に対し、共同生活をする住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

日常生活圏域ごとの高齢者人口や整備状況を踏まえ、未整備の圏域や整備数の少ない圏域を中心に整備を促進します。

整備実績・目標

(床)

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度末整備数	1,058	1,121	1,193	1,247	1,319	1,391
増床数	36	63	72	54	72	72

平成29年度の実績は、見込み

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日複数回の訪問介護又は訪問看護を定期的にご利用することができ、通信端末等により事業所と24時間いつでも対応が可能であり、また、要請に応じて必要があれば随時の訪問介護又は訪問看護を行います。

需要動向を踏まえつつ、各区に2か所程度の整備を促進します。

#### 整備実績・目標

(か所)

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度末整備数	3	2	5	5	6	7
新規整備数	1	0	3	0	1	1

平成28年度に1事業所が廃止  
平成29年度の実績は、見込み

### 小規模多機能型居宅介護

「通い」・「訪問」・「泊まり」を組み合わせ、顔なじみのスタッフによりサービスを提供します。

日常生活圏域ごとの高齢者人口や整備状況を踏まえ、未整備の圏域や整備数の少ない圏域を中心に整備します。なお、「通い」・「訪問」・「泊まり」のサービス事業所を併設する事業所がある場合には、その数も考慮します。

#### 整備実績・目標

(か所)

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度末整備数	24	26	28	29	31	32
新規整備数	5	2	3	1	2	1

平成29年度に1事業所が廃止  
平成29年度の実績は、見込み

### 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を併せ持ったサービスの提供を行います。

需要動向を踏まえつつ、各区に1か所程度の整備を促進します。

#### 整備実績・目標

（か所）

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年度末整備数	0	1	1	2	2	3
新規整備数	0	1	0	1	0	1

平成29年度の実績は、見込み

### 介護老人保健施設

主に心身の機能の維持回復を図ることで、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要であり、常に介護が必要な人に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等を行う施設です。

#### 整備実績・目標

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数（か所）	12	12	13	現状維持		
入所定員（人）	1,231	1,231	1,231	→		

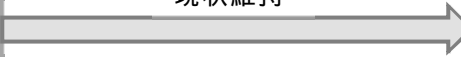
介護保険法上、1施設が居室のタイプによって2施設に分けられた指定となったため、平成28年度に施設数が1増加しました。なお、このことによる入所定員数の変更は、ありません。

### 介護療養型医療施設・介護医療院

介護療養型医療施設は、常に介護が必要な人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等を行う施設（療養病床）です。

介護医療院とは、常に介護が必要な人に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等を行う長期療養・生活施設です。

整備実績・目標

区分	第 6 期実績			第 7 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設数（か所）	8	8	7	現状維持 		
入所定員（人）	679	679	634			

介護医療院については、平成 30 年度の介護保険制度改正での創設による施設の種類のため、平成 27～平成 29 年度の整備実績はありません。

介護医療院については、平成 30～平成 32 年度の新たな整備は見込みません。

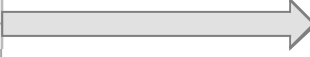
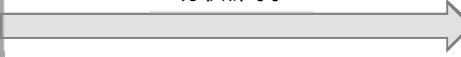
介護療養型医療施設については、介護保険制度上、平成 35 年度までに介護医療院等に転換することとされています。

介護保険制度上、拒否することができない介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換については、特別養護老人ホーム、特定施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設及び介護医療院の目標に含みません。

### 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を老人福祉法に基づく市町村の措置決定により入所させ、養護するとともに、その人が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を提供する施設です。

整備実績・目標

区分	第 6 期実績			第 7 期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設数（か所）	1	現状維持 		現状維持 		
入所定員（人）	80					

### 軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

整備実績・目標

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数(か所)	9	現状維持		現状維持		
入所定員(人)	218	→				

### サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造を有し、安否確認や生活相談といった高齢者の生活を支援するサービスを提供する施設です。

高齢者居住安定確保計画に基づく必要量を整備します。

整備実績・目標

区分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
戸数(戸)	660	807	837	946	1,055	1,164

いきいきと充実した生活をおくることができるように、健康づくりや社会参加、生きがいを推進し、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように支援します。

### 方針 1 高齢者の社会参加の推進

地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。

また、シルバー人材センターによる就業支援や各種情報提供を図ります。

#### 〔施策の方向(1) 高齢者の出番と居場所づくりの推進〕

- ・ 団塊の世代など的高齢者に、ボランティアのきっかけづくりとなる情報などを積極的に提供するとともに、高齢者の多様なニーズとボランティアグループ、生涯学習グループなどが提供する様々なサービスとのマッチングを推進します。
- ・ 老人クラブによる地域の環境美化活動やひとり暮らし高齢者への見守り等をはじめとする友愛活動などの様々な地域貢献活動を促進します。

基本的な取組	取組内容
高齢者の活躍の場の創造とマッチングの強化	高齢者の多様なニーズとボランティアグループ、生涯学習グループなどの様々なサービス提供主体とのマッチングの推進 地区ボランティアセンター等の設置促進による住民相談支援機能の充実 ボランティアなどの地域における担い手の発掘育成（再掲） 情報提供の継続的な推進 ・「いきいきシニア応援サイト」の普及促進 ・高齢者支援センター、市の保健福祉相談窓口、市社会福祉協議会等によるサービス情報の提供 地域活動デビューのための支援（再掲） ・シニア世代を対象とした地域活動支援事業の充実 ボランティアセンターとの連携による介護支援ボランティア（さがみはら・ふれあいハートポイント）事業の充実（再掲） 介護予防サポーターの養成・活動支援（再掲） 地域資源の活用・ネットワーク化の推進による活動場所や交流拠点の確保（再掲）
地域貢献活動の促進	老人クラブによる地域の環境美化活動や友愛活動の支援 地域による学習、文化、生きがい活動等の指導者の支援

〔施策の方向(2) 就業の促進〕

- ・シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を一層図るなど、高齢者の就業を促進します。

基本的な取組	取組内容
就業の促進	シルバー人材センター会員の拡充と事業の活性化（再掲） ・生活支援サービスによる就業機会の拡充と地域貢献の促進 ・専門知識や技能を生かせる職種の開拓及び企業等への周知 技能習得のための講習会等の開催 シルバー人材センター中期計画への取組の支援 公共職業安定所等就業支援機関との連携の推進 就業機会の拡大に向けたリーフレットや広報紙等による情報提供

## 方針 2 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる地域社会を目指します。

### 〔施策の方向(1) 生きがいづくりと交流活動の推進〕

- ・老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会が運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいづくりの推進を図ります。
- ・老人クラブが実施する地域のイベント等において伝統文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援を行い、世代間交流や伝統文化の伝承活動の推進に努めます。

基本的な取組	取組内容
生きがいづくりの推進	老人クラブ会員の拡充と活動の活性化 地区社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」活動の促進（再掲） 地区敬老事業への支援 ボランティア団体など多様な活動を行う団体への支援
生きがいや交流の場の確保	あじさい大学の学科の再編成 老人福祉センター、あじさい会館、ふれあいセンター等の利用促進 老人クラブが実施する地域での演芸大会等の交流イベントへの支援 地域交流スペース、公民館等の既存施設の活用
世代間交流及び伝統文化伝承活動の推進	老人クラブが実施する地域のイベント等において伝統文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援

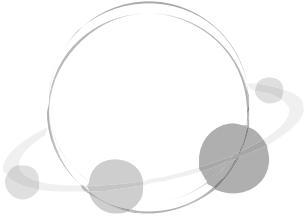


〔施策の方向(2) 生涯学習、スポーツ活動の推進〕

- ・市民、大学等や行政の連携による学習機会の充実を図ります。
- ・身近な場でのスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

基本的な取組	取組内容
学習機会の充実・活用	<p>あじさい大学の学科の再編成（再掲）            市民大学、高齢者学級等の開催            高齢者の文化活動の促進            高齢者が長年培ってきた知識や技術を伝承する機会の支援            相模原・町田大学地域コンソーシアムや市内大学等関係機関との連携</p>
スポーツ・レクリエーション活動の促進	<p>老人クラブ等の地域でのスポーツ・レクリエーション活動の促進            老人クラブによる高齢者スポーツ大会、ゲートボール大会、囲碁大会等の活動の支援            各種スポーツ・レクリエーション大会の開催            全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手の派遣            平成 33 年度の神奈川県での全国健康福祉祭（ねんりんピック）に向けた取組と市民等への広報活動の充実            市体育協会等との連携</p>





第 5 章 日常生活圏域の現状と  
課題及び取組の方向性



## 1 日常生活圏域

本市では、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるため、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、日常生活圏域を設定しています。

この日常生活圏域の設定に当たっては、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供され、きめ細やかなサービスが行き届くことを可能とする圏域として、第 4 期高齢者保健福祉計画（平成 21 年度から平成 23 年度まで）では、まちづくりセンター区域を基本単位として設定してきましたが、高齢者人口の増加に伴い、第 5 期高齢者保健福祉計画（平成 24 年度から平成 26 年度まで）において、より身近な区域として公民館区を基本単位とし、当該圏域の高齢者人口が 1 万人を超える地域はこれを分割し、合計で 29 の日常生活圏域を設定しています。

本市では、すべての圏域に高齢者支援センターを設置し、総合的な相談業務を行うほか、地域を拠点とした保健・医療・福祉（介護）の関係機関との連携、更には地域密着型サービスの整備促進など、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアを推進しています。

本計画の策定に当たっては、圏域ごとに設置している地域ケア会議の地域づくり部会において、地域の課題や今後の取組の方向性等について検討いただきました。

### 日常生活圏域とは

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域

日常生活圏域別の人口と高齢化率

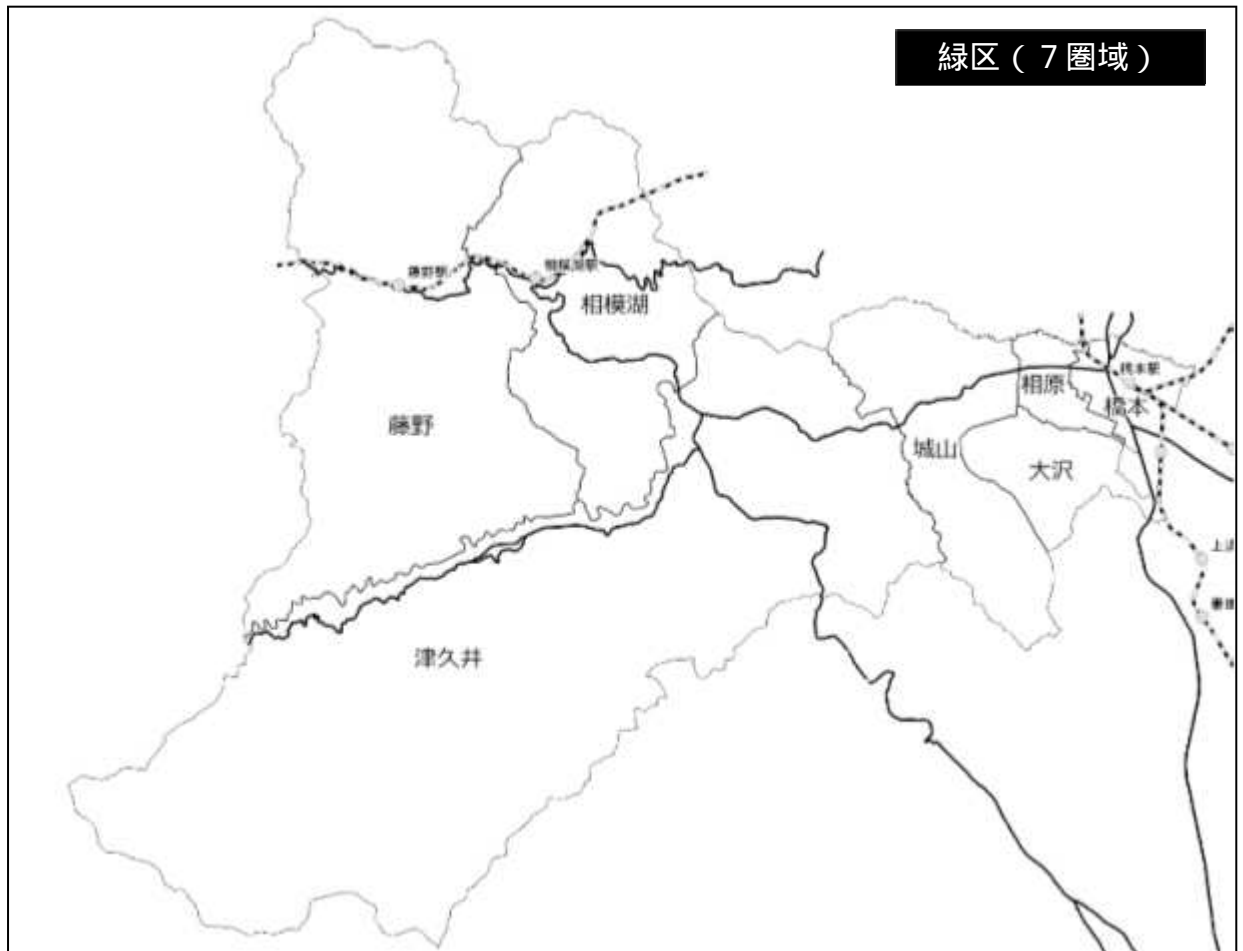
	日常生活圏域名	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率
緑区	橋本	46,540	8,492	18.2%
	相原	25,960	6,345	24.4%
	大沢	33,227	8,435	25.4%
	城山	23,661	7,074	29.9%
	津久井	25,903	8,892	34.3%
	相模湖	8,195	2,989	36.5%
	藤野	8,694	3,018	34.7%
中央区	小山	20,498	4,416	21.5%
	清新	30,477	6,128	20.1%
	横山	14,767	3,451	23.4%
	中央	35,514	8,291	23.3%
	星が丘	17,868	4,550	25.5%
	光が丘	27,489	8,696	31.6%
	大野北第1	34,559	7,544	21.8%
	大野北第2	25,155	5,092	20.2%
	田名	30,624	7,747	25.3%
	上溝	33,794	8,314	24.6%
南区	大沼	24,004	6,880	28.7%
	大野台	18,469	5,001	27.1%
	大野中	20,245	4,547	22.5%
	上鶴間	45,952	8,006	17.4%
	大野南	29,142	6,932	23.8%
	麻溝	17,564	3,763	21.4%
	新磯	13,434	3,409	25.4%
	相模台第1	24,551	6,468	26.3%
	相模台第2	20,720	6,183	29.8%
	相武台	19,769	6,436	32.6%
	東林第1	21,250	5,383	25.3%
	東林第2	19,636	5,275	26.9%

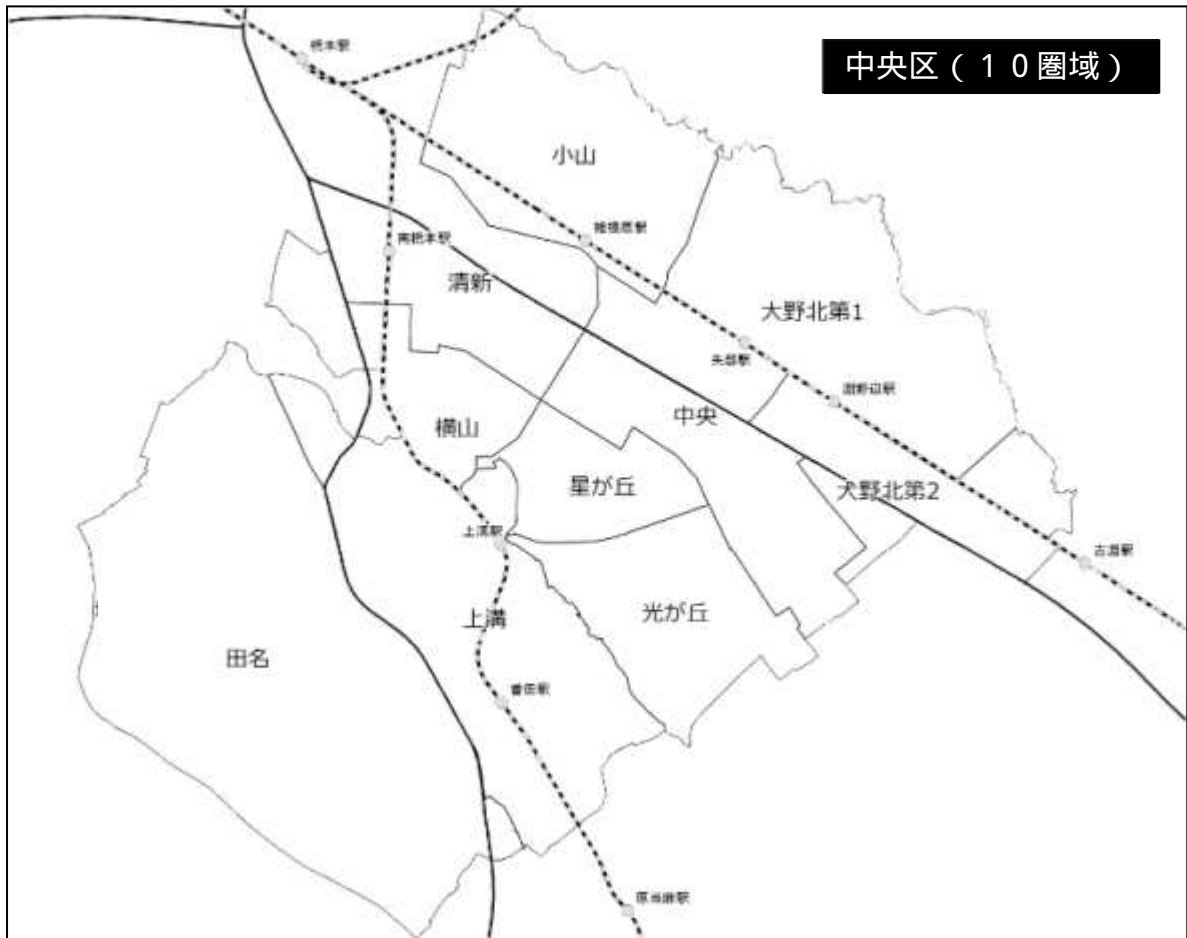
資料：平成29年10月1日 住民基本台帳人口

市内全域 ( 29 圏域 )



緑区 ( 7 圏域 )







## 2 日常生活圏域の現状と課題及び取組の方向性

### 日常生活圏域の合計（全市域）

圏域のデータ、主な地域資源・介護施設等の状況は、平成29年10月1日現在を掲載しています。（別途記載があるものを除く。）

圏域のデータ	人口（住民基本台帳）	717,661人	要介護認定数	21,120人																									
	高齢者人口	177,757人	高齢者人口に占める認定率	11.9%																									
	高齢化率	24.8%	要支援認定数	8,417人																									
	独居高齢者（70歳以上） H29.6	28,614人	高齢者人口に占める認定率	4.7%																									
			事業対象者 1（内サービス利用者）	550人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	592自治会	生活支援・見守り支援団体 2	205団体																									
	民生委員・児童委員	856人	介護予防サポーター 3	240人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	263クラブ	サロン 4	252か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	253人	認知症カフェ	28か所																									
	介護支援ボランティア	1,153人	いきいき百歳体操団体	128団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	388か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>546,396</td> <td>95,779</td> <td>89,895</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>543,729</td> <td>93,477</td> <td>95,027</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>541,217</td> <td>92,754</td> <td>98,106</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>527,028</td> <td>78,149</td> <td>121,187</td> <td>27.4</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	546,396	95,779	89,895	25.4	H31	543,729	93,477	95,027	25.7	H32	541,217	92,754	98,106	26.1	H37	527,028	78,149	121,187	27.4
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	546,396			95,779	89,895	25.4																						
	H31	543,729			93,477	95,027	25.7																						
	H32	541,217			92,754	98,106	26.1																						
	H37	527,028			78,149	121,187	27.4																						
	歯科診療所	369か所																											
	薬局	297か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
	居宅介護支援事業所	203か所																											
訪問介護事業所	157か所																												
訪問看護事業所	130か所																												
通所介護事業所（地域密着型を含む）	226か所																												
通所リハビリテーション事業所	16か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	67か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	27か所																												
住民主体サービス（通所・訪問）団体	26か所																												

#### 【圏域の概要】

日常生活圏域ごとに地理的・社会的状況の概要を記載しています。

#### 【現状と課題・今後の地域での活動や取組の方向性】

日常生活圏域ごとに設置している「地域ケア会議地域づくり部会」において、平成28年度に実施した高齢者等実態調査の結果を踏まえ、地域の現状と課題を抽出し、今後の地域での活動や取組の方向性について検討いただき、日常生活圏域ごとにその内容を記載しています。

- 1 事業対象者：高齢者支援センターが行う基本チェックリストにより生活機能に低下がみられた人
- 2 生活支援・見守り支援団体：ごみ出しや電球の交換、買い物支援等や安否確認等を実施している地域のボランティア団体（老人クラブの友愛チームを含む）
- 3 介護予防サポーター：介護予防の普及啓発や介護予防事業へ協力する応援者（圏域ごとのページでは、活動区域登録者数を掲載しているため、圏域の合計と全市合計数は合致しません。）
- 4 サロン：地区社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン

## 橋本圏域 【高齢者支援センター配置人員 7 人】

圏域のデータ	人口	46,540 人	要介護認定数	960 人																									
	高齢者人口	8,492 人	高齢者人口に占める認定率	11.3%																									
	高齢化率	18.2%	要支援認定数	376 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,285 人	高齢者人口に占める認定率	4.4%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	21 自治会	生活支援・見守り支援団体	10 団体																									
	民生委員・児童委員	45 人	介護予防サポーター	33 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	14 クラブ	サロン	7 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	16 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	55 人	いきいき百歳体操団体	3 団体																									
	医療関係		人口推計 相原圏域との合計																										
	病院・診療所	49 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 相原圏域との合計</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>60,693</td> <td>8,815</td> <td>7,031</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>60,343</td> <td>8,713</td> <td>7,483</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>60,691</td> <td>8,735</td> <td>7,763</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>60,501</td> <td>7,551</td> <td>10,160</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	60,693	8,815	7,031	20.7	H31	60,343	8,713	7,483	21.2	H32	60,691	8,735	7,763	21.4	H37	60,501	7,551	10,160	22.6
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	60,693			8,815	7,031	20.7																						
	H31	60,343			8,713	7,483	21.2																						
	H32	60,691			8,735	7,763	21.4																						
	H37	60,501			7,551	10,160	22.6																						
	歯科診療所	37 か所																											
	薬局	28 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	10 か所																												
訪問介護事業所	7 か所																												
訪問看護事業所	12 か所																												
通所介護事業所	8 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の鉄道路線や国道等の幹線道路が通過する交通の要衝となり発展している。住宅及び商業地、工場地帯が混在する。</li> <li>高齢化率は市平均より低く、若い世代も多く住んでいる。駅周辺には高層マンションが多く、人口も増加傾向にある。</li> </ul>																												
	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外出頻度は市平均より高いが、外出を控えている人の割合は市内平均よりやや高い。外出を控えている理由は、足腰の痛み、外での楽しみがないと答えている割合が多い。</li> <li>老人クラブ未加入者の割合は、29 圏域で 11 番目。未加入の理由は、内容が分からないまたは興味がない、身近にない、と答えている割合が多い。</li> <li>在宅生活に必要なサービスとして「定期的な通いの場」と回答している人の割合は、29 圏域中 6 番目。</li> <li>地域づくりに参加してみたいと思っている人の割合は、市内平均より高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職後マンションに転入する高齢者の多くは自らジムや教室に通うなど介護予防に積極的に取り組んでいるが、大規模マンションの多くが自治会に未加入であり、老人クラブへの参加の機会がなく近隣同士の交流や情報交換の機会が少ない。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>足腰の痛みや外での楽しみがないことで外出を控えている人、定期的な通いの場を求めている人が多いことから、身近な所で楽しみを共有できる場が必要である。</li> <li>自治会に未加入の大規模マンションが多いことから、地域とのつながりが持てる機会が必要である。</li> <li>近隣同士の交流や情報交換の機会が少ない地域が多くあることから、地域資源の情報発信について工夫が必要である。</li> <li>地域づくりに参加意欲のある人が多いので、人材を発掘し、活躍できる場をつくる必要がある。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「閉じこもりがちな高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。</p> <p>高齢者の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居場所づくりのため、実施場所や実施方法等について検討します。</li> <li>高齢者の居場所として、社会経験や特技等を生かした活躍の場、集える場を検討し、場の確保に向けて取り組みます。</li> <li>高齢者が歩いて行ける居場所づくりに向けて取り組みます。</li> </ul> <p>担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに地域で活躍しているボランティアに加えて、地域づくりに参加してみたいと思っている人を発掘し、居場所づくりにおける担い手の確保に向けて取り組みます。</li> </ul> <p>地域資源の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職後、地域で生活する高齢者が集いの場や活躍の場を知ることができるよう、周知活動について検討します。</li> </ul>																												

## 相原圏域 【高齢者支援センター配置人員 6 人】

圏域のデータ	人口	25,960 人	要介護認定数	619 人																									
	高齢者人口	6,345 人	高齢者人口に占める認定率	9.8%																									
	高齢化率	24.4%	要支援認定数	238 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	809 人	高齢者人口に占める認定率	3.8%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	11 自治会	生活支援・見守り支援団体	2 団体																									
	民生委員・児童委員	28 人	介護予防サポーター	38 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	10 クラブ	サロン	5 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	8 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	39 人	いきいき百歳体操団体	3 団体																									
	医療関係		人口推計 橋本圏域との合計																										
	病院・診療所	6 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 橋本圏域との合計</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>60,693</td> <td>8,815</td> <td>7,031</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>60,343</td> <td>8,713</td> <td>7,483</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>60,691</td> <td>8,735</td> <td>7,763</td> <td>21.4</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>60,501</td> <td>7,551</td> <td>10,160</td> <td>22.6</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	60,693	8,815	7,031	20.7	H31	60,343	8,713	7,483	21.2	H32	60,691	8,735	7,763	21.4	H37	60,501	7,551	10,160	22.6
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	60,693			8,815	7,031	20.7																						
	H31	60,343			8,713	7,483	21.2																						
	H32	60,691			8,735	7,763	21.4																						
	H37	60,501			7,551	10,160	22.6																						
	歯科診療所	7 か所																											
	薬局	6 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	5 か所																												
訪問介護事業所	4 か所																												
訪問看護事業所	3 か所																												
通所介護事業所	4 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅街の地域が大部分を占めるが、津久井広域道路の沿線の地域には工場が多く立ち並ぶ。</li> <li>高齢化率は市平均と近い。リニア中央新幹線の駅設置が予定されていることに伴い、人口が増加傾向にあり、空き地や畑が徐々に減りつつある。</li> </ul>																												
	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</li> <li>外出頻度は市平均より少なく、ほとんど外出しない人の割合は、29 圏域中 7 番目に高い。</li> <li>老人クラブ未加入の理由は、内容が分からないまたは興味がない、身近にない、と答えている割合が多い。</li> <li>在宅生活で助かる手助けとして「話し相手や相談相手」と回答している人の割合は、29 圏域中 11 番目に多い。</li> <li>閉じこもりのリスク該当者は、29 圏域中 6 番目</li> <li>地域づくりに参加してみたいと思っている人の割合は、29 圏域中 2 番目に高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館活動が盛んで、約 150 団体が利用登録している。</li> <li>公共機関が公民館の 1 か所のみであり、介護予防教室等の開催場所が少ない。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外出頻度が少なく、閉じこもりのリスク該当者も多い。その中で話し相手や相談相手を求めている人が多いことから、出かける先としての集いの場が必要である。</li> <li>地域づくりに参加意欲のある人が多いので、人材を発掘し、活躍できる場をつくる必要がある。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「閉じこもりがちな高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。</p> <p>高齢者の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居場所づくりのため、実施場所や実施方法等について検討します。</li> <li>高齢者の居場所として、社会経験や特技等を生かした活躍の場、集える場を検討し、場の確保に向けて取り組みます。</li> <li>高齢者が歩いて行ける居場所づくりに向けて取り組みます。</li> </ul> <p>担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに地域で活躍しているボランティアに加えて、地域づくりに参加してみたいと思っている人を発掘し、居場所づくりにおける担い手の確保に向けて取り組みます。</li> </ul> <p>地域資源の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職後、地域で生活する高齢者が集いの場や活躍の場を知ることができるよう、周知活動について検討します。</li> </ul>																												
	<p>今後の地域での</p>																												

## 大沢圏域 【高齢者支援センター配置人員 6 人】

圏域のデータ	人口	33,227 人	要介護認定数	883 人																									
	高齢者人口	8,435 人	高齢者人口に占める認定率	10.5%																									
	高齢化率	25.4%	要支援認定数	324 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,201 人	高齢者人口に占める認定率	3.8%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	32 人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	17 自治会	生活支援・見守り支援団体	2 団体																									
	民生委員・児童委員	32 人	介護予防サポーター	28 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	5 クラブ	サロン	4 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	10 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	53 人	いきいき百歳体操団体	5 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	9 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>24,942</td> <td>5,079</td> <td>4,035</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>24,796</td> <td>4,965</td> <td>4,357</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>24,657</td> <td>4,932</td> <td>4,565</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>24,139</td> <td>3,674</td> <td>6,222</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	24,942	5,079	4,035	26.8	H31	24,796	4,965	4,357	27.3	H32	24,657	4,932	4,565	27.8	H37	24,139	3,674	6,222	29.1
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	24,942			5,079	4,035	26.8																						
	H31	24,796			4,965	4,357	27.3																						
	H32	24,657			4,932	4,565	27.8																						
	H37	24,139			3,674	6,222	29.1																						
	歯科診療所	8 か所																											
	薬局	7 か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
	居宅介護支援事業所	10 か所																											
訪問介護事業所	6 か所																												
訪問看護事業所	5 か所																												
通所介護事業所	7 か所																												
通所リハビリテーション事業所	3 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<p>自然環境に恵まれ、レクリエーション施設や公園、体育施設が充実している他、寺社が多くあり、神事や地域行事、伝統芸能が継承されている。何代も続く世帯が多くある一方、大規模公営住宅群もあり、他地区から転入居した住民も多い。また農地の宅地化により新旧の世帯が混在するエリアが広がってきている。河岸段丘のため、地区内にかなり高低差がある。「ラジオ体操のまちおおさわ」を掲げ、健康づくり事業に地域で取り組んでいる。</p>																												
現状と課題	<p><b>現状</b>                      &lt;高齢者等実態調査結果から&gt;                      ・老人クラブの加入率が市内で1番低く、理由として「身近な地域に老人クラブがない」を挙げる人が多い。                      ・外出頻度は、「ほとんど外出しない」「週1回」が市内平均をやや上回り、外出を控えている人の割合も市内平均をやや上回る。外出を控えている理由としては「足腰の痛み」「外での楽しみがない」「トイレの心配」「経済的に出られない」「交通手段がない」などとなっている。</p> <p>&lt;地域の状況&gt;                      ・以前から健康づくりが活発な地域であり、いきいき百歳体操を実施している団体が5団体ある。                      ・住民主体サービスが平成29年6月から開始され、住民の介護予防に対する意識も高い。                      ・自治会館や集会所などで、いろいろなサークル活動、サロンを実施している。                      ・認知症サポーター養成講座が多数開催されており、地域で認知症を支える取組が実施されている。</p> <p><b>課題</b>                      ・活動に参加する人が固定化する傾向にあり、閉じこもりがちな高齢者が参加しやすい集いの場の整備が必要。                      ・自治会や老人会では見守り活動を実践しているが、加入者自体が少ない。                      ・既にある団体の活動を継続するためには、特に活動の中心となる担い手の確保が必要である。</p>																												
活動や取組の方向性	<p>「高齢者が集える場所を増やす」ことに取り組みます。                      地域づくりの意識を地域全体に広げるために                      ・地域全体が地域づくりについて共通認識を持てるよう、地域づくりに関する講演会を実施します。                      ・以前民生委員だった方等の協力を得て、地区毎の課題抽出や必要な取組について検討します。</p> <p><b>集いの場の充実</b>                      ・男性高齢者が集いやすい活動内容のサロンの開設に取り組みます。                      ・既存のサロンやサークル活動について、団体が継続して活動していけるような支援に向けて取り組みます。</p> <p><b>担い手の確保</b>                      ・各種福祉事業や講演会に参加した住民の他、以前民生委員だった方等に働きかけ、担い手の発掘に向けて取り組みます。</p>																												

## 城山圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	23,661 人	要介護認定数	694 人
	高齢者人口	7,074 人	高齢者人口に占める認定率	9.8%
	高齢化率	29.9%	要支援認定数	264 人
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	827 人	高齢者人口に占める認定率	3.7%
			事業対象者（内サービス利用者）	31 人
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源			
	自治会（単位自治会）	12 自治会	生活支援・見守り支援団体	15 団体
	民生委員・児童委員	40 人	介護予防サポーター	38 人
	老人クラブ（単位クラブ）	12 クラブ	サロン	7 か所
	キャラバン・メイト（市民）	6 人	認知症カフェ	1 か所
	介護支援ボランティア	36 人	いきいき百歳体操団体	2 団体
	医療関係		人口推計	
	病院・診療所	12 か所		
	歯科診療所	10 か所		
	薬局	9 か所		
	主な在宅・地域密着サービス			
	居宅介護支援事業所	5 か所		
	訪問介護事業所	5 か所		
	訪問看護事業所	5 か所		
通所介護事業所	8 か所			
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所			
住民主体サービス（通所）団体	1 か所			
概要	<p>南西部、北部に湖、山、川などの自然が残り、中心部には国道沿いに商店や病院などが集中し、住宅街が広がる。津久井広域道路が開通した。南部にショッピングセンターができ、利便性が向上したが、郊外型のため車での利用者がほとんどである。住宅団地では、開発より 40 年以上経ち、高齢化率が 50% を超える地域もある。</p>			
現状と課題	<p>現状                      &lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;                      ・外出頻度は、「ほとんど外出しない」が市内平均を上回っているが、一方「週 5 回以上」も市内平均を上回っている。                      ・外出の際の移動手段は、「徒歩」、次いで「自分で運転」、次いで「バス」の順である。                      ・「趣味がある」、「生きがいがある」はいずれも市内平均を上回っている。                      &lt; 地域の状況 &gt;                      ・介護サービス事業所や商工会、郵便局などの協力機関の方々が普段の活動の中で、不安そうな様子や困っている様子の高齢者に声かけをする「しろやま声かけネットワーク」がある。                      ・認知症カフェが平成 29 年度から開催されている。                      ・従前より、健康づくりが活発な地域であり、体操を実施している団体が 8 団体ある。                      課題                      ・認知症高齢者の増加が見込まれ、「しろやま声かけネットワーク」を含め、地域での見守りや居場所づくり、サポートについての検討が必要である。                      ・高齢者の居場所や社会参加の機会のため、サロン活動の拡充が必要である。                      ・地域内にいくつか交通の便が悪い地区があり、移送についての課題がある。</p>			
活動や今後の取組の方向性	<p>「地域での見守りと居場所づくり」を推進します。                      見守り体制の強化                      ・「しろやま声かけネットワーク」の協力機関との連携強化を図りながら、サロンや自主グループ団体などにも協力を呼びかけることにより、地域の見守り活動の充実に取り組みます。                      サロン等の集いの場への支援                      ・既に活動しているサロンの継続や充実のための支援を検討します。                      ・認知症の人を含めた高齢者を始め、いろいろな世代の人が誰でも参加できる世代間交流の場について検討します。                      外出支援の検討                      ・どのような支援が必要なのか把握を行うとともに、他市町村の取組事例の情報を収集し、関係機関と調整を図りながら、具体的な取組を目指して活動します。</p>			

## 津久井圏域 【高齢者支援センター配置人員 7人】

圏域のデータ	人口	25,903人	要介護認定数	988人																									
	高齢者人口	8,892人	高齢者人口に占める認定率	11.1%																									
	高齢化率	34.3%	要支援認定数	372人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	1,198人	高齢者人口に占める認定率	4.2%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	63自治会	生活支援・見守り支援団体	7団体																									
	民生委員・児童委員	52人	介護予防サポーター	28人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	26クラブ	サロン	10か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	2人	認知症カフェ	1か所																									
	介護支援ボランティア	15人	いきいき百歳体操団体	4団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	6か所	<table border="1"> <caption>人口推計 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65-74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>16,735</td> <td>5,082</td> <td>4,271</td> <td>35.9</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>16,275</td> <td>5,033</td> <td>4,530</td> <td>37.0</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>15,826</td> <td>5,055</td> <td>4,693</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>14,311</td> <td>4,071</td> <td>6,112</td> <td>41.6</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	16,735	5,082	4,271	35.9	H31	16,275	5,033	4,530	37.0	H32	15,826	5,055	4,693	38.1	H37	14,311	4,071	6,112	41.6
	年	その他人口			65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	16,735			5,082	4,271	35.9																						
	H31	16,275			5,033	4,530	37.0																						
	H32	15,826			5,055	4,693	38.1																						
	H37	14,311			4,071	6,112	41.6																						
	歯科診療所	8か所																											
薬局	9か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	7か所																												
訪問介護事業所	6か所																												
訪問看護事業所	5か所																												
通所介護事業所	11か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所																												
概要	丹沢山地の北部に位置し、地域の大半が中山間地域。津久井湖の南岸、串川流域の国道沿いに街並みがある他は、山や川に隔たれた集落が点在している。山坂が多く、自宅玄関から道路に出るのに階段や急坂という家も少なくない。鉄道路線がなく、路線バスや乗り合いタクシーも通らない地域もあり、移動手段は自家用車がほとんどである。																												
	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居や周辺環境の問題点として、「日常的な買い物に不便である」、「公共交通等の移動手段がない」が、どちらも市内で2番目に高い。</li> <li>・在宅継続のため必要なサービスは、「移送サービス」が一番高く、次いで「買い物」である。</li> <li>・地域づくりへの参加者としての参加について、「ぜひ参加したい・参加してもよい」が市内平均を上回っている。地域づくりへの企画運営の参加については、「ぜひ参加したい・参加してもよい」が市内で最も高い。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会のサロン活動が、ふれあい・いきいきサロン 10か所、やすらぎステーション 9か所で開催されている。</li> <li>・いきいき百歳体操の団体が 4 団体ある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で助け合える関係づくりのためには、地域で横のつながりを作っていく必要がある。</li> <li>・地域づくりに関心のある住民を、どのようにすれば巻き込めるかの検討が必要である。</li> <li>・津久井圏域は面積が広く地域課題も異なるため、検討を進めるに当たって工夫が必要である。</li> </ul>																												
活動や今後の取組の地域での方向性	「向こう3軒両隣の助け合い」を目指して、地域づくりに向けて取り組みます。																												
	<p>地域住民の地域づくりへの認知、理解・関心の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり部会での取組について、地域住民に周知し、理解や関心を深めるための活動を実施します。</li> </ul> <p>小圏域ごとのきめ細かい課題への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性にあった課題の検討を進めるために、いくつかの小圏域に分けて作業部会を設置し、定期的な情報交換を通し、それぞれの課題に対する取組について検討します。</li> </ul> <p>集いの場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに活動しているサロンの充実や新たなサロン等の集いの場の開催により、高齢者が参加しやすい集いの場づくりに向けて取り組みます。</li> <li>・その取組を通して、地域住民のつながりを醸成し、新たな支援の展開を目指して活動します。</li> </ul>																												

## 相模湖圏 【高齢者支援センター配置人員 4 人】

圏域のデータ	人口	8,195 人	要介護認定数	425 人																									
	高齢者人口	2,989 人	高齢者人口に占める認定率	14.2%																									
	高齢化率	36.5%	要支援認定数	151 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	441 人	高齢者人口に占める認定率	5.1%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	32 自治会	生活支援・見守り支援団体	5 団体																									
	民生委員・児童委員	26 人	介護予防サポーター	28 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	14 クラブ	サロン	19 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	2 人	いきいき百歳体操団体	2 団体																									
	介護支援ボランティア	10 人																											
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	5 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>5,348</td> <td>1,661</td> <td>1,566</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>5,189</td> <td>1,637</td> <td>1,632</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>5,030</td> <td>1,641</td> <td>1,667</td> <td>39.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>4,318</td> <td>1,391</td> <td>1,983</td> <td>43.9</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	5,348	1,661	1,566	37.6	H31	5,189	1,637	1,632	38.6	H32	5,030	1,641	1,667	39.7	H37	4,318	1,391	1,983	43.9
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	5,348			1,661	1,566	37.6																						
	H31	5,189			1,637	1,632	38.6																						
	H32	5,030			1,641	1,667	39.7																						
	H37	4,318			1,391	1,983	43.9																						
	歯科診療所	3 か所																											
	薬局	2 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	9 か所																												
訪問介護事業所	2 か所																												
訪問看護事業所	1 か所																												
通所介護事業所	5 か所																												
通所リハビリテーション事業所	2 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
圏域の概要	相模湖や石老山、高尾山に続く東海自然歩道や大規模テーマパークがあり、自然環境や観光資源に恵まれている。生活道路は山坂が多く、徒歩での移動は負担が大きく、自家用車やバスに頼っている。バス交通のない地区もある。古くから定住している住民が多く、住民同士の見守りや支え合いが残る反面、新たに転入する高齢者も増えている。新旧住民及び世代間交流が希薄な面もある。																												
現状と課題	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等実態調査結果から</li> <li>・在宅生活に必要なと感じる支援・サービスは、一般高齢者では配食が最も高く、次に移送サービス、買い物で、介護予防対象者は、移送サービスが最も高く、掃除・洗濯、買いものが続く。</li> <li>・外出を控えている理由は、足腰などの痛みが最も多く、「交通手段がない」の割合は市内で最も高い。</li> <li>・老人クラブ加入率は市内2位と高く、一般高齢者の地域づくりへの参加希望は市内平均を上回っている。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型住民主体サービス「のぼらの会」が発足し、交流の場として体操やお茶のみを月2回開催している。</li> <li>・商店が協力する「みまもりネットさがみこ」がある。</li> <li>・地区社会福祉協議会では緊急時の備えとして「あんしんケース」を配布している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろの見守りや簡単な身の回りの支援等を必要としている高齢者が多い。</li> <li>・徒歩圏内に地域交流ができ、必要な情報を得ることができる居場所が少ない。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「身近な困りごとが解消できる仕組みづくり」に向けて取り組みます。</p> <p>簡単な身の回りの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握のため、サロンや自治会、グラウンドゴルフの会などにアンケート調査を実施します。</li> <li>・アンケート結果を踏まえ、商工会など民間サービスを活用した買物支援等について検討します。</li> </ul> <p>地域交流できる居場所づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果と地域資源の状況等を踏まえて、集いの場所や内容について話し合います。</li> <li>・団体や趣味の会等に働きかけ、健康づくりにつながり、楽しく集える居場所となるように検討します。</li> <li>・老人クラブ連合会といきいき百歳体操の普及啓発講座の開催に取り組みます。</li> </ul> <p>住民への情報の周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援センター地域情報誌に移送や買物支援サービス等、身近な困りごとの解消につながる内容を掲載します。</li> <li>・高齢者に必要な情報が効率的に届けられる方法を検討します。</li> </ul>																												

# 藤野圏域

## 【高齢者支援センター配置人員 4 人】

圏域のデータ	人口	8,694 人	要介護認定数	397 人																									
	高齢者人口	3,018 人	高齢者人口に占める認定率	13.2%																									
	高齢化率	34.7%	要支援認定数	159 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	375 人	高齢者人口に占める認定率	5.3%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	50 自治会	生活支援・見守り支援団体	8 団体																									
	民生委員・児童委員	27 人	介護予防サポーター	22 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	8 クラブ	サロン	14 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	3 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	3 人	いきいき百歳体操団体	2 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	7 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>5,712</td> <td>1,681</td> <td>1,666</td> <td>36.9</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>5,531</td> <td>1,672</td> <td>1,705</td> <td>37.9</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>5,355</td> <td>1,680</td> <td>1,719</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>4,567</td> <td>1,439</td> <td>1,966</td> <td>42.7</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	5,712	1,681	1,666	36.9	H31	5,531	1,672	1,705	37.9	H32	5,355	1,680	1,719	38.8	H37	4,567	1,439	1,966	42.7
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	5,712			1,681	1,666	36.9																						
	H31	5,531			1,672	1,705	37.9																						
	H32	5,355			1,680	1,719	38.8																						
	H37	4,567			1,439	1,966	42.7																						
	歯科診療所	3 か所																											
	薬局	1 か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
居宅介護支援事業所	2 か所																												
訪問介護事業所	1 か所																												
訪問看護事業所	1 か所																												
通所介護事業所	4 か所																												
通所リハビリテーション事業所	1 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大半が中山間地域で、小さな集落が点在し、限界集落・消滅集落に近づきつつある地域もある。</li> <li>・独居・高齢者のみの世帯が増加傾向にある。</li> <li>・自然環境や温泉資源に恵まれているが、生活道路は山坂が多く、徒歩での移動は負担が大きい。バス路線も減少傾向である。</li> <li>・古くから定住している住民が多く、住民同士の見守り・支え合いが残る。移住者と旧住民の交流もある。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要と感じる支援・サービスでは、一般高齢者、介護予防対象者ともに移送サービスが最も高い。</li> <li>・地域づくりへの参加については、「ぜひ参加したい・参加してもよい」が市内平均を上回っている。</li> <li>・老人クラブ加入率は市内で最も高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型住民主体サービス「ふじのせせらぎの会」が発足し、活動している。</li> <li>・佐野川地区では、地域の施設が協力し、移送の手助けとして「いくべえカー」が運行されている。</li> <li>・自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会、高齢者支援センター、公民館、市などの協力体制がある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごらの見守りや簡単な身の回りの支援などを必要としている高齢者が多い。交通の便が悪いために、外出を控えたり、買いものや通院などに不便を感じている。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「地域でのゆるやかな見守りをさらに広めていく活動」を推進します。</p> <p>ゆるやかな見守りの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名倉地区自治会でモデル的に始まった『ゆるやかな見守り』について、組長に対して事後アンケートを実施し結果を分析します。分析結果を参考にしながら、藤野地区全自治会に広めていきます。</li> <li>・高齢者支援センターが発行しているお知らせ、地区社会福祉協議会だよりを通じて、住民にも取組を紹介します。</li> </ul> <p>ひとまわり大きな見守りの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者にもわかるように協力事業所にステッカー等を貼ることなどを検討します。</li> <li>・商工会や地域の住民主体活動グループと連携し、『ひとまわり大きな見守り』について検討します。</li> </ul> <p>見守りから生活支援に向けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単な身の回りの支援を必要としている高齢者に、身近な人が支援できる仕組みづくりに向けて取り組めます。</li> <li>・高齢者の交通手段や生活への影響を把握するとともに、他市町村の取組も情報収集し、高齢者の移動手段の確保を目指して活動します。</li> </ul>																												



## 小山圏域 【高齢者支援センター配置人員 4.5 人】

圏域のデータ	人口	20,498 人	要介護認定数	491 人																									
	高齢者人口	4,416 人	高齢者人口に占める認定率	11.1%																									
	高齢化率	21.5%	要支援認定数	195 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	754 人	高齢者人口に占める認定率	4.4%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	9 自治会	生活支援・見守り支援団体	14 団体																									
	民生委員・児童委員	23 人	介護予防サポーター	39 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	6 クラブ	サロン	5 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	14 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	53 人	いきいき百歳体操団体	7 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	14 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>16,327</td> <td>2,667</td> <td>2,171</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>16,224</td> <td>2,663</td> <td>2,299</td> <td>23.4</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>16,117</td> <td>2,701</td> <td>2,371</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>15,493</td> <td>2,379</td> <td>3,171</td> <td>26.4</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	16,327	2,667	2,171	22.9	H31	16,224	2,663	2,299	23.4	H32	16,117	2,701	2,371	23.9	H37	15,493	2,379	3,171	26.4
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	16,327			2,667	2,171	22.9																						
	H31	16,224			2,663	2,299	23.4																						
	H32	16,117			2,701	2,371	23.9																						
	H37	15,493			2,379	3,171	26.4																						
	歯科診療所	11 か所																											
	薬局	11 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	4 か所																												
訪問介護事業所	3 か所																												
訪問看護事業所	7 か所																												
通所介護事業所	5 か所																												
通所リハビリテーション事業所	1 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	2 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の北部に境川があり、川沿いは土地が低くなっているため坂道がある。</li> <li>・相模原駅周辺はマンションが多く商業施設が集積し、交通の便は良いが、宮下本町は駅から遠くバスの便も少ない。地区の西側には、大規模な工場が多数立地している。</li> <li>・在日米陸軍相模総合補給廠が地区の 1/3 を占めているが、一部返還に伴い南北道路が整備され、今後東西道路も整備予定である。</li> <li>・駅が近く、通勤が便利であるため若い世代が多いが、70 歳以上の独居高齢者も多い。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率は市内平均より低い、70 歳以上の独居率は市内平均より高い。</li> <li>・地域づくりへの参加者としての参加の意向のある人の割合が、市内平均より高い。</li> <li>・高齢者一般調査でボランティアや老人クラブ、自治会に参加していない人の割合が市内平均より高い。</li> <li>・家族や友人以外で相談できる人がいない人の割合が、市内平均より高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体サービスやいきいき百歳体操、自主グループ活動など、週 3～4 回通える場所があり、介護予防の取組が盛んである。</li> <li>・気軽に立ち寄れる「ほっとほっとカフェ」や、気軽に相談できる「困りごと相談」がある。一方で継続して支援ができる団体が少ない。</li> <li>・ボランティアの意向のある人はいるが、継続支援ができる団体がなく活動できる場が不足している。</li> <li>・男性ボランティアグループや傾聴ボランティアがあるが、ニーズの多様化等に伴い担い手が不足している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の発掘やリーダー的人材の育成が必要</li> <li>・継続して生活支援ができる団体等の地域の支え合いの仕組みづくりが必要</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「おもいやり やさしい笑顔と まごころで」をキャッチフレーズに、誰もが安心して暮らせるよう皆で支え合う小山地区を目指し、取り組みます。</p> <p>新たな担い手の発掘やリーダー的人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体と協働し、ボランティアの意向のある人の活動支援、新たな担い手やリーダー的人材の発掘・育成について検討し、取り組みます。</li> </ul> <p>継続して生活支援ができる団体等地域の支え合いの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して生活支援ができる団体の創出等、地域の支え合いの仕組みづくりに向けて検討し、取り組みます。</li> </ul>																												

## 清新圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	30,477 人	要介護認定数	757 人																									
	高齢者人口	6,128 人	高齢者人口に占める認定率	12.4%																									
	高齢化率	20.1%	要支援認定数	302 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,126 人	高齢者人口に占める認定率	4.9%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	16 自治会	生活支援・見守り支援団体	8 団体																									
	民生委員・児童委員	29 人	介護予防サポーター	23 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	10 クラブ	サロン	12 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	16 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	37 人	いきいき百歳体操団体	3 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	22 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>24,017</td> <td>3,087</td> <td>3,423</td> <td>21.3%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>23,918</td> <td>3,280</td> <td>3,418</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>23,820</td> <td>3,403</td> <td>3,468</td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>23,142</td> <td>4,341</td> <td>3,335</td> <td>24.9%</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率	H30	24,017	3,087	3,423	21.3%	H31	23,918	3,280	3,418	21.9%	H32	23,820	3,403	3,468	22.4%	H37	23,142	4,341	3,335	24.9%
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率																						
	H30	24,017			3,087	3,423	21.3%																						
	H31	23,918			3,280	3,418	21.9%																						
	H32	23,820			3,403	3,468	22.4%																						
	H37	23,142			4,341	3,335	24.9%																						
	歯科診療所	22 か所																											
薬局	11 か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	8 か所																												
訪問介護事業所	7 か所																												
訪問看護事業所	6 か所																												
通所介護事業所	12 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原駅、南橋本駅に近く交通の便が良い。平坦な地域であり、自転車での移動が容易である。</li> <li>国道 16 号沿いには商業施設が、南橋本駅西側には大規模な工場が立ち並んでいる。</li> <li>交通の便が良いことからマンションなどの集合住宅も多く、駅近くには高層住宅の建設が進み、若年層だけでなく高齢者の転出入も多くある。自治会加入率は市内平均を下回っている。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</li> <li>高齢化率は市内平均より低いが 70 歳以上独居率は市内平均より高い。今後外出や家事支援等生活支援が必要な高齢者が増加する。</li> <li>高齢者一般調査で地域づくりの企画・運営としての参加の意向のある人の割合が市内平均より高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの集い場や自主グループがあるが、徒歩圏内に集いの場が不足している地域もある。</li> <li>地域の見守りとして、救急医療情報ケース「とっさのときのあんしんケース」の配布やご近所見守りシートなどに取り組んでいる。</li> <li>福祉コミュニティ形成事業から立ち上がった「ちょっとボランティアくらぶ」などボランティア団体が 4 団体あり、地域で支え合う仕組みがある一方、継続して支援する団体が不足している。</li> <li>地区社会福祉協議会のサロンは民生委員が担っていたり、担い手に課題があり継続的なボランティアができないなどの状況があり、新たな担い手の確保が必要である。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域で介護予防に取り組むことができ、地域とのつながりも持てるような集いの場が必要</li> <li>生活支援が必要な人への支援の拡充が必要</li> <li>新たな担い手の確保が必要</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>高齢者がいきいきと安心して生活できる「皆で支え合う安心の街 清新」を目指します。</p> <p>集いの場（サロン等）の継続と充実 身近な地域で介護予防に取り組むことができ、地域とのつながりも持てるように、集いの場の継続と充実を目指し取り組みます。</p> <p>生活支援が必要な人への支援の拡充 外出や家事等生活支援が必要になった人への支援の拡充について検討し、取り組みます。</p> <p>新たな担い手の確保 集いの場の充実や生活支援が必要な人への支援の拡充のために、新たな担い手の確保について検討し、取り組みます。</p> <p>地域住民への効果的な情報提供や伝達 すべての住民が関心を持てるような効果的な情報発信の仕組みづくりや、地域団体の連携について検討します。</p>																												

## 横山圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	14,767人	要介護認定数	459人																									
	高齢者人口	3,451人	高齢者人口に占める認定率	13.3%																									
	高齢化率	23.4%	要支援認定数	178人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	732人	高齢者人口に占める認定率	5.2%																									
			事業対象者(内サービス利用者)	11人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	23自治会	生活支援・見守り支援団体	5団体																									
	民生委員・児童委員	18人	介護予防サポーター	27人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	5クラブ	サロン	12か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	11人	認知症カフェ	2か所																									
	介護支援ボランティア	52人	いきいき百歳体操団体	1団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	5か所	 <table border="1"> <caption>人口推計 (H30～H37)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>10,088</td> <td>1,726</td> <td>1,799</td> <td>25.9</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>9,993</td> <td>1,663</td> <td>1,909</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>9,898</td> <td>1,631</td> <td>1,980</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>9,443</td> <td>1,312</td> <td>2,369</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率(%)	H30	10,088	1,726	1,799	25.9	H31	9,993	1,663	1,909	26.3	H32	9,898	1,631	1,980	26.7	H37	9,443	1,312	2,369	28.0
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率(%)																						
	H30	10,088			1,726	1,799	25.9																						
	H31	9,993			1,663	1,909	26.3																						
	H32	9,898			1,631	1,980	26.7																						
	H37	9,443			1,312	2,369	28.0																						
	歯科診療所	7か所																											
	薬局	6か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
	居宅介護支援事業所	5か所																											
訪問介護事業所	3か所																												
訪問看護事業所	2か所																												
通所介護事業所	4か所																												
通所リハビリテーション事業所	1か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR相模線や国道129号線が地区の南北を通っており、当該交通網に沿って大規模な工場が多数立地している。</li> <li>・横山公園や横山丘陵に隣接する地区の東部は、主に閑静な住宅街で構成されている。大規模な団地も4つある。</li> <li>・道路環境が整備されており、交通の便が良いことから大型スーパー等の商業施設が立ち並んでいる。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</li> <li>・要介護及び要支援認定率が市内平均より高い。</li> <li>・70歳以上の独居率は30.0%であり、市内平均23.5%より高い。</li> <li>&lt;地域の状況&gt;</li> <li>・地域独自の取組として「よこやま体操」を実施しており、地域住民の集いの場の1つとして実施団体が立ち上がってきている。</li> <li>・サロンには元気な方の参加が多く、体力が落ちてくると参加しづらいと考えてしまう参加者もいる。</li> <li>・ボランティア活動が盛んであり、また地域の立ち寄り処として「くつろぎ亭」や「コミュニティよこやま憩」地区社会福祉協議会のサロンがあり、福祉活動に関して地域全体で活発に取り組んでいる。しかし、男性の参加者が少なく、男性の参加者や担い手の増加が課題と考えている団体もある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の独居率や要介護及び要支援認定率が高く、地域全体で介護予防や地域づくりに取り組む必要がある。</li> </ul>																											
活動や取組の地域の方の性		<p>横山地域の情報収集を行いながら、多様なメンバー、多様な視点で地域づくりについて検討し、ALL横山で地域づくりに取り組みます。</p> <p>閉じこもりがちな男性等、高齢者への支援等の課題解決に向けて、横山地域の地域資源や情報収集について検討します。</p> <p>収集した地域資源について、情報誌やおでかけカレンダー等を作成、配布し、地域住民への情報提供について検討し、取り組みます。</p> <p>立ち寄り処の充実に向けて、担い手の確保や育成について検討します。</p>																											

## 中央圏域 【高齢者支援センター配置人員 6.5 人】

圏域のデータ	人口	35,514 人	要介護認定数	1,084 人																									
	高齢者人口	8,291 人	高齢者人口に占める認定率	13.1%																									
	高齢化率	23.3%	要支援認定数	425 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,583 人	高齢者人口に占める認定率	5.1%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源		事業対象者（内サービス利用者）	29 人																									
	自治会（単位自治会）	33 自治会	生活支援・見守り支援団体	9 団体																									
	民生委員・児童委員	45 人	介護予防サポーター	28 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	10 クラブ	サロン	17 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	15 人	認知症カフェ	2 か所																									
	介護支援ボランティア	40 人	いきいき百歳体操団体	13 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	14 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 (単位: 人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>27,758</td> <td>4,384</td> <td>4,067</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>27,606</td> <td>4,294</td> <td>4,262</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>27,458</td> <td>4,281</td> <td>4,374</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>26,351</td> <td>3,914</td> <td>5,311</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	27,758	4,384	4,067	23.3	H31	27,606	4,294	4,262	23.7	H32	27,458	4,281	4,374	24.0	H37	26,351	3,914	5,311	25.9
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	27,758			4,384	4,067	23.3																						
	H31	27,606			4,294	4,262	23.7																						
	H32	27,458			4,281	4,374	24.0																						
	H37	26,351			3,914	5,311	25.9																						
	歯科診療所	26 か所																											
	薬局	14 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	19 か所																												
訪問介護事業所	15 か所																												
訪問看護事業所	8 か所																												
通所介護事業所	18 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	4 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	3 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	2 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原駅の南東に約 3.13 km<sup>2</sup>にわたって広がる区域で、市役所や警察署などの官公庁が立地している。</li> <li>地域の中央部を国道 16 号線が走っており、商業施設が立ち並んでいる。相模原駅や矢部駅、淵野辺駅など駅にも近いことから、マンションなどの集合住宅も多い。</li> <li>平坦な地域であり自転車での移動が容易。バス便や駅も利用できるように交通も便利であるが、駅から遠く交通や買い物等にも不便な地域があるなど、地域の中でも違いがある。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</li> <li>・高齢化率は市内平均よりやや低い、70 歳以上の独居率や要介護認定率は市内平均より高い。</li> <li>・高齢者一般調査で、外出を控えている人の割合や、友人等と会う頻度がほとんどない人の割合が市内平均より高い。趣味がある人の割合や、自分で健康だと感じている人の割合は市内平均より低い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とっさのときのあんしんケース」の配布や「高齢者見守りシート」での見守りの取組がある。</li> <li>・いきいき百歳体操や地区社会福祉協議会のサロンが多くあるほか、その他のサロンとして「やんべえ亭」があるなど、高齢者が集える場があり、地区社会福祉協議会の三世代交流やシニア世代の交流会などの取組もあるが、参加者が固定化しがちである。</li> <li>・自治会加入率が市内平均よりも低く、情報が浸透しにくい。</li> <li>・老人クラブの活動が活発な地域もあるが、役員世代交代ができず解散してしまったクラブがある。</li> <li>・サロンやボランティア団体「まごの手」が活動しているが、担い手が不足している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の地域での孤立防止の仕組みづくりが必要</li> <li>・情報の伝達や共有に課題がある</li> <li>・担い手の発掘や育成が必要</li> </ul>																											
今後の地域での活動や取組の方向性		<p>高齢者が住みやすい中央地区を目指し、高齢者の地域での孤立防止の仕組みづくりに向けて取り組みます。</p> <p>関係団体と協力した課題についての協議 関係団体の協力のもと、「対象者の把握」「効果的な情報提供、伝達方法の検討」「支援する活動や場の洗い出し」「担い手の発掘」「専門職との連携」について協議します。</p> <p>モデル地域での取組と他地域への拡大 モデル地域で孤立防止に係る取組を検討し実施します。モデル地域での実施が他の地域に拡大することを目指して取り組みます。</p>																											

## 星が丘圏域 【高齢者支援センター配置人員 4.5 人】

圏域のデータ	人口	17,868 人	要介護認定数	544 人																									
	高齢者人口	4,550 人	高齢者人口に占める認定率	12.0%																									
	高齢化率	25.5%	要支援認定数	228 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	854 人	高齢者人口に占める認定率	5.0%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	20 人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	14 自治会	生活支援・見守り支援団体	10 団体																									
	民生委員・児童委員	24 人	介護予防サポーター	26 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	9 クラブ	サロン	5 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	5 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	36 人	いきいき百歳体操団体	10 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	10 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>12,316</td> <td>2,328</td> <td>2,179</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>12,162</td> <td>2,441</td> <td>2,097</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>12,015</td> <td>2,499</td> <td>2,059</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>11,230</td> <td>2,903</td> <td>1,719</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	12,316	2,328	2,179	26.8	H31	12,162	2,441	2,097	27.2	H32	12,015	2,499	2,059	27.5	H37	11,230	2,903	1,719	29.2
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	12,316			2,328	2,179	26.8																						
	H31	12,162			2,441	2,097	27.2																						
	H32	12,015			2,499	2,059	27.5																						
	H37	11,230			2,903	1,719	29.2																						
	歯科診療所	7 か所																											
	薬局	11 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	4 か所																												
訪問介護事業所	5 か所																												
訪問看護事業所	2 か所																												
通所介護事業所	10 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	6 か所																												
圏域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大半が平坦な宅地となっており、目立った高層ビルや工場等はなく戸建住宅を中心とした閑静な住宅街が形成されている。</li> <li>・地域のほぼ中心部に公民館や小学校等があり、公民館を中心にコミュニティが形成され、自治会等地域のまとまりがある。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率、70 歳以上の独居率が市内平均より高い。</li> <li>・地域活動に参加している人や、高齢者一般調査で地域づくりへの企画・運営としての参加の意向がある人が市内平均より高い。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきの広場やサロン、いきいき百歳体操、通所型住民主体サービスなど徒歩圏内に高齢者が集える場所があるが、訪問型住民主体サービスがない。</li> <li>・高齢者の見守り活動であるシルバー110 番や災害時たすけあい事業等の地域での見守り体制並びに、ボランティアが運営する認知症カフェや認知症の普及啓発のための漫画の作成等の認知症を地域全体で支えるための取組が行われているなど地域活動が活発であるが、新たな担い手の確保について課題を抱えている団体もある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行に伴い見守り体制や支援体制の充実が必要</li> <li>・新たな担い手の確保等に向けた地域の人材発掘が必要</li> </ul>																											
活動や取組の方向性		<p>地域の高齢者が住み慣れたところで安心して一生暮らせる街「やさしさいっぱい星が丘」を推進します。</p> <p>地域における見守り体制の推進 孤立死の防止や、認知症を地域で支えるために、地域における見守りに関する取組を継続して推進します。</p> <p>訪問型住民主体サービスの創設 訪問型住民主体サービス団体の新規立ち上げを目指して取り組みます。</p> <p>地域の人材発掘 新たな担い手の確保、地域内のボランティア活動発足等に向けた人材発掘に取り組みます。</p> <p>星が丘版地域包括ケアシステムの実現に向けた取組 地域全体での福祉の取組について検討するため、「施設と地域の協働を考える会」において福祉防災マップの作成及び福祉施設と地域の連携方法等について意見交換を実施します。</p>																											

## 光が丘圏域 【高齢者支援センター配置人員 6 人】

圏域のデータ	人口	27,489 人	要介護認定数	981 人																									
	高齢者人口	8,696 人	高齢者人口に占める認定率	11.3%																									
	高齢化率	31.6%	要支援認定数	391 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,402 人	高齢者人口に占める認定率	4.5%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	30 自治会	生活支援・見守り支援団体	15 団体																									
	民生委員・児童委員	37 人	介護予防サポーター	33 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	19 クラブ	サロン	25 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	10 人	認知症カフェ	2 か所																									
	介護支援ボランティア	48 人	いきいき百歳体操団体	6 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	10 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>18歳以下</th> <th>65-74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>18,372</td> <td>4,162</td> <td>4,573</td> <td>32.2</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>18,183</td> <td>3,879</td> <td>4,861</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>17,992</td> <td>3,695</td> <td>5,034</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>17,109</td> <td>2,534</td> <td>5,835</td> <td>32.8</td> </tr> </tbody> </table>		年	18歳以下	65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	18,372	4,162	4,573	32.2	H31	18,183	3,879	4,861	32.5	H32	17,992	3,695	5,034	32.7	H37	17,109	2,534	5,835	32.8
	年	18歳以下			65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	18,372			4,162	4,573	32.2																						
	H31	18,183			3,879	4,861	32.5																						
	H32	17,992			3,695	5,034	32.7																						
	H37	17,109			2,534	5,835	32.8																						
	歯科診療所	9 か所																											
	薬局	9 か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
居宅介護支援事業所	6 か所																												
訪問介護事業所	6 か所																												
訪問看護事業所	2 か所																												
通所介護事業所	6 か所																												
通所リハビリテーション事業所	1 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 30 年代後半から急速に開発が進み、住宅中心の街並みが形成されてきた地区であり、人口の増加とともに、住民相互の交流も進み、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、公民館の連携により、地域防災や福祉の里づくりなど活発な活動が展開されている。</li> <li>・地域の中央部を交通量の多い県道が南北に走っている。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率は 31.6% で、市内平均より高く、平成 37 年（2025 年）には、75 歳以上の後期高齢者が急増する。</li> <li>・高齢者介護予防調査では、転倒を何度もしたことがある人の割合が市内平均より高い。また要介護の原因としても骨折・転倒が最も多く、こちらも市内平均より高い。</li> <li>・今後の在宅生活の継続に必要とする支援・サービスとして、高齢者一般調査では配食が最も多く、掃除・洗濯、移送サービスと続く。高齢者介護予防調査では、移送サービスが最も多く、掃除・洗濯、買い物と続く。移送サービスは 36.1% と市内平均 30.9% より高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会加入率が高く、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ等の活動が活発で、パークゴルフなどの取組も盛んであるが、それぞれの活動内容について情報集約が必要である。</li> <li>・ちょっとした困りごとを地域で支え合う活動として「光が丘サポート隊」や、さまざまな世代の交流の場である「にぎわい処」など地域での支え合い活動が活発であるが、地域での認知度が十分ではなく依頼件数が減少傾向にある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体は多くあるが、利用者のニーズに合わせて既存の活動を充実させていく必要がある。</li> <li>・高齢化率の上昇に伴い、地域での支え合い活動について検討していく必要がある。</li> </ul>																											
活動や取組の今後の方向性		<p>世代を問わず地域住民が支え合い、誰もが安心して住みやすい光が丘地域を目指していきます。「既存の活動を考えるグループ」と「支え合い活動を考えるグループ」に分かれて、地域住民のニーズに沿った活動について検討し、取り組んでいきます。</p>																											

## 大野北第1圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	34,559人	要介護認定数	858人																									
	高齢者人口	7,544人	高齢者人口に占める認定率	11.4%																									
	高齢化率	21.8%	要支援認定数	369人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	1,235人	高齢者人口に占める認定率	4.9%																									
			事業対象者(内サービス利用者)	6人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	21自治会	生活支援・見守り支援団体	14団体																									
	民生委員・児童委員	36人	介護予防サポーター	21人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	10クラブ	サロン	1か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	11人	いきいき百歳体操団体	13団体																									
	介護支援ボランティア	34人																											
	医療関係		人口推計 大野北第2圏域と合計																										
	病院・診療所	14か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大野北第2圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65-74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>47,105</td> <td>6,028</td> <td>6,674</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>46,827</td> <td>6,392</td> <td>6,484</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>46,574</td> <td>6,608</td> <td>6,402</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>44,724</td> <td>8,144</td> <td>5,707</td> <td>23.6</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65-74歳	75歳以上	高齢化率(%)	H30	47,105	6,028	6,674	21.2	H31	46,827	6,392	6,484	21.6	H32	46,574	6,608	6,402	21.8	H37	44,724	8,144	5,707	23.6
	年	その他人口			65-74歳	75歳以上	高齢化率(%)																						
	H30	47,105			6,028	6,674	21.2																						
	H31	46,827			6,392	6,484	21.6																						
	H32	46,574			6,608	6,402	21.8																						
	H37	44,724			8,144	5,707	23.6																						
	歯科診療所	10か所																											
	薬局	17か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	10か所																												
訪問介護事業所	10か所																												
訪問看護事業所	5か所																												
通所介護事業所	15か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2か所																												
圏域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内に2つの駅、3つの大学、2つの総合病院等があり、周辺に一般住宅のほか、工場や大規模住宅及び商業施設等もあり、生活環境が整っている。その一方、北部に都県境(境川)、西部には在日米陸軍相模総合補給廠、南部は線路(JR横浜線)により、他の地域と分断され、他の地域と交流を持ちにくい環境である。</li> <li>・JR横浜線沿いには、中高層マンションが数多く建設され、若年層の世帯が多い。</li> <li>・大野北地区コミュニティバスは、交通不便地区の生活交通を確保するために、矢部駅～馬場十字路・淵野辺駅～矢部駅循環線が平日に運行している。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者一般調査において、高齢者支援センターを「知らない」と答えた人の割合は41.3%であり、「名前だけは聞いたことがある」を合わせると62.0%である。また「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」について、「そのような人はいない」と答えた人の割合は42.2%である。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大野北地区(大野北第1圏域と大野北第2圏域の合計)には、大野北思い愛ネットワークや福祉グループ「輪」などの地域で見守りや支援を行う団体がある。</li> <li>・大野北地区にはいきいき百歳体操(23団体)やサロン(2か所)があるが、圏域には交通の便が悪い地区もあるため、高齢者が徒歩で通うことができる身近な範囲に「通う場」が必要である。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な相談先である高齢者支援センターを広め、高齢者を見守り、気にかける人を増やす取組が必要</li> <li>・身近な地域で「通う場」づくりとその担い手の育成・確保が必要</li> </ul>																											
活動や取組の方向性		<p>人と人とのつながりをつくり、支援が必要な高齢者を「見つける・支える」ことのできる大野北地区を目指します。</p> <p>身近な相談先である高齢者支援センターを広め、地域内で高齢者を見守り、気にかける人を増やすための対策を検討し、取り組めます。</p> <p>徒歩で通うことのできる身近な「通う場」「足腰などを鍛える場」づくりと、その担い手の発掘・育成を検討し、取り組めます。</p>																											

## 大野北第2圏域 【高齢者支援センター配置人員4人】

圏域のデータ	人口	25,155人	要介護認定数	683人																									
	高齢者人口	5,092人	高齢者人口に占める認定率	13.4%																									
	高齢化率	20.2%	要支援認定数	243人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	793人	高齢者人口に占める認定率	4.8%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	14自治会	生活支援・見守り支援団体	7団体																									
	民生委員・児童委員	24人	介護予防サポーター	29人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	6クラブ	サロン	1か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	9人	いきいき百歳体操団体	10団体																									
	介護支援ボランティア	24人																											
	医療関係		人口推計 大野北第1圏域と合計																										
	病院・診療所	19か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大野北第1圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65-74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>47,105</td> <td>6,674</td> <td>6,028</td> <td>21.2</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>46,827</td> <td>6,484</td> <td>6,392</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>46,574</td> <td>6,402</td> <td>6,608</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>44,724</td> <td>5,707</td> <td>8,144</td> <td>23.6</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65-74歳	75歳以上	高齢化率(%)	H30	47,105	6,674	6,028	21.2	H31	46,827	6,484	6,392	21.6	H32	46,574	6,402	6,608	21.8	H37	44,724	5,707	8,144	23.6
	年度	その他人口			65-74歳	75歳以上	高齢化率(%)																						
	H30	47,105			6,674	6,028	21.2																						
	H31	46,827			6,484	6,392	21.6																						
	H32	46,574			6,402	6,608	21.8																						
	H37	44,724			5,707	8,144	23.6																						
	歯科診療所	14か所																											
薬局	15か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	3か所																												
訪問介護事業所	3か所																												
訪問看護事業所	3か所																												
通所介護事業所	5か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2か所																												
圏域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淵野辺駅周辺から古淵駅付近までJR横浜線に沿って東西に広がっている。</li> <li>・淵野辺駅南口にまちづくりセンター、公民館、図書館、公園などの公共施設があるが、圏域内の各地区から淵野辺駅周辺への交通の便がよくない。このため、徒歩・自転車での移動が多く、またバスの利用率が低く、電車の利用率は高めである。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者一般調査において、高齢者支援センターを「知らない」と答えた人の割合は41.3%であり、「名前だけは聞いたことがある」を合わせると62.0%である。また「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」について、「そのような人はいない」と答えた人の割合は42.2%である。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大野北地区(大野北第1圏域と大野北第2圏域の合計)には、大野北思い愛ネットワークや福祉グループ「輪」などの地域で見守りや支援を行う団体がある。</li> <li>・大野北地区にはいきいき百歳体操(23団体)やサロン(2か所)があるが、圏域には交通の便が悪い地区もあるため、高齢者が徒歩で通うことができる身近な範囲に「通う場」が必要である。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な相談先である高齢者支援センターを広め、高齢者を見守り、気にかける人を増やす取組が必要</li> <li>・身近な地域で「通う場」づくりとその担い手の育成・確保が必要</li> </ul>																											
今後の活動や取組の方向性		<p>人と人とのつながりをつくり、支援が必要な高齢者を「見つける・支える」ことのできる大野北地区を目指します。</p> <p>身近な相談先である高齢者支援センターを広め、地域内で高齢者を見守り、気にかける人を増やすための対策を検討し、取り組めます。</p> <p>徒歩で通うことのできる身近な「通う場」「足腰などを鍛える場」づくりと、その担い手の発掘・育成を検討し、取り組めます。</p>																											



## 田名圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	30,624人	要介護認定数	901人																									
	高齢者人口	7,747人	高齢者人口に占める認定率	11.6%																									
	高齢化率	25.3%	要支援認定数	329人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	1,053人	高齢者人口に占める認定率	4.2%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源		事業対象者(内サービス利用者)	19人																									
	自治会(単位自治会)	16自治会	生活支援・見守り支援団体	5団体																									
	民生委員・児童委員	28人	介護予防サポーター	23人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	11クラブ	サロン	9か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	15人	認知症カフェ	1か所																									
	介護支援ボランティア	75人	いきいき百歳体操団体	6団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	7か所	<p>人口推計の積み上げ棒グラフと高齢化率の折線グラフ。H30からH37までのデータを示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65~74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>22,293</td> <td>4,455</td> <td>3,906</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>22,045</td> <td>4,353</td> <td>4,198</td> <td>27.9</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>21,804</td> <td>4,327</td> <td>4,397</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>20,822</td> <td>3,429</td> <td>5,775</td> <td>30.7</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65~74歳	75歳以上	高齢化率(%)	H30	22,293	4,455	3,906	27.3	H31	22,045	4,353	4,198	27.9	H32	21,804	4,327	4,397	28.6	H37	20,822	3,429	5,775	30.7
	年	その他人口			65~74歳	75歳以上	高齢化率(%)																						
	H30	22,293			4,455	3,906	27.3																						
	H31	22,045			4,353	4,198	27.9																						
	H32	21,804			4,327	4,397	28.6																						
	H37	20,822			3,429	5,775	30.7																						
	歯科診療所	10か所																											
	薬局	6か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	4か所																												
訪問介護事業所	4か所																												
訪問看護事業所	5か所																												
通所介護事業所	8か所																												
通所リハビリテーション事業所	1か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	4か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部に相模川が流れ段丘上に市街地が形成されている。</li> <li>農地と住宅地が混在しており、北部には工業団地が広がっている。</li> <li>地域内には鉄道駅がなく、バスの便も本数が少なく交通が不便であり、自家用車を利用する人が多い傾向にある。</li> <li>古くから地元に住んでいる住民も多いが、流入人口も年々増加しており、高齢化率は市平均をやや上回っている。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者一般調査において、地域活動についてボランティアグループに「参加していない」73.1%(市内71.4%)であり、市内平均よりやや高い。</li> <li>高齢者介護予防調査において、在宅での生活で助かる手助けについて「買いものの手助け」24.1%(市21.9%)、「通院の送迎や外出の手助け」29.1%(市26.7%)であり、市内平均よりやや高い。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サロンやいきいき百歳体操、自主事業が多く開催されているが、地域活動の参加者は女性が中心となっている。</li> <li>自治会の加入率は市内平均より高く、地域の見守りシステムである「田名福祉ねっとわーく」があり、ごみ出しや買いものなどご近所同士での助け合いもできているが、毎回となると負担感があるという声が聞かれている。</li> <li>田名ボランティアセンターでの活動項目として、「買いものの付添い」や「ごみ出し」などあるが、認知度が低く利用につながらない。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定年後の男性は閉じこもりがちになっている可能性があり、地域活動の参加促進をしていく必要がある。</li> <li>継続的に支援できる仕組みづくりが必要である。</li> </ul>																											
今後の地域での活動や取組の方向性		<p>「みんなでつくろう ほっとする田名のまち」を実現するために住民同士のつながりを深め、助け合える関係や仕組みづくりに向けて活動します。</p> <p>男性が地域活動に参加できる場作り</p> <p>関係団体協力のもと、モデル地域にて男性の活動実態把握についてアンケート調査を実施します。アンケート実施後、調査結果をもとに参加できる場作りについて検討し、取り組みます。</p> <p>高齢者の継続的な支援活動の拡充</p> <p>ご近所同士で実施している助け合い活動や不足しているサービスの把握を行い、効果的な支援方法について検討し、取り組みます。</p>																											

## 上溝圏域 【高齢者支援センター配置人員 5.5 人】

圏域のデータ	人口	33,794 人	要介護認定数	1,015 人																									
	高齢者人口	8,314 人	高齢者人口に占める認定率	12.2%																									
	高齢化率	24.6%	要支援認定数	336 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,234 人	高齢者人口に占める認定率	4.0%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	15 人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	16 自治会	生活支援・見守り支援団体	12 団体																									
	民生委員・児童委員	32 人	介護予防サポーター	23 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	12 クラブ	サロン	9 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	7 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	70 人	いきいき百歳体操団体	7 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	9 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>26,126</td> <td>4,694</td> <td>4,047</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>26,104</td> <td>4,601</td> <td>4,312</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>26,096</td> <td>4,585</td> <td>4,477</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>26,093</td> <td>3,769</td> <td>5,749</td> <td>26.7</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	26,126	4,694	4,047	25.1	H31	26,104	4,601	4,312	25.5	H32	26,096	4,585	4,477	25.8	H37	26,093	3,769	5,749	26.7
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	26,126			4,694	4,047	25.1																						
	H31	26,104			4,601	4,312	25.5																						
	H32	26,096			4,585	4,477	25.8																						
	H37	26,093			3,769	5,749	26.7																						
	歯科診療所	17 か所																											
	薬局	6 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	7 か所																												
訪問介護事業所	9 か所																												
訪問看護事業所	2 か所																												
通所介護事業所	10 か所																												
通所リハビリテーション事業所	2 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	5 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
圏域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代から商業の中心地として栄えた地域であり、現在も上溝駅周辺に公民館や商店街などが集積しており、交通の便も良いが、地区の北部や南部では交通手段が少ない。南部には農地が多い。</li> <li>道保川、姥川、鳩川が北東から南東の方向に流れており川沿いは地盤が低くなっていることや、地域の北東部に沿って横山丘陵緑地があるため、坂が多くなっている。</li> <li>上溝夏祭りに地域をあげて取り組んでおり、自治会加入率は市内平均より高めだが、徐々に低下傾向である。</li> <li>土地利用が過密でないため、平成 30 年頃までは人口が微増すると推計されている。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者介護予防調査において、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援について、移送サービスが最も多い。移手段としても自動車（人に乗せてもらう）が最も多い。サロンなど定期的な通いの場合は 20.2% と市内平均より高い。</li> <li>15 分以上続けて歩ける人や外出・買い物のできる人の割合が市内平均より低い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の拠点である上溝公民館や「ぶらっと上溝」は、地区の中心部にあるため地区の北部や南部の高齢者は利用のしづらさがある。</li> <li>老人クラブでは活発に活動しているクラブもあるが、クラブがない地区もあり、地区社会福祉協議会のサロンは定期開催しているサロンが少ない。</li> <li>自治会や老人クラブに加入していない場合は情報が入手しにくい、加入率は徐々に低下傾向である。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域で気軽に集える場と担い手の確保が必要</li> <li>情報の提供や発信・共有が必要</li> <li>交通の不便な地域があり、加齢や疾病に伴い移手段が確保できなくなった場合の生活支援が必要</li> </ul>																												
活動や取組の今後の方向性	<p>高齢者がいきいきと安心して生活できる上溝を目指して、下記について検討し、できることから取り組みます。</p> <p>小地域での居場所づくり ～ 閉じこもらずに地域参加ができ、身近な地域で継続して介護予防に取り組めるような居場所づくり</p> <p>担い手の発掘・育成 情報の提供や発信・共有～ 必要な情報が得られ相談しやすい仕組みづくり</p> <p>移手段が確保できなくなった場合の生活支援</p>																												

## 大沼圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	24,004 人	要介護認定数	832 人																									
	高齢者人口	6,880 人	高齢者人口に占める認定率	12.1%																									
	高齢化率	28.7%	要支援認定数	302 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,037 人	高齢者人口に占める認定率	4.4%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	4 人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	12 自治会	生活支援・見守り支援団体	9 団体																									
	民生委員・児童委員	16 人	介護予防サポーター	18 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	8 クラブ	サロン	4 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	6 人	いきいき百歳体操団体	1 団体																									
	介護支援ボランティア	65 人																											
	医療関係		人口推計 大野中、大野台圏域と合計																										
	病院・診療所	6 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大野中、大野台圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>45,586</td> <td>8,903</td> <td>8,034</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>45,311</td> <td>9,391</td> <td>7,648</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>45,043</td> <td>9,682</td> <td>7,420</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>43,419</td> <td>11,165</td> <td>6,150</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	45,586	8,903	8,034	27.1	H31	45,311	9,391	7,648	27.3	H32	45,043	9,682	7,420	27.5	H37	43,419	11,165	6,150	28.5
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	45,586			8,903	8,034	27.1																						
	H31	45,311			9,391	7,648	27.3																						
	H32	45,043			9,682	7,420	27.5																						
	H37	43,419			11,165	6,150	28.5																						
	歯科診療所	8 か所																											
	薬局	5 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	6 か所																												
訪問介護事業所	2 か所																												
訪問看護事業所	4 か所																												
通所介護事業所	8 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2 か所																												
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の東側を国道 16 号線が通っており、多くの店舗が立地している。</li> <li>・木もれびの森など多くの緑地があり、宅地も多く立ち並んでいる。</li> <li>・昔からの一戸建住宅が多い。以前は畑だった場所に住宅が立っている地域もある。</li> </ul>																												
	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率は、市内平均よりも高いが、要介護認定率と要支援認定率は、市内平均より低い。</li> <li>・一戸建ての持ち家率は高く、夫婦 2 人暮らし世帯は市内平均並みである。息子・娘との 2 世帯同居が、市内平均より多い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、老人会が様々な催しを行っている。</li> <li>・若竹園・公民館・自治会館・センター内の交流スペース等が主な交流の場になっている。</li> <li>・大沼高齢者支援センターの認知度は高く、「あなたもわたしも安心ね」をテーマに地域づくりに取り組んでいる。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を新しく作るよりも、知られていない地域資源の掘り起こしが重要である。</li> <li>・老老介護や孤立する認知症の人とその家族への地域の関わりが課題となる。</li> <li>・認知症の家族がいることをオープンにできない人や雰囲気がある。</li> <li>・退職後の男性や独居の男性の地域参加が課題</li> </ul>																												
活動や取組の今後の方向性	<p>「みんなが安心して生活できる地域づくり」に向けて取り組みます。</p> <p>認知症の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の理解のため、取組内容や手法を検討します。</li> <li>・地区の団体をはじめ、身近な地域や小集団に対しても啓発活動に取り組みます。</li> </ul> <p>様々な地域資源の集約・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大沼地域の高齢者のサロンやサークルなどの活動内容を調べ、整理集約して情報提供に取り組みます。</li> </ul>																												

## 大野台圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	18,469 人	要介護認定数	502 人																									
	高齢者人口	5,001 人	高齢者人口に占める認定率	10.0%																									
	高齢化率	27.1%	要支援認定数	193 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	720 人	高齢者人口に占める認定率	3.9%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	7 自治会	生活支援・見守り支援団体	6 団体																									
	民生委員・児童委員	19 人	介護予防サポーター	23 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	6 クラブ	サロン	7 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	8 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	49 人	いきいき百歳体操団体	1 団体																									
	医療関係		人口推計 大沼、大野中圏域と合計																										
	病院・診療所	5 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大沼、大野中圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総人口 (人)</th> <th>65～74歳 (人)</th> <th>75歳以上 (人)</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>62,523</td> <td>8,903</td> <td>8,034</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>62,350</td> <td>9,391</td> <td>7,648</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>62,145</td> <td>9,682</td> <td>7,420</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>60,734</td> <td>11,165</td> <td>6,150</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		年次	総人口 (人)	65～74歳 (人)	75歳以上 (人)	高齢化率 (%)	H30	62,523	8,903	8,034	27.1	H31	62,350	9,391	7,648	27.3	H32	62,145	9,682	7,420	27.5	H37	60,734	11,165	6,150	28.5
	年次	総人口 (人)			65～74歳 (人)	75歳以上 (人)	高齢化率 (%)																						
	H30	62,523			8,903	8,034	27.1																						
	H31	62,350			9,391	7,648	27.3																						
	H32	62,145			9,682	7,420	27.5																						
	H37	60,734			11,165	6,150	28.5																						
	歯科診療所	4 か所																											
薬局	5 か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	4 か所																												
訪問介護事業所	3 か所																												
訪問看護事業所	2 か所																												
通所介護事業所	6 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	3 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2 か所																												
圏域の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑木林を切り開いた比較的平坦な一種低層住宅地中心の地域</li> <li>・地区の西側に大型ゴルフ場が立地。南側には木もれびの森があり緑豊かな地域である。北側には大型の工場や流通・商業施設が多数立地している。バス路線は地域の外周を通っており、買いもの等の外出に不便さを感じる住民も多い。</li> <li>・高度成長期に転居してきた住民が多く、前期高齢者人口が多い。2世帯・3世帯の呼び寄せ同居・近居も多い。</li> <li>・大規模な空き地が住宅化するなどして、比較的若い世代の流入も増えている。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期高齢者人口率、息子・娘との2世帯の割合は、市内平均より高い。</li> <li>・持家（一戸建て）の割合は、市内平均より高い。1人暮らしの割合は、市内平均より低い。夫婦2人暮らし（配偶者が65歳以上）の割合は、市内平均より低い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会（7団体）、老人クラブ（6クラブ）が様々な催しを行っている。</li> <li>・木もれびの森・公民館・自治会館等が主な交流の場になっている。</li> <li>・大野台高齢者支援センターでは、認知症カフェや認知症サポーター養成講座の地域での開催を積極的に行っている。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性向けの企画をしても女性の参加者が上回ってしまう。</li> <li>・会場や場所はあっても、実際に活動を運営する人材が少ない。</li> <li>・地域で活動している既存団体が、どのような活動をしているのかが分かりにくい。</li> <li>・コミュニティバスや移動販売、買いものツアーなどの支援が必要な地域もある。</li> </ul>																											
活動や取組の方向性		<p>「男性高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。</p> <p>地域で活動する高齢者向けの既存団体の情報の共有に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、老人会、公民館など既存団体の活動を整理し、住民向けに情報を発信します。</li> </ul> <p>男性が参加できる場所の情報の整理と企画立案に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大野台地区の現状を整理し、地域との関係の構築や地域活動に参加できる企画を検討します。</li> <li>・サロンやサークル等の地域活動に参加していない高齢者を対象に周知に取り組みます。</li> </ul> <p>（概ね65歳以上の独居、家族と同居しているが日中独居、高齢者夫婦のみ世帯などの方々）</p>																											

## 大野中圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	20,245 人	要介護認定数	557 人																									
	高齢者人口	4,547 人	高齢者人口に占める認定率	12.2%																									
	高齢化率	22.5%	要支援認定数	245 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	793 人	高齢者人口に占める認定率	5.4%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	13 自治会	生活支援・見守り支援団体	8 団体																									
	民生委員・児童委員	34 人	介護予防サポーター	19 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	7 クラブ	サロン	6 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	13 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	40 人	いきいき百歳体操団体	2 団体																									
	医療関係		人口推計 大沼、大野台圏域と合計																										
	病院・診療所	18 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大沼、大野台圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>45,586</td> <td>8,034</td> <td>8,903</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>45,311</td> <td>7,648</td> <td>9,391</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>45,043</td> <td>7,420</td> <td>9,682</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>43,419</td> <td>6,150</td> <td>11,165</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	45,586	8,034	8,903	27.1	H31	45,311	7,648	9,391	27.3	H32	45,043	7,420	9,682	27.5	H37	43,419	6,150	11,165	28.5
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	45,586			8,034	8,903	27.1																						
	H31	45,311			7,648	9,391	27.3																						
	H32	45,043			7,420	9,682	27.5																						
	H37	43,419			6,150	11,165	28.5																						
	歯科診療所	14 か所																											
薬局	15 か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	5 か所																												
訪問介護事業所	2 か所																												
訪問看護事業所	3 か所																												
通所介護事業所	5 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区は、市の東部に位置し、北側が町田市と隣接している。</li> <li>・JR 横浜線と国道 16 号線が通っており、交通の便が良い。</li> <li>・古淵駅と国道 16 号線沿道を中心に商業施設などが数多く立地している。</li> <li>・高層住宅が立ち並んでいる。</li> <li>・境川周辺には多くの斜面緑地がある。</li> </ul>																												
	現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 人暮らし高齢者が多く、息子・娘との同居が少なく、高齢化率は、市内平均より低い。</li> <li>・自治会加入率は、市内平均より高い。</li> <li>・集合住宅の持ち家率が高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、老人会は、サロン・サークルなどの地域活動が活発で、公民館でも多く活動を行っている。</li> <li>・交通の便が良く、商業施設も充実しており、高齢者の居場所となる拠点が多数存在する。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題を抱えた高齢者でも、「居場所」があることで、安心してこの地域で暮らし続けられるようにしていきたい。</li> <li>・地域住民や介護事業所がそれぞれで、課題を抱えた高齢者を支援しているが、相互のやりとりがあまりされておらず、それぞれが「点」での支援にとどまってしまう。</li> <li>・「居場所」を新しく作るのではなく、すでに多数存在する場所や拠点を活用していく。</li> <li>・各拠点をつないで連携することによって支援の輪ができ、見守りネットワークができれば、地域全体が高齢者の「居場所」になり得るのではないか。</li> </ul>																											
活動や取組の方向性		<p>「高齢者にとって住みやすい大野中」を目指し、地域の見守りの仕組みづくりに取り組みます。地元商店や福祉事業所が高齢者のために「できること」の情報と、高齢者支援センター等の公的な相談機関の連絡先を収集・整理し、リーフレットを製作するとともに周知していきます。協力機関はステッカー（シンボルマーク “できること” を記入）を外から見えるところに貼り、「意識の見える化」を図るとともに、高齢者のためにできることを実践します。</p> <p>取組名称：『～ みんなつながる ～ おおのなかでできること宣言』</p>																											

## 上鶴間圏域 【高齢者支援センター配置人員 6 人】

圏域のデータ	人口	45,952 人	要介護認定数	952 人																									
	高齢者人口	8,006 人	高齢者人口に占める認定率	11.9%																									
	高齢化率	17.4%	要支援認定数	459 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,387 人	高齢者人口に占める認定率	5.7%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	11 自治会	介護予防サポーター	30 人																									
	民生委員・児童委員	43 人	サロン	9 か所																									
	老人クラブ（単位クラブ）	6 クラブ	認知症カフェ	1 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	14 人	いきいき百歳体操団体	1 団体																									
	介護支援ボランティア	46 人																											
	医療関係		人口推計 大野南圏域と合計																										
	病院・診療所	17 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 大野南圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>63,954</td> <td>7,892</td> <td>7,903</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>64,365</td> <td>7,758</td> <td>8,266</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>64,777</td> <td>7,746</td> <td>8,470</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>66,105</td> <td>7,292</td> <td>10,121</td> <td>20.8</td> </tr> </tbody> </table>		年次	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	63,954	7,892	7,903	19.8	H31	64,365	7,758	8,266	19.9	H32	64,777	7,746	8,470	20.0	H37	66,105	7,292	10,121	20.8
	年次	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	63,954			7,892	7,903	19.8																						
	H31	64,365			7,758	8,266	19.9																						
	H32	64,777			7,746	8,470	20.0																						
	H37	66,105			7,292	10,121	20.8																						
	歯科診療所	20 か所																											
薬局	10 か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	7 か所																												
訪問介護事業所	8 か所																												
訪問看護事業所	3 か所																												
通所介護事業所	9 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
概要	<p>市域の最東端にあり、町田市と大和市に隣接した地域で、西北から南東に伸びる国道 16 号線沿いに広がり、小田急線の相模大野駅と町田駅とに生活圏域が分かれている。生活に便利な高層マンションが立ち並ぶ地域と昔からの住居が立ち並ぶ坂の多い住宅地域とがある。商業地域がありながら自然が残る魅力から、若い世代が増え、高齢者が多いが高齢化率が最も低い地域となっている。</p>																												
	<p>現状                      &lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;                      ・高齢化率が低く、若い世代が多いが、高齢者と若い世代との交流の場が少ない。                      ・普段からウォーキングや軽い運動を行う、外出を心掛けるなど体を動かす割合が高い一方、運動機能が低下した要支援の高齢者では、閉じこもりとなる傾向がある。                      ・地域において、認知症サポーターの認知度は低い。                      ・健康への興味関心が高く、趣味を持っている高齢者も多く、今後、ボランティア活動を始めたい人も多い。                      &lt; 地域の状況 &gt;                      ・自治会館を持たない自治会が多く、児童館、マンション集会室等を借りて活動しているところもある。                      ・地域では、各団体がそれぞれに取り組み、地区社会福祉協議会やボランティアによるサロンが開かれているが、集まることができる場のない地域もある。加えて、交通の不便さにより、外出のしにくさにつながる地域もある。                      ・高層マンション等自治会未加入の集合住宅が増える中では、高齢者が地域から孤立する可能性もある。                      課題                      ・坂の多い地域であり、自治会館のように集まることができる場所が少なく、足腰が弱まるにつれ、外出しにくくなるため、身近なところに集まることができる場の確保が必要である。                      ・若い世代との交流を図りながら、高齢者を支援をするボランティア等の担い手を増やしていく必要がある。</p>																												
活動や取組の今後の方向性	<p>～世代間で交流を持ち、年を重ねても外出し続け、いつまでも健康を感じられる上鶴間を目指します～                      ・徒歩が移動手段の高齢者がいつまでも外出し続けられる「歩いて行ける集いの場」づくり                      ・学校や児童館等、新たな集まることができる場の開拓に取り組みます。                      いつまでも、学びながら活動し、社会に貢献し続けられる機会の創設                      ・公民館のサークルや高齢者学級等の活動団体同士、連携して高齢者の活動を広げられるよう検討します。                      世代間交流の機会提供、認知症サポーターの育成、担い手づくり                      ・児童館で行っているサロン等で、世代間交流の機会創出や若い世代の理解を深める認知症サポーター養成講座の実施を検討します。</p>																												

# 大野南圏域 【高齢者支援センター配置人員 6 人】

圏域のデータ	人口	29,142 人	要介護認定数	835 人																									
	高齢者人口	6,932 人	高齢者人口に占める認定率	12.0%																									
	高齢化率	23.8%	要支援認定数	409 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,232 人	高齢者人口に占める認定率	5.9%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	21 自治会	生活支援・見守り支援団体	7 団体																									
	民生委員・児童委員	33 人	介護予防サポーター	36 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	11 クラブ	サロン	12 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	6 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	43 人	いきいき百歳体操団体	4 団体																									
	医療関係		人口推計 上鶴間圏域と合計																										
	病院・診療所	44 か所	<table border="1"> <caption>人口推計 上鶴間圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>63,954</td> <td>7,903</td> <td>7,892</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>64,365</td> <td>8,266</td> <td>7,758</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>64,777</td> <td>8,470</td> <td>7,746</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>66,105</td> <td>10,121</td> <td>7,292</td> <td>20.8</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	63,954	7,903	7,892	19.8	H31	64,365	8,266	7,758	19.9	H32	64,777	8,470	7,746	20.0	H37	66,105	10,121	7,292	20.8
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	63,954			7,903	7,892	19.8																						
	H31	64,365			8,266	7,758	19.9																						
	H32	64,777			8,470	7,746	20.0																						
	H37	66,105			10,121	7,292	20.8																						
	歯科診療所	33 か所																											
	薬局	25 か所																											
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	9 か所																												
訪問介護事業所	8 か所																												
訪問看護事業所	9 か所																												
通所介護事業所	8 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	2 か所																												
概要	南区役所や県の合同庁舎があり、南区の中心的地域として商業（商店街、都市型百貨店、ショッピングモールなど）、文化教養（相模女子大学グリーンホール、ユニコムプラザさがみはら、相模女子大学などの教育機関など）、住居（高層住宅、プラザシティ相模大野、ロビーシティなど）などの多様な機能が集約されている。																												
	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子や他人の世話になりたくない、活動性も意欲も高い高齢者が比較的多く住んでおり、介護認定を受けよう状態になっても 1 人暮らしや高齢者 2 人暮らしのままの割合が高い。</li> <li>老人会の加入率は低い、多くのサロンやサークルへの参加が盛んであり、利便性の良さからスポーツクラブなどの民間施設に個人で参加している割合も高い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館のサークルや地区社会福祉協議会を中心としサロンなど集まれる場が年々増えている。</li> <li>見守りでは、民生委員の他、老人会の友愛活動や地区社会福祉協議会の「ほほえみネット」等がある。</li> <li>配食を始め民間事業者等の見守りが増えてきているものの、地域関係機関との連携が十分行っていない。</li> <li>要介護者や高齢者の把握できている地域と、自治会未加入の集合住宅が増え、高齢者の把握がしにくい地域とがある。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各団体や民間事業者が横のつながりを持ち、情報共有し合い、支え合う連携の仕組みが必要である。</li> <li>高齢者に必要な情報が提供できるように、情報収集とその整理及び情報発信の工夫が必要である。</li> </ul>																												
今後の地域での活動や取組の方向性	<p>～ 地域の見守りの中、高齢者が必要な情報を得られ、いくつになっても自立し安心して暮らせる大野南地区を目指します ～</p> <p>高齢者に必要な情報提供が行えるよう情報を整理し、地域で支え合う連携の仕組みづくりに向けての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者支援センターの地域情報誌、地区社会福祉協議会だよりなど既存の情報発信源の活用と新たな情報発信の掘り起こしに取り組みます。</li> <li>地域で活動している団体や民間事業者とが情報共有を図り、連携し合える場づくりを検討します。</li> </ul> <p>地域で活動している団体や民間事業者との関係形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員、自治会、地域のサロン等との見守り体制の連携強化に向けて取り組みます。</li> <li>自治会未加入の集合住宅や民間事業者への働きかけを検討します。</li> </ul>																												

## 麻溝圏域 【高齢者支援センター配置人員 5 人】

圏域のデータ	人口	17,564 人	要介護認定数	562 人																									
	高齢者人口	3,763 人	高齢者人口に占める認定率	14.9%																									
	高齢化率	21.4%	要支援認定数	178 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	524 人	高齢者人口に占める認定率	4.7%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	26 人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	23 自治会	生活支援・見守り支援団体	7 団体																									
	民生委員・児童委員	16 人	介護予防サポーター	14 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	5 クラブ	サロン	11 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	6 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	51 人	いきいき百歳体操団体	5 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	13 か所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018</td> <td>15,104</td> <td>2,281</td> <td>2,379</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>15,297</td> <td>2,409</td> <td>2,389</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>15,510</td> <td>2,492</td> <td>2,440</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>16,039</td> <td>3,245</td> <td>2,287</td> <td>25.6</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	2018	15,104	2,281	2,379	23.6	2019	15,297	2,409	2,389	23.9	2020	15,510	2,492	2,440	24.1	2021	16,039	3,245	2,287	25.6
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	2018	15,104			2,281	2,379	23.6																						
	2019	15,297			2,409	2,389	23.9																						
	2020	15,510			2,492	2,440	24.1																						
	2021	16,039			3,245	2,287	25.6																						
	歯科診療所	7 か所																											
	薬局	12 か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
	居宅介護支援事業所	11 か所																											
訪問介護事業所	5 か所																												
訪問看護事業所	5 か所																												
通所介護事業所	9 か所																												
通所リハビリテーション事業所	1 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	2 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸段丘による階段状の地形で、相模川沿いの地域、下段、中段の3地域に分かれている。それぞれの地域の境は急斜面であり、また、同じ段の土地でも起伏が多いため、必然的に車で移動する人が多い。</li> <li>・原当麻駅、下溝駅の2つの駅があるが、買いもの等で電車を使う人は少ない。</li> <li>・地縁が強い地域で、高齢者が子世帯と同居している割合も高い。</li> <li>・圏央道のインターチェンジが開通し、県道52号線の拡幅工事が予定されるなど、新たなまちづくりが期待される地域である。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者一般調査、介護予防調査ともに、息子・娘との2世帯家族の割合、閉じこもりと虚弱のリスクが高い。</li> <li>・日常生活動作のリスクが、高齢者一般調査では低いですが、逆に介護予防では高い。</li> <li>・外出を控えている割合が、高齢者一般調査、介護予防調査ともに高い。</li> <li>・介護予防では栄養のリスクがゼロである。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・麻溝地区の社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、老人クラブ連合会が連携して地域福祉活動「いいまちあさみぞ」安心見守りプロジェクトを展開している。</li> <li>・麻溝地区社会福祉協議会の「ふれあいいきいきサロン」が11か所あり、人口に対する割合で、その数は多い。</li> <li>・「麻溝健康プロジェクト」と称し、定期的に運動ができる拠点が7か所ある。</li> <li>・特別養護老人ホームが5か所と、介護サービス事業所の数が多い。</li> <li>・事業所が集まり地域福祉の向上を目的に、「麻溝地区の未来の福祉を考える会」を立ち上げ活動している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・息子・娘との2世帯が多く、介護予防調査では幸福度は高いが、日常生活動作のリスクが高い。</li> <li>・外出を控えている割合、閉じこもり、虚弱のリスクがそれぞれ高い。</li> <li>・地域の支え合い活動が盛んに行われている。その一方で、担い手となる人材が不足している。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>高齢者サロンの運営に麻溝地域全体で取り組みます。</p> <p>新しい担い手を呼び込む方を検討します。</p> <p>高齢者はもちろん、子育て世代や男性なども「参加したい」と思えるサロンの在り方を検討し、工夫や試行に取り組みます。</p> <p>ボランティアセンター、シルバー人材センターや高齢者支援センターに寄せられる声を集計・整理し、住民のニーズを分析して、参加したくなる通いの場について検討します。</p>																												



## 新磯圏域 【高齢者支援センター配置人員 4 人】

圏域のデータ	人口	13,434 人	要介護認定数	405 人																									
	高齢者人口	3,409 人	高齢者人口に占める認定率	11.9%																									
	高齢化率	25.4%	要支援認定数	122 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	455 人	高齢者人口に占める認定率	3.6%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	33 自治会	生活支援・見守り支援団体	6 団体																									
	民生委員・児童委員	13 人	介護予防サポーター	14 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	8 クラブ	サロン	7 場所																									
	キャラバン・メイト（市民）	4 人	認知症カフェ	1 場所																									
	介護支援ボランティア	26 人	いきいき百歳体操団体	4 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	2 場所	<table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>10,502</td> <td>2,002</td> <td>1,521</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>10,534</td> <td>1,971</td> <td>1,625</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>10,568</td> <td>1,970</td> <td>1,686</td> <td>25.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>10,812</td> <td>1,650</td> <td>2,159</td> <td>26.1</td> </tr> </tbody> </table>		年度	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	10,502	2,002	1,521	25.1	H31	10,534	1,971	1,625	25.4	H32	10,568	1,970	1,686	25.7	H37	10,812	1,650	2,159	26.1
	年度	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	10,502			2,002	1,521	25.1																						
	H31	10,534			1,971	1,625	25.4																						
	H32	10,568			1,970	1,686	25.7																						
	H37	10,812			1,650	2,159	26.1																						
	歯科診療所	3 場所																											
薬局	1 場所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	2 場所																												
訪問看護事業所	1 場所																												
通所介護事業所	5 場所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1 場所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 場所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模川の左岸に位置し、地域の西部を相模川が流れ、水田地帯や斜面緑地など緑の多い自然に囲まれた地域である。</li> <li>川に平行して、JR相模線が南北に縦貫しており、地域の東部には全体面積の 25.9% を占める米軍キャンプが位置している。</li> <li>地域の移動手段となるバスの本数が少ないことや駅やバス停まで遠いこと、身近な場所にお店が少ないなどの特徴がある。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援の認定率の低さや独居高齢者率の低さから、家族等の支えの中で、できる限り自立した生活をおくることができていると推測できる。</li> <li>仕事に就いている割合が高く、日常的にバランスの良い食事や運動に心がけ、健康と思えている人が多い。</li> <li>日常的に買いものに不便を感じていても、家族の支えや地域のつながりで、乗り合わせて外出できる関係性がある。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者見守り活動として、地域のボランティアと民生委員が高齢者を生活の中でさりげなく見守る「新磯見守りステーション」事業を新磯地区社会福祉協議会が実施している。</li> <li>新磯高齢者支援センターでは、外出時のもしもに備え、「あらいそみまもるホルダー」事業を実施している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支え合いの中で乗り合わせも行っているが、移動の手段に困っている住民も多い。</li> <li>家族介護が当たり前という意識が強く、抱え込みや困った時の対応が遅れがちになってしまうことも予測される。</li> <li>移り住んできた人の中には、地域との関係性が薄く、心配や愚痴を聞いてくれる人がいないこともある。</li> </ul>																												
活動や取組の今後の方向性	<p>～いつまでも（年を重ねても、多少の病気や生活の支障があっても）元気で自分で選んだ（希望の叶う）生活が送れる新磯を目指します～</p> <p>いつでも行きたい時に行きたいところに行ける支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徒歩：徒歩で立ち寄れる休憩場について検討をします。</li> <li>車：地域での乗合のしくみに向けて取り組みます。</li> <li>地域の介護サービス事業所との連携が図られるよう働きかけます。</li> </ul> <p>日常的な支え合いが広がり、より深まる新磯を目指す住民同士の関係形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多世代の住民を対象として、支え合いの仕組みづくりについて、理解を深める活動に取り組みます。</li> <li>より一層の世代間交流が図られるよう活動し、その輪を広げます。</li> </ul>																												

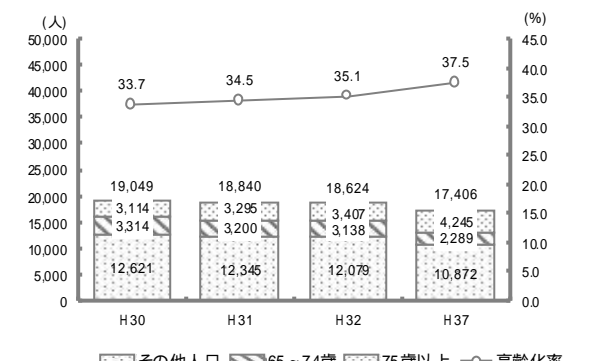
## 相模台第1圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	24,551人	要介護認定数	824人
	高齢者人口	6,468人	高齢者人口に占める認定率	12.7%
	高齢化率	26.3%	要支援認定数	356人
	独居高齢者（70歳以上） H29.6	1,299人	高齢者人口に占める認定率	5.5%
			事業対象者（内サービス利用者）	16人
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源			
	自治会（単位自治会）	9自治会	生活支援・見守り支援団体	7団体
	民生委員・児童委員	29人	介護予防サポーター	28人
	老人クラブ（単位クラブ）	7クラブ	サロン	10か所
	キャラバン・メイト（市民）	8人	認知症カフェ	1か所
	介護支援ボランティア	21人	いきいき百歳体操団体	3団体
	医療関係		人口推計 相模台第2圏域と合計	
	病院・診療所	15か所		
	歯科診療所	21か所		
	薬局	15か所		
	主な在宅・地域密着サービス			
	居宅介護支援事業所	12か所		
	訪問介護事業所	9か所		
	訪問看護事業所	6か所		
	通所介護事業所	12か所		
	通所リハビリテーション事業所	1か所		
	認知症対応型共同生活介護事業所	3か所		
小規模多機能型居宅介護事業所	2か所			
住民主体サービス（訪問）団体	1か所			
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の大半が平坦で徒歩や自転車で移動する人が多い。また小田急相模原駅から電車を利用する人も多い。</li> <li>・小田急相模原駅から相模原病院に延びる商店街と、その周辺に一戸建てやアパート等の住宅地が広がっている。アパートは単身用など小さな世帯向けのものが多い。</li> <li>・狭あい道路が多いため、防災上、課題となっている。</li> </ul>			
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族構成は、1人暮らしの割合が高齢者一般、介護予防ともに高い。</li> <li>・家族、友人以外の相談相手は、高齢者一般で「そのような人がいない」割合が高い。</li> <li>・高齢者一般で「虚弱」のリスクが高い。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模台地区社会福祉協議会が「サポートセンター楽らく」を平成28年度に開設し、住民同士の支え合いのため、ボランティアセンターとともに住民の交流の場の運営を始めている。</li> <li>・地区社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会の間で連携を密にしている。</li> <li>・住民主体サービスは訪問型の事業所が1つ活動を始めている。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的には外出を控えている人は少ないが、家族友人以外の相談相手がないことや1人暮らしの割合が高いことなどから高齢者の孤立につながるリスクは高い。</li> </ul>			
今後の地域での活動や取組の方向性	<p>「閉じこもりがちな高齢者の相模台の居場所づくり」に取り組みます。</p> <p>高齢者の居場所づくりのための検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業所の協力を得て、余剰スペース等を開放し、高齢者が身近なところで気軽に立ち寄れる場を設けることを検討するとともに、構築する（下の参照）ネットワークを活用します。</li> <li>・利用者、担い手を発掘する方策（周知・イベントなど）を検討します。</li> </ul> <p>既存ベンチの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買いものや通院で外出する人たちの交流の場、居場所づくり活動のシンボリック的存在として、区内に誰もが気軽に利用できるベンチ設置に向けて、既存ベンチを活用するとともに具体的な場所や設置方法を検討します。</li> </ul> <p>従事者のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と事業者とが一体となった地域づくりを目指すため、相模台地区内にある高齢者福祉関係事業所間の情報共有のためのネットワーク構築に取り組みます。</li> </ul>			

## 相模台第2圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	20,720人	要介護認定数	747人																									
	高齢者人口	6,183人	高齢者人口に占める認定率	12.1%																									
	高齢化率	29.8%	要支援認定数	326人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	1,078人	高齢者人口に占める認定率	5.3%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	18自治会	生活支援・見守り支援団体	3団体																									
	民生委員・児童委員	25人	介護予防サポーター	19人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	6クラブ	サロン	9か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	6人	認知症カフェ	1か所																									
	介護支援ボランティア	26人	いきいき百歳体操団体	4団体																									
	医療関係	人口推計 相模台第1圏域と合計																											
	病院・診療所	10か所	<table border="1"> <caption>人口推計 相模台第1圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>46,478</td> <td>6,737</td> <td>6,365</td> <td>28.2%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>46,558</td> <td>7,045</td> <td>6,195</td> <td>28.4%</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>46,616</td> <td>7,218</td> <td>6,127</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>46,589</td> <td>8,549</td> <td>5,070</td> <td>29.2%</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率	H30	46,478	6,737	6,365	28.2%	H31	46,558	7,045	6,195	28.4%	H32	46,616	7,218	6,127	28.6%	H37	46,589	8,549	5,070	29.2%
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率																						
	H30	46,478			6,737	6,365	28.2%																						
	H31	46,558			7,045	6,195	28.4%																						
	H32	46,616	7,218	6,127	28.6%																								
	H37	46,589	8,549	5,070	29.2%																								
	歯科診療所	10か所																											
	薬局	7か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
居宅介護支援事業所	8か所																												
訪問介護事業所	9か所																												
訪問看護事業所	8か所																												
通所介護事業所	5か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	1か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所																												
住民主体サービス(訪問)団体	1か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側の地域は工業地帯で住宅が少ない。南側は約850世帯の相模台団地があり、建築年数が経過し、高齢化率が高い。</li> <li>・最寄り駅は小田急相模原駅と相模大野駅だが、距離があるため、住民は路線バスやタクシー、自転車を利用している。</li> <li>・食料などの日常の買いものができる店が近隣に無い地区も多い。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</li> <li>・家族構成では、1人暮らし高齢者と高齢者夫婦のみの割合が、高齢者一般、介護予防ともに市内平均を上回っている。</li> <li>・外出を控えている人の割合が、高齢者一般、介護予防ともに市内平均を上回っている。</li> <li>・機能別リスクは、高齢者一般で栄養が高く、介護予防では、うつ、閉じこもりが高い。</li> </ul> <p>&lt;地域の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模台地区社会福祉協議会が「サポートセンター楽らく」を平成28年度に開設し、住民同士の支え合いのためのボランティアセンターとともに住民の交流の場の運営を始めている。</li> <li>・地区社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員児童委員協議会の間で連携を密にしている。</li> <li>・住民主体サービスは、訪問型の事業所が1つ活動を始めている。</li> <li>・相模台団地は、長く住んでいる人も多く、住民同士の結びつきが強い。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出を控えたり、閉じこもり、うつ等が目立ち、運動不足につながるリスクが高い。</li> </ul>																												
今後の地域での活動や取組の方向性	<p>「閉じこもりがちな高齢者の相模台の居場所づくり」に取り組みます。</p> <p>高齢者の居場所づくりのための検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業所の協力を得て、余剰スペース等を開放し、高齢者が身近なところで気軽に立ち寄れる場を設けることを検討するとともに、構築する(下の3参照)ネットワークを活用します。</li> <li>・利用者、担い手を発掘する方策(周知・イベントなど)を検討します。</li> </ul> <p>既存ベンチの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買いものや通院で外出する人たちの交流の場、居場所づくり活動のシンボリック的存在として、地区内に誰もが気軽に利用できるベンチ設置に向けて、既存ベンチを活用するとともに具体的な場所や設置方法を検討します。</li> </ul> <p>従事者のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と事業者とが一体となった地域づくりを目指すため、相模台地区内にある高齢者福祉関係事業所間の情報共有のためのネットワーク構築に取り組みます。</li> </ul>																												

## 相武台圏域 【高齢者支援センター配置人員 5.5 人】

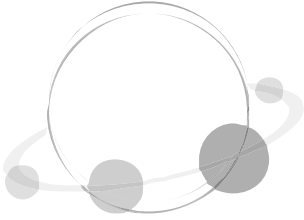
圏域のデータ	人口	19,769 人	要介護認定数	736 人																									
	高齢者人口	6,436 人	高齢者人口に占める認定率	11.4%																									
	高齢化率	32.6%	要支援認定数	323 人																									
	独居高齢者（70 歳以上） H29.6	1,186 人	高齢者人口に占める認定率	5.0%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	32 自治会	生活支援・見守り支援団体	6 団体																									
	民生委員・児童委員	27 人	介護予防サポーター	17 人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	4 クラブ	サロン	10 か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	4 人	認知症カフェ	1 か所																									
	介護支援ボランティア	24 人	いきいき百歳体操団体	3 団体																									
	医療関係		人口推計																										
	病院・診療所	6 か所	 <table border="1"> <caption>人口推計データ</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65～74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>12,621</td> <td>3,114</td> <td>3,314</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>12,345</td> <td>3,295</td> <td>3,200</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>12,079</td> <td>3,407</td> <td>3,138</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>10,872</td> <td>4,245</td> <td>2,289</td> <td>37.5%</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65～74歳	75歳以上	高齢化率	H30	12,621	3,114	3,314	33.7%	H31	12,345	3,295	3,200	34.5%	H32	12,079	3,407	3,138	35.1%	H37	10,872	4,245	2,289	37.5%
	年	その他人口			65～74歳	75歳以上	高齢化率																						
	H30	12,621			3,114	3,314	33.7%																						
	H31	12,345			3,295	3,200	34.5%																						
	H32	12,079			3,407	3,138	35.1%																						
	H37	10,872			4,245	2,289	37.5%																						
	歯科診療所	6 か所																											
	薬局	8 か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
居宅介護支援事業所	6 か所																												
訪問介護事業所	6 か所																												
訪問看護事業所	4 か所																												
通所介護事業所	7 か所																												
通所リハビリテーション事業所	1 か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2 か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																												
住民主体サービス（通所）団体	1 か所																												
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅周辺は、商店街と戸建て、アパートが密集しており、道路には高低差がある。</li> <li>・ 規模の大きな集合住宅が3つあり、（泉宮住宅（約300世帯）、相武台団地（約2,500世帯）、グリーンパーク（約1,700世帯））、それぞれエレベーターがなく建築年数が経過している。</li> <li>・ 駅周辺地域以外の地域の交通手段として、路線バスを使い、駅に向かう人が多い。スーパー等での日常的な買い物は徒歩により行っている。</li> </ul>																												
現状と課題	<p>現状</p> <p>&lt; 高齢者等実態調査結果から &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出の手段は徒歩が多く、車の利用が少ない。</li> <li>・ 外出を控える理由に、「外での楽しみがない」と答えた人が多い。</li> <li>・ 住環境の不安に、「エレベーターがない」と答えた人が多い。</li> </ul> <p>&lt; 地域の状況 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相武台地区社会福祉協議会が見守り活動「支え合い相武台」を実施している。また、平成28年には、住民活動場所として相武台駅前に「ひだまり相武台」を立ち上げた。</li> <li>・ 各自治会単位での活動が盛んで、防災への取組や声かけ運動などを実施している。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉じこもりの高齢者が多い。</li> <li>・ 地域住民の団体活動が活発であるが、会場の予約が取りにくいなど活動場所の確保に難しさがある。</li> </ul>																												
活動や取組の方向性	<p>「歩いて行ける相武台の活動場所づくり」を地域の団体等と連携して推進します。</p> <p>マップの配布による地域の住民活動予定周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で行われているサロンやサークル、体操などの定期的な活動を、住民が包括的に事前に行うことができるマップを地域ケア会議地域づくり部会で作成し、相武台地区の自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、各地域の店舗や医療機関等の協力を得て配布してもらい、地域住民に活用していただきます。</li> </ul> <p>活動場所の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徒歩で行ける範囲に活動場所ができるように、空き店舗だけでなく地域の店舗、福祉関係事業所、医療機関、公共の施設などに働きかけをします。その際、各事業所に対し、活動の趣旨を説明し、協力いただけるよう要請し、支援をいただけることを目指して活動します。</li> </ul>																												

## 東林第1圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	21,250人	要介護認定数	669人																									
	高齢者人口	5,383人	高齢者人口に占める認定率	12.4%																									
	高齢化率	25.3%	要支援認定数	304人																									
	独居高齢者（70歳以上） H29.6	997人	高齢者人口に占める認定率	5.6%																									
			事業対象者（内サービス利用者）	16人																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会（単位自治会）	7自治会	生活支援・見守り支援団体	4団体																									
	民生委員・児童委員	28人	介護予防サポーター	32人																									
	老人クラブ（単位クラブ）	2クラブ	サロン	3か所																									
	キャラバン・メイト（市民）	14人	認知症カフェ	1か所																									
	介護支援ボランティア	44人	いきいき百歳体操団体	2団体																									
	医療関係		人口推計 東林第2圏域と合計																										
	病院・診療所	21か所	<table border="1"> <caption>人口推計 東林第2圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65-74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>41,648</td> <td>5,673</td> <td>5,192</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>41,500</td> <td>5,907</td> <td>5,050</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>41,328</td> <td>6,026</td> <td>4,995</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>40,264</td> <td>6,901</td> <td>4,557</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)	H30	41,648	5,673	5,192	26.1	H31	41,500	5,907	5,050	26.4	H32	41,328	6,026	4,995	26.7	H37	40,264	6,901	4,557	28.5
	年	その他人口			65-74歳	75歳以上	高齢化率 (%)																						
	H30	41,648			5,673	5,192	26.1																						
	H31	41,500			5,907	5,050	26.4																						
	H32	41,328			6,026	4,995	26.7																						
	H37	40,264			6,901	4,557	28.5																						
	歯科診療所	19か所																											
	薬局	15か所																											
	主な在宅・地域密着サービス																												
	居宅介護支援事業所	11か所																											
	訪問介護事業所	8か所																											
	訪問看護事業所	9か所																											
通所介護事業所	5か所																												
通所リハビリテーション事業所	1か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2か所																												
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所																												
住民主体サービス（訪問・通所）団体	2か所																												
概要	市内の東部に位置し、地区の中心に小田急線東林間の駅があり、その周辺に大型ストアや商店街が立地している。公園や横浜水道道緑道もあり、運動に取り組みやすく、小・中学校、病院、介護サービス事業所なども多く、安心できる環境となっている。40～50年前から在住している方が多く、顔見知りの関係も多くある。交通の利便性からマンションが多く、呼び寄せ高齢者も多い。																												
	<p>現状</p> <p>&lt;高齢者等実態調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者一般の回答で独居高齢者率（65歳以上）が市内でも高く、持ち家（集合住宅）率も高い。</li> <li>・運動・栄養などの健康管理に関心が高く、認知症になると不安を感じている人が多い。</li> <li>・介護予防はしていないと回答した中で、自分には必要ないという人が多い。</li> <li>・外での楽しみがない、腰の痛みがあるため外出を控えているという人も多い。</li> <li>・将来必要と感じるサービスは、配食、掃除、買いもの等の割合が高い。</li> </ul> <p>&lt;ルネ東林間のアンケート調査結果から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち家（集合住宅）率は高く、30年以上居住している人が多い。独居高齢者率は35%を超えている。</li> <li>・介護保険の認定者数は、重度になるほど少なくなっている。</li> <li>・会えば挨拶する人は半分以上、親しいお付き合いは3割以上となっている。</li> <li>・地域活動の参加の状況（複数回答）として多いのは、自治会の催しに18.7%、特になしが17.2%となっている。</li> <li>・将来に対する心配事は、通院・外出移動 買いもの 健康管理・服薬管理の順になっている。</li> </ul> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理への感心・危機感が高い。</li> <li>・外出支援や移動手段の充実による筋力低下も予測され、買いもの時に歩行をバランスよく取り入れる必要あり。</li> <li>・地域活動へ関心が低く、地域とのつながりが希薄な方は、見守りや孤独感の軽減等の検討が必要となる。</li> <li>・周囲が心配し、生活課題が認められるが本人が自覚していない人への対応が必要。</li> </ul>																												
今後の地域での活動や取組の方向性	<p>「誰もが元気なうちから東林地域とつながること」を目標に取り組みます。</p> <p>地域の医療と連携して、健康管理や内服管理等の情報発信を行いながら、日ごろから地域とつながることの重要性を伝えるとともに、様々な地域活動への参加を促すことに取り組みます。</p> <p>地域の方の外出活動支援を検討するとともに、東林地域の人材育成に取り組みます。</p> <p>外出意欲を引き出せるような地域資源（買いものための宅配サービス可能な商店やスーパーなどを含む）の情報の収集、整理、発信に取り組みます。</p> <p>孤立を防ぎ地域とつながるための方策を検討し、高齢者の居場所づくりに取り組みます。</p>																												

## 東林第2圏域 【高齢者支援センター配置人員5人】

圏域のデータ	人口	19,636人	要介護認定数	760人																									
	高齢者人口	5,275人	高齢者人口に占める認定率	14.4%																									
	高齢化率	26.9%	要支援認定数	320人																									
	独居高齢者(70歳以上) H29.6	1,004人	高齢者人口に占める認定率	6.1%																									
主な地域資源・介護施設等の状況	主な地域資源																												
	自治会(単位自治会)	8自治会	生活支援・見守り支援団体	2団体																									
	民生委員・児童委員	27人	介護予防サポーター	27人																									
	老人クラブ(単位クラブ)	6クラブ	サロン	5か所																									
	キャラバン・メイト(市民)	4人	認知症カフェ	1か所																									
	介護支援ボランティア	38人	いきいき百歳体操団体	1団体																									
	医療関係		人口推計 東林第1圏域と合計																										
	病院・診療所	13か所	<table border="1"> <caption>人口推計 東林第1圏域と合計</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>その他人口</th> <th>65~74歳</th> <th>75歳以上</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>30,783</td> <td>5,192</td> <td>5,673</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>30,643</td> <td>5,050</td> <td>5,907</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>30,307</td> <td>4,995</td> <td>6,026</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>H37</td> <td>28,806</td> <td>4,557</td> <td>6,901</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table>		年	その他人口	65~74歳	75歳以上	高齢化率(%)	H30	30,783	5,192	5,673	26.1	H31	30,643	5,050	5,907	26.4	H32	30,307	4,995	6,026	26.7	H37	28,806	4,557	6,901	28.5
	年	その他人口			65~74歳	75歳以上	高齢化率(%)																						
	H30	30,783			5,192	5,673	26.1																						
	H31	30,643			5,050	5,907	26.4																						
	H32	30,307			4,995	6,026	26.7																						
	H37	28,806			4,557	6,901	28.5																						
	歯科診療所	15か所																											
薬局	11か所																												
主な在宅・地域密着サービス																													
居宅介護支援事業所	4か所																												
訪問介護事業所	1か所																												
訪問看護事業所	2か所																												
通所介護事業所	7か所																												
認知症対応型共同生活介護事業所	2か所																												
住民主体サービス(訪問・通所)団体	2か所																												
圏域の概要	<p>・地区の大半が平坦な住宅地となっており、目立った高層ビル等もなく戸建て住宅を中心とした閑静な住宅街が形成されている。地区のほぼ中心に公民館や小学校があり、公民館を中心に地域コミュニティが形成され、自治会ごとのまとまりがある。</p>																												
	<p>現状                      &lt;高齢者等実態調査結果から&gt;                      ・高齢者一般の回答で独居高齢者率(65歳以上)が高く、持ち家率(戸建て率)も高い。                      ・運動・うつ等の健康に関心が高く、認知症になると不安を感じている人が多い。                      ・介護予防はしていないと回答した中で、自分には必要ないという人が多い一方、足腰の痛みで外出を控えている。                      ・将来必要とされるサービス等は配食、掃除、移送サービスである。                      &lt;翠ヶ丘自治会のアンケート調査結果から&gt;                      ・持ち家(戸建て)率は高く、30年以上居住している方が多い。                      ・独居高齢者は2割弱、65歳以下の家族と同居しているのが40%になっている。                      ・介護保険の認定者数は、重度になるほど少なくなっている。                      ・会えば挨拶する人は半数以上、親しいお付き合いは40%となっている。                      ・自治会イベントの参加は特になしが27.3%、自治会の催しに参加が13.4%となっている。                      ・将来に対する心配事は、通院外出・移動 健康管理・服薬管理 庭の手入れの順になっている。                      課題                      ・健康に関心がある人が多く、将来に対する不安は、健康管理・服薬管理となっている。                      ・高齢者独居率が高くなるにつれ、地域とのつながりや地域活動への参加が難しくなっている。</p>																												
活動や取組の今後の方向性	<p>「誰もが元気なうちから東林地域とつながること」を目標に取り組みます。                      地域の医療と連携して、健康管理や内服管理などの情報発信を行いながら、日ごろから地域とつながることの重要性を伝えるとともに、様々な地域活動への参加を促すことに取り組みます。                      地域の方の外出活動支援を検討するとともに、東林地域の人材育成に取り組みます。                      外出意欲を引き出せるような地域資源(買いものための宅配サービス可能な商店やスーパーなどを含む)の情報の収集、整理、発信に取り組みます。                      孤立を防ぎ地域とつながるための方策を検討し、高齢者への居場所づくりに取り組みます。</p>																												



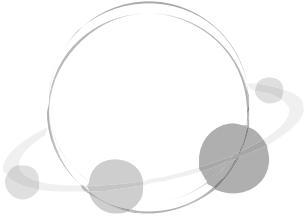
第 6 章 介護保険事業量  
及び介護保険料





現在、国から介護報酬の改定内容等が示されておられません。  
明らかになり次第、介護保険事業量及び介護保険料を設定し、計画  
に掲載します。





## 第 7 章 計画の推進に向けて



## 1 計画の推進に向けて

この計画に掲げる基本理念の実現、基本目標の達成に向け、次の点を考慮し、計画の着実な推進に取り組むこととします。

### (1) 情報開示

計画の推進に当たっては、行政の取組のみならず、市民、地域団体、ボランティア、NPOなどの多様な主体と連携することが重要です。そして、この連携に欠かすことができないのが情報の共有であると言えます。

このため、各主体が持つ情報の共有を図るとともに、本市の諸活動について、積極的に情報を公表します。

### (2) 計画の推進と進行管理

#### ア 全庁的な取組の推進

全庁的な取組を推進するため、所管部局にとどまらない推進組織を設置するなどし、庁内の計画推進の体制確保を図ります。

#### イ 評価・検証

計画の進行管理に当たっては、事業所管部局、推進組織による自己評価を行うとともに、次の機関等の意見を適時伺いながら、評価・検証を行い、それに基づいた改善につなげることにより目標の着実な達成を図ります。

また、本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業を見直し、計画の進行管理を行います。

PDCA サイクルの考えに基づき年 1 回、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

#### (ア) 相模原市社会福祉審議会・高齢者福祉等専門分科会

市長の附属機関として、高齢者の福祉に関する事項等を調査審議し、市長の諮問に答え、又は意見を具申します。

#### (イ) 相模原市介護保険制度に係る実務者会議

介護現場の実情や介護保険事業について意見交換を行い、高齢者保健福祉計画の進行管理を行うとともに政策形成につなげます。

(ウ) 相模原市地域包括支援センター運営協議会

市長の附属機関として、高齢者支援センター(地域包括支援センター)の設置、運営及び評価並びに包括的支援事業の実施に係る委託先の選考等に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議します。

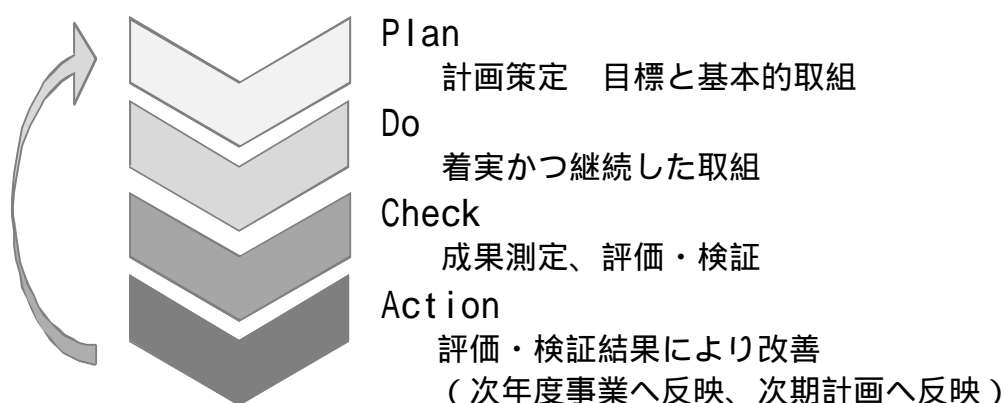
(エ) 地域ケア推進会議

地域ケア会議などにおける個別ケースの課題分析等を通じて地域の課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、高齢者保健福祉計画への反映などの政策形成につなげます。

(オ) 相模原市地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置された委員会で、次の事項を所掌します。

- ・地域密着型サービス事業者の指定等について意見を述べること。
- ・地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬について意見を述べること。
- ・地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。



## 2 目標達成に向けた指標

本計画では、毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、各基本目標及び方針に次の指標を設定します。

### 基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築

#### 方針 1 在宅医療・介護連携の推進

##### 指標 1 あんしんリンクの登録機関・事業所数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
364 か所	500 か所	

##### 【考え方】

医師と介護支援専門員等の連絡先などをリスト化し、相互の連絡を促進する「あんしんリンク」の登録機関・事業所数を 500 か所とすることを目標とします。

#### 方針 2 介護予防・生活支援等の推進

##### 指標 2 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービス事業所数

基準値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
（通所・訪問）33 事業所	（通所・訪問）58 事業所	

##### 【考え方】

基準緩和サービスの提供体制を構築するため、日常生活圏域ごとに、通所型と訪問型を合わせて 2 事業所以上指定することを目標とします。

##### 指標 3 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービス団体数

基準値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
（通所・訪問）23 か所	（通所・訪問）58 か所	

##### 【考え方】

住民主体サービスの提供体制を構築するため、日常生活圏域ごとに、通所型と訪問型を合わせて 2 団体以上とすることを目標とします。

#### 指標 4 一般介護予防事業参加者数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
11,659人	14,000人	

##### 【考え方】

一般介護予防事業について、介護予防に資する住民主体の通いの場の開設を支援し、平成32年度末までに14,000人が事業に参加することを目標とします。

### 方針 3 高齢者の暮らしを支える体制の充実

#### 指標 5 高齢者支援センターの認知度

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）	備考
36.0%	40.0%	高齢者等実態調査

##### 【考え方】

高齢者等実態調査における高齢者一般調査の結果では、29地区中8地区で高齢者支援センターの認知度が40%を超えていますが、将来的には全地区で40%以上となることを目指し、平成31年度は全市域での認知度40%を目標とします。

#### 指標 6 地域ケア会議などを活用し、ケアプラン点検結果を受けた事例検討会の開催数

基準値	目標値（平成 32 年度）	備考
—	12回	

##### 【考え方】

自立支援に資するケアマネジメントに当たって、ケアプラン点検により把握した課題等のある事例について、多職種で検討する場を各区で4回開催することを目標とします。

#### 指標 7 ケアプラン（介護予防ケアマネジメント分）の点検実施件数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
1,029件	1,500件	平成28年7月から実施

##### 【考え方】

高齢者支援センターが作成するケアプラン（新規・更新）の全件について、書面点検、面談点検を合わせて、月当たり平均114件を実施していることから、対象者の増加を見込み、月当たり125件の点検を実施することを目標とします。



#### 指標 8 市民後見人研修を修了し候補者として登録している人数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
16 人	50 人	

##### 【考え方】

同じ市民としての目線や立場で活動ができる市民後見人の候補者数について、約3倍の増加を目標とします。

### 方針 4 高齢者の居住安定に係る施策の推進

#### 指標 9 サービス付き高齢者向け住宅の供給数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
837 戸	1,164 戸	

##### 【考え方】

国の直接補助事業である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の活用を広く呼びかけ、民間による供給を促進します。

## 基本目標 2 認知症施策の推進

### 方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援

#### 指標 10 認知症サポーターの養成数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
30,177 人	50,000 人	

##### 【考え方】

毎年5,000人程度を養成し、平成32年度末までに50,000人（平成32年度の総人口の7%）を目標とします。

### 方針 2 適時・適切な医療・介護等の提供

#### 指標 11 支え手帳（認知症地域連携パス）の発行数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
73 冊	200 冊	

##### 【考え方】

医療・介護・当事者・家族が連携するために有効なツールであることから、積極的な活用を呼びかけ、平成32年度末までに200冊を発行することを目標とします。

## 基本目標3 介護サービス基盤の充実

### 方針1 介護人材の確保・定着・育成

#### 指標12 介護職員等キャリアアップ支援事業の助成件数

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
162人	260人	

#### 【考え方】

介護サービス事業者が実施する介護職員等の研修に対する参加者数の増加を図り、キャリアアップを支援します。

#### 指標13 市内事業所の<sup>かくたん</sup>喀痰吸引研修修了者数

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
169人	330人	

#### 【考え方】

市内事業所の<sup>かくたん</sup>喀痰吸引研修修了者の累計数について、約2倍の増加を目標とします。

### 方針2 介護サービスの質の向上

#### 指標14 在宅で要介護1、2の方のケアプラン点検の実施率（対居宅介護支援事業所数）

基準値	目標値（平成32年度）	備考
—	25.0%	

#### 【考え方】

介護給付適正化のため、平成32年度に居宅介護支援事業所の25%を対象にケアプラン点検を実施することを目標とします。

#### 指標15 ケアプラン点検をきっかけに気づき・見直しにつながった事業所の割合

基準値	目標値（平成32年度）	備考
—	70.0%	

#### 【考え方】

ケアプラン点検終了後に実施するアンケートにおいて、「今回のケアプラン点検をきっかけに見直しを行ったケアプランはありますか」との問いに「ある」と答えた事業所の割合を一定の割合とすることを目標とします。

### 方針 3 介護サービス基盤の適切な整備

指標 16 在宅の要介護3、4及び5の人で特別養護老人ホームへの入所を1年以内に希望している待機者の状況

基準値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
ほぼ解消	ほぼ解消	

**【考え方】**

特別養護老人ホーム入所待機者（1年以内に入所を希望している在宅の要介護3、4及び5）の解消を目指した目標とします。

指標 17 小規模多機能型居宅介護利用者登録率

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
67.6%	80.0%	

**【考え方】**

小規模多機能型居宅介護への利用者の登録率の向上を目指した目標とします。

## 基本目標 4 高齢者の社会参加と生きがいの推進

指標 18 社会参加を行う高齢者の割合

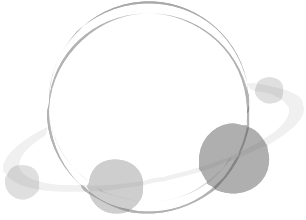
基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
58.0%	65.0%	

**【考え方】**

高齢者の社会参加を積極的に促進することにより、社会参加を行う高齢者の割合が65%となることを目標とします。

「市総合計画の進行管理等に係る市民アンケート」結果（平成29年4月）





# 資料編



# 1 計画策定の経過

開催日	議題等
平成27年10月30日 ～ 11月20日	介護職員等に対する就労意識調査
平成28年12月12日 ～ 12月28日	高齢者等実態調査
平成29年 4月14日	相模原市社会福祉審議会第27回(平成29年度第1回)高齢者福祉等専門分科会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6期高齢者保健福祉計画の進捗状況について</li> <li>・ 高齢者等実態調査の取りまとめ状況について</li> <li>・ 第7期高齢者保健福祉計画の策定体制及びスケジュールについて</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成29年 6月 6日	相模原市介護保険制度に係る実務者会議(第1回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7期高齢者保健福祉計画の策定について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成29年 6月30日	相模原市介護保険制度に係る実務者会議(第2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付分析に基づく介護サービスの現状と今後について</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成29年 7月11日	相模原市介護保険制度に係る実務者会議(第3回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な施策について</li> <li>・ 介護保険事業に係る国の基本指針(案)について</li> <li>・ 次期計画に向けた施策について</li> <li>・ 介護サービスの現状と今後の見通しについて(継続事項)</li> <li>・ その他</li> </ul>
平成29年 7月13日	相模原市地域ケア推進会議(第3回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7期高齢者保健福祉計画策定に関する地域での検討状況について</li> </ul>
平成29年 7月14日	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会との意見交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の現状と推移について、介護保険施設等の整備状況について、介護サービスの定員数と認定率の伸び率の推移</li> </ul>
平成29年 7月28日	相模原市介護保険制度に係る実務者会議(第4回) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7期高齢者保健福祉計画の素案について</li> <li>・ その他</li> </ul>

開催日	議題等
平成29年8月3日	相模原市社会福祉審議会第28回(平成29年度第2回)高齢者福祉等専門分科会 ・第7期高齢者保健福祉計画(素案)について(諮問) ・その他
平成29年8月24日	相模原市在宅医療・介護連携推進会議(第7回) ・第7期高齢者保健福祉計画素案の取組内容について
平成29年9月1日	相模原市介護保険制度に係る実務者会議(第5回) ・介護サービスの現状と今後の見通しについて(継続事項)
平成29年9月5日	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会との意見交換 ・介護施設等の現状と平成37年度を見据えた整備の方向性について
平成29年9月6日	相模原市介護老人保健施設協議会との意見交換 ・高齢者の現状と推移について、介護保険施設等の整備状況について、介護サービスの定員数と認定率の伸び率の推移、介護施設等の現状と平成37年度を見据えた整備の方向性について
平成29年9月12日	相模原市社会福祉審議会第29回(平成29年度第3回)高齢者福祉等専門分科会 ・第7期高齢者保健福祉計画(素案)について
平成29年9月21日	相模原市地域ケア推進会議(第4回) ・第7期高齢者保健福祉計画の素案について
平成29年10月5日	相模原市社会福祉審議会第30回(平成29年度第4回)高齢者福祉等専門分科会 ・第7期高齢者保健福祉計画(素案)について
平成29年10月10日	相模原市社会福祉審議会高齢社福等専門分科会から答申
平成29年5月～9月	相模原市地域ケア会議地域づくり部会(日常生活圏域ごとに複数回) ・地域の現状の把握や課題を分析し、今後の地域での活動や取組の方向性について検討



## 相模原市社会福祉審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年条例第43号。以下「条例」という。)及び相模原市社会福祉審議会条例施行規則(平成15年相模原市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、相模原市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査部会)

第2条 条例第7条の審査部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定に関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)の指定に関する事項

### (部会)

第3条 条例第8条の児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童部会は、里親の認定等を市が行う場合の意見のほか、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)の設置又はその施設の設置者への事業停止命令を行う場合及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設の事業停止又は施設閉鎖命令をする場合の意見を具申する。
- (2) 児童相談所措置部会は、里親への委託、児童養護施設等の施設への入所等の措置をとる場合、これらの措置の解除、停止又は変更する場合の意見、一時保護の継続等に関する意見及び被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の通告に係る意見を具申する。
- (3) 児童虐待検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項に規定する事例の分析及び調査研究に関することを調査審議する。

### (決議)

第4条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、審査部会長は、これを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

- 2 審査部会長は、委員に対し書面による意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 3 条例第6条第8項の規定にかかわらず、委員長が特に認める場合は、審議会を開催し、決議することができる。

### (庶務)

第5条 次の各号に掲げる専門分科会、審査部会及び部会の庶務は、当該各号に掲げる課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 地域福祉課
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 障害政策課
- (3) 身体障害者福祉専門分科会審査部会 障害者更生相談所
- (4) 児童福祉専門分科会 こども・若者政策課

( 5 ) 児童福祉専門分科会児童部会、児童相談所措置部会及び児童虐待検証部会  
こども家庭課

( 6 ) 高齢者福祉等専門分科会 高齢政策課  
(委任)

第 6 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、専門分科会長、審査部会長及び部会長が会議に諮って決定する。

2 前項の決定事項は、専門分科会長はこれを委員長に、審査部会長はこれを身体障害者福祉専門分科会長及び委員長に、部会長はこれを児童福祉専門分科会長及び委員長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会委員名簿

(任期 平成 29 年 4 月 10 日から平成 31 年 4 月 9 日まで)

	氏 名	所属等
1	相 澤 由 美	相模原人権擁護委員協議会
2	石 井 正 彦	相模原市自治会連合会
3	石 黒 雄 彦	相模原市老人クラブ連合会
4	大久保 祐 次	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会
5	梶 川 義 人	淑徳大学短期大学部
6	吉 田 幸 弘 ( ~平成 29 年 6 月 24 日 ) 菊 池 剛 (平成 29 年 6 月 25 日 ~ )	公益社団法人 相模原市歯科医師会
7	土 屋 敦 ( ~平成 29 年 7 月 31 日 ) 佐 藤 聡 一 郎 (平成 29 年 8 月 1 日 ~ )	一般社団法人 相模原市医師会
8	島 森 政 子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
9	鈴 木 秀 美	特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会
10	戸 塚 英 明	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
11	原 裕 子	相模原市民生委員児童委員協議会
12	渡 辺 雅 治	相模原公共職業安定所

(敬称略、50音順)  
は専門分科会長

## 相模原市介護保険制度に係る実務者会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護現場の実情を把握するため、幅広い関係者との意見交換を行うとともに、介護保険制度改正への的確かつ円滑な対応等についての検討に資するため、介護保険制度に係る実務者会議（以下「実務者会議」という。）の設置、運営等について定める。

### (所掌事項)

第2条 実務者会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 高齢者の保健・福祉事業の実施に関すること。
- (2) 各種サービスの現状や課題に関すること。
- (3) 実務者から見た利用者の実情に関すること。
- (4) その他介護保険事業の実施に関すること。

### (構成)

第3条 実務者会議は、別表に掲げる団体等から推薦があった者で構成し、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期にあっては、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 実務者会議は、市長が必要に応じて開催する。

2 市長は、必要に応じて実務者会議の委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 実務者会議の庶務は、高齢政策課、地域包括ケア推進課及び介護保険課が処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

相模原市医師会、相模原市歯科医師会、相模原市薬剤師会、相模原市病院協会、相模原市社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）、相模原市訪問看護ステーション管理者会、相模原市高齢者福祉施設協議会、相模原市介護老人保健施設協議会、友知草の会、さがみはら介護支援専門員の会、高齢者支援センター
--

## 相模原市介護保険制度に係る実務者会議委員名簿

(任期 平成 29 年 6 月 6 日から平成 32 年 6 月 5 日まで)

	氏 名	所 属 等
1	今井 徹	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会
2	小此木 理恵	さがみはら介護支援専門員の会
3	加藤 茂之	公益社団法人 相模原市歯科医師会
4	金澤 美保子	高齢者支援センター(地域包括支援センター)
5	河本 しげ美	相模原市訪問看護ステーション管理者会
6	小林 充	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会
7	小松 幹一郎	公益社団法人 相模原市病院協会
8	小山 孝子	さがみはら介護支援専門員の会
9	坂本 陽二郎	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会
10	佐藤 聡一郎	一般社団法人 相模原市医師会
11	澤畔 正裕	高齢者支援センター(地域包括支援センター)
12	澤田 弘之	公益社団法人 相模原市薬剤師会
13	杉山 美紀	さがみはら介護支援専門員の会
14	土田 恵津子	友知草の会
15	中川 らんこ	高齢者支援センター(地域包括支援センター)
16	松岡 秀樹	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
17	吉田 尊子	相模原市介護老人保健施設協議会

(敬称略、50音順)

( 写 )

F N o . 0 ・ 4 ・ 8  
平成 2 9 年 8 月 3 日

相模原市社会福祉審議会  
高齢者福祉等専門分科会  
会 長 戸 塚 英 明 殿

相模原市長 加 山 俊 夫

第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画（素案）について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項  
第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画（素案）について
- 2 答申希望時期  
平成 2 9 年 1 0 月

以 上

( 写 )

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日

相模原市長 加 山 俊 夫 殿

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会  
会 長 戸 塚 英 明

第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画（素案）について（答申）

平成 2 9 年 8 月 3 日付け F N o . 0 ・ 4 ・ 8 で諮問のありました標記のことについて、  
当審議会において審議した結果、次のとおり答申する。

第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画（素案）については、原案のとおり策定を進める  
ことについて妥当と認める。

なお、意見については別紙のとおりである。

以 上

はじめに

本市における高齢化は、全国と比較すると遅れて進行しているが、本年1月における75歳以上高齢者（後期高齢者）は約7万9千人であり、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年には、約12万1千人となると推計されており、医療や介護が必要となりやすいといわれる75歳以上の高齢者人口が急速に増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方のさらなる増加が見込まれている。

こうした状況において、平成37年を見据え、これまでも地域包括ケアシステムの構築をはじめとして、超高齢社会における課題解決のための取組を進めてきていることは承知しているが、本計画において、その取組をさらに進めるとともに、喫緊の課題である介護人材の確保・定着・育成など、介護サービスの適切な提供体制の構築に努めていただきたい。

### 1 介護保険制度改正への適確な対応について

今般、地域包括ケアシステムの強化のため、保険者機能の強化等による自立支援、介護予防・重度化防止の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、介護保険料の負担割合の変更などの改正が行われた。

市は、これらの改正内容について、市民への周知に努めるとともに、適確な取組を進めていただきたい。

### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び住民主体サービスをはじめとする担い手の確保、高齢者支援センターの機能の充実、地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実、多様な主体による地域で支え合う体制の充実、認知症施策の推進などについて、総合的に取組を進めていただきたい。

### 3 自立支援、介護予防・重度化防止に向けて

高齢者がいきいきと自立した日常生活をおくるためには、その人の状態を維持向上する取組が重要である。このため、高齢者自らが行う、日頃から健康を維持し、心身の状態が低下しても支援を受けて元気になろうとする努力こそが、自身にとって最も大切なことであるという、自助（セルフケア）に関する市民意識の醸成を積極的に図っていただきたい。

また、身近な地域での介護予防事業や総合事業の一層の展開を図るとともに、自立支援、重度化防止に向けて、ケアプランの点検と専門性の高いケアマネジメントの充実などにより、適切かつ効果的で質の高いサービスの提供を推進していただきたい。



#### 4 在宅医療・介護連携の推進について

高齢者が住み慣れた地域で出来るだけ長く生活を継続するためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどの様々な局面で医療と介護の連携が不可欠である。

このため、市民からの相談をはじめ、医療・介護従事者間の情報共有や連携を強化し、在宅医療・介護連携の中核的な役割を担う「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」を設置するなど、多職種協働により医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を進めていただきたい。

#### 5 介護人材の確保・定着・育成について

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、今後、増大する介護ニーズに適確に対応し、質の高い人材を安定的に提供していくことが必要となる。

このため、介護サービスに携わる人材の確保・定着や人材の育成に向けた様々な取組を推進するとともに、それらの取組を一元的に提供する機能を持つ「(仮称)介護人材センター」を設置するなど、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を進めていただきたい。

#### 6 介護サービスの適切な整備と指導體制の強化について

平成37年を見据え、高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、適切なサービス提供量を見込み、安定的な介護サービスの提供体制の構築を進めていただきたい。また、増え続ける介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導體制の強化に努めていただきたい。

#### 7 計画の着実な推進に向けて

本計画は、平成37年を見据え、計画の期間を平成30年度から32年度までの3年間としたものである。平成37年に向けた目標を計画的に達成するためには、計画期間当初から着実に取組を進めることが重要であり、このためには、重疊的かつ効果的な推進体制を構築する必要がある。そして、計画の目指す姿に向け、PDCAサイクルによる継続的な取組を進めるため、毎年度の取組結果に対して、適切な成果指標を設定し、設置目的に沿った機関等による評価・検証を行う必要がある。

なお、計画の推進に当たっては、保険高齢部署に留まらず、市が一体となって取り組む必要があることについて、改めて付言する。

## 参 考

### 審議概要

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会は、平成29年8月3日付けで相模原市長から諮問のあった「第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)」について、超高齢社会における重要な計画であると認められることや今後の高齢者福祉に影響を及ぼすことであることから慎重に審議を行った。

主な審議内容は次のとおりである。

#### 第1回(4月14日)

- ・第6期相模原市高齢者保健福祉計画の進捗状況について
- ・平成28年度高齢者等実態調査のとりまとめ状況について
- ・第7期相模原市高齢者保健福祉計画の策定体制及びスケジュールについて

#### 第2回(8月3日)

- ・第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)について

#### 第3回(9月12日)

- ・第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)について

#### 第4回(10月5日)

- ・第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)について

## 2 高齢者等実態調査の結果（抜粋）

### 留意点

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- ・百分率（％）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。したがって、単数回答（1つだけを選ぶ質問）においても、四捨五入の影響で、百分率（％）の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上を選んでよい設問）においては、百分率（％）の合計が100%を超える場合があります。
- ・本調査における地区は、81ページ以降で示している日常生活圏域のことです。

### （1）高齢者一般調査

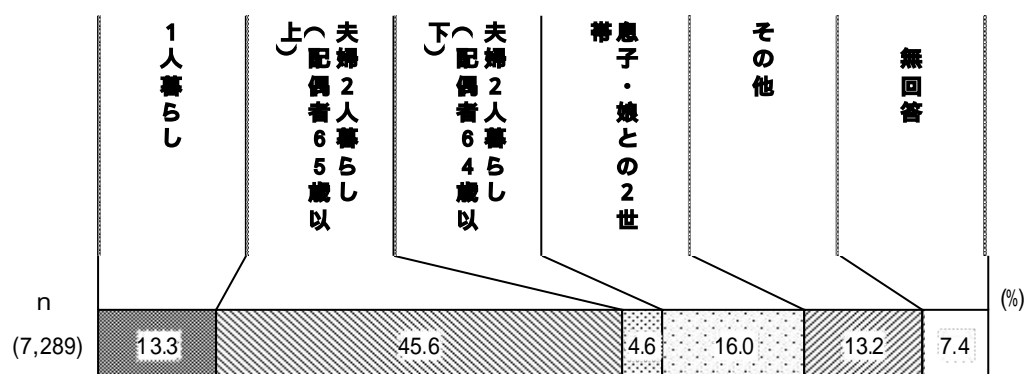
#### ア 回答者の属性

<男女比、年齢構成>

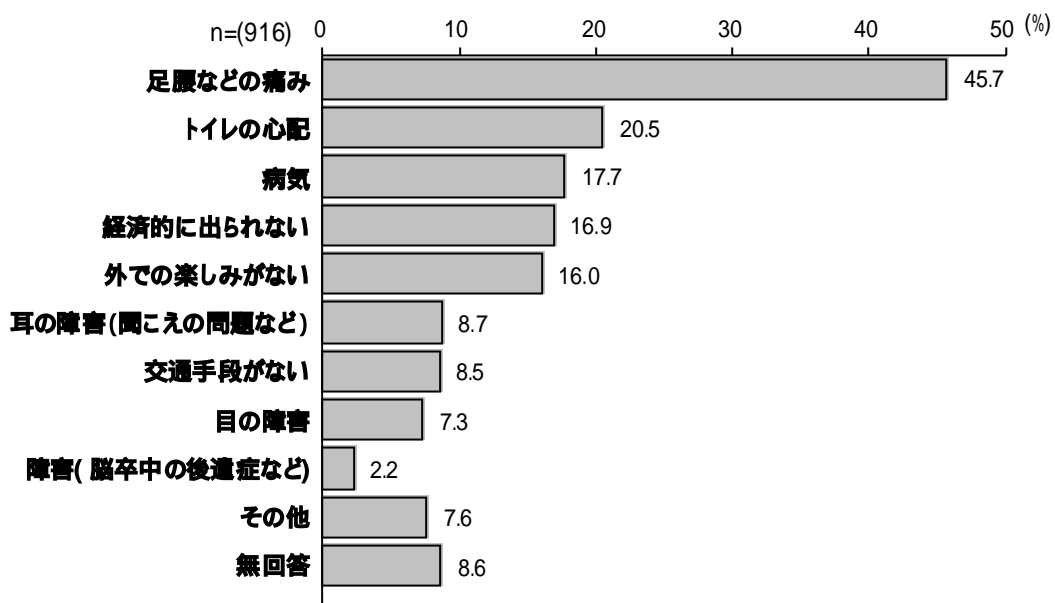
（上段：実数 下段：％）

有効回答数		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答
3,531	男性	1,115	966	872	404	161	13
3,686	女性	1,231	1,046	790	410	188	21
72	不明	5	2	2	4	1	58
7,289	合計	2,351	2,014	1,664	818	350	92
100.0	構成比	32.3	27.6	22.8	11.2	4.8	1.3

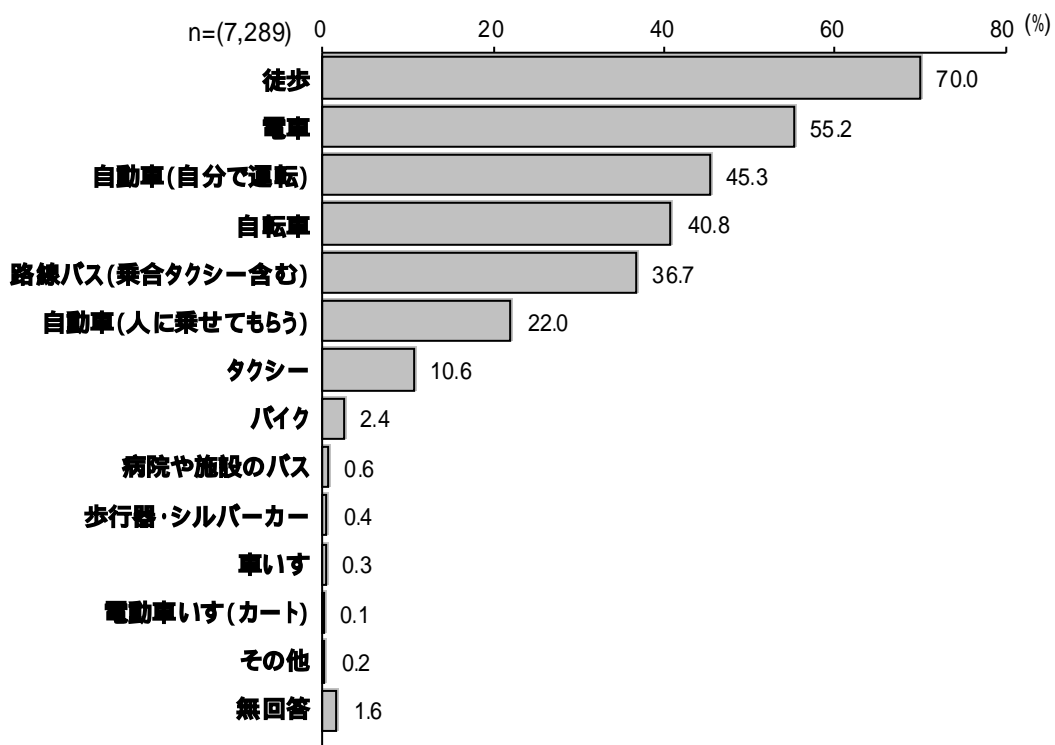
#### イ 家族構成



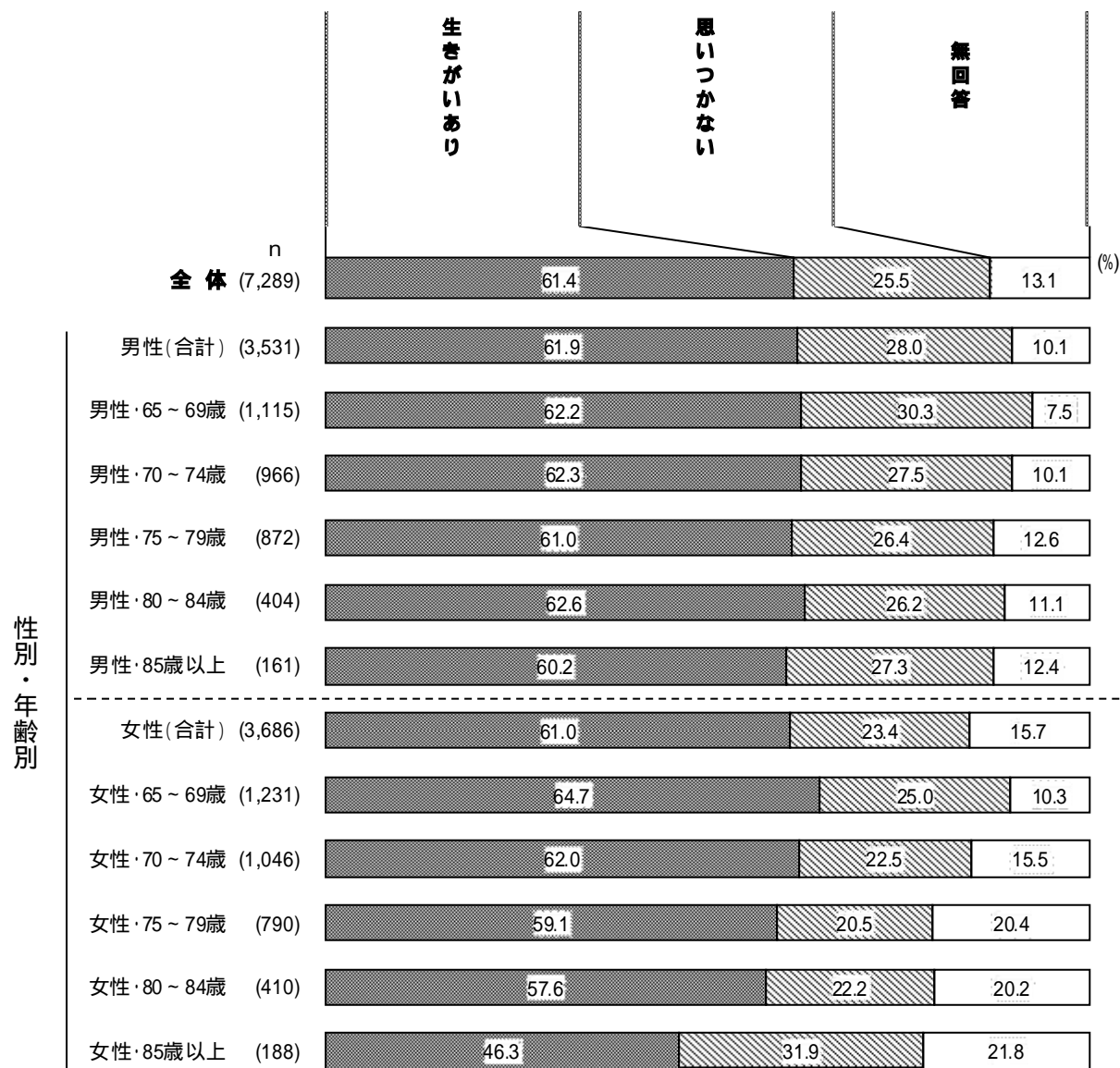
ウ 外出を控えている理由（複数回答）



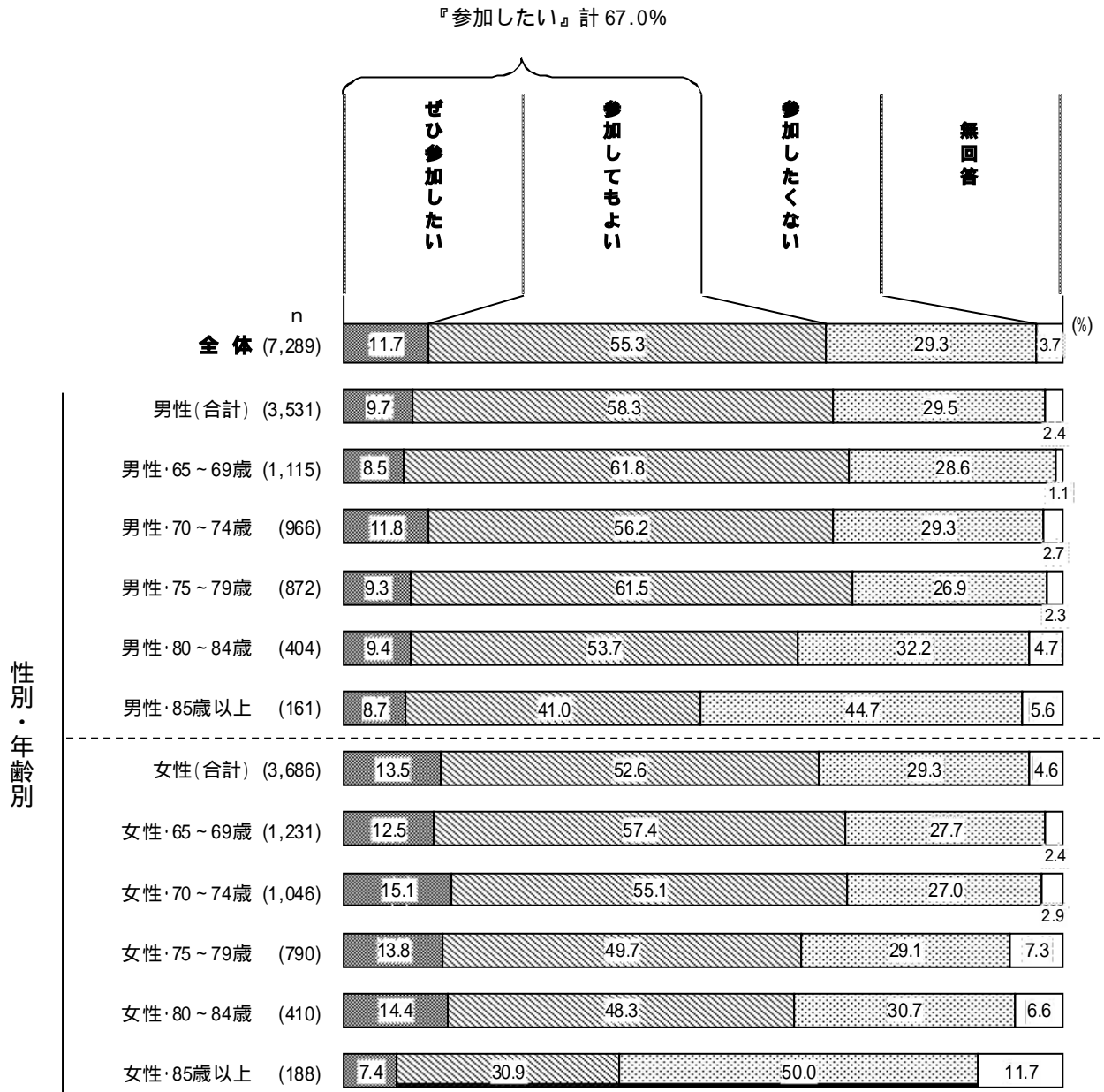
エ 外出する際の移動手段（複数回答）



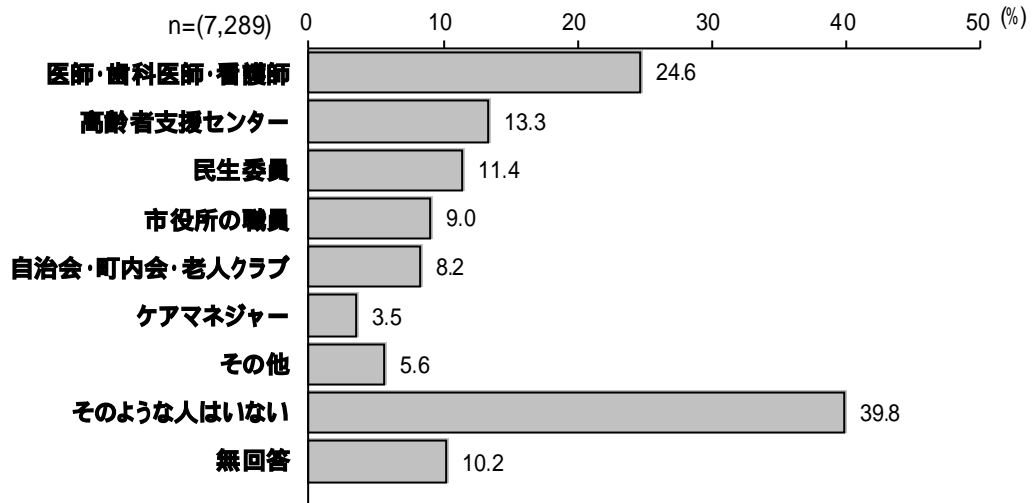
## オ 生きがい



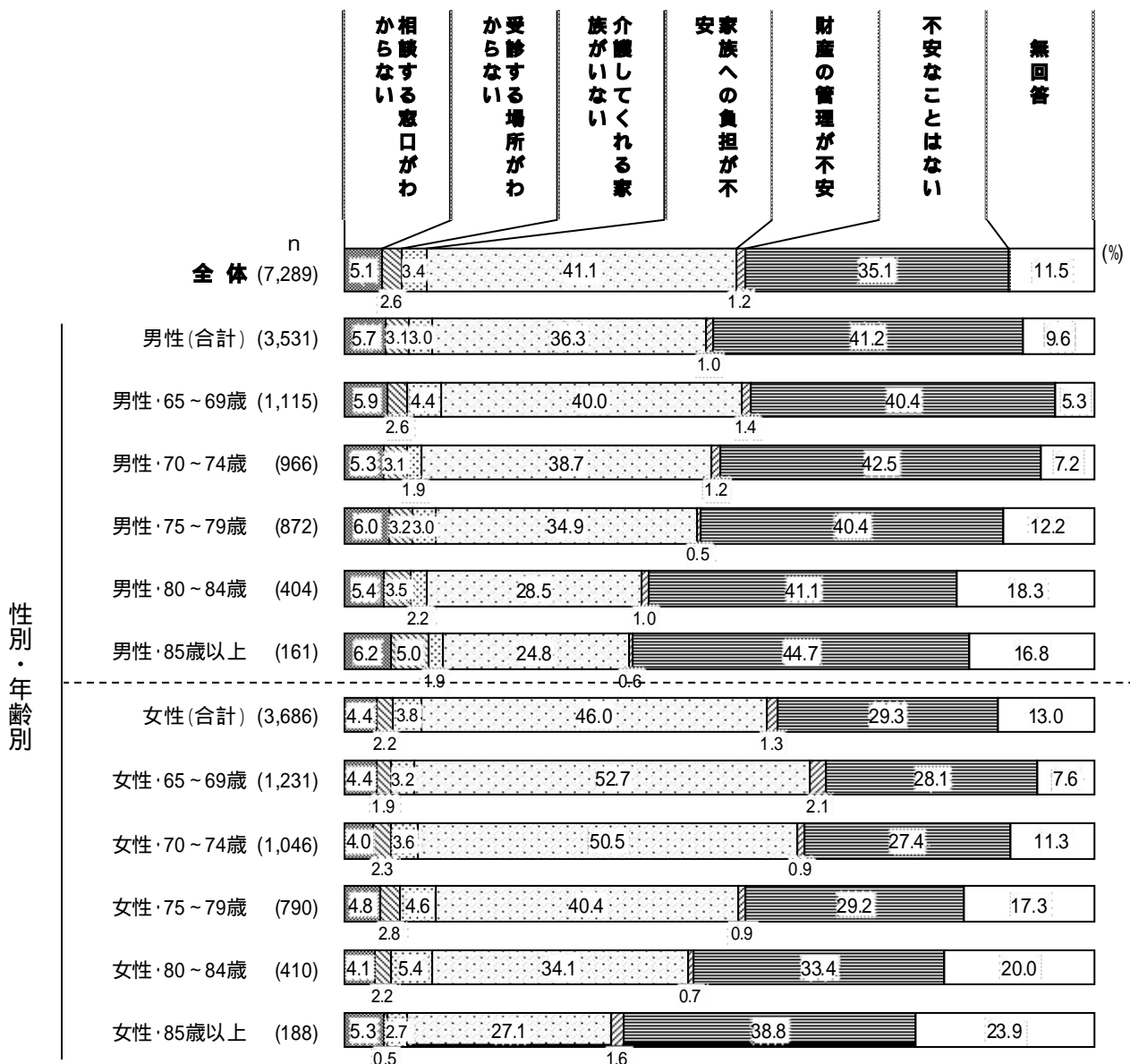
## カ 地域づくりへの参加者としての参加



キ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）



ク 認知症について不安なこと



## ケ 高齢者支援センターの認知状況

「知っている」計 36.0%

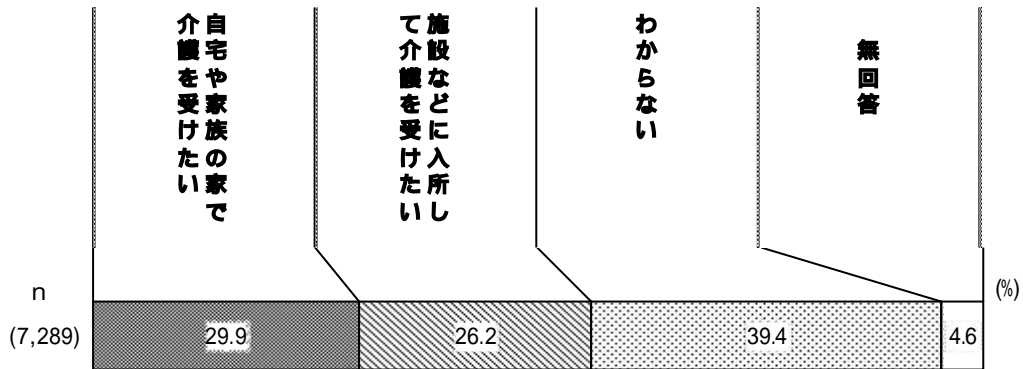
○地区別

(%)

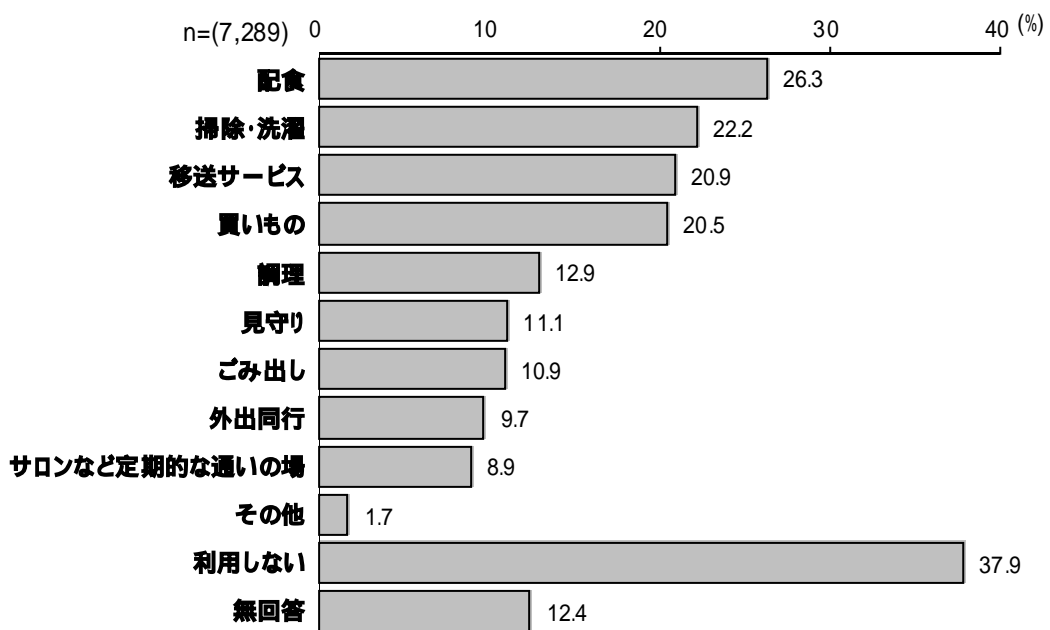
	回答者数	知っている、 利用したことがあ る	知っているが、 利用したことは ない	名前だけは聞いた ことがある	知らない	無回答	
全体	7,289	7.0	29.0	23.1	37.1	3.8	
地区別	橋本	331	7.3	24.2	26.0	38.4	4.2
	相原	277	7.2	25.3	22.4	41.9	3.2
	大沢	353	5.9	19.8	24.9	47.0	2.3
	城山	300	9.0	26.7	19.3	41.3	3.7
	津久井	366	8.7	33.1	23.0	30.9	4.4
	相模湖	145	9.0	37.2	22.8	27.6	3.4
	藤野	143	4.9	27.3	29.4	36.4	2.1
	小山	171	7.6	31.6	23.4	34.5	2.9
	清新	246	6.5	33.7	19.9	35.8	4.1
	横山	142	7.0	38.0	23.9	27.5	3.5
	中央	329	6.1	28.0	23.4	40.1	2.4
	星が丘	193	6.7	33.7	23.8	33.2	2.6
	光が丘	393	6.4	33.1	21.6	35.4	3.6
	大野北第1	305	6.6	25.9	23.6	38.7	5.2
	大野北第2	219	9.1	25.6	17.8	43.8	3.7
	田名	286	8.4	29.4	23.8	34.3	4.2
	上溝	324	4.9	27.2	25.3	35.5	7.1
	大沼	172	4.1	39.5	20.3	34.3	1.7
	大野台	209	4.8	27.3	18.7	45.9	3.3
	大野中	293	8.9	30.4	23.2	33.4	4.1
	上鶴間	320	8.4	25.3	24.7	39.1	2.5
	大野南	287	7.3	23.3	23.7	42.2	3.5
	麻溝	146	8.9	30.1	24.7	32.9	3.4
	新磯	137	4.4	27.0	22.6	40.9	5.1
	相模台第1	256	5.1	30.5	21.9	39.1	3.5
	相模台第2	258	4.7	28.7	24.4	35.3	7.0
	相武台	258	7.0	31.4	25.2	32.9	3.5
	東林第1	220	6.8	34.1	24.1	30.9	4.1
東林第2	206	11.7	31.1	19.9	33.5	3.9	



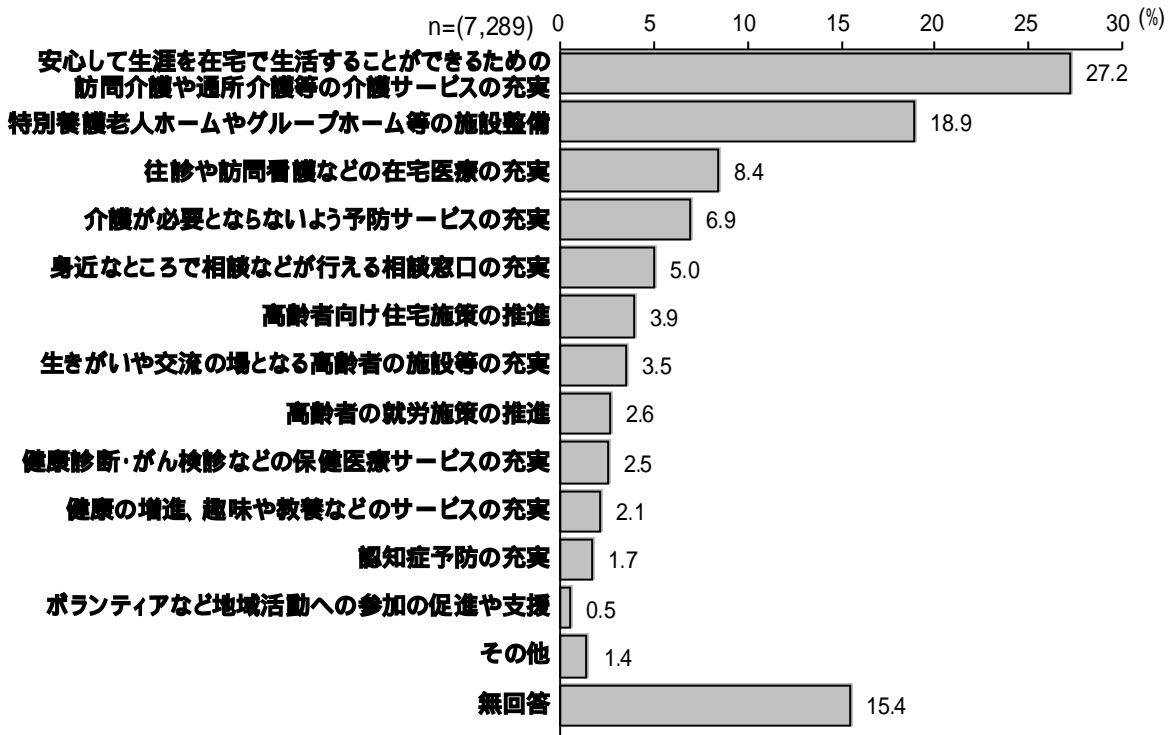
コ 今後、介護を受けたい場所



サ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



シ 本市が優先して取り組むべき高齢者施策



## (2) 高齢者介護予防調査

### ア 回答者の属性

< 男女比、年齢構成 >

(上段：実数 下段：%)

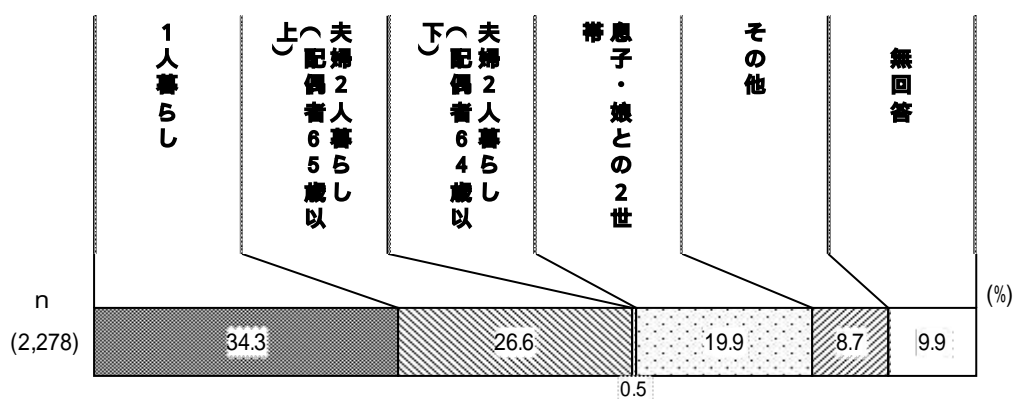
有効回答数		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答
684	男性	53	93	152	185	195	6
1,517	女性	78	175	323	451	477	13
77	不明	0	0	0	2	5	70
2,278	合計	131	268	475	638	677	89
100.0	構成比	5.8	11.8	20.9	28.0	29.7	3.9

< 介護認定 >

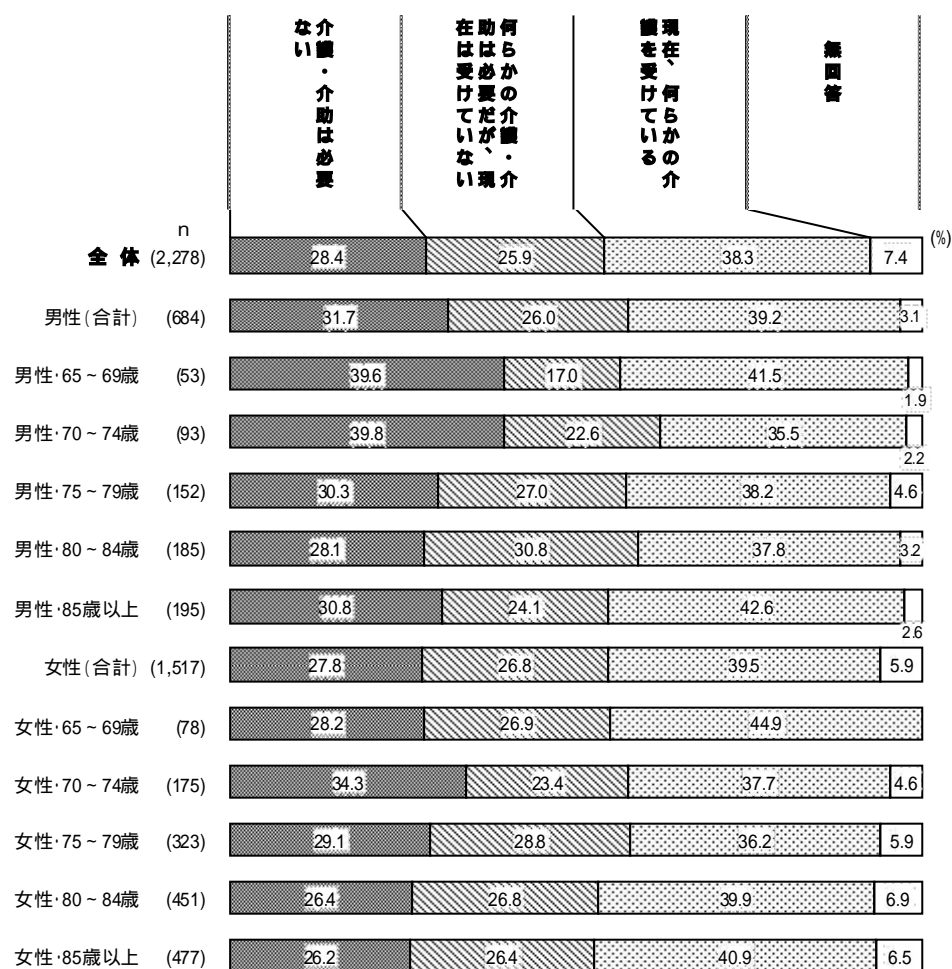
(上段：実数 下段：%)

有効回答数	要支援 1	要支援 2	事業対象者 (総合事業の 基本チェック リスト該当者)	要介護認定 等を受けて いない	無回答
2,278	797	1,033	59	229	160
100.0	35.0	45.3	2.6	10.1	7.0

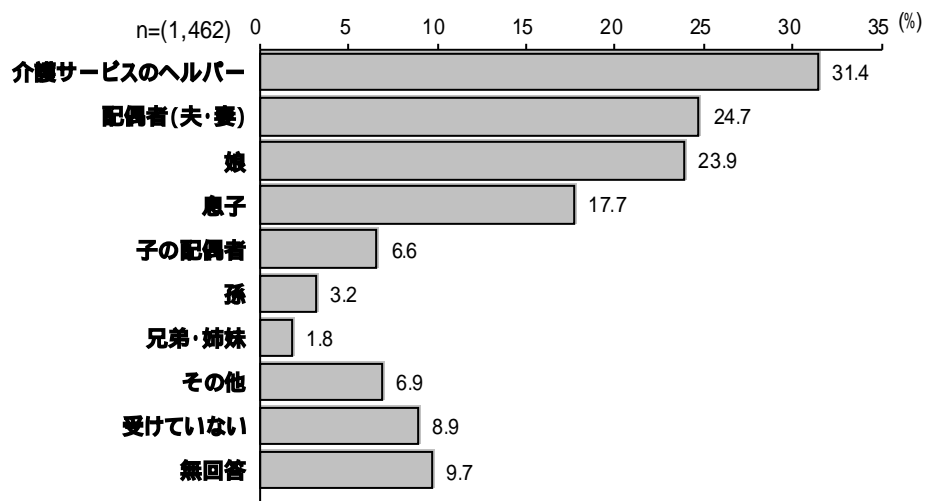
### イ 家族構成



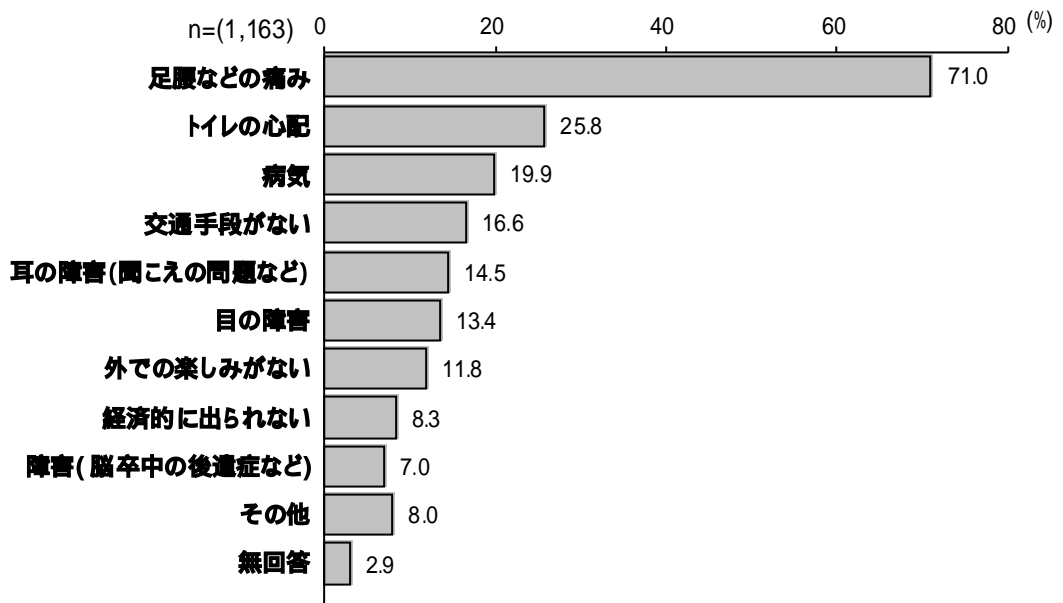
## ウ 介護・介助の必要性



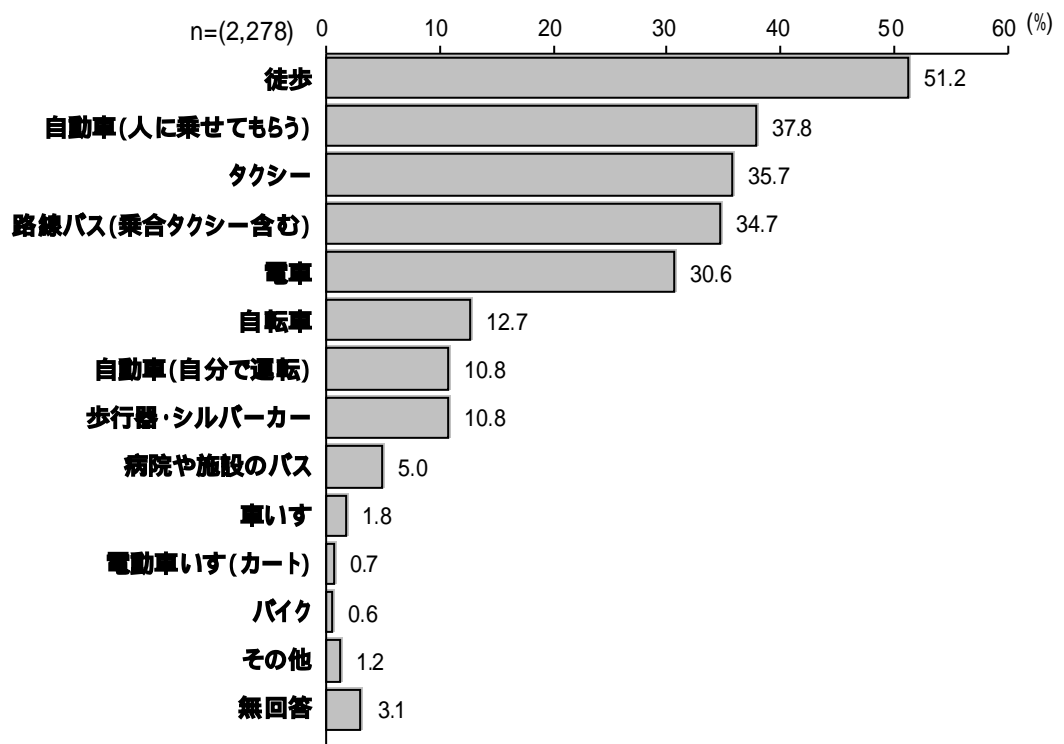
## エ 主な介護・介助者



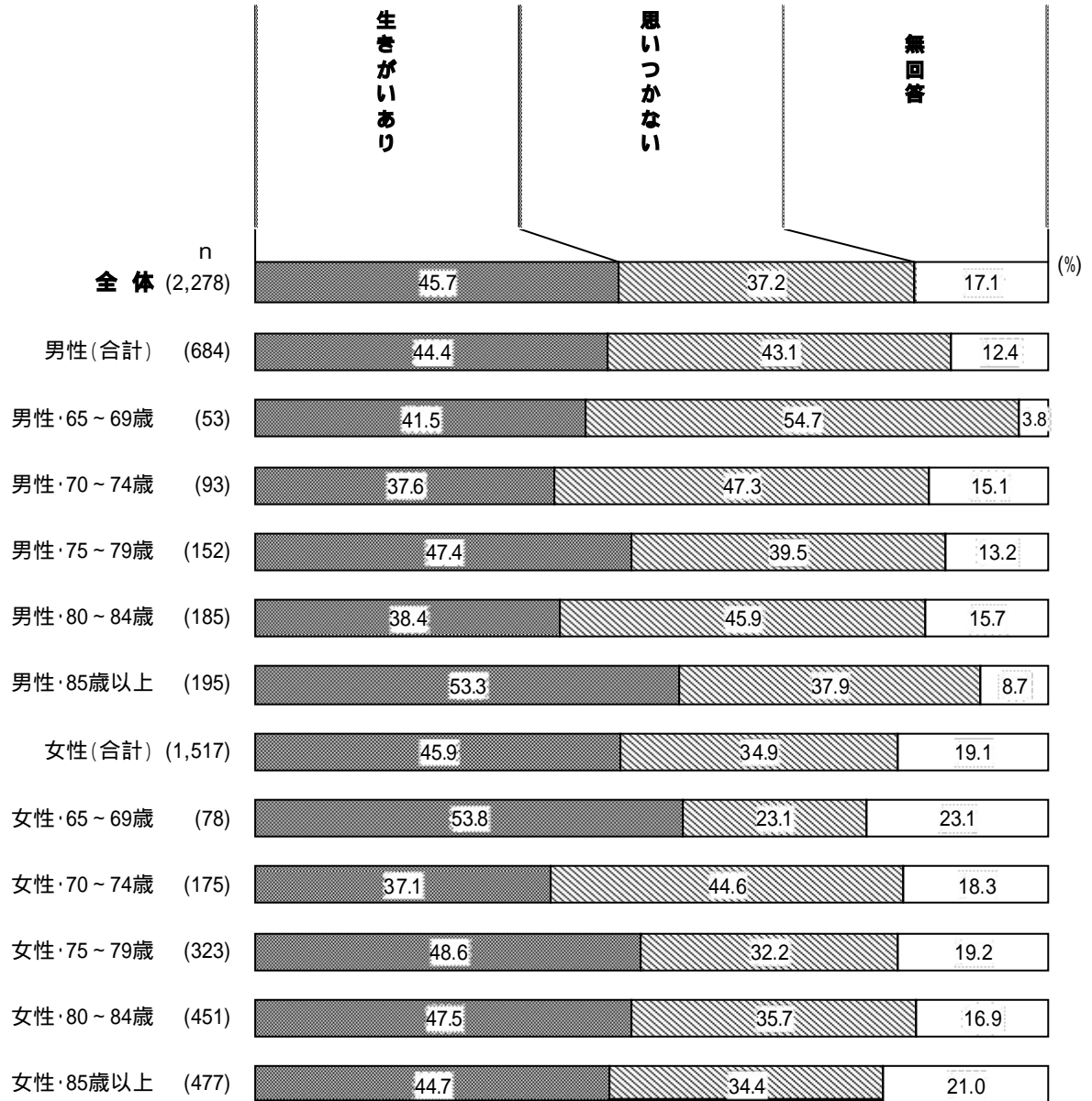
オ 外出を控えている理由（複数回答）



カ 外出する際の移動手段（複数回答）

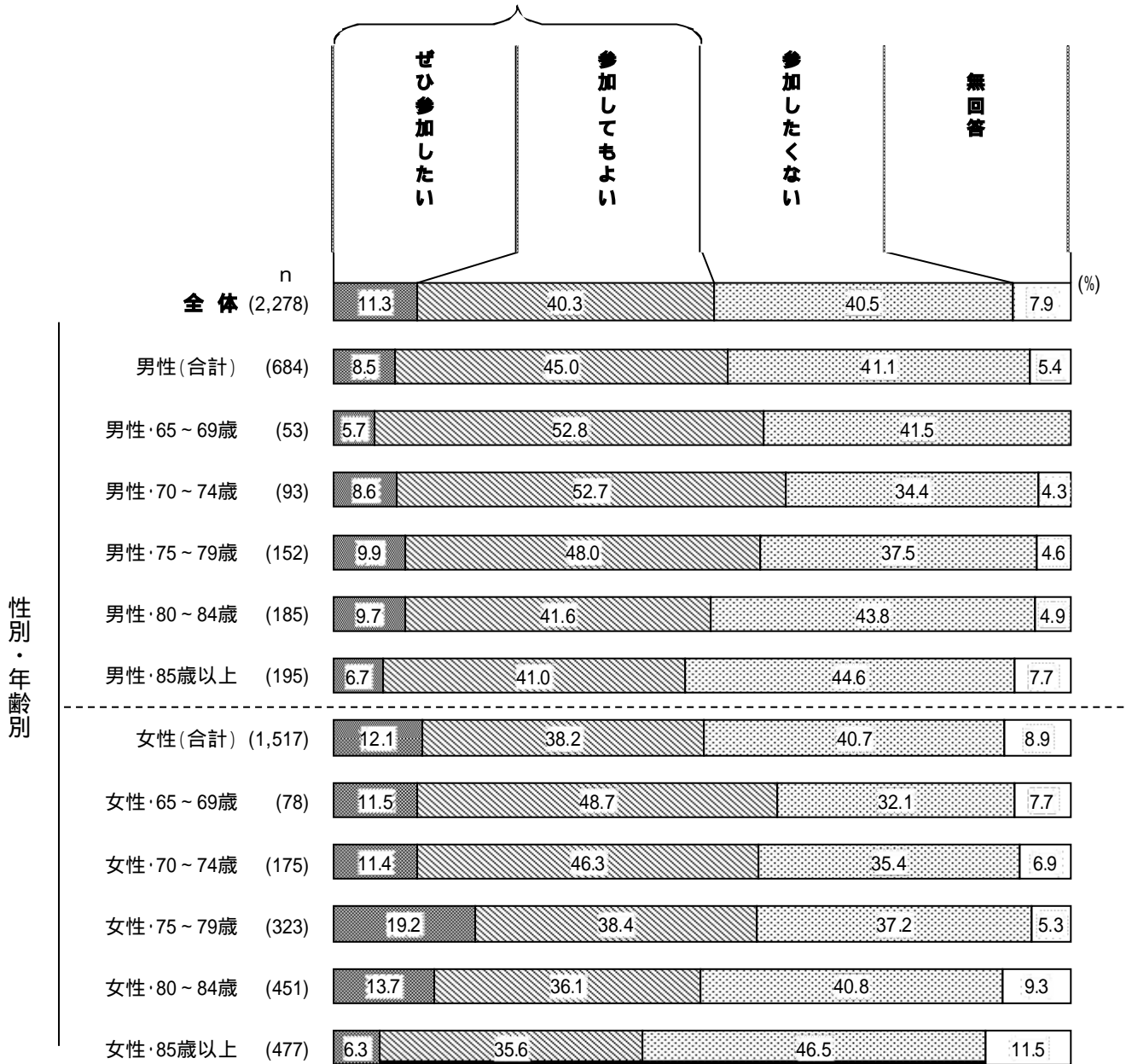


## キ 生きがい

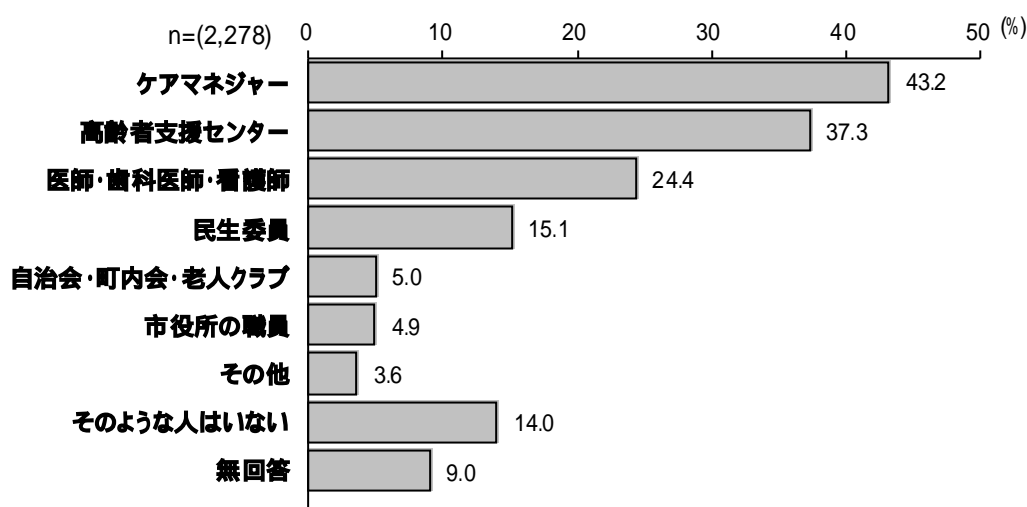


## ク 地域づくりへの参加者としての参加

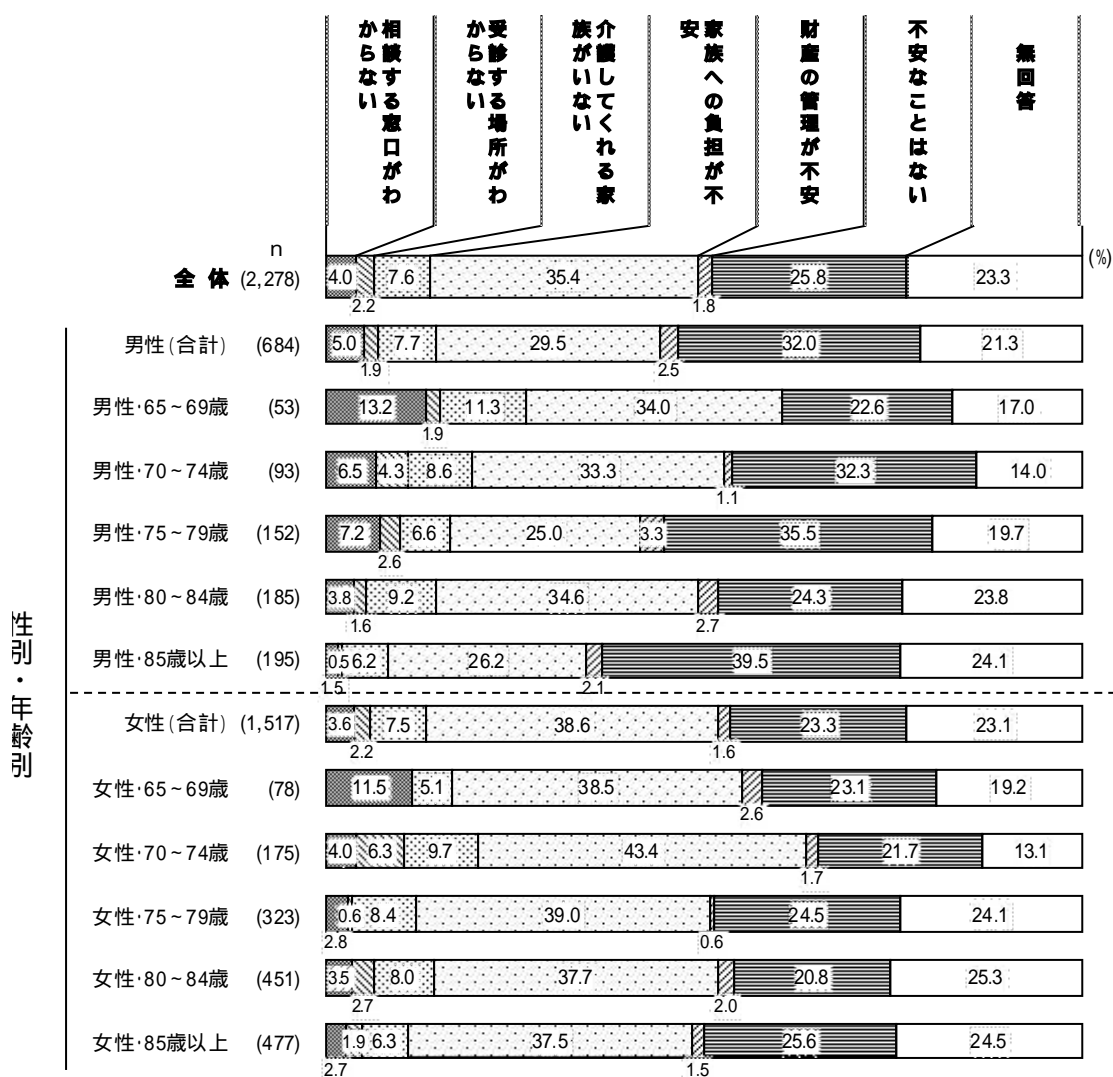
『参加したい』計 51.6%



ケ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）



コ 認知症について不安なこと





## サ 高齢者支援センターの認知状況

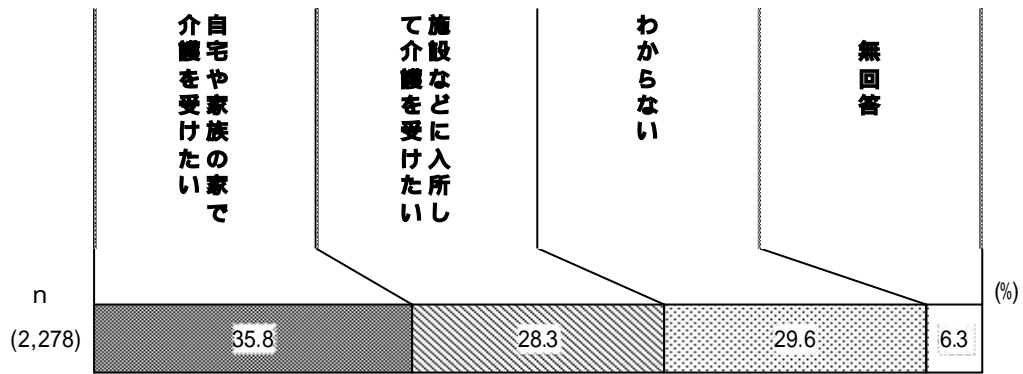
「知っている」計 65.6%

○地区別

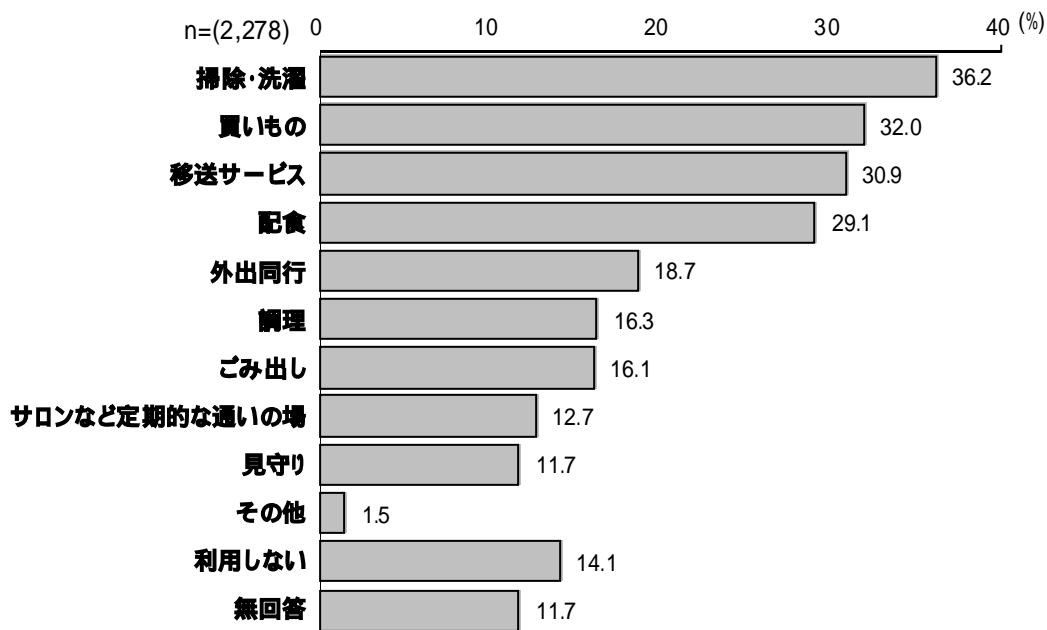
(%)

		回答者数	知っている、 利用したことがあ る	知っているが、 利用したことは ない	名前だけは聞いた ことがある	知らない	無回答
全体		2,278	50.7	14.9	9.7	13.0	11.7
地区別	橋本	95	58.9	7.4	13.7	12.6	7.4
	相原	69	53.6	15.9	8.7	8.7	13.0
	大沢	75	42.7	20.0	13.3	10.7	13.3
	城山	75	49.3	14.7	14.7	12.0	9.3
	津久井	95	43.2	18.9	8.4	14.7	14.7
	相模湖	35	37.1	5.7	14.3	14.3	28.6
	藤野	47	44.7	14.9	12.8	12.8	14.9
	小山	56	69.6	8.9	7.1	5.4	8.9
	清新	85	55.3	11.8	9.4	11.8	11.8
	横山	44	56.8	18.2	4.5	18.2	2.3
	中央	129	44.2	8.5	11.6	20.9	14.7
	星が丘	67	47.8	16.4	11.9	6.0	17.9
	光が丘	108	59.3	9.3	14.8	10.2	6.5
	大野北第1	98	52.0	16.3	7.1	13.3	11.2
	大野北第2	56	57.1	10.7	3.6	16.1	12.5
	田名	79	54.4	10.1	11.4	13.9	10.1
	上溝	84	52.4	15.5	7.1	13.1	11.9
	大沼	44	56.8	6.8	9.1	22.7	4.5
	大野台	53	41.5	22.6	11.3	11.3	13.2
	大野中	121	59.5	11.6	9.1	11.6	8.3
	上鶴間	114	36.8	28.9	6.1	17.5	10.5
	大野南	133	51.9	13.5	6.8	14.3	13.5
	麻溝	26	57.7	23.1	3.8	7.7	7.7
新磯	35	54.3	14.3	2.9	14.3	14.3	
相模台第1	95	50.5	21.1	5.3	11.6	11.6	
相模台第2	92	50.0	21.7	13.0	6.5	8.7	
相武台	101	50.5	15.8	7.9	13.9	11.9	
東林第1	85	49.4	12.9	15.3	10.6	11.8	
東林第2	77	39.0	15.6	10.4	18.2	16.9	

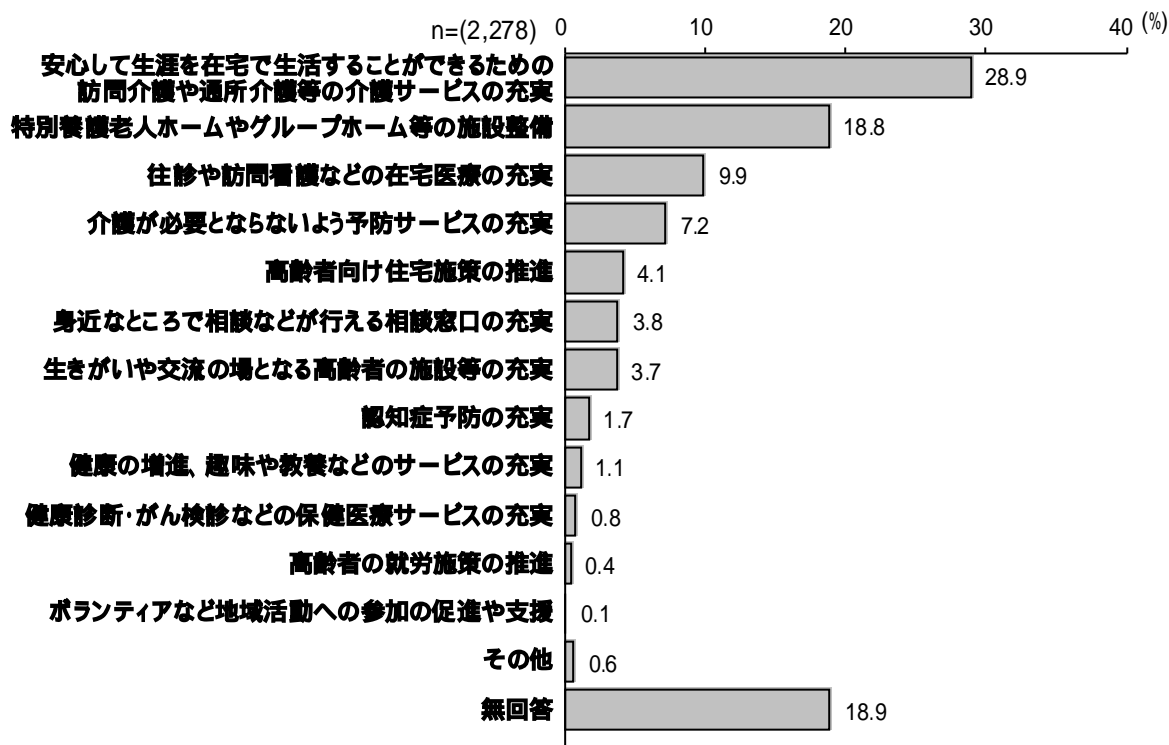
シ 今後、介護を受けたい場所



ス 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）



## セ 本市が優先して取り組むべき高齢者施策



### (3) 介護保険認定者調査

#### ア 回答者の属性

< 男女比、年齢構成 >

( 上段：実数 下段：%)

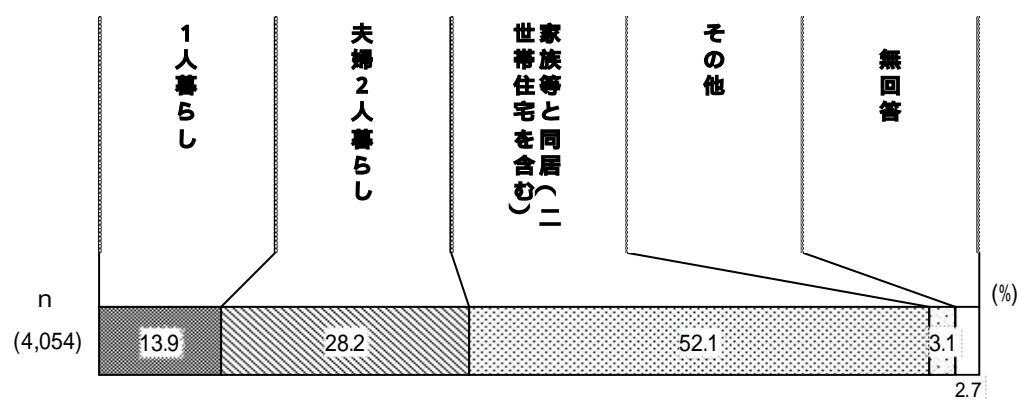
有効回答数		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	無回答
1,625	男性	86	140	226	334	384	440	15
2,353	女性	101	117	230	333	471	1,086	15
76	不明	0	0	3	1	7	10	55
4,054	合計	187	257	459	668	862	1,536	85
100.0	構成比	4.6	6.3	11.3	16.5	21.3	37.9	2.1

< 介護認定 >

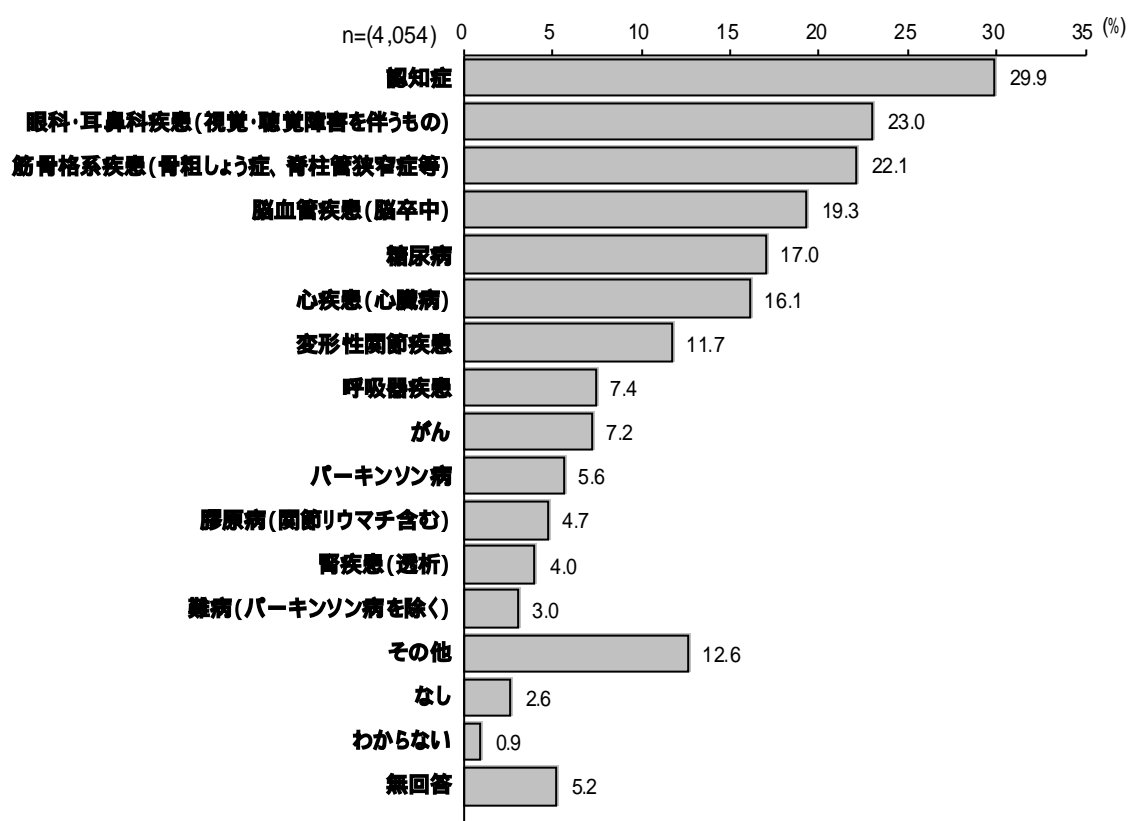
( 上段：実数 下段：%)

有効回答数	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	無回答
4,054	893	1,500	793	410	293	165
100.0	22.0	37.0	19.6	10.1	7.2	4.1

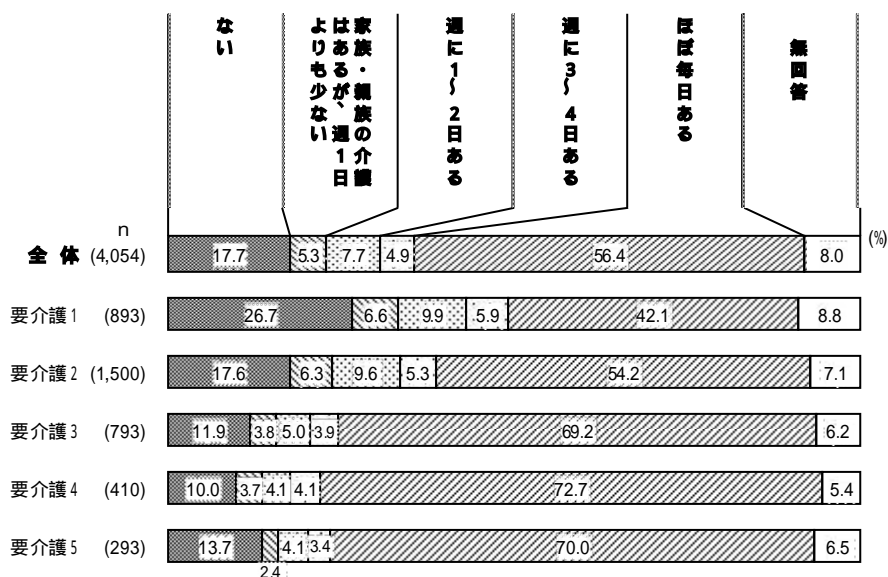
#### イ 家族構成



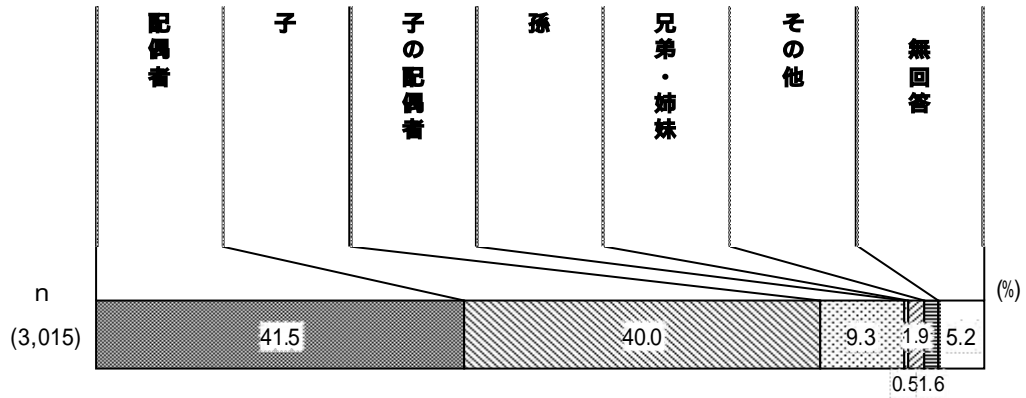
## ウ 現在抱えている傷病（複数回答）



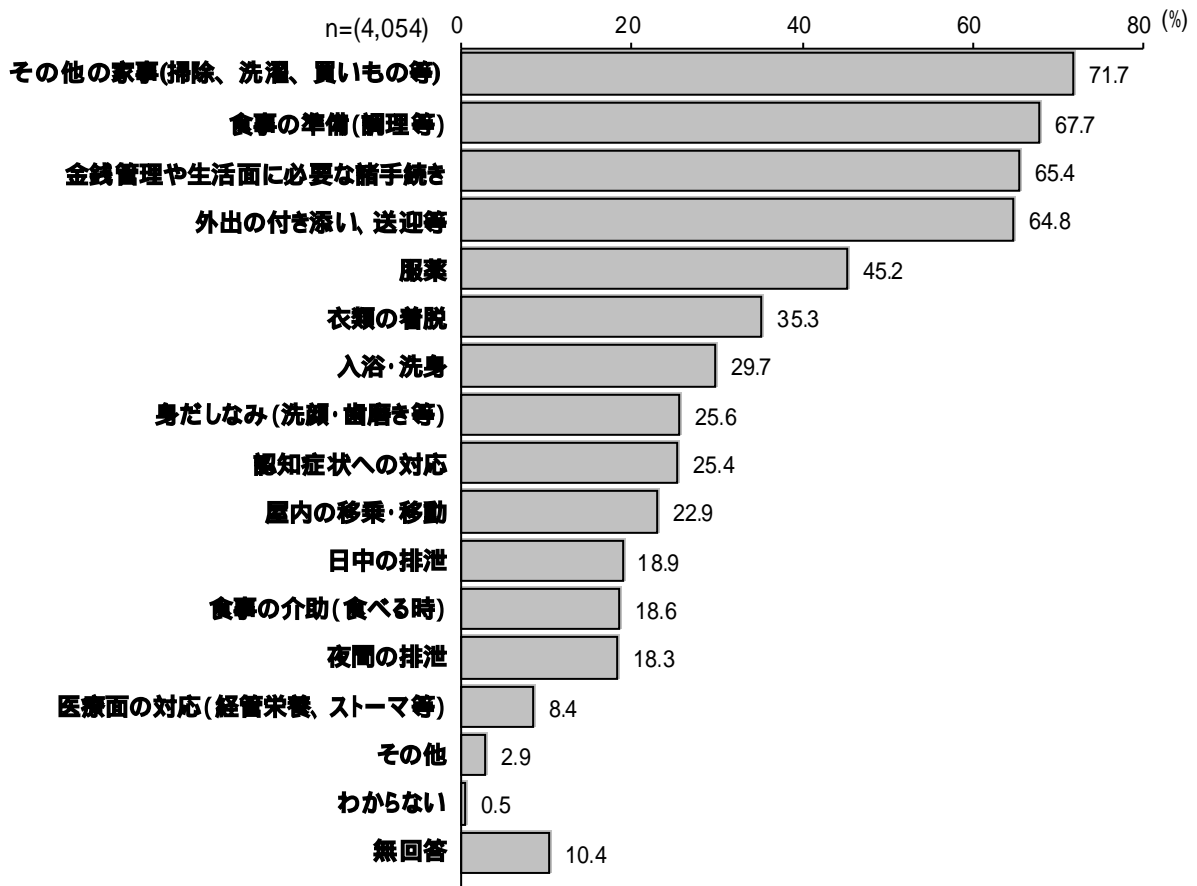
## エ 家族や親族からの介護の頻度



オ 主な介護者

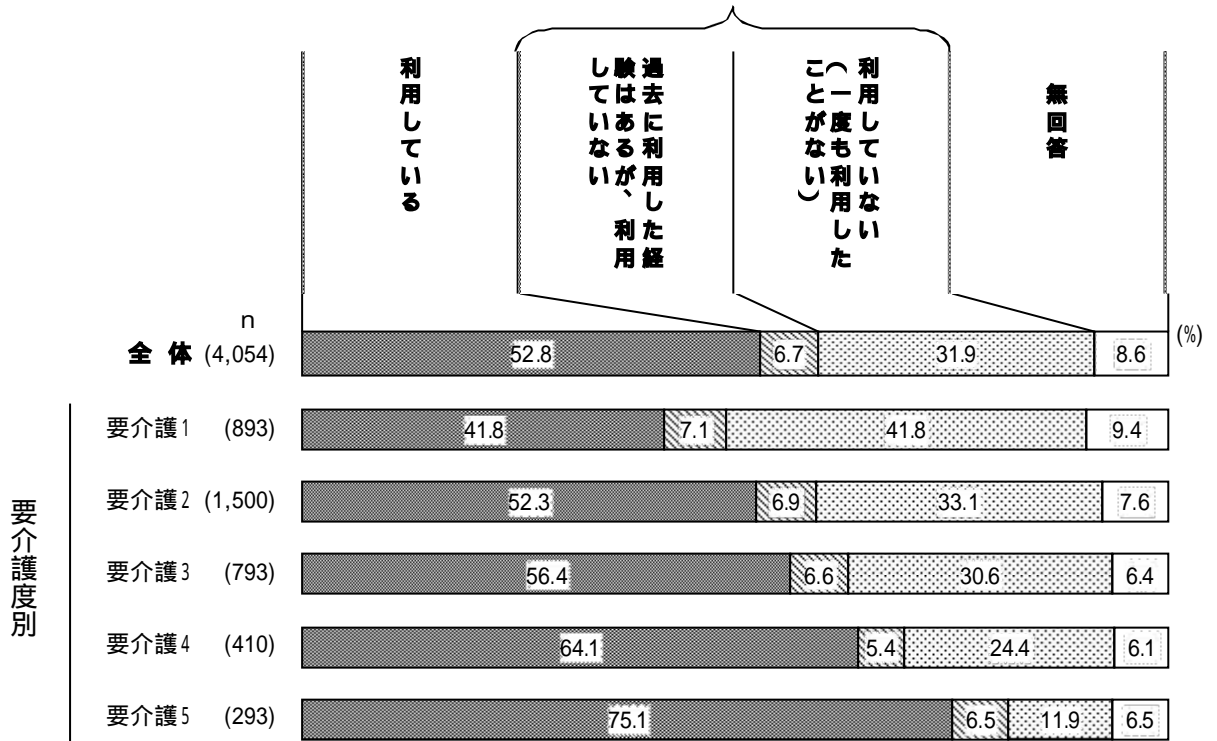


カ 現在、主な介護者が行っている介護等（複数回答）

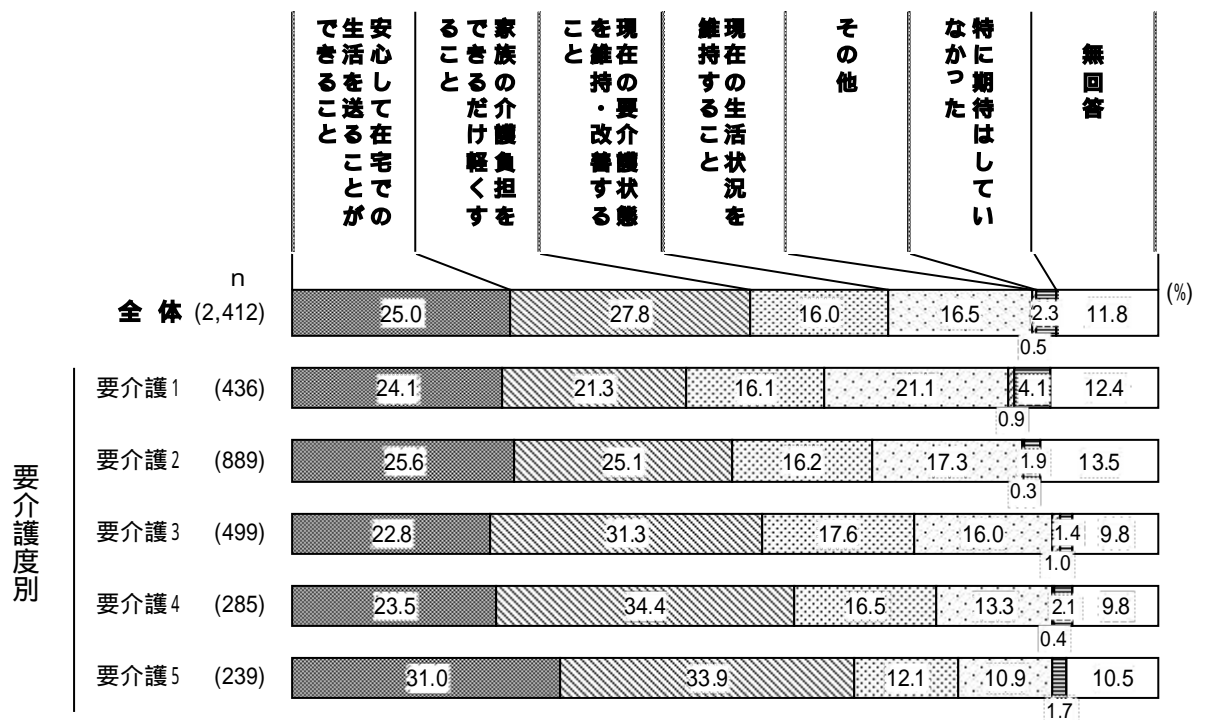


## キ 居宅介護サービスの利用状況

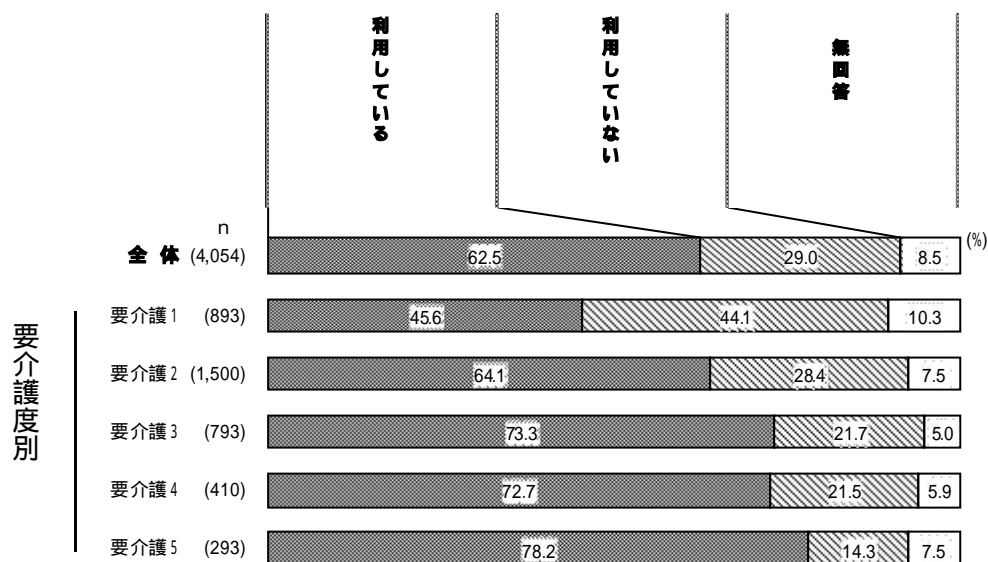
『利用していない』計 38.6%



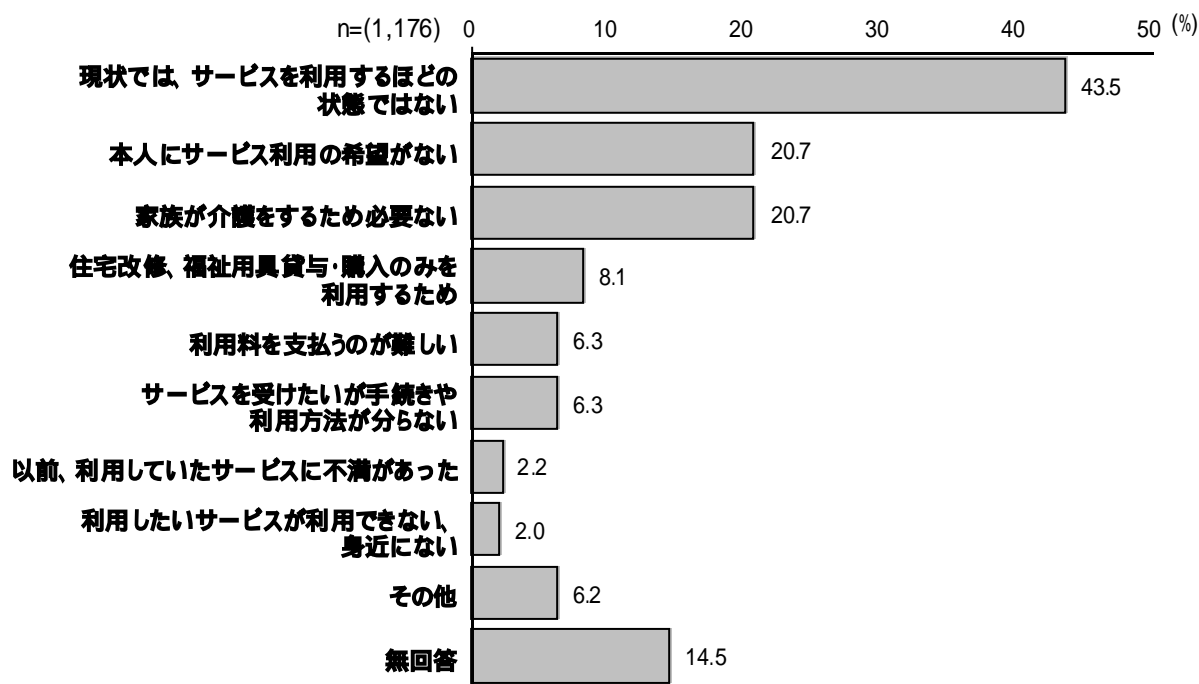
## ク 居宅介護サービスに期待した効果



ケ（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用状況



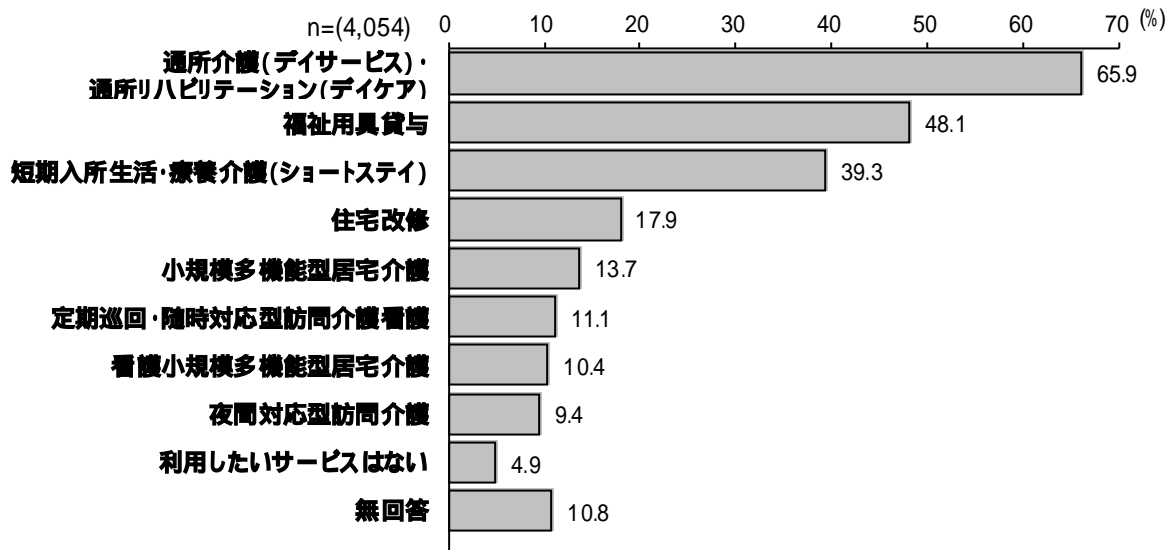
コ 介護保険サービスを利用していない理由



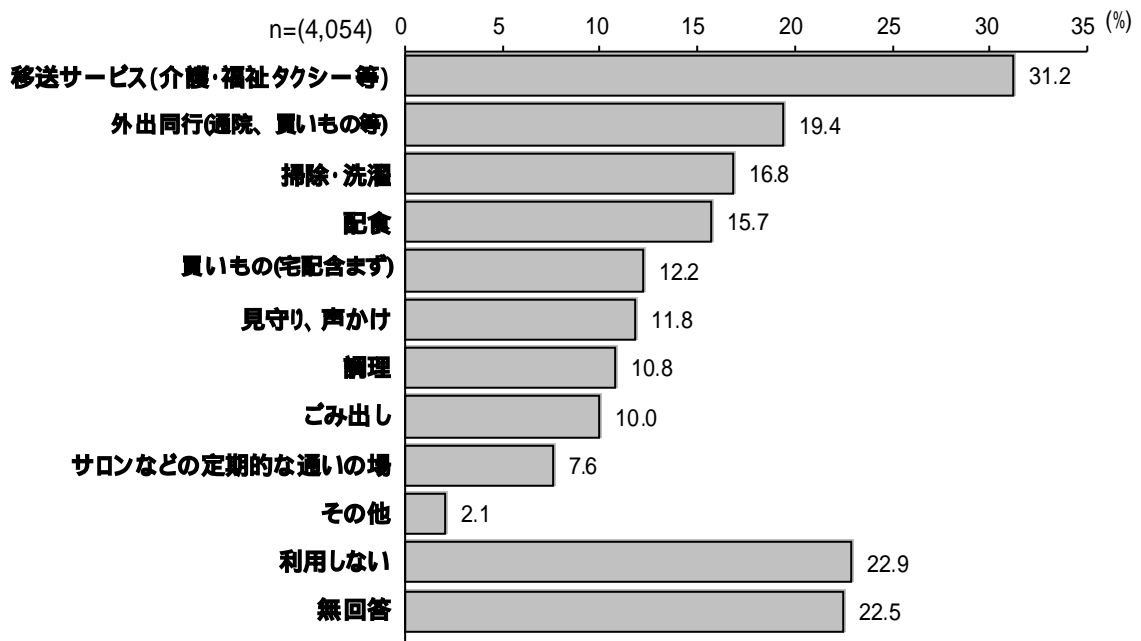


サ 今後、利用したい介護保険サービス

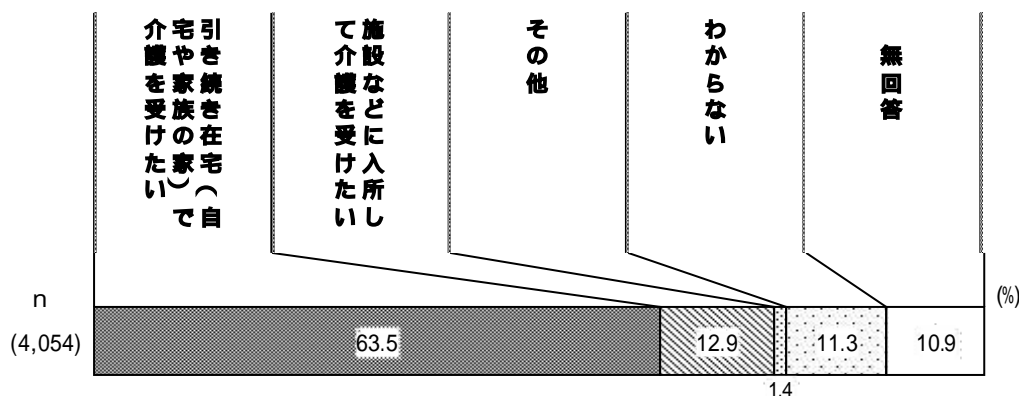
(複数回答)



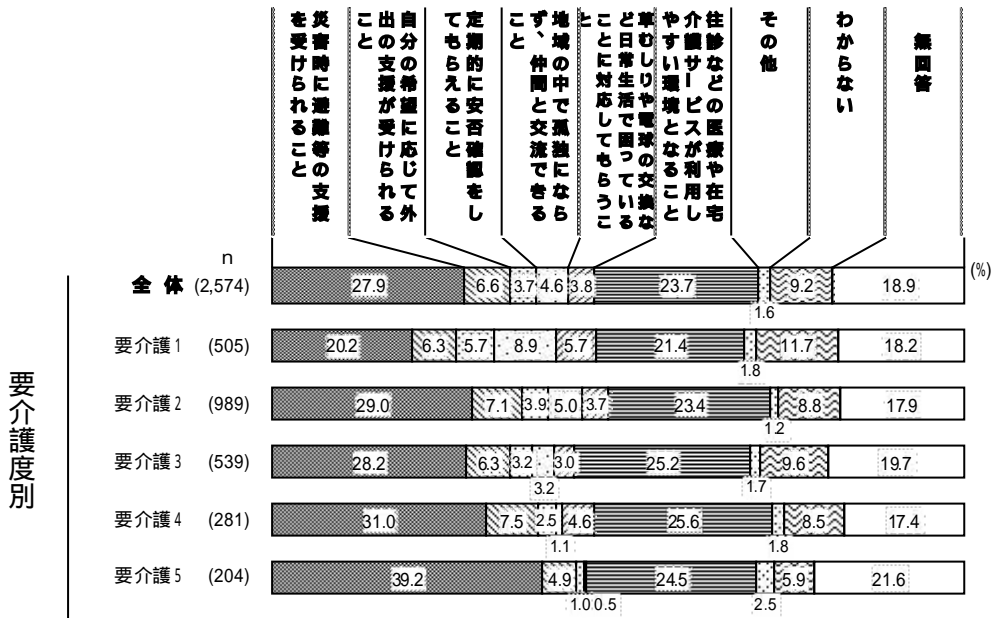
シ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス (複数回答)



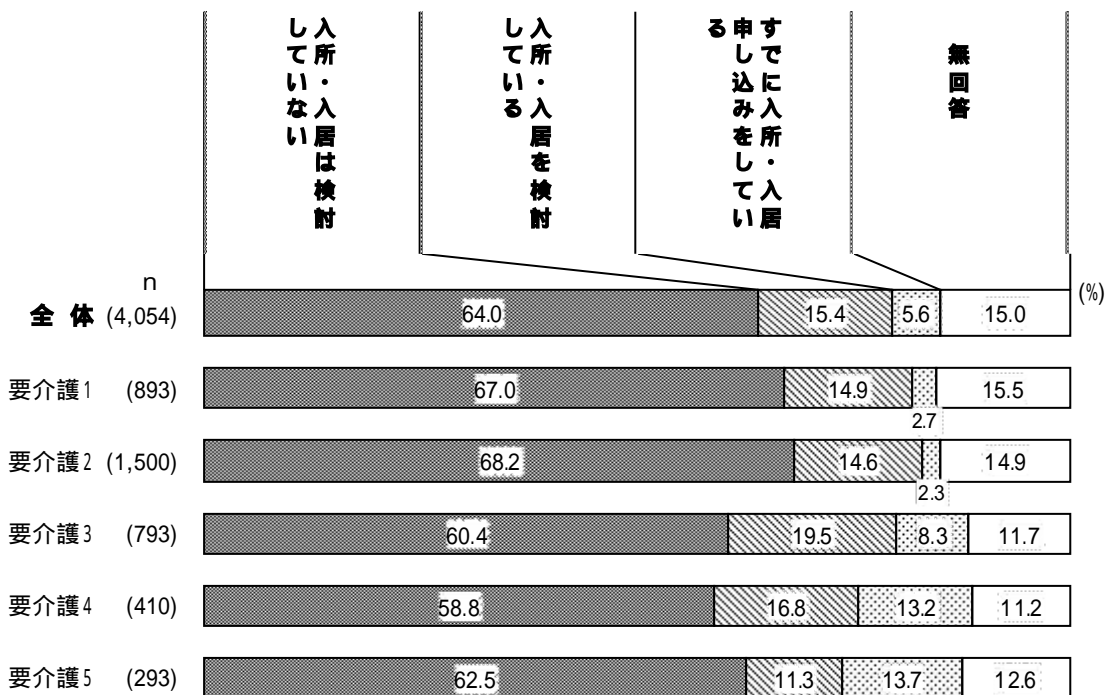
ス 今後、介護を受けたい場所



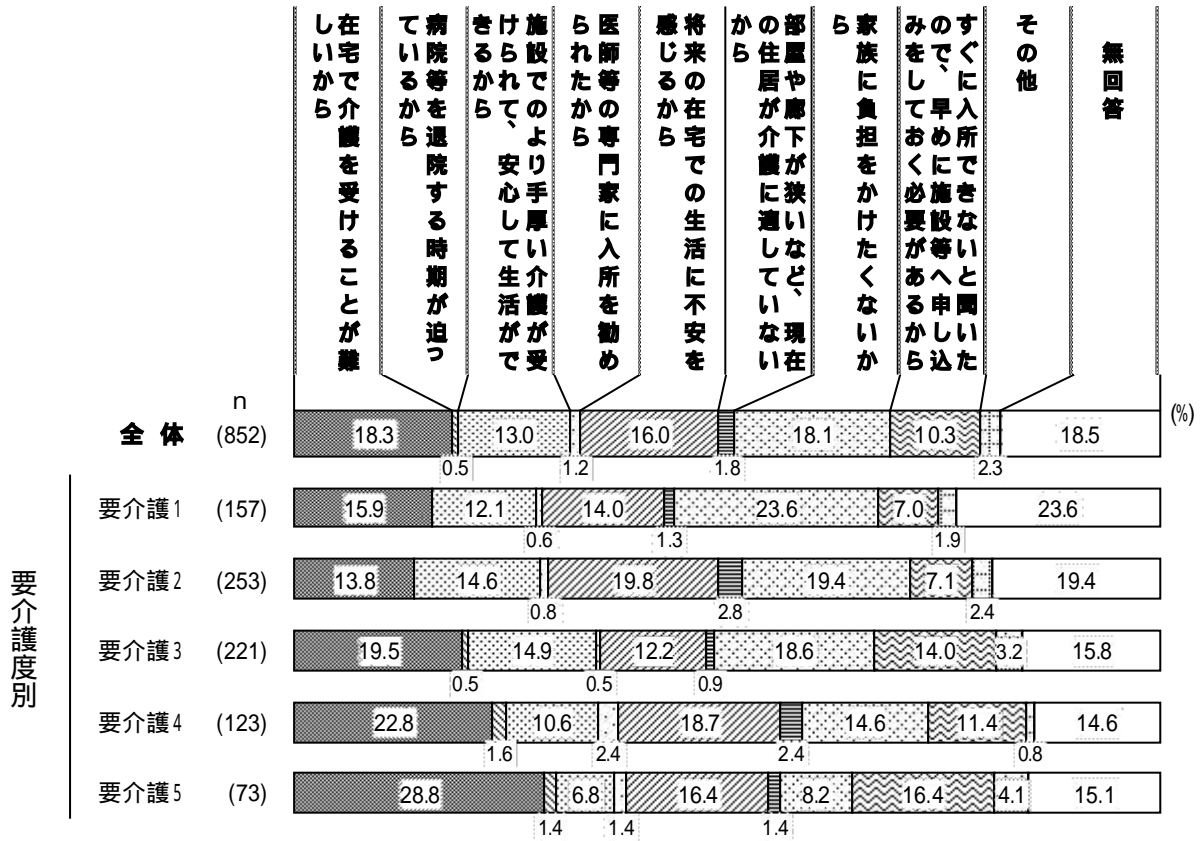
セ 今後、在宅で生活を続けるために必要なこと



ソ 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況



タ 入所を希望する一番の理由



チ 高齢者支援センターの認知状況

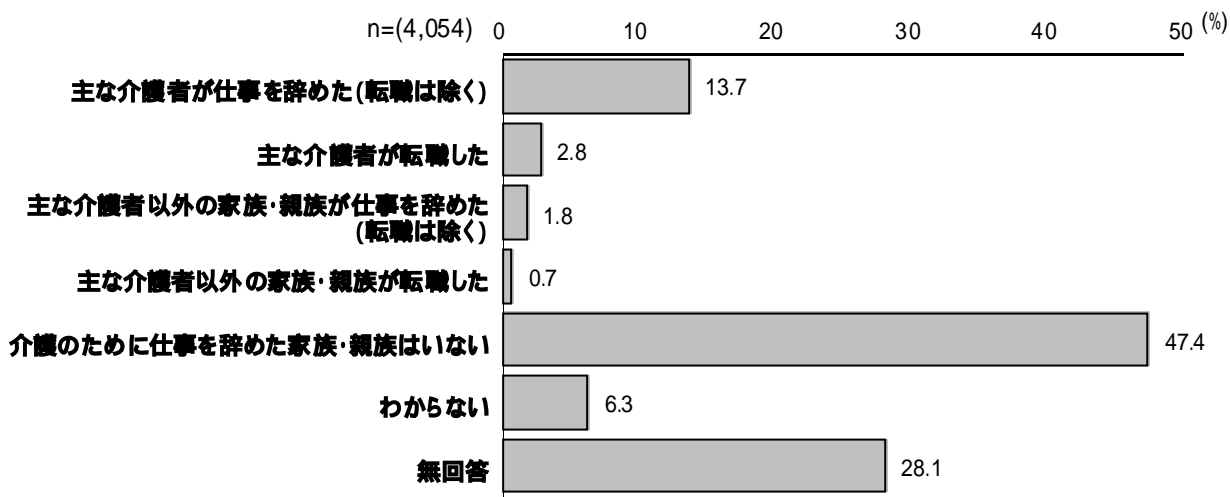
「知っている」計 53.6%

(%)

	回答者数	知っている、 利用したことがあ る	知っているが、 利用したことは ない	名前だけは聞いたことがある	知らない	無回答	
全体	4,054	30.5	23.1	17.3	21.0	8.2	
地区別	橋本	200	39.0	18.5	15.0	21.0	6.5
	相原	133	42.1	20.3	13.5	13.5	10.5
	大沢	143	29.4	14.7	21.0	25.9	9.1
	城山	127	22.0	24.4	17.3	26.8	9.4
	津久井	159	32.7	24.5	14.5	17.0	11.3
	相模湖	60	31.7	26.7	11.7	18.3	11.7
	藤野	79	22.8	17.7	29.1	24.1	6.3
	小山	102	35.3	25.5	15.7	14.7	8.8
	清新	149	30.2	23.5	15.4	21.5	9.4
	横山	68	30.9	22.1	17.6	25.0	4.4
	中央	226	33.2	21.2	14.6	23.9	7.1
	星が丘	109	33.0	28.4	21.1	7.3	10.1
	光が丘	204	24.5	24.0	21.6	23.0	6.9
	大野北第1	182	30.8	24.7	18.1	19.2	7.1
	大野北第2	118	31.4	12.7	24.6	22.0	9.3
	田名	166	35.5	24.1	12.7	20.5	7.2
	上溝	190	34.2	26.3	15.3	15.3	8.9
	大沼	116	41.4	21.6	14.7	14.7	7.8
	大野台	101	34.7	22.8	23.8	13.9	5.0
	大野中	179	33.0	29.6	16.2	14.5	6.7
	上鶴間	169	21.9	24.3	17.2	27.2	9.5
	大野南	151	23.8	26.5	21.2	20.5	7.9
	麻溝	74	33.8	17.6	17.6	16.2	14.9
	新磯	93	38.7	17.2	12.9	21.5	9.7
	相模台第1	162	25.9	29.0	18.5	22.8	3.7
	相模台第2	157	22.9	19.1	19.1	26.1	12.7
相武台	152	30.9	23.0	16.4	22.4	7.2	
東林第1	128	21.1	26.6	15.6	32.0	4.7	
東林第2	152	22.4	24.3	15.1	29.6	8.6	

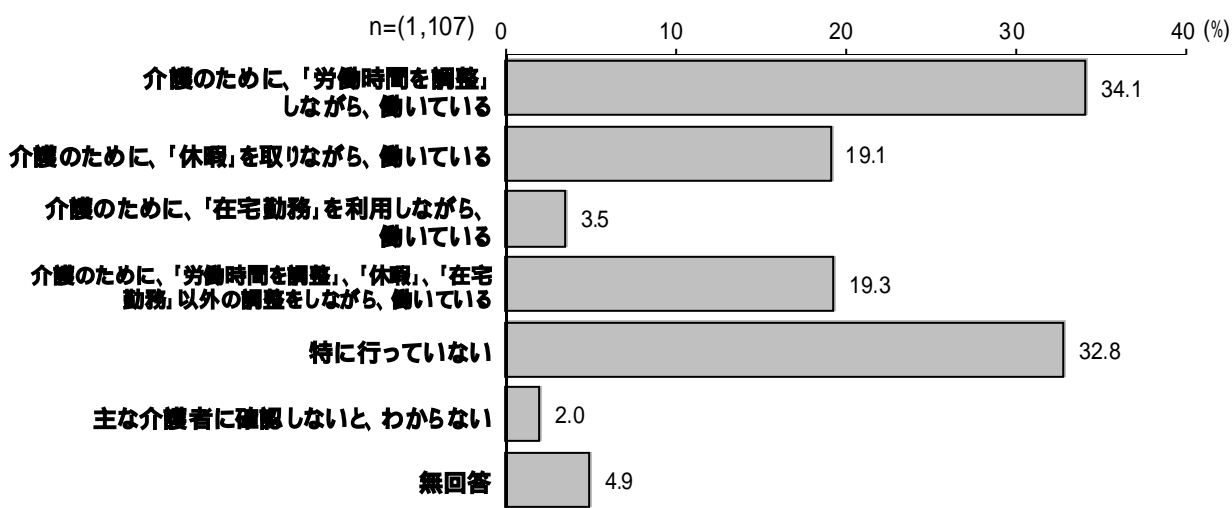
ツ 介護のために離職した家族・親族の有無

(複数回答)



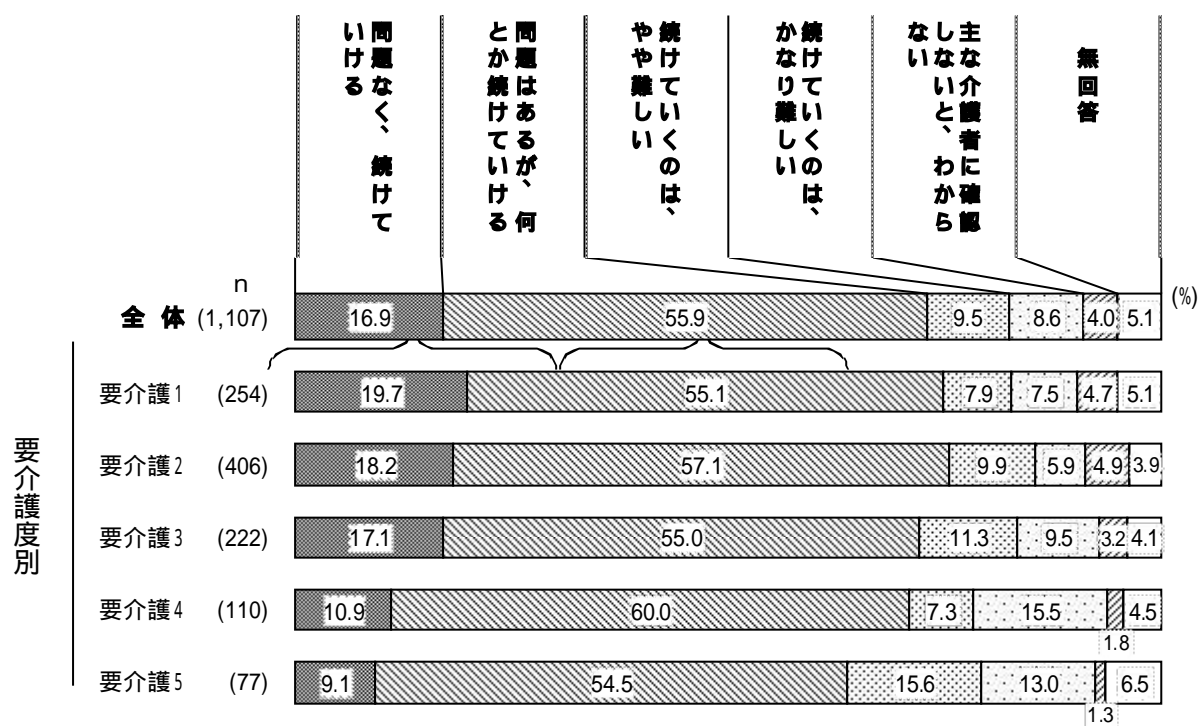
テ 主な介護者の介護をするにあたっての働き方の調整等

(複数回答)

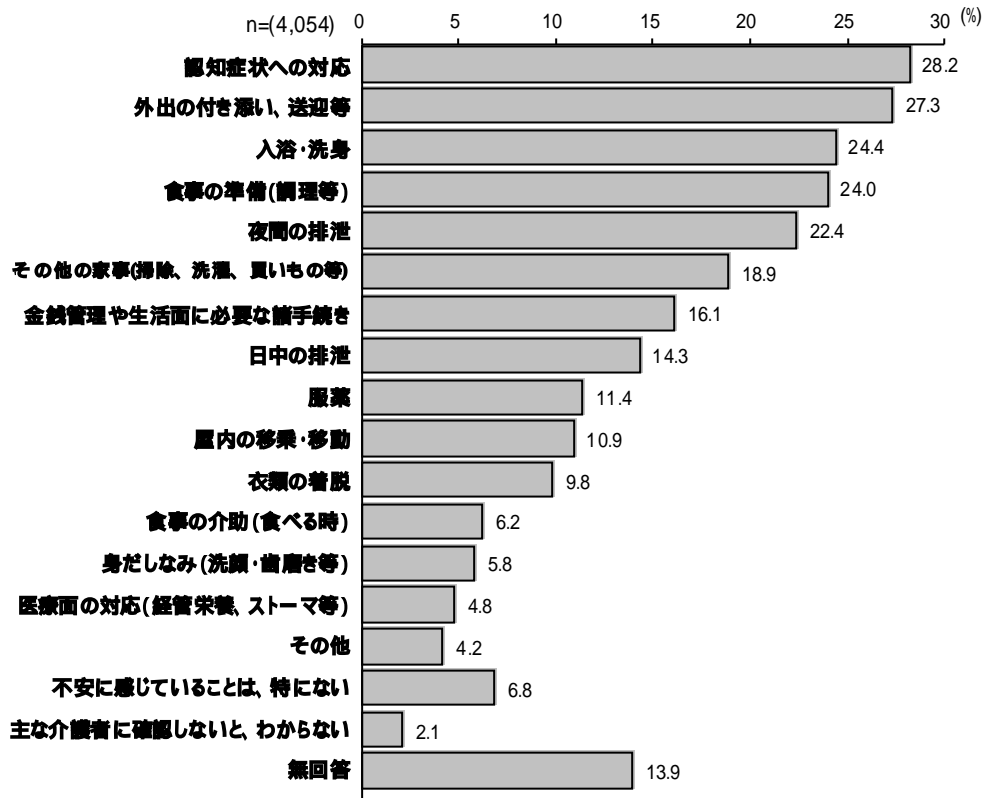


## ト 主な介護者の仕事と介護の両立の持続可能性

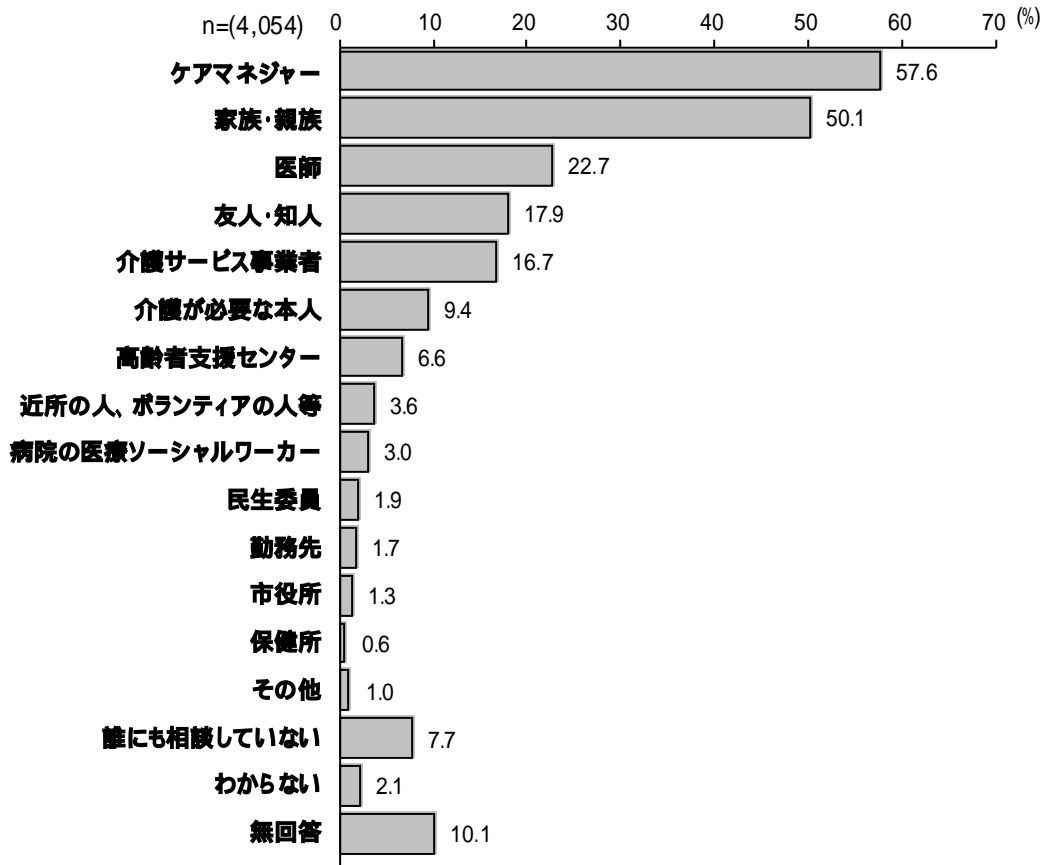
『続けていける』計 72.8% 『続けていくのは難しい』計 18.1%



## ナ 主な介護者が不安を感じる介護等（3つまで回答）



## ニ 主な介護者の介護についての相談相手



### 3 介護職員等に対する就労意識調査結果（抜粋）

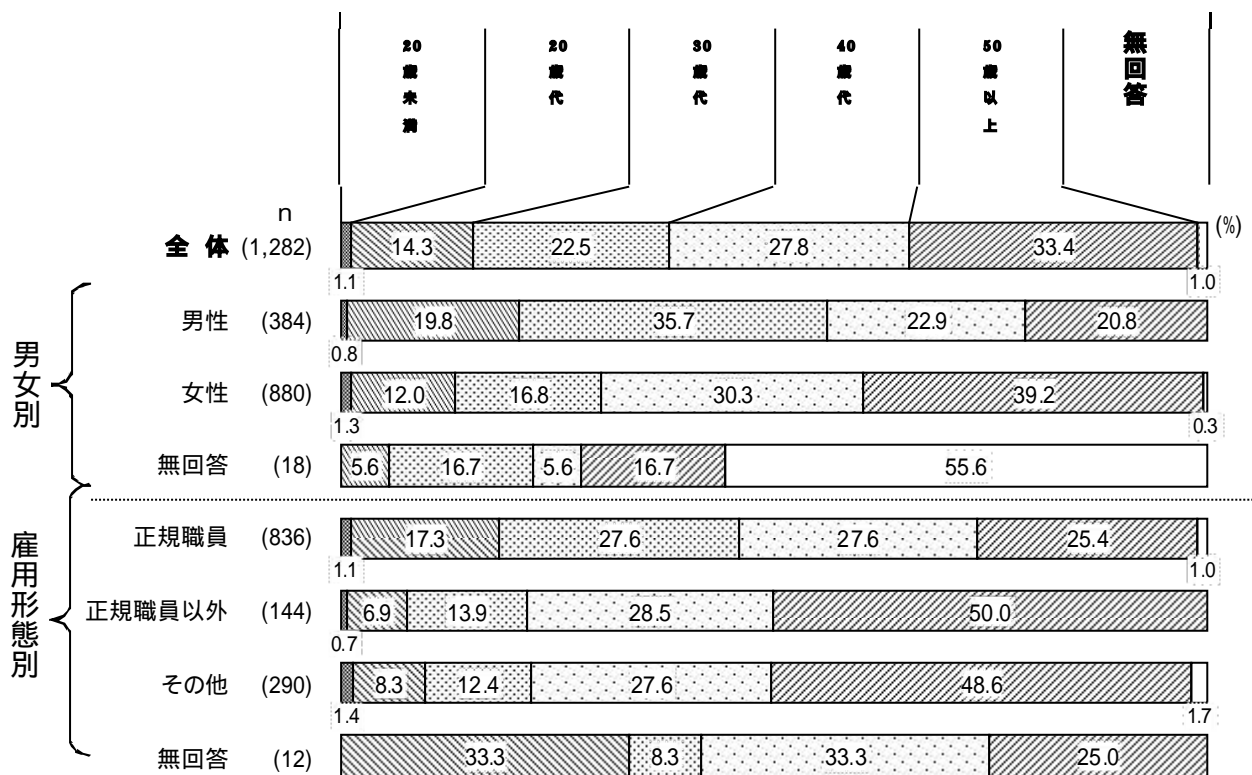
留意点

- ・百分率(%)の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。したがって、単数回答(1つだけを選ぶ質問)においても、四捨五入の影響で、百分率(%)の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答(2つ以上を選んでよい質問)においては、百分率(%)の合計が100%を超える場合があります。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。
- ・「回答者数」の縦列に記載してある斜体字の構成比は、全体の回答数に対する比率です。

#### (1) 主な調査結果

##### ア 回答属性

< 男女別、雇用形態別 >



#### 雇用形態の区分

雇用形態	説明
正規職員	フルタイム・雇用期限(終了日)がない
正規職員以外	フルタイム・雇用期限がある 上限3年(満60歳以上は5年)
その他	非常勤・パート・アルバイト等



## イ 最終学歴

上段：件数(件) 下段：構成比(%)

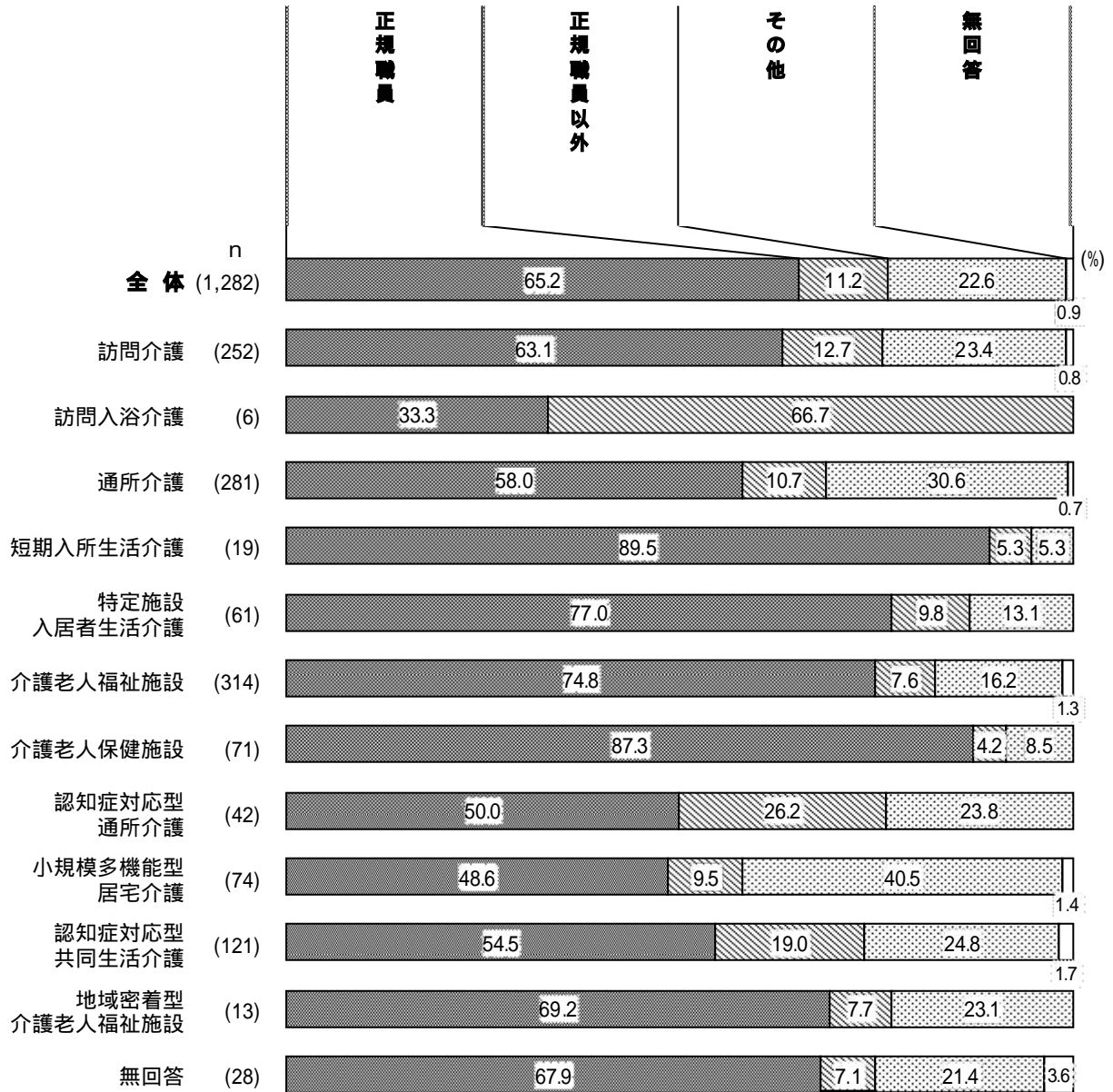
		回答者数	中学校	高等学校 (福祉関係)	高等学校 (福祉関係以外)	短期大学・専門学校等 (福祉関係)	短期大学・専門学校等 (福祉関係以外)	大学・大学院 (福祉関係)	大学・大学院 (福祉関係以外)	その他	無回答
全 体		1,282	59	47	529	178	242	47	154	11	15
		100%	4.6	3.7	41.3	13.9	18.9	3.7	12.0	0.9	1.2
雇用形態別	正規職員	836	28	35	317	150	142	40	108	6	10
		65.2%	3.3	4.2	37.9	17.9	17.0	4.8	12.9	0.7	1.2
	正規職員以外	144	7	1	76	8	27	3	20	1	1
		11.2%	4.9	0.7	52.8	5.6	18.8	2.1	13.9	0.7	0.7
	その他	290	23	10	132	20	70	3	24	4	4
		22.6%	7.9	3.4	45.5	6.9	24.1	1.0	8.3	1.4	1.4
無回答	12	1	1	4	-	3	1	2	-	-	
	0.9%	8.3	8.3	33.3	-	25.0	8.3	16.7	-	-	

## ウ 居住地

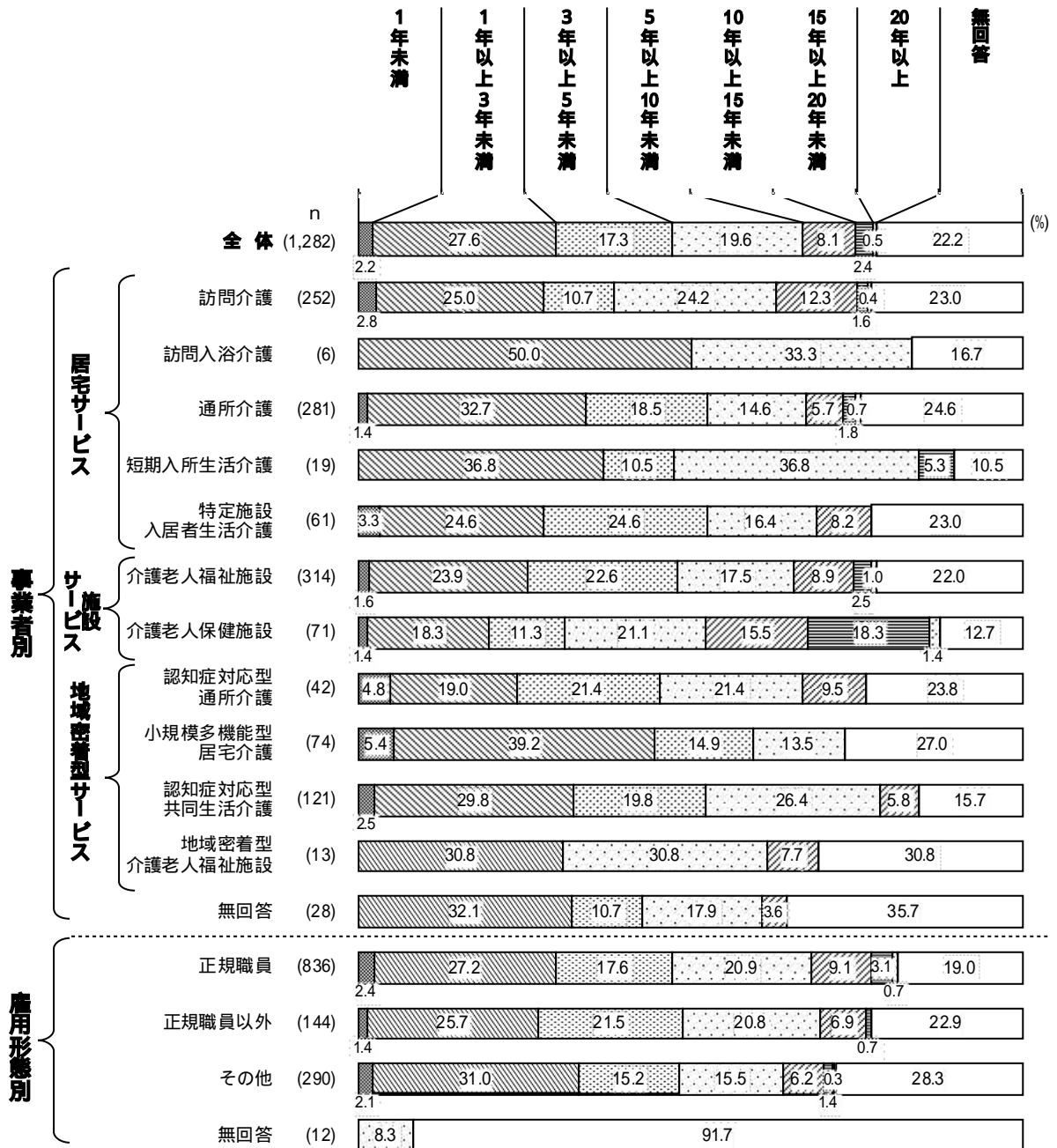
上段：件数(件) 下段：構成比(%)

		回答者数	相模原市緑区	相模原市中央区	相模原市南区	八王子市	町田市	座間市・大和市	厚木市・愛川町	横浜市・川崎市	その他県内	その他都内	山梨県	その他	無回答
全 体		1,282	289	422	297	22	71	52	37	27	22	11	18	2	12
		100%	22.5	32.9	23.2	1.7	5.5	4.1	2.9	2.1	1.7	0.9	1.4	0.2	0.9
雇用形態別	正規職員	836	176	269	183	15	50	36	29	26	21	10	11	2	8
		65.2%	21.1	32.2	21.9	1.8	6.0	4.3	3.5	3.1	2.5	1.2	1.3	0.2	1.0
	正規職員以外	144	33	53	34	4	9	6	1	-	1	-	3	-	-
		11.2%	22.9	36.8	23.6	2.8	6.3	4.2	0.7	-	0.7	-	2.1	-	-
	その他	290	78	97	78	2	9	9	7	1	-	1	4	-	4
		22.6%	26.9	33.4	26.9	0.7	3.1	3.1	2.4	0.3	-	0.3	1.4	-	1.4
無回答	12	2	3	2	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	
	0.9%	16.7	25.0	16.7	8.3	25.0	8.3	-	-	-	-	-	-	-	

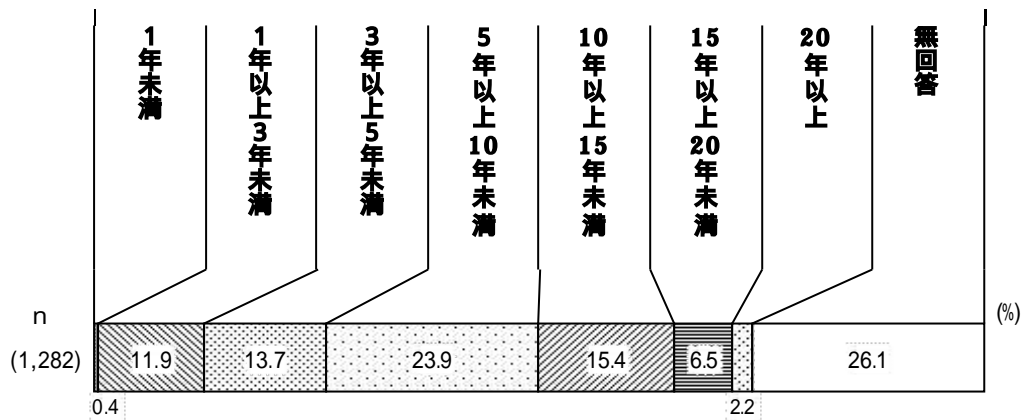
## エ 現在の仕事、キャリア等について



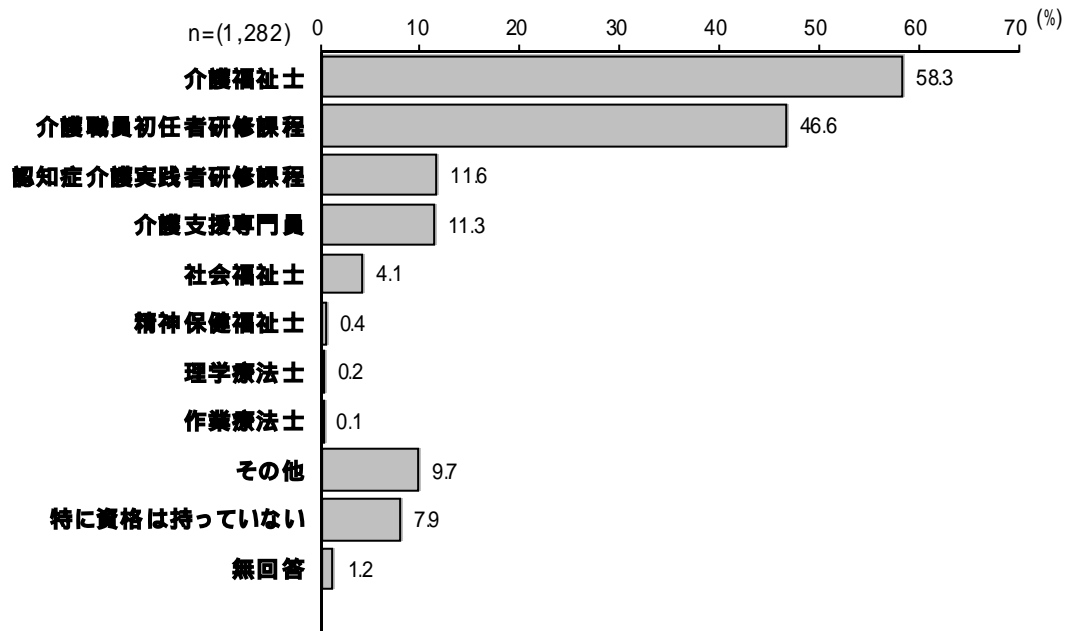
オ 現在、働いている施設・事業所での勤続年数



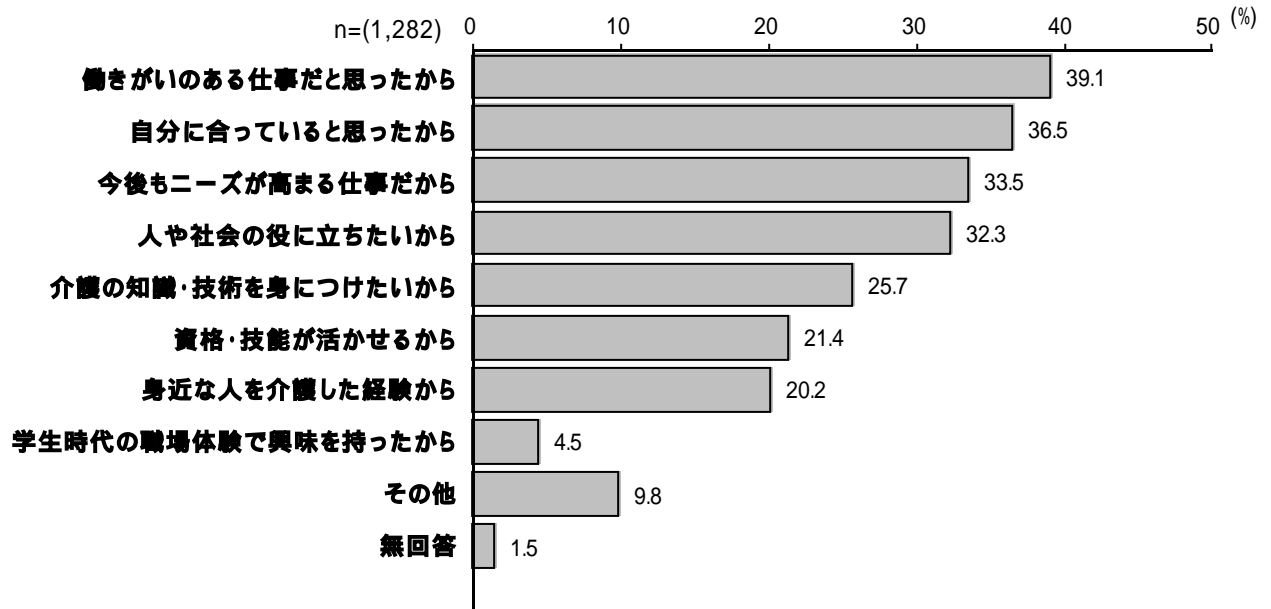
カ 介護職員としての通算経験年数



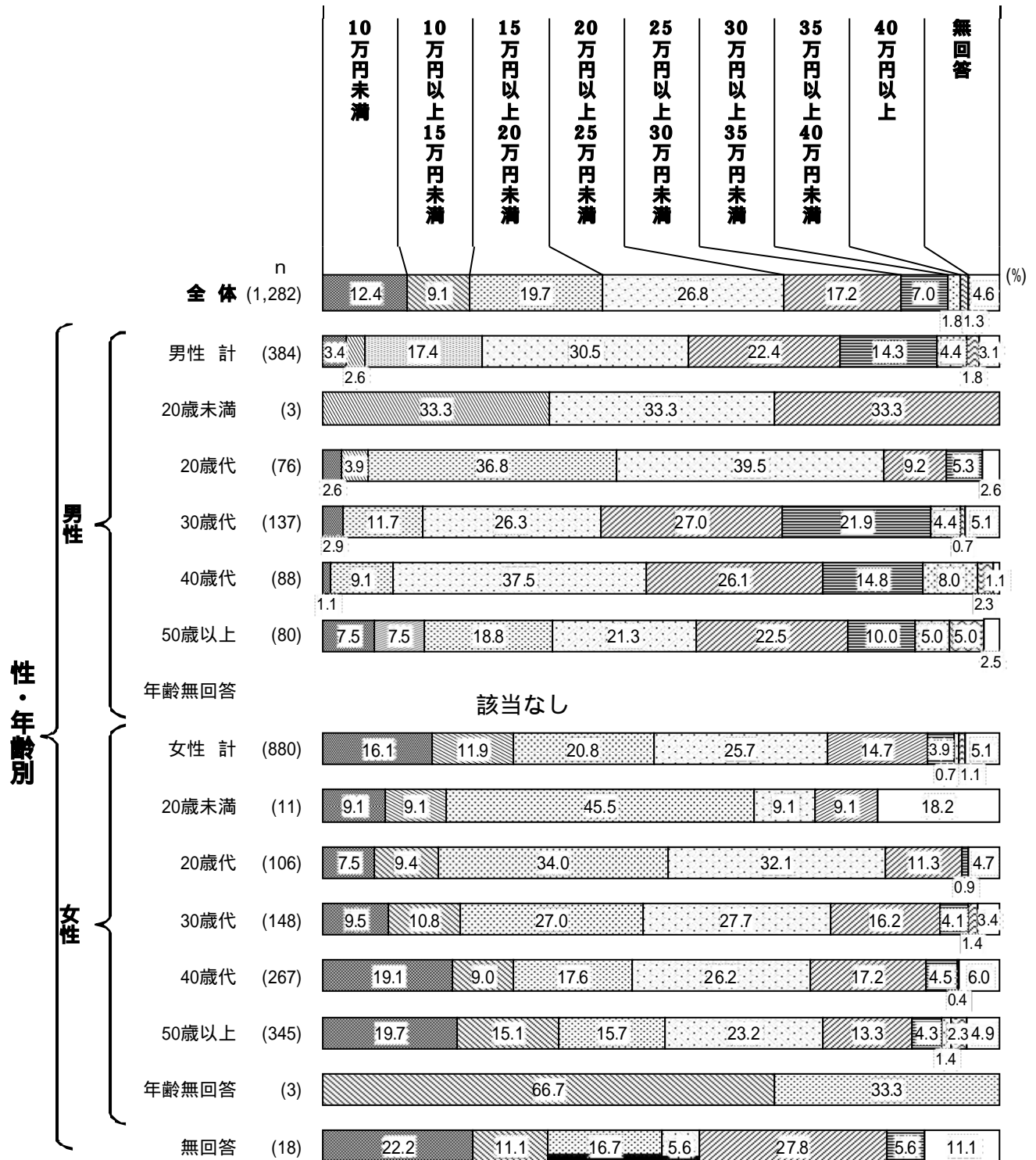
キ 持っている介護に関する資格等（複数回答）



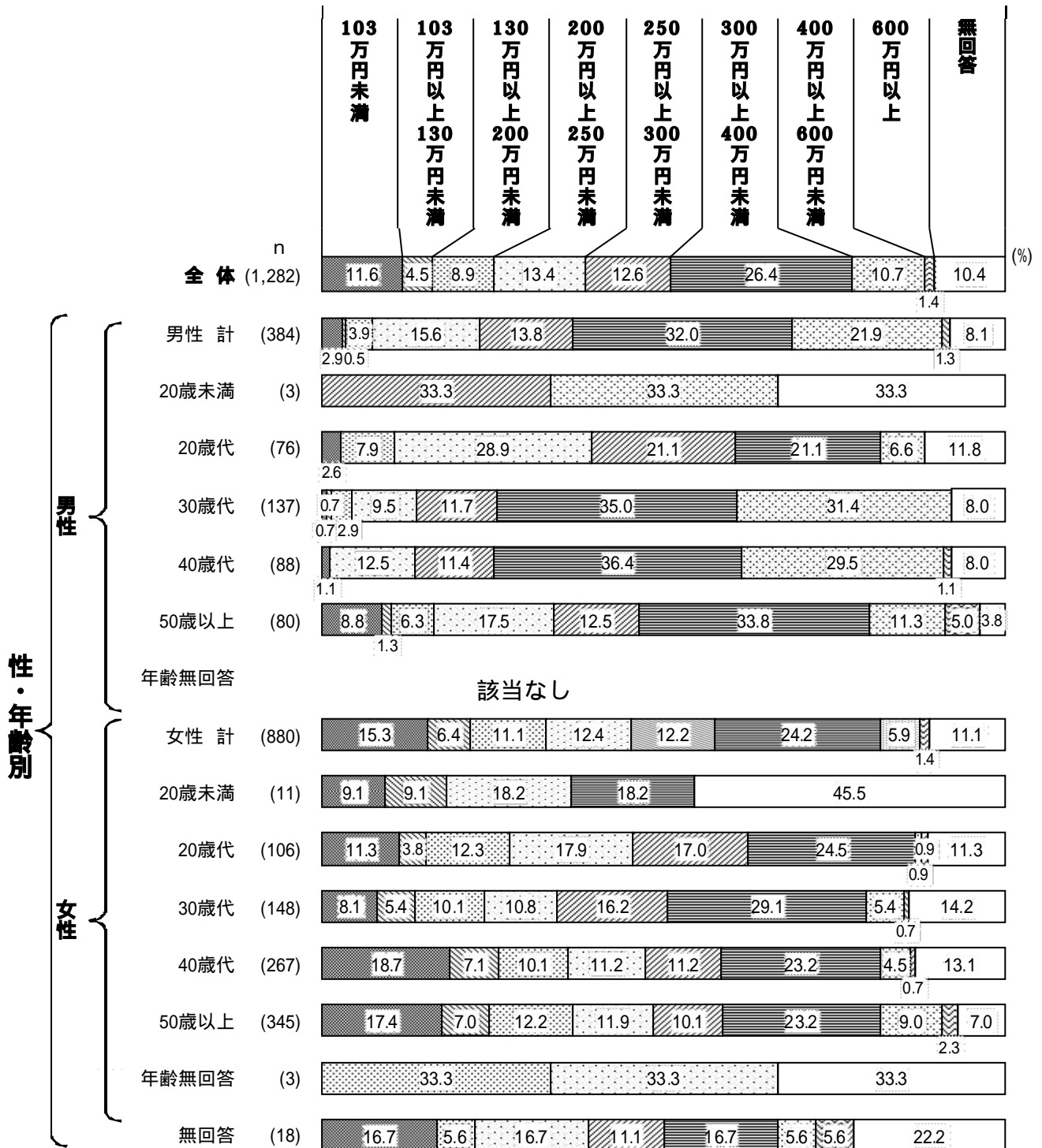
ク 介護職を目指した理由（複数回答）



ケ 1か月の平均の税込み給与額



コ 昨年1年間の年収



サ 現在の仕事又は施設・事業所に対して、満足と感じていること（複数回答）

上段：件数(件) 下段：構成比(%)

		回答者数	職場の人間関係が良好である	仕事へのやりがい	利用者やその家族との人間関係が良好である	残業や休日出勤が少ない	雇用が安定している	有給休暇が取りやすい	仕事と子育てを両立して働ける	教育や研修が充実している	福利厚生が充実している	給料等の収入が多い	評価である	介護能力労働に応じた	十分な人手である	施設や福祉機器が充実している	その他	特にない	無回答
全体		1,282	602	526	386	245	218	198	149	137	123	94	84	31	28	30	179	31	
		100%	47.0	41.0	30.1	19.1	17.0	15.4	11.6	10.7	9.6	7.3	6.6	2.4	2.2	2.3	14.0	2.4	
性 年 齢 別	計	384	162	155	105	77	73	59	18	46	45	30	31	17	15	9	56	10	
		30.0%	42.2	40.4	27.3	20.1	19.0	15.4	4.7	12.0	11.7	7.8	8.1	4.4	3.9	2.3	14.6	2.6	
	20歳未満	3	1	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		0.2%	33.3	100.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳代	76	35	27	17	12	10	7	1	8	10	3	3	2	3	1	9	1	
		5.9%	46.1	35.5	22.4	15.8	13.2	9.2	1.3	10.5	13.2	3.9	3.9	2.6	3.9	1.3	11.8	1.3	
	30歳代	137	59	57	39	32	27	28	15	19	18	14	14	13	4	3	20	3	
		10.7%	43.1	41.6	28.5	23.4	19.7	20.4	10.9	13.9	13.1	10.2	10.2	9.5	2.9	2.2	14.6	2.2	
	40歳代	88	34	36	20	21	20	10	2	12	10	11	9	2	5	2	14	1	
		6.9%	38.6	40.9	22.7	23.9	22.7	11.4	2.3	13.6	11.4	12.5	10.2	2.3	5.7	2.3	15.9	1.1	
	50歳以上	80	33	32	28	11	16	14	-	7	7	2	5	-	3	3	13	5	
		6.2%	41.3	40.0	35.0	13.8	20.0	17.5	-	8.8	8.8	2.5	6.3	-	3.8	3.8	16.3	6.3	
	年齢無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	880	432	361	273	166	142	135	126	87	74	63	52	14	11	20	121	21	
		68.6%	49.1	41.0	31.0	18.9	16.1	15.3	14.3	9.9	8.4	7.2	5.9	1.6	1.3	2.3	13.8	2.4	
	20歳未満	11	7	6	6	2	2	1	1	2	-	-	1	-	-	-	1	-	
	0.9%	63.6	54.5	54.5	18.2	18.2	9.1	9.1	18.2	-	-	9.1	-	-	-	9.1	-		
20歳代	106	55	37	33	20	10	14	13	13	12	4	5	4	1	3	13	2		
	8.3%	51.9	34.9	31.1	18.9	9.4	13.2	12.3	12.3	11.3	3.8	4.7	3.8	0.9	2.8	12.3	1.9		
30歳代	148	71	59	40	32	23	27	46	14	15	13	9	2	4	2	23	2		
	11.5%	48.0	39.9	27.0	21.6	15.5	18.2	31.1	9.5	10.1	8.8	6.1	1.4	2.7	1.4	15.5	1.4		
40歳代	267	127	109	73	53	40	31	51	23	20	19	10	4	4	5	35	4		
	20.8%	47.6	40.8	27.3	19.9	15.0	11.6	19.1	8.6	7.5	7.1	3.7	1.5	1.5	1.9	13.1	1.5		
50歳以上	345	172	149	121	58	67	61	15	35	27	27	27	4	2	10	49	12		
	26.9%	49.9	43.2	35.1	16.8	19.4	17.7	4.3	10.1	7.8	7.8	7.8	1.2	0.6	2.9	14.2	3.5		
年齢無回答	3	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	0.2%	-	33.3	-	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3		
無回答	18	8	10	8	2	3	4	5	4	4	1	1	-	2	1	2	-		
	1.4%	44.4	55.6	44.4	11.1	16.7	22.2	27.8	22.2	22.2	5.6	5.6	-	11.1	5.6	11.1	-		
雇 用 形 態 別	正規職員	836	368	340	239	156	165	135	80	95	104	71	56	27	21	15	125	18	
		65.2%	44.0	40.7	28.6	18.7	19.7	16.1	9.6	11.4	12.4	8.5	6.7	3.2	2.5	1.8	15.0	2.2	
	正規職員以外	144	74	61	46	26	17	25	19	12	6	6	13	1	-	4	16	6	
		11.2%	51.4	42.4	31.9	18.1	11.8	17.4	13.2	8.3	4.2	4.2	9.0	0.7	-	2.8	11.1	4.2	
	その他	290	156	120	99	62	34	36	50	29	13	16	15	3	6	11	35	6	
	22.6%	53.8	41.4	34.1	21.4	11.7	12.4	17.2	10.0	4.5	5.5	5.2	1.0	2.1	3.8	12.1	2.1		
無回答	12	4	5	2	1	2	2	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1		
	0.9%	33.3	41.7	16.7	8.3	16.7	16.7	-	8.3	-	8.3	-	-	8.3	-	25.0	8.3		

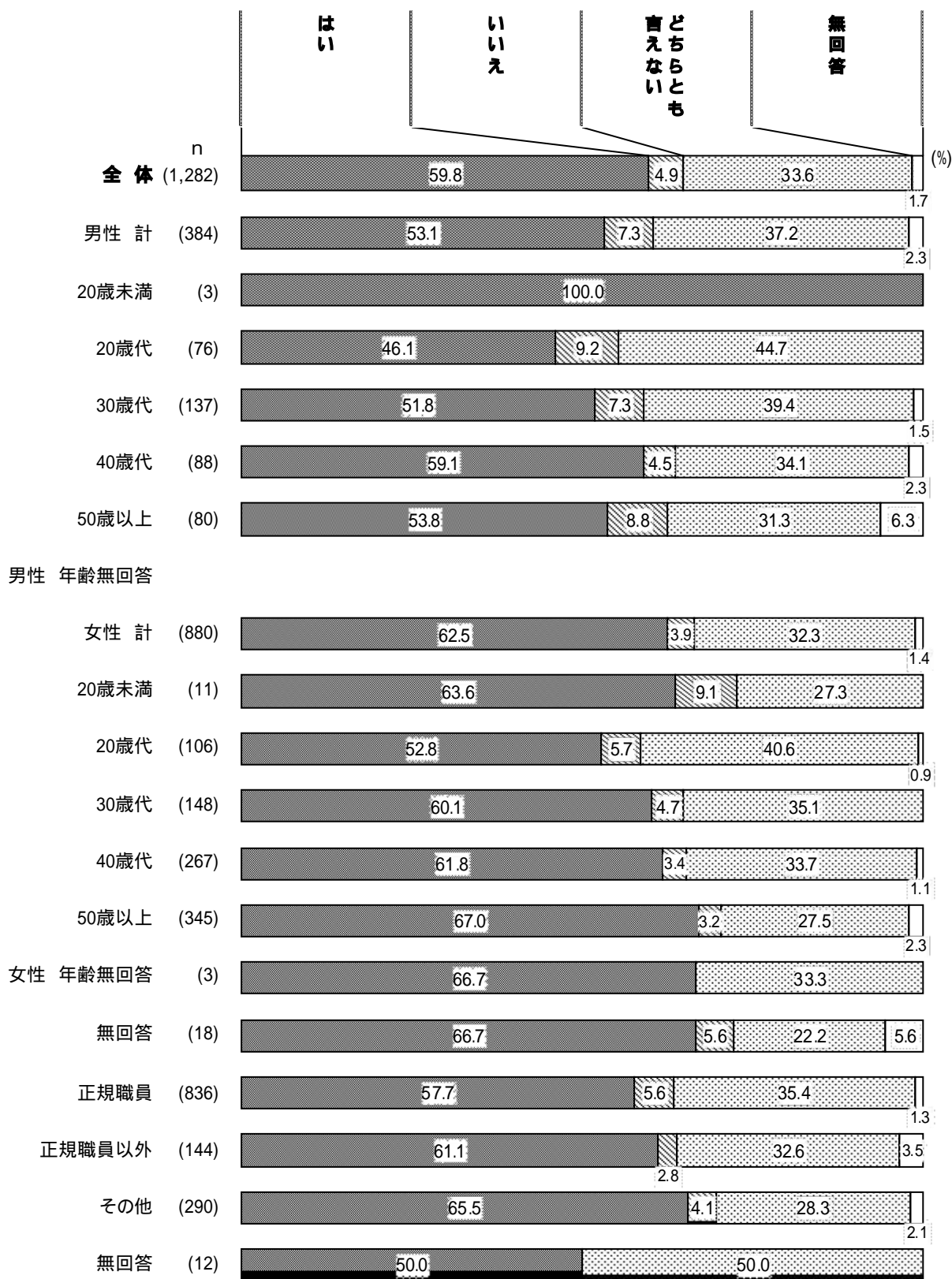
シ 現在の仕事・事業所に対して、不満、悩みや苦勞していること（複数回答）

上段：件数(件) 下段：構成比(%)

		回答者数	人手が不足している	給料等の収入が少ない	有給休暇が取りにくい	評価されていない	介護能力労働に心じて	残業や休日出勤が多い	教育や研修が不十分である	職場の同僚や上司との人間関係	福利厚生が充実していない	施設が古く福祉機器が不足している	仕事にやりがいを感じない	雇用が不安定である	利用者やその家族との人間関係	仕事と子育てが両立できない	その他	特にない	無回答
全体		1,282	800	554	421	241	239	234	232	164	150	101	95	66	64	74	130	42	
		100%	62.4	43.2	32.8	18.8	18.6	18.3	18.1	12.8	11.7	7.9	7.4	5.1	5.0	5.8	10.1	3.3	
性 年 齢 別	計	384	232	205	134	68	83	87	75	55	57	35	36	21	28	15	33	13	
		30.0%	60.4	53.4	34.9	17.7	21.6	22.7	19.5	14.3	14.8	9.1	9.4	5.5	7.3	3.9	8.6	3.4	
	20歳未満	3	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-
		0.2%	33.3	-	-	-	-	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	33.3	-	33.3	-
	20歳代	76	53	49	30	12	25	17	16	10	10	4	3	4	6	2	4	2	
		5.9%	69.7	64.5	39.5	15.8	32.9	22.4	21.1	13.2	13.2	5.3	3.9	5.3	7.9	2.6	5.3	2.6	
	30歳代	137	80	80	48	29	31	33	24	19	30	15	21	7	13	4	8	6	
		10.7%	58.4	58.4	35.0	21.2	22.6	24.1	17.5	13.9	21.9	10.9	15.3	5.1	9.5	2.9	5.8	4.4	
	40歳代	88	54	39	27	14	12	18	23	12	12	9	8	8	6	6	7	1	
		6.9%	61.4	44.3	30.7	15.9	13.6	20.5	26.1	13.6	13.6	10.2	9.1	9.1	6.8	6.8	8.0	1.1	
	50歳以上	80	44	37	29	13	15	18	11	14	5	7	4	2	2	3	13	4	
		6.2%	55.0	46.3	36.3	16.3	18.8	22.5	13.8	17.5	6.3	8.8	5.0	2.5	2.5	3.8	16.3	5.0	
	年齢無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	性 別	計	880	554	342	279	170	151	144	155	109	92	65	57	44	36	59	95	29
			68.6%	63.0	38.9	31.7	19.3	17.2	16.4	17.6	12.4	10.5	7.4	6.5	5.0	4.1	6.7	10.8	3.3
20歳未満		11	6	4	3	-	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	3	-	
		0.9%	54.5	36.4	27.3	-	18.2	-	-	9.1	18.2	-	-	-	-	-	27.3	-	
20歳代		106	76	55	42	25	33	26	25	15	21	11	6	10	9	7	13	1	
		8.3%	71.7	51.9	39.6	23.6	31.1	24.5	23.6	14.2	19.8	10.4	5.7	9.4	8.5	6.6	12.3	0.9	
30歳代		148	84	61	39	23	27	27	27	13	14	18	7	8	9	12	17	6	
		11.5%	56.8	41.2	26.4	15.5	18.2	18.2	18.2	8.8	9.5	12.2	4.7	5.4	6.1	8.1	11.5	4.1	
40歳代		267	167	105	89	53	41	48	45	38	25	17	22	10	13	15	22	9	
		20.8%	62.5	39.3	33.3	19.9	15.4	18.0	16.9	14.2	9.4	6.4	8.2	3.7	4.9	5.6	8.2	3.4	
50歳以上	345	219	115	105	69	48	42	58	41	29	19	21	16	5	25	40	13		
	26.9%	63.5	33.3	30.4	20.0	13.9	12.2	16.8	11.9	8.4	5.5	6.1	4.6	1.4	7.2	11.6	3.8		
年齢無回答	3	2	2	1	-	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-		
	0.2%	66.7	66.7	33.3	-	-	33.3	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-		
雇 用 形 態 別	無回答	18	14	7	8	3	5	3	2	-	1	1	2	1	-	-	2	-	
		1.4%	77.8	38.9	44.4	16.7	27.8	16.7	11.1	-	5.6	5.6	11.1	5.6	-	-	11.1	-	
	正規職員	836	548	407	334	173	217	170	175	110	110	81	61	49	51	48	60	23	
		65.2%	65.6	48.7	40.0	20.7	26.0	20.3	20.9	13.2	13.2	9.7	7.3	5.9	6.1	5.7	7.2	2.8	
	正規職員以外	144	90	58	36	26	12	23	17	22	13	8	13	8	7	10	17	5	
	11.2%	62.5	40.3	25.0	18.1	8.3	16.0	11.8	15.3	9.0	5.6	9.0	5.6	4.9	6.9	11.8	3.5		
その他	290	156	84	49	41	9	38	39	32	26	11	21	9	5	16	51	14		
	22.6%	53.8	29.0	16.9	14.1	3.1	13.1	13.4	11.0	9.0	3.8	7.2	3.1	1.7	5.5	17.6	4.8		
無回答	12	6	5	2	1	1	3	1	-	1	1	-	-	1	-	2	-		
	0.9%	50.0	41.7	16.7	8.3	8.3	25.0	8.3	-	8.3	8.3	-	-	8.3	-	16.7	-		



## ス 介護職員としての仕事の継続意欲

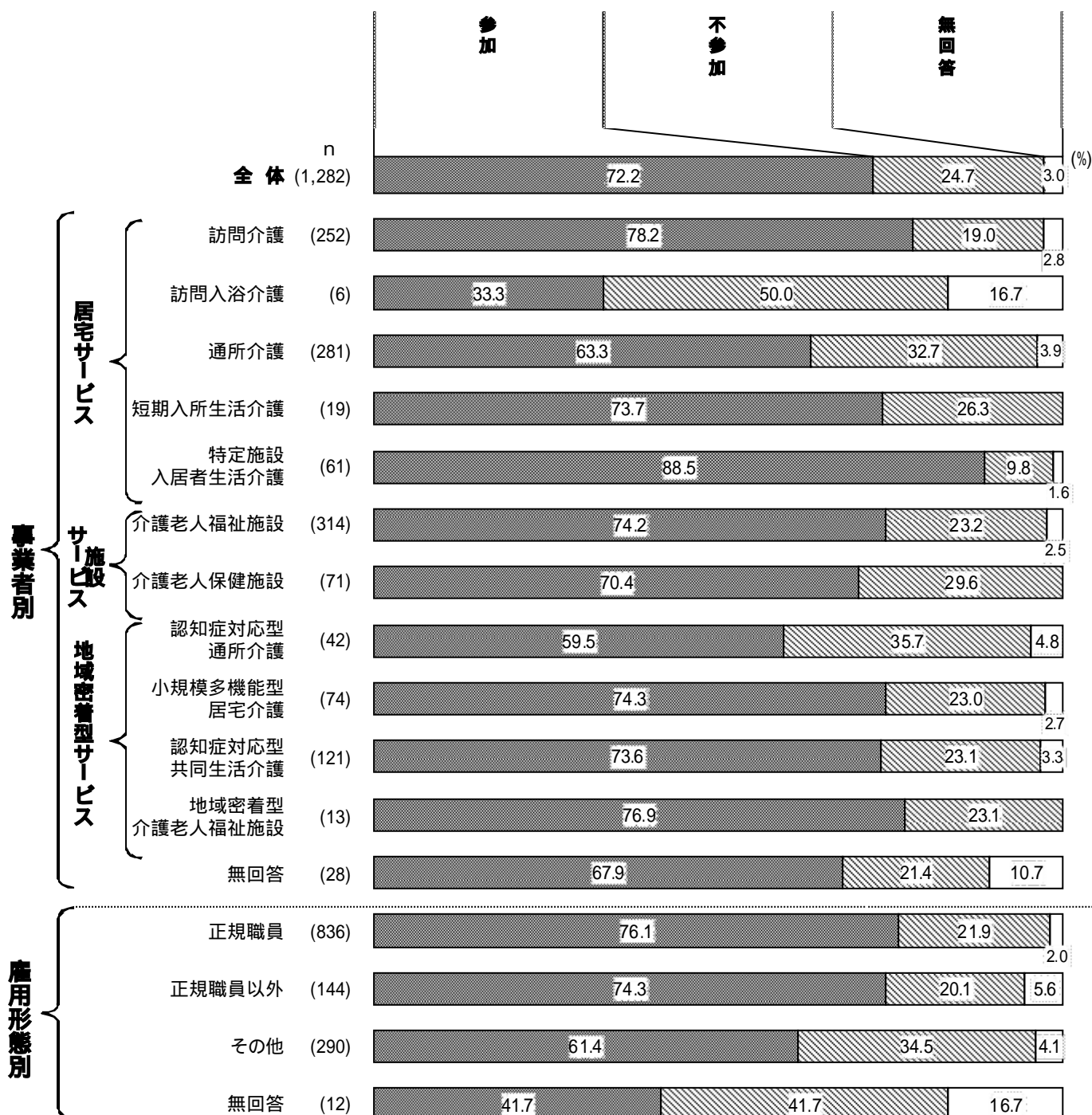


## セ 介護職員を増やすために必要なこと

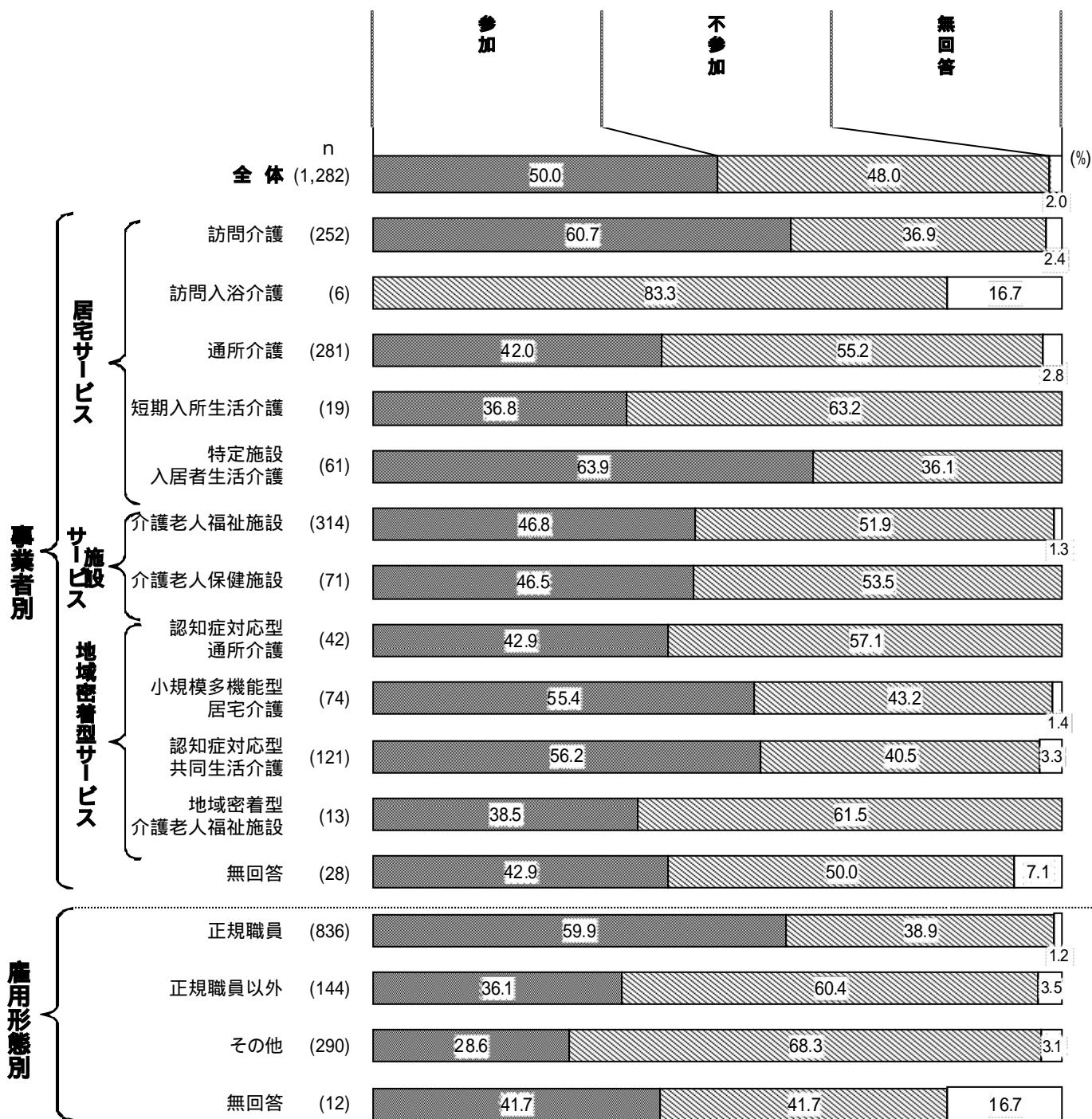
上段：件数(件) 下段：構成比(%)

		回答者数	給与面の改善	介護職のイメージアップ	介護に関する普及啓発	資格取得研修等の開催	保育所等の充実	潜在的有資格者の掘り起こし	修学資金等貸付制度の充実	無料職業紹介 就職相談会の開催	専門学校等の誘致	その他	分からない	無回答	
全体		1,282	1,118	624	306	300	270	196	150	127	101	94	26	16	
		100%	87.2	48.7	23.9	23.4	21.1	15.3	11.7	9.9	7.9	7.3	2.0	1.2	
性 年 齢 別	計	384	344	194	114	82	75	65	50	44	41	31	8	7	
		30.0%	89.6	50.5	29.7	21.4	19.5	16.9	13.0	11.5	10.7	8.1	2.1	1.8	
	20歳未満	3	3	2	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
		0.2%	100.0	66.7	33.3	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-
	20歳代	76	65	43	17	12	16	6	9	9	8	7	3	2	
		5.9%	85.5	56.6	22.4	15.8	21.1	7.9	11.8	11.8	10.5	9.2	3.9	2.6	
	30歳代	137	125	70	39	34	34	16	19	18	17	10	1	2	
		10.7%	91.2	51.1	28.5	24.8	24.8	11.7	13.9	13.1	12.4	7.3	0.7	1.5	
	40歳代	88	79	43	28	19	14	21	11	11	12	9	2	1	
		6.9%	89.8	48.9	31.8	21.6	15.9	23.9	12.5	12.5	13.6	10.2	2.3	1.1	
	50歳以上	80	72	36	29	17	10	21	10	6	4	5	2	2	
		6.2%	90.0	45.0	36.3	21.3	12.5	26.3	12.5	7.5	5.0	6.3	2.5	2.5	
	年齢無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	880	760	420	187	213	189	126	99	82	59	63	18	9	
		68.6%	86.4	47.7	21.3	24.2	21.5	14.3	11.3	9.3	6.7	7.2	2.0	1.0	
	20歳未満	11	7	6	1	2	1	1	2	-	1	-	1	-	
0.9%		63.6	54.5	9.1	18.2	9.1	9.1	18.2	-	9.1	-	9.1	-		
20歳代	106	95	53	23	26	27	8	10	15	11	4	1	-		
	8.3%	89.6	50.0	21.7	24.5	25.5	7.5	9.4	14.2	10.4	3.8	0.9	-		
30歳代	148	128	71	24	42	52	16	17	16	10	9	3	-		
	11.5%	86.5	48.0	16.2	28.4	35.1	10.8	11.5	10.8	6.8	6.1	2.0	-		
40歳代	267	241	110	52	65	44	33	38	16	12	21	6	2		
	20.8%	90.3	41.2	19.5	24.3	16.5	12.4	14.2	6.0	4.5	7.9	2.2	0.7		
50歳以上	345	287	180	86	77	65	68	31	34	23	29	7	7		
	26.9%	83.2	52.2	24.9	22.3	18.8	19.7	9.0	9.9	6.7	8.4	2.0	2.0		
年齢無回答	3	2	-	1	1	-	-	1	1	2	-	-	-		
	0.2%	66.7	-	33.3	33.3	-	-	33.3	33.3	66.7	-	-	-		
無回答	18	14	10	5	5	6	5	1	1	1	-	-	-		
	1.4%	77.8	55.6	27.8	27.8	33.3	27.8	5.6	5.6	5.6	-	-	-		
雇 用 形 態 別	正規職員	836	752	415	200	197	192	126	104	92	84	63	9	7	
		65.2%	90.0	49.6	23.9	23.6	23.0	15.1	12.4	11.0	10.0	7.5	1.1	0.8	
	正規職員以外	144	123	62	27	27	24	23	14	6	3	12	4	1	
		11.2%	85.4	43.1	18.8	18.8	16.7	16.0	9.7	4.2	2.1	8.3	2.8	0.7	
	その他	290	233	141	76	73	52	45	30	27	13	18	13	8	
22.6%		80.3	48.6	26.2	25.2	17.9	15.5	10.3	9.3	4.5	6.2	4.5	2.8		
無回答	12	10	6	3	3	2	2	2	2	1	1	-	-		
	0.9%	83.3	50.0	25.0	25.0	16.7	16.7	16.7	16.7	8.3	8.3	-	-		

ソ 過去1年間の勤務時間内に施設・事業所が主催した研修への参加



タ 過去1年間の勤務時間内に働いている施設・事業所以外の場所で開催された研修への参加



## 4 用語解説

### あ行

#### あじさい大学

市内在住の60歳以上の方を対象に、学習活動を通じて仲間づくり、生きがいつくりの機会となるよう各種講座などを開催しています。

#### アセスメント

ケアマネジメントの一連の流れの中で行う課題の分析から支援方針の決定までのことです。対象者の主観的な情報と客観的な情報等を収集し、理論的に課題を分析し支援方針を決定します。

#### あんしん賃貸支援事業

神奈川県居住支援協議会が高齢者世帯等の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業です。

#### いきいきシニア応援サイト

いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成を目指して、高齢者の方々向けに作成されたウェブサイトです。「地域で活動したい」や「知識を身につけたい」など、それぞれのニーズに合わせて役立つ情報を見つけることができます。

#### NPO

政府・自治体や企業とは独立した存在として、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う組織・団体です。

### か行

#### 介護給付適正化システム

国民健康保険団体連合会が保有する介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性のある請求を抽出するシステムです。

#### 介護サービス情報公表システム

要介護者が適切かつ円滑に介護保険サービスを利用する機会を確保するために、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する情報を公表するシステムです。

#### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護保険の要介護(要支援)者から相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画を作成、アセスメント、モニタリングを行うとともに、ケアマネジメントに必要な市町村、サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

#### 介護相談員

介護サービス事業所を定期的に訪問し、利用者や家族からの介護保険等に関する相談に応じて利用者の不満、希望等を事業者へ伝えるなどの役割を担っています。

#### 介護支援ボランティア事業

高齢者の地域貢献等を奨励・支援するとともに、介護予防や生きがいづくりを促進するため、市内の受入協力機関(高齢者福祉施設など)で行った所定のボランティア活動の実績に応じて一定のポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて、報償金として還元するものです。

#### 介護情報サービスかながわ

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営するホームページで、介護サービス事業所、介護保険制度、研修情報などの情報を掲載しています。

#### 介護予防サポーター

市が独自に育成を進めている介護予防の普及・啓発を進める有償ボランティア。市が主催する養成講座を受講した後、あらかじめ活動地域を登録し、各高齢者支援センターが実施する介護予防教室に応援スタッフとして協力をします。愛称を「悠遊(ゆうゆう)シニアスタッフ」としています。

#### 基本チェックリスト

生活機能の低下を早期に発見し、利用者の意向や状態に応じた介護予防や生活支援サービスにつなげるため、厚生労働省が作成した「運動器・口腔・栄養・認知症・閉じこもり・うつ」に関する6分野25項目の質問票です。

#### キャラバン・メイト

厚生労働省が定める養成研修を受講し、認知症サポーター養成講座の講師役となる人です。

#### キャリアコンサルタント

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家です。

## ケアマネジメント

要介護（要支援）者に対して、適切なサービスが受けられるよう作成したケアプランに基づいた必要なサービスの提供を確保し、生活を支援すること。その従事者を介護支援専門員（ケアマネジャー）と呼びます。

## ケアマネタイム

医師が介護支援専門員からの連絡を比較的対応しやすい時間や方法等を掲載した一覧表を公表することで、在宅医療と介護の連携に重要な医師と介護支援専門員の円滑な連携を促進するものです。相模原市版ケアマネタイム「あんしんリンク」は、こうした一覧表に加え、介護支援専門員等の名簿を作成しています。

## （仮称）権利擁護センター

高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活ができるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の相談を受けるほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援するものです。

## 高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業

介護サービス事業所の協力により、高齢者とその家族から介護保険の制度や介護の悩みなどについて相談を受け、必要に応じて、高齢者支援センターを案内する事業です。

## 高齢者支援センター

介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として設置するものです。

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅です。

### 災害時要援護者

要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児など、災害発生時や災害発生後等において特別な配慮を必要とする者のことです。

### 在宅ケア連携室

市医師会の相談窓口。在宅での療養生活を支援し、地域の在宅医療活動の一層の充実を目的として、在宅で療養している方やその家族に対し、在宅医療に関する相談や往診医受入医療機関の紹介など、医療連携活動を補佐するために各種の紹介業務等を行っています。

## さがみはら市民活動サポートセンター

福祉や環境保全など様々な分野で行われている市民の社会貢献活動を支援するため、けやき会館において、市民活動に関する相談の受付、ネットワークづくり、情報提供等を実施しています。

## 自助・互助・共助・公助

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること

互助：インフォーマル（制度に基づかない非公式な支援）な相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等

共助：社会保険のような制度化された相互扶助

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

## 市民後見人

自治体等の研修を受け、後見人として必要な知識、技術を身に付け選任された市民の方が後見人となるものです。被後見人と同じ地域の住民という特徴を生かし、市民の目線、立場で後見活動を行います。

## 市民大学

15歳以上の方を対象に多様な学習意欲に応えるため、市内や近隣の大学、専門学校等と協力して、それぞれの学校の特色を生かした幅広い内容のプログラムにより開催しています。

## 終身建物賃貸借制度

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、バリアフリー化された住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する事業を行う場合に、都道府県知事等の認可を受けて、賃貸借契約において、賃借人が死亡したときに終了する旨を定めることのできる制度です。

## 住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律において、配慮する人として低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等を規定しています。

## 障害者相談支援事業所

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。



## 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が財産管理や福祉サービスの利用契約等において、後見人等の援助が必要な場合、家庭裁判所へ後見等開始の申立て可能な親族がいないなど特に必要と認められる時に、市長が申立てを行い、一定の条件により申立てにかかる費用及び成年後見人等への報酬を被後見人に助成する事業です。

## 全国健康福祉祭(ねんりんピック)

高齢者を中心としたスポーツ・文化等の全国的な祭典で、年に1回開催されます。平成33年度には神奈川県で開催される予定です。

# た行

## 地域ケア会議

地域の関係者や医療・介護等多職種連携による個別の困難ケースに対する支援の充実と、それを支える地域づくりを進めていくため各地区(日常生活圏域)で開催している会議です。

## 地域ケア推進会議

保健・医療・福祉・介護の関係機関及び団体が連携・協力して地域における包括的ケアを推進するために開催している会議です。

## 地域ケアサポート医

居宅介護支援専門員や高齢者支援センター職員の相談に対し、医療的助言や医療情報の提供を行うとともに、地域の医師等に福祉・介護サービスの研修や情報提供を行う地域の医師(歯科医師を含む。)で、身近な地域での医療と介護の橋渡し役となります。

## 地域交流スペース

高齢者福祉施設等の入所者と地域の方々の交流や、地域の方々の活動の場です。

## 地域子育て支援拠点

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談に応じたり、情報提供等を行います。

## 地域包括ケア支援システム

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営しているホームページで、介護情報サービスかながわ等を活用し、地図上から介護サービス事業所等の情報を表示するとともに、市町村による施策の概要を掲載しています。

### 認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる集う場で、専門職のアドバイスを受けたり、介護や治療につなげたりするほか、認知症の人と地域住民らの交流を通じ、認知症への理解を深めるとともに互いに支え合うなど、利用者が主体的に活動する場です。

### 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつどこでどのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくものです。本市においては、小冊子(「認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)」)により、普及啓発を図るものです。

### 認知症サポーター

厚生労働省が定める養成講座を受講し、日常生活で認知症の方やその介護家族を応援する人です。市では独自にシンボルマークを作成し、その養成を進めています。

### 認知症サポート医

厚生労働省が定める認知症医療・ケアに関する研修を受講した医師をいいます。かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・助言、高齢者支援センター等との連携づくりへの協力などの役割を担います。

### 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

平成 37 年度までの認知症施策の計画や目標などについて、平成 27 年 1 月に厚生労働省が策定したものです。

### 認知症疾患医療センター

認知症の医療相談や鑑別診断、急性期の対応など、専門医療機関としての機能のほか、医療・介護関係者等への認知症研修を行うなど、認知症医療において地域の医療機関の中核的機能を担う医療機関です。

### 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関との連携や認知症の人とその家族を支援する相談業務等の推進役を担います。

### バリアフリー

建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していますが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味で用いられることがあります。

### P D C A サイクル

マネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施します。actionではcheckの結果から、最初のplanに結びつける。このプロセスを繰り返すことによって、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。

### フォーマル・インフォーマル

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援はフォーマルサービス、それ以外の支援はインフォーマルサービスに分類されます。

インフォーマルサービスの具体例としては、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどが行う制度に基づかない援助などが挙げられます。

### 福祉コミュニティ形成事業

市内の22地区において、地域の方々が連携・協力しながら、地域の福祉課題を発見・共有し、解決に向けた仕組みづくりの検討、実践に取り組む事業です。

### ふれあい・いきいきサロン

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア等が、地域住民の助け合い活動として行う地域の交流・仲間づくりの場のことです。自治会集会所や公民館など身近な場所を会場にして、月1回から2回程度集まり、おしゃべりや歌などの簡単なレクリエーションをして過ごします。

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をあらかじめデザインする考え方です。

### 要支援・要介護

要支援状態又は要介護状態については、おおむね次のような状態象です。

要支援... 日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資する手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態

- 要介護 1 ... 要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態
- 要介護 2 ... 要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
- 要介護 3 ... 要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
- 要介護 4 ... 要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
- 要介護 5 ... 要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態

## 第7期 相模原市高齢者保健福祉計画

発行日 平成 年 月  
発行 相模原市  
〒 252 - 5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042 - 754 - 1111 (代表)  
編集 相模原市 健康福祉局 保険高齢部  
高齢政策課・地域包括ケア推進課・介護保険課

第7期 相模原市  
高齢者保健福祉計画  
(案)  
【概要版】

相 模 原 市



## 目次

1	計画の位置付け	1
2	計画期間	1
3	将来人口等	2
4	基本理念	4
5	基本的な考え方	5
6	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて【重点取組事項】	7
7	自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて【重点取組事項】	9
8	施策の体系	10
9	基本目標と施策	12
10	日常生活圏域の今後の地域での活動や取組の方向性	29
11	介護保険事業量及び介護保険料	40
12	計画の推進に向けて	41
13	目標達成に向けた指標	42





## 1 計画の位置付け

相模原市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、高齢者がいきいきと充実した生活をおくることができるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体とした計画です。

本計画は、「相模原市総合計画」の部門別計画として、「相模原市総合計画」に掲げる施策を達成するための計画とします。

また、「相模原市地域福祉計画」、「相模原市障害福祉計画」、「相模原市高齢者居住安定確保計画」及び「相模原市保健医療計画」等と調和を図るとともに、「神奈川県保健医療計画」と整合のとれたものとします。

## 2 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを計画期間とし、昭和 22 年（1947 年）から昭和 24 年（1949 年）までに生まれたいわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の高齢者（後期高齢者）となる平成 37 年（2025 年）を見据えた計画とします。



将来推計人口は、2010年の国勢調査に基づく推計を掲載しておりますが、2015年の国勢調査に基づく推計人口が明らかになった段階で、修正します。

### 3 将来人口等

#### (1) 人口の動向

##### ア 将来人口

平成30年度以降の総人口は平成31年度をピークに減少し、平成32年度には732,077人になると見込まれます。高齢化率は、平成32年度に26.1%となり、平成29年度から1.4ポイントの増加が見込まれます。

さらに、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度になると、高齢者人口は、199,336人、高齢化率も27.4%となることが推計されています。また、平成37年度には総人口及び65歳以上74歳以下の人口が減少し、75歳以上の人口は増加すると推計されます。このような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合は、今後更に増加すると考えられます。

平成30年度から平成37年度までにおける将来人口推計

(人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	732,070	732,233	732,077	726,364
40～64歳	251,387	252,781	254,079	257,647
65～74歳 (前期高齢者)	95,779	93,477	92,754	78,149
75歳以上 (後期高齢者)	89,895	95,027	98,106	121,187
40歳以上 計	437,061	441,285	444,939	456,983
65歳以上 計 (高齢者人口)	185,674	188,504	190,860	199,336
高齢化率(%)	25.4	25.7	26.1	27.4

資料：都市みらい研究所発表資料

2015年の国勢調査に基づく推計人口により推計を行います。

## (2) 介護保険第1号被保険者数の将来推計

第1号被保険者(65歳以上)数は、平成32年度には184,562人、平成37年度には191,614人になる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける介護保険第1号被保険者数の詳細推計

(人)				
区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者			184,562	191,614
65歳～74歳			91,554	77,144
75歳以上			93,008	114,470

第1号被保険者数については、65歳以上の住民基本台帳の登録者数を基本に、住所地特例者数を考慮し、推計しています。

第1号被保険者数については、住所地特例の被保険者が含まれるため、高齢者人口と一致しません。

資料：介護保険課作成資料

## (3) 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数は、平成32年度には34,975人、平成37年度には43,374人になる見込みです。

平成30年度から平成37年度までにおける要支援・要介護認定者数の将来推計

(人)				
区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1			3,822	4,415
要支援2			5,957	7,368
要介護1			3,558	4,452
要介護2			8,105	10,066
要介護3			6,592	8,416
要介護4			4,407	5,553
要介護5			2,534	3,104
要支援・要介護 認定者数			34,975	43,374

資料：介護保険課作成資料

## 4 基本理念

本計画では、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して生活をおくることができる社会を目指し、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」を基本理念とします。

### 【基本理念】

いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成

### 【基本理念に基づく目指す姿】

- 1 本計画が目指す「高齢社会」では、高齢者誰もが、等しく人としての権利が尊重され、自らが求める生活を実現できることが最大限尊重されます。
- 2 高齢者一人ひとりが、ふさわしい福祉（介護）サービスや医療サービスなど心身の状況や生活環境に応じた支援が受けられ、安心して暮らせる社会を目指します。
- 3 高齢者一人ひとりが、家族や友人、親しい仲間、そして隣近所の人たちと心が通い合い、生きがいをもって生活できる社会を目指します。
- 4 高齢者一人ひとりが、地域社会の一員として尊敬され、そして豊富な経験や持てる知識を生かし、参加することができる社会を目指します。
- 5 長生きをして良かったと誇りを持って実感できる高齢社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、考え、行動するまちづくりを進めます。

## 5 基本的な考え方

介護保険制度の創設以来、本市は、「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」を基本理念として、高齢者福祉の施策を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運用に努めてきました。

本市では、全国と比べると高齢化は遅れて進行していますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、「複数の疾病にかかりやすい」、「介護が必要になりやすい」、「認知症になりやすい」などの特徴がある75歳以上の高齢者人口が急速に増加します。この傾向は、都市部における今後の高齢化の進行の典型であり、本市では、この傾向が顕著に現れています。

最近のライフスタイルの変化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している状況にあり、さらに、長寿命化などにより、認知症の人をはじめとする介護が必要な高齢者や介護が必要となるおそれがある人が増加しています。一方で、健康寿命の延伸により従来の高齢者像にとらわれない活力ある高齢者による様々な活動も活発になっています。

こうした中、本市では、平成37年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するために、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

具体的には、第5期高齢者保健福祉計画期間（平成24年度から平成26年度まで）には、高齢者支援センターの増設、ひとり暮らし高齢者等見守り体制の整備、地域ケアサポート医の配置、特別養護老人ホームの整備などに取り組み、第6期高齢者保健福祉計画期間（平成27年度から平成29年度まで）には、更なる取組として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）の推進、地域ケア会議の充実、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置などに取り組んできました。

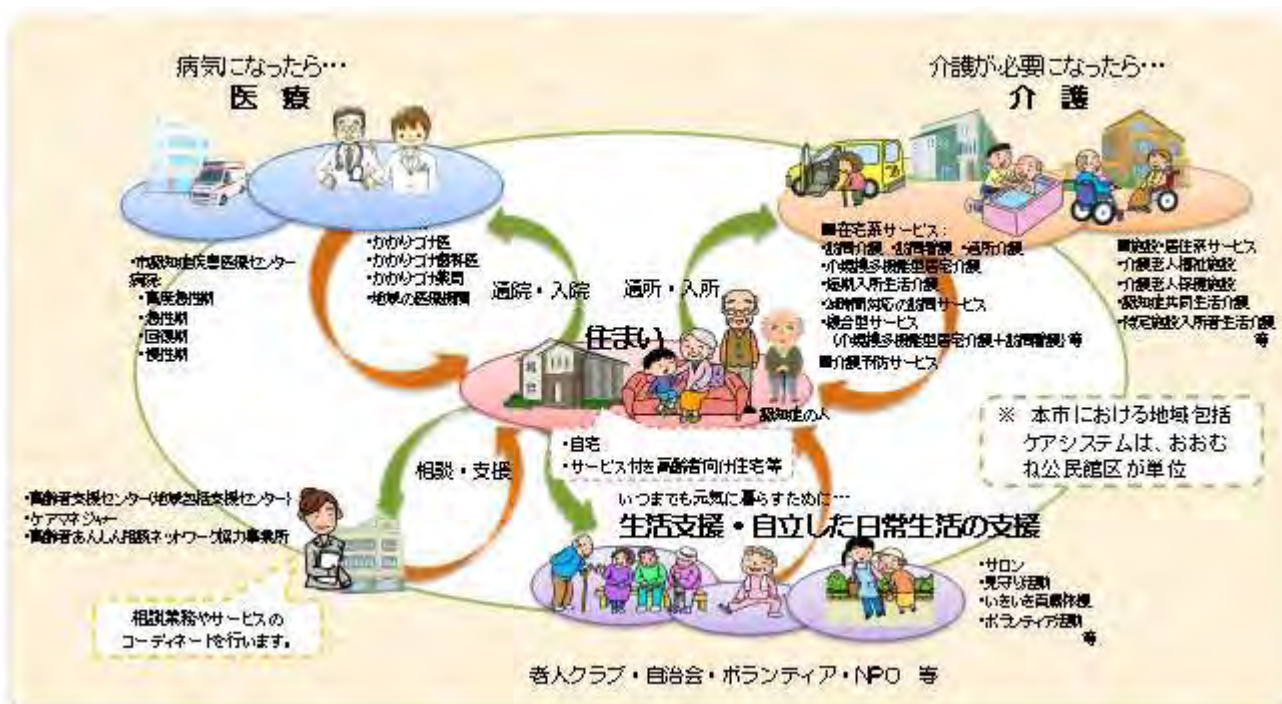
これらの取組は、地域住民の皆様や医療機関、介護サービス事業者、関係団体の御尽力をいただきながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、一定の成果を挙げてきたところですが、総合事業の推進や医療・介護連携の強化など、地域の様々な資源や人材と協働しながら、更にその充実・強化を図っていく必要があります。また、今般の介護保険法の改正では、自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、保険者の取組を評価することとなっています。

このため、本計画では、平成37年を見据え、自立支援、介護予防・重度化防止に向けて取り組みながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を施策の中心に据えて取組を進めるとともに、介護人材の確保・定着・育成や介護サービスの適切な提供体制づくりなどを推進します。

また、近年は、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子どもと要介護の親がいる世帯など、複合的な悩みを抱える個人や世帯への支援が課題となっており、地域のつながりの希薄化による「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。

このようなことから、地域と協働し、支え合いながら暮らしていくことができるよう「地域共生社会」の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく中で、地域の住民が抱える多様かつ複合的な課題の解消に向け、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などとの連携を更に進めながら、包括的な支援体制の構築を進めてまいります。

図 地域包括ケアシステムのイメージ



## 6 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて【重点取組事項】

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、更なる具体的な取組を進める必要があることから、本市の実情に的確に対応しつつ、次の事項に重点的に取り組みます。

### (1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の中でも特に75歳以上の後期高齢者は、「慢性疾患や複数の疾病にかかりやすい」、「介護が必要になりやすい」などの特徴があります。医療や介護が必要な高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

このため、関係機関等と連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供を推進します。

### (2) 暮らしを支える体制の充実

住み慣れた地域での安心した日常生活を支えるため、適切かつ効果的に「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供できる体制の充実を図ります。

また、高齢者支援センターが開催する地域ケア会議を通じて、地域の様々な関係者の連携により、地域課題の把握や分析を行い、地域のネットワークの強化を図るとともに、地域の担い手の発掘・育成等や地域の見守り活動などを推進し、ボランティア、NPOや社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う多様な主体による、ともに支え合う地域づくりに向けて支援体制を充実します。



### ( 3 ) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給を行うため、市高齢者居住安定確保計画と調和を図り、高齢者のニーズに応じた住まいの適切な整備を促進するとともに、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住まいの安定的な確保を図ります。

### ( 4 ) 認知症施策の推進

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点に立ち、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。

### ( 5 ) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、介護サービスの基盤整備と合わせて、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図るとともに、定着促進に向けた資質向上と働きやすい職場づくりへの取組を推進します。

また、地域のボランティアをはじめ、住民主体サービスの担い手などの人材を発掘するとともに、介護予防サポーターや認知症サポーター等の養成・スキルアップを図ります。

## 7 自立支援、介護予防・重度化防止の推進に向けて【重点取組事項】

高齢者がいきいきと自立した日常生活をおくることができるように、介護が必要でない人も、介護が必要な人も、その人の状態が維持向上する取組が重要です。このため、従来のサービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性にとどまらない自発的な取組や多様なサービスの提供を推進するとともに、専門性の高いケアマネジメント等を充実するほか、介護サービスの質の向上を促進します。

### (1) 自立支援、介護予防・重度化防止に関する普及啓発

自立支援、介護予防・重度化防止に関する市の取組等の普及啓発を図ります。

また、自立支援、介護予防・重度化防止に資するための介護サービス事業所への支援とともに、研修、説明会、勉強会等を通じて地域で目指すべき方向性の共有に関する取組を推進します。

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

自らが生活機能の維持向上に努め、セルフケアを継続し、自立した日常生活をおくることができるよう、身近な地域における介護予防の活動を促進するとともに、住民主体によるサービスや事業者による人員等の基準を緩和したサービスの実施などの要支援者等に合った多様なサービスを提供することにより、総合事業の充実を図ります。

### (3) ケアプラン点検と専門性の高いケアマネジメントの充実

ケアプランが「自立支援」に資する適切なものとなるよう介護支援専門員等とともに検証・確認しながら、介護支援専門員等の「気づき」を促すケアプラン点検を実施します。

また、適切かつ効果的なアセスメント及び専門性の高いケアマネジメントの実施を促進することにより、生活の質の向上を支援します。

### (4) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者への指導・助言等を行うとともに、介護従事者等への研修を通じたスキルアップなどを図ることにより、介護サービスの質の向上を促進します。

## 8 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

いきいきと充実した生活をおくることのできる高齢社会の形成

基本目標 1  
地域包括ケアシステム  
の構築

【方針 1】在宅医療・介護連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進

【方針 2】介護予防・生活支援等の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）  
の充実

(2) 一般介護予防事業（総合事業）の推進

(3) 地域における担い手の確保・育成・支援

(4) 健康づくりと疾病予防・対策の推進

【方針 3】高齢者の暮らしを支える体制の充実

(1) 高齢者支援センターの機能の充実

(2) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実

(3) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進

(4) 地域における見守りのネットワークづくり  
の推進

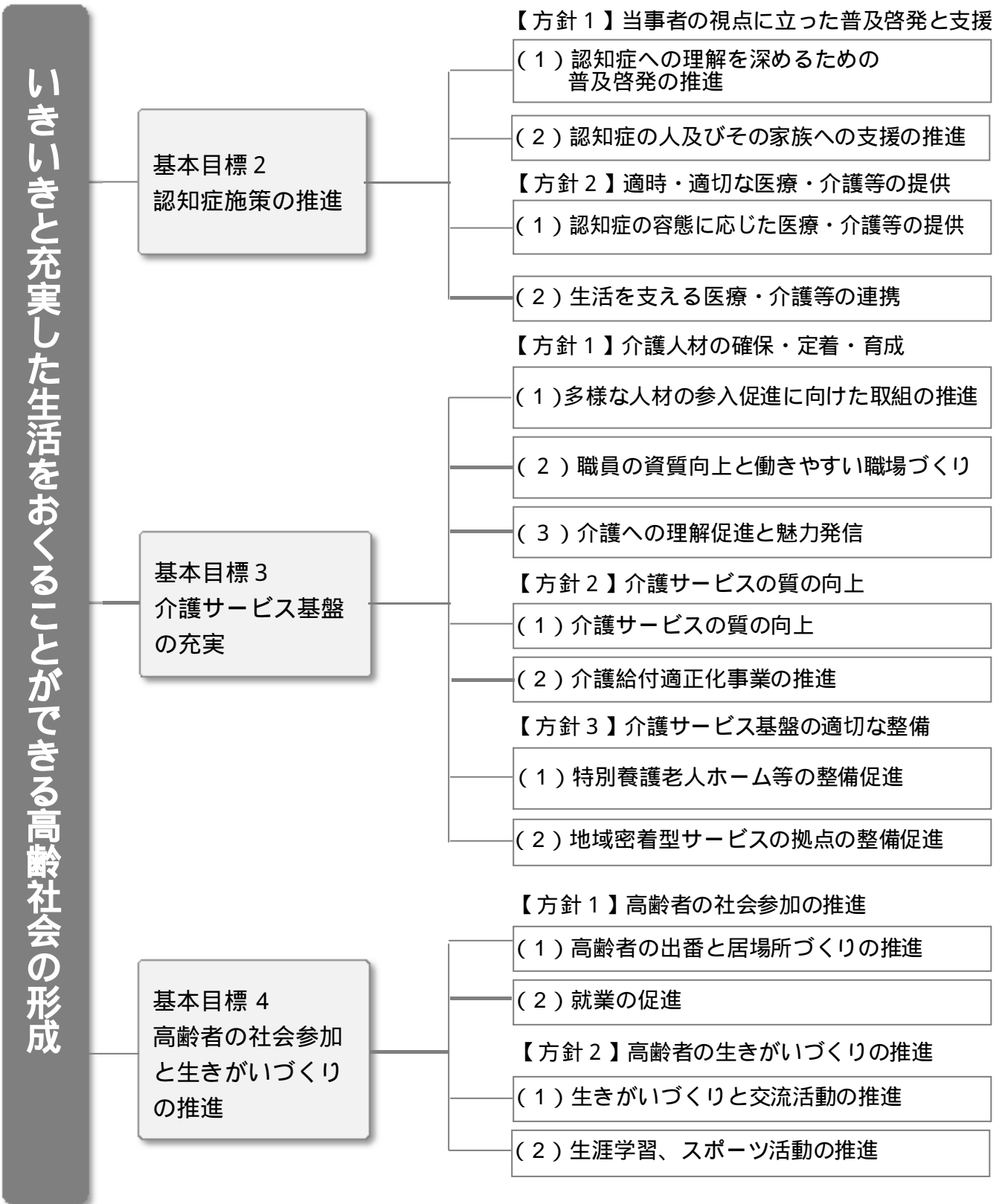
(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実

【方針 4】高齢者の居住安定に係る施策の推進

(1) 高齢者向けの住まいづくりの推進

(2) 高齢者等が安全・安心に暮らし、参加できる  
まちづくりの推進

(3) 災害時の支援体制の充実



## 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって自分らしく、自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援」が包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

## 方針 1 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの様々な局面で、多職種協働により在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を推進します。

## 〔施策の方向(1) 在宅医療・介護連携の推進〕

- ・市民や従事者からの医療や介護に関する相談への支援や情報提供、多職種の連携づくりの中核的な役割を担う「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の設置を検討します。
- ・現在、療養・介護が必要かどうかにかかわらず、市民やその家族が在宅医療・介護について理解し、考える契機となるように、市民への普及啓発を行います。
- ・医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による「顔の見える」関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどについて推進します。

## (基本的な取組)

- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 市民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 地域の医療・介護の資源の把握と情報提供
- 医療・介護関係者の研修
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

## 方針 2 介護予防・生活支援等の推進

住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、総合事業等の一層の充実を図り、高齢者の居場所づくりや社会参加等を促進します。

### 〔施策の方向(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実〕

- ・ 地域の実情や利用者の多様なニーズを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図るため、身近な場所で状態像に合った適切な介護予防・生活支援サービスを推進します。
- ・ 住民主体サービス等については、高齢者支援センターと生活支援コーディネーターの連携により、日常生活圏域ごとに、サービスの充実を図ります。
- ・ 基準緩和サービス事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。
- ・ 介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。
- ・ 高齢者の状態像を的確かつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。

### （基本的な取組）

訪問型、通所型、その他の生活支援サービスの創設と提供  
介護予防ケアマネジメントの充実  
サービスの質の確保・向上に向けた取組

〔施策の方向(2) 一般介護予防事業（総合事業）の推進〕

- ・身体能力等を維持向上させることができるよう、すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図るとともに、介護予防活動の主体的な取組や参加を促進します。
- ・リハビリテーション専門職等の知見を活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることにより、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことによって、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。
- ・専門関係団体等との連携や地域資源を活用することにより、一般介護予防事業の推進や住民自身が運営する通いの場の利用を促進します。
- ・介護支援ボランティア事業の充実や介護予防サポーターの育成・支援を行います。

（基本的な取組）

介護予防の推進と普及啓発

リハビリテーション専門職等の知見を活用した自立支援に資する取組の推進

高齢者の出番と居場所、通いの場づくりの促進

自らが介護予防に取り組む事業への参加促進

〔施策の方向(3) 地域における担い手の確保・育成・支援〕

- ・住民主体サービスの担い手の発掘・育成を支援し、高齢者の介護予防・生活支援に関するサービスの拡充を図り、地域で活動する機会や役割を担うことで、自立支援につながるよう、介護予防、生活支援、社会参加が一体となった取組を推進します。

（基本的な取組）

担い手の育成と活動支援

〔施策の方向(4) 健康づくりと疾病予防・対策の推進〕

- ・健康づくりに関する情報提供を充実するとともに、市民の健康づくりに関する意識の高揚につながる施策の実施に努め、健康づくり活動を支援するリーダーの育成を図り、健康増進を推進するとともに、健診受診率向上のための普及啓発や早期発見・早期治療のための各種健診事業の充実を図ります。
- ・生活習慣病に対する予防として、食生活の改善や日常生活に運動の習慣を取り入れるなどの一次予防に重点を置いた保健サービスを行うとともに、疾病や予防に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、疾病予防・対策の充実を図ります。

(基本的な取組)

健康づくりに関する情報提供

健康づくりに関する意識の醸成・高揚と地域に根ざした健康づくりの推進

健康づくり活動を支援するリーダーの育成

健診体制の充実

生活習慣病予防の充実

感染症予防、難病対策の充実



### 方針 3 高齢者の暮らしを支える体制の充実

高齢者の様々なニーズに対応するため、高齢者支援センターの機能と後方支援の充実を図るとともに、ボランティアや成年後見制度などの地域全体で高齢者を支える体制づくりを行います。

#### 〔施策の方向(1) 高齢者支援センターの機能の充実〕

- ・ 高齢者支援センターが地域包括ケアシステムの構築のための地域の中核的な機関としてより一層の役割を担い、高齢者一人ひとりの状態やニーズなどに応じた医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援を適切かつ効果的に提供できる運営体制の充実を図ります。
- ・ 市が、基幹的高齢者支援センターとしての機能を担い、各地区の高齢者支援センターの後方支援や総合調整を行い、効率的・効果的な運営と連携を推進するとともに、地域ケア推進会議を開催し、多くの地域で共通する課題等の解決に向けて検討します。

#### (基本的な取組)

高齢者支援センターを中心とした総合相談体制の充実  
基幹的機能による高齢者支援センターの後方支援・総合調整  
地域との連携による地域の支援体制づくりの推進

#### 〔施策の方向(2) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実〕

- ・ 地域ケア会議を通じ個別事例等の検討から地域課題を抽出し、課題に対する地域資源の開発を推進します。
- ・ 地域の様々な関係者と連携し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、全市的な高齢者施策の展開へつなげていきます。

#### (基本的な取組)

多職種連携による地域課題の把握  
地域ケア会議を通じた地域のネットワークの取組の推進

### 〔施策の方向(3) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進〕

- ・ 地域の実情を踏まえ、利用者の多様なニーズに応え、住み慣れた地域での自立した日常生活を支えるため、ボランティアやNPO、社会福祉法人等の多様な主体によるサービス提供の支援を行うとともに、生活支援サービスを提供するボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化を促進します。
- ・ 生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や地域の担い手などの地域資源とニーズのマッチングにより生活支援を充実します。
- ・ 高齢者の生活を支えるため、生活支援情報等を効果的に発信します。
- ・ 地域の住民が抱える介護と育児や障害などの多様かつ複合的な課題について、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などの連携体制の構築に向けた検討を進めます。

#### （基本的な取組）

多様な主体による活動の促進

ボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進

生活支援コーディネーターによる生活支援の充実

生活支援情報等の効果的な発信

### 〔施策の方向(4) 地域における見守りのネットワークづくりの推進〕

- ・ 地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進や民間事業者等による見守り活動を促進するなど、地域の関係者による重層的な見守り体制のネットワークづくりを推進します。

#### （基本的な取組）

地域の団体や民生委員・児童委員による見守り活動の推進

民間事業者等を含めた重層的な見守り体制の整備

〔施策の方向(5) 高齢者の虐待防止と権利擁護の充実〕

- ・ 高齢者が尊厳をもって生活をおくることができるよう、高齢者の虐待防止に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進を図ります。
- ・ 成年後見制度についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度の利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。
- ・ 高齢者の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を推進します。

( 基本的な取組 )

高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進

成年後見制度利用支援の推進

市民後見人制度の推進

消費者被害の防止

## 方針 4 高齢者の居住安定に係る施策の推進

高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要となってきました。こうしたことから、高齢者居住安定確保計画と調和を図り、高齢者の住まいの安定的な確保を行います。

### 〔施策の方向(1) 高齢者向けの住まいづくりの推進〕

- ・ 高齢者が安心して暮らせるように、住宅施策と介護保険・高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの確保など、高齢者居住安定確保のための施策の推進を図ります。
- ・ 高齢者が重度な要介護状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活をおくることができるように、住まいの改修等を促進します。

#### （基本的な取組）

高齢者居住安定確保のための施策の推進  
住まいのバリアフリー化の推進

### 〔施策の方向(2) 高齢者等が安全・安心に暮らし、参加できるまちづくりの推進〕

- ・ 高齢者等が安全かつ快適に暮らすことができる社会に向け、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、まちづくりを進めます。
- ・ 増加する高齢者に関わる事故を防止するため、交通安全の普及啓発を行います。また、犯罪被害を防止するため、防犯の意識啓発を図ります。

#### （基本的な取組）

ユニバーサルデザインの推進  
交通安全の普及啓発  
防犯の意識啓発

### 〔施策の方向(3) 災害時の支援体制の充実〕

- ・ 災害時における高齢者等の要援護者に対する支援体制の充実を図ります。

#### （基本的な取組）

災害時要援護者の避難支援対策の充実

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、社会全体として認知症への理解を深め、認知症の人の意思が尊重される、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりに取り組みます。また、早期発見・診断・対応をしていくための体制強化など、医療・介護などをはじめとした地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

### 方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援

普及啓発や支援について、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進します。

#### 〔施策の方向(1)認知症への理解を深めるための普及啓発の推進〕

- ・誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近なものであること、認知症の人が出来ることを生かして、希望や生きがいを持って暮らしていることについての普及啓発等を通じて、地域住民への理解を深めていきます。
- ・「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイトの養成・活動を支援し、認知症の人やその家族の「応援者」である認知症サポーターを増やしていきます。また、様々な場面で認知症サポーターが活躍できるよう、活動を支援します。

#### (基本的な取組)

認知症の人の視点に立った普及・啓発  
認知症サポーターの養成と活動支援

〔施策の方向(2)認知症の人及びその家族への支援の推進〕

- ・認知症の人が有する力を最大限に生かしながら生活できるように支援を行うとともに、家族介護者の心身のリフレッシュを図り、認知症の人やその家族、地域住民や専門職が相互に情報を共有し、理解し合うための交流事業を推進します。
- ・若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくりなど、若年性認知症の特性に配慮した地域生活の支援に努めます。
- ・認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステムの周知と協力体制を推進するとともに、行方不明のおそれがある高齢者の事前登録を進めます。また、認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の周知や利用促進を行います。

(基本的な取組)

認知症の人及びその家族への支援  
安全・安心な地域の体制整備

## 方針 2 適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の容態の変化に応じて、適時・適切な医療・介護等の提供ができる仕組みの実現を目指します。

### 〔施策の方向(1) 認知症の容態に応じた医療・介護等の提供〕

- ・本人や家族が認知症の疑いや心配を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるように普及啓発を図ります。
- ・認知症の早期診断・早期対応のための体制の整備・強化に取り組みます。
- ・認知症の人の容態の変化に応じて、適時・適切に、その容態に最もふさわしい医療・介護等が提供される仕組みの構築に取り組みます。

#### (基本的な取組)

認知症発症予防の推進

早期受診・早期対応のための体制整備

容態に応じた医療・介護の提供

### 〔施策の方向(2) 生活を支える医療・介護等の連携〕

- ・認知症の人やその家族に対し、サービスが切れ目なく提供されるよう、情報連携ツールなどを活用し、医療・介護関係者の連携を推進します。
- ・認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、かかりつけ医等の医療との連携も含めた認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。

#### (基本的な取組)

連携促進ツールの普及促進

地域のネットワーク体制の整備強化

高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護を支える人材の確保・定着・育成のための取組の着実な実施や介護サービスの質の向上を図るとともに、平成37年(2025年)を見据えた適切なサービス量を確保します。

### 方針1 介護人材の確保・定着・育成

今後の増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを安定的に確保するため、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組を推進します。

#### 〔施策の方向(1) 多様な人材の参入促進に向けた取組の推進〕

- ・人材の確保・定着・育成の取組を推進するため、一元的な機能を持つ「(仮称)介護人材センター」の設置を検討します。
- ・新たに介護職を目指す人を始め、他の分野に従事する人や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護への関心を広く喚起していくことで就業機会の創出を図ります。
- ・公共職業安定所や市就職支援センターなどの関係機関等と連携した就業の支援を図ります。
- ・市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携による多様な人材の就業に向けた働きかけや高齢者等の参入・参画の促進を図ります。

#### (基本的な取組)

多様な人材の参入促進に向けた取組の推進



〔施策の方向(2)職員の資質向上と働きやすい職場づくり〕

- ・キャリア形成の仕組みづくりや従事者の資質の向上が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制づくりや職場内及び外部の研修の受講機会等の確保など、施設長や従事者への研修等の充実に図ります。
- ・従事者のストレス緩和などの心の健康の保持増進に向けたメンタルヘルス対策等の推進を支援するとともに、労働環境の改善等に向けた支援等を行っていくことにより、一人ひとりの従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備に努めます。

(基本的な取組)

職員の資質の向上と働きやすい職場づくり

〔施策の方向(3)介護への理解促進と魅力発信〕

- ・働きがいや魅力のある職場として、介護の仕事を広く発信します。
- ・成長段階に応じて介護サービスの意義や重要性について理解と体験ができるように働きかけを行うことで、就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、介護の理解促進を図ります。
- ・新たな人材として期待される多様な人材の参入・参画の促進を図ります。

(基本的な取組)

介護への理解促進と魅力発信

## 方針 2 介護サービスの質の向上

一人ひとりの状態に応じて、効果的な介護サービスを受けられるように、介護サービスの質の向上を促進します。

### 〔施策の方向(1) 介護サービスの質の向上〕

- ・各種チラシ・パンフレットなどによる介護保険制度に関する周知を充実するとともに、介護サービスの情報公表や自己評価、第三者評価を促進し、市民にとって分かりやすい仕組みづくりに努めます。
- ・介護サービス事業者への指導・助言や介護従事者等への研修を通じ、職場環境と介護サービスの質の向上を促進します。

#### （基本的な取組）

介護保険に関する情報等の提供  
介護サービスの質の向上

### 〔施策の方向(2) 介護給付適正化事業の推進〕

- ・自立支援や重度化防止に資するよう、要介護認定の一層の適正化を図るとともにケアプラン点検を実施するなど介護給付適正化事業を更に推進します。

#### （基本的な取組）

介護給付適正化事業の推進

### 方針 3 介護サービス基盤の適切な整備

現行の整備状況を踏まえつつ、平成 37 年（2025 年）を見据え、高齢者が安心して介護サービスを受けることができるように、必要な施設等の整備を促進し、安定的な介護サービスの供給体制を確保します。

#### 〔施策の方向(1) 特別養護老人ホーム等の整備促進〕

- ・今後、居宅サービスや在宅福祉サービス等を利用しても、身体の状態や家族の状況等により在宅での生活を継続することが困難な高齢者等の増加に対応するため、特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）等の今後の需要を精査したうえで、計画的に整備を促進して、引き続き待機者の解消を図ります。
- ・特別養護老人ホームについては、要介護 3、4 及び 5 の中重度待機者の解消を目指し、整備を促進します。

#### （基本的な取組）

特別養護老人ホームの整備促進

特別養護老人ホームの居住環境の向上

特定施設の整備促進

#### 〔施策の方向(2) 地域密着型サービスの拠点の整備促進〕

- ・日常生活圏域ごとの整備状況や利用者ニーズを踏まえ、中重度の要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、複数のサービスを組み合わせ提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所といった地域密着型サービスの拠点を整備するとともに、地域密着型サービスを利用しやすい環境づくりを行います。

#### （基本的な取組）

地域密着型サービスの拠点整備の促進

いきいきと充実した生活をおくることができるように、健康づくりや社会参加、生きがいを推進し、高齢者ができるだけ長く元気で暮らせるように支援します。

### 方針 1 高齢者の社会参加の推進

地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。

また、シルバー人材センターによる就業支援や各種情報提供を図ります。

#### 〔施策の方向(1) 高齢者の出番と居場所づくりの推進〕

- ・団塊の世代など的高齢者に、ボランティアのきっかけづくりとなる情報などを積極的に提供するとともに、高齢者の多様なニーズとボランティアグループ、生涯学習グループなどが提供する様々なサービスとのマッチングを推進します。
- ・老人クラブによる地域の環境美化活動やひとり暮らし高齢者への見守り等をはじめとする友愛活動などの様々な地域貢献活動を促進します。

#### (基本的な取組)

高齢者の活躍の場の創造とマッチングの強化  
地域貢献活動の促進

#### 〔施策の方向(2) 就業の促進〕

- ・シルバー人材センターの会員の拡充と事業の活性化を一層図るなど、高齢者の就業を促進します。

#### (基本的な取組)

就業の促進

## 方針 2 高齢者の生きがいの推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って活躍できる地域社会を目指します。

### 〔施策の方向(1) 生きがいの推進と交流活動の推進〕

- ・老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会が運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいの推進を図ります。
- ・老人クラブが実施する地域のイベント等において伝統文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援を行い、世代間交流や伝統文化の伝承活動の推進に努めます。

#### （基本的な取組）

- 生きがいの推進
- 生きがいや交流の場の確保
- 世代間交流及び伝統文化伝承活動の推進

### 〔施策の方向(2) 生涯学習、スポーツ活動の推進〕

- ・市民、大学等や行政の連携による学習機会の充実を図ります。
- ・身近な場でのスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

#### （基本的な取組）

- 学習機会の充実・活用
- スポーツ・レクリエーション活動の促進

**〔橋本圏域〕**

「閉じこもりがちな高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。

高齢者の居場所づくり

- ・ 高齢者の居場所づくりのため、実施場所や実施方法等について検討します。
- ・ 高齢者の居場所として、社会経験や特技等を生かした活躍の場、集える場を検討し、場の確保に向けて取り組みます。
- ・ 高齢者が歩いて行ける居場所づくりに向けて取り組みます。

担い手の確保

- ・ すでに地域で活躍しているボランティアに加えて、地域づくりに参加してみたいと思っている人を発掘し、居場所づくりにおける担い手の確保に向けて取り組みます。

地域資源の情報発信

- ・ 退職後、地域で生活する高齢者が集いの場や活躍の場を知ることができるよう、周知活動について検討します。

**〔相原圏域〕**

「閉じこもりがちな高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。

高齢者の居場所づくり

- ・ 高齢者の居場所づくりのため、実施場所や実施方法等について検討します。
- ・ 高齢者の居場所として、社会経験や特技等を生かした活躍の場、集える場を検討し、場の確保に向けて取り組みます。
- ・ 高齢者が歩いて行ける居場所づくりに向けて取り組みます。

担い手の確保

- ・ すでに地域で活躍しているボランティアに加えて、地域づくりに参加してみたいと思っている人を発掘し、居場所づくりにおける担い手の確保に向けて取り組みます。

地域資源の情報発信

- ・ 退職後、地域で生活する高齢者が集いの場や活躍の場を知ることができるよう、周知活動について検討します。

## 〔大沢圏域〕

「高齢者が集える場所を増やす」ことに取り組みます。

地域づくりの意識を地域全体に広げるために

- ・地域全体が地域づくりについて共通認識を持てるよう、地域づくりに関する講演会を実施します。
- ・以前民生委員だった方等の協力を得て、地区毎の課題抽出や必要な取組について検討します。

集いの場の充実

- ・男性高齢者が集いやすい活動内容のサロンの開設に取り組みます。
- ・既存のサロンやサークル活動について、団体が継続して活動していけるような支援に向けて取り組みます。

担い手の確保

- ・各種福祉事業や講演会に参加した住民の他、以前民生委員だった方等に働きかけ、担い手の発掘に向けて取り組みます。

## 〔城山圏域〕

「地域での見守りと居場所づくり」を推進します。

見守り体制の強化

- ・「しろやま声かけネットワーク」の協力機関との連携強化を図りながら、サロンや自主グループ団体などにも協力を呼びかけることにより、地域の見守り活動の充実に取り組みます。

サロン等の集いの場への支援

- ・既に活動しているサロンの継続や充実のための支援を検討します。
- ・認知症の人を含めた高齢者を始め、いろいろな世代の人が誰でも参加できる世代間交流の場について検討します。

外出支援の検討

- ・どのような支援が必要なのか把握を行うとともに、他市町村の取組事例の情報を収集し、関係機関と調整を図りながら、具体的な取組を目指して活動します。

### 〔津久井圏域〕

「向こう3軒両隣の助け合い」を目指して、地域づくりに向けて取り組みます。

地域住民の地域づくりへの認知、理解・関心の向上

- ・地域づくり部会での取組について、地域住民に周知し、理解や関心を深めるための活動を実施します。

小圏域ごとのきめ細かい課題への取組

- ・地域の特性にあった課題の検討を進めるために、いくつかの小圏域に分けて作業部会を設置し、定期的な情報交換を通し、それぞれの課題に対する取組について検討します。

集いの場の拡充

- ・すでに活動しているサロンの充実や新たなサロン等の集いの場の開催により、高齢者が参加しやすい集いの場づくりに向けて取り組みます。
- ・その取組を通して、地域住民のつながりを醸成し、新たな支援の展開を目指して活動します。

### 〔相模湖圏域〕

「身近な困りごとが解消できる仕組みづくり」に向けて取り組みます。

簡単な身の回りの支援について

- ・実態把握のため、サロンや自治会、グラウンドゴルフの会などにアンケート調査を実施します。
- ・アンケート結果を踏まえ、商工会など民間サービスを活用した買物支援等について検討します。

地域交流できる居場所づくりについて

- ・アンケート結果と地域資源の状況等を踏まえて、集いの場所や内容について話し合います。
- ・団体や趣味の会等に働きかけ、健康づくりにつながり、楽しく集える居場所となるように検討します。
- ・老人クラブ連合会といきいき百歳体操の普及啓発講座の開催に取り組みます。

住民への情報の周知について

- ・高齢者支援センター地域情報誌に移送や買物支援サービス等、身近な困りごとの解消につながる内容を掲載します。
- ・高齢者に必要な情報が効率的に届けられる方法を検討します。



## 〔藤野圏域〕

「地域でのゆるやかな見守りをさらに広めていく活動」を推進します。

ゆるやかな見守りの推進

- ・名倉地区自治会でモデル的に始まった『ゆるやかな見守り』について、組長に対して事後アンケートを実施し結果を分析します。分析結果を参考にしながら、藤野地区全自治会に広めていきます。
- ・高齢者支援センターが発行しているお知らせ、地区社会福祉協議会だよりを通じて、住民にも取組を紹介します。

ひとまわり大きな見守りの推進

- ・高齢者にもわかるように協力事業所にステッカー等を貼ることなどを検討します。
- ・商工会や地域の住民主体活動グループと連携し、『ひとまわり大きな見守り』について検討します。

見守りから生活支援に向けての取組

- ・簡単な身の回りの支援を必要としている高齢者に、身近な人が支援できる仕組みづくりに向けて取り組みます。
- ・高齢者の交通手段や生活への影響を把握するとともに、他市町村の取組も情報収集し、高齢者の移動手段の確保を目指して活動します。

## 〔小山圏域〕

「おもいやり やさしい笑顔と まごころで」をキャッチフレーズに、誰もが安心して暮らせるよう皆で支え合う小山地区を目指し、取り組みます。

新たな担い手の発掘やリーダー的人材の育成

- ・地域団体と協働し、ボランティアの意向のある人の活動支援、新たな担い手やリーダー的人材の発掘・育成について検討し取り組みます。

継続して生活支援ができる団体等地域の支え合いの仕組みづくり

- ・継続して生活支援ができる団体の創出等、地域の支え合いの仕組みづくりに向けて検討し、取り組みます。

### 〔清新圏域〕

高齢者がいきいきと安心して生活できる「皆で支え合う安心の街 清新」を目指します。

集いの場（サロン等）の継続と充実

身近な地域で介護予防に取り組むことができ、地域とのつながりも持てるように、集いの場の継続と充実を目指し取り組みます。

生活支援が必要な人への支援の拡充

外出や家事等生活支援が必要になった人への支援の拡充について検討し、取り組みます。

新たな担い手の確保

集いの場の充実や生活支援が必要な人への支援の拡充のために、新たな担い手の確保について検討し、取り組みます。

地域住民への効果的な情報提供や伝達

すべての住民が関心を持てるような効果的な情報発信の仕組みづくりや、地域団体の連携について検討します。

### 〔横山圏域〕

横山地域の情報収集を行いながら、多様なメンバー、多様な視点で地域づくりについて検討し、ALL 横山で地域づくりに取り組みます。

閉じこもりがちな男性等、高齢者への支援等の課題解決に向けて、横山地域の地域資源や情報収集について検討します。

収集した地域資源について、情報誌やおでかけカレンダー等を作成、配布し、地域住民への情報提供について検討し、取り組みます。

立ち寄り処の充実に向けて、担い手の確保や育成について検討します。

### 〔中央圏域〕

高齢者が住みやすい中央地区を目指し、高齢者の地域での孤立防止の仕組みづくりに向けて取り組みます。

関係団体と協力した課題についての協議

関係団体の協力のもと、「対象者の把握」「効果的な情報提供、伝達方法の検討」「支援する活動や場の洗い出し」「担い手の発掘」「専門職との連携」について協議します。

モデル地域での取組と他地域への拡大

モデル地域で孤立防止に係る取組を検討し実施します。モデル地域での実施が他の地域に拡大することを目指して取り組みます。

### 〔星が丘圏域〕

地域の高齢者が住み慣れたところで安心して一生暮らせる街「やさしさいっぱい星が丘」を推進します。

地域における見守り体制の推進

孤立死の防止や、認知症を地域で支えるために、地域における見守りに関する取組を継続して推進します。

訪問型住民主体サービスの創設

訪問型住民主体サービス団体の新規立ち上げを目指して取り組みます。

地域の人材発掘

新たな担い手の確保、地域内のボランティア活動発足等に向けた人材発掘に取り組みます。

星が丘版地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

地域全体での福祉の取組について検討するため、「施設と地域の協働を考える会」において福祉防災マップの作成及び福祉施設と地域の連携方法等について意見交換を実施します。

### 〔光が丘圏域〕

世代を問わず地域住民が支え合い、誰もが安心して住みやすい光が丘地域を目指していきます。

「既存の活動を考えるグループ」と「支え合い活動を考えるグループ」に分かれて、地域住民のニーズに沿った活動について検討し、取り組んでいきます。

### 〔大野北第1圏域〕

人と人とのつながりをつくり、支援が必要な高齢者を「見つける・支える」ことのできる大野北地区を目指します。

身近な相談先である高齢者支援センターを広め、地域内で高齢者を見守り、気にかける人を増やすための対策を検討し、取り組みます。

徒歩で通うことのできる身近な「通う場」「足腰などを鍛える場」づくりと、その担い手の発掘・育成を検討し、取り組みます。

### 〔大野北第2圏域〕

人と人とのつながりをつくり、支援が必要な高齢者を「見つける・支える」ことのできる大野北地区を目指します。

身近な相談先である高齢者支援センターを広め、地域内で高齢者を見守り、気にかける人を増やすための対策を検討し、取り組みます。

徒歩で通うことのできる身近な「通う場」「足腰などを鍛える場」づくりと、その担い手の発掘・育成を検討し、取り組みます。

### 〔田名圏域〕

「みんなでつくろう ほっとする田名のまち」を実現するために住民同士のつながりを深め、助け合える関係や仕組みづくりに向けて活動します。

男性が地域活動に参加できる場作り

関係団体協力のもと、モデル地域にて男性の活動実態把握についてアンケート調査を実施します。アンケート実施後、調査結果をもとに参加できる場作りについて検討し、取り組みます。

高齢者の継続的な支援活動の拡充

ご近所同士で実施している助け合い活動や不足しているサービスの把握を行い、効果的な支援方法について検討し、取り組みます。

### 〔上溝圏域〕

高齢者がいきいきと安心して生活できる上溝を目指して、下記について検討し、できることから取り組みます。

小地域での居場所づくり

～閉じこもらずに地域参加ができ、身近な地域で継続して介護予防に取り組めるような居場所づくり

担い手の発掘・育成

情報の提供や発信・共有～必要な情報が得られ相談しやすい仕組みづくり

移動手段が確保できなくなった場合の生活支援

### 〔大沼圏域〕

「みんなが安心して生活できる地域づくり」に向けて取り組みます。

認知症の理解

・認知症の理解のため、取組内容や手法を検討します。

・地区の団体をはじめ、身近な地域や小集団に対しても啓発活動に取り組みます。

様々な地域資源の集約・周知

・大沼地域の高齢者のサロンやサークルなどの活動内容を調べ、整理集約して情報提供に取り組みます。

### 〔大野台圏域〕

「男性高齢者の居場所づくり」に向けて取り組みます。

地域で活動する高齢者向けの既存団体の情報の共有に取り組みます。

・自治会、老人会、公民館など既存団体の活動を整理し、住民向けに情報を発信します。

男性が参加できる場所の情報の整理と企画立案に取り組みます。

・大野台地区の現状を整理し、地域との関係の構築や地域活動に参加できる企画を検討します。

・サロンやサークル等の地域活動に参加していない高齢者を対象に周知に取り組みます。

(概ね 65 歳以上の独居、家族と同居しているが日中独居、高齢者夫婦のみ世帯などの方々)

### 〔大野中圏域〕

「高齢者にとって住みやすい大野中」を目指し、地域の見守りの仕組みづくりに取り組みます。

地元商店や福祉事業所が高齢者のために「できること」の情報と、高齢者支援センター等の公的な相談機関の連絡先を収集・整理し、リーフレットを製作するとともに周知していきます。

協力機関はステッカー(シンボルマーク “できること” を記入)を外から見えるところに貼り、「意識の見える化」を図るとともに、高齢者のためにできることを実践します。

取組名称：『～みんなつながる～おおのなかでできること宣言』

### 〔上鶴間圏域〕

～世代間で交流を持ち、年を重ねても外出し続け、いつまでも健康を感じられる上鶴間を目指します～

徒歩が移動手段の高齢者がいつまでも外出し続けられる「歩いて行ける集いの場」づくり

・学校や児童館等、新たな集まることができる場の開拓に取り組みます。

いつまでも、学びながら活動し、社会に貢献し続けられる機会の創設

・公民館のサークルや高齢者学級等の活動団体同士、連携して高齢者の活動を広げられるよう検討します。

世代間交流の機会提供、認知症サポーターの育成、担い手づくり

・児童館で行っているサロン等で、世代間交流の機会創出や若い世代の理解を深める認知症サポーター養成講座の実施を検討します。

## 〔大野南圏域〕

～地域の見守りの中、高齢者が必要な情報を得られ、いくつになっても自立し安心して暮らせる大野南地区を目指します～

高齢者に必要な情報提供が行えるよう情報を整理し、地域で支え合う連携の仕組みづくりに向けての取組

- ・高齢者支援センターの地域情報誌、地区社会福祉協議会だよりなど既存の情報発信源の活用と新たな情報発信の掘り起こしに取り組みます。
- ・地域で活動している団体や民間事業者とが情報共有を図り、連携し合える場づくりを検討します。

地域で活動している団体や民間事業者との関係形成

- ・民生委員、自治会、地域のサロン等との見守り体制の連携強化に向けて取り組みます。
- ・自治会未加入の集合住宅や民間事業者への働きかけを検討します。

## 〔麻溝圏域〕

高齢者サロンの運営に麻溝地域全体で取り組みます。

新しい担い手を呼び込む方策を検討します。

高齢者はもちろん、子育て世代や男性なども「参加したい」と思えるサロンの在り方を検討し、工夫や試行に取り組みます。

ボランティアセンター、シルバー人材センターや高齢者支援センターに寄せられる声を集計・整理し、住民のニーズを分析して、参加したくなる通いの場について検討します。

## 〔新磯圏域〕

～いつまでも（年を重ねても、多少の病気や生活の支障があっても）元気で自分で選んだ（希望の叶う）生活が送れる新磯を目指します～

いつでも行きたい時に行きたいところに行ける支援体制

- ・徒歩：徒歩で立ち寄れる休憩場について検討をします。
- ・車：地域での乗合のしくみに向けて取り組みます。
- ・地域の介護サービス事業所との連携が図られるよう働きかけます。

日常的な支え合いが広がり、より深まる新磯を目指す住民同士の関係形成

- ・多世代の住民を対象として、支え合いの仕組みづくりについて、理解を深める活動に取り組みます。
- ・より一層の世代間交流が図られるよう活動し、その輪を広げます。

## 〔相模台第1圏域〕

「閉じこもりがちな高齢者の相模台の居場所づくり」に取り組みます。

高齢者の居場所づくりのための検討

- ・地域の事業所の協力を得て、余剰スペース等を開放し、高齢者が身近なところで気軽に立ち寄れる場を設けることを検討するとともに、構築する（下の参照）ネットワークを活用します。
- ・利用者、担い手を発掘する方策（周知・イベントなど）を検討します。

既存ベンチの活用

- ・買いものや通院で外出する人たちの交流の場、居場所づくり活動のシンボリック的存在として、地区内に誰もが気軽に利用できるベンチ設置に向けて、既存ベンチを活用するとともに具体的な場所や設置方法を検討します。

従事者のネットワーク構築

- ・住民と事業者とが一体となった地域づくりを目指すため、相模台地区内にある高齢者福祉関係事業所間の情報共有のためのネットワーク構築に取り組みます。

## 〔相模台第2圏域〕

「閉じこもりがちな高齢者の相模台の居場所づくり」に取り組みます。

高齢者の居場所づくりのための検討

- ・地域の事業所の協力を得て、余剰スペース等を開放し、高齢者が身近なところで気軽に立ち寄れる場を設けることを検討するとともに、構築する（下の3参照）ネットワークを活用します。
- ・利用者、担い手を発掘する方策（周知・イベントなど）を検討します。

既存ベンチの活用

- ・買いものや通院で外出する人たちの交流の場、居場所づくり活動のシンボリック的存在として、地区内に誰もが気軽に利用できるベンチ設置に向けて、既存ベンチを活用するとともに具体的な場所や設置方法を検討します。

従事者のネットワーク構築

- ・住民と事業者とが一体となった地域づくりを目指すため、相模台地区内にある高齢者福祉関係事業所間の情報共有のためのネットワーク構築に取り組みます。

## 〔相武台圏域〕

「歩いて行ける相武台の活動場所づくり」を地域の団体等と連携して推進します。

マップの配布による地域の住民活動予定周知

- ・地域で行われているサロンやサークル、体操などの定期的な活動を、住民が包括的に事前に知ることができるマップを地域ケア会議地域づくり部会で作成し、相武台地区の自治会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、各地域の店舗や医療機関等の協力を得て配布してもらい、地域住民に活用していただきます。

活動場所の増設

- ・徒歩で行ける範囲に活動場所ができるように、空き店舗だけでなく地域の店舗、福祉関係事業所、医療機関、公共の施設などに働きかけをします。その際、各事業所に対し、活動の趣旨を説明し、協力いただけるよう要請し、支援をいただけることを目指して活動します。

## 〔東林第1圏域〕

「誰もが元気なうちから東林地域とつながること」を目標に取り組みます。

地域の医療と連携して、健康管理や内服管理等の情報発信を行いながら、日ごろから地域とつながることの重要性を伝えるとともに、様々な地域活動への参加を促すことに取り組みます。

地域の方の外出活動支援を検討するとともに、東林地域の人材育成に取り組みます。

外出意欲を引き出せるような地域資源（買いものための宅配サービス可能な商店やスーパーなどを含む）の情報の収集、整理、発信に取り組みます。

孤立を防ぎ地域とつながるための方策を検討し、高齢者の居場所づくりに取り組みます。

## 〔東林第2圏域〕

「誰もが元気なうちから東林地域とつながること」を目標に取り組みます。

地域の医療と連携して、健康管理や内服管理等の情報発信を行いながら、日ごろから地域とつながることの重要性を伝えるとともに、様々な地域活動への参加を促すことに取り組みます。

地域の方の外出活動支援を検討するとともに、東林地域の人材育成に取り組みます。

外出意欲を引き出せるような地域資源（買いものための宅配サービス可能な商店やスーパーなどを含む）の情報の収集、整理、発信に取り組みます。

孤立を防ぎ地域とつながるための方策を検討し、高齢者への居場所づくりに取り組みます。



現在、国から介護報酬の改定内容等が示されておられません。  
明らかになり次第、介護保険事業量及び介護保険料を設定し、計画  
に掲載します。

## 12 計画の推進に向けて

この計画に掲げる基本理念の実現、基本目標の達成に向け、次の点を考慮し、計画の着実な推進に取り組むこととします。

### 1 情報開示

計画の推進に当たっては、行政の取組のみならず、市民、地域団体、ボランティア、NPOなどの多様な主体と連携することが重要です。そして、この連携に欠かすことができないのが情報の共有であると言えます。

このため、各主体が持つ情報の共有を図るとともに、本市の諸活動について、積極的に情報を公表します。

### 2 計画の推進と進行管理

#### (1) 全庁的な取組の推進

全庁的な取組を推進するため、所管部局にとどまらない推進組織を設置するなどし、庁内の計画推進の体制確保を図ります。

#### (2) 評価・検証

計画の進行管理に当たっては、事業所管部局、推進組織による自己評価を行うとともに、社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会等の意見を適時伺いながら、評価・検証を行い、それに基づいた改善につなげることにより目標の着実な達成を図ります。

また、本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業を見直し、計画の進行管理を行います。

PDCA サイクルの考えに基づき年 1 回、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。

## 13 目標達成に向けた指標

本計画では、毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、各基本目標及び方針に次の指標を設定します。

### 基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築

#### 方針 1 在宅医療・介護連携の推進

##### 指標 1 あんしんリンクの登録機関・事業所数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
364 か所	500 か所	

##### 【考え方】

医師と介護支援専門員等の連絡先などをリスト化し、相互の連絡を促進する「あんしんリンク」の登録機関・事業所数を 500 か所とすることを目標とします。

#### 方針 2 介護予防・生活支援等の推進

##### 指標 2 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和サービス事業所数

基準値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
（通所・訪問）33 事業所	（通所・訪問）58 事業所	

##### 【考え方】

基準緩和サービスの提供体制を構築するため、日常生活圏域ごとに、通所型と訪問型を合わせて 2 事業所以上指定することを目標とします。

##### 指標 3 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体サービス団体数

基準値（平成 29 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
（通所・訪問）23 か所	（通所・訪問）58 か所	

##### 【考え方】

住民主体サービスの提供体制を構築するため、日常生活圏域ごとに、通所型と訪問型を合わせて 2 団体以上とすることを目標とします。

#### 指標 4 一般介護予防事業参加者数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
11,659人	14,000人	

##### 【考え方】

一般介護予防事業について、介護予防に資する住民主体の通いの場の開設を支援し、平成32年度末までに14,000人が事業に参加することを目標とします。

### 方針 3 高齢者の暮らしを支える体制の充実

#### 指標 5 高齢者支援センターの認知度

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 31 年度）	備考
36.0%	40.0%	高齢者等実態調査

##### 【考え方】

高齢者等実態調査における高齢者一般調査の結果では、29地区中8地区で高齢者支援センターの認知度が40%を超えていますが、将来的には全地区で40%以上となることを目指し、平成31年度は全市域での認知度40%を目標とします。

#### 指標 6 地域ケア会議などを活用し、ケアプラン点検結果を受けた事例検討会の開催数

基準値	目標値（平成 32 年度）	備考
—	12回	

##### 【考え方】

自立支援に資するケアマネジメントに当たって、ケアプラン点検により把握した課題等のある事例について、多職種で検討する場を各区で4回開催することを目標とします。

#### 指標 7 ケアプラン（介護予防ケアマネジメント分）の点検実施件数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
1,029件	1,500件	平成28年7月から実施

##### 【考え方】

高齢者支援センターが作成するケアプラン（新規・更新）の全件について、書面点検、面談点検を合わせて、月当たり平均114件を実施していることから、対象者の増加を見込み、月当たり125件の点検を実施することを目標とします。

#### 指標 8 市民後見人研修を修了し候補者として登録している人数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
16 人	50 人	

##### 【考え方】

同じ市民としての目線や立場で活動ができる市民後見人の候補者数について、約3倍の増加を目標とします。

### 方針 4 高齢者の居住安定に係る施策の推進

#### 指標 9 サービス付き高齢者向け住宅の供給数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
837 戸	1,164 戸	

##### 【考え方】

国の直接補助事業である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の活用を広く呼びかけ、民間による供給を促進します。

## 基本目標 2 認知症施策の推進

### 方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援

#### 指標 10 認知症サポーターの養成数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
30,177 人	50,000 人	

##### 【考え方】

毎年5,000人程度を養成し、平成32年度末までに50,000人（平成32年度の総人口の7%）を目標とします。

### 方針 2 適時・適切な医療・介護等の提供

#### 指標 11 支え手帳（認知症地域連携パス）の発行数

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	備考
73 冊	200 冊	

##### 【考え方】

医療・介護・当事者・家族が連携するために有効なツールであることから、積極的な活用を呼びかけ、平成32年度末までに200冊を発行することを目標とします。

## 基本目標3 介護サービス基盤の充実

### 方針1 介護人材の確保・定着・育成

#### 指標12 介護職員等キャリアアップ支援事業の助成件数

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
162人	260人	

#### 【考え方】

介護サービス事業者が実施する介護職員等の研修に対する参加者数の増加を図り、キャリアアップを支援します。

#### 指標13 市内事業所の<sup>かくたん</sup>喀痰吸引研修修了者数

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
169人	330人	

#### 【考え方】

市内事業所の<sup>かくたん</sup>喀痰吸引研修修了者の累計数について、約2倍の増加を目標とします。

### 方針2 介護サービスの質の向上

#### 指標14 在宅で要介護1、2の方のケアプラン点検の実施率（対居宅介護支援事業所数）

基準値	目標値（平成32年度）	備考
—	25.0%	

#### 【考え方】

介護給付適正化のため、平成32年度に居宅介護支援事業所の25%を対象にケアプラン点検を実施することを目標とします。

#### 指標15 ケアプラン点検をきっかけに気づき・見直しにつながった事業所の割合

基準値	目標値（平成32年度）	備考
—	70.0%	

#### 【考え方】

ケアプラン点検終了後に実施するアンケートにおいて、「今回のケアプラン点検をきっかけに見直しを行ったケアプランはありますか」との問いに「ある」と答えた事業所の割合を一定の割合とすることを目標とします。

### 方針3 介護サービス基盤の適切な整備

指標 16 在宅の要介護3、4及び5の人で特別養護老人ホームへの入所を1年以内に希望している待機者の状況

基準値（平成29年度）	目標値（平成32年度）	備考
ほぼ解消	ほぼ解消	

**【考え方】**

特別養護老人ホーム入所待機者（1年以内に入所を希望している在宅の要介護3、4及び5）の解消を目指した目標とします。

指標 17 小規模多機能型居宅介護利用者登録率

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
67.6%	80.0%	

**【考え方】**

小規模多機能型居宅介護への利用者の登録率の向上を目指した目標とします。

## 基本目標4 高齢者の社会参加と生きがいの推進

指標 18 社会参加を行う高齢者の割合

基準値（平成28年度）	目標値（平成32年度）	備考
58.0%	65.0%	

**【考え方】**

高齢者の社会参加を積極的に促進することにより、社会参加を行う高齢者の割合が65%となることを目標とします。

「市総合計画の進行管理等に係る市民アンケート」結果（平成29年4月）

## 第7期 相模原市高齢者保健福祉計画（概要版）

発行日 平成 年 月  
発行 相模原市  
〒 252 - 5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042 - 754 - 1111（代表）  
編集 相模原市 健康福祉局 保険高齢部  
高齢政策課・地域包括ケア推進課・介護保険課



## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 6日

案件名	第3期 高齢者居住安定確保計画の策定について									
所管	都市建設	局区	まちづくり計画	部	建築・住まい政策	課	担当者		内線	
	健康福祉	局区	保険高齢	部	高齢政策	課	担当者		内線	
概要	平成27年3月に策定した「第2期相模原市高齢者居住安定確保計画」の計画期間が本年度で終了するため、次期計画として「第3期相模原市高齢者居住安定確保計画」を策定するもの。									
審議内容(論点)	第2期 高齢者居住安定確保計画の実績等について 第3期 高齢者居住安定確保計画(案)について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	24日	政策調整会議	平成29年	11月	6日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	9日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期				報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	平成29年12月～30年1月		議会への情報提供		部会	平成29年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目			調整状況			
		神奈川県高齢社会課		計画素案(案)について			調整済			
		神奈川県住宅計画課		計画素案(案)について			調整済			
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
	H29.4.26	担当課打合せ			スケジュール、高齢者保健福祉計画との調整について					
	H29.5.12	高齢者保健福祉計画検討WG			計画策定、今後のスケジュールについて					
H29.7.4	高齢者保健福祉計画検討WG			施策の体系、基本的な取組について						
H29.7.14	関係課長会議			次期高齢者居住安定確保計画の策定について						
H29.9.25	事業連絡会議			相模原市高齢者居住安定確保計画の改定について						
備考										
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)									
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 法に基づく計画として策定するのは、法改正があったからか。 第2期計画策定時は、市町村計画は法における位置付けはなく、国の基本方針に市町村は、「市町村高齢者居住安定確保計画を策定することが望ましい」とされていた。昨年の法改正により、市町村計画が法に位置づけられたことから、第3期計画は法に基づく計画として策定する。</p> <p>第2期計画の指標が第3期計画では設定されていない。評価のためには数値目標が必要ではないか。 第2期計画からの取組を踏襲し指標を設定する。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給目標の設定根拠は、目標戸数を超過して供給されており供給過多ではないか。 現状増加状況を勘案し、また、本市の高齢者向け住宅の供給水準を維持するための戸数として目標設定している。登録制度のため、民間事業者の行う住宅整備に制限はかけられないが、第3期計画では、事業者への意見聴取や、適正な管理のための立入検査や事業者懇談会の開催について取り組むこととしている。</p> <p>【事務事業調整会議】 高齢者支援センターの認知度における、第2期計画の実績値と第3期計画の現状値の違いは。 第2期計画は、高齢者等実態調査における全ての対象者に基づく数値だが、第3期計画は、要支援・要介護認定者等を除く65歳以上の高齢者を対象とした高齢者一般調査に基づく数値である。</p> <p>【政策調整会議】 他の自治体で、高齢者保健福祉計画と一体の計画としているところもあるが、一体化の検討はしているか。 根拠法令の違いから個別に策定することとしたが、第4期計画策定に向けては一体化を検討する。</p>									

## 事案の具体的な内容

### (1) 計画の背景と目的

平成27年3月に策定した「第2期 相模原市高齢者居住安定確保計画」の計画期間が本年度で終了すること、平成28年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により市町村計画が法に規定されていることを踏まえて、第3期の計画を策定するもの。

本計画は、高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策をより一層連携させることにより、高齢者の多様なニーズに応じた住まいやサービスを選択できるようにするとともに、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができる住環境の確保に向けた取組を、総合的・計画的に推進するため策定する。

### (2) 計画の位置付け

「相模原市住宅基本計画」及び「相模原市高齢者保健福祉計画」との調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく計画とする。

### (3) 計画の期間

「第7期相模原市高齢者保健福祉計画」の計画期間と整合を図るため第3期の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

### (4) 第2期計画の実績等

・高齢者に適した住まいの供給	(H26)	(H29目標)	
サービス付き高齢者向け住宅の供給数	405戸	700戸(実績)	837戸
特別養護老人ホームの整備数	3,016床	3,156床(実績)	3,156床
認知症対応型共同生活介護事業所の整備数	1,022床	1,184床(実績)	1,193床
特定施設(介護付有料老人ホーム等)の整備数	1,833床	2,193床(実績)	2,193床
・高齢者向け住まいの安全・安心の確保			
神奈川県あんしん賃貸支援事業に登録している協力不動産店数	29店	45店(実績)	36店
・高齢者を支える仕組みづくり			
高齢者支援センターの認知度	34.90%	40.00%(実績)	38.50%

### (5) 計画の構成

- 第1章 計画の目的等
- 第2章 相模原市の高齢者を取り巻く状況
- 第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針
- 第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組
- 第5章 計画の推進に向けて

### (6) 第2期計画からの改正点

- ・取組方針「民間賃貸住宅への入居支援等」を新設
- ・「第7期高齢者保健福祉計画」の策定に伴う変更及び時点修正
- ・取組実施状況調査の実施

### (7) 今後のスケジュール

- 平成29年12月 議会への情報提供(部会)
- パブリックコメント実施(12月中旬から1月中旬)
- 平成30年 2月 法定協議(県)
- 3月 計画策定

(案)

第3期

# 相模原市高齢者居住安定確保計画

平成30年3月



潤水都市 さがみはら

## 目次

### 第1章 計画の目的等

1 計画の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2

### 第2章 相模原市の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況.....	3
（1）高齢者人口.....	3
（2）高齢者世帯.....	7
（3）介護保険制度における要支援・要介護認定者数.....	9
（4）平均寿命と健康寿命の状況.....	10
（5）高齢者のいる世帯の収入の状況.....	11
2 高齢者の住まい等の状況.....	12
（1）高齢者の住宅の所有状況.....	12
（2）高齢者の住宅の居住面積.....	14
（3）住宅のバリアフリー化の状況.....	15
（4）高齢者世帯における子の居住地.....	17
（5）家庭における主な不慮の事故.....	18
（6）民間賃貸住宅における入居制限の状況.....	19
（7）高齢者向け賃貸住宅の整備状況.....	20
（8）特別養護老人ホーム等の整備状況.....	21

### 第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

1 高齢者の住まいに関する課題.....	23
（1）高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備.....	23
（2）民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり.....	23
（3）バリアフリー化された住宅の確保.....	23
（4）高齢者向け住まいの適正な管理.....	23
（5）適切な在宅支援のためのサービスの確保.....	23
（6）高齢者を支える仕組みづくり.....	24
（7）高齢者の住まい等に関する情報の提供.....	24

2	高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針	25
---	---------------------	----

## 第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組

1	高齢者に適した住まい等の供給（方針1）	26
2	民間賃貸住宅への入居支援等（方針2）	28
3	安全・安心な住環境の整備（方針3）	30
4	高齢者を支える仕組みづくり（方針4）	32

## 第5章 計画の推進に向けて

1	計画の進行管理	39
---	---------	----

# 第1章 計画の目的等

## 1 計画の背景と目的

---

現在、団塊の世代が高齢期にさしかかっており、今後も高齢者が大幅かつ急速に増加することが見込まれる中において、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保が、一層重要になってきています。

また、高齢者が安心して生活を送ることができるよう、保健医療サービスや福祉サービス等の在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保することが求められています。

本市では、「新・相模原市総合計画」において、「安全で快適な住環境の形成」を施策の一つに位置付け、高齢者や住宅に困窮する世帯など、誰もが自立し、安心して暮らせる住環境を創出することを目指しています。

その中でも、特に、高齢者の居住の安定確保に向けた取組を推進するために、平成24年3月に第1期、平成27年3月に第2期の「高齢者居住安定確保計画」を策定し、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者の居住の安定確保に取り組んできました。

第3期計画においては、第2期計画の点検・評価の結果を反映しながら、引き続き、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという高齢者の意思を尊重し、高齢者が自らの希望に応じた住まいやサービスを選択できるようにするとともに、多世代により形成される地域コミュニティとのつながりを持って生活できる住環境の整備を図ります。

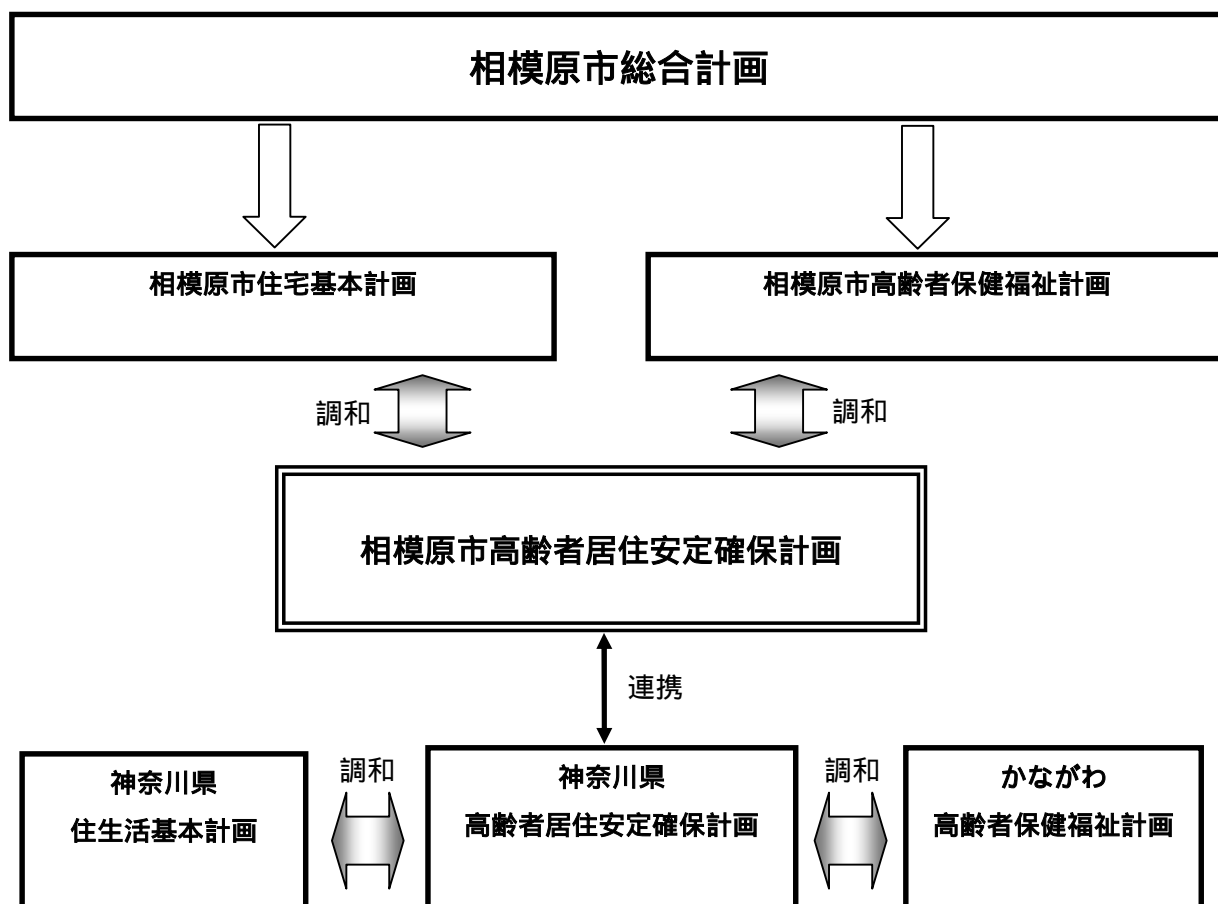
なお、本計画は、平成28年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により市町村計画が法に規定されたことを踏まえ、法及び神奈川県高齢者居住安定確保計画に基づき策定するものとし、福祉施策と住宅施策の連携のより一層の強化を図るものとして策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「相模原市住宅基本計画」及び「相模原市高齢者保健福祉計画」と調和を図るとともに、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の2に基づく計画として位置付けます。高齢者がいきいきと暮らせる社会を、住まいの観点から実現するために、将来に向かって当面進めるべき取組を掲げるものとします。

## 3 計画期間

第3期相模原市高齢者居住安定確保計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、「相模原市住宅基本計画」の進捗状況や「相模原市高齢者保健福祉計画」に合わせて、3年ごとに計画の見直しを行うこととします。



## 第2章 相模原市の高齢者を取り巻く状況

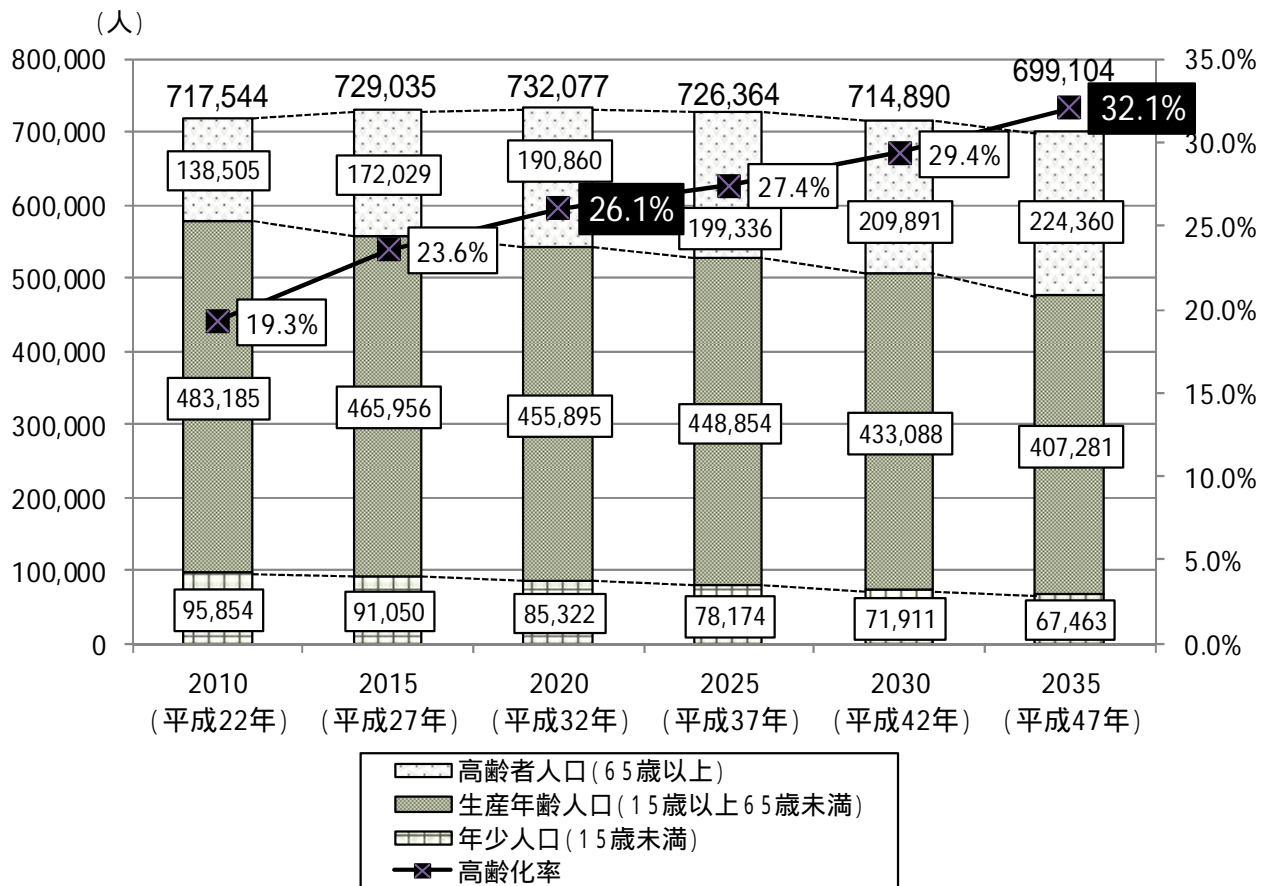
### 1 高齢者の状況

#### (1) 高齢者人口

相模原市の人口は、平成31年に73万人のピークを迎え、その後減少すると推計されています。

しかし、高齢者人口（65歳以上の人口）は、増え続け、平成32年には高齢化率が26.1%に達し市民の4人に1人以上が、平成47年には高齢化率が32.1%に達し、市民のおよそ3分の1が65歳以上の高齢者となると推計されています。

図1：年齢3区分別人口の推計（相模原市）

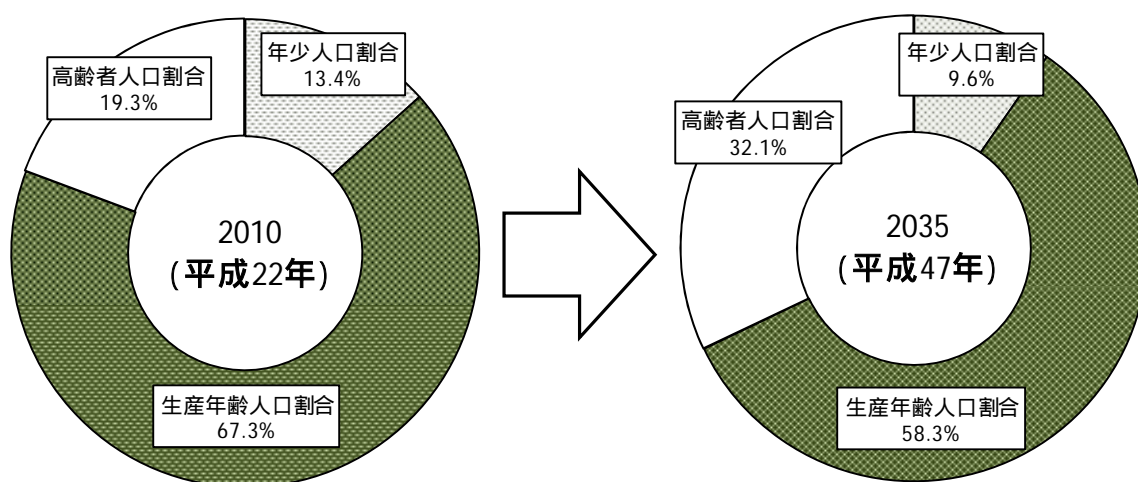
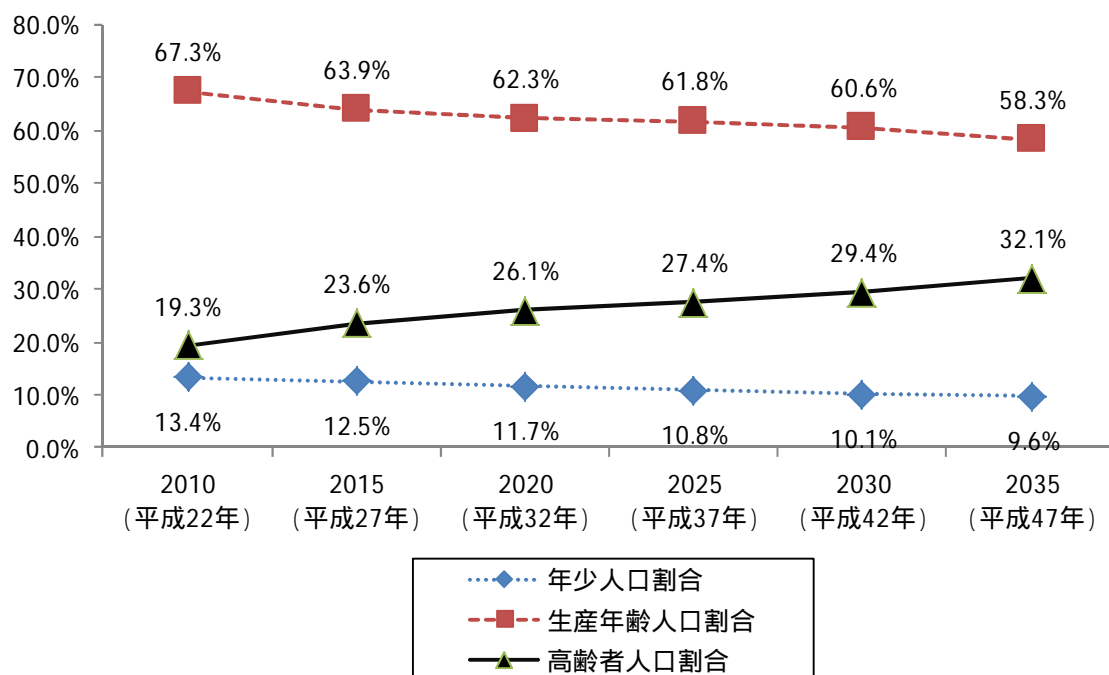


資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）



年齢3区分別の人口割合を見ると、高齢者人口割合が増加し続けるのに対して、年少人口割合及び生産年齢人口割合はともに減少し続けると推計されています。

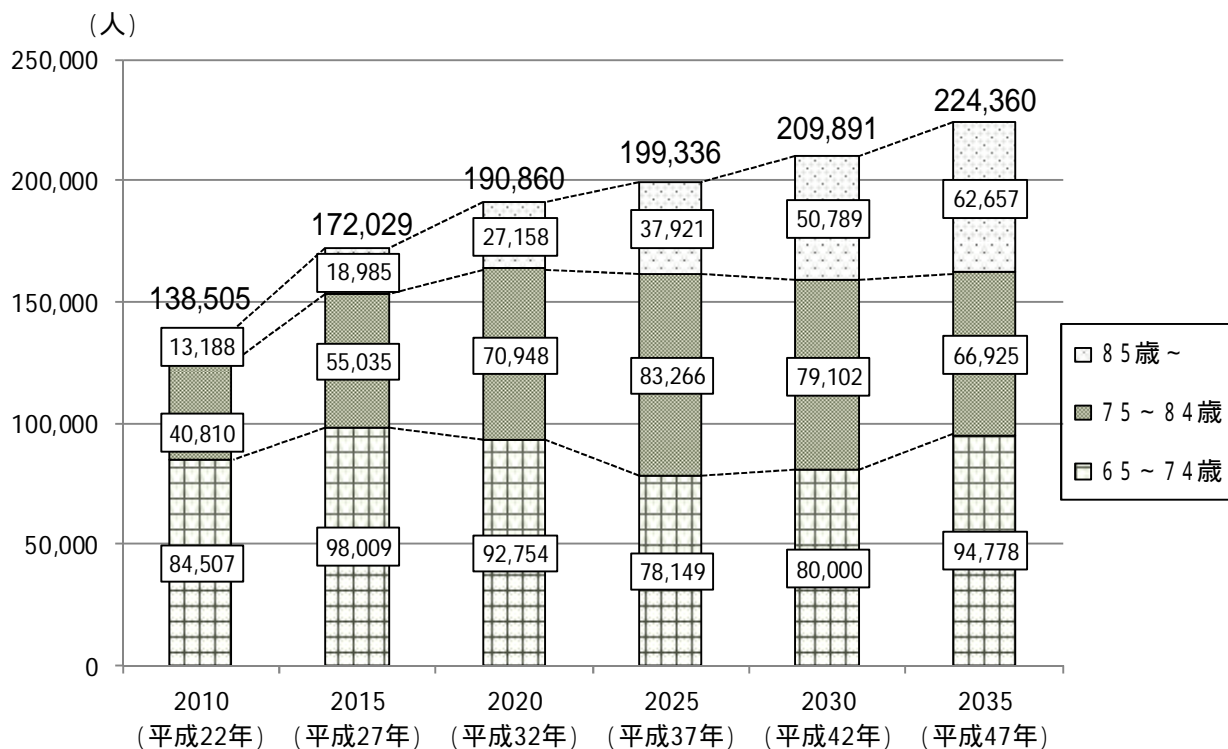
図2：年齢3区分別人口割合の推計（相模原市）



資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）

高齢者の中での人口割合を見ると、「後期高齢者<sup>1</sup>」の人口は、平成22年には高齢者全体の約4割でしたが、平成47年には約6割にまで増加し、「前期高齢者<sup>2</sup>」の人口を上回ると推計されています。

図3：高齢者人口の推計（相模原市）



資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」（2013年3月）

<sup>1</sup> 後期高齢者：75歳以上の高齢者をいう。  
<sup>2</sup> 前期高齢者：65歳から74歳までの高齢者をいう。

区ごとの高齢化の状況を見ると、全ての区において、高齢化率の増加が見込まれています。高齢化率の進行度合いは、緑区、中央区、南区の順で高くなっています。

表 1 : 各区の高齢化の状況 (相模原市)

	2010 (平成22年)			2035 (平成47年)		
	人口総数 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率	人口総数 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率
相模原市	717,544	138,505	19.3%	699,104	224,360	32.1%
緑区	176,192	33,837	19.2%	170,384	56,195	33.0%
中央区	266,988	48,991	18.3%	252,637	82,407	32.6%
南区	274,364	55,677	20.3%	276,083	85,758	31.1%

資料：「2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」(2013年3月)

## (2) 高齢者世帯

一般世帯数<sup>3</sup>のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は35.7%となっています。そのうち、夫婦のみの世帯は32.4%、単独世帯は26.1%となっています。

表2：65歳以上世帯員がいる世帯家族類型別一般世帯数（相模原市）

	世帯数	割合	
一般世帯数	310,833	100.0%	
うち65歳以上世帯員がいる世帯	111,038	35.7%	100.0%
A 親族のみの世帯	81,065		-
1 核家族世帯	67,564		-
(1) 夫婦のみの世帯	36,037		32.4%
(2) 夫婦と子供から成る世帯	19,182		-
(3) 男親と子供から成る世帯	2,437		-
(4) 女親と子供から成る世帯	9,908		-
2 核家族以外の世帯	13,501		-
B 非親族を含む世帯	668		-
C 単独世帯	29,305		26.1%

資料：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

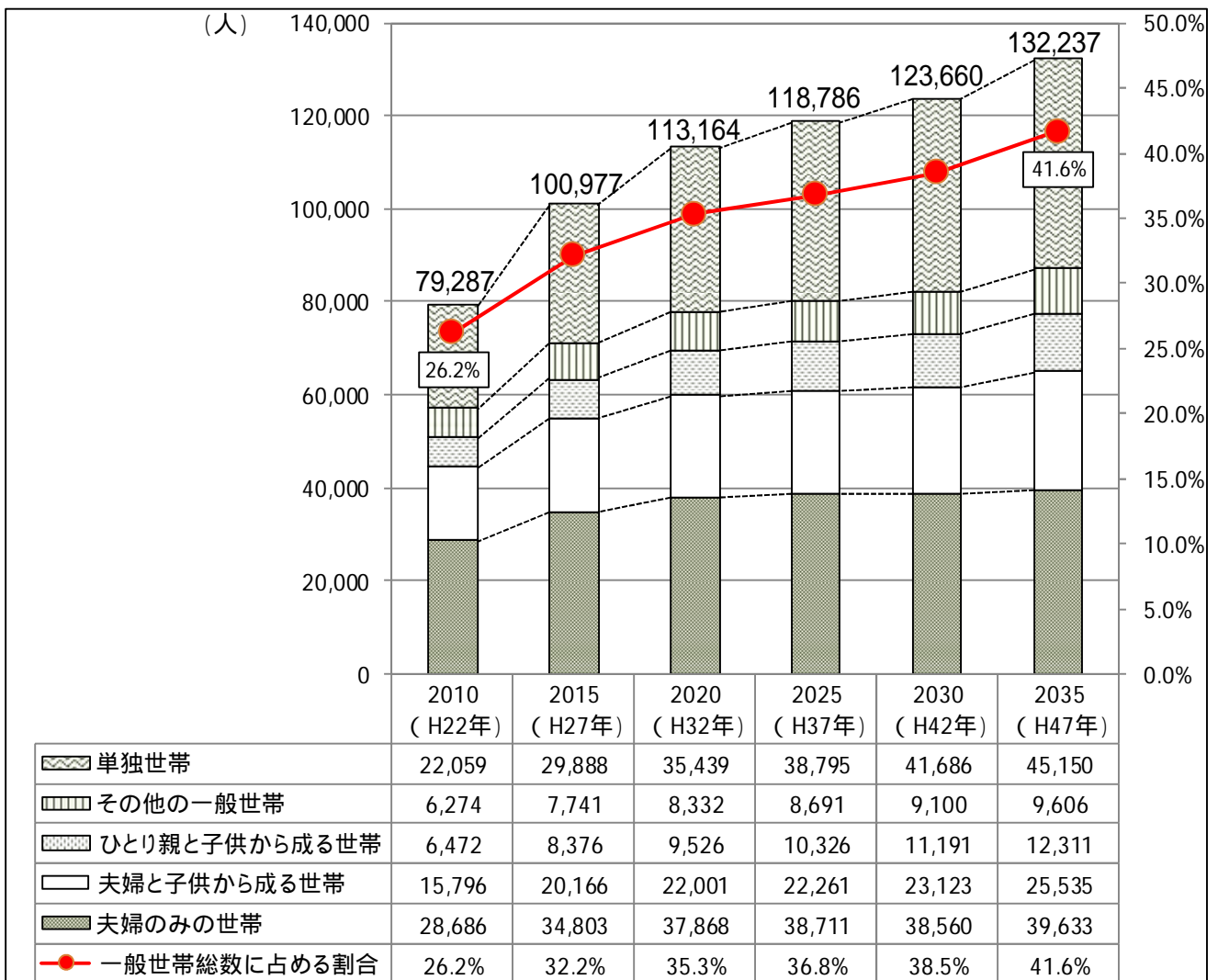
<sup>3</sup> 一般世帯数：「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

平成22年に79,287世帯だった世帯主が65歳以上の一般世帯数は、平成47年には132,237世帯となり、25年間で52,950世帯増加すると推計されています。

一般世帯総数に占める割合は、平成22年に26.2%だったのが、平成47年には41.6%まで上昇する見込みです。

平成22年では「夫婦のみの世帯」が最も多い家族類型でしたが、平成37年からは「単独世帯」が最も多い家族類型となります。

図4：世帯主が65歳以上の一般世帯数の推移（相模原市）



資料：平成27（2015）年度相模原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン策定に係る基礎調査報告書

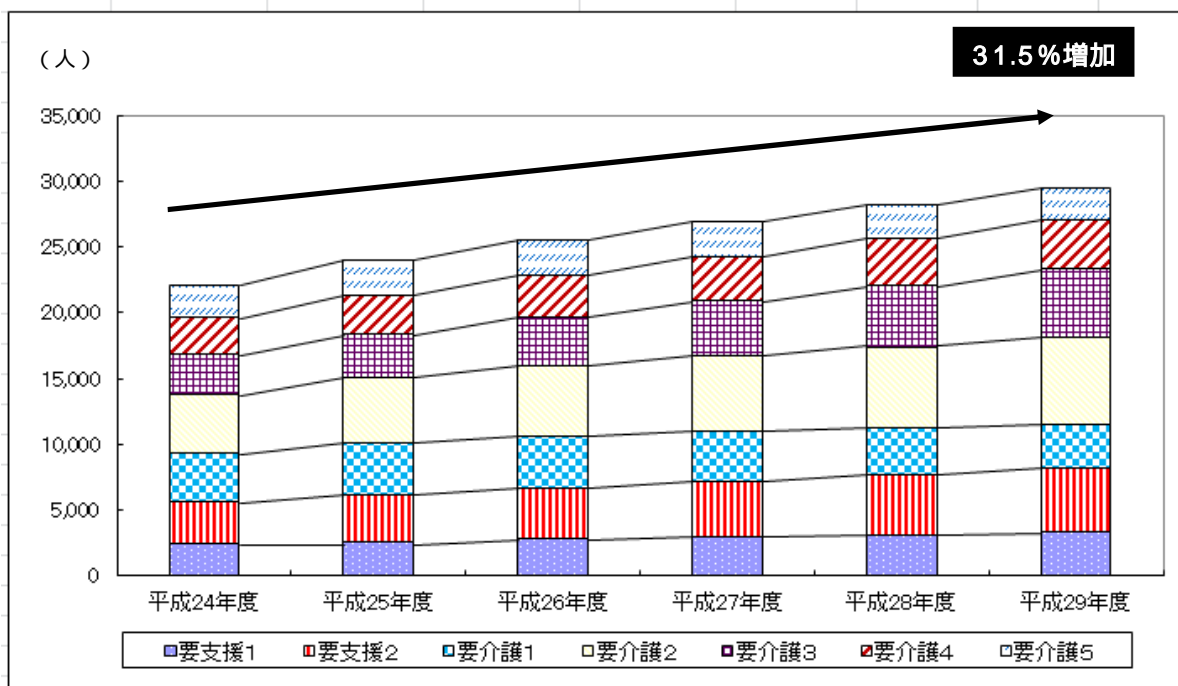
### (3) 介護保険制度における要支援・要介護認定者数

高齢者人口の増加や介護保険制度の普及に伴い、要支援・要介護認定者数は増加しており、平成29年度で 人ですが、平成32年度には約 人となり、 %増加する見込みです。

表3：介護保険要支援・要介護認定者数の推移・推計（相模原市）

	実績(人)			推計(人)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要支援1	2015年国勢調査に基づく将来人口推計により記載する。					
要支援2						
要介護1						
要介護2						
要介護3						
要介護4						
要介護5						
認定者数合計						

要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者（40～64歳）を含みます。

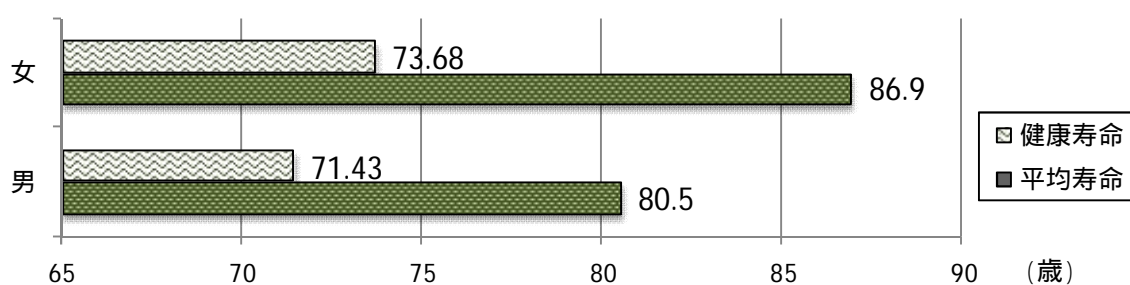


資料：「第6期相模原市高齢者保健福祉計画」（平成27年）

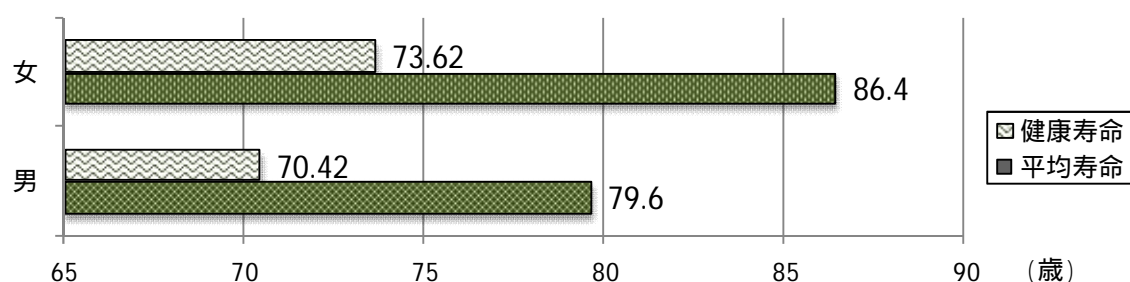
#### (4) 平均寿命と健康寿命の状況

平成22年における、平均寿命と健康寿命<sup>4</sup>との差は、女性で13.2年、男性で9.1年となっています。平均寿命と健康寿命とに大きな差があり、日常生活に制限のある「不健康な期間」があることが示されています。

図5：平均寿命と健康寿命（相模原市）



#### (全国)



資料：厚生労働省「平成22年市区町村別生命表」

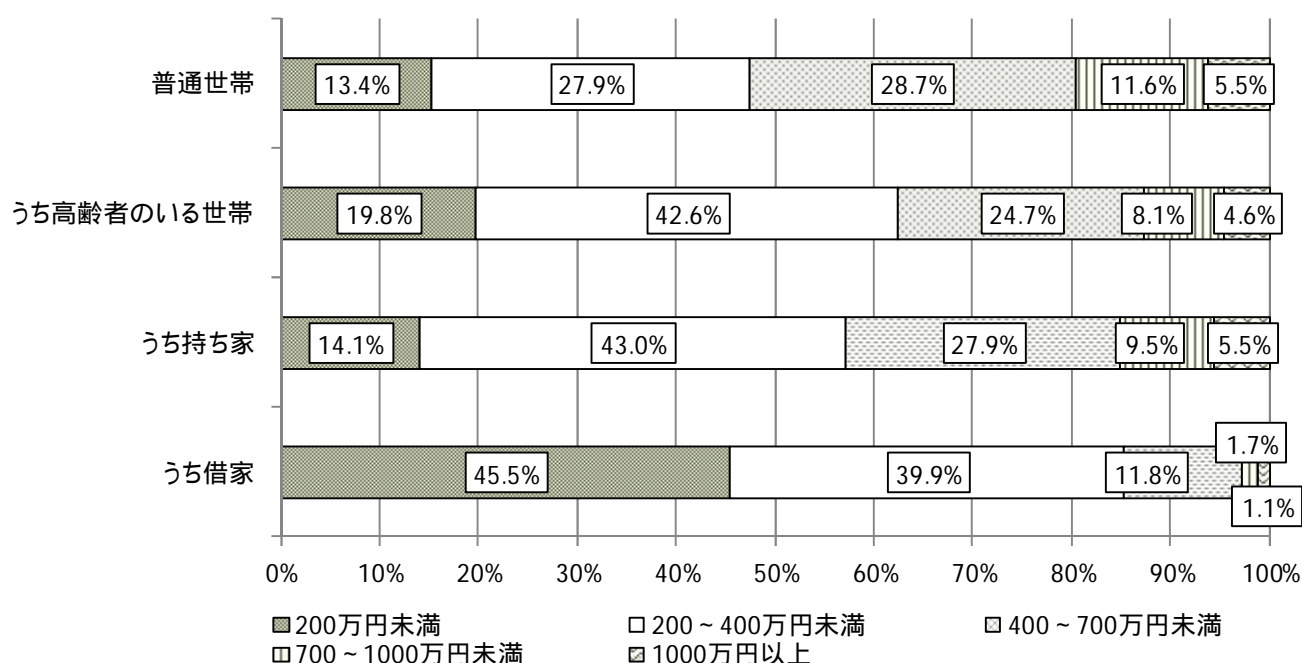
厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の指標化に関する研究」

<sup>4</sup> 健康寿命：平均寿命のうち日常生活に制限のない（健康上の問題がない状態で日常生活を送れる）期間のこと。

### (5) 高齢者のいる世帯の収入の状況

普通世帯<sup>5</sup>のうち高齢者のいる世帯では、持ち家で14.1%、借家で45.5%の世帯が年収200万円未満となっています。借家に住む高齢者のいる世帯の収入が低い状況にあります。

図6：高齢者世帯の年間収入の状況（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

<sup>5</sup> 普通世帯：住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」に含まれる。

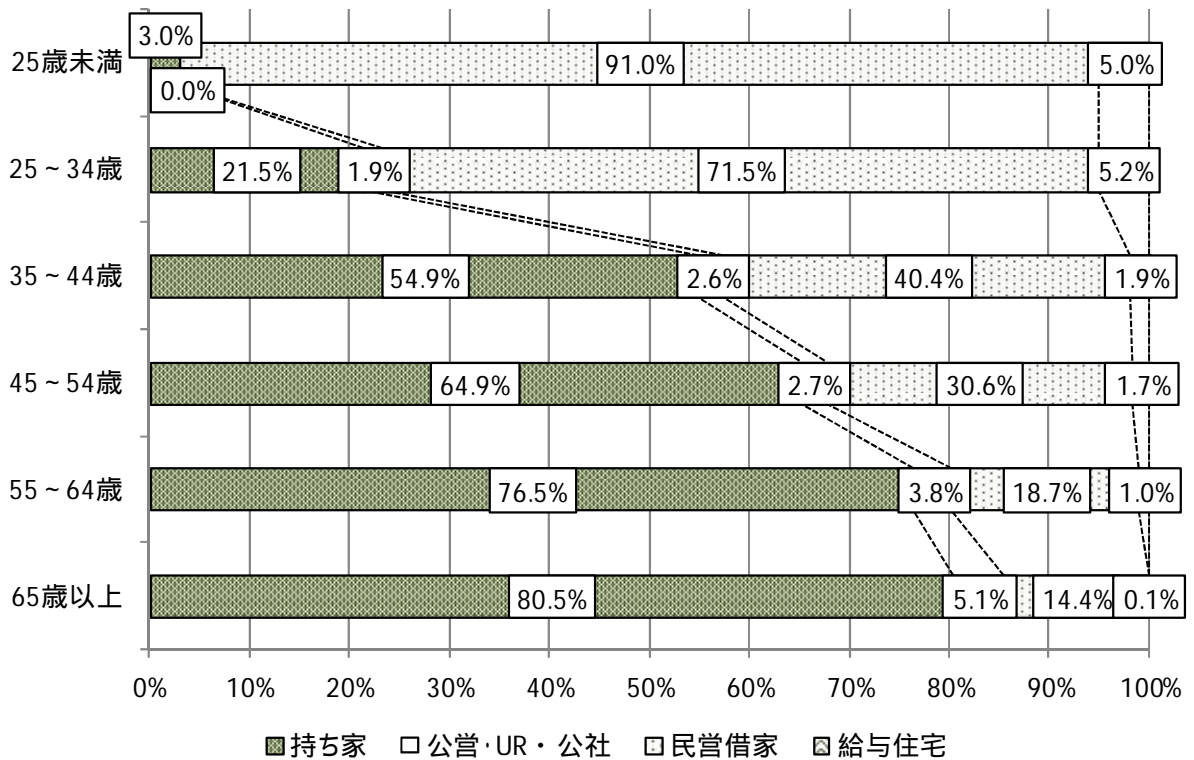


## 2 高齢者の住まい等の状況

### (1) 高齢者の住宅の所有状況

世帯主の年齢別に持ち家と借家の割合をみると、年齢が上がるにつれて持ち家率が上昇しています。65歳以上になると約8割の世帯が持ち家に居住しています。

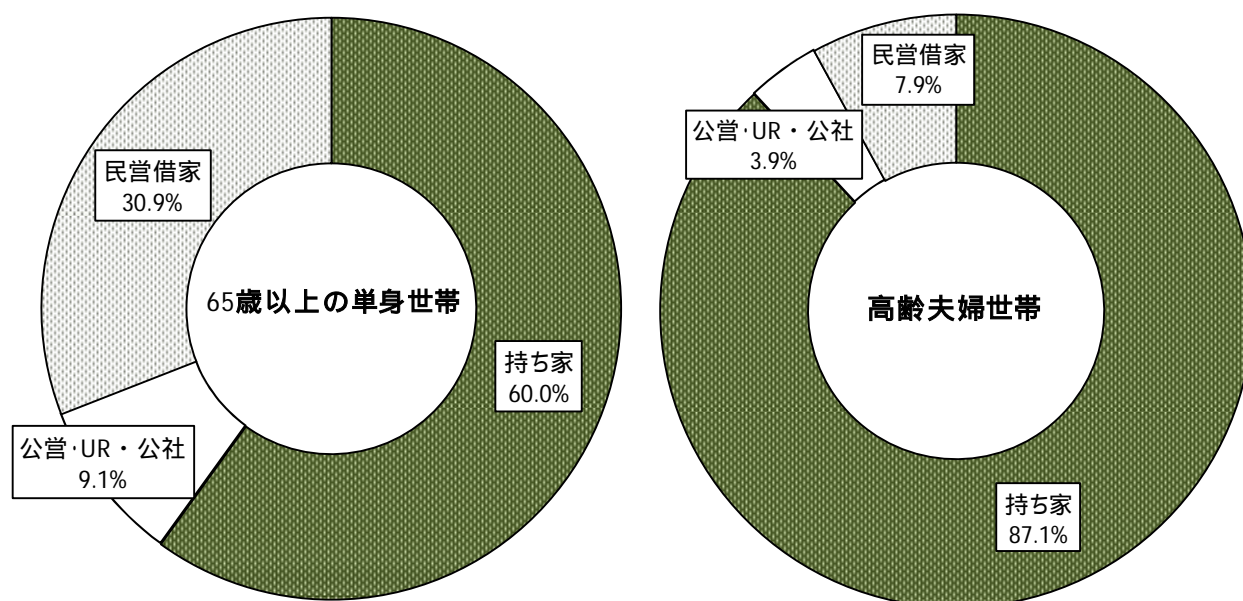
図7：年齢別の住宅の所有関係（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

高齢者世帯の住宅の所有関係を見ると、65歳以上の単身世帯では、持ち家世帯が60%、借家世帯が40%となっています。高齢夫婦世帯<sup>6</sup>では、持ち家世帯が87.1%、借家世帯が11.8%となっています。

図8：高齢者世帯の住宅の所有関係（相模原市）



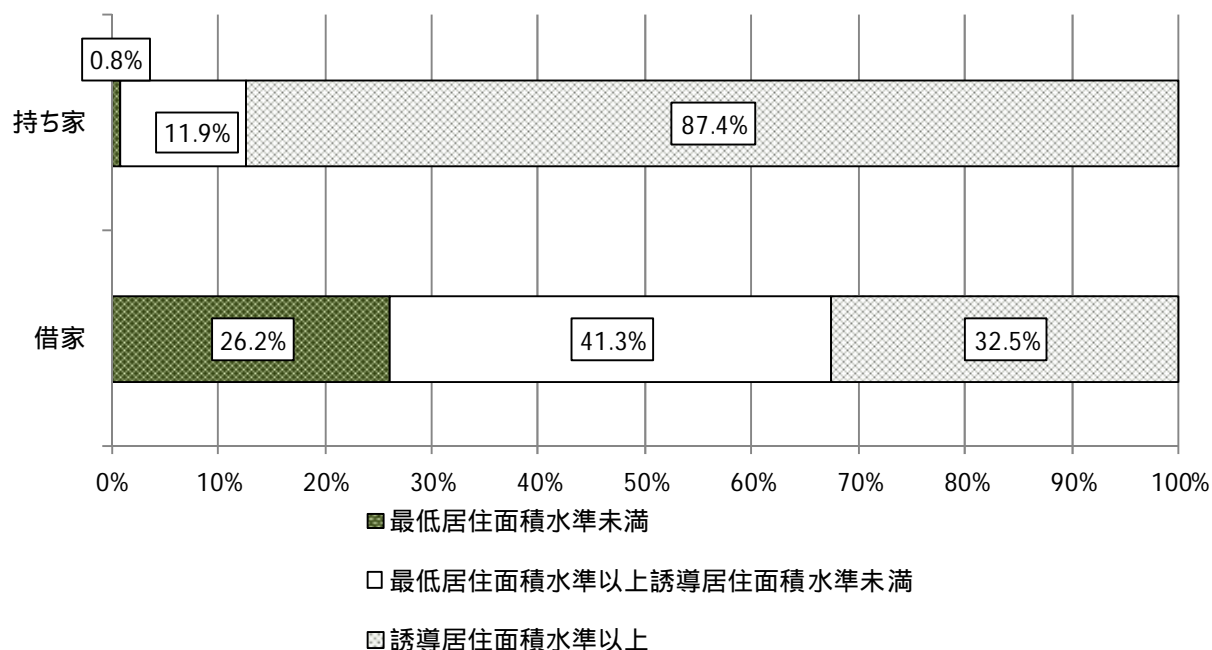
資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

<sup>6</sup> 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。

## (2) 高齢者の住宅の居住面積

持ち家では、約9割が誘導居住面積水準<sup>7</sup>以上となっているのに対して、借家では、26.2%が最低居住面積水準<sup>8</sup>以下となっています。

図9：高齢者世帯の居住面積水準（相模原市）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

<sup>7</sup> 誘導居住面積水準：誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。（例：都市居住型誘導居住面積水準 単身者40㎡）

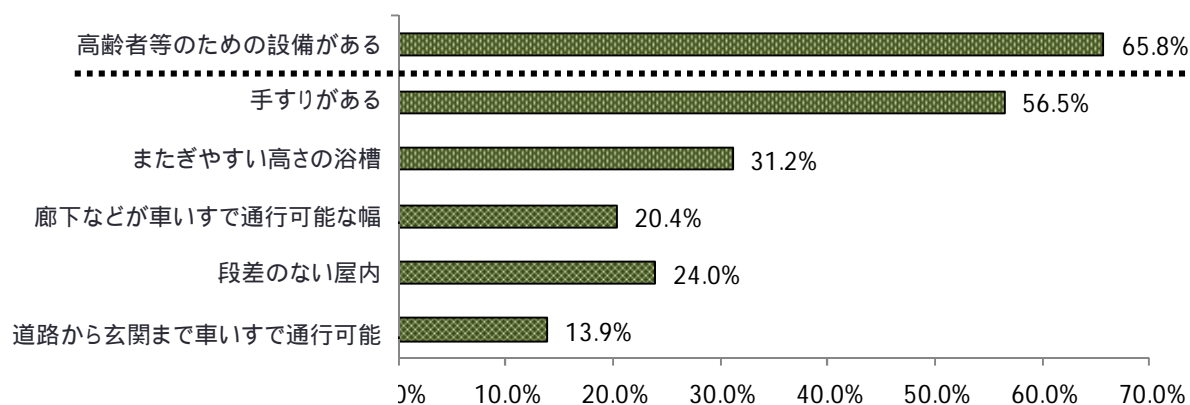
<sup>8</sup> 最低居住面積水準：最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。（例：単身者25㎡）

### (3) 住宅のバリアフリー化の状況

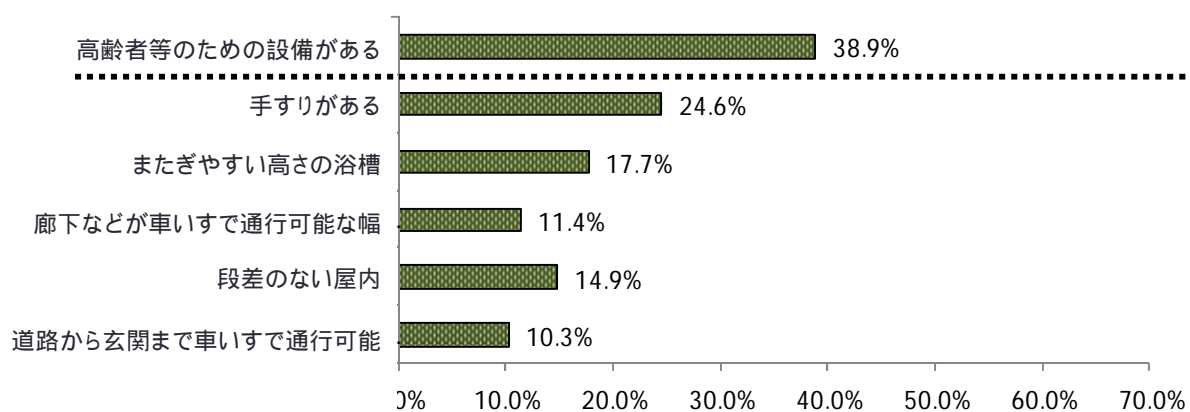
高齢者のための何らかの設備がある世帯が、持ち家では65.8%、借家では38.9%となっています。

図10：高齢者世帯の住宅のバリアフリー化の状況（相模原市）

#### (持ち家)



#### (借家)

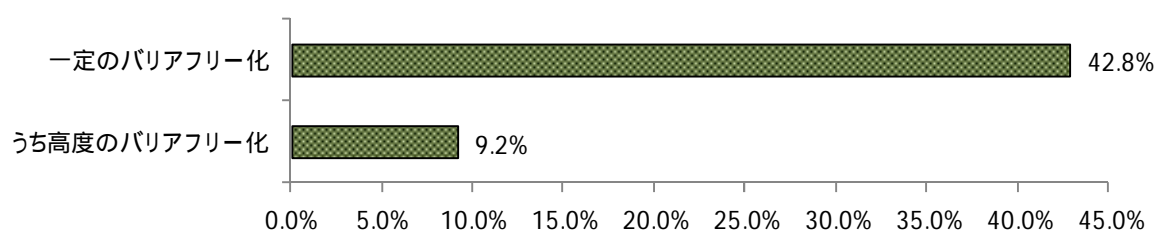


資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

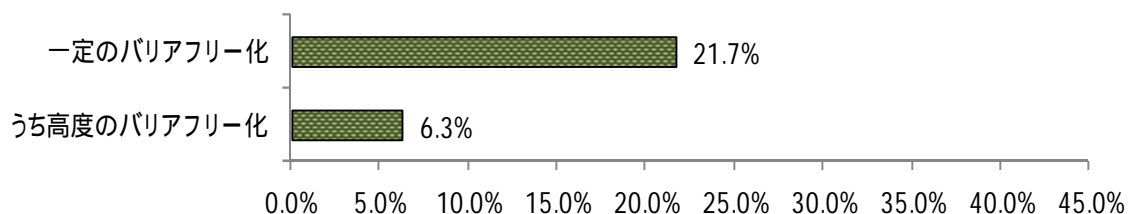
65歳以上の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化率をみると、一定のバリアフリー化<sup>9</sup>に該当する住宅は、持ち家で42.8%、借家で21.7%、高度のバリアフリー化<sup>10</sup>に該当する住宅は、持ち家で9.2%、借家で6.3%となっており、借家における整備率が、持ち家に比べて低くなっています。

図11：高齢者世帯の住宅のバリアフリー化の状況（相模原市）

### （持ち家）



### （借家）



資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

<sup>9</sup> 一定のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、2箇所以上の手すりの設置、又は段差のない屋内のいずれかに該当すること。

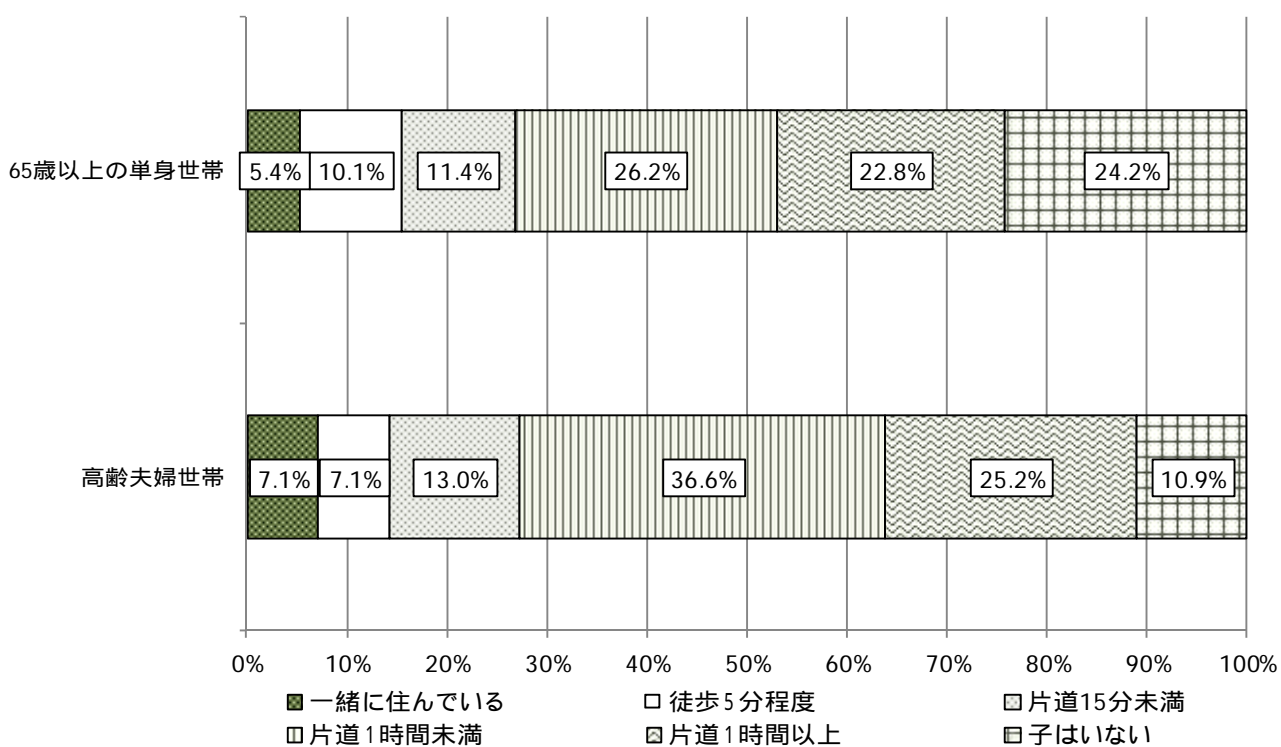
<sup>10</sup> 高度のバリアフリー化：高齢者等のための設備等のうち、2箇所以上の手すりの設置、段差のない屋内、廊下などが車いすで通行可能な幅のいずれにも該当すること。

#### (4) 高齢者世帯における子の居住地

徒歩5分圏内に子供が住んでいる高齢者世帯は、単身世帯で15.5%、  
 高齢夫婦世帯で14.2%となっています。

片道1時間以上の場所に子供が住んでいる世帯及び別世帯の子はいない  
 世帯は、単身世帯で47%、高齢夫婦世帯で36.1%となっています。

図12：高齢者世帯における子の居住地（相模原市）

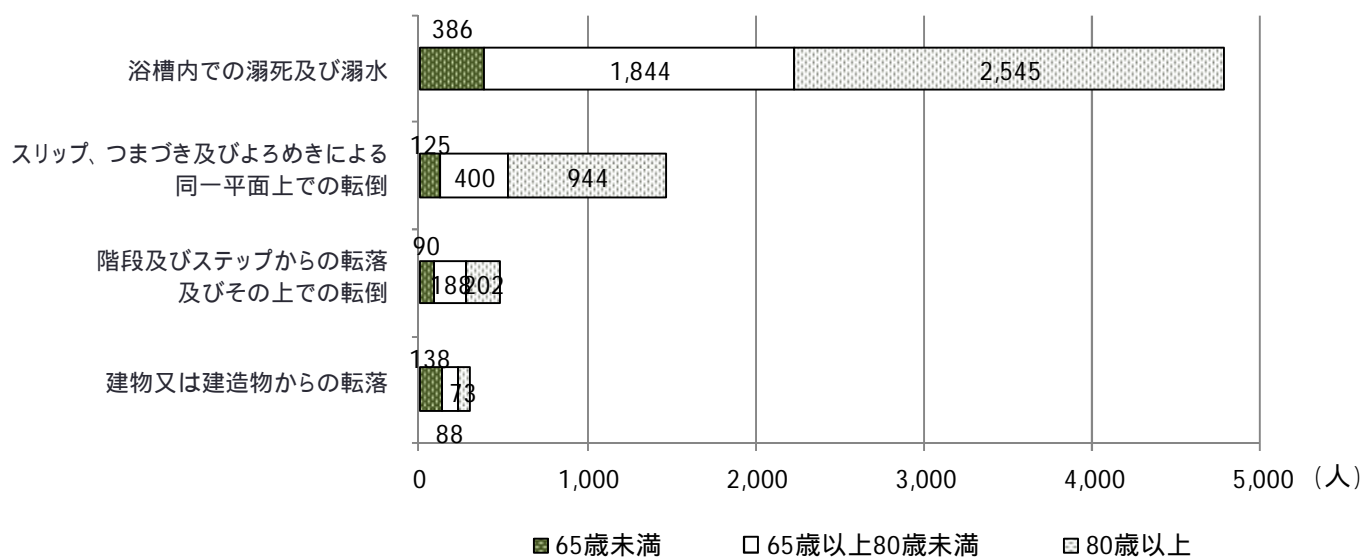


資料：「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

### (5) 家庭における主な不慮の事故

家庭内における不慮の事故は、65歳以上の割合が高くなっています。

図13：家庭における主な不慮の事故の種類別に見た年齢別死亡数（全国）



資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成27年)

## (6) 民間賃貸住宅における入居制限の状況

民間賃貸住宅では、高齢者の入居に対して、家主の一定割合が拒否感をもっており、入居の制限が行われている場合があります。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の要因となっています。

図14：入居に拒否感がある賃貸人の割合（全国）

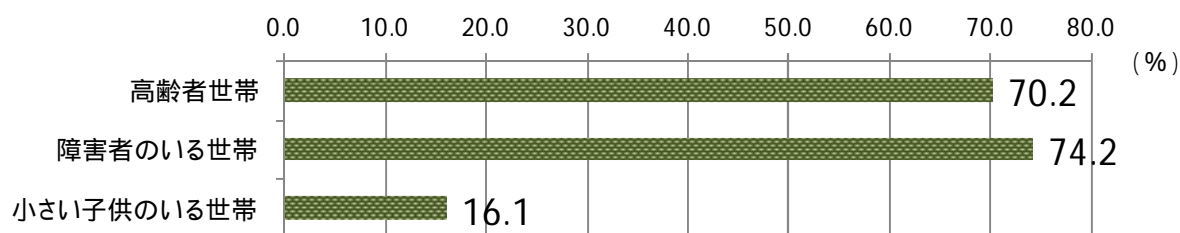


図15：入居者を拒否している賃貸人の割合（全国）

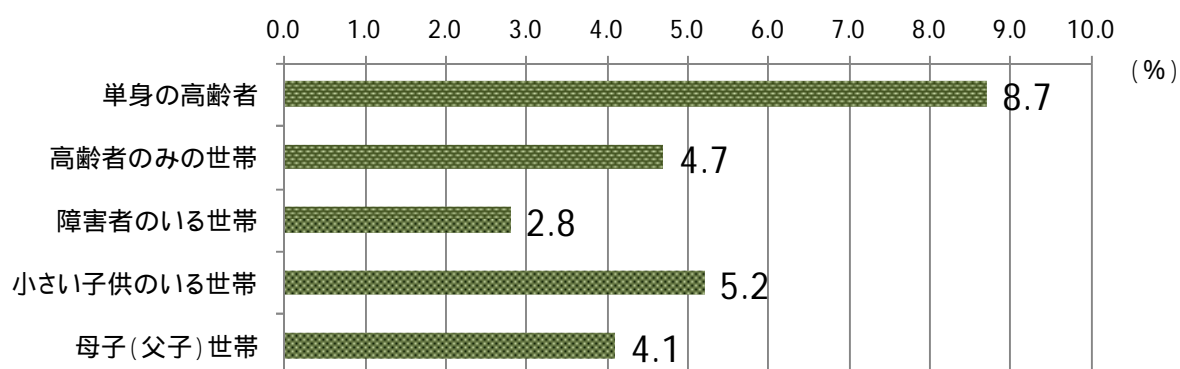
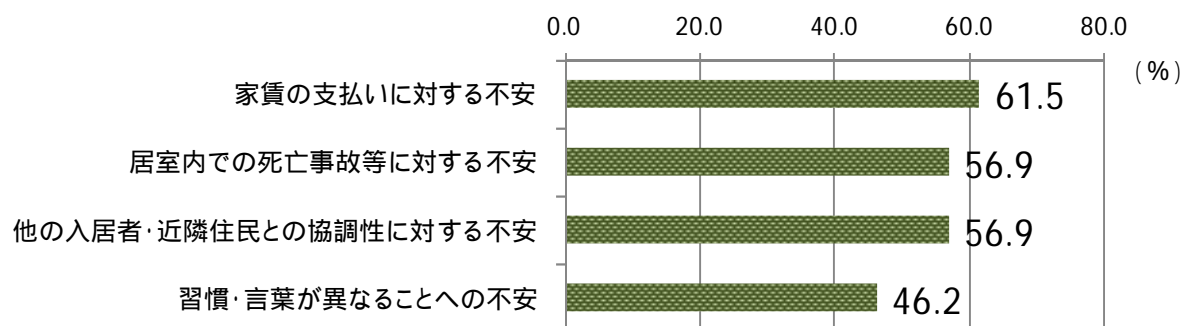


図16：入居者を拒否している理由（全国） 上位4つの回答



資料：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（平成27年12月調査）



## (7) 高齢者向け賃貸住宅の整備状況

市内の高齢者向け賃貸住宅の整備状況は、次のとおりです。

図17：高齢者向け賃貸住宅の戸数の推移（相模原市）各年4月1日の状況

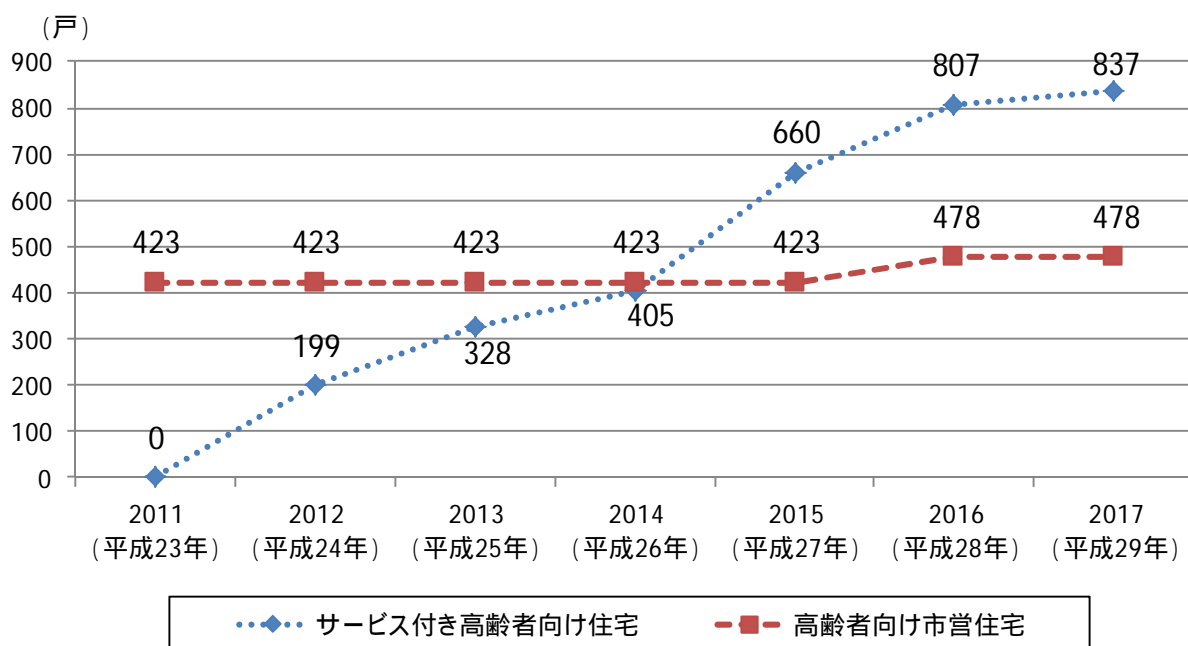


表4：高齢者向け賃貸住宅の概要

区分	概要
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録される住宅。
高齢者向け市営住宅 (シルバーハウジング)	バリアフリー化とともに、緊急通報システムなどが設置され、生活援助員(LSA)による生活指導・緊急対応等のサービスが受けられる公営住宅等。

## ( 8 ) 特別養護老人ホーム等の整備状況

市内の特別養護老人ホーム等の整備状況は、次のとおりです。

図 1 8 : 特別養護老人ホーム等の整備状況 ( 相模原市 ) 平成 2 9 年 4 月 1 日の状況

区 分	床 数
特別養護老人ホーム	3,156 床
介護老人保健施設	1,231 床
介護療養型医療施設	679 床
認知症対応型共同生活介護事業所 ( グループホーム )	1,121 床
特定施設 ( 介護付有料老人ホーム等 )	2,126 床
軽費老人ホーム	218 床
養護老人ホーム	80 床
合 計	8,611 床

表 5 : 特別養護老人ホーム等の概要

区 分	概 要
特別養護老人ホーム	常に介護が必要で在宅での生活が困難な方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練等を行う施設。
介護老人保健施設	病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療が必要な方に、施設サービス計画に基づいて、看護などを行いながら、居宅生活の復帰を目指す施設。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な方に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話や機能訓練その他必要な医療を提供する施設。

区 分	概 要
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	認知症と診断された方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行いながら共同生活をする住居。
特定施設 （介護付有料老人ホーム等）	入居する要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を提供する施設。
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を提供する施設。
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を老人福祉法に基づく市町村の措置決定により入所させ、養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を提供する施設。

## 第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

### 1 高齢者の住まいに関する課題

高齢者人口の大幅かつ急速な増加が見込まれる中において、高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者の住まいに関する次のような課題への対応が求められています。

#### (1) 高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、実現できるようにするために、高齢者の多様なニーズにかなった住まいを適切に選択できるような環境の整備が必要です。

また、自宅での生活が困難な方や、介護などの支援が必要な方で、特別養護老人ホーム等への入居を希望される方のために、引き続き、施設の適切な整備が求められています。

#### (2) 民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり

高齢者世帯の入居に拒否感のある家主の割合は依然として高く、高齢者であることを理由に民間賃貸住宅への入居を拒まれるケースが見られることから、家主の不安を解消し、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる仕組みづくりが求められています。

#### (3) バリアフリー化された住宅の確保

高齢者が、自宅で安全に、安心して日常生活を送ることができ、介護者がより容易に在宅での介護を行うことができるよう、バリアフリー化された住宅の確保が求められています。

特に、持ち家に比べて借家におけるバリアフリー化が進んでいないことから、借家のバリアフリー化の促進が課題となっています。

#### (4) 高齢者向け住まいの適正な管理

高齢者の住まいは一定の供給量を確保するだけでなく、適正に維持・管理され続けることが重要であり、家主や不動産関係者等と情報共有等を行うなど、高齢者が安心して暮らすための取組が必要です。

#### **(5) 適切な在宅支援のためのサービスの確保**

身体機能の低下等により介護などを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには、在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保することが求められています。

#### **(6) 高齢者を支える仕組みづくり**

地域の実情を踏まえ、高齢者の多様なニーズに応えるため、また、高齢者の居場所づくりや社会参加等を行うため、生活支援の充実・強化が求められています。

また、高齢者が、若年層、子育て世帯等を含む多世代により形成される地域コミュニティとのつながりをもって生活できる住環境を形成することも重要です。

#### **(7) 高齢者の住まい等に関する情報の提供**

多岐にわたる高齢者の住まい等に関する情報について、その身体の状態等に応じた住まいや日常生活を送るために必要な在宅生活支援サービスに関する情報を適切に入手でき、相談できる体制の構築が求められています。

## 2 高齢者の居住の安定確保に向けた取組方針

高齢者の住まいに関する課題に対応するため、次の方針を設定します。

### 【課題】

- (1) 高齢者向け住宅及び特別養護老人ホーム等の整備



### 方針1 高齢者に適した住まい等の供給

### 【課題】

- (2) 民間賃貸住宅への円滑な入居のための仕組みづくり



### 方針2 民間賃貸住宅への入居支援等

### 【課題】

- (3) バリアフリー化された住宅の確保
- (4) 高齢者向け住まいの適正な管理



### 方針3 安全・安心な住環境の整備

### 【課題】

- (5) 適切な在宅支援のためのサービスの確保
- (6) 高齢者を支える仕組みづくり
- (7) 高齢者の住まい等に関する情報の提供



### 方針4 高齢者を支える仕組みづくり

## 第4章 高齢者の居住の安定確保に向けた取組

### 1 高齢者に適した住まい等の供給（方針1）

高齢者のニーズを踏まえた賃貸住宅や特別養護老人ホーム等の高齢者に適した住まい等の供給を促進します。

主な取組	内容
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進	<p>サービス付き高齢者向け住宅については、国の直接補助である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の活用を広く呼びかけ、民間事業者による供給を促進します。</p> <p>公共交通機関へのアクセスが容易で医療機関や介護施設との連携が図られた、利便性の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。</p>
サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理	<p>登録事業者に対して、年1回、定期報告を求めることで現状を把握し、適正な管理の維持に努めます。また、必要に応じて立入検査等を実施します。</p> <p>現状や入居者の声などを共有するため、サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者と「(仮称)サービス付き高齢者向け住宅登録事業者懇談会」を開催します。</p>
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進	<p>新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅<sup>11</sup>について、国の補助事業の活用を広く呼びかけ、登録を促進します。</p>
高齢者向け市営住宅の供給	<p>市営住宅の建設及び建替えの際、高齢者向けの住宅整備を推進します。</p>
高齢者の市営住宅への入居の円滑化	<p>市営住宅の入居者選考に当たり、高齢者については、優先入居の取扱いを行います。なお、入居者選考の方法は、申込状況や入居動向を検証し、必要に応じて見直しを行います。</p>

<sup>11</sup> 新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅：賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録する住宅のこと。床面積や耐震性などの一定の基準に適合する住宅を登録することができる。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）」の改正により、創設された制度。

主な取組	内 容
特別養護老人ホームの整備促進	居宅サービスや在宅福祉サービス等を利用しても、身体の状態や家族の状況等により在宅での生活を継続することが困難な高齢者等に対応するため、特別養護老人ホームの整備を促進し、安定的な介護サービスの供給体制を確保します。
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の整備促進	今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者保健福祉計画で定める日常生活圏域ごとの高齢者人口や整備状況を踏まえ、未整備の圏域や整備数の少ない圏域を中心に整備を促進します。
特定施設(介護付き有料老人ホーム等)の整備促進	今後の需要動向を精査し整備を促進します。

### 《指 標》

項 目	現状値(平成 29 年度)	目標値(平成 32 年度)
サービス付き高齢者向け住宅の供給数	837 戸	1,164 戸
特別養護老人ホームの整備数	3,156 床	3,314 床
認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の整備数	1,193 床	1,391 床
特定施設(介護付有料老人ホーム等)の整備数	2,193 床	2,293 床

現状値は平成 29 年度末の整備見込み





## 2 民間賃貸住宅への入居支援等（方針2）

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者の居住の安定と家主の不安解消に努め、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。

主な取組	内 容
居住支援協議会等による入居支援	神奈川県が設置した「居住支援協議会 <sup>12</sup> 」に参画し、広域的な連携を図りながら、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を進めます。 本市の実情に応じた、きめ細やかな居住支援を実施するため、「(仮称)相模原市居住支援協議会」の設立に取り組みます。
高齢者向け住まい探し相談会	高齢者の方を対象とした、専門家による無料相談会を開催します。 開催に当たっては、広報手段などを工夫し、参加者数の増加に努めます。 相談員との連絡会を開催し、意見交換を行うことで情報共有の一助とします。
あんしん賃貸支援事業による入居支援	「かながわあんしん賃貸支援事業 <sup>13</sup> 」を活用して、高齢者が安心して入居できる民間賃貸住宅についての情報を提供し、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

### 《指 標》

項 目	現状値(平成29年度)	目標値(平成32年度)
(仮称)相模原市居住支援協議会の設立	-	設立
かながわあんしん賃貸支援事業に登録している協力不動産店数	36 店	51 店

<sup>12</sup> 居住支援協議会：住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

<sup>13</sup> あんしん賃貸支援事業：高齢者世帯等の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業。

主な取組	内 容
貸主・不動産関係者等との連携・啓発	<p>貸主及び不動産関係者を対象にした、貸主研修会を実施し、高齢者入居に関する情報交換や知識等の習得を促進します。</p> <p>「かながわあんしん賃貸支援事業」の促進のため、不動産関連事業者団体と連携・協力し、協力店や賃貸住宅の登録を促進します。</p> <p>神奈川県居住支援協議会を活用して、行政、貸主、NPO団体等と高齢者向け住宅の適正管理に関する協議を行います。</p> <p>不動産業者への地域包括ケアの普及・啓発に努めます。</p>
家賃債務保証制度等の周知	<p>(一財)高齢者住宅財団などが家賃等の債務を保証する「家賃債務保証制度<sup>14</sup>」や、(公社)かながわ住まいまちづくり協会が実施し入居中の見守りサービス等の対応を保証する「神奈川あんしんすまい保証制度」の周知に努めます。</p>
高齢者の住み替え支援	<p>高齢者が円滑に安心して住み替えができるよう、(一社)移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度<sup>15</sup>」や、(公社)かながわ住まいまちづくり協会の住み替え相談など、各種支援制度の情報提供を行うとともに、住み替えを支援している機関等との連携を図ります。</p>
終身建物賃貸借制度の運用・普及	<p>高齢者が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できるよう、「終身建物賃貸借制度<sup>16</sup>」の普及を図ります。</p>

<sup>14</sup> 家賃債務保証制度：高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯及び解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度。

<sup>15</sup> マイホーム借上げ制度：50歳以上の世帯のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するもので、これにより自宅を売却することなく住み替えや老後の資金として活用できる制度。

<sup>16</sup> 終身建物賃貸借制度：高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、バリアフリー化された住宅を高齢者の終身にわたって賃貸する事業を行う場合に、都道府県知事等の認可を受けて、賃貸借契約において、賃借人が死亡したときに終了する旨を定めることができるとした制度。

### 3 安全・安心な住環境の整備（方針3）

高齢者が自宅で自立し安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化等を促進します。

主な取組	内 容
住宅のバリアフリー化及び耐震化の促進	<p>高齢者が住み慣れた自宅で安全に安心して住み続けることができるよう介護保険制度による（介護予防）住宅改修費の支給<sup>17</sup>、住宅改修相談のほか、住宅のバリアフリー改修促進税制<sup>18</sup>等の周知により、既存住宅のバリアフリー化を促進します。</p> <p>地震に対する住宅の安全性を向上させるために実施する戸建住宅耐震改修工事費用補助制度<sup>19</sup>において、高齢者等に対する補助額を割増しすることにより、高齢者の居住する住宅の耐震化を進めます。</p> <p>住宅改修の補助事業等をまとめたリーフレットを作成し、情報提供に努めます。</p>
市営住宅のバリアフリー化の推進	<p>市営住宅の建設や建て替えに際しては、手すりの設置や段差解消等がされたバリアフリー仕様である住宅を整備します。</p>
市営住宅に居住する高齢者への低層階入居のあっせん	<p>市営住宅の上層階に居住する高齢者で、身体的に階段の昇降が困難な方については、要望に応じて募集状況等も勘案しながら、1階部分の住戸やエレベーターが設置された市営住宅への住み替えをあっせんします。</p>

<sup>17</sup> （介護予防）住宅改修費の支給：要支援・要介護認定を受けた方で、支援・介護に必要な手すりの取付け、段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、改修後、介護給付費の支給を行うもの。

<sup>18</sup> バリアフリー改修促進税制：高齢者、障害者等が居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税等が減額されるもの。

<sup>19</sup> 耐震改修工事費用補助制度：耐震改修計画等に基づいて実施する耐震・防火構造改修工事等について、費用の一部を市が助成する制度。

主な取組	内 容
高齢者向け市営住宅への生活援助員の派遣等	高齢者向け市営住宅（あじさい住宅等）に居住する高齢者等に対して、生活指導・相談や安否確認など日常生活の援助を行う生活援助員の派遣等をします。
高齢者の住宅資産を活用した居住の安定確保	高齢者世帯の生活資金やバリアフリー改修費を確保するため、（社福）神奈川県社会福祉協議会が、自宅に住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、リバースモーゲージ <sup>20</sup> や、（独）住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度 <sup>21</sup> など、関連機関・団体による様々な情報を提供し、活用を促進します。

<sup>20</sup> リバースモーゲージ：高齢者の居住用不動産を担保に月額で貸付けを受け、借り受けた高齢者の死亡時または融資期間終了時にその不動産を処分し返済する制度。

<sup>21</sup> 高齢者向け返済特例制度：満60歳以上の高齢者が自ら居住する住宅にバリアフリー工事または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合について、返済期間を申込本人（連帯債務者を含む。）全員の死亡時までとし、毎月の返済は利息のみを支払い、借入金の元金は申込本人（連帯債務者を含む。）全員の死亡時に一括して返済する制度。

## 4 高齢者を支える仕組みづくり（方針4）

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、在宅生活を支えるサービスを適切に利用できる環境を確保するとともに、地域の状況に応じつつ高齢者の多様なニーズに応えるため、生活支援の充実・強化などを進めるとともに、いきいきと充実した生活をおくることができるよう、社会参加や居場所づくりを推進します。

また、多岐にわたる高齢者の住まい等に関する情報について情報提供や普及啓発に努めます。

主な取組	内 容
在宅医療・介護連携の推進	<p>医療・介護に関する市民や従事者からの相談や情報提供、多職種の連携づくりの中核となる「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の設置を検討します。</p> <p>現在、療養・介護が必要かどうかにかかわらず、市民やその家族が在宅医療・介護について理解し、考える契機となるように、市民への普及啓発を行います。</p> <p>医療・介護従事者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の連携の課題やその解決策について意見交換するとともに、多職種による「顔の見える」関係づくりや情報共有の仕組みづくりなどについて推進します。</p>
介護予防・生活支援等の推進	<p>地域の実情や利用者の多様なニーズを踏まえ、より効果的なサービスの充実を図るため、身近な場所で状態像に合った適切な介護予防・生活支援サービスを推進します。</p> <p>住民主体サービス等については、高齢者支援センターと生活支援コーディネーターの連携により、日常生活圏域ごとに、サービスの充実を図ります。</p> <p>基準緩和サービス事業者の参入を促進し、サービスの充実を図ります。</p> <p>介護予防・生活支援サービスの質を確保するため、介護サービス事業者等に対する指導や事業の評価と検証を行います。</p> <p>高齢者の状態像を的確にかつ総合的に捉え、適切なサービスが利用できるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。</p>

主な取組	内 容
介護予防・生活支援等の推進	<p>身体能力等を維持向上させることができるよう、すべての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を図るとともに、介護予防活動の主体的な取組や参加を推進します。</p> <p>リハビリテーション専門職等の知見を活用し、高齢者の「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることにより日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援します。</p> <p>専門関係団体等との連携や地域資源を活用することにより、介護予防事業の推進や住民自身が運営する通いの場の利用を促進します。</p> <p>介護支援ボランティア事業の充実や介護予防サポーターの育成・支援を行います。</p> <p>住民主体サービスの担い手の発掘・育成を支援し、高齢者の介護予防・生活支援に関するサービスの拡充を図り、地域で活動する機会や役割を担うことで、自立支援につながるような介護予防、生活支援、社会参加が一体となった取り組みを推進します。</p>
高齢者の暮らしを支える体制の充実	<p>高齢者支援センターが、地域包括ケアシステムの構築のための地域の中核的な機関としてより一層の役割を担い、高齢者一人ひとりの状態やニーズなどに応じた介護、医療、福祉、介護予防、生活支援のサービスを適切かつ効果的に提供できる運営体制の充実を図ります。</p> <p>市が、基幹的高齢者支援センターとしての機能を担い、各地区の高齢者支援センターの後方支援や総合調整を行い、効率的・効果的な運営と連携を推進するとともに、地域ケア推進会議を開催し、全市的な課題を検討します。</p> <p>地域ケア会議を通じ個別事例等の検討から地域課題を抽出し、課題に対する地域資源の開発を推進します。</p> <p>地域のさまざまな関係者と連携し、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、全市的な高齢者施策の展開へつなげていきます。</p>

主な取組	内 容
<p>高齢者の暮らしを支える体制の充実</p>	<p>地域の実情を踏まえ、利用者の多様なニーズに応え、住み慣れた地域での自立した日常生活を支えるため、ボランティア、NPOや社会福祉法人等の多様な主体によるサービス提供の支援を行うとともに、生活支援サービスを提供するボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化を促進します。</p> <p>生活支援コーディネーターによる地域資源の把握や地域の担い手などの地域資源と地域のニーズのマッチングにより生活支援を充実します。</p> <p>高齢者の生活を支えるため、生活支援情報等を効果的に発信します。</p> <p>地域の住民が抱える介護と育児や障害などの多様かつ複合的な課題について、高齢者支援センター、地域団体、福祉関係者などの連携体制の構築に向けた検討を進めます。</p> <p>地域の団体や民生委員による見守りの推進や民間事業者等による見守り活動を促進するなど、地域の関係者による重層的な見守り体制のネットワークづくりを推進します。</p> <p>高齢者が尊厳をもって生活を送ることができるよう、高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進を図るとともに、成年後見制度利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。</p> <p>高齢者の虐待防止に関する啓発や成年後見制度についての理解の促進を図るために、普及啓発の取組を推進します。</p> <p>高齢者の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を推進します。</p>
<p>認知症施策の推進</p>	<p>誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近なものであること、認知症の人が出来ることを活かして、希望や生きがいを持って暮らしていることについて普及・啓発等を通じて、地域住民への理解を深めていきます。</p>

主な取組	内 容
認知症施策の推進	<p>「認知症サポーター養成講座」の講師となるキャラバン・メイトの養成・育成を支援し、認知症の人やその家族の「応援者」である認知症サポーターを増やしていきます。また、様々な場面で認知症サポーターが活躍できるよう、活動を支援します。</p> <p>認知症の人が有する力を最大限に活かしながら生活できるように支援を行うとともに、家族介護者の心身のリフレッシュを図り、認知症の人やその家族、地域住民や専門職が相互に情報を共有し、お互いが理解し合うための交流事業を推進します。</p> <p>若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくりなど、若年性認知症の特性に配慮した地域生活の支援に努めます。</p> <p>認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステムの周知と協力体制を推進するとともに、行方不明の恐れがある高齢者の事前登録を進めます。</p> <p>また、認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の周知や利用促進を行います。</p> <p>本人や家族が認知症の疑いや心配を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるように普及啓発を図ります。</p> <p>認知症の早期診断・早期対応のための体制の整備・強化に取り組みます。</p> <p>認知症の人の容態の変化に応じて、適時・適切に、その容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される仕組みの構築に取り組みます。</p> <p>認知症の人やその家族に対し、サービスが切れ目なく提供されるよう、情報連携ツールなどを活用し、医療・介護関係者の連携を推進します。</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、かかりつけ医等の医療との連携も含めた認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組みます。</p>



主な取組	内 容
介護サービス基盤の充実	<p>人材の確保・定着・育成の取組を推進するため、一元的な機能を持つ「(仮称)介護人材センター」の設置を検討します。</p> <p>新たに介護職を目指す方をはじめ、他の分野に従事する方や現在就業していない潜在的有資格者などに向けて、就職相談会の開催や介護の魅力発信等を通じて、介護に関わる関心を広く喚起していくことで就業機会の創出を図ります。</p> <p>公共職業安定所や市就職支援センターなどの関係機関等と連携した就業の支援を図ります。</p> <p>市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携による就業に向けた働きかけや高齢者等の参入・参画の促進を図ります。</p> <p>キャリア形成の仕組みづくりや従事者の資質の向上が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制や職場内及び外部の研修の受講機会等の確保などを支援し、施設長や従事者に対する研修等の充実に努めます。</p> <p>従事者のストレス緩和など心の健康の保持増進に向けたメンタルヘルス対策等の推進を支援するとともに、労働環境の改善等に向けた支援等を行っていくことにより、一人ひとりの従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備に努めます。</p> <p>働きがいや魅力ある職場として、介護の仕事を広く発信します。</p> <p>成長段階に応じて介護サービスの意義や重要性について理解と体験ができるよう働きかけを行うことで、就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう介護の理解促進を図ります。</p> <p>新たな人材として期待される多様な人材の参入・参画の促進を図ります。</p> <p>各種チラシ・パンフレットなどによる周知を充実するとともに、介護サービスの情報公表や自己評価、第三者評価を促進し、市民にとって分かりやすい仕組みづくりに努めます。</p>

主な取組	内 容
介護サービス基盤の充実	<p>介護サービス事業者への指導・助言や介護従事者等への研修を通じ、職場環境と介護サービスの質の向上を促進します。</p> <p>自立支援や重度化防止に資するため、要介護認定の更なる適正化を図るとともにケアプラン点検を実施するなど、介護給付適正化事業を更に推進します。</p> <p>地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの整備状況や利用者ニーズを踏まえ、中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、複数のサービスを組み合わせて提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所といった地域密着型サービスの拠点を整備するとともに、地域密着型サービスを利用しやすい環境づくりを行います。</p>
高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進	<p>団塊の世代など的高齢者に、ボランティアのきっかけづくりとなる情報などを積極的に提供するとともに、高齢者の多様なニーズとボランティアグループ、生涯学習グループなどが提供する様々なサービスとのマッチングを推進します。</p> <p>老人クラブによる地域の環境美化活動やひとり暮らし高齢者の見守り等の友愛活動などの様々な地域貢献活動を促進します。</p> <p>シルバー人材センター会員の拡充と事業の活性化を一層図るなど、高齢者の就業を促進します。</p> <p>老人クラブの活性化や地区社会福祉協議会などが運営する「ふれあい・いきいきサロン」など、地域における高齢者活動を通じて生きがいづくりの推進を図ります。</p> <p>老人クラブが実施する地域のイベント等で伝承文化を若い世代に紹介・指導する活動への支援を行い、世代間交流や伝統文化伝承活動の推進に努めます。</p> <p>市民・大学等高等教育機関・行政の連携による学習機会の充実を図ります。</p>

主な取組	内 容
高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進	身近な場でのスポーツ・レクリエーション活動を促進します。
市営住宅集会所等の活用	市営住宅にある既存の団地集会所を、地域が主体となって、高齢者をはじめ誰もが気軽に交流できる場として活用します。 特別養護老人ホーム等の施設に住民が活用できるようにお願いしている『地域交流スペースの提供』を引き続き施設にお願いするとともに、地域住民にも気軽に活用していただけるよう周知に努めます。
都市再生機構（UR）と連携した子育て賃貸住宅の供給	UR が定めた供給計画に基づく、UR による子育て世帯向けの住宅供給を通じ、地域の子育て世帯向けの住宅供給を補完できるよう、必要な連携を図ることで、多世代による地域コミュニティ形成の一助とします。
高齢者向け住まいの情報提供の充実と普及啓発	インターネットを活用して高齢者向け住まい等に関する情報を一元的に提供するとともに、高齢者やその家族などが、住まいに関する情報を容易に入手することができるよう、高齢者向け住まいの特徴等をまとめたパンフレット「高齢者向け住まいのパンフレット」を充実させ、情報の集約化に努めます。

### 《指 標》

項 目	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
高齢者支援センターの認知度	36.0%	40.0%

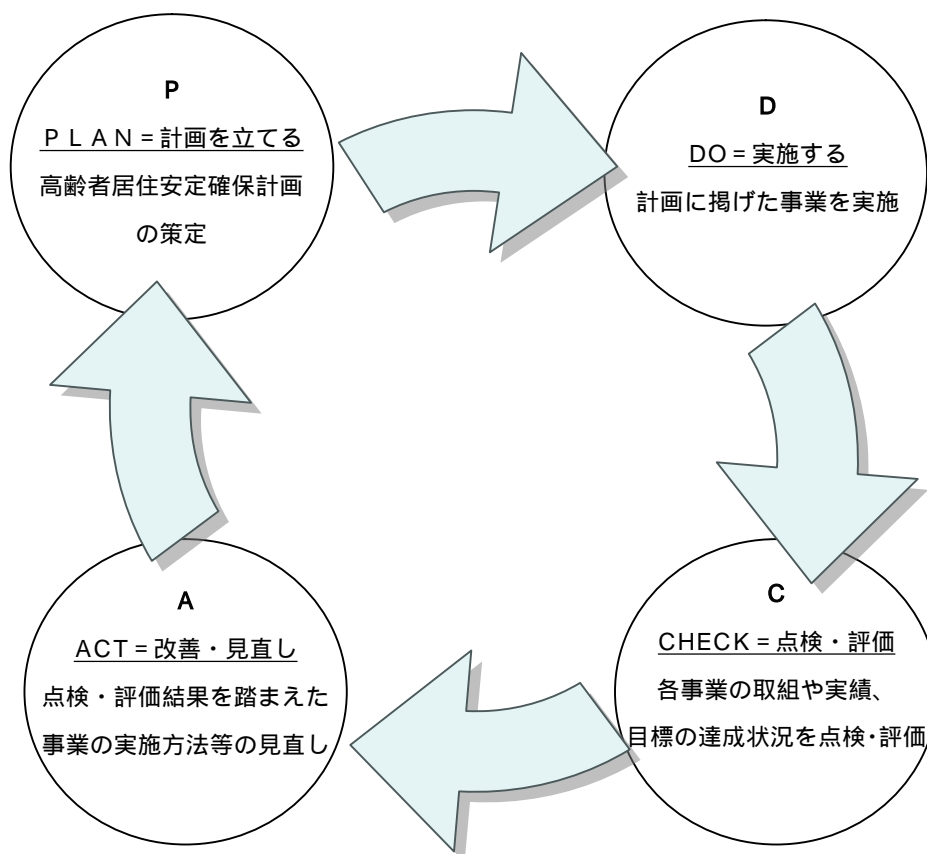
高齢者等実態調査における高齢者一般調査の結果では、29地区中8地区で高齢者支援センターの認知度が40%を超えていますが、将来的には全地区で40%以上を目指し、平成31年度は全市域での認知度40%を目標とします。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理

高齢者の居住の安定の確保を図るため、この計画で設定した取組の実施状況について、関係部局や関連団体等の意見を伺いながら、継続的に点検・評価を行い、進行管理を行います。

また、計画の見直しについても「相模原市住宅基本計画」及び「相模原市高齢者保健福祉計画」と調和を図りながら行っていきます。



## 第3期 相模原市高齢者居住安定確保計画

発行日 平成30年3月

発行 相模原市  
〒252-5277  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042-754-1111(代表)

編集 相模原市  
都市建設局 まちづくり計画部 建築・住まい政策課  
健康福祉局 保険高齢部 高齢政策課

## 庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成29年 11月 6日

案件名	ひとり親家庭等の自立支援施策と子どもの貧困対策の取組について									
所管	子ども・若者未来	局 区		部	子ども家庭	課	担当者		内線	
概要	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要である。 そこで、本市の現状と課題に対応するため、一律の現金給付から、より一層効果的で具体的な支援に移行することとし、「ひとり親家庭等の自立支援施策と子どもの貧困対策の取組」を実施するもの。									
審議内容(論点)	ひとり親家庭等学習支援事業の実施について 親子コミュニケーション支援事業の拡充について ファミリーサポートセンター事業の拡充について ひとり親家庭等自立支援関係事業の拡充について 養育費等支援事業の実施について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	10月	25日	政策調整会議	平成29年	11月	6日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成29年	11月	9日		
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供			資料提供	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との調整		教育局				ひとり親家庭等学習支援事業について 関係事業の実施状況等について 確認			
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等				内容				
H29.6.26~10.20	子どもの貧困対策連絡調整会議				子どもの貧困対策の推進等について					
備考										
政策調整会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(政策会議)									
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 ひとり親家庭等学習支援事業だが、集合型の経費が低ければ、集合型でもよいのではないかと、使い分けをするなどして経費を抑えていただきたい。 集合型に出来ない課題を抱える子への全市域的な支援が必要なことから派遣型を想定している。 親子コミュニケーション支援事業の必要性や経費はどのように考えているか。 各自治体で広がっている事業で政策的な効果はあると考えている。また、家庭環境によっては絵本を買ってもらえないケースが想定されることから、広く貧困対策の取組のひとつとして捉えている。 図書館に来ないと絵本をもらえないのではなく、健診時に配ることや届けるほうが良いのでは。 2回目については、配って終わりにするのではなく、読書の習慣につなげるため、図書館と連携していきたい。 障害児や発達に課題のある子にはどのように配慮されているのか。 全ての子どもに対する事業と考えており、個々の状況に応じた支援を行うものと認識している。</p> <p>【事務事業調整会議】 ひとり親家庭等学習支援事業の中学3年生の実施時期は、受験時期に合わせて検討する必要があるのではないかと、受講者の事情に応じて、夏休みや冬休み等に集中的に受講することができるようにすることを考えている。 養育費等支援事業の相談の弁護士を女性に限定している市もあるが、その理由は、また、本市の対応は、DV等のケースがあることから、女性に限定しているところがあると承知している。本市でも女性の弁護士に限定することを検討している。</p> <p>【政策調整会議】 ひとり親家庭等学習支援事業は、奨学金が対象者全員に配付されるのに対して、希望者全員が受講できない可能性があり、さらには集合型よりも個別型とすることで、行き過ぎた支援になっているように受け止められる可能性がある。まずは、モデル事業として、実施してはどうか。また、5年後の事業検証では遅いのではないかと、検討する。 受講者を決定する優先順位の決め方と、選考をどのように考えているのか。 優先順位については先行市を参考に作成している。選考については、高学年を優先しているため、次年度以降には希望者全員が受講できる見込みとなるが、効果検証しながら実施していきたい。</p>									

## 事案の具体的な内容

### (1) 事案の概要

子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)

#### 目的・理念

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る。  
全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、  
子供の貧困対策を総合的に推進する。

本市の主な現状と課題は次のとおりで、対策が急務であることから、  
ひとり親家庭の自立支援施策と子どもの貧困対策について取り組む。

#### <主な現状と課題>

児童扶養手当受給率は全国の指定都市で11番目(首都圏では最も高い)  
生活保護受給世帯の全日制高校進学率は、全世帯と比較すると低い水準  
ひとり親家庭の増加

#### <ひとり親家庭の自立支援施策と子どもの貧困対策にかかる取組>

ひとり親家庭等学習支援事業  
子どもの学習習慣の定着等を図るため、家庭教師を派遣する。  
親子コミュニケーション支援事業の拡充  
親子の愛着形成を図るため4か月・2歳6か月児に絵本を配布し読み聞かせの実践を促進する。  
ファミリーサポートセンター事業の拡充  
保育所への送迎や預かりへの謝礼を減額し、ひとり親世帯の自立や社会参加を支援する。  
ひとり親家庭等自立支援事業の拡充  
就職に有利となる資格取得を促進するため、給付金等を拡充する。  
養育費等支援事業  
母子家庭等の養育費を確保するため、弁護士による法律相談を実施する。

### (2) 事業スケジュール

平成30年4月 実施が可能な取組から順次実施

### (3) 事業経費・財源

事業名	事業費	特定財源額	うち一般財源
ひとり親家庭等学習支援事業(モデル事業)	27,260千円	13,629千円	13,631千円
親子コミュニケーション支援事業の拡充	7,544千円	1,883千円	5,661千円
ファミリーサポートセンター事業の拡充	8,113千円	3,934千円	4,179千円
ひとり親家庭等自立支援事業の拡充	7,416千円	5,542千円	1,874千円
養育費等支援事業	768千円	384千円	384千円
<b>取組額合計額</b>	<b>51,101千円</b>	<b>25,372千円</b>	<b>25,729千円</b>

### (4) 財源確保の考え方

既存事業の見直し及び子ども・若者未来基金からの繰入により財源を確保し、ひとり親家庭の自立支援施策と子どもの貧困対策について取り組む。

### (5) 事業実施の効果

子どもの家庭環境を向上させ、貧困の連鎖を防止するとともに、子どもたちが将来に夢と希望を持って育つことができるようになることが期待される。

第7回 政策会議 議事録

平成29年11月9日

1 第3期障害者計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、パラスポーツを絡めた啓発活動を行ってほしい。

承知した。

障害者施策に関する本市の対応状況はどうか。

国の制度改正や法改正の都度、適切に対応している。また、障害者の意見も聴取しながら対応しているものである。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

2 「第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」の策定について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

座間市で起きた事件を受けて、インターネット上で発せられている悩みを解決する方法を今後も模索し、広域的な視点で検討する必要があると考える。

自殺念慮があるような子ども・若者は、相談先として、公的な場所よりも民間や個人につながっていきこうとする傾向があることも踏まえて、検討を進めたいと思う。

社会経済情勢によって自殺対策は変化するものと考え、的を射た対策を講じることができるよう検討してほしい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。



( 3 ) 特記事項

なし

3 第 7 期高齢者保健福祉計画の策定について

( 説明者：保険高齢部長 )

( 1 ) 主な意見等

介護療養型医療施設が介護医療院に転換した場合、介護保険の給付費に影響があると思うが、本計画ではどのように見込んでいるか。

介護保険事業量及び介護保険料については、国から今後示される介護報酬の改正内容を反映し、適切に見込んでいくが、現在、県において病院をはじめとした各施設に照会を行っており、その結果をもとに計画期間中に何施設転換するかを把握し、それを含めて介護保険事業量を見込んでいきたいと考えている。

( 2 ) 結 果

原案のとおり承認する。

( 3 ) 特記事項

なし

4 第 3 期高齢者居住安定確保計画の策定について

( 説明者：まちづくり計画部長、保険高齢部長 )

( 1 ) 主な意見等

サービス付き高齢者向け住宅の供給数の目標値の設定には、必要量を見込むことが必要なのではないか。

改めて整理させていただく。

( 2 ) 結 果

原案を一部修正し承認する。

( 3 ) 特記事項

サービス付き高齢者向け住宅の必要量の見込みについて、計画に記載すること。

5 ひとり親家庭等の自立支援施策と子どもの貧困対策の取組について

(説明者：こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

本市では幼児教育をより進めていく必要があると考える。読み聞かせや絵本の配布等をきっかけに、幼児教育にも焦点を当てて取り組んでもらいたい。

読み聞かせ事業については、今後、図書館でも拡大していきたい。保護者に対する幼児教育の重要性について周知・啓発する機会を増やしていきたいと考えている。

家庭教師の派遣について、保護者の在宅時間中に実施するとのことだが、日時は各家庭、個別に対応するのか。

基本的には対象者と事業者をマッチングさせる段階で個別に対応することを想定している。

家庭教師の派遣に対して希望者が定員を上回った場合の、選考基準については事業開始までによく整理してもらいたい。

中学生向けに実施している e-ライブラリーの活用も検討してもらいたい。

教職員OBを活用することはできないか。

子どもの支援事業などにおける教職員OBの需要は多く、家庭教師として派遣するための人員確保が難しいことから、民間事業者への委託を選択したものである。

モデル事業として、効果検証を行いながら事業実施をしてもらいたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

以上